

# 令和元年度 第2回 三重県社会福祉審議会 事項書

日時：令和2年2月4日（火）13:30～15:30

場所：三重県庁講堂棟第131・132会議室

## 1 開会

## 2 議題

### 審議事項

(1) 三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について P. 5～P. 17 資料 1

### 報告事項

(2) 「三重県地域福祉支援計画」について P. 19～P. 28 資料 2

(3) 「三重県再犯防止推進計画」について P. 29～P. 38 資料 3

(4) 民生委員・児童委員の一斉改選について P. 39～P. 42 資料 4

(5) 「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について P. 43～P. 48 資料 5

(6) 「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」について P. 49～P. 50 資料 6

(7) 「子どもを虐待から守る条例」について P. 51～P. 52 資料 7

(8) 「三重県社会的養育推進計画」について P. 53～P. 56 資料 8

(9) 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」について P. 57～P. 62 資料 9

(10) 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」について P. 63～P. 68 資料 10

## 3 その他

## 4 閉会



令和元年度第2回三重県社会福祉審議会 委員名簿及び出欠表

○委員

(敬称略、五十音順)

氏名	職名	出欠
いねい みつや 乾 光哉	伊賀市社会福祉協議会 事務局長	○
いむら まさかつ 井村 正勝	三重県社会福祉協議会会长	○
うさみ なおき 宇佐美 直樹	三重県保育協議会副会長（私立いずみ保育園園長）	×
うまおか しん 馬岡 普	三重県医師会副会長	×
おかもと さかえ 岡本 栄	三重県市長会副会長（伊賀市長）	○
かたやま まさひろ 片山 賢洋	三重弁護士会（片山法律事務所 弁護士）	×
きのした みさこ 木下 美佐子	ユニバーサルデザインのまちづくりの会 代表	○
さとう ゆかり 佐藤 ゆかり	公募委員	○
さの たかのぶ 佐野 貴信	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長 (サノプランニング代表取締役)	○
なかせこ はつき 中瀬古 初美	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長	○
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学 生活科学科 教授	○
にしかわ あきまさ 西川 明正	三重県老人クラブ連合会会長	○
にしだ けん 西田 健	三重県町村会副会長（紀宝町長）	×
にしみや かつこ 西宮 勝子	三重県看護協会会長	○
はやみ まさみ 速水 正美	三重県民生委員児童委員協議会会長	×
ふじい しげこ 藤井 滋子	三重県自閉症協会会長	○
みなみで みつあき 南出 光章	公募委員	○
みやざき つた子 宮崎 つた子	三重県立看護大学 教授	○
やました たかひろ 山下 高弘	三重県小中学校校長会（紀北町立上里小学校）	×
よしかわ ひでじ 吉川 秀治	三重県労働者福祉協議会理事長	×

○事務局

氏名	職名
おおはし 大橋 範秀	子ども・福祉部長
もり 森 靖洋	子ども・福祉部副部長
かぶと 加太 竜一	医療保健部副部長
なかやま 中山 恵里子	子ども・福祉部次長
なかざわ 中澤 和哉	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
ふじおか 藤岡 幸一	子ども・福祉部地域福祉課長
たかはしま 高瀬 公生	子ども・福祉部少子化対策課長
なかむら 中村 徳久	子ども・福祉部子育て支援課長
もりおか 森岡 賢治	子ども・福祉部障がい福祉課長
いのうえ 井上 翔太	医療保健部長寿介護課長
いままち 今町 嘉範	子ども・福祉部子ども虐待対策・里親制度推進監
よしだ 吉田 良矢	子ども・福祉部地域福祉課課長補佐兼班長
やまだ 山田 晶	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班班長兼企画員
うえだ 上田 栗穂	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班主事

## 令和元年度第2回三重県社会福祉審議会 配席図

令和2年2月4日（火） 三重県庁講堂棟第131・132会議室

委員長		報道関係者席
●	委員長	
●	長友委員	中瀬古委員
●	西川委員	佐野委員
●	西宮委員	佐藤委員
●	藤井委員	木下委員
●	南出委員	岡本委員
●	宮崎委員	乾委員

出入口

●	●	●	●	●	●
中澤課長	中山次長	森副部長	大橋部長	加太副部長	井上課長

出入口

今町子ども虐待対策 中村課長 高濱課長 森岡課長 藤岡課長 吉田課長補佐  
・里親制度推進監 兼班長

● ●  
山田 上田  
班長兼企画員

○

○

○

○

議題：三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について

【改正内容】

三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の「里親審査部会」を改組し、「里親審査・施設機能強化部会」とする。

【改正理由】

今年度中に策定予定の「三重県社会的養育推進計画」において、計画の進行管理については三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議体制を強化することで対応することとしている。そのため、計画全体については児童福祉専門分科会で審議を行うが、代替養育が必要な児童の受け皿整備に関する専門的事項については、部会において審議を行うこととするため。

【施行期日】

令和2年7月1日

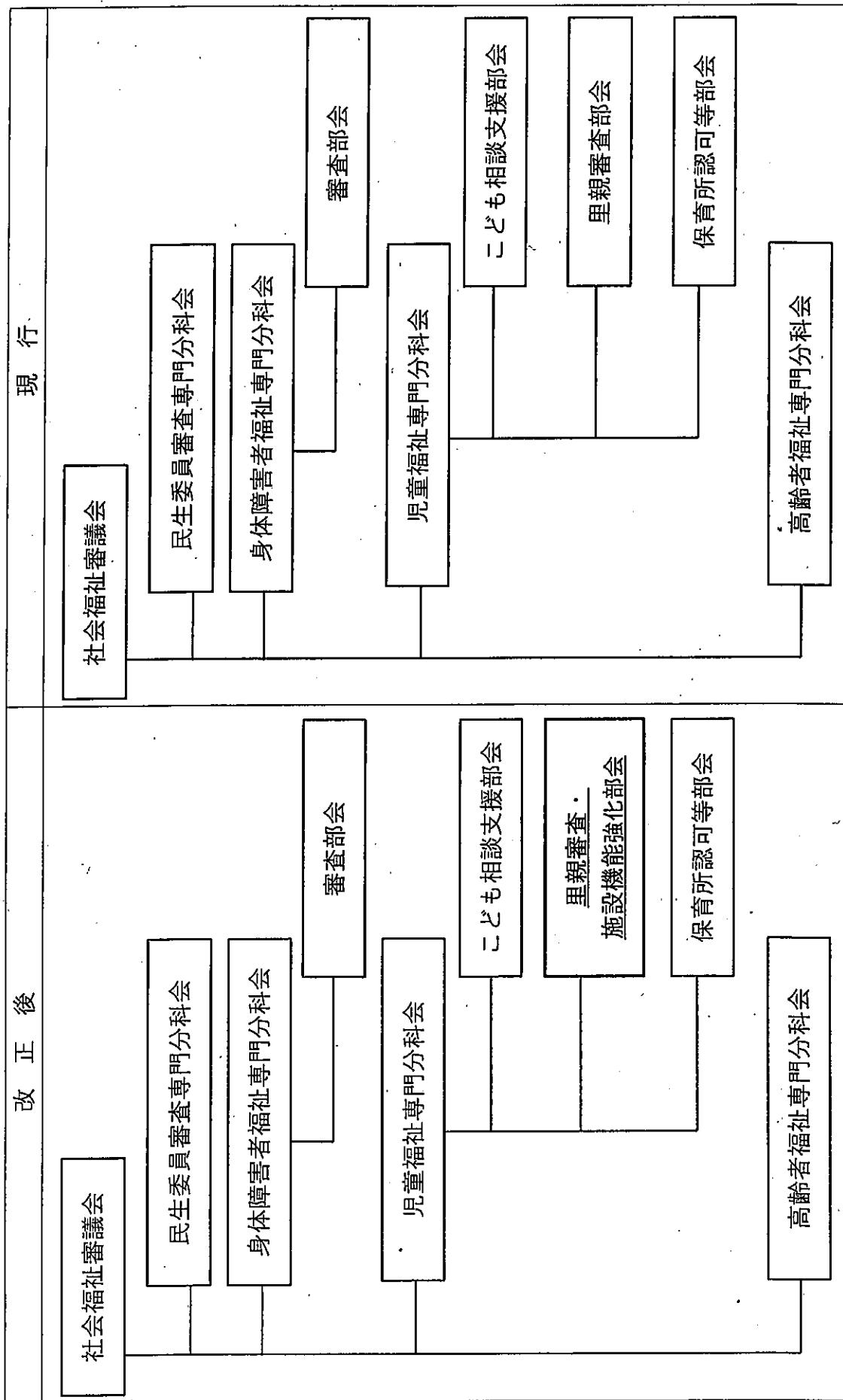
三重県社会福祉審議会要綱 新旧対照表

改 正	後	現 行
(目的) 第1条	(略)	(目的) 第1条
(組織) 第2条	審議会は20人以内の委員で構成する。 2 専門分科会（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。）は20人以内（児童福祉専門分科会は25人以内）の委員又は臨時委員で構成する。	(組織) 第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。 2 専門分科会（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。）は20人以内（児童福祉専門分科会は25人以内）の委員又は臨時委員で構成する。
3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。	3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。	3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。
4 児童福祉専門分科会にこども相談支援部会、里親審査・施設機能強化部会及び保育所認可等部会を置く。	4 児童福祉専門分科会にこども相談支援部会、里親審査部会及び保育所認可等部会を置く。	4 児童福祉専門分科会にこども相談支援部会、里親審査部会及び保育所認可等部会を置く。
5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査・施設機能強化部会は5人以内、保育所認可等部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。	5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査部会は5人以内、保育所認可等部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。	5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査部会は5人以内、保育所認可等部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。
(高齢者福祉専門分科会) 第2条の2	(略)	(高齢者福祉専門分科会) 第2条の2
(臨時委員の任期) 第2条の3	(略)	(臨時委員の任期) 第2条の3
(審査部会長) 第3条	(略)	(審査部会長) 第3条
(部会) 第3条の2	(略)	(部会) 第3条の2

三重県社会福祉審議会要綱 新旧対照表

改 正	後	現 行
(議長) 第4条	(略)	(議長) 第4条
(審議会の決議) 第5条	(略)	(審議会の決議) 第5条
(事務局) 第6条	(略)	(事務局) 第6条
(雑則) 第7条	(略)	(雑則) 第7条
(附則)	この要綱は、令和2年7月1日から施行する。	(別表)
(別表)	(略)	(略)

三重県社会福祉審議会 組織新旧対照表(案)



## 児童福祉専門分科会里親審査部会の改組について（案）

### 1 専門分科会の概要

#### (1) 委員数

根拠：三重県社会福祉審議会要綱 第2条

児童福祉専門分科会は25人以内の委員又は臨時委員で構成する。

現状：委員18名（委員6名、臨時委員12名）

#### 委員構成

学識経験者 3名（弁護士、大学教授）

児童福祉団体 9名（児童委員、児童養護施設、里親、NPO等）

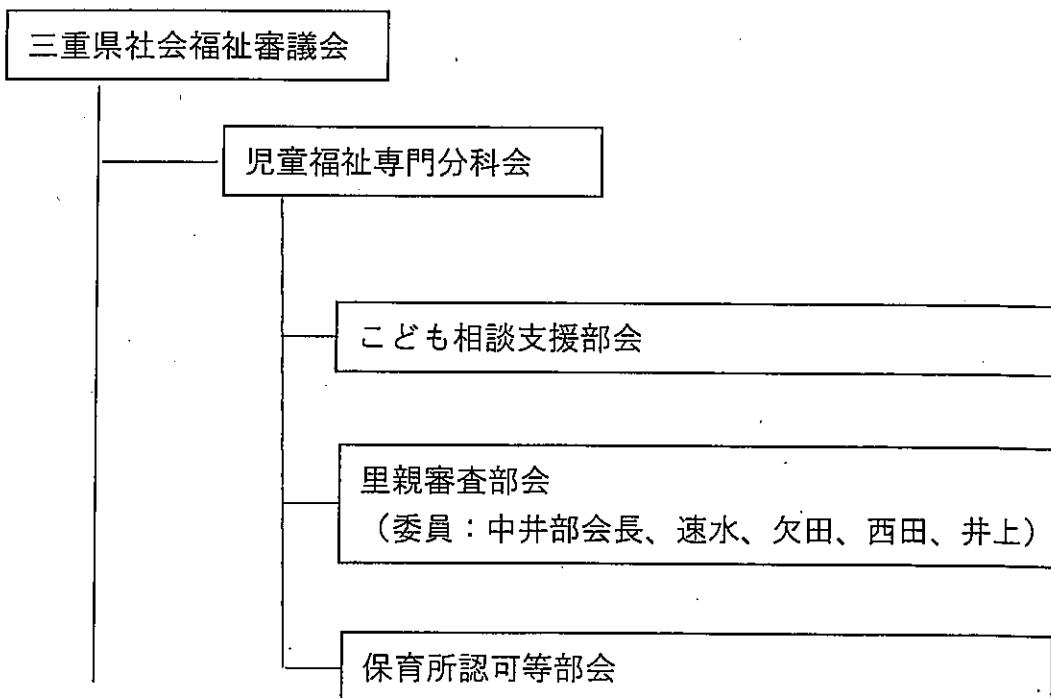
医療 2名（児童精神科医、看護師）

教育・保育 3名（保育所、小中学校長会）

公募 1名

#### (2) 開催状況

年間2回程度開催し、里親審査部会の審議結果、各計画の進捗状況を中心議題。また、こども相談支援部会（5名）、里親審査部会（5名）、保育所認可部会（5名）の3部会を有している。



2 社会的養育推進計画の進行管理と里親審査部会の改組について  
計画全体は児童福祉専門分科会で審議する。(他計画：子どもの貧困、ひとり親、児童虐待年次報告等もここで審議している。)

ただし、代替養育の受け皿整備については部会で審議することとしたい。

・里親審査部会を改組し、里親審査・施設機能強化部会とする。

・現行は年3回各3時間程度審査、委員数は5名。

・委員数は変更しない。

・回数は年4回程度とし、里親審査のほか、

①代替養育の推移（措置児童数）

②里親の登録数・委託率

③施設の機能転換（多機能化、小規模化、高機能化）

の専門性の高い事項に限定し進行管理を行う。

### 三重県社会福祉審議会

#### 児童福祉専門分科会

#### こども相談支援部会

#### 里親審査・施設機能強化部会

(委員：5名、6月の改選で決定)

#### 保育所認可部会

## 三重県社会福祉審議会要綱（新）

### （目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条及び三重県社会福祉審議会条例（平成12年三重県条例第5号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された三重県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、条例第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。

- 2 専門分科会（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。）は20人以内（児童福祉専門分科会は25人以内）の委員又は臨時委員で構成する。
- 3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。
- 4 児童福祉専門分科会に子ども相談支援部会、里親審査・施設機能強化部会及び保育所認可等部会を置く。
- 5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査・施設機能強化部会は5人以内、保育所認可等部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。

### （高齢者福祉専門分科会）

第2条の2 法第11条第2項の規定により、高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

### （臨時委員の任期）

第2条の3 専門分科会又は部会に属する臨時委員の任期は3年とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。なお、この場合の期間は3年以内とする。

### （審査部会長）

第3条 審査部会に、その部会に属する委員及び臨時委員の互選により審査部会長を置く。

### （部会）

第3条の2 部会長は会務を掌理する。

- 2 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

### （議長）

第4条 審議会、専門分科会又は部会の会議の議長は、委員長、専門分科会長又は部会長とする。

### （審議会の決議）

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は部会において審議した事項は、その決議をもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会又は部会において、審議会で調査審議するとされた事項についてはこの限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局は三重県子ども・福祉部に置き、事務担当は別表のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めない審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年8月24日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年12月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(別表)

- 1 審議会全体事務担当  
子ども・福祉総務課
- 2 審議会及び民生委員審査専門分科会事務担当  
子ども・福祉部地域福祉課
- 3 審議会及び身体障害者福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当  
子ども・福祉部障がい福祉課
- 4 審議会及び児童福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当  
子ども・福祉部子育て支援課
- 5 審議会及び高齢者福祉専門分科会事務担当  
医療保健部長寿介護課



## 三重県社会福祉審議会要綱（旧）

### （目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条及び三重県社会福祉審議会条例（平成12年三重県条例第5号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された三重県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、条例第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。

- 2 専門分科会（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。）は20人以内（児童福祉専門分科会は25人以内）の委員又は臨時委員で構成する。
- 3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。
- 4 児童福祉専門分科会に子ども相談支援部会、里親審査部会及び保育所認可等部会を置く。
- 5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査部会は5人以内、保育所認可等部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。

### （高齢者福祉専門分科会）

第2条の2 法第11条第2項の規定により、高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

### （臨時委員の任期）

第2条の3 専門分科会又は部会に属する臨時委員の任期は3年とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。なお、この場合の期間は3年以内とする。

### （審査部会長）

第3条 審査部会に、その部会に属する委員及び臨時委員の互選により審査部会長を置く。

### （部会）

第3条の2 部会長は会務を掌理する。

- 2 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

### （議長）

第4条 審議会、専門分科会又は部会の会議の議長は、委員長、専門分科会長又は部会長とする。

### （審議会の決議）

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は部会において審議した事項は、その決議をもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会又は部会において、審議会で調査審議するとされた事項についてはこの限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局は三重県子ども・福祉部に置き、事務担当は別表のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めない審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 12 年 8 月 24 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 12 月 21 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 11 月 26 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 7 月 12 日から施行する。

(別表)

- 1 審議会全体事務担当  
子ども・福祉総務課
- 2 審議会及び民生委員審査専門分科会事務担当  
子ども・福祉部地域福祉課
- 3 審議会及び身体障害者福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当  
子ども・福祉部障がい福祉課
- 4 審議会及び児童福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当  
子ども・福祉部子育て支援課
- 5 審議会及び高齢者福祉専門分科会事務担当  
医療保健部長寿介護課



## 「三重県地域福祉支援計画」について

### 1 三重県地域福祉支援計画の策定

「三重県地域福祉支援計画」は社会福祉法に基づく計画で、福祉に関し共通して取り組むべき事項や、市町における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項などを定めるものです。

計画策定にあたって、市町、市町社会福祉協議会との地域別意見交換（7地域で各2回開催）を行うとともに、パブリックコメントを実施し、別冊1のとおり取りまとめました。

今後、当審議会での意見を計画に反映し、最終案としてまとめていきます。

### 2 計画のポイント

#### (1) 計画の基本理念

「みんな広く包み込む地域社会 三重」を理念に、地域における支え合いの体制や暮らしを支える取組を推進します。

#### (2) 生きづらさを抱える者への支援

これまで支援が行き届かなかった、ひきこもり状態にある者や若年無業者などの生きづらさを抱える者を対象と捉えます。また、「ひきこもり地域支援センター」等の支援機関が連携するとともに、「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置する等、包括的支援体制の整備を促進し、誰一人取り残さない支援を進めます。

#### (3) 市町との意見交換を重視した推進体制

地域福祉支援計画は、市町の地域福祉計画を支援することで、地域福祉を推進し、包括的支援体制の整備を進めるためのものです。

今年度、計画策定に関して開催した市町、市町社会福祉協議会との意見交換において、「市町だけで対応できない課題、広域で対応すべき課題など、地域の状況を話し合い、吸い上げ、広げる場があるとよい」との複数の意見があったところです。

このことから、計画策定後においても、定期的に市町と市町社会福祉協議会との情報共有や意見交換を実施していきます。

#### (4) 包括的支援体制整備に係る相談支援包括化推進員の養成

包括的支援体制整備は、地域共生社会実現に向けて核となる重要な取組です。

支援機関に配置され、制度の狭間や複合化した課題にも柔軟に対応できる人材となる「相談支援包括化推進員」がすべての市町で配置できるよう、人材の養成を広域的、専門的な視点から計画的に行います。

### 3 中間案の概要

#### 第1章 計画策定の基本的な考え方

##### (1) 計画策定の趣旨（別冊1－1 P1～13）

県内全域での地域福祉を一層推進し、多世代間の交流や助け合いによる地域共

生社会における地域コミュニティ機能の確保をめざすため、三重県らしい「多様性」と「可能性」を含んだ持続可能な地域社会への道筋を示すものとして、新たな地域福祉支援計画を策定します。

(2) 計画策定の視点（基本姿勢）（別冊1－1 P14～15）

計画策定における基本姿勢として、「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン」「ダイバーシティ社会の推進」「「SDGs」の達成と「Society5.0」の実現」の4つの視点を重視しながら具体的な施策展開を図っていきます。

(3) めざすべき方向性と着眼点（別冊1－1 P16）

計画の基本理念のキーワード「広く包み込む」の観点から、「生活課題の包括化」「対象の包括化」「相談・支援の包括化」「地域の包括化」「計画の包括化」の5つの「包括化（包み込む）」を着眼点に施策の方向性を定めていきます。

(4) 計画の位置付けと他計画との関係（別冊1－1 P17～18）

さまざまな生活課題に関する各分野の計画による施策が相互に連携しながら、総合的な取組を機能させるためのものとして、この地域福祉支援計画を位置付け、横断的に施策を推進していきます。

(5) 計画期間（別冊1－1 P19）

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口・世帯の状況（別冊1－1 P20～21）

将来人口推計・高齢化率、一般世帯・高齢者世帯数

(2) 支援を必要とする人等の状況（別冊1－1 P22～43）

要介護（支援）者数、認知症高齢者数、高齢者虐待判断件数

障害者手帳所持者数、障害者虐待認定件数

ひとり親家庭世帯数、子どもの貧困率、児童虐待相談対応件数

保護率、自殺者数、再犯者数、外国人住民・労働者数、ひきこもり、非正規雇用者数、就職氷河期世代支援対象者数、若年無業者数など

(3) 地域福祉を支える人や地域資源等の状況（別冊1－1 P44～50）

民生委員・児童委員数、ボランティア・NPO法人数、介護職員数、社会福祉法人数など

## 第3章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念（めざすべき姿）（別冊1－1 P51～52）

「みんな広く包み込む地域社会『三重』を理念とし、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

(2) 施策体系（別冊1－1 P53～56）

基本理念で掲げるめざす姿を実現するため、次の3つの取組を柱に施策を展開していきます。

① 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

② 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

③ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

## 第4章 施策展開

### (1) 地域における支え合い体制（別冊1－1 P57～65）

#### ① 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり

- ・ 地域住民の集まる場は、地域住民の相談や情報交換の場であるとともに、新たな取組が生まれるきっかけともなる場であることから、サロン活動や子どもの居場所、外国人コミュニティへの支援など、地域住民の居場所づくりを促進していくことで、地域住民相互の交流を図ることができる拠点づくりの取組を推進します。

#### ② 地域住民による支援活動の推進

- ・ 福祉教育・社会教育を推進し、地域の課題を「我が事」として考え、解決したいという気持ちを持った方を地域の担い手として活動につなげていけるよう、ボランティア活動の基盤整備に取り組むとともに、「支え手」「受け手」という関係を超えた地域住民による支援活動を推進します。

- ・ 地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の担い手不足の改善に向けて、制度の一層の周知や活動しやすい環境づくりを進めます。

#### ③ 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

- ・ 各市町において包括的な支援体制が整備されるよう支援し、県内全域での地域福祉をより一層推進していきます。

- ・ 社会福祉協議会の取組の支援や連携を深め、社会福祉の増進や地域住民等が互いに支え合う地域社会づくりを支援します。

- ・ 相談・支援機関間の連携を深めるための取組や、市町の支援体制を広域的・専門的の観点から適切に支援することで、重層的な支援体制の構築を図っていきます。

#### ④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方についての啓発活動や学習機会の提供、活動を担う人材の育成を行うことで、おもいやりの絆がつながり、すべての人が、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現します。

### (2) 暮らしを支える取組の推進（別冊1－1 P66～82）

#### ① 高齢者・障がい者への支援

- ・ 「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めます。

- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会の確保、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会やレクリエーション・文化活動などに参加する機会の確保とともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、情報保障など障がい者の権利擁護に取り組み、障がい者施策の推進を図ります。

#### ② 子ども・子育て支援

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育の充実、保育士等の資質向上・人材確保を図るとともに、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・多機能化の促進、社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

### ③ 生活困窮者等への支援

- ・ さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対する相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。
- ・ 学校・地域の連携による教育の支援、子どもたちが安心できる居場所づくりなどの生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備などについて、「三重県子どもの貧困対策計画」や「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、市町や関係団体と連携して総合的に取り組みます。

### ④ 生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援

- ・ ひきこもりなど、生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、「ひきこもり地域支援センター」による支援者研修などに取り組むとともに、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化します。
- ・ 「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置し、複合的な課題に対応します。
- ・ 就職氷河期世代の本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人に対する安定した就労に向けた支援の充実や、若年無業者の就労に向けて、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。
- ・ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「三重県自殺対策計画」に基づき、包括的な生きることへの支援を行い、自殺対策を総合的に推進します。（調整中）
- ・ 犯罪をした者等による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組みます。
- ・ 「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症施策を総合的に推進します。
- ・ がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、多職種との連携を推進します。
- ・ 難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。
- ・ 医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材養成などの体制整備を進めます。
- ・ 外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。
- ・ 多様な性的指向や性自認について社会の理解促進を図ります。

## ⑤ 災害時要配慮者への支援

- ・ 避難行動要支援者の個別支援計画の作成について、県内への水平展開するための取組を進めます。（調整中）
- ・ 災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備を進めます。
- ・ 被災時における介護職員等の応援・受援体制の整備を進めます。
- ・ 大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営に参画するとともに、受援体制の整備を図ります。
- ・ 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営について、平常時からの研修や訓練の実施を推進します。

## ⑥ 生活基盤の充実

- ・ 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。
- ・ 性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、意欲や能力を十分發揮して働き続けられる職場環境づくりに取り組みます。
- ・ 障がい者等が農林水産分野で活躍できるよう、農林水産業と福祉との連携を促進し、障がい者の就労機会の拡大に取り組みます。（※ 調整中）
- ・ 公営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実を図ります。
- ・ 車を持たない高齢者などの円滑な移動を確保するため、関係分野が連携し、地域の実情に応じた取組を市町、事業者等と共に進めます。

## ⑦ 権利擁護の推進

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に向けた支援など、成年後見制度利用推進のための仕組みづくりを支援します。
- ・ 福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行うことにより、地域で自立した生活ができるよう支援します。
- ・ 障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、虐待の防止と適切な対応を行うため、市町への支援や関係機関との連携強化等に取り組みます。
- ・ 消費者トラブルを防ぐため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域における見守り体制の構築を進めます。

## ⑧ 多様な生活課題への対応

- ・ 多様な生活課題の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター等の活動の促進を図ります。
- ・ 地域福祉活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進します。
- ・ 企業との連携による地域福祉活動の支援の拡充に取り組みます。
- ・ 社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を促進します。

（3）地域福祉を支える基盤整備（別冊1-1 P 83～88）

## ① 福祉人材の確保

- ・ 三重県福祉人材センターや三重県保育士・保育所支援センターによる無料職業紹介等の事業のほか、市町や事業者団体等とともに、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。
- ・ 若い世代の介護分野への参入の促進を図ります。
- ・ 介護事業所等における労働環境の改善に向けた取組を支援します。
- ・ 外国人材の新規参入を促進します。
- ・ 保育士等の業務負担軽減に取り組むなど、保育人材の確保に努めます。

## ② 福祉サービスの質の向上

- ・ 効率的な指導監査等を実施し、適正な運営と健全な経営を確保します。
- ・ みえ福祉第三者評価制度を普及促進し、サービスの質の向上を図ります。
- ・ 苦情解決体制の充実を図ります。
- ・ 福祉施設職員等の研修機会の充実を図ります。

## ③ 福祉サービスの総合的提供方法のあり方

- ・ 包括的・継続的な在宅医療・介護の提供体制づくりを進め、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図ります。
- ・ 高齢者、障がい害者の共生型サービスの普及を進めます。

## ④ 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用

- ・ 介護ロボットの導入に向けた事業者への支援、普及・啓発を行います。
- ・ 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用に向けた取組を支援します。

## 第5章 推進体制

### (1) 地域福祉推進会議の設置（別冊1－1 P89）

市町による地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉推進を支援するため、学識経験者や市町代表、県・市町社会福祉協議会、関係団体等で構成する会議体を設置し、この計画の進捗管理を行います。

### (2) 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施（別冊1－1 P89）

市町及び社会福祉協議会との意見交換や、先進的な取組事例等市町間での情報共有等を図るため、市町及び社会福祉協議会との意見交換の機会を設け、県地域福祉支援計画の推進を図るとともに、市町地域福祉計画の策定・改定や、計画に基づく取組を支援していきます。

## 第6章 進捗管理

### (1) 参考指標の設定（別冊1－1 P90）

計画における取組項目ごとに施策効果となる目標を設定し、施策の実行による効果の把握・分析・評価を行い、この計画の進捗管理を行います。

## 4 今後の予定

令和2年 3月 常任委員会（最終案）

計画の策定

### 3 施策体系（推進項目）

<b>推進項目 1</b>	地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉計画策定市町数（現状値：18市町）</li> <li>・ 多機関協働による包括的支援体制整備市町数 （現状値：8市町）</li> <li>・ 民生委員定数充足率（現状値：94.5%）</li> <li>・ 相談支援包括化推進員養成数（新規取組）</li> <li>・ ヘルプマークを知っている県民の割合（現状値：58.1%）</li> </ul>
施策方向	取組項目
1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	<p>サロン活動への支援</p> <p>子どもの居場所づくり（子ども食堂 等）</p> <p>外国人コミュニティへの支援</p>
2. 地域住民による支援活動の推進	<p>福祉教育・社会教育の推進</p> <p>ボランティア活動への支援</p> <p>高齢者・障がい者の地域活動への支援</p> <p>民生委員・児童委員活動への支援</p>
3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援	<p>相談支援包括化推進員の養成</p> <p>社会福祉協議会の取組への支援と連携強化</p> <p>相談・支援機関の連携推進</p>
4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	<p>ユニバーサルデザインの意識づくり</p> <p>誰もが暮らしやすいまちづくり</p>

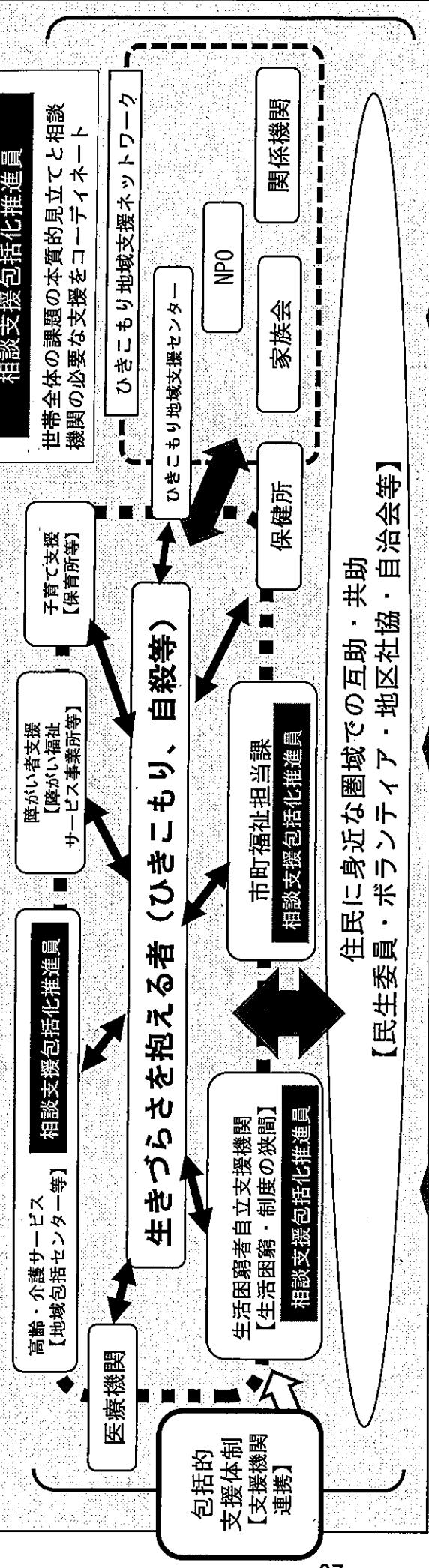
<b>推進項目 2</b>	暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数 （現状値：8,736件）</li> <li>・ 再犯者数（現状値：1,010人）</li> <li>・ 災害派遣福祉チーム数（現状値：一）</li> </ul>
施策方向	取組項目
1. 高齢者・障がい者への支援	<p>高齢者に対する支援の充実</p> <p>障がい者に対する支援の充実</p>
2. 子ども・子育て支援	<p>子ども・子育て支援の充実</p> <p>社会的養育の推進</p>
3. 生活困窮者等への支援	生活困窮者自立支援の推進

子どもの貧困対策の推進	
4. 生きづらさを抱える者 (ひきこもり、自殺、犯罪をした者など)への支援	ひきこもり・ニート 自殺対策 再犯防止の取組の推進 認知症施策の推進 がん・難病患者 医療的ケア児・者 外国人住民 人権課題(多様な性のあり方、DV被害者等)
5. 災害時要配慮者への支援(福祉避難所、施設の防災対策・受援体制等)	
6. 生活基盤の充実	就労機会の充実 (就労支援、雇用の確保、多様な働き方の推進) 住宅確保 移動の確保
7. 権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進 福祉サービスの利用援助 差別解消、虐待防止の取組の推進 消費者被害の防止・救済
8. 多様な生活課題への対応 (孤独死、体の不自由な方のごみ出し、ごみ屋敷、高齢・障がい世帯の草刈り等)	

推進項目3	地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～)
参考指標	・県内の介護職員数(現状値：27,818人) ・みえ福祉第三者評価の受審事業所数(現状値：285施設)
施策方向	取組項目
1. 福祉人材の確保	福祉人材の確保 若者等の参入促進 働きやすい福祉職場づくりへの支援
2. 福祉サービスの質の向上	効果的な指導監査等の実施 第三者評価の受審促進 苦情解決体制の充実 福祉人材の質の向上
3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方	保健・医療との連携 共生型サービスの普及
4. 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用 (介護ロボットの導入支援、介護事業等のIT化の促進)	

## 推進項目2-4 生きづらさを抱える者の支援 イメージ

### 【市町地域福祉計画】



### 【県地域福祉支援計画】

主な取組（推進体制、人材育成、連携・ネットワーク）

#### 推進体制

- 「三重県地域福祉推進会議」を設置
- 市町及び市町社会福祉協議会との「定期的な意見交換」を実施

#### 人材育成

- 相談支援包括化推進員の養成
- 県所管区域の「三重県生活相談支援センター」にアウトチーチ支援員を配置
- ひきこもり地域支援センターによる市町・保健所等の支援者の人材育成

#### 連携・ネットワーク

- ひきこもり地域支援センターによるネットワークの構築
- 就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの構築
- 地域福祉に貢献する企業との協定締結

#### 市町を下支え



## 「三重県再犯防止推進計画～犯罪や非行をした者を孤立させない～」について

### 1 計画の目的

「三重県再犯防止推進計画」は再犯防止推進法に基づく計画で、国の再犯防止推進計画で整理された重点課題をもとに、県の状況に応じた施策を講ずるものです。

計画策定にあたって、市町、市町社会福祉協議会との地域別意見交換（7地域で各2回開催）を行い、別冊2のとおり最終案の案を取りまとめました。

今後、当審議会での意見を計画に反映し、最終案としてまとめていきます。

なお、パブリックコメントについて、令和元年12月20日から令和2年1月20日まで意見募集を行いましたが、当該計画に係る意見の提出はありませんでした。

### 2 計画のポイント

#### （1）計画における県独自の観点について

計画の重点課題について、国の再犯防止推進計画と整合を図りつつ、5つに整理していますが、そのうち「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導」に「犯罪被害者等の心情等の理解」という県独自の視点を加えています。

犯罪や非行をした者が、被害者等の心情等を理解し、その責任等を自覚することは、再び罪を犯さないためにも重要です。犯罪被害者等の支援に取り組む環境生活部等と連携して、矯正施設等での研修会の開催等に取り組んでいきます。

#### （2）推進体制について

施策を効果的に推進し、連携を深めていくため、推進会議を開催し、取組の進捗管理を行うとともに、成果や課題についての具体的な情報共有や意見交換を行いながら、必要に応じて取組の内容を見直すなど、計画に柔軟性を持たせていきます。

### 3 中間案の概要

#### 第1章 計画の策定にあたって（別冊2 P1～8）

##### （1）計画策定の趣旨

県においては、刑法犯認知件数が減少傾向にある一方、再犯率は上昇傾向にあり、約半数を占めるに至っています。

再犯防止推進法では、地方公共団体に対して、努力義務が課せられており、本県の地方再犯防止推進計画として、本計画を策定するものです。

##### （2）計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、民間団体と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していきます。

参考指標：平成30年の検挙者中の再犯者数 1,010人  
目標：令和6年の検挙者中の再犯者数を、平成30年比で、20%減とする。

### (3) 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画とします。

計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等とし、刑務所等の矯正施設出所者のほか、微罪処分者、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、非行少年又は非行少年であった者等を含むものとします。

### (4) 計画の重点課題

国の再犯防止推進計画との整合を図り、次の5つを重点課題に位置付けるものとします。

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

### (5) 計画の期間

令和2年度から令和6年度の5年間

### (6) 推進体制

刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、犯罪・非行の防止や更生保護に取り組む関係団体、市町や市町社会福祉協議会等との連携を図るとともに、県の関係部局間（教育委員会や警察本部を含む）の連携体制を整えていきます。

また、施策を効果的に推進し、連携を深めていくため、推進会議を開催し、取組の進捗管理を行うとともに、成果や課題についての具体的な情報共有や意見交換を行いながら、必要に応じて取組の内容を見直すなど、計画に柔軟性を持たせていきます。

#### 〔国の関係機関〕

津地方検察庁、三重刑務所、宮川医療少年院、津少年鑑別所、津保護観察所

#### 〔関係団体等〕

更生保護法人三重県更生保護事業協会

更生保護法人三重県保護会

三重県保護司会連合会（及び16保護司会）

三重県更生保護女性連盟（及び14地区会）  
三重県BBS連盟（及び6地区会）  
NPO法人三重県就労支援事業者機構（及び16協力雇用主会）  
NPO法人三重ダルク  
一般社団法人三重県社会福祉士会（三重県地域生活定着支援センター）  
三重弁護士会

一方、三重県地域福祉支援計画においても、地域での暮らしに生きづらさを抱える者として、犯罪をした者等に対する再犯防止の取組の推進について取りあげ、一人では解決できない課題について、地域で支え合い、支援することの重要性を明記することとしており、両計画を連動した推進体制の充実を図っていきます。

## 第2章 今後取り組んでいく施策

### （1）就労・住居の確保等のための取組（別冊2 P9～19）

#### ①就労の確保等

刑務所再入所者のうち、7割以上が再犯時に無職であるなど、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすい状況となっています。

就労の支援は、刑務所や少年院で行われているとともに、保護観察所には協力雇用主が登録されていますが、適切な職業選択が困難な者や離職する者も少なくありません。また、軽度な障がい等により、福祉的支援が受けられないが、一般的就労も困難といった者への支援も必要です。

##### 〔トピックス〕

- ・三重刑務所における就労支援への取組
- ・NPO法人三重県就労支援事業者機構及び協力雇用主会の取組
- ・保護観察対象者に対する地方公共団体による就労支援への取組

#### ②住居の確保等

刑務所満期出所者のうち、適当な住居が確保されずに出所する者は、約4割にのぼっています。

地域社会で安定した生活を送るためには、適切な住居を確保することが、就労と並んで重要なところであり、また高齢や障がいのある満期出所者や起訴猶予者等で、地域生活定着支援センターが関わらず、保護観察所等の特別調整による受入先の調整が行われない者に対する支援も必要です。

##### 〔トピックス〕

- ・更生保護法人三重県保護会の取組
- ・津保護観察所における住居の確保及び満期釈放者等対策への取組

### （2）保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（別冊2 P20～30）

#### ①高齢者又は障がい者等への支援等

刑務所出所後2年以内に再入所した者の割合は、世代別で65歳以上の高齢者が最も高いなど、高齢者や障がい者が再犯に至る場合、その期間が短い傾向

にあります。

高齢者や障がい者に対しては、出所後の「出口支援」（保護観察所等の特別調整等）とともに、起訴猶予者等に対する「入口支援」も必要であり、検察庁等で進められていますが、本人が必要な支援を拒否する場合も少なくなく、また軽度な障がい等により、制度の狭間で必要なサービスにつながらない者への支援も必要です。

〔トピックス〕

- ・三重県地域生活定着支援センターの取組
- ・津地方検察庁における起訴猶予者等に対する入口支援への取組

②薬物依存を有する者への支援等

覚せい剤取締法違反の受刑者は、刑務所出所後2年以内に再入所した者の割合が、出所者全体に比べて高く、再犯の可能性が高い犯罪といえます。

一方、薬物事犯者は、薬物依存症という病で、薬物の再使用を防ぎ、適切な治療・支援を行えば回復できるという認識のもと、息の長い支援を行っていくことが必要であり、保護観察所や専門医療機関、民間の支援団体（ダルクや自助グループ）等が連携した支援が行われていますが、支援の体制や専門医療機関、自助グループの充実等も必要です。

〔トピックス〕

- ・津保護観察所における薬物依存対象者の引受人会に係る取組
- ・三重県こころの健康センター及びNPO法人三重ダルクの取組

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（別冊2 P31～33）

現在、ほとんどの者が高等学校に進学している中、少年院入院者の30%近く、刑務所入所者の40%近くが進学しておらず、また高等学校中退者の割合も、少年院入院者の40%近くにのぼっています。

児童生徒の非行の未然防止への取組とともに、学校等と連携し、非行をした者の進学、中退の防止や中退者の復学等への支援も必要です。

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等の実施及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組（別冊2 P34～46）

再犯の防止のためには、犯罪をした者等が有する様々な特性を把握したうえで、適切な指導等を継続的に行っていくことが必要です。

国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者や暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を要する者に対して、特性に応じた指導等の充実が掲げられていることに加えて、県内でも増加する外国人が犯罪をした場合の対応や、犯罪をした者等の家族等への支援の充実が必要です。

また、県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に、犯罪被害者等支援条例を制定（平成31年4

月施行）するとともに、条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため、犯罪被害者等支援推進計画を令和元年12月に策定し、支援施策を進めることとしています。

多くの犯罪被害者等は、自分のような被害者が新たに生まれないことを望んでおり、犯罪をした者等が犯罪被害者等の心情等を理解し、自らの責任等を自覚するための取組についても、充実を図っていくことが必要です。

#### [トピックス]

- ・三重刑務所における性犯罪者の指導に係る取組
- ・宮川医療少年院の取組
- ・津少年鑑別所における法務少年支援センターの取組
- ・津保護観察所における加害者に犯罪被害者等の心情の理解を促すための取組
- ・県の犯罪被害者等支援のための取組

### (5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

(別冊2 P47~55)

#### ①民間協力者の活動の促進等

犯罪をした者等の更生や社会復帰支援については、従来から更生保護事業として、法務省（保護観察所）の主導で行われるとともに、保護司や更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、少年警察ボランティア等の民間ボランティア、更生保護法人等の民間団体による長年の活動によって育まれてきたものであり、再犯の防止にも、これらの民間協力者の活動が不可欠ですが、近年では、保護司等の高齢化が進み、地域社会の人間関係の希薄化等による社会環境の変化もある中、新たな担い手の確保やボランティア活動の促進等が必要です。

#### [トピックス]

- ・三重県における更生保護女性会の取組
- ・保護司及び保護司会とその任務
- ・津保護観察所における保護司の安定的確保に向けた取組

#### ②広報・啓発活動の推進等

国では終戦直後の約70年前から全国的に“社会を明るくする運動”が展開され、毎年7月が「強調月間」とされています。また、再犯防止推進法の施行により、平成30年から7月は「再犯防止啓発月間」ともされました。しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は、国民にとって必ずしも身近なものでなく、国民の关心と理解が得にくいうえ、保護司等の民間協力者の活動についても、十分に認知されていない現状にあり、更なる広報・啓発活動が必要です。

## 4 今後の予定

令和2年 3月 常任委員会（最終案）  
計画の策定



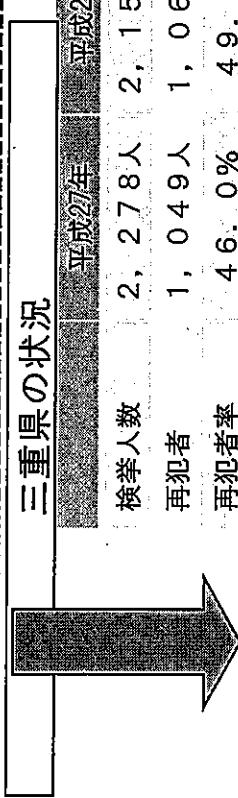
## 「三重県再犯防止推進計画」における施策と取組

<b>1 就労・住居の確保等のための取組</b>
(1) 就労の確保等
① 就職に向けた相談・支援等の充実
② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上
③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用
④ 関係機関・団体との連携強化
(2) 住居の確保等
① 公営住宅への優先入居による支援
② 住宅セーフティネット制度の活用促進
③ 更生保護施設に対する援助・協力
④ その他の取組
<b>2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組</b>
(1) 高齢者又は障がい者等への支援等
① 保健医療・福祉サービスの提供
② 関係機関・団体との連携の強化
③ 地域福祉支援計画等の策定への対応
(2) 薬物依存を有する者への支援等
① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組
② 関係機関との連携
③ 薬物事犯者の家族に対する支援
④ 民間団体への支援
⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発
<b>3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組</b>
① 児童生徒の非行の未然防止等
② 学校等と連携した立ち直り支援
③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援
<b>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組</b>
① 少年・若年者に対する支援等
② 女性の抱える問題に応じた支援等
③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等
④ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等
⑤ 暴力団関係者等に対する指導等
⑥ 外国人に対する支援等
⑦ 犯罪をした者等の家族等に対する支援等
⑧ 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
<b>5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組</b>
(1) 民間協力者の活動の促進等
① 民間ボランティアの確保
② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実
③ 更生保護施設等による再犯防止活動の促進等
(2) 広報・啓発活動の推進等
① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
② 民間協力者に対する表彰



## 三重県再犯防止推進計画～犯罪や非行をした者を孤立させない～について

全国刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率は上昇傾向



国：再犯防止法制定（平成28年12月）、再犯防止推進計画の策定努力義務化  
※県及び市町に再犯防止推進計画の策定努力義務化

- 再犯の背景には複雑な要因
- 出所後に「仕事」や「住居」がなく、社会的に孤立し、悪循環に陥っている。

### 三重県再犯防止推進計画の策定

基本理念「犯罪や非行をした者を孤立させない」  
目標：平成30年の再犯者数を令和6年に20%削減

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービス利用の促進

- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導及び犯罪被害者等の心情等を理解する取組
- ⑤民間協力者の活動等、広報・啓発活動等

国・県・市町・関係団体連携した推進体制



## 資料4

### 民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員については、令和元年12月1日に一斉改選が行われました。三重県においては、定数4,236人（うち主任児童委員345人）に対して、4,002人（うち主任児童委員333人）が委嘱されました。

#### 1 資格審査について

民生委員・児童委員は、市町に設置され、知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされており、市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者を集約し、三重県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の意見を聴いたうえで、厚生労働大臣に推薦しました。

#### 【民生委員審査専門分科会の審議状況】

開催年月日：令和元年9月10日（火）

審査結果：民生委員・児童委員、主任児童委員の候補者3,614人を適任としました。

このほか、専門分科会の開催以降に推薦のあった候補者について書面審査を行い、最終的に4,002人を適任として、11月29日までに厚生労働大臣に推薦しました。

なお、今回の一斉改選に当たり、「三重県民生委員定数条例」の改正を行い、県全体で民生委員・児童委員4,197人（うち主任児童委員343人）の定数を4,236人（うち主任児童委員345人）としました。

#### 2 改選状況について

定数に対する委嘱者数は以下のとおりです（R1.12.1現在）。

##### 民生委員・児童委員

- ・委嘱者数4,002人／定数4,236人（欠員234人）
- ・委嘱者数／定数 94.5%
- ・性別 男性1,599人（40.0%） 女性2,403人（60.0%）
- ・新再任の別 継続2,257人（56.4%） 新任1,715人（42.9%） 再任30人（0.7%）  
(うち主任児童委員)
- ・委嘱者数333人／定数345人（欠員12人）
- ・委嘱者数／定数 96.5%
- ・性別 男性36人（10.8%）、女性297人（89.2%）
- ・新再任の別 継続222人（66.7%） 新任106人（31.8%） 再任5人（1.5%）

### 3 民生委員研修の実施について

今回の一斉改選による新任の民生委員・児童委員等を対象に、次の研修を実施します。

- ・新任研修 ；令和2年1月17日～3月12日の間、県内9カ所で実施  
　　今回の一斉改選による新任の民生委員・児童委員 約1,700名
- ・指導者研修 ；令和2年3月、1カ所で実施（開催日調整中）  
　　新任の単位民生委員児童委員協議会会長等の役員 約150名

## 民生委員・児童委員市町委嘱者数

(令和元年12月1日現在)

市町名	定数		委嘱者数		充足率(委嘱者数/定数)	
	民生委員 ・児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 ・児童委員	うち主任 児童委員	民生委員 ・児童委員	うち主任 児童委員
津市	617	46	583	46	94.5%	100.0%
四日市市	609	55	588	50	96.6%	90.9%
伊勢市	308	28	274	28	89.0%	100.0%
松阪市	388	27	365	27	94.1%	100.0%
桑名市	257	24	247	24	96.1%	100.0%
鈴鹿市	375	35	346	31	92.3%	88.6%
名張市	189	16	188	16	99.5%	100.0%
尾鷲市	59	3	52	3	88.1%	100.0%
龜山市	102	11	96	10	94.1%	90.9%
鳥羽市	56	3	46	3	82.1%	100.0%
熊野市	82	4	72	4	87.8%	100.0%
いなべ市	104	8	104	8	100.0%	100.0%
志摩市	141	11	115	11	81.6%	100.0%
伊賀市	309	32	296	31	95.8%	96.9%
木曽岬町	13	2	13	2	100.0%	100.0%
東員町	52	4	52	4	100.0%	100.0%
菰野町	77	5	77	5	100.0%	100.0%
朝日町	20	2	20	2	100.0%	100.0%
川越町	28	2	25	1	89.3%	50.0%
多気町	41	2	41	2	100.0%	100.0%
明和町	51	3	51	3	100.0%	100.0%
大台町	50	3	50	3	100.0%	100.0%
玉城町	35	2	35	2	100.0%	100.0%
度会町	29	2	28	2	96.6%	100.0%
大紀町	41	2	40	2	97.6%	100.0%
南伊勢町	60	4	57	4	95.0%	100.0%
紀北町	70	4	70	4	100.0%	100.0%
御浜町	32	2	32	2	100.0%	100.0%
紀宝町	41	3	39	3	95.1%	100.0%
県計	4,236	345	4,002	333	94.5%	96.5%

(

(

## 「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について

「子どもスマイルプラン」は県の少子化対策計画であり、また次世代育成支援対策推進法に基づく三重県次世代育成支援行動計画であるとともに、関連する「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」や「三重県子どもの貧困対策計画」、「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」、「三重県社会的養育推進計画」などの内容を含む計画です。（計画の最終案（案）は、別冊3のとおり）

### 1 計画策定のポイント

#### （1）現行プランの成果や課題、社会経済情勢等をふまえて策定

「第一期スマイルプラン」の取組の成果と今後の課題を検証するとともに、少子化の動向や子どもを取り巻く環境、社会経済情勢をふまえて策定しました。

#### （2）基本的な考え方「『縁を育む、縁で支える』『協創』の視点」（別冊3 P29）

希望する誰もが子どもを産み、子育てしやすいと感じられる社会を実現するためには、複雑化・複合化した課題を全体的にとらえた上で、行政だけではなく、全ての人びとが立場や世代を超えて「縁」を育み、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運の醸成が求められます。

このことから、子どもや子育てに係る取組を進めるにあたって、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、「縁を育む、縁で支える」という視点を各取組の方向性として取り入れました。

### 2 最終案（案）の概要

#### 第1章 計画の策定にあたって（別冊3 P1～2）

計画策定の趣旨として、さまざまな主体との協創のもと、結婚や妊娠、子育てなどに関する県民の希望の実現をめざすための取組を示した中期計画である旨、また、計画の位置づけ、計画期間（令和2年度～令和6年度の5年間）を記載しています。

#### 第2章 第一期スマイルプランの総括と今後の課題

##### （1）第一期スマイルプランを振り返って（別冊3 P3～11）

14の「重点的な取組」の達成状況と2つの総合目標（「合計特殊出生率」、県民意識調査結果「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」）の結果から、「第一期スマイルプラン」の総括を行っています。また、「重点的な取組」を中心に、各取組のこれまでの成果や課題等を記載しています。

##### （2）少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等（別冊3 P12～26）

出生数や合計特殊出生率、家族類型別世帯数、現在参加している子育て活動など少子化の現状等に関するデータをグラフを使って説明しています。

### 第3章 計画のめざすべき社会像と基本的な考え方（別冊3 P27～35）

「めざすべき社会像」や計画推進の原則、計画全体を包含する数値目標として2つの総合目標を設定することなどを記載しています。

### 第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等（別冊3 P36～58）

「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含め、少子化対策や子どもの豊かな育ちにつながる項目について、「5年後のめざす姿」「現状と課題」「主な取組内容」を記載しています。あわせて、安心して子育てができる環境整備や、外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくりにかかる取組を記載しています。

### 第5章 重点的な取組（別冊3 P59～91）

「ライフステージごとの取組」のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、「5年後のめざす姿」「現状と課題」「主な取組内容」に加え、取組方向としての『『縁を育む、縁で支える』『協創』の視点』、取組の進展度を測るための「重点目標」「モニタリング指標」を記載しています。

第4章と第5章の関係は【別紙1】のとおりです。

また、「重点的な取組」の「主な取組内容」および「重点目標」は【別紙2】のとおりです。

### 第6章 計画を推進するために（別冊3 P92～93）

計画を推進するために、県庁外（子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等）や県庁内各部局と連携すること、計画の進行管理としてP D C Aのサイクルを回し、進捗状況等を県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて県民に公表することなどを記載しています。

### 3 今後の予定

さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議、同計画推進部会や県議会等からご意見をいただき、令和2年3月に計画を策定します。

【別紙1】

第4章（ライフステージごとの取組および環境の整備等）と第5章（重点的な取組）の関係

第4章（ライフステージごとの取組および環境の整備等）	第5章（重点的な取組）
<b>【子ども・思春期】</b>	
(1) ライフデザインの促進	重点的な取組1
(2) 子どもの貧困対策	重点的な取組2および6
(3) 児童虐待の防止	重点的な取組3
(4) 社会的養育の推進	(一部) 重点的な取組8
(5) 子どもの育ちを支える取組の推進	
(6) 不登校やいじめ等への対応	
(7) 健全育成の推進	
<b>【若者／結婚】</b>	
(1) 若者等の雇用対策	重点的な取組4
(2) 出逢いの支援	
(3) 困難を有する子ども・若者への支援	
(4) 自殺対策	
<b>【妊娠・出産】</b>	
(1) 不妊に悩む家族への支援	重点的な取組5
(2) 切れ目のない妊娠婦・乳幼児ケアの充実	重点的な取組6
(3) 周産期医療体制の充実	重点的な取組7
<b>【子育て】</b>	
(1) 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	重点的な取組8
(2) 男性の育児参画の推進	重点的な取組9
(3) 小児医療の充実	
(4) 医療的ケアが必要な子どもへの支援	重点的な取組10
(5) ひとり親家庭等の自立促進	(一部) 重点的な取組1
(6) 障がい児施策の充実	(一部) 重点的な取組10
<b>【働き方】</b>	
(1) 子育て期女性の就労に関する支援	重点的な取組11
(2) 長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの推進	重点的な取組11
(3) ハラスメントのない職場づくり	重点的な取組11
<b>【環境の整備等】</b>	
(1) 安全・安心のまちづくり等環境整備	
(2) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり	

## 第二期スマイルプランの「重点的な取組」概要

	主な取組内容	重点目標
1 子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカー等の配置、就学等の援助</li> <li>・生活に関する相談、社会との交流の機会の提供</li> <li>・保護者に対する職業訓練の実施、就職のあっせん</li> <li>・各種手当等の支給、貸付金の貸与</li> </ul>	子どもの貧困対策 計画を策定している市町数
2 児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AI技術の活用によるリスクアセスメントツールの精度向上、法的対応や介入・支援の機能分化</li> <li>・児童福祉司などの増員による児童相談所の体制強化</li> <li>・市町職員の相談対応スキルの向上のための支援</li> <li>・子どもの権利擁護のための多機関連携、協同面接、アドボカシーの推進、家庭復帰プログラム</li> </ul>	児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数
3 社会的養育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォースタリング体制構築の推進、里親登録者の拡大や里親の養育技術向上等への取組</li> <li>・児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等の推進、施設機能の高度化・多機能化に向けた取組支援</li> <li>・施設退所後の就労や生活の支援を含めた要保護児童等の自立支援の体制整備</li> </ul>	児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）
4 若者等の雇用対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能力開発の機会提供など不本意非正規雇用者の就労支援</li> <li>・「おしごと広場みえ」における就労支援サービスの提供、インターンシップ情報サイトの運用</li> <li>・就労体験等の受入先となる企業の開拓や企業とのマッチングなど就職氷河期世代の就労支援</li> <li>・南部地城市町における地域の企業の情報発信等の支援</li> <li>・農林水産業への新規就業の推進、雇用力のある経営者等の育成、スマート農林水産業の推進</li> </ul>	県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合
5 不妊に悩む家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊専門相談センターでの相談や情報提供</li> <li>・不妊・不育症治療費用への助成</li> <li>・企業や働きながら治療を受ける方への相談体制の充実、企業向け講演会等による情報提供</li> <li>・妊娠性温存治療費助成</li> </ul>	<p>県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数</p> <p>不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合</p>
6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	<p>「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）により取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健コーディネーターの養成、市町における「子育て世代包括支援センター」の設置促進</li> <li>・市町の産婦健診および産後ケアの取組支援</li> </ul>	<p>母子保健コーディネーター養成数（累計）</p> <p>産婦健診・産後ケアを実施している市町数</p>

	主な取組内容	重点目標
7 周産期医療体制の充実	・医師修学資金貸与制度の活用等による産婦人科や小児科医等の養成・確保、キャリア形成プログラムの策定・運用等による医師の能力開発 ・病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築	周産期死亡率  妊産婦死亡率
8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	・保育士等の働きやすい職場環境づくりなど保育士確保の取組、キャリアアップ研修の実施 ・放課後児童クラブや放課後子ども教室の施設整備や運営への支援、放課後児童支援員の研修 ・病児・病後児保育の施設整備への支援 ・幼児教育にかかる新任者研修や園内研修への支援 ・みえ次世代育成応援ネットワークと連携した子どもや子育て家庭を支える取組 ・「みえの親スマイルワーク」の開催	保育所等の待機児童数  放課後児童クラブの待機児童数  県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数
9 男性の育儿参画の推進	・積極的に子育てしている男性やイクボスの取組等の情報発信 ・「みえのイクボス同盟」への加盟促進、企業間での先進的取組等の情報共有	男性の育儿休業取得率（育儿休業制度を利用した従業員の割合）  「みえの育儿男子プロジェクト」に参加した企業・団体数
10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	<発達支援が必要な子どもへの支援> ・市町職員等の研修受入、巡回指導における技術的支援 ・発達障がい児等に対する支援ツール「C L Mと個別の指導計画」の保育所等への導入促進 ・発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備 ・特別支援学校のセンター的機能による地域支援 <医療的ケアが必要な子どもへの支援> ・医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援 ・コーディネーター（相談支援専門員等）の養成 ・地域ネットワーク支援、スーパーバイズ機能の構築・推進 ・福祉施設での医療機器等購入費用にかかる助成	「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合  医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）
11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	・働き方改革アドバイザーの派遣、健康経営の好事例の横展開、セミナーの開催 ・スキルアップ研修と職場実習を組み合わせた一体的な女性の再就職支援、女子学生を対象とした就労継続の啓発 ・労働相談や啓発等を通じたハラスメントのない職場づくりの推進	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合



### 「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」について

#### 1 計画の目的

平成 27 年度から実施された子ども・子育て支援新制度において、市町は制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じて認定こども園等の施設整備を行うとともに、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくこととされており、県は、市町の計画等をふまえて、「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町が教育・保育、地域子ども子育て支援事業を着実に実施できるよう支援しています。

このたび、子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項および改正された基本指針に基づき、第二期子ども・子育て支援事業支援計画の中間案を取りまとめました。(別冊 4 のとおり)

#### 2 計画のポイント

##### (1) 女性の就業率や育児休業の取得による就業継続率の上昇への対応

「子育て安心プラン実施計画」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、地域における女性の就業率上昇等の動向も考慮して適切にニーズを把握し、待機児童解消に向けた受け皿を整備する必要があります。

##### (2) 幼児教育・保育の無償化への対応

令和元年 10 月から開始された「幼児教育・保育の無償化」の影響をふまえ、ニーズを的確に把握するとともに、新たに支援の対象となった認可外保育施設等について、市町と連携し、無償化制度の円滑な実施と質の確保を図る必要があります。

##### (3) 外国につながる児童への支援・配慮

令和元年 4 月に改正入管法が施行されるなど、国際化の進展に伴い、外国につながる子どもの増加が見込まれることをふまえ、当該児童が円滑に教育・保育等を利用することが可能となるよう必要な支援体制を構築する必要があります。

##### (4) 児童福祉法改正による「子どもの権利擁護」と「家庭養育優先原則」の徹底

子どもの最善の利益を実現していくために、「子どもの権利擁護」と「家庭養育優先原則」を最優先とした社会的養育体制を構築する必要があります。

#### 3 中間案の概要

各市町が策定する「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保策をふまえ、次の項目について記載します。

##### (1) 教育・保育の量の見込み、確保方策(別冊 4 P 4~8)

国の「子育て安心プラン実施計画」をふまえながら、子どもの数の減少と教育・保育ニーズの上昇を見据えた量の見込みに対応するため、施設整備と保育人材確保の両面から引き続き保育の受け皿確保を進めます。

(2) 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保（別冊4 P9～11）

地域の実情に応じて認定こども園の設置促進を図るとともに、質の高い教育・保育を一体的・総合的に推進する体制整備に取り組みます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進（別冊4 P12～16）

市町が地域の実情に応じて実施する「放課後児童健全育成事業」などの13事業のうち、県として「病児保育事業」、「放課後児童対策」、「妊娠婦・乳幼児ケアの充実」に重点的に取り組んでいきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（別冊4 P17）

幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、給付の対象となった認可外保育施設や一時預かり事業について、情報共有など市町と連携して給付事務の円滑な実施に努めます。

(5) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

（別冊4 P18～21）

幼稚園教諭や保育教諭、保育士、放課後児童支援員等、教育・保育や子育て支援事業に従事する人材の確保と質の向上を推進します。

(6) 教育・保育情報の公表（別冊4 P22）

国の特定教育・保育施設情報公表システム（仮称）により、市町・事業者が提供する教育・保育に関する情報を公表します。

(7) 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

（別冊4 P23～30）

児童福祉法の改正等をふまえ、児童虐待防止対策や社会的養育の充実、障がい児施策の充実等の取組を推進していきます。また、外国につながる子どもへの支援について市町と連携して取り組んでいきます。

(8) 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進（別冊4 P31～32）

性別や年齢等に関わらず、働く意欲のあるすべての人が働き続けられる職場環境づくりに取り組みます。

(9) 計画を推進するために（別冊4 P33）

子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、この結果を公表します。

4 今後の予定

令和2年 3月 最終案を経て計画策定

## 「子どもを虐待から守る条例」について

### 1 条例改正の考え方

現行条例の制定から 15 年を経過しており、その間における児童福祉法等の改正や児童虐待防止にかかる緊急総合対策等の国の動向、本県における児童虐待の現状及び取組の成果を踏まえるとともに、「三重県子ども条例」や現在策定中の「三重県社会的養育推進計画」等との整合を図るなどの見直しを行い、子どもの命を守る対策を充実します。

### 2 主な改正内容

- (1) 基本的な考え方には、虐待を行ってはならず、許してはならないこと、虐待があらゆる家庭において起こりうるという認識のもとに子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組むこと、子どもの権利を踏まえた施策の実施を規定。(第三条「基本的な考え方」)
- (2) 市町の責務として、子ども及び子育て家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努める旨を規定。(第五条「市町の責務」)
- (3) 県民の通告義務、保護者の体罰禁止を規定(第七条「県民の責務」、第八条「保護者の責務」)
- (4) 通告を受けた児童相談所長は、子どもの安全確保のため必要があると認める場合、ためらわずに一時保護を行う旨を規定。(第十二条「通告等に係る対応」)
- (5) 県は、虐待を受けた子どもが転居した場合に、必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置を講ずること、市町も同様の措置に努めることを規定。(第二十条「転居時の情報共有」)
- (6) 子どもの福祉に職務上関係のある者は、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない旨を規定。(第二十六条「秘密の保持」)
- (7) 子育て支援指針、早期発見対応指針及び保護支援指針について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、該当する条を削除(現行第十一條「子育て支援指針」、第十四条「早期発見対応指針」及び第十五条「保護支援指針」)
- (8) 乳幼児を保護するための拠点施設について、他の施設等に一時保護の委託が進んでいる状況に鑑み、第二十二条を削除(現行第二十二条「乳幼児を保護するための拠点施設」)

※ その他、各条文において所要の改正を行っています。

### 3 今後の予定

- 令和2年 2月 社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
議案提出
- 3月 常任委員会(議案審議)  
公布
- 4月 施行(予定)



## 「三重県社会的養育推進計画」について

### 1 計画の目的

「三重県社会的養育推進計画」は、改正後の児童福祉法の理念を具体化することを目的とした「新しい社会的養育ビジョン」や、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づく計画で、里親委託の推進をはじめ、子どもの権利擁護、市町や児童相談所の体制強化、施設の小規模化・多機能化、自立支援の推進など、総合的な対策を定めるものです。

### 2 計画の概要

#### (1) 策定の経緯

○ 県では、平成27年3月に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、令和11年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合を概ね3分の1ずつとする目標を定め、家庭的養護の推進に取り組んできました。

その後、平成28年5月に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることとともに、家庭における養育が適当でない場合には児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずるものとする「家庭養育優先の原則」が明確に示されました。

また、平成29年8月には、国の検討会から、改正後の児童福祉法の理念を具体化することを目的とした「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

さらに、平成30年7月には、国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(以下「策定要領」という。)が発出され、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することが求められています。

#### (2) 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

#### (3) 計画策定の進め方

昨年度3月に学識経験者、社会的養育関係者等による「三重県社会的養育推進計画策定検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置し、計画内容について検討や意見交換を行っています。また、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮るとともに、児童養護施設や里親家庭で育った当事者、施設へのヒアリングを行っています。パブリックコメントの実施に加え、市町からもご意見をいただき、計画内容に反映させていきます。

### 3 中間案の概要

#### 総論 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像（P 1～2）

児童虐待は一部の限られた親だけの問題ではなく、誰もがその当事者となつてもおかしくないこと、また、社会的養育を必要とする家庭は、貧困やDV、精神疾患、家族・親族間の不和など、さまざまな問題が複合的に絡み合っているケースが少なくないことから、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員し、虐待の未然防止から社会的養育を必要とする子どもの自立支援まで、切れ目のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖を解消することが必要です。

したがって、基本理念を次のとおりとします。

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

#### 各論 社会的養育の推進等にかかる具体的な取組方策

##### （1）各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み（P 3～6）

県内の18歳以下の人口は、平成21年から平成30年の10年間で約12%減少する一方、要保護児童の数は約3%増加していることから、要保護児童の18歳以下人口に占める割合は10年間で約17%増加（各年度の伸び率の平均1.8%）しています。児童虐待相談対応件数や、一時保護を行った子どもの数などの潜在的需要の伸びも考慮すると、今後も要保護児童の数は増加すると考えられます。

したがって、各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込みについては、平成30年の実績値（3歳未満：0.158%、3歳以上就学前：0.151%、学童期以降：0.226%）に、過去10年の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とします。

代替養育を必要とする子どもの数は、現状値（平成30年12月1日現在）で590人ですが、計画最終年度には600人を見込んでいます。

##### （2）里親等への委託の推進に向けた取組（P 7～14）

「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向け、三重県では計画終了時（令和11年度）の里親等委託率について、目標値を就学前児童については現状約34%を60%、就学後児童については現状22.5%を40%とし、里親委託の一層の推進のため、フォスタリング業務の実施体制の構築に取り組みます。

フォスタリング業務とは、①里親のリクルートおよびアセスメント、②里親登録前後および委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④子どもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援の一連の業務の包括的な実施体制をいいます。

県がフォースターリング業務の最終的な責任を担う一方で、民間のフォースターリング機関を育成するとともに積極的に活用し、地域の実情に合った実施体制の構築を進めていきます。

具体的には県内に4～6か所のフォースターリング機関を整備します。

(3) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組（P15～16）

制度改正により特別養子縁組における養子の年齢要件が原則15歳未満に引き上げられたことを受け、特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発していきます。

また、フォースターリング機関の整備状況に合わせ、フォースターリング機関が特別養子縁組成立前後も一貫して相談を受けることができるよう、相談支援の体制づくりを進めます。

(4) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（P17～21）

本体施設においても、できる限り良好な家庭的環境を実現するため、小舎制を解消し、小規模グループケア（オールユニット）化を一層推進します。また、全児童相談所管内に児童家庭支援センター、一時保護委託専用ユニットおよびフォースターリング機関を整備します。さらに、里親委託の増加にあわせて、施設定員を見直します。加えて、施設がこれまでに培ってきたノウハウを活かし、施設が高機能化、小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組を行います。

(5) 当事者である子どもの権利擁護の取組（P22～23）

一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どものからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策を整備していきます。また、児童福祉に関わる全ての関係者にアドボカシーの考え方を浸透させていくとともに、子どもの権利擁護の体制づくりを進めます。

(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組（P24～25）

児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは、自立の際に親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっています。施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備していきます。

(7) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組（P26～28）

平成28年の児童福祉法改正により、市町における支援体制充実のため子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務となり、平成30年の児童虐待防止対策

体制総合強化プランでは、令和4年度までに全市町村に設置することとなっています。現在県内には支援拠点が整備された市町がないことから、アドバイザーの派遣など、拠点の整備に向けた取組を強化します。

また、市町の児童相談体制の強化のため、市町の要保護児童対策地域協議会の運営に対する助言を行うとともに、研修会や児童相談所への職員の受け入れ等による市町の児童相談対応の中心となる人材を育成します。

#### (8) 一時保護改革に向けた取組（P29～30）

増加傾向にある保護ニーズに対応していくよう、一時保護専用施設の整備や一時保護委託が可能な里親の確保等、受け皿の拡大を行います。

一時保護ガイドラインをふまえ、子どもの最善の利益を守るための保護、子どもの権利を守る仕組みなど県の一時保護所の見直しを進めます。

#### (9) 児童相談所の強化等に向けた取組（P31～33）

児童相談所の相談件数増加と複雑化により、児童相談所には職員の充実が質、量ともに求められています。「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、職員の確保を着実に進めるとともに、職員の適切な人材の確保、配置、研修等による資質の向上に取り組みます。また、AI等先端技術の活用により、迅速、適確な児童相談対応や、業務の効率化、職員の負担軽減と事務のサポート体制の構築を進めます。

### 4 今後の予定

令和2年 2月 検討会議

社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案）

3月 常任委員会（最終案）

計画の策定

## 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」について

### 1 策定の趣旨

「三重県子どもの貧困対策計画」（以下「現計画」という。）は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第9条に基づき都道府県に策定の努力義務が課されている計画です。

このたび、法改正や「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）の改正等の国の動向、現計画の成果と課題の検証、当事者の生活実態調査等の結果をふまえ、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（以下「次期計画」という。）最終案（案）を取りまとめました。

### 2 計画のポイント

#### （1）国の動向

令和元年6月の法改正で、市町における計画策定が努力義務となりました。また、同11月に閣議決定された大綱では、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決することが重要と強調し、以下の基本方針のもと施策の一層の充実を求めています。

- ①貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢と希望を持つ社会を目指す
- ②親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築
- ③支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進
- ④地方公共団体による取組の充実

あわせて、子どもの貧困に関する指標も見直され、25項目から39項目になりました。

なお、関連の深い施策としては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化や、令和2年4月からの低所得世帯の高等教育の無償化、給付型奨学金の大幅な拡充があります。

#### （2）現計画の成果と課題

現計画で定めている目標値を設定した11項目の指標については、目標を達成した項目（◎）が3項目、目標は達成しないものの目標値の50%を超えた項目（○）が4項目、策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目（△）が4項目でした。（詳細は「参考資料」のとおり）

##### 【主な成果】

- ・無料の学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の6市町から平成30年度は28市町に増加し、ほとんどの市町で利用できる体制が整備されました。

- ・新入学児童生徒学用品費の入学前の前倒し支給を行う市町数は、平成 29 年3月の小学校1市、中学校5市町から、平成31年3月には小学校25市町、中学校27市町に増加しました。
- ・一定の要件の下、未就学児（0～6歳年度末）にかかる医療費の窓口無料化が、令和元年9月より県内全市町で実施されることになりました。
- ・子ども食堂は26か所から40か所に増加するとともに、運営ノウハウをまとめた「子ども食堂開設ハンドブック」の発行や、子ども食堂関係者で構成する「三重こども食堂ネットワーク」の設立など、推進体制が整備されました。

#### 【課題】

- ・包括的かつ一元的な支援を行っている市町が17市町であることや、子どもの貧困対策計画を策定している市町は2市であることから、今後は、住民に身近な市町での支援体制の整備や計画策定など取組の充実が必要です。
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町や三重県母子・父子福祉センター就業実績件数について、改善はみられるものの、目標値に比べて進捗が遅れていることから、今後取組の充実を図っていくことが必要です。

### （3）生活実態調査等の結果

貧困家庭の生活実態を把握し、効果的な支援につなげていくため、当事者へのアンケート調査や、日頃から支援に携わる方々との意見交換、生活保護家庭及びひとり親家庭の高校生等へのヒアリングを実施しました。

#### ①当事者へのアンケート調査

##### 【調査対象】

- ・低所得者が多い児童扶養手当の受給者、無料の学習教室、子ども食堂を利用する親子約4,100名に調査票を配布し、1,048名（大人768人、子ども280人）より回答を得ました。

##### 【調査結果の概要】

- ・家庭全般を対象に実施した他の調査結果と比較すると、教育費を不安に思う保護者の割合が高いという結果になりました。
- ・子育て世代が利用できるさまざまな支援について「知らない」という回答が多くありました。
- ・その他、児童扶養手当など手当の充実、子どもの病気や長期休暇の際の預け先や居場所の充実、相談窓口の充実、医療費の軽減を望む声がありました。

##### 【課題】

- ・国の高等教育の就学支援新制度を活用した教育費の負担軽減や無料の学習支援の充実を図ることが必要です。
- ・各種支援制度を知らない人の割合が多く、情報が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への一層の周知が必要です。

## ②子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会

### 【懇話会の概要】

ひとり親家庭や外国人家庭の支援、無料の学習教室や子ども食堂の運営、貧困家庭の多い小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行いました。

### 【主な意見】

- ・様々な支援制度や支援団体があるが、それぞれの連携が十分ではなく、ばらばらの支援をつなぎ、総合的にコーディネートする人材が必要である。
- ・学校は子どもの貧困対策のプラットフォームであり、スクールソーシャルワーカーのさらなる拡充が必要である。
- ・支援が届かない、届きにくい子どもや家庭への支援には、アウトリーチが重要である。訪問の際に食材支援があると心を開いてもらいやすい。
- ・子ども食堂のニーズが高まり多くの参加者が集まるが、資金も人手も運営者が自前で調達しているので、続けていくことが難しい。

## 3 計画の概要

計画策定の指針となる国の大綱等をふまえ、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」という現計画の基本理念や、支援の柱を踏襲した上で、実態調査の結果等をふまえて、取組内容の一層の充実を図ります。

なお、次期貧困対策計画においては、地域の課題や現状等を把握し直接住民サービスを提供する市町をはじめとする身近な地域での取組強化が重要なことから、下記のとおり、支援の柱を一部見直します。

### 【現計画の5つの支援の柱】

1	教育の支援
2	生活の支援
3	保護者に対する就労の支援
4	経済的支援
5	包括的かつ一元的な支援

### 【次期計画の5つの支援の柱】

1	教育の支援
2	生活の支援
3	保護者に対する就労の支援
4	経済的支援
5	身近な地域での支援体制の整備

### 【主な取組】

- ・県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。
- ・市町の子どもの貧困対策計画の策定支援や人材育成等により、県内の各地域における支援の充実を図るとともに、社会全体の子どもの貧困に対する理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。

・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。さらに、地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。

#### 【主な新指標】

- ・法改正で市町に計画策定の努力義務が課され、策定にあたっては大綱及び都道府県の計画を勘案するとされています。貧困対策は生活により身近であり、直接住民サービスを行う市町で実施することが効果的です。各市町が計画を策定することで、取組意識の醸成が図られるとともに、県計画に基づいた取組が策定され貧困対策の取組が進むと考えられることから、新たに「子どもの貧困対策計画を策定した市町数」を指標とします。
- ・大綱では、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援が必要とされていることから、新たに「産婦健診・産後ケアを実施する市町数」を指標とします。

#### 4 今後の予定

- 令和2年 2月 子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会（最終案）  
社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案）  
3月 常任委員会（最終案）  
計画の策定

子どもの貧困対策計画の指標について

現期計画の指標

	計画策定期	達成度 (H30) ○△◎○	目標値 (R1)	評価
1 教育の支援				
■生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町 (H26)	28市町 ○	29市町	○
■生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26)	89.7% (H29)	98.8%	△
■児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4% (H26)	100.0%	98.8%	◎
■放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校 中学校	22.7% (H27)	22.6%	△
2 生活の支援				
■ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町 (H26)	9市町 △	29市町	△
■保護者に対する就労の支援				
■就労支援を行う生活困窮者の人数	-	321人 ○	540人	○
■三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	3件 (H26)	10件 △	40件	△
■高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となつた者の割合	79% (H25)	92.3%	90%	◎
4 経済的支援				
■養育費を受給している割合	45% (H26)	60.0% (R1)	60%	◎
5 包括的かつ一元的な支援				
■子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	-	17市町 ○	29市町	○

目標値を達成した項目 ○、目標は達成しないものの目標値の50%を超えた項目 △  
策定期から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目 △

参考資料

次期計画の指標（案）

	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1 教育の支援		
■生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町 (R1)	29市町
■施設入所児童・里親・生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	18.3% (H29)	38.3%
■家庭や地域と一体になった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3%	84.4%
2 生活の支援		
■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はひとり親家庭についてアミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町 (R1)	29市町
■産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町	29市町
3 保護者に対する就労の支援		
■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人	540人
■三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業率※セントラーアーへの求職登録者に対する就業者数の割合	76.9%	90%
4 経済的支援		
■養育費を受給している割合（ひとり親家庭全体のうち）	36.9% (R1)	50%
5 身近な地域での支援体制の整備		
■ワンストップ窓口や内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町	29市町
■子どもの貧困対策計画を策定した市町数	2市	29市町



## 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」について

### 1 策定の趣旨

「ひとり親家庭等自立促進計画」は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(以下「法」という。) 第12条に基づき、国の基本方針に即して策定するとされています。

そこで、子どもの貧困対策の視点とともに、「第三期ひとり親家庭等自立促進計画」(以下「現計画」という。) の取組の成果と検証、当事者への生活実態調査等の結果をふまえ、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成27年厚生労働省告示。以下「方針」という。) に即して、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」(以下「次期計画」という) の最終案(案)を取りまとめました。

### 2 計画のポイント

#### (1) 国の動向

方針では、ひとり親家庭等の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要があり、さまざまな関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要とされています。

国においては、平成30年8月より児童扶養手当の全部支給にかかる所得制限が緩和されるとともに、令和元年11月より支給回数が年3回から6回に増加されました。また、高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長や最終年の増額支給など制度が拡充されました。

#### (2) 現計画の成果と課題

現計画で定めている目標値を設定した8項目の指標については、目標を達成した項目(◎)が2項目、目標は達成しないものの目標値の50%を超えた項目(○)が1項目、策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目(△)が5項目でした。(詳細は「参考資料」のとおり)

#### 【主な成果】

- ・ひとり親家庭における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の2市から平成30年度は7市に増加しました。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料について、平成27年度より助成を開始し、平成30年度は24市町に対し助成を行いました。

#### 【課題】

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて就業相談員を配置し、就業を支援していますが、成果が十分出ているとは言い難い状況となっています。
- ・三重県母子・父子福祉センター及び各県市町福祉事務所において、父子家庭からの相談に対応できる相談窓口を設置しているものの、相談実績が少なく、支援の充実が必要です。

### (3) 生活実態調査等の結果

ひとり親家庭など支援が必要な家庭の生活実態を把握し、効果的な支援につなげていくため、当事者へのアンケート調査や、日頃から支援に携わる方々との意見交換、ひとり親家庭の高校生へのヒアリングを実施しました。

#### ①当事者へのアンケート調査

##### 【調査対象】

- ・低所得者が多い児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭等を対象とした無料の学習教室、子ども食堂を利用する親子約4,100名に調査票を配布し、1,048名（大人768人、子ども280人）より回答を得ました。

##### 【調査結果の概要】

- ・ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合が高く、ひとり親になった後の就業率は9割を超えていました。
- ・養育費の取り決めがあり、現在も受給している割合は3割強と低い割合です。
- ・その他、児童扶養手当等の経済的支援の充実や学習支援の充実、保育サービスや放課後児童クラブの充実を望む声がありました。

##### 【課題】

- ・三重県母子・父子福祉センターでの就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図ることが必要です。
- ・経済的に安定するためにも養育費の取り決めをし、確実な受給につなげる必要があります。
- ・国の高等教育の就学支援新制度を活用した教育費の負担軽減や無料の学習支援の充実を図ることが必要です。

#### ②子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会

##### 【懇話会の概要】

ひとり親家庭や外国人家庭の支援、無料の学習教室や子ども食堂の運営、貧困家庭の多い小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行いました。

##### 【主な意見】

- ・様々な支援制度や支援団体があるが、それらの連携が十分ではない。ばらばらの支援をつなぎ、総合的にコーディネートする人材が必要である。
- ・支援が届かない、届きにくい子どもや家庭への支援には、アウトリーチが重要である。訪問の際に食材支援があると心を開いてもらいやすい。

## 3 計画の概要

現計画が理念とした「すべてのひとり親家庭等において、親が自らの力を發揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、子どもたちが夢と希望を持って成長できる三重をめざす」を基本的に踏襲した上で、実態調査の結果等をふまえて、取組内容の一層の充実を図ります。

あわせて、現計画の以下の6つの施策に基づき、それぞれに施策目標を定めて、進行管理を行います。

- ①親への就業支援
- ②子育てと生活のための支援
- ③子どもへの学習支援
- ④経済的な安定のための支援
- ⑤相談機能の充実と各種支援制度の周知
- ⑥父子家庭に対する支援の充実

【主な取組】

- ・ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成についても、市町と連携しながら拡充を図ります。
- ・子育てと仕事との両立支援を図るため、市町に対して保育所や放課後児童クラブの優先入所を働きかけるとともに、病児保育への取組を支援します。

【主な修正指標】

- ・既存事業の活用など市町の実情を勘案し、次期計画では、「ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数」を指標とし、目標値を設定します。
- ・現計画では、母子家庭で養育費の取り決めを行っているもののうち受給している割合を指標としましたが、次期計画では、全体像がよりわかるように「ひとり親家庭全体のうちで養育費を受給している割合」を指標とし、目標値を設定します。

#### 4 今後の予定

- 令和2年 2月 子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会（最終案）  
社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案）  
3月 常任委員会（最終案）  
計画の策定

○

○

ひとり親家庭等自立促進計画の指標について

現計画の指標

指標名	現計画 策定時	目標値 (H30)	目標値 (R1)	評価
1. 親への就業支援				
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	8件 (H25)	10件	40件	△
高等職訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となつた者の割合	79% (H25)	92.3%	90%	◎
2. 子育てと生活のための支援				
ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町	9市町	29市町	△
3. 子どもへの学習支援				
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施市町数	2市	7市 (R1)	15市町	△
4. 経済的な安定のための支援				
養育費を受給している割合（母子家庭で養育費の取り決めを行つているもののうち）	44.8% (H26)	60.0% (R1)	60%	◎
5. 相談機能の充実と各種支援制度の周知				
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）相談件数	214件 (H25)	332件	400件	○
福祉事務所相談件数	8,180件 (H25)	8,076件	10,000件	△
6. 父子家庭に対する支援の充実				
福祉事務所父子家庭相談件数	169件 (H25)	241件	1,800件	△

次期計画の指標（案）

指標名	現状直 (H30)	目標直 (R6)
1. 親への就業支援		
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業率※センターへの求職登録者数に対する就業者数の割合	76.9%	90%
2. 子育てと生活のための支援		
ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はファミリー・サポート・センター事業利用料の减免、助成を実施する市町数	17市町 (R1)	29市町
3. 子どもへの学習支援		
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施市町数	7市 (R1)	15市町
4. 経済的な安定のための支援		
養育費を受給している割合（ひとり親家庭全体のうち）	36.9% (R1)	50%
5. 相談機能の充実と各種支援制度の周知		
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）相談件数	332件	400件
福祉事務所相談件数	8,076件	10,000件
6. 父子家庭に対する支援の充実		
福祉事務所父子家庭相談件数	241件	500件

目標値を達成した項目 ○、目標に達しないものの目標値の50%を超えた項目 △  
策定時から改善が進んでいないまたは目標値の50%以下の項目 △



# 三重県地域福祉支援計画 【最終案】（案）

令和 2 年 2 月

# 三重県地域福祉支援計画

## 目 次

### 第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
・経緯	
・地域福祉を取り巻く状況	
・課題の複雑化・複合化	
・国等の動き	
・県内地域における取組	
・新たな地域福祉支援計画の策定	
2 計画策定の視点（基本姿勢）	14
3 めざすべき方向性と着眼点	16
4 計画の位置付けと他計画との関係	17
5 計画期間	19

### 第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況	20
2 支援を必要とする人等の状況	22
3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況	44

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（めざすべき姿）	51
2 施策体系（取組の柱）	53
3 施策体系（推進項目）	55

### 第4章 施策展開

#### 推進項目1 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

1 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	58
(1) サロン活動への支援	
(2) 子どもの居場所づくり	
(3) 外国人コミュニティへの支援	
2 地域住民による支援活動の推進	59
(1) 福祉教育・社会教育の推進	
(2) ボランティア活動への支援	
(3) 高齢者・障がい者の地域活動への支援	

(4) 民生委員・児童委員活動への支援	
3 市町における包括的な支援体制づくりへの支援	61
(1) 相談支援包括化推進員の養成	
(2) 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化	
(3) 相談・支援機関の連携推進	
4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	64
(1) ユニバーサルデザインの意識づくり	
(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり	
<b>推進項目2 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）</b>	
1 高齢者・障がい者への支援	66
(1) 高齢者に対する支援の充実	
(2) 障がい者に対する支援の充実	
2 子ども・子育て支援	67
(1) 子ども・子育て支援の充実	
(2) 社会的養育の推進	
3 生活困窮者等への支援	68
(1) 生活困窮者自立支援の推進	
(2) 子どもの貧困対策の推進	
4 生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など） への支援	69
(1) ひきこもり・ニート	
(2) 自殺対策	
(3) 再犯防止の取組の推進	
(4) 認知症施策の推進	
(5) がん・難病患者	
(6) 医療的ケア児・者	
(7) 外国人住民	
(8) 人権課題	
5 災害時要配慮者への支援	73
6 生活基盤の充実	75
(1) 就労機会の充実	
(2) 住宅確保	
(3) 移動の確保	
7 権利擁護の推進	78
(1) 成年後見制度の利用促進	
(2) 福祉サービスの利用援助	
(3) 差別解消、虐待防止の取組の推進	
(4) 消費者被害の防止・救済	

8 多様な生活課題への対応	80
推進項目3 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）	
1 福祉人材の確保	84
(1) 福祉人材の確保	
(2) 若者等の参入促進	
(3) 働きやすい福祉職場づくりへの支援	
2 福祉サービスの質の向上	85
(1) 効果的な指導監査等の実施	
(2) 第三者評価の受審促進	
(3) 苦情解決体制の充実	
(4) 福祉人材の質の向上	
3 福祉サービスの総合的提供方法のあり方	87
(1) 保健・医療との連携	
(2) 共生型サービスの普及	
4 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用	87
<b>第5章 推進体制</b>	
1 地域福祉推進会議の設置	89
2 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施	89
<b>第6章 進捗管理</b>	90

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

#### ＜経緯＞

- 三重県では、社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画として、平成16(2004)年3月に、市町の地域福祉の推進を支援するための県の地域福祉推進に関する基本的な方針等を示した「三重県地域福祉推進計画」を策定しました。この計画の対象期間は平成16(2004)年度からの5年間でしたが、各福祉分野に個別専門の法定計画があることをふまえ、平成21(2009)年度からの次期計画の策定は行わずに、これらの法定計画を総合的に運用することで対応してきました。
- 高齢者福祉の分野では、高齢者を取り巻く課題に対応するため、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」により、介護サービスの充実と人材確保、地域包括ケアの推進、介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化、元気高齢者が活躍する支え合い（安全安心）のまちづくりを4つの柱として地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための取組を進めています。
- 障がい者福祉の分野では、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」により、「多様性」、「生きがい」、「安心」をキーワードに、差別の解消や特別支援教育の充実、障がい者就労・農福連携の推進、障がい者スポーツの推進、保健・医療体制の充実等に取り組んでいます。
- 子どもの福祉の分野では、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」により、少子化対策全般に関する「少子化対策計画」、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「三重県次世代育成支援計画」、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要及びそれらの確保方策等を定めた「三重県子ども・子育て支援事業計画」、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策を総合的に推進する「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化し、結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりに向けた取組を進めています。
- また、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」において重点的な取組の一つとして位置づけている子どもの貧困対策について、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

「重県子どもの貧困対策計画」により、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、包括的かつ一元的な支援の5つの支援を柱として取組を進めています。

- このように、福祉分野の高齢者、障がい者、子どもの各福祉サービスについては、それぞれの支援の対象者ごとに計画を策定し、目標を定め、必要な施策を展開していくことによって、対象領域における機能の強化とサービスの充実を図っているところです。
- 地域福祉の推進においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者のみなさんとの協働・連携のもとに、地域における支え合い体制づくりを進めてきました。
- また、福祉の枠組みが、それまでの「措置制度」から、利用者が自ら受けるサービスを選択する利用者本位の「利用制度」へと転換される中で、利用者の選択を保証する「事業者の情報提供」と契約内容が正確に守られるための「仕組み」づくりに向けて、「みえ福祉第三者評価制度」を運用するとともに、社会福祉分野における権利擁護のための制度として、福祉サービスの適切な利用等を支援する日常生活自立支援事業の取組を行い、福祉サービスの利用における共通基盤となる制度の充実に取り組んできました。
- さらに、障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことのできる社会の実現をめざし、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定し、さまざまな取組を進めています。

### <地域福祉を取り巻く状況>

#### (少子高齢・人口減少社会の到来)

- 我が国においては、少子高齢化の進行により、生産年齢人口は平成7(1995)年をピークに減少に転じており、総人口も既に減少に転じ、平成28(2016)年では、高齢化率が27.3%と4人に1人以上が高齢者の社会となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（出生中位推計）によると、日本の総人口は2053年に1億人を割り、2065年には8,808万人にまで減少

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

するとともに、生産年齢人口は、2029年、2040年、2056年にはそれぞれ7,000万人、6,000万人、5,000万人を割り、2065年には4,529万人となると推計されています。

- 生産年齢人口の減少により社会・経済の担い手不足が生じ、昭和55(1980)年には1人の高齢者に対して7.4人の現役世代がいたのに対し、平成27(2015)年には高齢者1人に対して現役世代2.3人になっており、今後この数字は減少していくことが予想されます。
- また、高齢化の進展は、年金・医療・介護などの社会保障給付費を増大させる要因となる一方で、税金や社会保険料を主に負担する現役世代の相対的な減少を意味するため、社会保障の給付と負担のアンバランスを高めることとなっています。
- 少子高齢・人口減少による国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であり、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。
- さらに、高齢者単独世帯数は一貫して増加しており、2040年には約896万世帯に達し、世帯主が65歳以上の世帯に占める単独世帯の割合も、2015年から2040年には32.6%から40.0%へと上昇すると推計されています。三重県においても、2040年には、一般世帯数は65万5,899世帯まで減少するのに対し、高齢者の単独世帯数は11万4,111世帯に増加すると推計されており、従来、家庭が担ってきた機能を地域においてどのように確保していくのかも課題となっています。

### (人生100年時代)

- 「人生100年時代」とは、イギリスのロンドン・ビジネス・スクール教授による長寿時代の生き方について述べた著書の中で提唱され、寿命の長期化によって先進国の2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。
- 日本政府においても、平成29(2017)年9月に内閣総理大臣を議長とする有識者による「人生100年時代構想会議」が設置され、「超長寿社会」を世界に先駆けて迎える日本における教育や雇用制度、社会保障など、人生100年時代を見据えた経済社会システムを創り上げていくための政策のグランドデザインについて検討が進められています。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

- 厚生労働省では、「人生 100 年時代」に向けて、幼児教育の無償化、待機児童の解消、介護人材の待遇改善、リカレント教育、高齢者雇用の促進の 5 つの対応を示しています。
- 人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題とされています。

### (雇用情勢)

- 我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資や個人消費が持ち直しの動きを示す中、緩やかに回復しています。そのような経済情勢の中、雇用情勢については、完全失業率は平成 30 (2018) 年度平均で 2.4% と平成 4 (1992) 年度以来 26 年ぶりの低い水準となり、有効求人倍率は平成 30 (2018) 年度平均で 1.62 倍と高水準となるなど、着実に改善が続いています。
- 県内経済は、県内総生産の名目で、対前年度比 1.0% 増と 3 年連続の増加、実質で同 1.3% 増と 2 年連続の増加となり、県内生産額（実質）は過去最高となっています。（平成 29 年度三重県民経済計算速報（早期推計）（令和元年年9月））
- こうした経済状況を背景に、三重県の平成 30 (2018) 年度における有効求人倍率は 1.71 倍と年々増加しており、とりわけ、介護関係職種の有効求人倍率は 4.12 倍と全国値(3.95 倍)より高く、介護関係職種については深刻な人材不足の状況となっています。
- また、日本の雇用システムの課題の 1 つとして、「正規・非正規労働者間の格差問題」があります。非正規雇用労働者は、平成 6 (1994) 年から以降緩やかに増加しており、近年、非正規雇用労働者に占める 55 歳以上の割合が高まっています。
- 非正規雇用労働者のうち、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者（不本意非正規）の割合は 12.8%（平成 30 (2018) 年平均）となっており、また、非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題も指摘されています。

- こうした格差問題を解決することを柱の1つに、平成30（2018）年6月に「働き方改革関連法」が成立しました。
- 急激な人口減少、少子高齢化が進んでいく中、これから将来を担う若者をはじめ、働く方のすべてが安心・納得して働き続けられる環境を整備していくとともに、高齢者や障がい者が、希望や能力、適性を十分にいかしながら、働く方の置かれた個々の事情に応じた、多様な働き方を選択できる労働環境を整えていくことが求められます。

（グローバル化）

- 情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化し、私たちの生活は大きく変化しています。日本で暮らす外国人も増加し、さまざまな文化を持つ人がともに暮らしています。
- 平成30（2018）年12月末現在の三重県の外国人住民数は5万612人で、前年より2,947人（6.2%）増加しました。平成20（2008）年の5万3,082人をピークに、経済状況の悪化に伴い減少していましたが、平成26（2014）年から5年連続で増加しています。
- 外国人労働者数（平成30（2018）年10月末）は、全国146万463人、三重県2万7,464人であり、出入国管理及び難民認定法上、さまざまな形態での就労が可能となってきています。
- 平成22（2010）年7月に施行された出入国管理及び難民認定法の改正により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになったほか、平成28（2016）11月に公布（平成29（2017）年11月1日施行）された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）では、技能実習計画の認定及び監理団体の新たな許可制度が創設されるとともに、対象職種に「介護職種」が追加されました。  
また、平成28（2016）年11月には「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布（平成29（2017）年9月1日施行）され、介護福祉士の資格を有する留学生を対象として、新たに「介護」の在留資格が設けられています。  
さらに、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるため

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

の新たな在留資格「特定技能」が、平成31（2019）年4月1日に創設されました。

- 新たな在留資格「特定技能」の創設により、在留外国人の一層の増加が見込まれており、行政・生活情報や相談対応のさらなる多言語化をはじめとした、新たなニーズの拡大が予想されます。
- 外国人住民を含む地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を築いていくことが求められます。

### （自然災害への対応）

- 平成30（2018）年1月、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を70～80%に引き上げました。地震発生の可能性が年々高まっているなか、三重県においても、南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想されます。
- 災害時に支援ニーズが増大する高齢者、障がい者等の要配慮者への対応とともに、被災した方々においても、その抱える課題は多様化・複雑化していくため、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、医療・保健・福祉の連携によるきめ細かな支援が求められます。
- また、近年、全国各地で相次いで自然災害が発生しており、災害時におけるボランティア活動は被災者支援における大きな力となっています。  
被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が重要となっており、その設置・運営は、社会福祉協議会が担うことが期待されています。
- 災害時におけるボランティアに対するニーズは、発災直後の復旧作業に対するものから、その後は被災した方に対する傾聴やサロン活動などの福祉的ニーズに移っていきます。こうしたニーズの変化に適切に対応していくためには、ボランティア活動を通じた被災者ニーズの発掘から適切な支援に結び付けていくことが重要であり、ボランティア団体間の情報共有などの連携が図られる仕組みも必要となってきます。
- こうした災害への備えとして、平常時からの要配慮者の把握や日常的な見守りのほか、災害時における福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるため、社会福祉施設等での要配慮者の受入体制の確保や介護職員等の応援・受

援体制の確立など、日頃から関係機関等が連携・確認しあうなど、災害対応力の強化に取り組んでいくことが必要となっています。

### ＜課題の複雑化・複合化＞

- 社会経済情勢の変化や人々の価値観の多様化などを背景に、家族や地域との係わりのあり方も変化し、従来、個人や家族のみでは対応できない事案に対処する相互扶助機能として、地縁、血縁によって結ばれていた地域コミュニティが失われつつあります。
- 核家族化、高齢社会の進展に伴い、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、家族や地域社会等との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じています。
- 例えば、生活困窮者においては、単に経済的な困窮に陥っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合があります。また、地域とのつながりが薄れ「社会的孤立」状態となっている場合もあり、そういった方が、いわゆる「制度の狭間」の問題として顕在化しています。
- また、これまでの公的制度の枠組では対応できない生活課題への対応や、「8050」(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯)、「ダブルケア」(介護と育児に同時に直面する世帯)など、一人の人や世帯の中で複数の課題を抱え、複雑な問題が絡み合い、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られるようになってきています。
- こうした課題を全体的にとらえ、公的支援だけでなく、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制づくりを、地域のさまざまな主体が連携しながら進めていくことが求められています。

### ＜国等の動き＞

#### (生活困窮者自立支援法の制定)

- 国においては、それまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するため、生活保護法の改正と併せて、生活困窮者自立支援法を平成26(2014)年12月に制定し、平成27(2015)年4月から施行されています。
- 生活困窮者自立支援法は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する包括的な支援体系を創るというもので、多様で複合的な課題を有する生活困窮者

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

が「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、法に基づく事業の活用や他制度との連携により、対象者の状態に応じたきめ細かい支援を行うこととしています。

- 生活に困窮している人は、自己肯定感の低下や自尊感情の消失、また、つながりの希薄化によって他の人に助けを求めることが困難であったり、コミュニケーション能力や意欲が不足している状態であることが考えられるため、対象者個々の尊厳を確保し、それぞれの意欲や想いに寄り添った伴走型の支援を行ったり、「制度の狭間」に陥らないように「断らない相談支援」の実施が求められています。また、積極的なアウトリーチを実施することで早期の支援につなげることも重要となっています。

### (地域共生社会の実現に向けた取組の推進)

- 平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。
- 地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成28(2016)年7月に「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、平成29(2017)年2月に「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」をとりまとめ、改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。
- このうち、(1)「地域課題の解決力の強化」については、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、を改革の骨格としており、これらを実現するため、社会福祉法等の改正が行われました。
- また、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」については、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなど生活上の困難

を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することをめざしています。

### (社会福祉法の改正)

- 平成 30 (2018) 年4月に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、その実現に向けた取組の方向性が示されました。

・ 第4条の改正では、第1項で地域福祉推進の理念を規定し、第2項でその推進方策を示しています。

・ 第1項では、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を経営する者、③社会福祉に関する活動を行う者、の3者を「地域住民等」として地域福祉推進の主体と位置付けています。

この「地域住民」の概念の中には、福祉サービスを必要とする当事者を含んでおり、担い手としての地域住民だけでなく、あらゆる住民を包含した考え方として、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の理念が示されています。

さらに、「地域住民」に対しては、社会、経済、文化その他「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」とし、地域住民の「権利」としての「完全参加」を謳っており、共生社会、ノーマライゼーションの理念を示しています。

・ 第2項では、地域住民や福祉関係者が、①本人だけでなく、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな生活課題を把握するとともに、③支援関係機関と協働し、課題を解決していくことが必要であることを定め、包括的支援の理念を明確化し、地域福祉を推進していくための具体的な推進方法を示しています。

個人だけでなく世帯も対象と考え、地域生活課題における「教育」には、社会教育を含むものであり、また、「地域社会からの孤立」も対象としています。

・ この第2項でいう地域福祉の「推進方法」とは、地域住民等が主体的に地域生活課題を「把握し、連携して、解決していく」ことを謳っています。

・ 法第106条の2では、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、利用者からの相談を通じて、利用者自身とその利用者の属する世帯が抱え

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

る生活課題を把握した場合に、必要に応じて支援関係機関につないでいくことを努力義務としています。

法第106条の3第1項では、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としています。

- 改正社会福祉法では、地域福祉計画についても充実が図られ、これまで策定は任意とされていたものから、努力義務化されるとともに、策定に際しては、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容としています。

都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容としています。

- 今回の法改正において、計画の記載事項として、福祉に関し共通して取り組むべき事項や、県計画においては、市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項が追加されたほか、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされています。

（地域福祉支援計画に盛り込むべき事項）

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉

### に関し、共通して取り組むべき事項

- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

### （共生型サービス）

- 平成 27（2015）年 9 月に厚生労働省において、今後の福祉の方向性を示す「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」が取りまとめられ、この新たな福祉ビジョンでは、サービスの提供にあたって、専門性に則って高齢者介護、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮等の支援を別々に提供する方法のほかに、複数分野の支援を総合的に提供する方法を検討することが示されました。
- これを受け、平成 28（2016）年 3 月に、福祉サービスを総合的に提供するうえで、現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」がとりまとめられ、運用されています。
- 現行制度上の運用に加え、地域福祉推進の理念を実現するために、平成 29（2017）年 6 月の「地域包括ケア強化法」において、介護保険法等の一部改正により、通所介護などについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられ、報酬改定とあわせて、平成 30（2018）年 4 月から施行されています。

### ＜県内地域における取組＞

- 県内の各市町では、地域共生社会の実現に向けて、既にさまざまな取組が進められています。

- ・名張市では、産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するために、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを作っています。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

また、市民センター15地域全てに「まちの保健室」を設置し、身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域包括支援センターに配置された「エリアディレクター」が各関係機関との連携により、必要な支援をコーディネートし、市民一人ひとりが抱える複合的な問題を横断的に対応できる仕組みを構築しています。

- 伊賀市では、「分野を問わない福祉の総合相談窓口」となる地域包括支援センターを中心に福祉総合相談体制を整備し、すべての相談は地域包括支援センターを第1窓口とし、子育て、障がい、介護、健康、生活困窮、認知症、虐待など問題が複雑にからみあった事例は福祉相談調整課が相談事業を調整する会議を開催し、必要な窓口へつなぐ仕組みを構築しています。
- 四日市市では、地域住民らが社会福祉法人と連携し、商店街での空店舗を地域の拠点として活用し、総合相談や住民の集まる場などの機能を併せ持った孤立化防止拠点を運営するなど、高齢者や障がい者らの日常生活を支援する取組が行われています。

### ＜新たな地域福祉支援計画の策定＞

- 地域の中には、従来の福祉の対象としてきた高齢者、障がい者、子どもの福祉課題だけでなく、社会とのつながりや支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求められず、或いは支援を拒みひきこもってしまう人、国籍や言葉の壁、宗教などの文化の違いなどによりさまざまな面で生活課題を抱える外国人住民、健康上の心配や経済・生活問題などにより自殺に追い込まれてしまいそうな人、犯罪をして立ち直ろうにも必要な支援が行き届かず再び罪を犯してしまう人、差別に悩み人権を侵害されている人など、さまざまな問題や課題を抱えている人がいます。
- そうした人たちも、地域社会を構成する一員であり、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、社会との関わりの中で、一人ひとり個性や能力を發揮し、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる社会を築いていかなければなりません。
- 社会構造の変化の中で、人々がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉をより一層推進していく必要があります。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

- 少子高齢化・人口減少が進行していく中、さまざまな主体の参画と協力を得て、地域資源を活用しながら、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮されることで、地域力を強め、持続可能な地域社会の構築をめざしていくことが求められています。
- このような状況に的確に対応していく必要があることや、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正、県内市町における新たな支援体制づくりの動きがあることなどをふまえ、県内全域での地域福祉をより一層推進し、多世代間の交流や助け合いによる地域共生社会における地域コミュニティ機能の確保をめざしていくため、三重県らしい「多様性」と「可能性」を含んだ持続可能な地域社会への道筋を示すものとして、新たな地域福祉支援計画を策定します。

### 2 計画策定の視点（基本姿勢）

- 計画を策定する目的は、分野に応じた従来の個別制度の充実だけでなく、分野を横断する連携した取組を進めるものであり、社会福祉を横串により全体化していくとともに、分野にとらわれない包括的な支援体制の整備に向けた取組を計画的に推進していくことがあります。
- また、従来の福祉分野にとどまらず、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を改めて直視する必要があります。
- 計画の策定によってめざす地域社会は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」であり、その実現に向けて取組を進めていくことが必要です。
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組を推進していくにあたって、計画策定における基本姿勢として、次の4つの視点を重視しながら策定を進め、具体的な施策展開を図っていきます。

#### （ノーマライゼーション）

- 社会福祉の目的は、「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援すること」にあります。  
地域福祉推進の目的も、この社会福祉の普遍性を前提に、地域住民や福祉関係者、行政などが対等な関係を基本に相互に協力しあうことで、多様な自己実現が図れるよう支援していくことにあり、ノーマライゼーションの具現化をめざしていきます。

#### （ソーシャル・インクルージョン）

- 地域福祉を推進することによってめざす地域共生社会は、地域や家庭での中のつながりが薄れ、社会的に孤立し、必要な支援が行き届かずには生活困難に陥るといった課題に対応できる地域社会を、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、一体となって築いていくことです。  
このため、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合う」というソーシャル・インクルージョンの理念をふまえながら進めていきます。

(ダイバーシティ社会の推進)

- 三重県では平成 29 (2017) 年 12 月に「ダイバーシティみえ推進方針 ~ともに輝く、多様な社会へ~」を策定し、県民の皆さんとともに、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会」の実現に向けて取組を進めています。

地域福祉の推進は、さまざまな地域生活課題に対して、地域社会全体で互いに支え合うことをめざすものであることからも、ダイバーシティ社会の推進の視点もふまえて進めてていきます。

(「SDGs」の達成と「Society 5.0」の実現)

- 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられ、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。その特徴である「包摂性（誰一人取り残さない）」、「参画型（全てのステークホルダーが役割を）」、「統合性（統合的に取り組む）」などの理念は、地域福祉支援計画でめざすべき社会にも共通するものです。
- また、国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会の変革（イノベーション）から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会として、「Society 5.0」の実現をめざしています。  
経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society 5.0」で実現する社会は、「希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会」であり、「Society 5.0」の実現により、人口減少・超高齢化の進展にともなって生じるさまざまな課題の解決と一人ひとりの生活の質の向上が期待されるもので、地域共生社会の実現にも通じるものです。
- 「SDGs」の達成や、「Society 5.0」の実現といった視点も持ちながら、より一層の地域福祉の推進を図っていきます。

## 3 めざすべき方向性と着眼点

### (めざすべき方向性)

○ 地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進におけるめざすべき方向性としては、次の事項があげられます。

- ① 地域住民等が主体的に福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱えるさまざまな地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携してその解決を図れるよう、拠点づくりなどの体制を整備すること
- ② 福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな地域生活課題を把握すること
- ③ 支援関係機関が協働し、包括的な支援体制を構築していくこと
- ④ 市町の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町の地域福祉が推進されるよう、地域特性や取組状況等に応じて支援していくこと

### (着眼点)

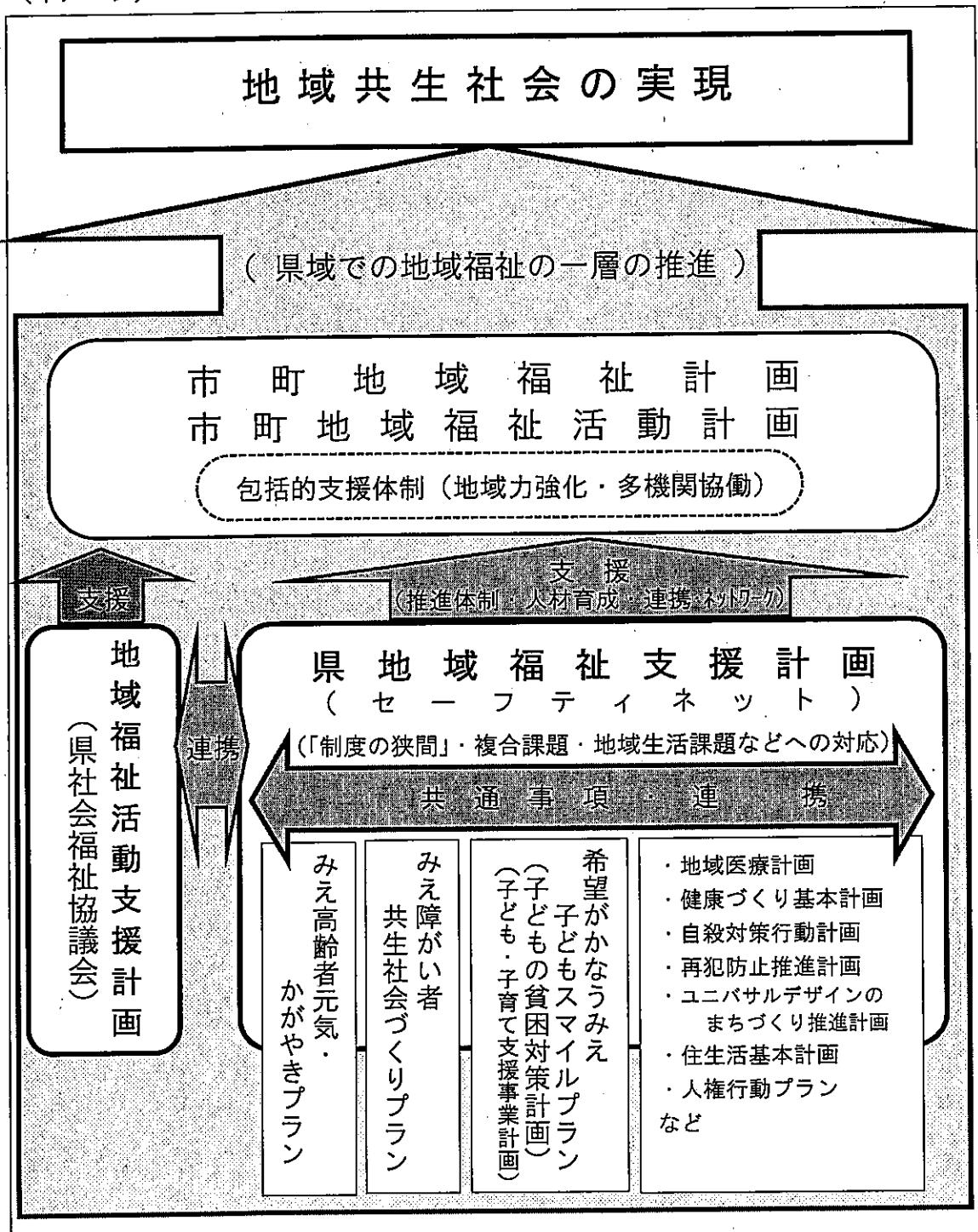
○ 地域福祉支援計画に盛り込むべき5つの事項や地域福祉推進におけるめざすべき方向性をふまえ、次の5つの「包括化（包み込む）」を着眼点にこの地域福祉支援計画における施策の方向性を定めていきます。

- ① 生活課題の包括化（日常の暮らしの全般に渡る包括的な支援)
  - ・社会的孤立をなくし、福祉、介護、保健医療だけでなく、住まい・就労を含む暮らしと生活を営むうえでの課題やニーズをトータルに捉える
- ② 対象の包括化（制度の枠に捉われない、誰一人取り残さない包括的な対象の把握)
  - ・全世代・全対象型の支援、本人と世帯の課題を包括的に捉える
- ③ 相談・支援の包括化（全世代・全対象型の包括的な支援体制づくり)
  - ・包括的な支援体制の整備による多機関協働の推進
  - ・地域住民の支え合いと公的支援の連動によるサービスの包括化と総合的なサービス提供
- ④ 地域の包括化（多様な主体の協働と地域資源の有機的連携)
  - ・地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者、企業などの地域の多様な主体による協働
  - ・地域資源の活用
- ⑤ 計画の包括化（分野別計画の総合化と関連施策の包括化)
  - ・高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の総合化と関連施策の包括的な推進

#### 4 計画の位置付けと他計画との関係

- 地域福祉支援計画は、各市町における地域福祉の推進を支援していくための計画であり、県としては、広域自治体としての観点から、専門性の高い課題への対応による市町における包括的な支援体制への支援や、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、市町の地域福祉が推進されるよう支援していくものです。
- また、今回の法改正によって、地域福祉計画においては、福祉の各分野の共通事項を定めるものとされています。
- そして、これまでの福祉制度の枠組では対応できない生活課題への対応や「制度の狭間」、複合課題などの問題に対応できるセーブティネットを築き上げていくことが必要です。
- そのためには、福祉分野の計画だけでなく、さまざまな生活課題に関する各分野の計画との連携を図り、これらの計画ともあいまって、一体的に地域福祉を推進していくよう、各計画による施策が相互に連携しながら、総合的な取組を機能させるためのものとして、この地域福祉支援計画を位置付け、横断的に施策を推進していきます。
- さらに、県域での地域福祉を推進していくにあたっては、民間福祉活動の中核を担う県社会福祉協議会とともに進めていくことが不可欠です。このため、県社会福祉協議会が策定する地域福祉活動支援計画とも連携・整合を図っていきます。

(イメージ)



## 5 計画期間

- 都道府県地域福祉支援計画は、市町の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町の地域福祉が推進されるよう策定するものであることから、市町の地域福祉計画の改定等の内容をふまえて、地域福祉支援計画の内容も見直す必要があります。
- 地域福祉計画を策定している 18 市町（平成 31 年 4 月 1 日現在）では、計画期間を 5 年としているところが多くなっています。  
 （現行の地域福祉計画で定められている期間）
  - 5 年 14 市町
  - 6 年以上 10 年未満 4 市町

- このため、計画期間は、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間とします。

	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
地域福祉支援計画				2020 年度～2024 年度 (5 年間)				
みえ高齢者元気・ かがやきプラン		2018 年度～2020 年度 (3 年間)						
みえ障がい者共生 社会づくりプラン		2018 年度～2020 年度 (3 年間)						
希望がかなうみえ 子どもスマイル プラン	2015 年度～ 2019 年度 (5 年間)		第一期 2020 年度～2024 年度 (5 年間)					

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 1 人口・世帯の状況

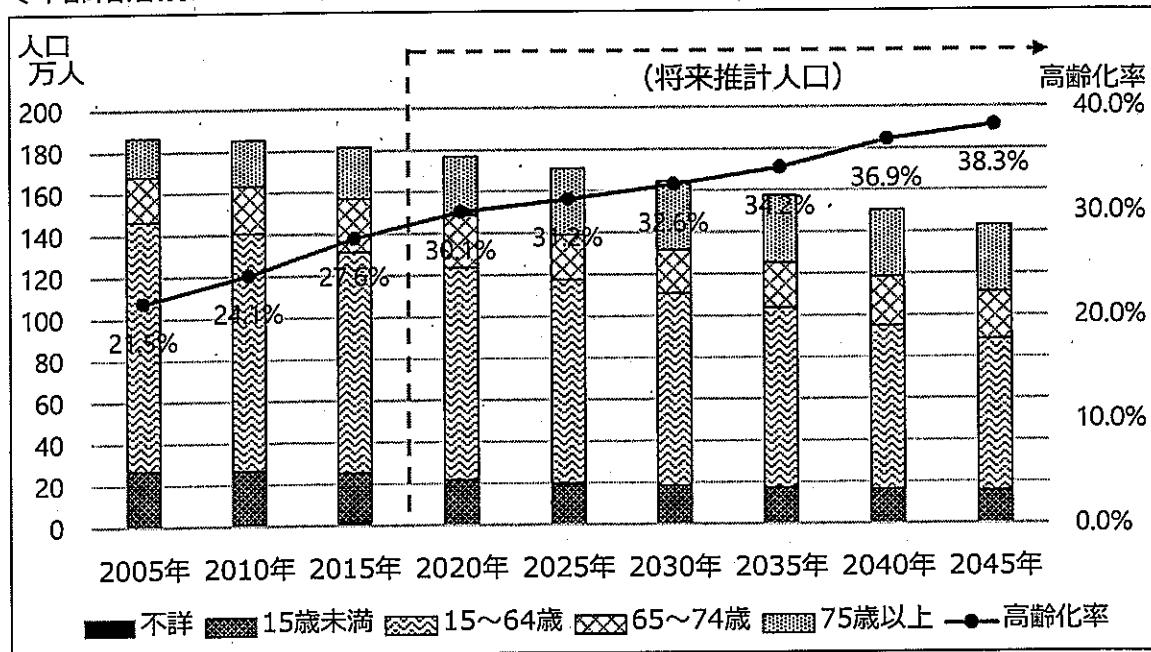
#### 人口減少と高齢化の進行

○ 三重県の人口は、平成 19（2007）年の約 187 万 3 千人をピークに、それ以降減少しており、平成 30（2018）年 10 月 1 日現在の人口は、179 万 376 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」によると、2030 年には 164 万人、2045 年には 143 万人になると推計されています。

○ このうち、65 歳以上人口は、52 万 99 人で、全人口に占める 65 歳以上人口の割合は 29.0% に上昇しました。2030 年には 32.6%、2045 年には 38.3% になるとされています。

〔年齢階層別人口及び高齢化率の推移〕



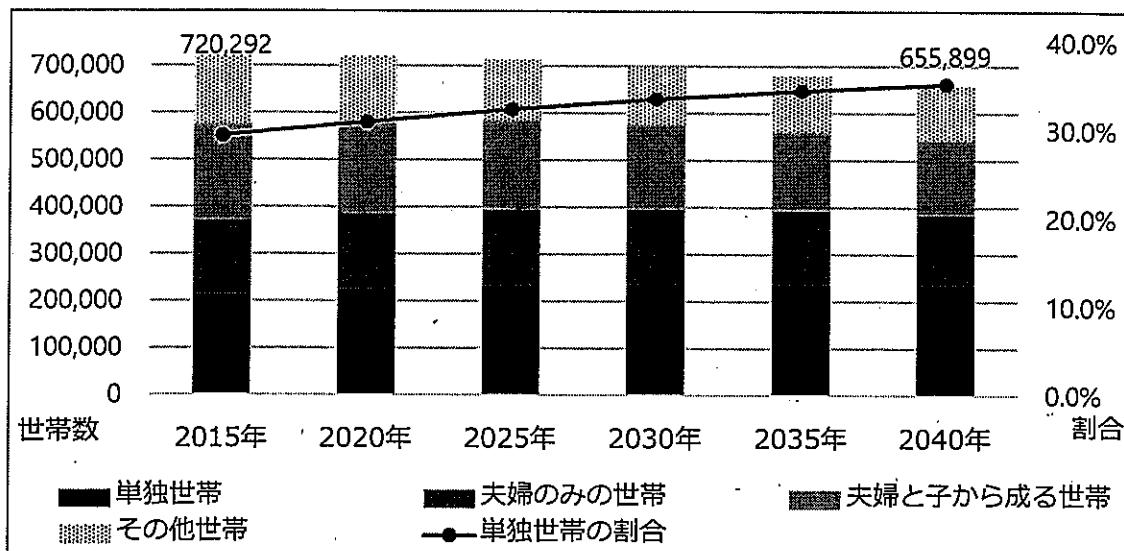
（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

#### 世帯構造の変化

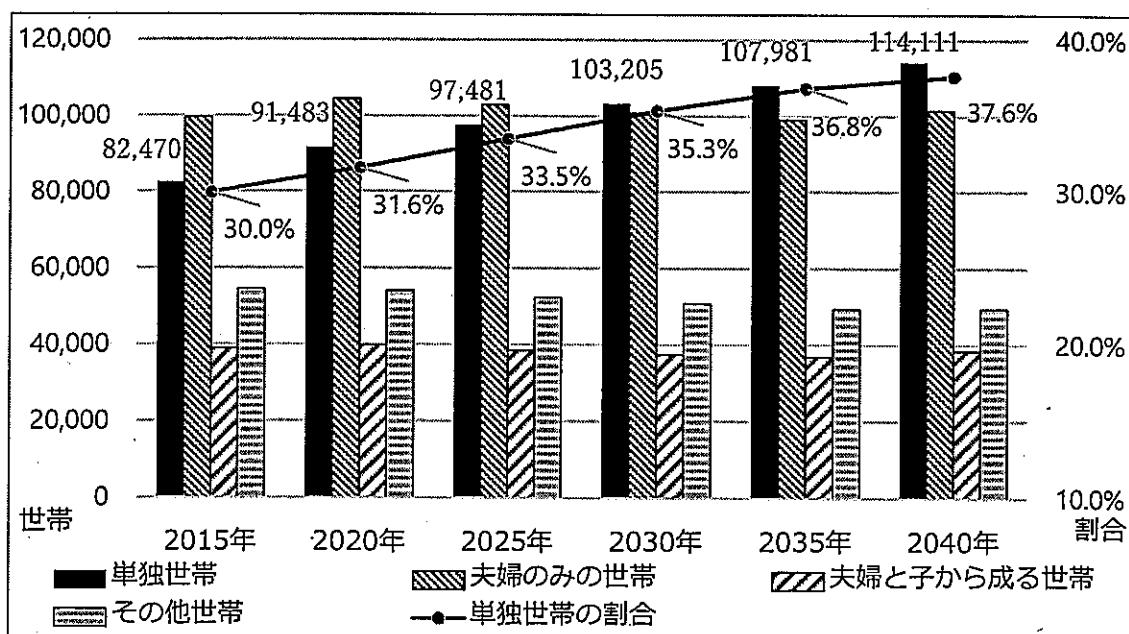
○ 三重県の平成 27（2015）年 10 月 1 日現在の一般世帯数は、72 万 292 世帯であり、平成 22（2010）年と比較して、2.2%（1 万 5,685 世帯）増加しています。

- 65歳以上世帯員のいる一般世帯数は、31万9,309世帯で、一般世帯に占める割合は44.4%であり、このうち、夫婦のみの世帯数が10万1,031世帯、単独世帯数は7万7,544世帯となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）によると、2040年には、一般世帯数は65万5,899世帯まで減少するのに対し、高齢者の単独世帯数は11万4,111世帯に増加すると推計されており、一般世帯数の約17%を占めることが予測されています。

〔一般世帯数の推移〕



〔高齢者世帯数の推移〕



## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 2 支援を必要とする人等の状況

#### ＜高齢者＞

##### 要介護高齢者

- 介護保険事業状況報告（暫定）における三重県の平成 31（2019）年 3月末の要介護（要支援）認定者数は、9万 9,125 人となっており、内訳は、要支援者が 2万 5,868 人、要介護者が 7万 3,257 人です。
- みえ高齢者元気・かがやきプランの第 7 期計画（平成 30（2018）年度から 2020 年度）では、2020 年度には要介護（要支援）認定者数は、10 万 3,758 人、要支援者は 2 万 6,023 人、要介護者は 7 万 7,735 人に増加する見込みとなっています。  
また、2025 年度には要介護（要支援）認定者数は、11 万 3,024 人、要支援者は 2 万 7,688 人、要介護者は 8 万 5,336 人と見込んでおり、平成 31（2019）年 3月末の人数から、要介護（要支援）認定者数は 1 万 3,899 人、要支援者は 1,820 人、要介護者は 1 万 2,079 人増加する見込みとなっています。

〔要支援者数および要介護者数の推移〕

		H29 年度	H30 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
第 1 号被保険者数		519,413	523,919	526,494	528,694	526,226
第 2 号被保険者数		606,590	603,682	601,537	598,407	583,832
認定者総数		97,901	100,402	102,351	103,758	113,024
要支援者数	要支援 1	12,076	12,384	12,505	12,586	13,286
	要支援 2	12,780	13,043	13,258	13,437	14,402
	小計	24,856	25,427	25,763	26,023	27,688
要介護者数	要介護 1	20,329	20,644	21,067	21,364	23,343
	要介護 2	17,466	17,921	18,293	18,546	20,193
	要介護 3	13,229	13,574	13,872	14,079	15,452
	要介護 4	12,571	13,036	13,355	13,573	15,125
	要介護 5	9,450	9,800	10,001	10,173	11,223
	小計	73,045	74,975	76,588	77,735	85,336

みえ高齢者元気・かがやきプラン（第 7 期介護保険事業（支援）計画策定に向けたワークシート）

##### 認知症高齢者

- 三重県における認知症高齢者数は平成 27（2015）年に約 7 万 6 千人と推計されていますが、今後も高齢化に伴い増加し続け、2020 年には約 9 万人、2025 年には約 10 万人になると見込まれています。

## 〔認知症高齢者数の推移〕

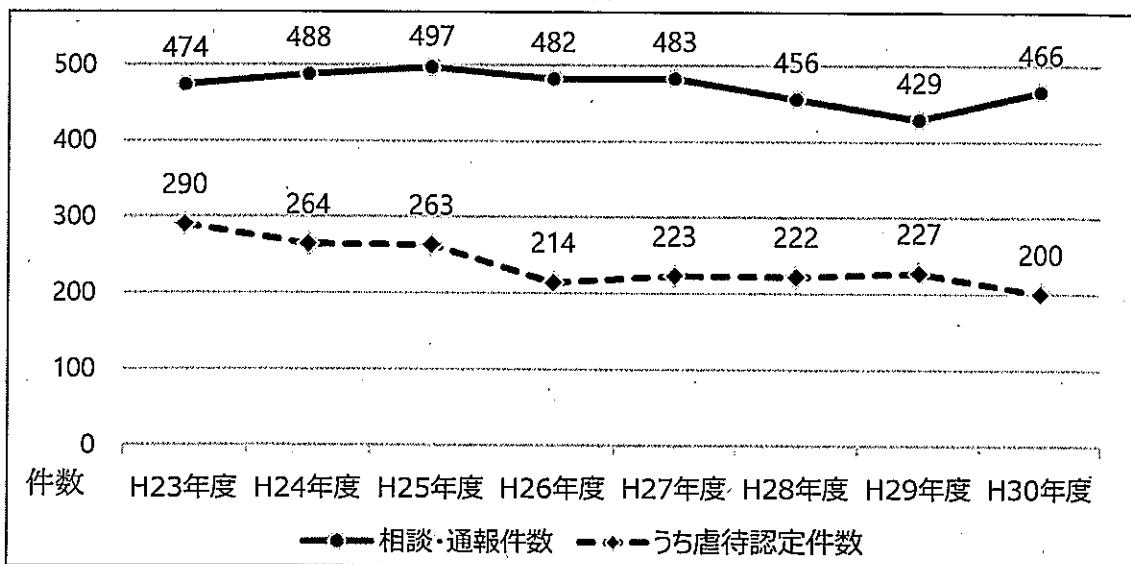
	2012年	2015年	2020年	2025年
認知症高齢者数（全国）	462万人	517万人	602万人	675万人
認知症高齢者数（三重県）	6.9万人	7.6万人	9.0万人	10.1万人
65歳以上人口に対する比率	15.0%	15.2%	16.7%	18.5%

みえ高齢者元気・かがやきプラン（「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮利治教授）により算出）

## 高齢者虐待の状況

- 厚生労働省が発表した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、平成29年度の対応状況等に関する調査結果（高齢者虐待対応状況調査）によると、養護者による虐待判断件数1万7,078件、市町村への相談・通報件数3万40件といずれも前年度よりも増加しており、過去最多となっています。
- 三重県内における平成29（2017）年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の養護者による高齢者虐待の状況は相談・通報429件（前年度比27件減）虐待認定件数227件（前年度比5件増）となっています。
- 高齢者虐待対応状況調査によると、養護者による虐待の発生要因として、①虐待者の介護疲れ・介護ストレス（24.2%）、②虐待者の障害・疾病（21.8%）、③被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係（14.2%）等があげられています。

## 〔高齢者虐待の推移（養護者によるもの）〕



厚生労働省公表「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

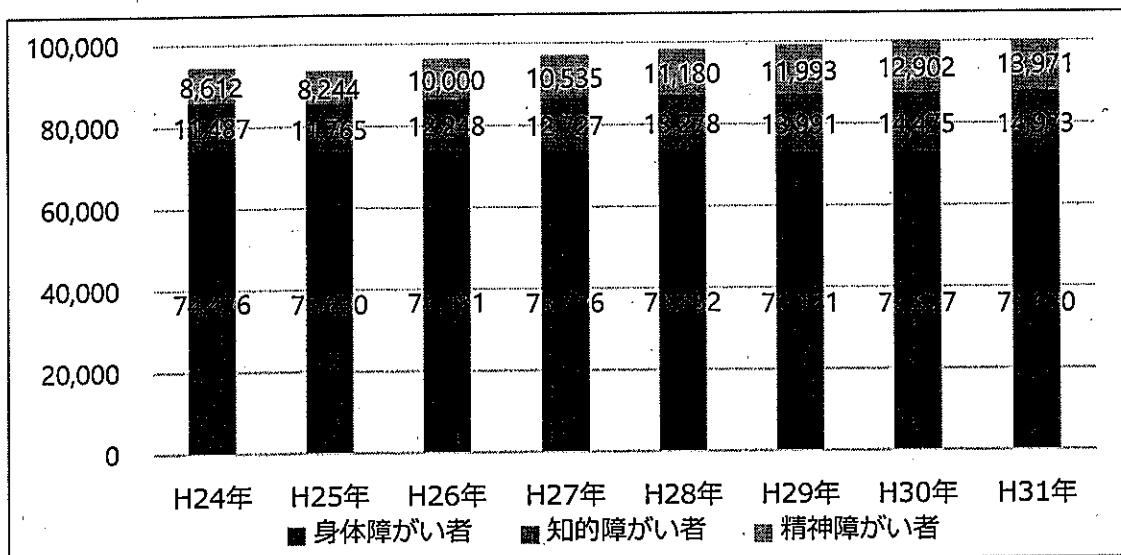
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <障がい者>

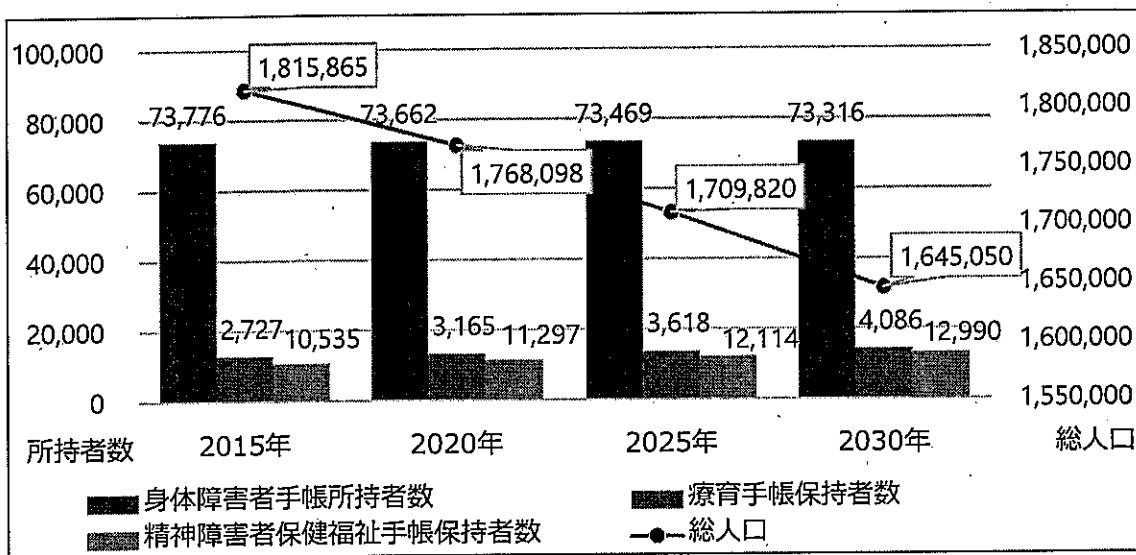
#### 障害者手帳所持者数の推移

- 三重県の平成31(2019)年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は、7万2,630人、療育手帳保持者数1万4,973人、精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成31年3月末現在)1万3,971人となっています。

身体障害者手帳保持者は近年ほぼ横ばいで推移していますが、療育手帳保持者数と精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加傾向で推移しています。



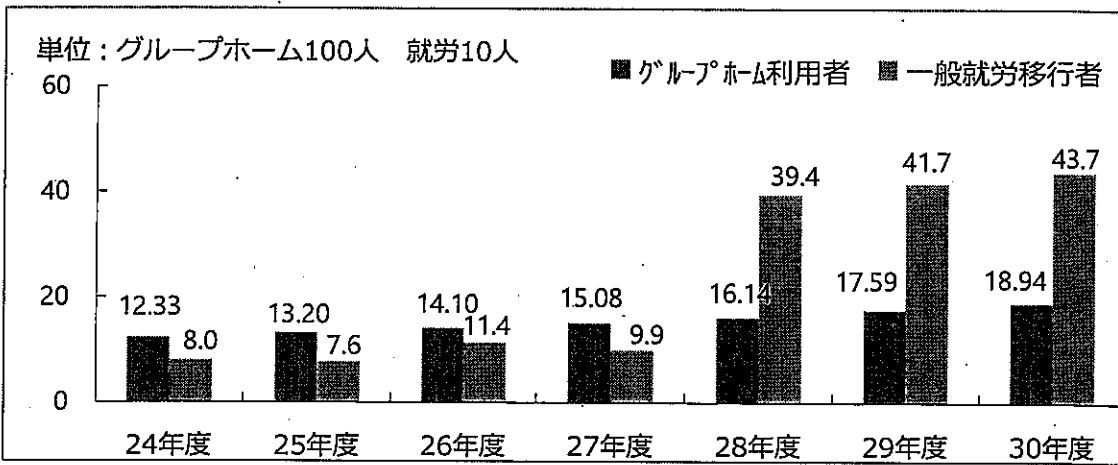
- 三重県の将来人口推計は2030年には164万人まで減少するとされており、この前提をもとにした三重県の障がい者数の推計は、身体障害者手帳保持者数は減少していくと見込まれます。一方、療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳保持者数は、人口あたりの割合が上昇傾向にあることから、総人口が減少しても増加していくものと見込まれます。



みえ障がい者共生社会づくりプラン（障がい者数の将来推計）

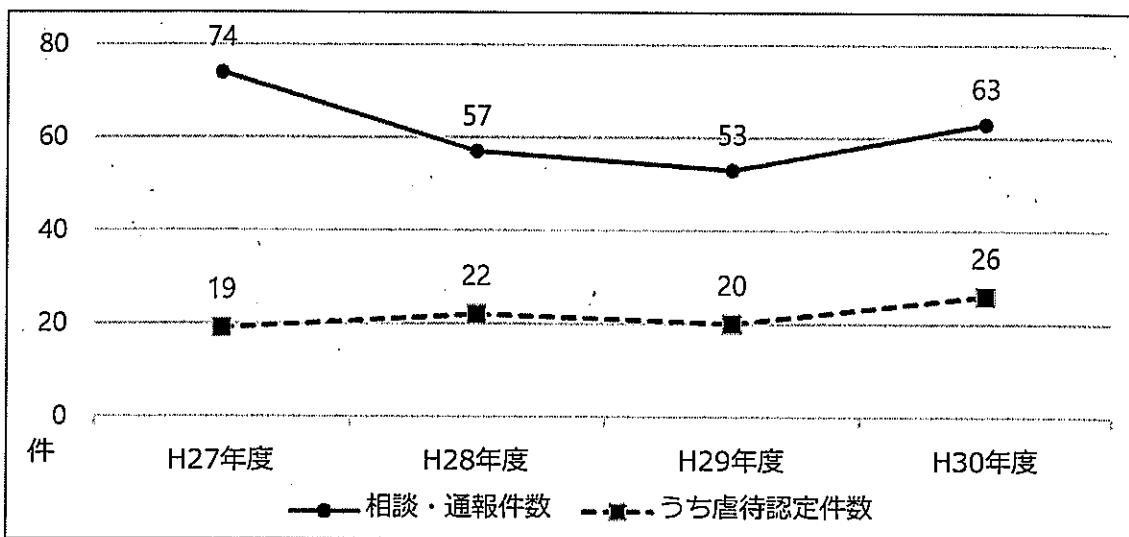
### 障がい者の地域生活移行

- 障がいのある方の地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、増加傾向にあります。



### 障がい者虐待の状況

- 厚生労働省が公表した「平成30年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」結果によると、養護者による障がい者虐待の状況は、相談・通報件数5,331件（前年度4,649件）、虐待判断件数1,612件（前年度1,557件）といずれも前年度から増加しています。
- 三重県内における平成30（2018）年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の養護者による障がい者虐待の状況は、相談・通報件数63件（前年度比10件増）、虐待認定件数26件（前年度6件増）となっています。

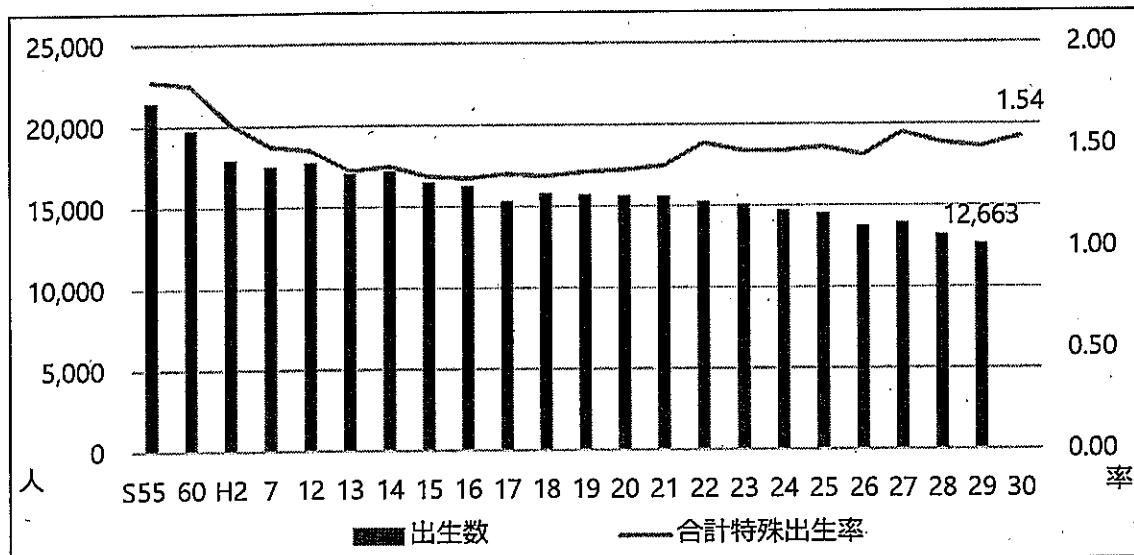


## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <子ども>

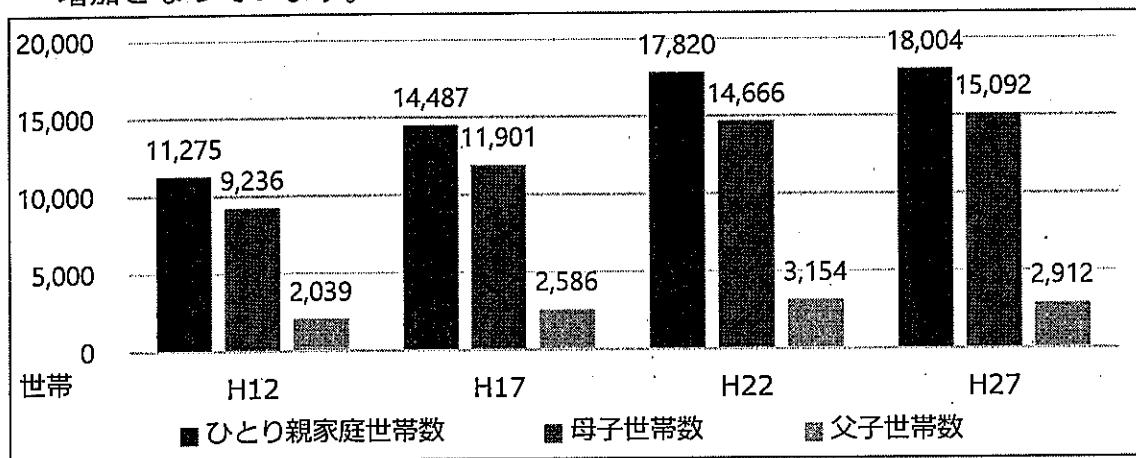
#### 出生数と合計特殊出生率の推移

- 三重県における出生数は、昭和 55 (1980) 年には 2 万人を超えていましたが、年々減少しており、平成 29 (2017) 年は 1 万 2,663 人となっています。また、平成 30 (2018) 年の合計特殊出生率は、前年比 0.05 ポイント増の 1.54 と、3 年ぶりに回復しています。



#### ひとり親家庭の状況

- 三重県のひとり親家庭（他の世帯員を含む）世帯数は、父子世帯は平成 22 (2010) 年と比較して 242 世帯 (7.7%) 減少しているものの、母子世帯は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年には、1 万 8,004 世帯となっています。平成 12 (2000) 年からの 15 年間で、母子世帯は 63.4%、父子世帯は 42.8% の増加となっています。

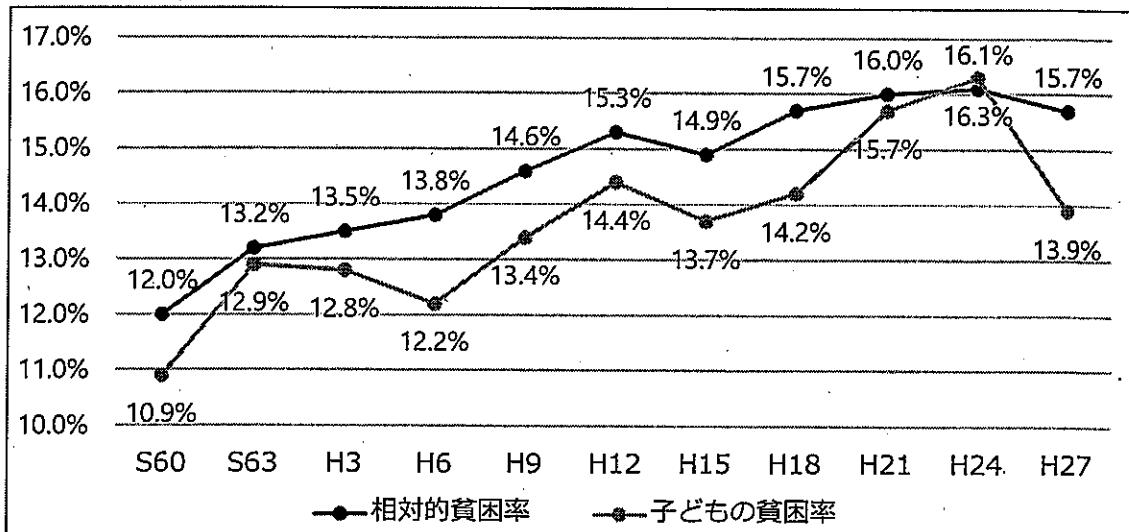


- 平成 27 (2015) 年の国勢調査によると、20 歳未満の世帯員のいる世帯は 18 万 3,915 世帯となっており、母子世帯の割合は 8.2%、父子世帯の割合は 1.6% であり、ひとり親世帯全体で 9.8% となっています。

### 子どもの貧困の状況

- 所得の中央値の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す子どもの貧困率（全国）は、平成 27（2015）年に 13.9% となっており、平成 24（2012）年に比べて減少しています。しかし、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）の状況を見ると、大人が 2 人以上いる世帯の相対的な貧困率が 10% 程度であるのに対し、大人が 1 人の世帯の貧困率は 50% を超えています。

〔貧困率の推移（全国）〕



〔子どもがいる現役世帯の状況〕

	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27
子どもがいる現役世帯	11.3%	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が 1 人	53.5%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が 2 人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%

平成 28 年国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

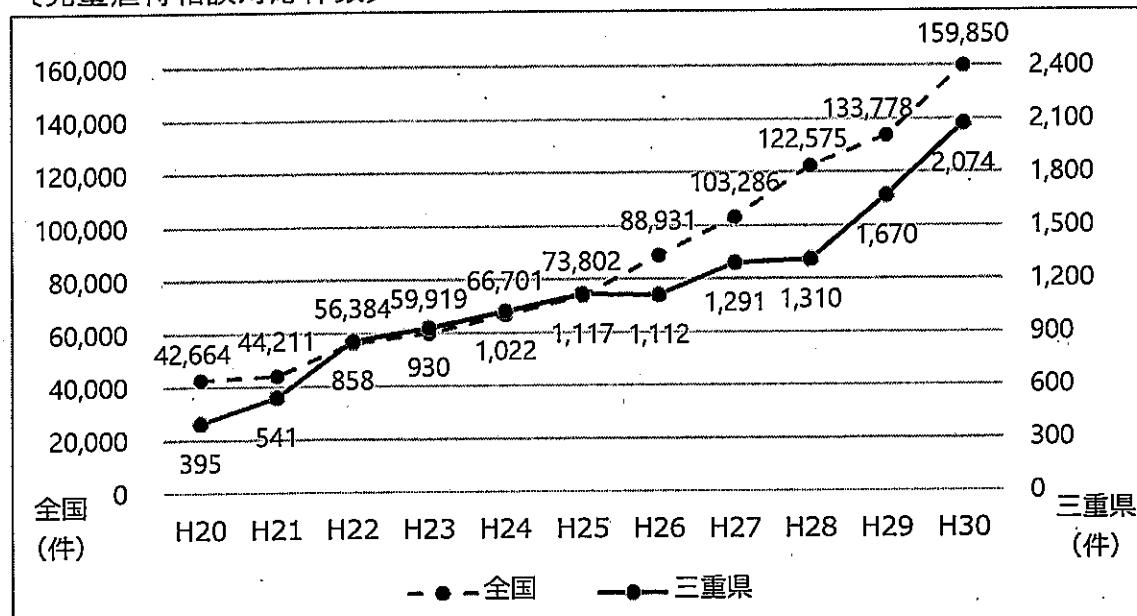
### 児童虐待の状況

- 厚生労働省の福祉行政報告例によると、平成 30（2018）年度における全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 15 万 9,850 件（速報値）と年々増加しています。
- 三重県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 30（2018）年度には初めて 2 千件を超え、2,074 件（前年度比 124.2%、404 件増）となり、過去最多件数を更新しました。

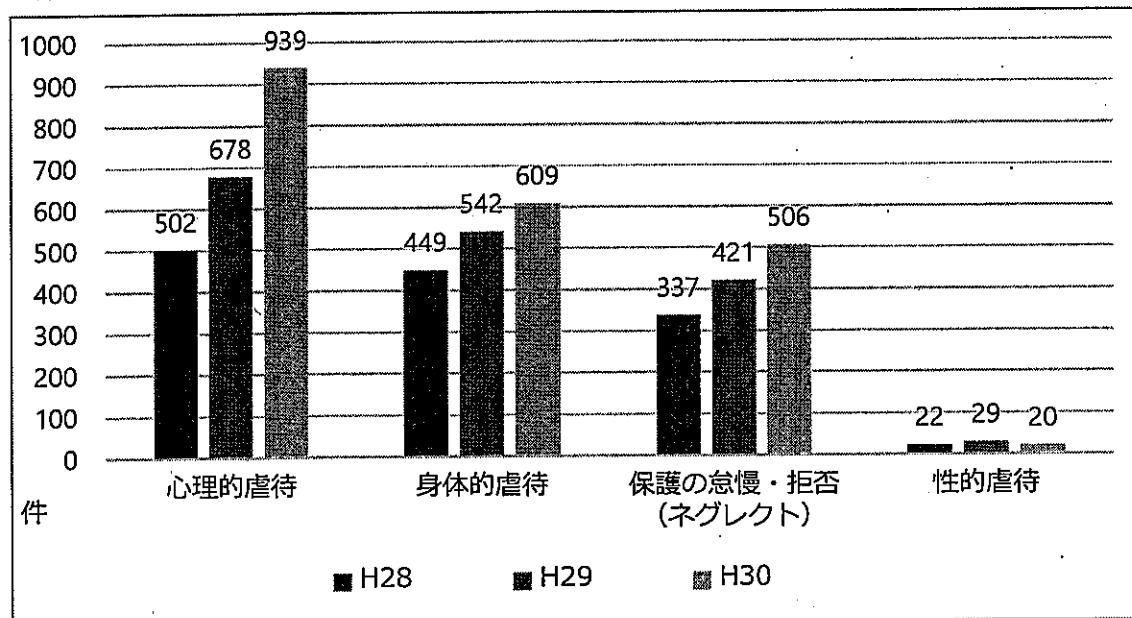
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

相談種別別では、心理的虐待が大きく増加（261件）しており、引き続き警察等からのDV家庭における児童への心理的虐待事案の通告が実施されていると考えられます。

[児童虐待相談対応件数]



[相談種別別件数]



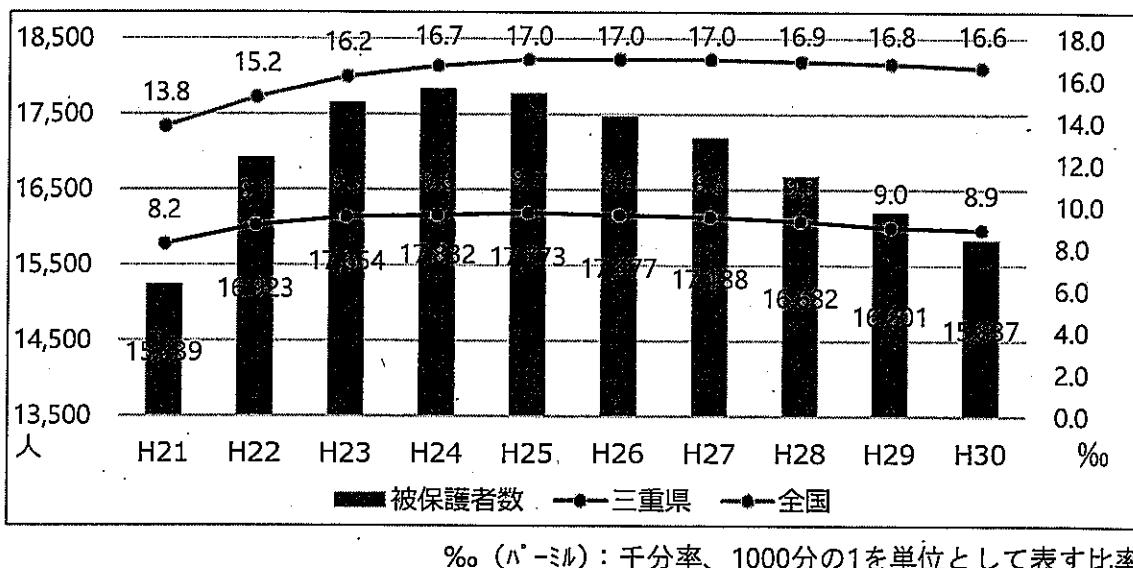
### <生活困窮者等>

#### 生活保護の状況

- 三重県の保護率は、平成9（1997）年度の4.6‰（パーセント）を底に増加していましたが、ここ数年の保護率は9.0‰以上で推移しており、平成30（2018）年度の保護率は8.9‰となっています。

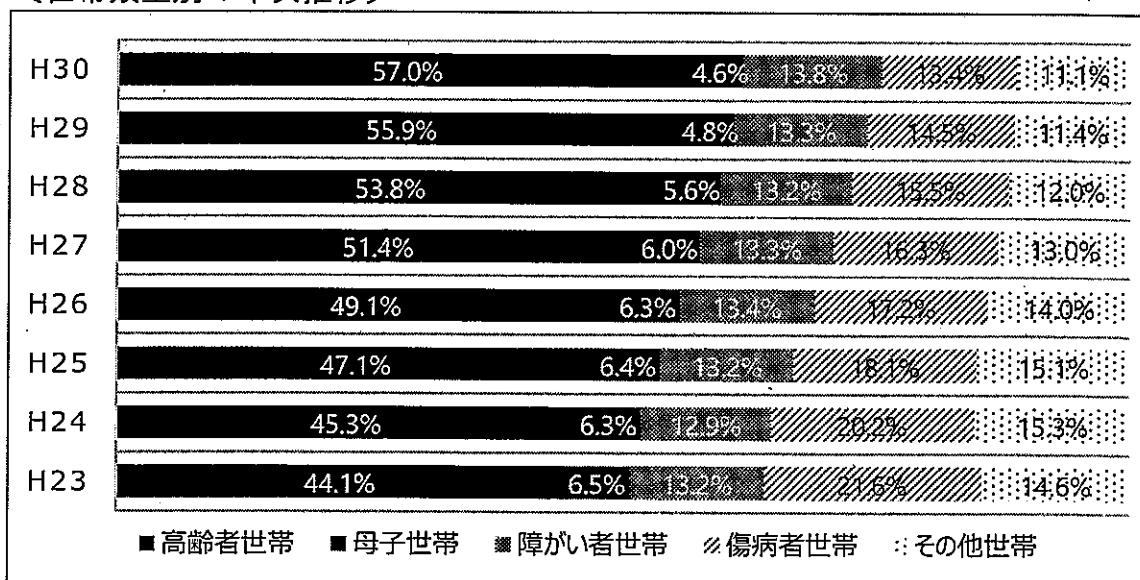
全国の保護率は17‰前後で推移しており、三重県の保護率は全国よりも低く推移しており、ここ数年は減少傾向にあります。今後も高い水準で推移するものと思われます。

〔被保護者数・保護率の推移〕



- 保護を受給している世帯を類別すると、平成30（2018）年度では高齢者世帯と障がい・傷病世帯で全体の84.2%を占めますが、稼働年齢層を含むその他世帯も11.1%を占めています。

〔世帯類型別の年次推移〕

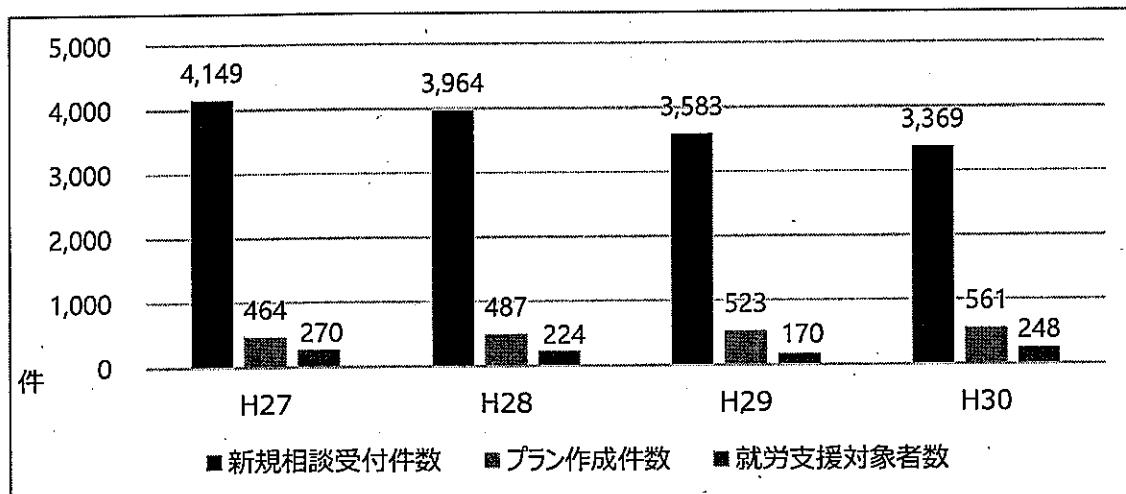


## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 平成27（2015）年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法により、各福祉事務所設置自治体において、各々の状況に応じた相談支援体制が構築され、生活困窮者に対する自立支援が実施されてきました。
- 制度開始以降の県全体での新規受付相談件数は、4,149件（H27年度）、3,964件（H28年度）、3,583件（H29年度）、3,369件（H30年度）となっており、人口10万人当たりの相談件数は18.5件（H27年度）17.8件（H28年度）、16.1件（H29年度）、15.2件（H30年度）となっています。

[新規相談受付相談件数]

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
新規受付相談件数	三重県	4,149 件	3,964 件	3,583 件	3,369 件
人口 10 万人	三重県	18.5 件	17.8 件	16.1 件	15.2 件
当たりの相談件数	全 国	14.7 件	14.5 件	14.9 件	15.5 件

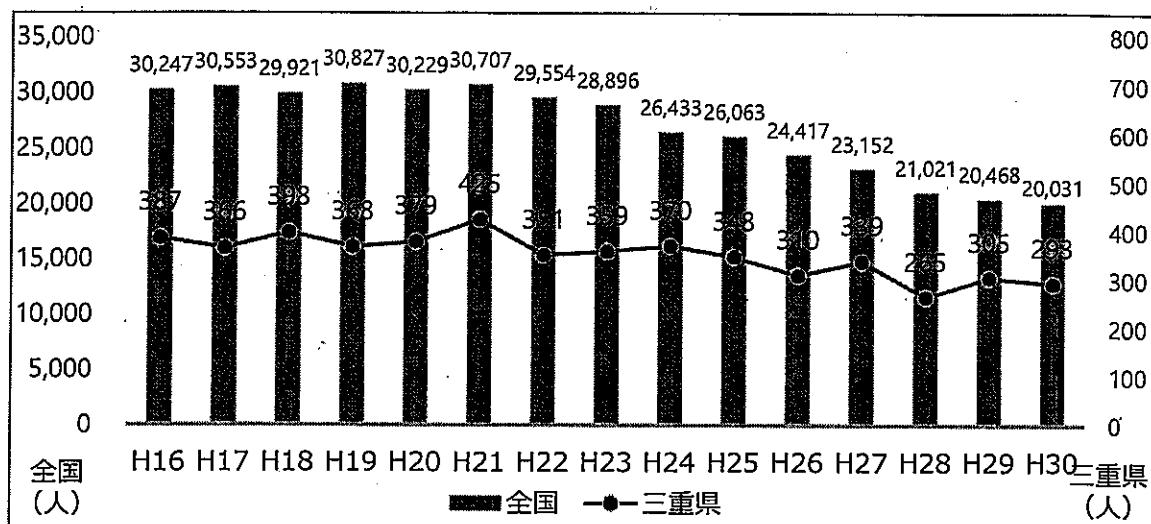


## <自殺者>

### 自殺者の推移

- 全国の自殺者数は減少傾向にありますですが、毎年2万人以上の自殺者が報告されています。

三重県においても平成30（2018）年の自殺者は293人であり、依然として深刻な状況です。

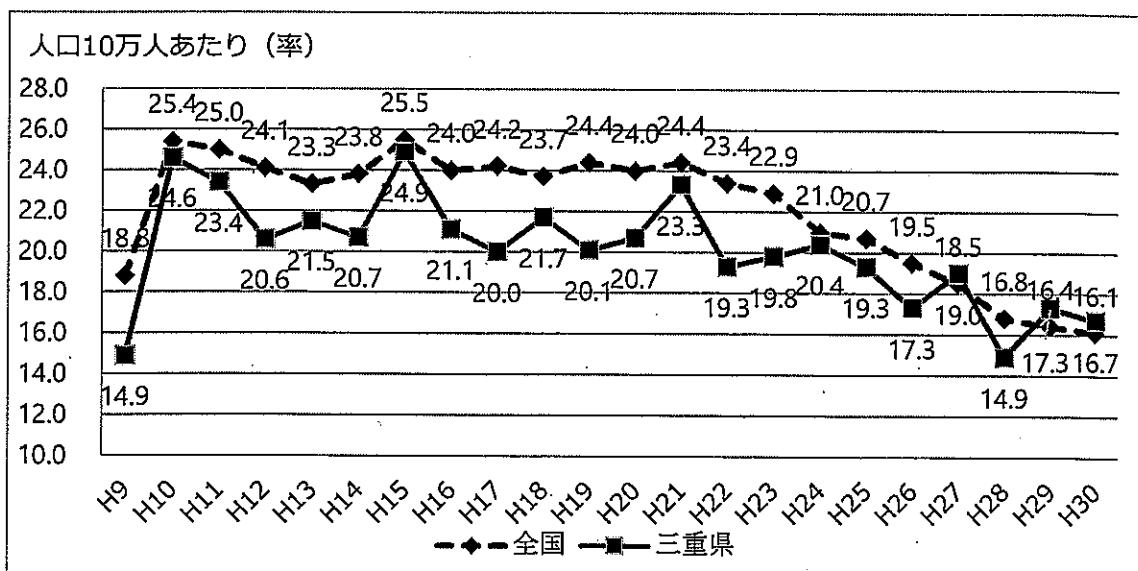


出典：厚生労働省「人口動態統計」

### 自殺死亡率

- 全国的人口10万人あたりの自殺死亡率は平成10（1998）年以降24.0前後で推移していましたが、平成22（2010）年頃から減少し始め、平成26（2014）年以降は20.0以下で推移しています。

三重県における自殺死亡率はおおむね全国を下回って推移していますが、平成29（2017）年は全国を上回っています。

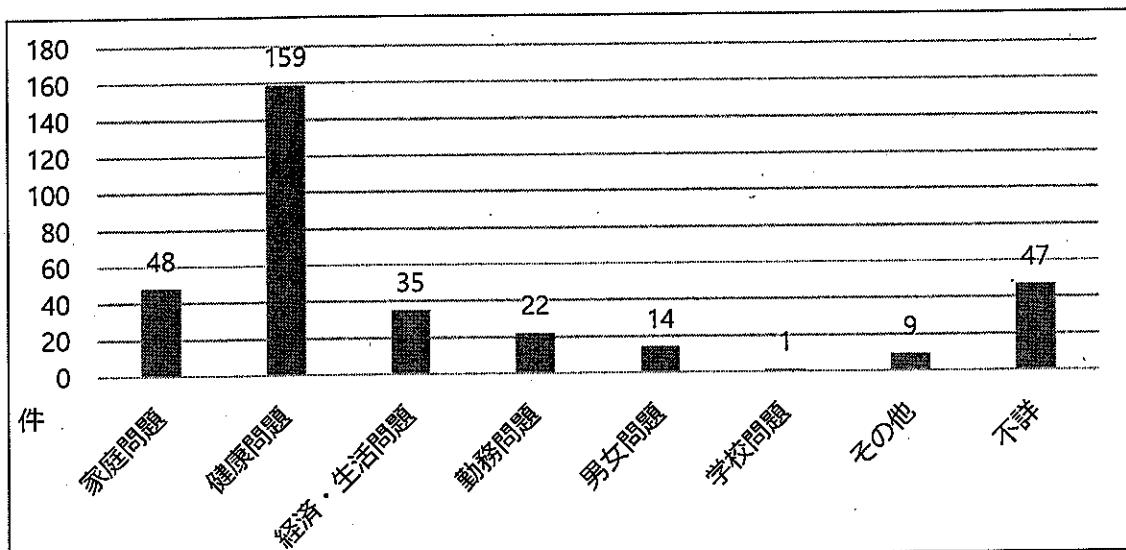


出典：厚生労働省「人口動態統計」

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 動機・原因別の状況

- 自殺統計に基づく平成30（2018）年の自殺の原因・動機別件数では、「健康問題」が最も多くなっています。次いで、「家庭問題」、「経済・生活問題」となっています。「健康問題」には身体疾患のほか、うつ病や統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患も含まれます。  
自殺に至る原因・動機については不詳も多く、また、動機・原因は一つではなく、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることが多いといわれています。



出典：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

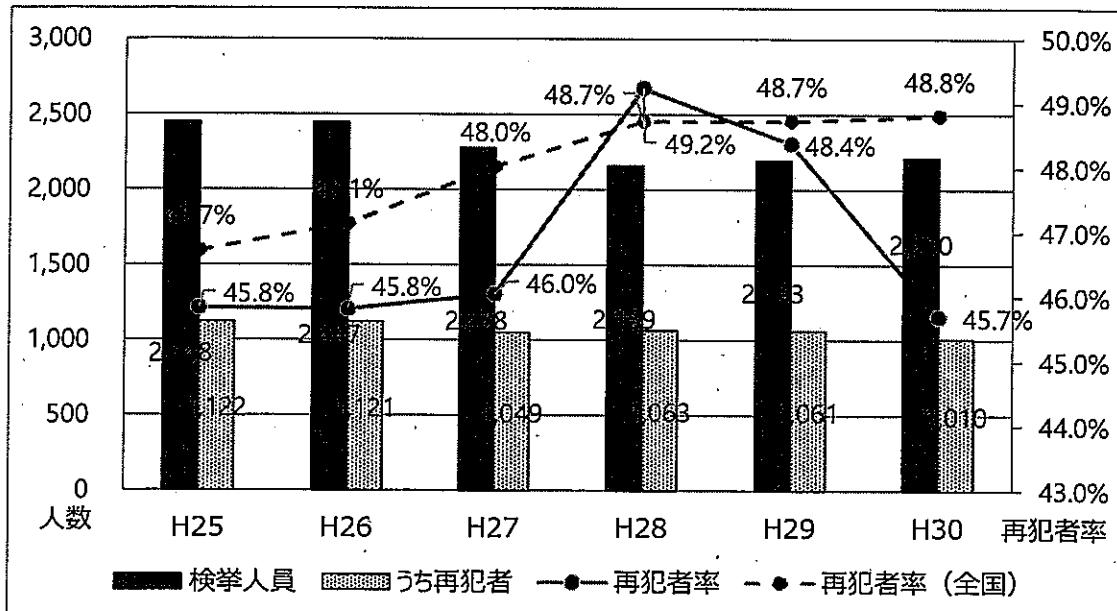
### 年齢別の推移

※ 年齢別（若者の自殺者）の推移を示したグラフを掲載します。

## &lt;犯罪をした者等&gt;

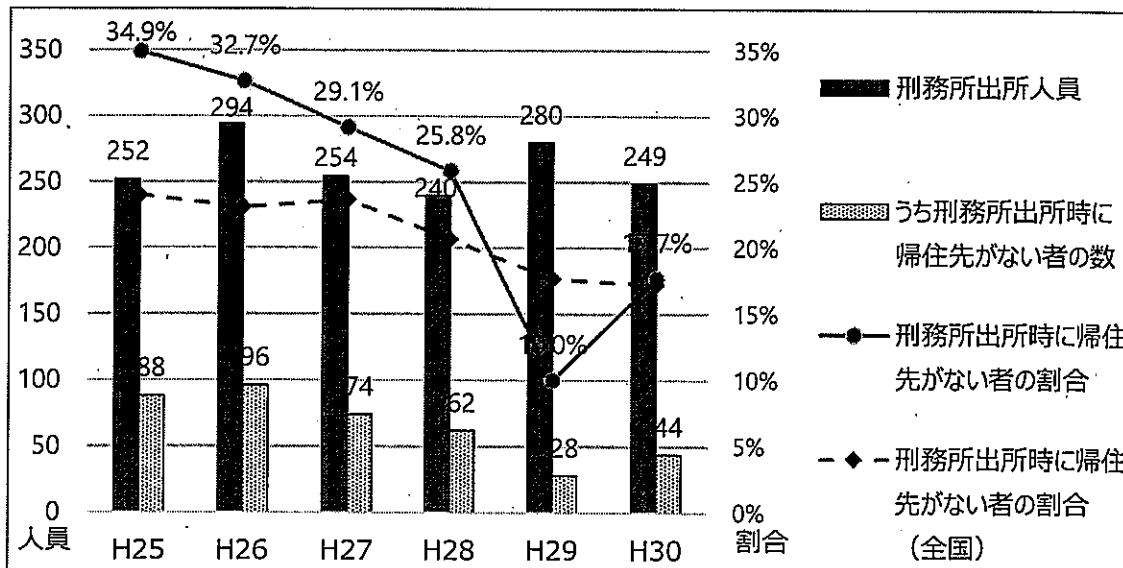
- 刑法犯認知件数が平成 14 (2002) 年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し 50% を占めるに至っており、安全・安心を確保するため、再犯を防止することが重要と認識されています。三重県においても、検挙人数は減少傾向にあるものの、平成 30 (2018) 年における再犯者率は 45.7% となっており、検挙者のうち約半数が再犯者となっています。

〔検挙者に占める再犯者の割合〕



- 県内の刑務所出所時に、帰住先がない者（※）の数は、年々減少傾向にありますが、平成 30 (2018) 年は 44 人（前年比 16 人増）となっています。

〔刑務所出所時に帰住先がない者の割合〕



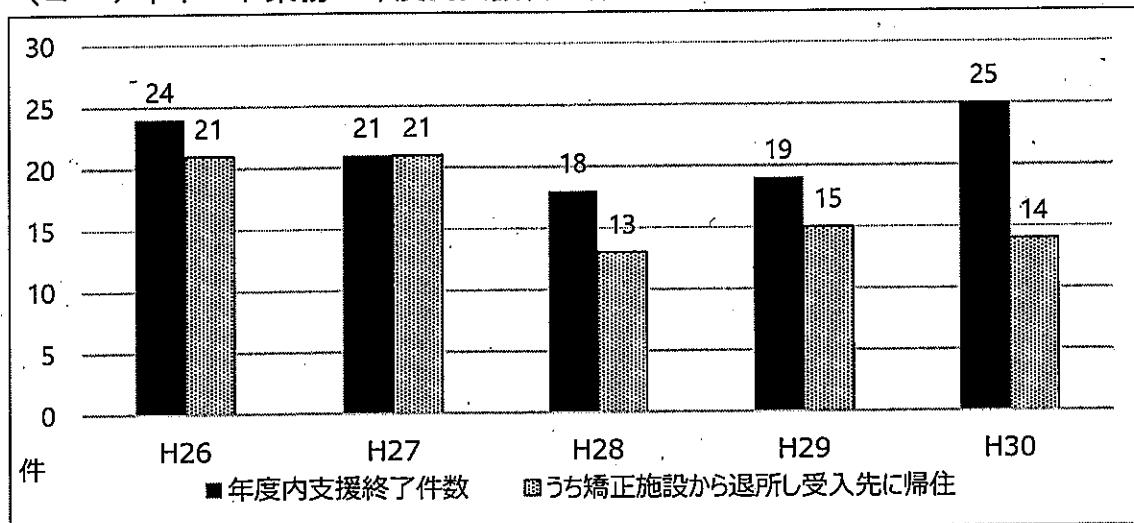
※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 三重県では、矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するために、三重県社会福祉士会への委託により「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、福祉サービスにつなげるための準備を保護観察所と協働して進めています。

### 〔三重県地域生活定着支援センターの支援状況〕

(コーディネート業務 年度内支援終了件数)



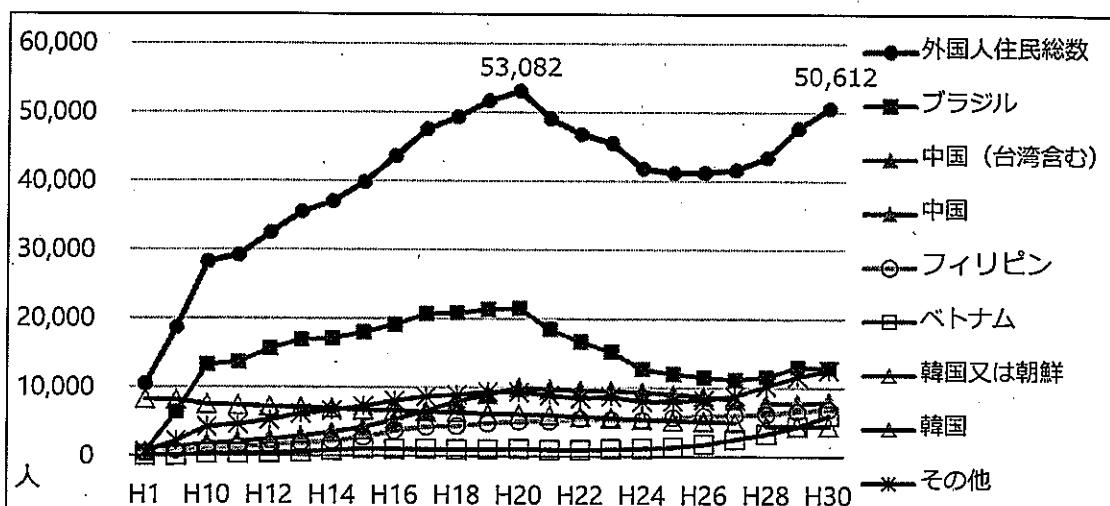
### (受入先等内訳)

受入先等	年度	H26	H27	H28	H29	H30
更生保護施設・自立準備ホーム		2	3	3	5	5
自宅・アパート・公営住宅等		3	1	2	2	3
障害者支援施設		1	1	1	0	0
グループホーム・ケアホーム		4	0	0	0	3
病院		1	2	0	1	1
救護施設		9	8	6	4	1
サービス付き高齢者向け住宅		0	4	0	1	0
養護老人ホーム		1	0	0	1	1
有料老人ホーム		0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム		0	0	0	0	0
無料低額宿泊所・簡易宿泊所		0	0	0	0	0
その他		0	2	1	1	0
他センターへ依頼		1	0	5	3	10
支援辞退など		2	0	0	1	1

### <外国人>

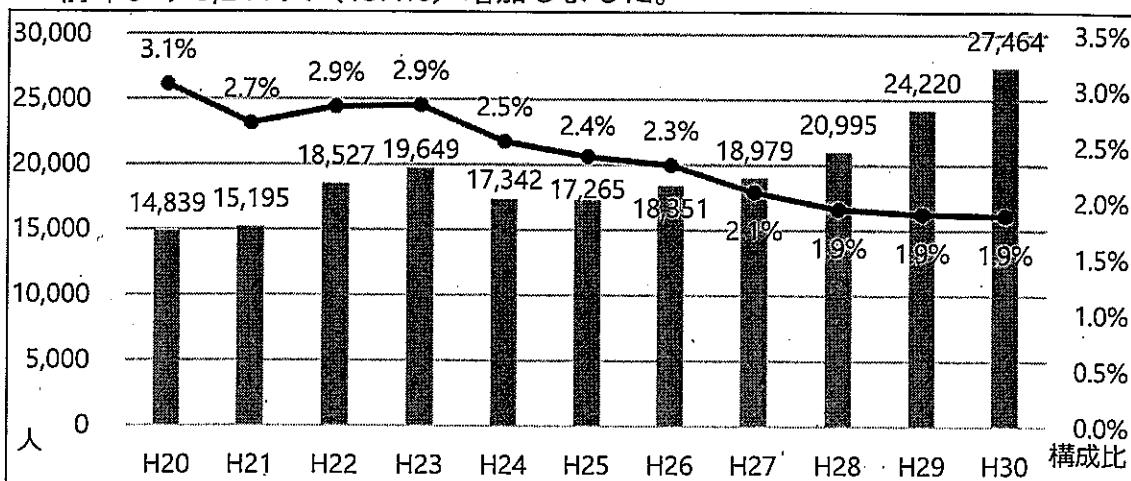
#### 外国人住民の状況

- 平成 30 (2018) 年 12 月末現在の三重県の外国人住民数は 5 万 612 人で、前年より 2,947 人 (6.2%) 増加しました。平成 20 (2008) 年の 5 万 3,082 人をピークに、経済状況の悪化に伴い減少していましたが、平成 26 (2014) 年から 5 年連続で増加しています。
- 県内総人口に占める外国人住民の割合は 0.17 ポイント増加し、2.77%となっています。
- 本県の外国人住民数を国籍・地域別にみると、ブラジルが 1 万 2,879 人で全体の 25.4% を占め、以下中国、フィリピン、ベトナム、韓国、と続いており、上位 5 か国で全体の 75.3% を占めます。



#### 外国人労働者の状況

- 平成 30(2018) 年 10 月末現在の三重県の外国人労働者数は 2 万 7,464 人で、前年より 3,244 人 (13.4%) 増加しました。



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」

「構成比」は、外国人労働者総数（全国計）に対する県の外国人労働者数の比率

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 〈災害時要配慮者〉

#### 避難行動要支援者名簿の作成

- 平成 26（2014）年4月に改正災害対策基本法が施行され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。三重県内では、平成30（2018）年度までに全ての市町で作成済となっています。

#### 福祉避難所の指定

- 災害時に福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるため、地域の要配慮者の状況等を総合的に勘案し、福祉避難所として指定する施設を選定し指定しておくことが必要となっています。

三重県内においては、全ての市町で福祉避難所の指定が行われており、平成31（2019）年3月末現在、計381施設が指定等されています。

〔指定・協定締結箇所数〕

高齢者施設	障がい者施設	児童福祉施設	その他社会 福祉施設	計
297	55	4	25	381

## &lt;ひきこもり&gt;

○ 内閣府が平成 30（2018）年 12 月に実施した「生活状況に関する調査」によると、満 40 歳から満 64 歳までの人口で、6 か月以上連續して自宅に閉じこもっている広義のひきこもり群の出現率は 1.45% であり、全国で 61 万 3 千人であると推計しています。

この推計結果を三重県にあてはめると、40 歳から 64 歳までの人口は約 59 万 1 千人（平成 30（2018）年 10 月 1 日現在）であり、ひきこもりは 8,570 人と推計されます。

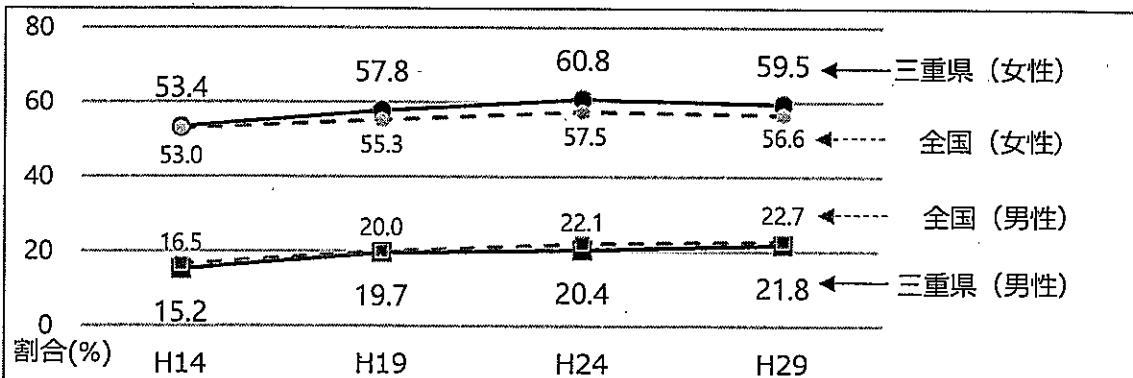
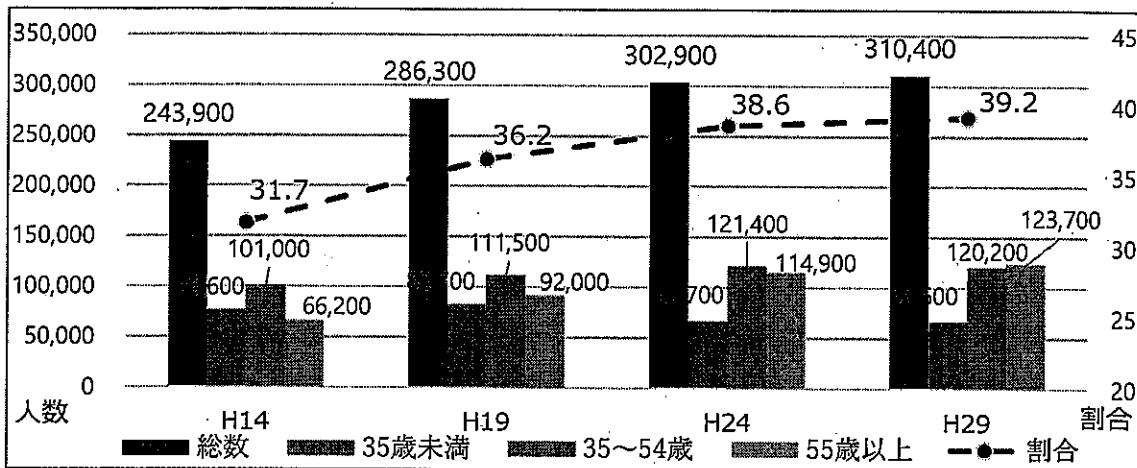
○ 平成 27（2015）年度調査「若者の生活に関する調査」（満 15 歳から満 39 歳までが対象）における広義のひきこもり群の出現率は 1.57% であり、全国で 54 万 1 千人であると推計しています。

同様にこの推計結果を三重県にあてはめると、ひきこもりは 7,570 人と推計されます。

## &lt;非正規雇用者&gt;

○ 平成 29（2017）年就業構造基本調査結果によると、三重県の非正規の職員・雇用者数は 31 万 400 人で、雇用者（役員を除く）に占める割合は 39.2% と年々増加しており、特に女性では、59.5% と全国平均を上回っています。

〔非正規の職員・雇用者数、割合の推移〕



## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### ＜就職氷河期世代＞

- 三重県における就職氷河期世代（35～44歳）の人口は、約22万人（平成30（2018）年10月1日現在）で、三重県の生産年齢人口に占める割合は約21.8%となっています。
- 本県における就職氷河期世代のうち、正規雇用を希望しているながら不本意に非正規雇用で働く者や長期にわたり無業の状態にある者の数は、平成29（2017）年就業構造基本調査結果を活用した推計で約1万1,000人程度存在するものと考えられます。

35～44歳人口（※1）	不安定な就労状況にある方（※2）	人口比	長期にわたり無業の状態にある方（※3）	人口比
235,300人	7,400人	3.1%	3,535人	1.5%

出典：「平成29年就業構造基本調査結果」（総務省統計局）

「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」（独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT））  
(令和元年9月13日厚生労働省記者発表資料「就職氷河期世代活躍支援のための都道府県プラットフォームのモデル実施について」公表資料を参照)

（※1）平成29年就業構造基本調査結果（総務省統計局）における年齢別人口（35～44歳人口）の総数

（※2）「不安定な就労状態にある方」：

現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者

（※3）「長期にわたり無業の状態にある方」：

無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していない、配偶者なしで家事を行っていない者（現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者（就業構造基本調査の公表値ではないため、JILPTが特別集計したデータを利用）

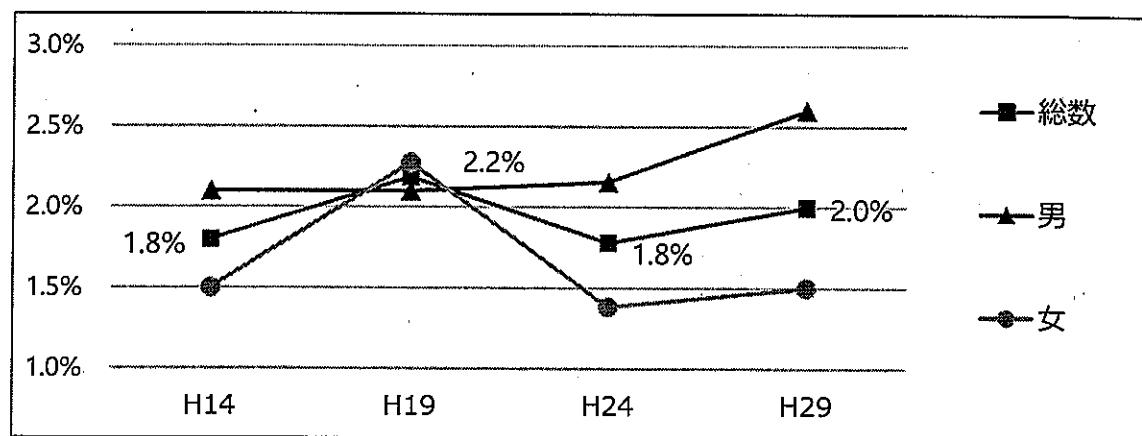
## &lt;若年無業者&gt;

- 平成 29 (2017) 年就業構造基本調査結果によると、15 歳から 34 歳の若年無業者（いわゆる「ニート」※）は 7,000 人（就業希望者のうち非求職者 2,500 人、非就業希望者 4,500 人）で、平成 24 (2012) 年と比べ 400 人の増加となっています。

〔若年無業者数・割合〕

	平成 29 年			平成 24 年		
	総数	うち無業者	割合	総数	うち無業者	割合
15~34 歳 人口	344,300 人	7,000 人	2.0%	370,900 人	6,600 人	1.8%
内訳) 男	177,500 人	4,600 人	2.6%	190,000 人	4,100 人	2.2%
女	166,800 人	2,500 人	1.5%	180,800 人	2,500 人	1.4%

- 15 歳から 34 歳人口に占める若年無業者の割合は 2.0% となっており、平成 24 (2012) 年と比べ 0.2 ポイント増加しています。



## ※ 若年無業者（いわゆる「ニート」）

15~34 歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下（①及び②）の者

- ① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就職を希望していない者（非就職希望者）



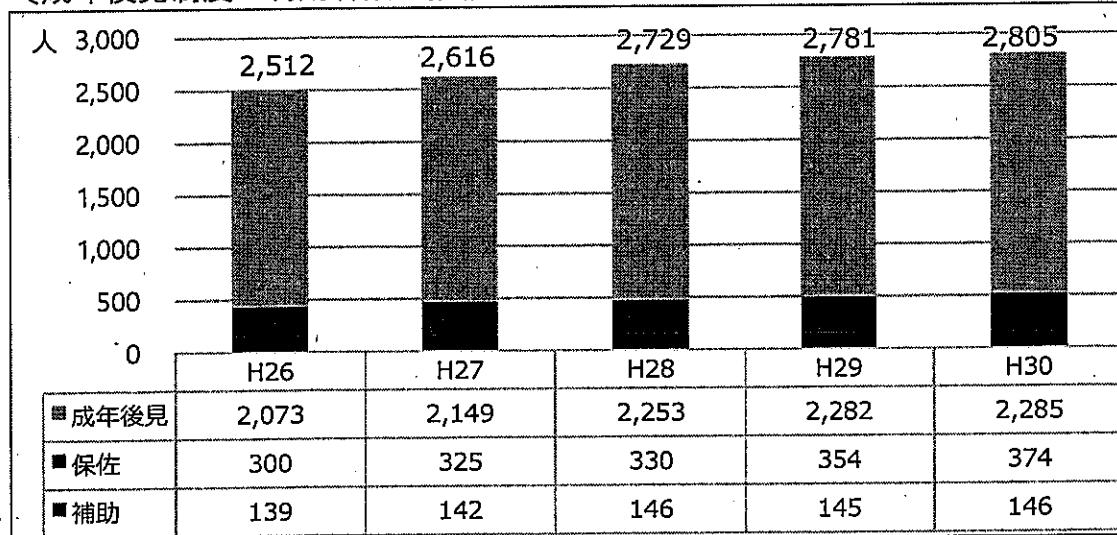
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <権利擁護>

#### 成年後見制度

- 三重県内における成年後見制度の各事件類型における利用者数は、いずれも増加傾向にあり、平成30（2018）年12月末時点における利用者数は、成年後見2,285人、保佐374人、補助146人で、その割合は、成年後見81.5%、保佐13.3%、補助5.2%となっています。

[成年後見制度の利用者数の推移]

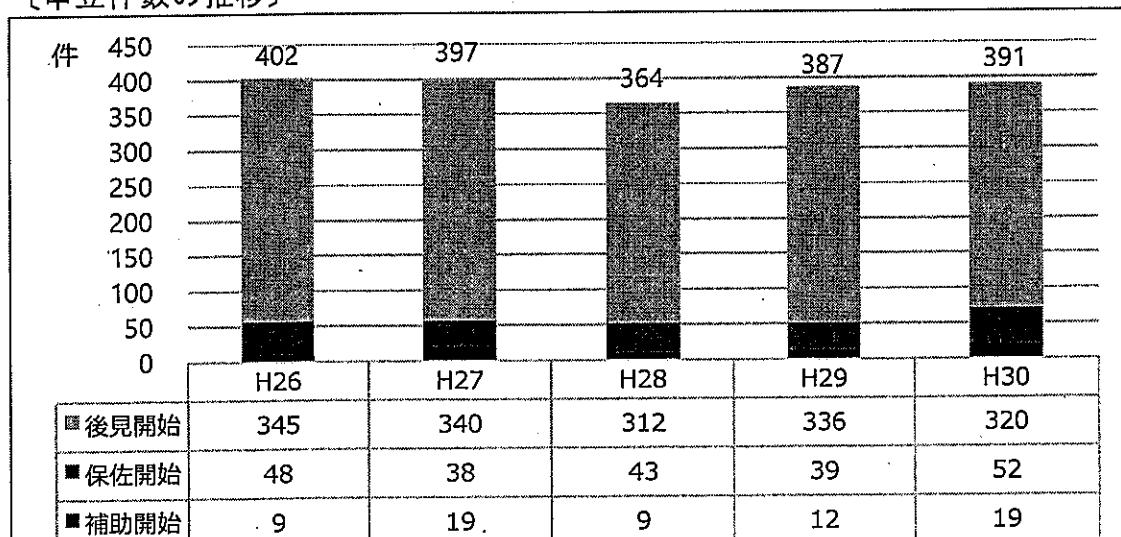


津家庭裁判所提供資料

(注)・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象。

- 成年後見制度申立件数は、近年、400件程度で推移しており、平成30（2018）年の申立件数（1月から12月までに申立てのあった件数）は、後見開始320件、保佐開始52件、補助開始19件となっています。

[申立件数の推移]

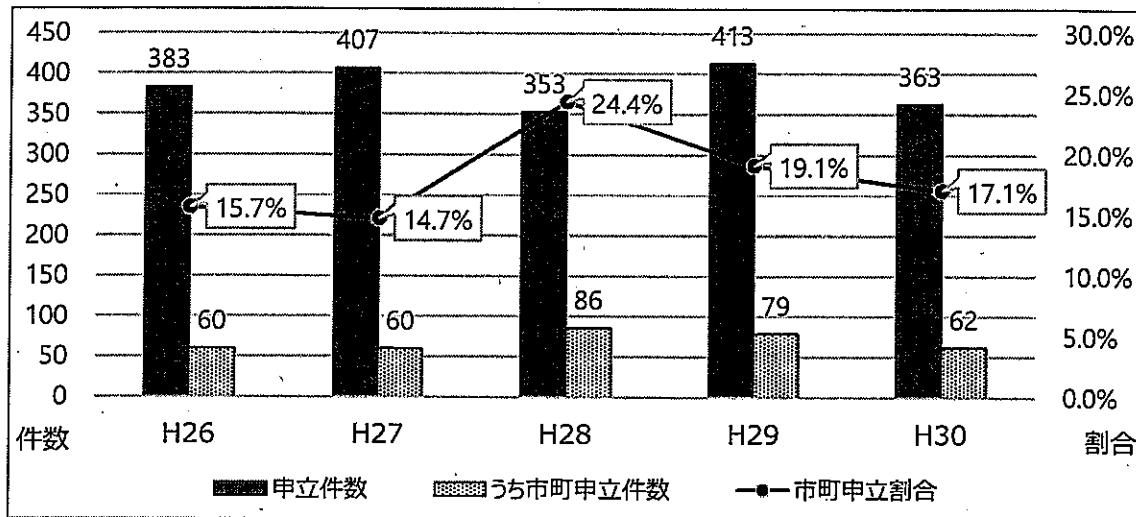


津家庭裁判所提供資料

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 申立件数のうち、市町長による申立の件数は増加傾向にありました。平成28(2016)年以降はやや減少してきています。

[申立人と本人との関係別件数]



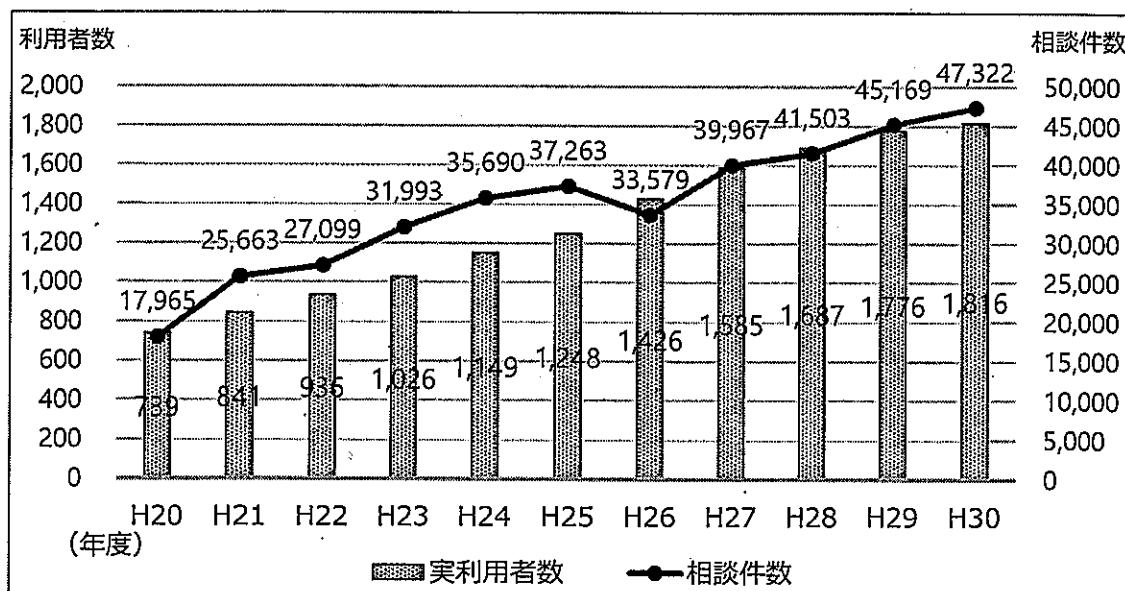
出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

(注)・後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象。

・申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがある。

### 日常生活自立支援事業利用者

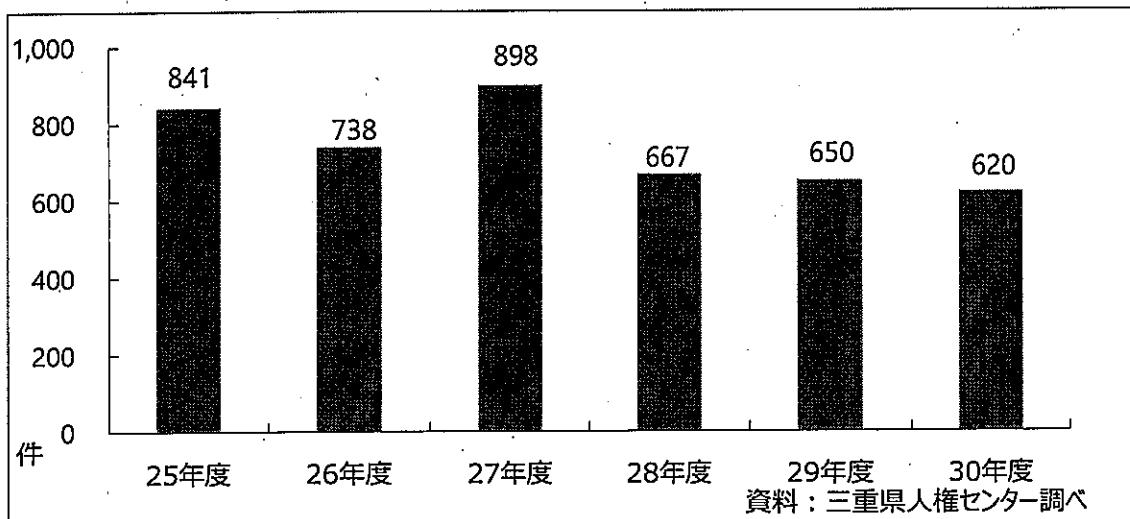
- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、三重県社会福祉協議会が実施する福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の利用者は年々増加しており、平成31(2019)年3月末で1,816人となっています。



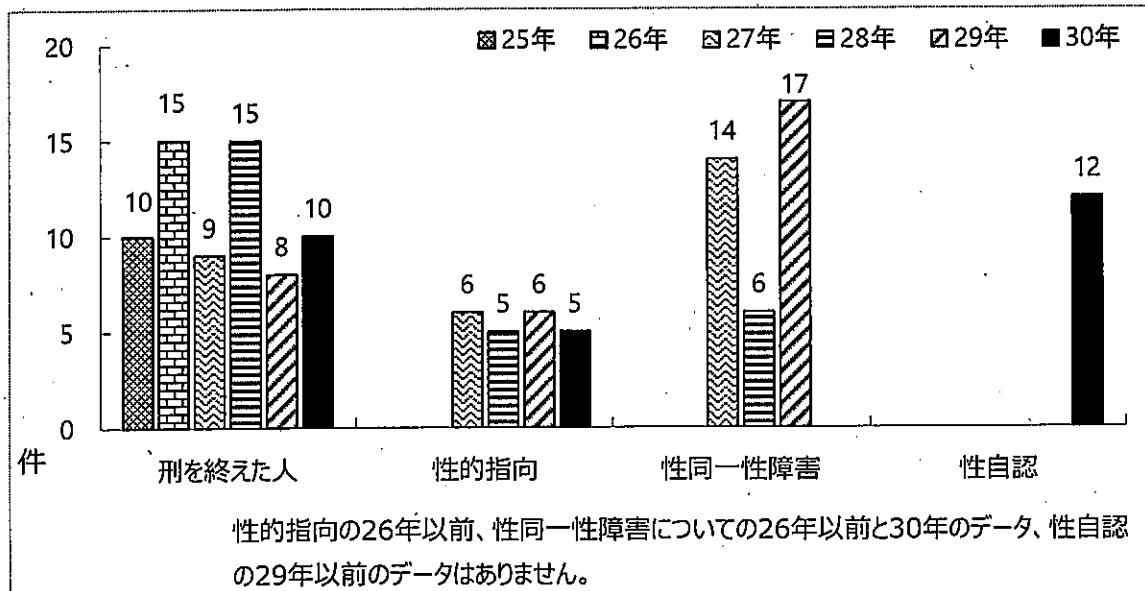
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <人権課題>

- 三重県では、国や市町、関係機関等、さまざまな主体と協働し、県民の人権意識を高めるための教育や啓発活動に取り組んできた結果、偏見や差別意識は解消に向かっているものの、結婚や不動産取引時における差別意識が依然として存在しているほか、インターネット上でも個人を誹謗・中傷する差別的な言動等が発生しています。
- 「三重県人権センター」では、さまざまな人権問題の相談に応じており、平成30（2018）年度には620件の相談がありました。



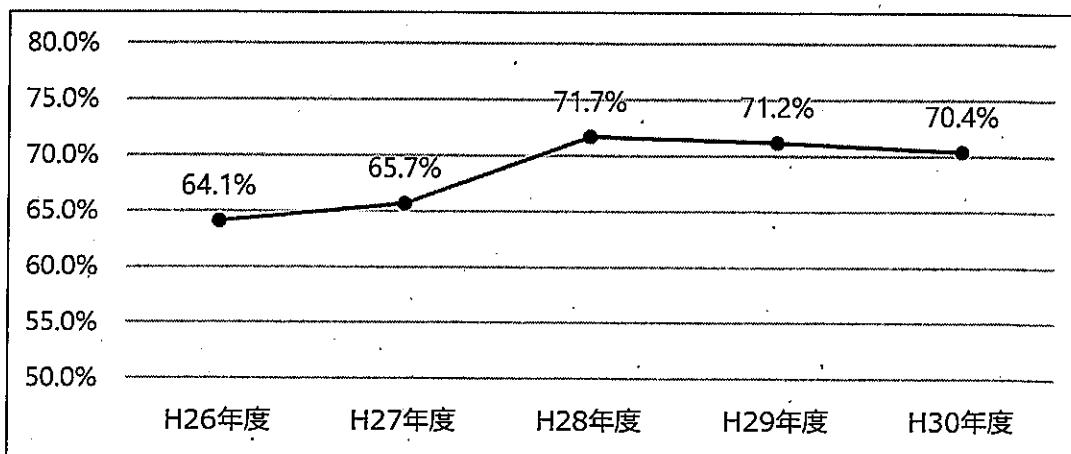
- 平成30（2018）年の法務省人権擁護機関の人権侵犯事件における差別待遇受理件数は、新規救済手続開始1万4,508件のうち、刑を終えた人が10件、性的指向が5件、性自認が12件となっています。



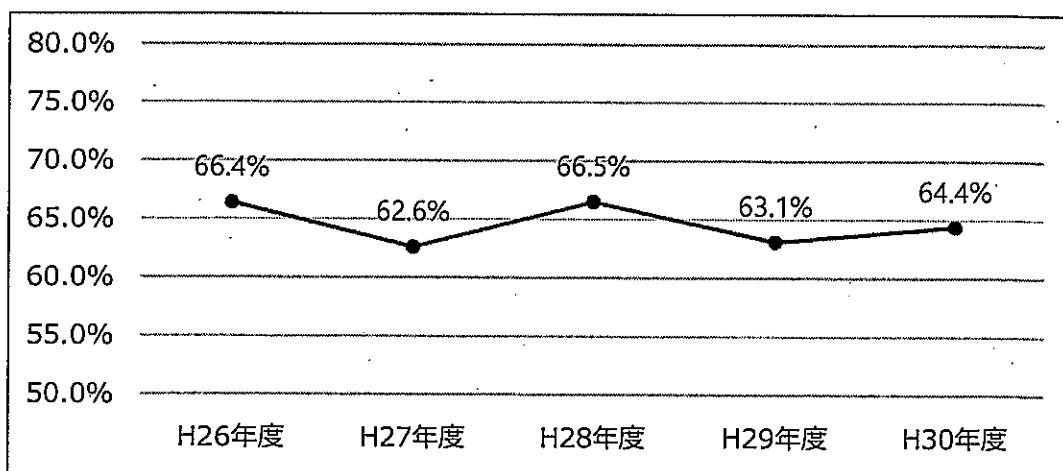
出典：法務省「法務省及び地方法務局管内人権侵犯事件の受理及び処理件数」

## &lt;ユニバーサルデザインのまちづくり&gt;

- 平成31（2019）年2月に実施した「e-モニター調査」では、「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」は70.4%となっており、ユニバーサルデザインの意識づくりについては、一定の成果が見られるものの、いまだ意識の浸透が十分でない結果となりました。  
これについては、「おもいやり駐車場」の不適正利用や視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪等にも現れているものと思われます。



- 「多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合」は、64.4%となっており、横ばいの状況です。  
これは、ユニバーサルデザインの認知度が上昇し、ユニバーサルデザインに配慮されたまちづくりが進み、一定暮らしに定着してきている一方で、高齢化社会の進展などにより、高い水準での整備を望むようになってきていることや、より身近な施設等でのユニバーサルデザインに配慮された整備に期待することなどが考えられます。



## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

#### <民生委員・児童委員>

- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

民生委員・児童委員数は、令和元（2019）年12月1日現在、定数4,236人に対して現員数4,002人となっています。

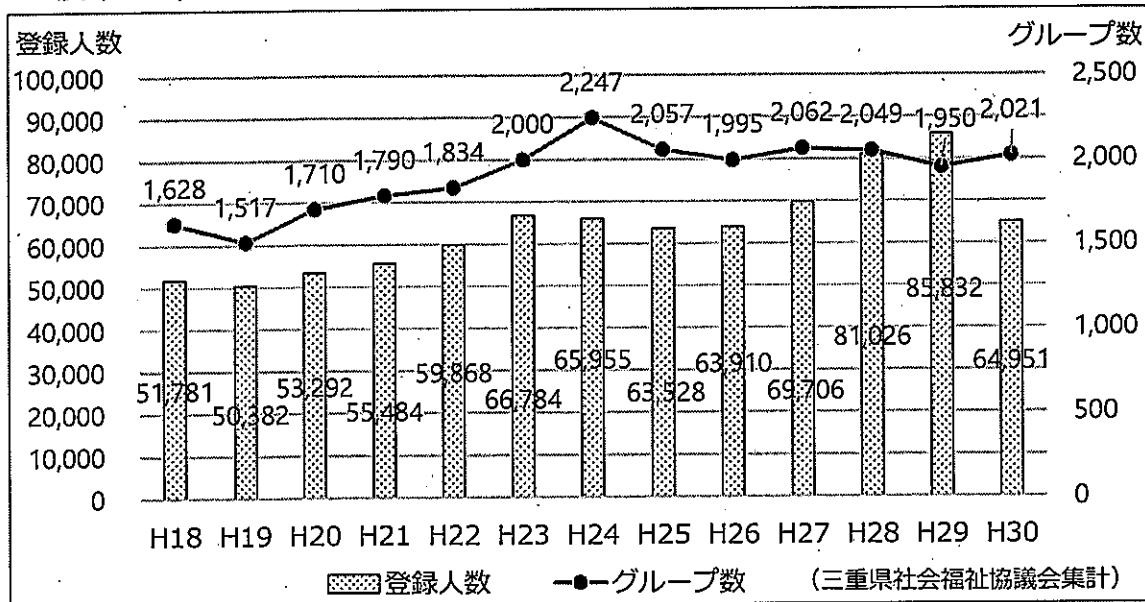
	定数	現員数	充足率	平均年齢
令和元年一斉改選 (R1.12.1)	4,236人 (345人)	4,002人 (333人)	94.5% (96.5%)	66.1歳 (60.5歳)
平成28年一斉改選 (H28.12.1)	4,197人 (343人)	4,034人 (337人)	96.1% (98.3%)	65.2歳 (58.4歳)
平成27年4月条例制定 (H27.4.1)	4,135人 (333人)	4,065人 (331人)	98.3% (99.4%)	—
平成25年一斉改選 (H25.12.1)	4,137人 (335人)	4,013人 (329人)	97.0% (98.2%)	64.1歳 —
平成22年一斉改選 (H22.12.1)	4,091人 (333人)	4,015人 (330人)	98.1% (99.1%)	62.9歳 (55.3歳)

( ) は主任児童委員の数で内数

#### <ボランティア・NPO法人>

- 社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供を行うとともに、ボランティアとして活動したい人の登録や活動先の紹介を行っています。

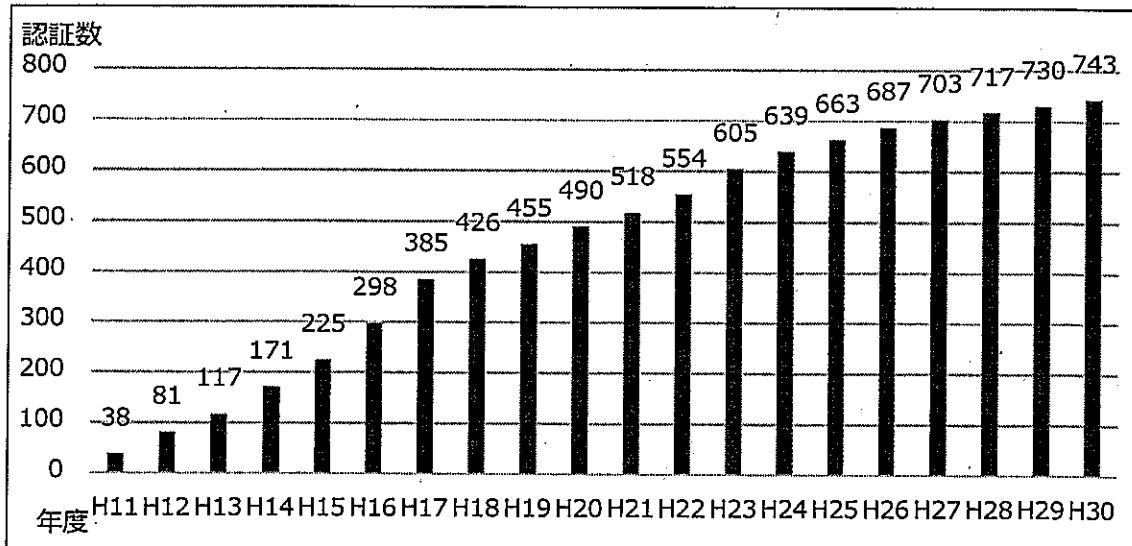
社会福祉協議会に登録しているボランティア会員数は、平成30（2018）年度末で2,021グループ、6万4,951人となっています。



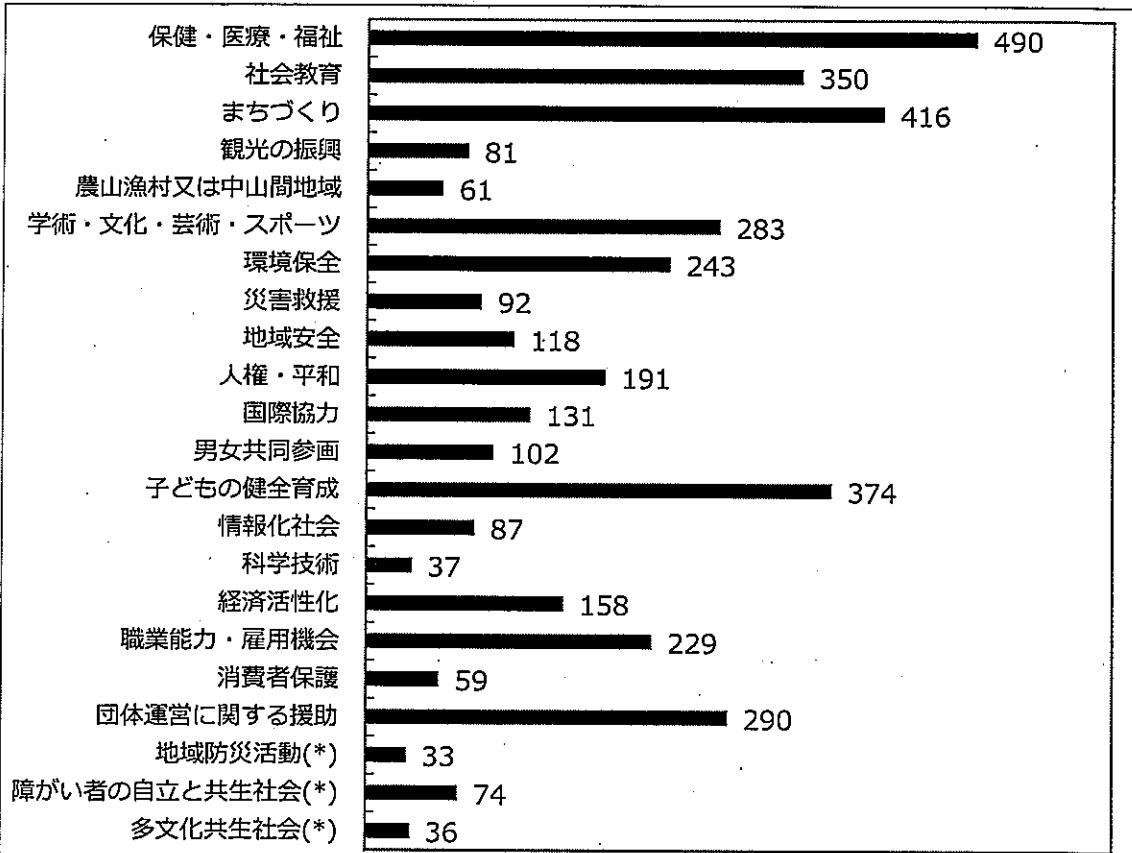
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 三重県内の NPO 法人数は、年々増加しており、平成 31（2019）年 3 月 31 日現在の法人数は 743 法人となっています。  
活動分野では、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで、「まちづくり」、「子どもの健全育成」、「社会教育」となっています。

(法人数)



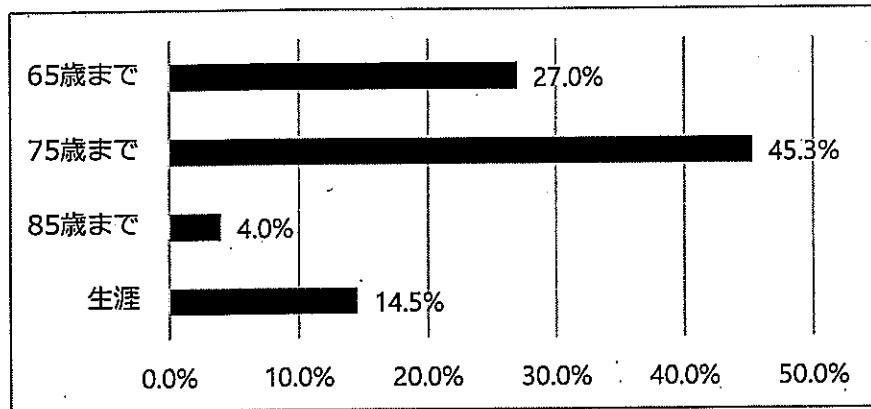
(活動分野)



※ 複数回答 (NPO 法人数 : 743)

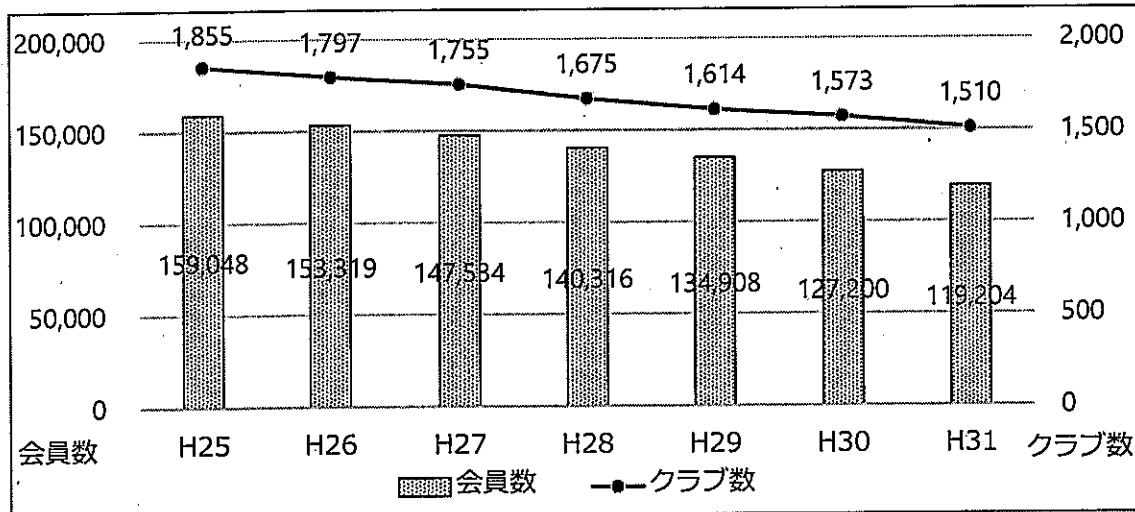
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 平成30（2018）年1月から2月にかけて実施した「第7回みえ県民意識調査」において、仕事に従事したり地域活動に参加するなど、社会で活躍できる年齢を質問したところ、「75歳まで」の割合が45.3%と最も高く、次いで「65歳まで」（27.0%）、「生涯」（14.5%）の順となっています。



### <老人クラブ活動>

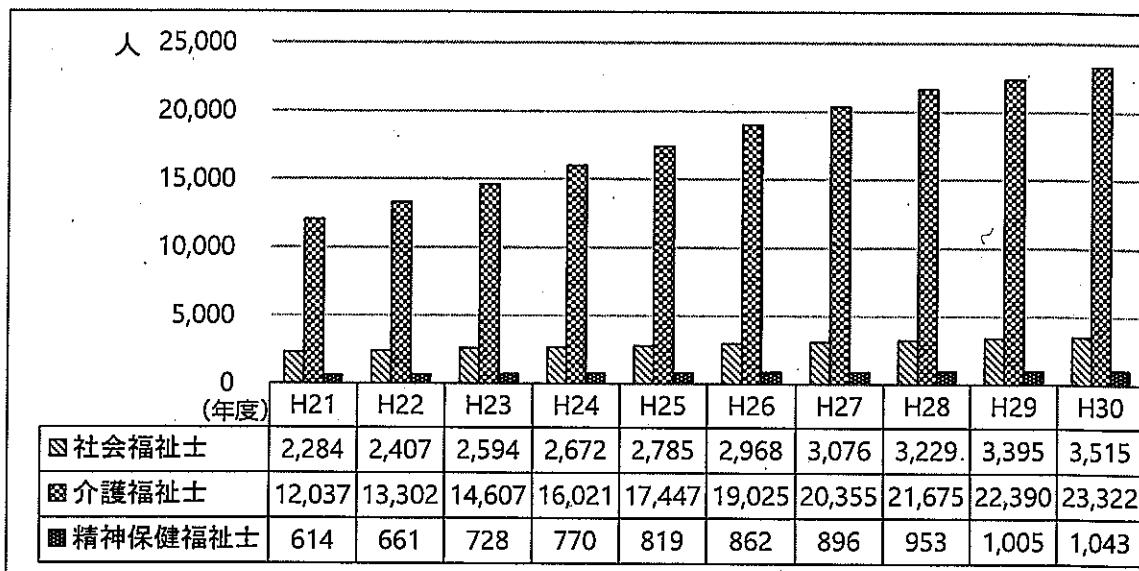
- 老人クラブは、60歳以上の会員で構成する、地域を基盤としたおおむね30人以上の自主的な組織で、健康づくりや介護予防に資する活動のほか、近年では地域貢献活動にも力を入れており、友愛やボランティア活動、世代間交流、環境美化リサイクル活動など、地域の担い手としての活躍が期待されているところです。
- 一方で、老人クラブが抱える大きな課題に、高齢者が増え続けているにも関わらず、老人クラブの数や会員が減少あるいは伸び悩んでいることが挙げられます。平成31（2019）年4月現在の三重県内老人クラブ数は、1,510クラブ（前年度比96.0%）となっており、減少の一途をたどっています。また、会員の高齢化が進むことで若手層の後継者が不足し、クラブ存続が難しくなってきています。



### <社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士>

- 社会福祉士をはじめ、福祉に関する専門職種は、高齢者支援、障がい児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活躍されています。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されています。

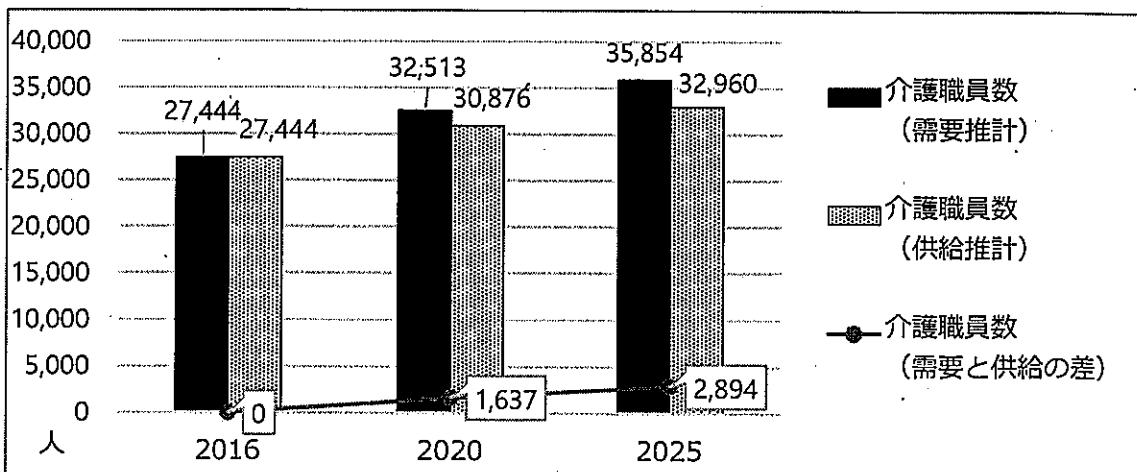
社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の数は年々増加しており、三重県における平成31（2019）年3月末の登録者数は、社会福祉士3,515人、介護福祉士2万3,322人、精神保健福祉士1,043人となっています。



出典：公益財団法人社会福祉振興・試験センター

### <介護人材>

- 本格的な高齢社会を迎えるにあたり、75歳以上高齢者の人口が大きく増加すると推計されており、介護ニーズは今後さらに拡大することが見込まれています。これに対応するサービスを支える人材は、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少していく中で、三重県では、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年には、平成28（2016）年時点から新たに8,400人の介護職員を確保する必要があると推計されています。



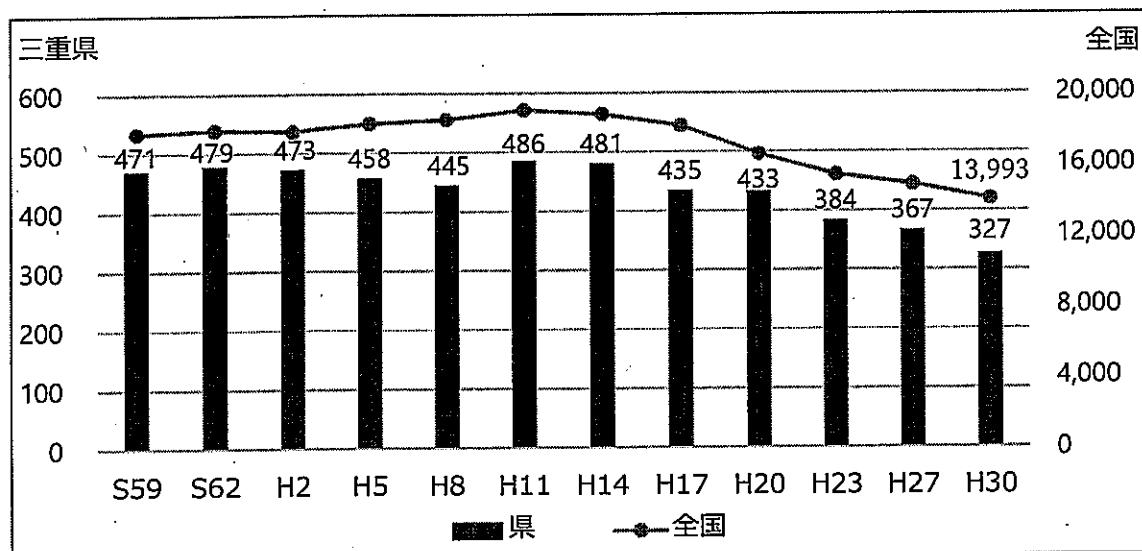
## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### ＜公民館＞

- 公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。

公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われており、さらに、今後は、社会の要請に的確に対応した取組や、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ（地域社会）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されています。

文部科学省における社会教育統計によると、公民館の数は全国的にも年々減少してきており、平成30（2018）年10月1日現在の三重県内の公民館数（類似施設を含む）は327施設となっています。



出典：文部科学省「社会教育統計」

### ＜隣保館＞

- 三重県内には人権・同和問題を解決するための施設として38館の隣保館が設置されています。隣保館は、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う施設であり、地域社会全体の中で、住民福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や同和問題をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組んでおり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しています。

### <社会福祉協議会>

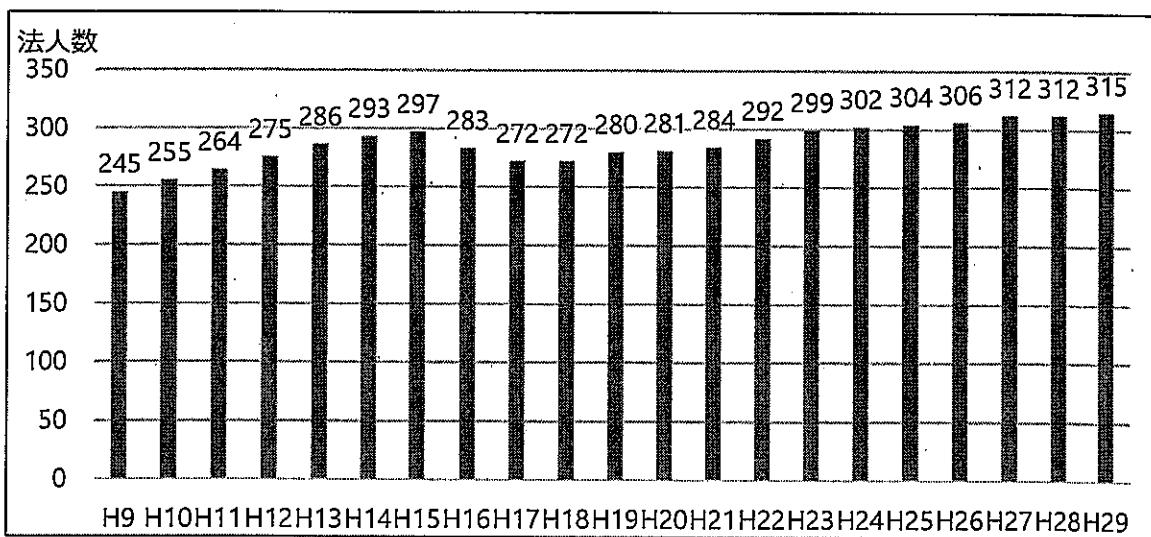
- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、民間組織としての「自主性」と、多くの住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。
- 県社会福祉協議会では、制度の狭間の課題を抱えた生活困窮者の生活課題を解決するため、社会福祉法人が協働して「みえ福祉の「わ」創造事業」を実施し、「生活困窮者緊急食糧提供事業」「緊急時物品等支援事業」「生活困窮者就労活動支援事業」「賃貸住宅入居保証事業」などの周知・啓発を行い、相談支援窓口となる市町社会福祉協議会と連携し、対象となる地域住民の把握や確認などの地域公益活動に取り組んでいます。

### <社会福祉法人>

- 社会福祉法人は、社会福祉法において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。平成28(2016)年に改正された社会福祉法によって、社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

社会福祉法人は制度や分野の垣根を越えて、多様化・複雑化する地域生活課題に対応した、幅広い実践を展開していくことが求められています。

#### [県内の社会福祉法人数の推移]



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### <市町の取組>

#### (地域福祉計画の策定状況)

- 県内における地域福祉計画の策定状況（H30.4.1 現在）は 17 市町（58.6%）と全国の策定率（75.6%）を下回っています。  
また、生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況に関しては、11 市町（37.9%）（全国 50.9%）に留まっています。

#### [市町村地域福祉計画の策定状況] (H30.4.1 現在)

		策定済	策定予定	策定未定
三重県	県内 (29)	17 (58.6%)	2 (6.9%)	10 (34.5%)
	市部 (14)	12 (85.7%)	—	2 (14.3%)
	町部 (15)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	8 (53.3%)
全国 (%)	全国	75.6%	8.3%	16.1%
	市区部	90.9%	3.3%	5.8%
	町村部	62.1%	12.7%	25.1%

#### [市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況]

(H30.4.1 現在)

		盛り込んだ	別の単独 計画として 策定	作業中	作業を 開始して いない	地域福 祉計画 未策定・ 予定なし等 (※)
三重県	県内 (29)	11(37.9%)	1(3.4%)	3(10.3%)	0 (—)	14(48.3%)
	市部 (14)	8(57.1%)	1(7.1%)	2(14.3%)	0 (—)	3(21.4%)
	町部 (15)	3(20.0%)	0 (—)	1(6.7%)	0 (—)	11(73.3%)
全国 (%)	全国	50.9%	0.8%	6.8%	10.9%	30.6%
	市区部	68.3%	1.6%	9.2%	7.4%	13.5%
	町村部	35.7%	0.1%	4.6%	13.9%	45.6%

※地域福祉計画の策定状況について、「策定予定」と回答した自治体を含む

#### (地域福祉活動計画の策定状況)

- 市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定は、18 市町（12 市 6 町）が策定しています。  
このうち、13 市町では、行政の地域福祉計画と一体的に策定しています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

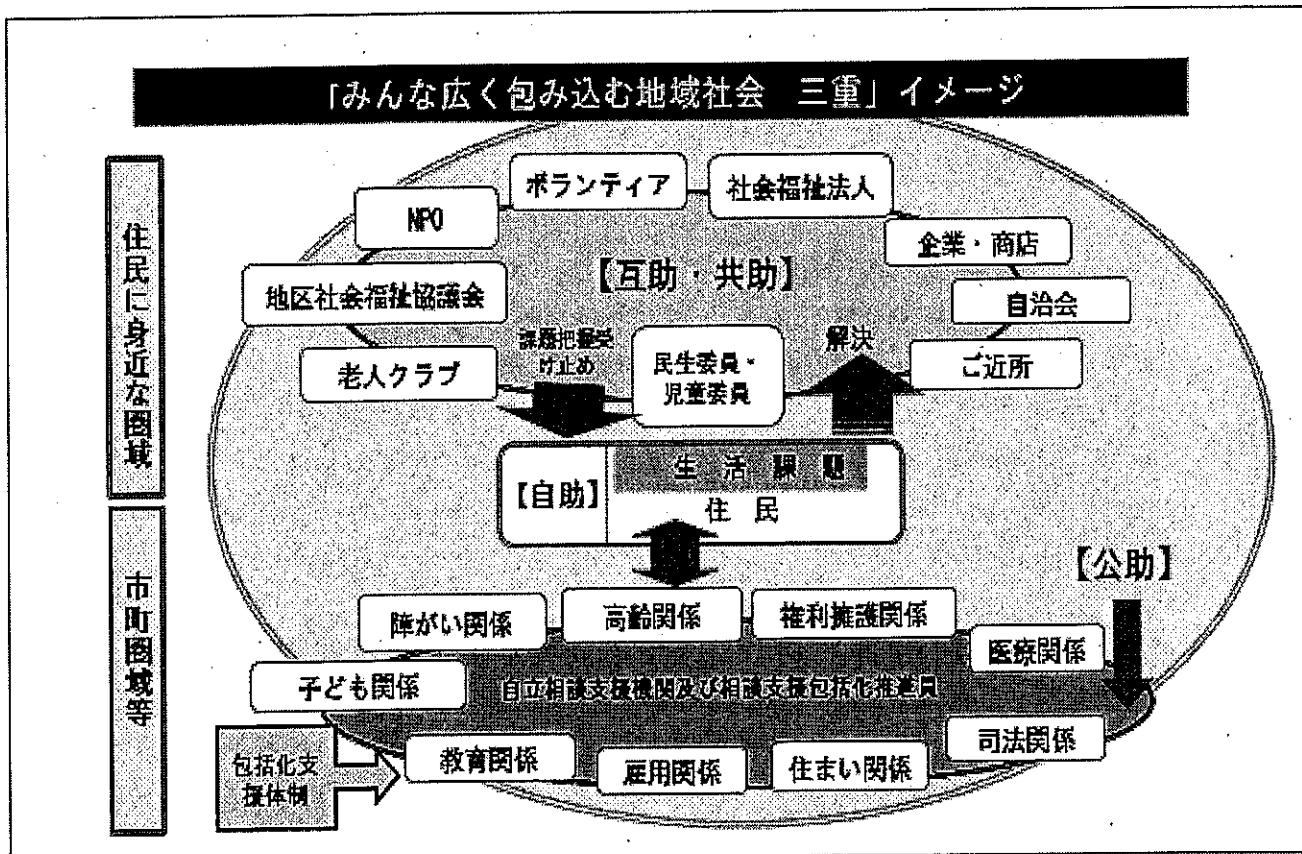
### 1 計画の基本理念（めざすべき姿）

#### みんな広く包み込む地域社会 三重

- この計画でめざすものは、地域に暮らす誰もが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現です。
- 高齢者、障がい者、生活困窮者だけでなく、ひきこもり状態にある人や自殺に追い込まれてしまいそうな人、犯罪をした人、認知症の人、難病患者、医療的ケアを要する人など、地域でさまざまな課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活していく地域づくりをめざします。
- そのため、地域の中で、誰もが主体的にさまざまな地域生活課題を把握し、関係機関との連携によって解決を試みることができる環境が整備されるとともに、市町の包括的な支援体制が整っていくよう、広域自治体としての観点から、専門性の高い課題等への対応により、市町における包括的な支援体制への支援に取り組んでいきます。
- 計画の推進にあたっては、「計画策定の視点（基本姿勢）」で掲げた「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」「ダイバーシティ社会の推進」、「『SDGs』の達成と『Society 5.0』の実現」の4つの視点を基本姿勢として重視しながら、具体的な施策の取組を進めていきます。
- こうした考え方のもと、一人ひとりが自分らしく、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築をめざし、基本理念を「みんな広く包み込む地域社会 三重」として掲げます。

### 第3章 計画の基本的な考え方

- この基本理念をめざすべき姿として、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、自分らしく生きられるとともに、さまざまな主体の参画と協力を得て、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。



## 2 施策体系（取組の柱）

- (1) 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）
- (2) 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
- (3) 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

### (1) 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

- 基本理念で掲げるめざす姿を実現するため、この計画で取り組んでいく1つの大きな目的は、地域福祉の推進主体である地域住民、関係者、地域福祉活動を行う者（ボランティア等）との連携・協働のもと、各地域において包括的な支援体制が整備されることを推進していくことです。
- 地域共生社会の実現に向けて、各地域における包括的な支援体制の整備を進めていくためには、「包括的な相談支援体制の整備」と「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していくことが求められます。
- 「包括的な相談支援体制の整備」は、「住民に身近な圏域」において、地域住民による発見、見守り、支え合いを通して把握された課題を、包括的に受け止める相談体制を整備し、さらに、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に対して、あらゆる分野とのネットワークをつくり多機関協働で支援にあたる体制を整備することで、重層的な支援につながっていく仕組みを構築するものです。
- 「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」については、「他人事」であった地域の課題を「我が事」として受け止められるよう意識を変えていくことが求められます。  
包括的な支援体制の整備にあたっては、地域住民の力を借りながら、地域の課題を関係者が連携し、それぞれが役割を持って支援を行っていくことができるよう、地域における支え合いをさらに浸透させていくことが必要です。
- 第一の柱として、包括的支援体制の構築に向けて、地域における支え合い体制づくりを推進していきます。

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### (2) 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

- こうした包括的な支援も、その先にある目的は、福祉ニーズを持つ当事者を含めたすべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくようにするため取り組むものです。
- また、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を行っていくことが必要です。
- 第二の柱として、日常の暮らしが継続できるよう、暮らしを支える取組を推進していきます。

#### (3) 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

- そして、包括的な支援体制を整備し、普段の暮らしを継続していくよう支援していくためには、公的支援をはじめとする各種サービスの充実や、地域福祉を支える人材の養成・安定的確保なども必要となってきます。
- 第三の柱として、地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進し、サービスの充実を図るための取組を推進していきます。
- 基本理念の実現のために、この3つの取組を柱として、これらの推進項目に応じた具体的な施策を推進していきます。

## 3 施策体系（推進項目）

<b>推進項目1</b>	地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）
<b>参考指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画策定市町数（現状値：18市町）</li> <li>・多機関協働による包括的支援体制整備市町数 （現状地：8市町）</li> <li>・民生委員定数充足率（現状値：94.5%）</li> <li>・相談支援包括化推進員養成数（新規取組）</li> <li>・ヘルプマークを知っている県民の割合（現状値：58.1%）</li> </ul>
<b>施策方向</b>	<b>取組項目</b>
1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	サロン活動への支援
	子どもの居場所づくり（子ども食堂 等）
	外国人コミュニティへの支援
2. 地域住民による支援活動の推進	福祉教育・社会教育の推進
	ボランティア活動への支援
	高齢者・障がい者の地域活動への支援
	民生委員・児童委員活動への支援
3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援	相談支援包括化推進員の養成
	社会福祉協議会の取組への支援と連携強化
	相談・支援機関の連携推進
4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの意識づくり
	誰もが暮らしやすいまちづくり

<b>推進項目2</b>	暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
<b>参考指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数 （現状値：8,736件）</li> <li>・再犯者数（現状値：1,010人）</li> <li>・災害派遣福祉チーム数（現状値：一）</li> </ul>
<b>施策方向</b>	<b>取組項目</b>
1. 高齢者・障がい者への支援	高齢者に対する支援の充実
	障がい者に対する支援の充実
2. 子ども・子育て支援	子ども・子育て支援の充実
	社会的養育の推進
3. 生活困窮者等への支援	生活困窮者自立支援の推進
	子どもの貧困対策の推進

### 第3章 計画の基本的な考え方

4. 生きづらさを抱える者 (ひきこもり、自殺、犯罪をした者など)への支援	ひきこもり・ニート
	自殺対策
	再犯防止の取組の推進
	認知症施策の推進
	がん・難病患者
	医療的ケア児・者
	外国人住民
人権課題(多様な性のあり方、DV被害者等)	
5. 災害時要配慮者への支援(福祉避難所、施設の防災対策・受援体制等)	
6. 生活基盤の充実	就労機会の充実 (就労支援、雇用の確保、多様な働き方の推進)
	住宅確保
	移動の確保
7. 権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進
	福祉サービスの利用援助
	差別解消、虐待防止の取組の推進
	消費者被害の防止・救済
8. 多様な生活課題への対応 (孤独死、体の不自由な方のごみ出し、ごみ屋敷、高齢・障がい世帯の草刈り等)	

推進項目3	地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～)	
参考指標	・県内の介護職員数(現状値：27,818人) ・みえ福祉第三者評価の受審事業所数(現状値：285施設)	
施策方向	取組項目	
1. 福祉人材の確保	福祉人材の確保 若者等の参入促進 働きやすい福祉職場づくりへの支援	
2. 福祉サービスの質の向上	効果的な指導監査等の実施 第三者評価の受審促進 苦情解決体制の充実 福祉人材の質の向上	
3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方	保健・医療との連携 共生型サービスの普及	
4. 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用 (介護ロボットの導入支援、介護事業等のIT化の促進)		

## 第4章 施策展開

### 推進項目1 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

（現状と課題）（※パブリックコメントをふまえ、記載内容調整中）

- 私たちの周りには、生きづらさを感じさせる要因となるものが増してきています。かつては家庭や家族・親族の中で解決できていた困りごとや、家庭・親族では解決できないことであっても隣近所や地域の人とのつながりの中で支えられてきたことが、家族の絆や地域との関係の希薄化などによって、地縁・血縁による支え合いが機能しにくくなり、日常生活を継続していくうえで困難を生じさせています。
- このような困りごとを一人で抱え込み、誰にも相談できず、困りごとが生活上の課題となって問題を深刻化させています。  
また、こうした課題が一人の人の中で同時に重なったり、家庭の中で複数の人が抱えたりすることで問題を複雑化させ、また、地域の中でも同じような課題を持った人や世帯が増してきています。
- このような状況において、支援を必要とする人や世帯を適切に支えていくようしていくためには、地域の住民が、地域のつながりの中で困難を抱えている人や課題に気づき、必要なニーズを把握し、解決することができる地域社会を築いていくことが求められます。そのためには、「支え手側」と「受け手側」に分かれのではなく、全ての地域住民が役割を持ち、世代を超えて、お互いに支え合うことができる地域コミュニティづくりを推進していく必要があります。
- こうした住民同士のつながりをつくり、住民が主体的に地域の課題を把握して解決していく力に変えていくため、住民の地域への関心を高めることへの働きかけとともに、地域住民等の地域福祉活動への理解と参加の喚起・促進、地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点となる場や機能を充実していくことが必要です。
- さらに、地域住民による活動を通して把握された地域の課題や地域住民の抱える相談を包括的に受け止めることができるよう、身近な地域における断らない相談体制づくりを進めるとともに、必要に応じて適切な支援機関につなぐことができるよう、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築していくことが必要です。

## 第4章 施策展開

- 地域は人々が暮らす場であり、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に向けて、地域コミュニティ機能を確保していくことにより、土台としての地域力の強化を図り、地域における支え合い体制づくりを進めいく必要があります。

### 1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり

#### <施策の方向性>

- 高齢者の孤立防止、子育て世代同士の悩みごと相談や情報交換、外国人との交流など、地域住民同士がつながりあえる場として、サロン活動やカフェ、子ども食堂などの取組が地域で進められています。
- また、サロンなどの参加への呼びかけや人が集まることで、会話の中から日頃の心配ごとや地域の福祉課題を発見し、地域で共有できる場ともなります。さらに、課題を共有することで、その解決のために関係者・機関と協力し、新たな取組の創出に発展するなど、地域の福祉力向上につながります。
- 地域住民の集まる場は、地域住民の相談や情報交換、つながりの場となるだけでなく、地域の多様な課題が寄せられる場や新たな取組が生まれるきっかけの場ともなるため、地域住民の居場所づくりを促進していくことで、地域住民相互の交流を図ることができる拠点づくりの取組を推進します。
- 住民が積極的に地域福祉活動を続けるためには、拠点となる場所が不可欠であり、公民館や福祉施設等の既存施設の活用なども検討していくことが望まれます。
- 放課後や週末等に小学校の空き教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等のさまざまな体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進します。

#### <主な取組>

##### (1) サロン活動への支援

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。

(2) 子どもの居場所づくり

- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂等民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。
- ・ 子ども食堂関係団体で構成する「三重こども食堂ネットワーク」が進める子ども食堂の充実に向けた取組に対し支援します。
- ・ 放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図るため、放課後子ども教室の運営支援を行います。

(3) 外国人コミュニティへの支援

※調整中

○ 2. 地域住民による支援活動の推進

<施策の方向性>

- 誰もが住みなれた地域の中で生活を営むためには、お互いに個性を尊重し、多様なあり方を認め合い、誰一人として社会から排除されることなく、普通に暮らしていくける地域づくりを進める必要があります。
- 地域に生活するすべての人が、お互いにその存在を認め合い、ともに支え合える地域とするため、家庭、学校、地域において、主体的に行動する人を育んでいくことが大切です。
- 子どもたちの共に生きる力を育むとともに、地域住民の福祉意識を涵養し、地域の福祉力を高めていけるよう、福祉教育を推進します。
- 地域における社会教育においても、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待され、住民参加による地域づくりがこれまで以上に求められる中、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性も大きくなっています。
- 社会教育の推進と地域の教育力の向上にむけて、地域において社会教育の推進に取り組む関係者の協働による情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備に向けた相互学習を行う場を提供するなど、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を促進します。(※ 調整中)

## 第4章 施策展開

- 地域住民は、地域福祉を推進していく上で、その主体としての活躍が期待されます。
- 地域住民の一人ひとりが、地域に関心を持ち、地域の課題に気づき、地域の課題を「我が事」として考え、地域で困っている課題を解決したいという気持ちを持つことが大切です。
- こうした気持ちを持った方を、地域の担い手として具体的な活動につなげていけるよう、情報の発信やボランティア活動の基盤整備に取り組みます。
- また、地域福祉推進の主体である地域住民には、担い手として役割を果たす人だけではなく、サービスを受ける当事者も含まれます。このため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが能力を発揮し活躍できる環境を整備していくことによって、地域住民による支援活動を推進します。
- 民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、地域福祉の推進役となって活動を行っています。  
地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、市町とも連携しながら、担い手不足の改善に向けて制度の一層の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

### <主な取組>

#### (1) 福祉教育・社会教育の推進

- ・ 次代を担う児童・生徒が、自分たちの生活する地域の特徴や課題に対して主体的に関わり、学びを深め、市民性を育んでいくとともに、地域住民が、福祉への理解を深め、主体的な地域福祉活動への参画につながるよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの県社会福祉協議会の取組を支援します。
- ・ 社会科や総合的な学習の時間等における学習事例等について情報共有を行うことで、学習の充実を図ります。
- ・ 社会教育の振興を図るため、市町における社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行います。また、地域で子どもを対象とした教育活動に取り組む関係者による情報交換会等を行い、地域の教育力の向上につなげます。(※ 調整中)

- ・ 公民館等社会教育施設において、地域課題の解決に資する学習の機会を社会教育に位置づけ、学びを地域の活性化につなげるコーディネート機能を高めるための研修を行います。（※ 調整中）

（2）ボランティア活動への支援

- ・ 三重県社会福祉協議会が設置する県ボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの人材養成等の実施を支援することで、ボランティア活動に興味を持つ人が、気軽にボランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の推進を図ります。
- ・ ボランティア活動に関する県民の理解と参画を促進することで地域課題の解決を促すため、活動の場の提供や情報発信等に取り組みます。

（3）高齢者・障がい者の地域活動への支援

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。
- ・ 高齢者の生きがいづくりや健康づくりとともに、ボランティア活動等の地域貢献活動を推進するため、老人クラブや県・市町老人クラブ連合会の活動を支援します。
- ・ 障がい者の社会参加を促進するため、生活訓練、情報支援、レクリエーション支援、理解促進事業等を総合的に実施します。
- ・ 障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」に取り組みます。

（4）民生委員・児童委員活動への支援

- ・ 民生委員・児童委員が適切な支援を行うために必要な知識と技能の習得を目的とする研修を実施します。
- ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成します。
- ・ 県民の方に民生委員・児童委員の役割や制度への理解を深めていただけるよう、県ホームページにおける民生委員制度の紹介のほか、県政だよりやFM放送などを活用し、民生委員・児童委員の日（5月12日）及び活動強化週間の取組紹介を広報していきます。

3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

＜施策の方向性＞

## 第4章 施策展開

- 平成30年4月1日に施行された社会福祉法の改正において、市町は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する活動を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。
- 厚生労働省では、市町における包括的な支援体制づくりを進めるため、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」により、複合化・複雑化した課題に的確に対応し、制度ごとの相談支援機関を円滑にコーディネートする相談支援包括化推進員の設置による包括的支援体制づくりを進めています。
- こうした支援体制が整備されることで、制度・分野ごとの「縦割り」を解消し、現状では適切なサービスを受けることができない対象者を捉え、「たらい回し」といった事態を生じさせないようにすることができ、「狭間」や「切れ目」のない、「誰一人取り残さない」、困りごとを抱えた「その人」に着目した「伴走型」の支援が可能となります。
- 各市町において包括的な支援体制が整備されるよう、各市町の取組を後押しし、支援していくことで、県内全域での地域福祉をより一層推進していきます。
- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、民間組織としての「自主性」と、多くの住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。
- 包括的な支援体制の整備にあたっては、地域住民や社会福祉関係者、支援機関など、地域における多様な主体との協働・連携の仕組みづくりが必要であり、社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。
- 地域福祉を推進する中心的な役割を担う社会福祉協議会の取組を支援するとともに、施策推進における連携を深め、社会福祉の増進や地域住民等が互いに支え合う地域社会づくりを支援します。
- 地域には、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談・支援機関が設置されています。また、県域においても、障害者相談支援センター、児童相談センター、こころの健康センター（精神保健福祉センター、ひきこもり地域支援センター、自殺対策推進センター）、こころの医療センター（認知症疾患医療センター）、

配偶者暴力相談支援センターなどの相談・支援機関が設置され、専門性の高い領域における相談・支援にあたっています。

- 市町における包括的な支援体制の整備に向けて、相談・支援機関間の連携を深めるための取組を進めるとともに、複雑化・複合化する課題に対して適切な支援体制が構築できるよう、市町の支援体制を広域的・専門的の観点から適切に支援することで、重層的な支援体制の構築を図っていきます。
- 市町における包括的な支援体制の整備にあたって、隣保館については、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や同和問題をはじめとする人権課題の解決のための各種事業に取り組まれているところであります。地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しているものです。

このため、包括的な支援体制の整備において隣保館が支援関係機関の一つとして、また、地域福祉推進の拠点として、積極的にその活用が図られるよう、隣保館の取組を支援していきます。

#### <主な取組>

##### (1) 相談支援包括化推進員の養成

- ・ 市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

##### (2) 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化

- ・ 市町社会福祉協議会の自主的活動を促進するために必要な連絡及び指導を行い、また、全県的な視野から社会福祉に関する各種機関、団体等と協働して社会福祉の課題に取り組んでいる三重県社会福祉協議会の活動強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を推進します。
- ・ 県及び市町社会福祉協議会との定期的な情報共有や意見交換の場を設け、地域の課題やニーズについての共通認識を深めます。
- ・ 社会福祉協議会等に配置されるコミュニティソーシャルワーカーの実践力の向上やスキルアップを図るための養成研修を実施します。

##### (3) 相談・支援機関の連携推進

- ・ 地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。

## 第4章 施策展開

- ・ 障がいのある人が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援を実施し、相談支援専門員や関係機関との連携を推進する等、市町の相談支援体制強化を支援します。
- ・ 県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。
- ・ SNS を活用した相談窓口の検討など相談しやすい環境整備を推進するとともに、県内相談体制の充実を図ります。
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援や、市町職員のスキルアップを図ることにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。
- ・ 市町が設置している隣保館について、相談事業を含む隣保事業等に要する運営費、事業費にかかる費用の一部を補助します。

### 4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

#### ＜施策の方向性＞

- 県では、障がい者、高齢者をはじめとするすべての県民が自由な活動や平等な社会が参加できる社会の実現をめざして、「三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進条例」（UD条例）の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に沿って、さまざまな主体と連携し、県民の方々の「おもいりのある行動」につながるように、ユニバーサルデザインの意識づくりやまちづくり等の取組を進めていきます。
- 障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんのが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供や活動を担う人材の育成などにより、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、鉄道駅など施設の整備

を進めるとともに、施設整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行い、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

<主な取組>

(1) ユニバーサルデザインの意識づくり

- ・ UD条例に基づく「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」の開催や、県庁内での横断的な取組、同条例に基づく推進計画の進行管理などを通じ、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的、計画的に進めます。
- ・ さまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの考え方が県民に浸透するよう、学校出前授業の実施や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」やおもいりのある行動のきっかけづくりとする「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの意識啓発の取組を進めます。
- ・ 公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、必要な方にその利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を導入し、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援します。

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- ・ 事業者、設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等の連携のもと、UD条例の整備基準や取組等の普及・啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等を支援します。

## 第4章 施策展開

### 推進項目2 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

#### （現状と課題）

- 少子高齢化の進展、人口減少、一人暮らし世帯の増加、労働力人口の減少、非正規雇用の増加、グローバル化、大規模災害発生への危惧の増大など、私たちは、生活を取り巻く環境が大きく変化する中で暮らしていくなければなりません。
- 生活していく上での課題は、介護、障がい、子育ての福祉分野だけに限らず、医療、就業、住まい、教育、環境、防災・防犯、社会からの孤立・孤独、人権など、暮らしの全般に及びます。
- 地域住民の誰もが、住み慣れた地域の中で、その人らしく、いつまでも自律的な生活を送り続けられることがみんなの共通した思いであり、福祉分野だけに限らない、その人や世帯の暮らしの全般に着目した支援を行っていくことが求められます。
- 地域の中での暮らしの継続を阻害するさまざまな課題を抱える人に対して、一人では解決できない課題について、その人の自律性を尊重しつつ、支援を必要とする時には地域のみんなで支え合い、補い、その人の生きる意欲や力、希望を引き出しながら必要な支援を考えていくことが重要です。
- 介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、分野別、年齢別の縦割りの支援ではなく、暮らしや仕事など、生活上の課題の全般に着目した支援を行うことで、日常の暮らしが継続できるよう取組を推進していく必要があります。
- 公的制度の枠組では対応できない日常生活を営む上での生活課題に対応するため、地域住民による支え合いとも連動したきめ細かな支援を、地域のさまざまな主体と連携しながら進めていく必要があります。

#### 1. 高齢者・障がい者への支援

##### ＜施策の方向性＞

- 要介護者・要支援者、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く問題を解決するため、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」をめざし、地

域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めます。

- 障がい者を取り巻く現状と課題をふまえ、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念に、障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会の確保、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会やレクリエーション・文化活動などに参加する機会の確保とともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、情報保障など障がい者の権利擁護に取り組み、障がい者施策の推進を図ります。

#### <主な取組>

##### (1) 高齢者に対する支援の充実

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、認知症施策の推進、介護予防・生活支援サービスの充実等に取り組みます。

##### (2) 障がい者に対する支援の充実

- ・ 三重県障害者施策推進協議会等の意見・助言を得ながら、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づく障がい者福祉施策の推進に取り組みます。
- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進します。
- ・ 障害者総合支援法に基づき、市町が支出する介護給付費の一部を負担します。

## 2. 子ども・子育て支援

#### <施策の方向性>

- 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、保育士等の資質向上を図ります。  
また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。

## 第4章 施策展開

- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加と、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進していきます。また、施設養育においても、より家庭的な養育環境を入所児童に提供できるよう、児童養護施設等の小規模化・多機能化等を促進します。  
さらに、子どもの権利擁護や社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

### <主な取組>

#### (1) 子ども・子育て支援の充実

- ・ すべての子育て家庭および子どもを対象として、地域の実情に応じたさまざまな子育て支援の取組を実施する市町を支援します。
- ・ 保育所や認定こども園等に対し、市町が支払う委託費等の一部を支援します。

#### (2) 社会的養育の推進

- ・ 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親・ファミリーホームの委託の推進や、児童養護施設等における小規模ケア化、多機能化等を促進します。

## 3. 生活困窮者等への支援

### <施策の方向性>

- 生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。
- 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」及び「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所づくりなどの生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備などに、市町や関係団体と連携して総合的に取り組みます。

### <主な取組>

#### (1) 生活困窮者自立支援の推進

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関（相談窓口）において、生活困窮者の相談を受けます。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的で

あることが多く、「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。

- ・ 支援にあたっては、「待ちの姿勢」ではなく、アウトリーチを行い、支援を必要とする方が相談窓口につながるよう取り組みます。また、相談者の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく事業の活用や、他制度との連携により、支援員が寄り添って、継続的な支援を行います。
- ・ 自立支援に携わる支援員等が、生活困窮者等に対して充実した支援を行うことができるよう、研修会等を実施し、支援員等のスキルの向上に努めます。
- ・ 社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度の適切な運用を図り、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に、無利子または低利子の資金を貸付けることにより、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した日常生活や社会生活が送れるよう支援します。

(2) 子どもの貧困対策の推進

- ・ 生活困窮家庭の子どもに対して、地域の状況に応じた学習支援の場を提供するとともに、教育相談や学習支援を実施し、高等学校等への進学や就職に結びつけるなど将来の自立に向けた支援を子どもと保護者の双方に行います。
- ・ 行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

4. 生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援

○ <施策の方向性>

- ひきこもりなど、生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化し、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代に対応した対策を進めるとともに、さまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、適切なサービスにつなぐ相談支援体制の構築を進めます。
- いわゆる就職氷河期世代の本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人に対する安定した就労に向けた支援の充実や、若年無業者の就労に向けて、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。

## 第4章 施策展開

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「第3次三重県自殺対策計画」に基づき、包括的な生きることへの支援を行い、自殺対策を総合的に推進します。(※ 調整中)
- 犯罪をした者等による再犯を防止するため、地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、「三重県再犯防止推進計画」の基本理念「犯罪や非行をした者を孤立させない」に基づき、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に国や市町、民間団体と連携して取り組みます。
- 「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症サポーターの養成と活動促進、市町との協働による認知症予防に係る取組の検討等を行い、認知症施策を総合的に推進します。
- がん患者が適切ながん医療を受けられるよう、がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、医科歯科連携等、多職種との連携を推進します。  
がん患者やその家族が診断時から適切な緩和ケアを受け、療養生活の質の向上を図るため、緩和ケアに係る人材育成を支援します。  
また、がんに対する不安等を軽減するため、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、治療と仕事の両立を支援するため、関係機関や団体、医療機関等と連携した就労支援の取組を推進します。
- 難病指定医等の育成や指定医療機関の増加により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、拠点病院を中心とする医療提供体制の拡充に取り組みます。  
また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。
- 医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保育、教育など関係機関の連携が機能し、医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等が拡充することにより、支援が適切に提供されている状況をめざします。
- 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。

- 性的指向や性自認が多様であることへの理解不足による差別や偏見があり、また男女のみの性の区分を前提とした社会生活上の制約を受ける状況があることから、多様な性的指向や性自認について社会の理解促進を図ります。

#### <主な取組>

##### (1) ひきこもり・ニート

- ・これまで支援が行き届かなかった、ひきこもり状態にある方や若年無業者などの生きづらさを抱える方等が適切な支援につながるよう、相談支援機関等と連携しながらコーディネート業務を担う相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組むとともに、地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。
- ・「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり状態にある方や家族への専門相談などを実施するとともに、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を通じて、支援を行っている関係機関の連携強化に取り組みます。
- ・「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置し、経済的に困窮されている方をはじめ、ひきこもり状態にある方など複合的な課題に幅広く対応します。
- ・ひきこもり状態にある、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、地域若者サポートステーションなどと連携しながら、農業への就業に向けた順化プログラムを作成するとともに、農業にかかる勉強会や現地見学の実施、経営体における就農体験や試行的雇用などを進めます。
- (※ 調整中)
- ・就職氷河期世代の不本意ながら非正規雇用で働く人や、長期無業状態にある人を対象に、就職支援機関や福祉等の関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。
- ・若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。

##### (2) 自殺対策

- ・自殺対策を推進するため、「第3次三重県自殺対策計画」に基づき、こころの健康に対する正しい知識の普及や人材育成に取り組むとともに、関係機関・民間団体と連携し、各課題の解決に向けた取組を行います。また、こころの悩みを抱える人々が適切な相談窓口につながるようインターネットにおける検索運動型広告を活用したこころの健康づくりに取り組みます。

##### (3) 再犯防止の取組の推進

## 第4章 施策展開

- ・ 高齢、又は障がいを有する矯正施設入所者が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう必要な支援を行うため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰及び地域生活への定着を促進し、再び罪を犯さず地域において暮らすことができるよう必要な支援を行います。
- ・ 保護司や関係団体への協力・助成・連絡調整等や、犯罪をした人や非行のある少年に対する自立支援事業を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会の取組を支援します。
- ・ すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における啓発活動を推進していきます。

### (4) 認知症施策の推進

- ・ 認知症の早期診断・対応に向け、認知症疾患医療センターの指定、医療・介護関係者への研修等を行います。
- ・ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポートの養成・活動促進、認知症相談窓口の設置、若年性認知症の人への支援等に取り組みます。

### (5) がん・難病患者

- ・ がん診療連携拠点病院の指定等、県内におけるがん診療連携体制の整備を進めます。また、がん患者の状態に応じた適切な口腔ケアや口腔管理を行うことができる歯科医師や、がん治療における臨床実践能力の高い看護師等、多職種連携に係る人材を育成します。
- ・ がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるよう、がん診療連携拠点病院等において実施されるがん診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会を支援します。
- ・ 「三重県がん相談支援センター」において、がん患者とその家族を支援するため、がんに係るさまざまな相談に応じます。また、働くことを希望するがん患者が就労を継続できるよう、医療機関や労働局等の関係機関と連携して、がん患者の就労支援について周知・普及を図ります。
- ・ 指定難病患者の医療費を適正に助成し、患者への経済的支援を行うとともに、難病診療連携拠点病院、難病分野別拠点病院等を中心に、医療提供体制の拡充に取り組みます。
- ・ 「難病相談支援センター」において、在宅難病患者の日常生活上における相談、支援、地域交流活動の促進や、就労支援などを行い、患者の治療や日常生活での悩みや不安等の解消を図ります。

### (6) 医療的ケア児・者

- ・ 医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス事業所職員のスキルアップ及び地域ネットワーク機能強化の研修会を開催し、地域での受け皿を拡充します。

(7) 外国人住民

- ・ 「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活上のさまざまな相談に対し情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。
- ・ 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供します。
- ・ 日本語指導ボランティア等を対象とした研修会の開催など、地域における日本語教育を推進するための体制づくりに取り組みます。
- ・ 医療通訳者を育成する研修を実施するなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。
- ・ 災害時語学サポーター養成研修を開催するほか、「みえ災害時多言語支援センター」の運営に向け図上訓練を実施し、関係機関との連携を強化します。

(8) 人権課題（多様な性のあり方、DV 被害者等）

- ・ 多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図るため、県民への啓発や研修に取り組みます。
- ・ DV に関して、ホームページや DV 相談先カードの配布等による啓発や相談・支援機関の周知を図ります。

5. 災害時要配慮者への支援

<施策の方向性>

- 避難行動要支援者の個別支援計画の作成について、県内への水平展開するための取組を進めます。（※ 調整中）
- 市町による福祉避難所の確保を働きかけるとともに、災害時要配慮者の支援を行うため、災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備を進めます。
- 災害時における要配慮者の避難生活を支援するため、被災時における福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、介護職員等の応援・受援体制の整備を進めます。

## 第4章 施策展開

- 大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、受援体制の整備を図るため、実践的な訓練等を行います。
- 災害時におけるボランティア活動を円滑に進めるため、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営について、平常時からの研修や訓練の実施を推進します。

### <主な取組>

#### (地域における避難行動要支援者対策の促進)

- ・ 「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、避難行動要支援者の個別支援計画の作成を促進します。(※ 調整中)

#### (福祉避難所の確保)

- ・ 市町に対し、福祉避難所の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけるとともに、災害時に福祉避難所の運営を指揮する人材の確保・育成、福祉避難所運営マニュアルの作成等を支援します。

#### (災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備)

- ・ 災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（D W A T）を組成するとともに、一般避難所へD W A Tを派遣すること等により必要な支援体制を確保することを目的とした官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するための体制を整備します。

#### (介護職員等の応援・受援体制の整備)

- ・ 介護職員等の応援の円滑な受け入れ、及び介護職員等の円滑な派遣を行い、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復を支援することにより、要配慮者の心身のストレス軽減を図るなど、災害時要配慮者の避難生活を支援するための応援・受援体制を整備します。

#### (災害時におけるボランティア活動の支援)

- ・ 災害ボランティアの円滑な受入を図るため、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営への参画、受援体制整備に向けた研修に取り組みます。

- ・ 災害時に市町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、県社会福祉協議会による市町社会福祉協議会職員への研修や活動訓練の実施に対する助言・支援等の取組を支援します。

## 6. 生活基盤の充実

### ＜施策の方向性＞

- 住みなれた地域で、いつまでも暮らし続けるためには、生活の基盤となる暮らしや仕事などの充実を図っていくことが重要です。
- 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。
- 本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人に対する安定した就労に向けて、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。
- 誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、関係機関が連携して、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、意欲や能力を十分発揮していきいきと働き続けられる職場環境づくりに取り組みます。
- 障がい者等が農林水産分野で活躍できるよう、農林水産業と福祉との連携を促進するとともに、就労支援の充実を図ることにより、障がい者の就労機会の拡大に取り組みます。（※ 調整中）
- 公営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実を図ります。
- 高齢者の交通事故が社会問題化し、運転免許の返納件数が増加傾向にあるなか、車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応じた、交通と福祉をはじめとする関係分野が連携した取組などを市町、交通事業者等と進めます。

### ＜主な取組＞

#### (1) 就労機会の充実

##### (就労支援)

- ・ 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方

## 第4章 施策展開

については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。生活リズムの崩れや対人関係等の問題から、直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、社会福祉法人等におけるボランティア体験等を通じて、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。

- ・ 就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その方の状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う就労認定事業所の認定を行います。

### (雇用の確保)

- ・ 若年求職者等の安定した就労や職場定着を図るため、「おしごと広場みえ」を拠点として総合的な就職支援サービスを提供します。
- ・ 就職氷河期世代の不本意ながら非正規雇用で働く人や、長期無業状態にある人を対象に、就職支援機関や福祉等の関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。
- ・ 若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。
- ・ 産業界のニーズをふまえ、新規学校卒業者や離転職者など、さまざまな人材を対象とした多様な職業訓練を実施します。

### (多様な働き方の推進)

- ・ 妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても希望する形で就労することができるよう、就労継続支援や再就職支援に取り組みます。
- ・ 働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、心身の状況等に応じた多様な働き方の提供に取り組みます。
- ・ 県内企業の障がい者雇用を進めるため、ステップアップカフェなどを活用して、理解の促進を図るとともに、働きやすい職場づくりを支援します。
- ・ 就労を希望する障がい者が希望や特性、体力等に応じて働きつづけるための職場定着支援に取り組むとともに、新たな雇用の仕組みなど多様な働き方の普及を進めます。
- ・ 「農福連携全国都道府県ネットワーク」との連携を強化する中で、全国の先進事例や有効施策の調査をふまえ、農福連携効果の発信などに取り組むとともに、民間協議会等と連携した農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口を整備し、県内推進体制の強化を図ります。（※ 調整中）
- ・ 障がい者の施設外就労（農作業請負）の拡大・定着に向け、地域の社会福祉協議会や農協等と連携しながら、福祉事業所と農業経営体等をマッチングする仕組みづくりに取り組みます。（※ 調整中）

- ・ 農業への障がい者就労拡大に向け、企業による特例子会社設立を通じた農業参入を促進するとともに、ノウフク J A S の認証取得支援を通じて、ノウフク商品の発信に取り組みます。(※ 調整中)
- ・ キノコ栽培、木工、苗木生産などの分野において、生産者と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化し、林業分野における施設外就労を促進するなど、障がい者の就労機会の拡大に取り組みます。(※ 調整中)
- ・ 漁業者と福祉事業所等との連携のための組織を立ち上げ、地域が主体となって水福連携に取り組む体制づくりを支援するとともに、福祉事業所の職員等を地域における水福連携の推進等を担う指導者として育成するため、養成研修を行います。(※ 調整中)
- ・ 労働問題を解決するためのセーフティネット機関として、関係機関と連携しながら外国人住民の労働相談に多言語で対応するなど、相談体制の充実を図ります。
- ・ 外国人が安心して就労できるよう、企業の受入体制の整備を促進し、適切な労働環境の確保を図ります。

#### (2) 住宅確保

- ・ 離職などにより住宅を失った方、または失う恐れが高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を住宅確保給付金として支給します。
- ・ 高齢者、障がい者、子育て世帯、犯罪被害者等のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者の選考にあたり優先的な取扱いとして、居住の安定を支援します。
- ・ 高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう居住支援活動を行います。

#### (3) 移動の確保

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営、移動支援など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。
- ・ 市町をはじめ交通分野と福祉分野等が連携して、地域の実情に応じた移動手段の確保策を検討し、モデル事業を実施します。モデル事業実施後にマニュアル等を作成し、新たな移動手段の導入に向け検討を行う他市町に対し支援を行います。

### 7. 権利擁護の推進

#### ＜施策の方向性＞

- 成年後見制度の利用が必要な方を適切に必要な支援につなげていけるよう、成年後見人等となる人材の育成や、市町や社会福祉協議会、家庭裁判所等の司法も含めた多様な主体が協働・連携した権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に向けた支援など、成年後見制度利用推進のための仕組みづくりを支援します。
- 判断能力に不安のある方にとって、福祉サービスを選択し、適切な事業者を選び、契約することは困難となることから、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行うことにより、地域で自立した生活ができるよう支援します。
- 高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者に対する迅速かつ適切な支援を行うため、市町をはじめ関係機関との連携の強化等に取り組みます。また、市町等の関係職員を対象とした研修会等を開催し、高齢者虐待についての正しい知識や対応についての普及啓発に取り組むとともに、地域での見守りや高齢者虐待の早期発見につなげるための仕組みづくりを支援します。
- 障がいを理由とする差別の解消に向け、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、相談対応および紛争解決を図るための体制整備や、三重県障がい者差別解消支援協議会における事例共有、検証などの取組を進めます。また、障がい者虐待の未然防止と適切な対応を行うため、市町への支援や事業所に対する指導等を行います。  
さらに、「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等に取り組みます。
- 児童相談所の機能強化を図るとともに、虐待があった家庭への支援、市町の児童相談体制への支援を行い、児童虐待の未然防止と的確な児童虐待対応に努めます。  
また、児童虐待防止の啓発や市町をはじめとする関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の早期発見及び早期対応につなげます。
- 「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質の向上等を

図り、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。

また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域における見守り体制の構築を進めます。

#### ＜主な取組＞

##### （1）成年後見制度の利用促進

- ・ 成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置等の市町の取組を支援します。

##### （2）福祉サービスの利用援助

- ・ 判断能力に不安のある方に対して、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行う県社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施を支援することで、認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援します。

##### （3）差別解消、虐待防止の取組の推進

- ・ 市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や要介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発を行います。
- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、相談員による相談対応および紛争解決を図るための体制整備や、三重県障がい者差別解消支援協議会における事例共有、検証など、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。
- ・ 「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使いやすい環境の整備を進めます。
- ・ 障がい者虐待防止・権利擁護研修会を開催し障がい者虐待の未然防止と関係者の対応力の向上を図るとともに、専門家チームの活用により虐待対応事例の検討や事案に対する助言を得ることで専門性の向上を図ります。
- ・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、啓発活動を実施します。また、児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、市町、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携を強化します。

##### （4）消費者被害の防止・救済

## 第4章 施策展開

・ 「三重県消費生活センター」の相談体制を充実させるため、相談員の資質向上を図るとともに、市町相談担当者からの相談に対して助言を行う「市町ホットライン」を運営し、市町の取組を支援します。

・ 県・市町の消費生活相談員等を対象とした研修を行うことで、県全体の相談対応能力の向上を図るとともに、地方消費者行政強化交付金等を活用し、市町における消費者行政の推進を支援します。

また、地域における自主的な取組、啓発活動を促進するため、「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、地域における見守力向上のため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進します。

### 8. 多様な生活課題への対応

（孤独死、体の不自由な方のごみ出し、ごみ屋敷、高齢・障がい世帯の草刈り 等）

#### ＜施策の方向性＞

- 地域の中にあるさまざまな生活課題に対して、公的サービスだけで対応することは困難です。公的サービスで対応できない地域における多様な生活課題への的確な対応を図るうえで、地域住民が主体的に関わり、社会資源を活用しながら、支え合う、地域における支え合いの領域を拡大、強化することが求められています。
- ボランティアやNPO、住民団体による活動は、こうした公的サービスでは対応できない領域について、自ら問題意識を持ち、住民共通の利益のために行われています。行政だけでなく多様な民間主体が担い手となり、これらと行政とが協働しながら、行政支援の届かない課題に対して、きめ細かな活動により、地域の生活課題を解決するしくみとして重要な領域を担っています。
- 地域の生活課題に応じるためにには、住民による地域福祉活動と公的サービスがうまくつながるようにする必要があり、公的サービスを総合的に提供できるよう運用を改善したり、適切なメニューがない場合には新たな事業の開発につなげていくことも考えられます。
- こうした地域の実情に応じたニーズの掘り起こしや、地域の人材や制度、住民の支え合いによる援助などを組み合わせ、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、障がい者に対しては相談

支援専門員や専門相談の相談員が配置され、地域のさまざまな課題の解決に取り組んでいます。

- 既存の制度だけでは対応が困難な多様な生活課題に対応するため、地域住民とともに課題の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの活動の促進を図ります。
- さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、従来から共同募金運動が展開されています。共同募金は、住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する役割を果たしています。
- また、三重県においては、地域社会における住民のボランティア活動への参加を通して「福祉のまちづくり」を推進することを目的として、昭和57年に「三重ボランティア基金」が設立され、ボランティアの育成や活動に対する助成・支援等を行っています。
- 地域の課題を地域で解決していくためには、その財源確保も重要なことから、地域福祉活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進します。
- 近年、社会からの要請や期待に応えて、地域貢献などのC S R活動やS D G sの達成の寄与に取り組むことが企業などに求められるようになり、福祉分野でも積極的に取組が進められるようになっています。  
企業との連携による地域福祉活動の支援の拡充に取り組みます。
- 障がい者の共同受注窓口による自治体・企業等からの障害福祉サービス事業所への受注の機会を確保し、工賃の向上につなげます。
- 社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、「地域における公益的な取組」を実施することが責務とされ、社会福祉法人は制度や分野の垣根を越えて、多様化・複雑化する地域生活課題に対応した、幅広い実践を展開していくことが求められることから、社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を促進します。

#### ＜主な取組＞

(コミュニティソーシャルワーカー等の活動の促進)

## 第4章 施策展開

- ・ 社会福祉協議会等に配置されるコミュニティソーシャルワーカーの実践力の向上やスキルアップを図るための養成研修を実施します。
- ・ 各市町に配置され地域のさまざまな主体による生活支援サービスの創出等を推進する生活支援コーディネーターの活動促進に係る市町の取組を支援します。
- ・ 障がいのある人が必要な相談支援が受けられるよう、広域的・専門的な相談支援を実施し、相談支援専門員や関係機関との連携を推進する等、市町の相談支援体制強化を支援します。

### (寄附文化の醸成)

- ・ さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援し、「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組まれている共同募金や、「三重ボランティア基金」による街頭啓発などの募金運動を推進し、地域福祉活動を財源面で支えていく、住民参加による地域に根ざした活動を支援していきます。

### (企業との連携による地域福祉活動の支援)

- ・ 生活困窮者などへの支援や地域福祉活動を推進するために行われる企業による社会福祉貢献活動に関する協定の締結を行い、広報活動等協定に基づく取組を支援します。
- ・ 地域を巡回する機会が多い民間事業者と高齢者の見守り等に関する協定を締結します。
- ・ 共同受注窓口事業により、自治体・企業等から事業所等への受注の機会を確保することで、工賃の向上を図り、障がい者の自立した生活の実現を促進します。
- ・ 食品関係企業等における食品ロスについて、フードバンク団体や子ども食堂などを通じて生活困窮者等に対する食料支援につながるよう、食品提供企業とフードバンク団体や子ども食堂等のマッチングを促進するセミナーを開催し、フードバンクネットワークの構築を進めます。

### (社会福祉法人による公益的活動の促進)

- ・ 社会福祉法人の指導監査の際に公益事業を行っている法人に対しては、地域における公益的な取組の実施に努めているか確認します。
- ・ 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者等に対して利用者負担の軽減を行う場合に補助を行います。

### 推進項目3 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

#### （現状と課題）

- 本格的な高齢社会を迎えるに伴い、要介護者や認知症などの介護を必要とする高齢者は今後も増加していくことが見込まれ、これに伴い、福祉サービスへの需要は今後もさらに拡大することが見込まれることから、サービス提供体制を質・量ともに充実させていく必要があります。
- 生産年齢人口が低下する中で、労働力不足が懸念され、中でも、介護職をはじめ、福祉人材の不足は深刻な状況にあります。
- 介護人材の確保が厳しい状況にあり介護関連職種の離職率も高い傾向にある中で、国の働き方改革の動きもふまえながら、働き方も含めた介護現場の職場環境の整備に取り組む必要があります。
- サービス提供体制を充実させるためには、事業者によるサービスの質の確保・向上が必要不可欠です。引き続き事業所に対する監督・指導を充実し、サービスの質の確保・向上を図っていく必要があります。
- 疾病を抱えても自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、医療・介護関係者等の多職種が協働して、在宅医療・介護の提供を行っていく必要があります。  
また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めることが必要です。
- 地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30（2018）年度から介護保険制度と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられています。
- 地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進し、サービスの充実を図っていく必要があります。

### 1. 福祉人材の確保

#### ＜施策の方向性＞

- 「三重県福祉人材センター」や「三重県保育士・保育所支援センター」において、無料職業紹介、研修の実施、情報提供・相談等の事業を行うことにより、福祉人材の確保を図り、福祉施設への就業を促進します。  
また、障がい福祉の事業者については、各種研修を実施し、事業実施の人材確保と資質向上に取り組みます。
- 介護人材の確保のため、市町や事業者団体等とともに、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。
- 児童・生徒の福祉のこころを育み、福祉についての理解を深め、福祉にかかる実践力を培うため、福祉教育を推進します。また、福祉を他人事ではなく、自分自身の課題として理解し認識することで、地域福祉を担う人材としての活動に期待が持たれます。
- 将来の介護の担い手となる若い世代に対して、介護の魅力を伝え、イメージアップを図り、介護分野への参入の促進を図ります。
- 介護事業所等における労働環境の改善に向けた取組を支援します。
- 介護人材の確保が厳しい状況となっているため、国内人材の新規参入を強化するとともに、外国人材の新規参入を促進します。
- 保育士等の業務負担軽減に取り組むなど、労働環境の改善を推進し、離職防止を図ることにより保育人材の確保に努めます。

#### ＜主な取組＞

##### (1) 福祉人材の確保

- ・ 「福祉人材センター」において福祉人材確保に関する各種事業を実施し、福祉事業者が利用者の福祉ニーズに対応するために必要とする福祉人材を確保するための環境整備を図ります。
- ・ 高齢化が進む中、今後、需要の急増が見込まれる介護サービスを提供する介護従事者の確保を図ります。
- ・ 障害福祉人材の給与等の改善を図るため、福祉・介護職員の処遇改善加算に要する経費の一部を負担します。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者等への研修を実施することにより、人材を育成し、事業実施に必要な福祉人材を確保します。
- ・ 保育士確保のため、「保育士・保育所支援センター」において、相談事業や就業継続支援研修等を実施します。
- ・ 待機児童になりやすい低年齢児の受入れを行うため、保育所等に保育士加配を行う市町を支援します。

(2) 若者等の参入促進

- ・ 次代を担う児童・生徒が、自分たちの生活する地域の特徴や課題に対して主体的に関わり、学びを深め、市民性を育んでいくよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの福祉教育の推進に向けた県社会福祉協議会の取組を支援します。
- ・ 若い世代や福祉職場に関心のある者に対し、福祉・介護職場の魅力を伝えるなど、人材確保が困難な福祉・介護職場への人材の参入促進・定着支援を図ります。

(3) 働きやすい福祉職場づくりへの支援

- ・ 職場環境の改善に取り組んでいる介護事業所を「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」として証明し、その取組を広く公表することで、介護人材の参入と定着を促進します。
- ・ 地域の元気な高齢者を介護現場の補助的業務を担っていただく職員として雇用する「介護助手」の取組を支援します。
- ・ 地域における多様な人材を保育支援者として活用することで、保育士の負担軽減を図り、働きやすい職場づくりを行う市町を支援します。
- ・ 外国人介護人材に対し、日本語や介護技術の学習支援を行うなどにより、外国人介護人材の福祉・介護職場における円滑な就労・定着を図ります。

## 2. 福祉サービスの質の向上

### <施策の方向性>

- 社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施し、適正な運営と健全な経営を確保します。
- みえ福祉第三者評価制度の普及促進を行い、福祉サービスを行う法人等のサービスの質の向上を図ります。

## 第4章 施策展開

- 福祉サービス利用者等からの苦情や問合せに適切に対応し、利用者が安心して福祉サービスが利用できるよう、苦情解決体制の充実を図ります。
- 社会福祉事業は年々多様化・専門化しており、施設職員にとっても、より広範な福祉の知識と高度な専門的技能が要求されることから、福祉施設職員等の研修機会の充実を図ります。

### ＜主な取組＞

#### (1) 効果的な指導監査等の実施

- ・ 社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、有効で効率的な指導監査や実地指導等を実施します。

#### (2) 第三者評価の受審促進

- ・ みえ福祉第三者評価制度の普及促進及び評価調査者の質の向上を図り、福祉サービスを行う法人等のサービスの質の向上をめざします。

#### (3) 苦情解決体制の充実

- ・ 三重県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に対応することで問題解決を支援します。

#### (4) 福祉人材の質の向上

- ・ 地域住民が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、その中核を担う介護支援専門員に対して、資質向上のための研修と資格管理を行います。
- ・ 「社会福祉研修センター」が行う社会福祉関係の多様な研修事業を支援することにより、社会福祉施設職員の資質向上をめざします。
- ・ 障害福祉サービス、相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者等への研修を実施することにより、福祉人材の育成と支援の質的向上を図ります。
- ・ 多様化、高度化する保育ニーズ等に対応するため、保育士や放課後児童支援員に求められる専門性の向上に向けた研修を実施します。
- ・ 保育士等の処遇改善を進め、保育現場におけるリーダー的職員の育成や専門性の向上を図るため、職務内容に応じた研修を実施します。

### 3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方

#### ＜施策の方向性＞

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的・継続的な在宅医療・介護の提供体制づくりを進め、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図ります。
- 高齢者、障がい者の両制度の壁を超えて利用者が交わるケアを進めることができるよう、共生型サービスの普及を進めます。

#### ＜主な取組＞

##### (1) 保健・医療との連携

- ・ それぞれの地域で、その実情・特性に応じた在宅医療・介護連携体制が構築されるよう、研修会の開催等により市町の取組を支援します。

##### (2) 共生型サービスの普及

- ・ 障がい者が介護保険の対象となっても、引き続き同一のサービスを受けることができるよう、共生型サービス事業者の指定を行います。
- ・ 共生型サービスについて引き続き周知するとともに、介護サービス事業所から共生型サービスの指定に係る問合せ等があった場合は助言を行います。

### 4. 福祉サービス提供におけるＩＴ技術等の活用

#### ＜施策の方向性＞

- ロボット技術が応用され、利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器である介護ロボットの導入に向けた事業者への支援、普及・啓発を行います。
- 介護事業のＩＴ化が進むことで、介護職員の事務作業の軽減や、ケアの質の向上が期待されることから、福祉サービス提供におけるＩＴ技術等の活用に向けた取組を支援します。
- 幼稚園等において、ＩＣＴを活用することにより園務改善を図り、職員の負担軽減、教育・保育の質の向上を図ります。

## 第4章 施策展開

### ＜主な取組＞

#### (介護ロボットの導入支援)

- ・ 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるために行う介護ロボットの導入にかかる経費の支援を行います。
- ・ 障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るため、ロボット等導入に対する支援を行います。

#### (介護事業等のICT化の促進)

- ・ 介護職場の環境改善や介護人材の確保の観点から、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化のために行うICTの導入にかかる経費の支援を行います。
- ・ 幼稚園等における環境整備、園務改善のためのICT化に要する経費を支援します。

## 第5章 推進体制

### 1 地域福祉推進会議の設置

- 市町による地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉推進を支援するため、学識経験者や市町代表、県・市町社会福祉協議会、関係団体等で構成する会議体を設置し、この計画の進捗管理を行います。

### 2 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施

- 市町及び社会福祉協議会との意見交換や、先進的な取組事例等市町間での情報共有等を図るため、市町及び社会福祉協議会との意見交換の機会を設け、県地域福祉支援計画の推進を図るとともに、市町地域福祉計画の策定・改定や、計画に基づく取組を支援していきます。

## 第6章 進捗管理

- 計画における推進項目ごとに施策効果となる目標を設定し、施策の実行による効果の把握・分析・評価を行い、この計画の進捗管理を行います。

&lt;目標値&gt;

推進項目	指標	現状値	2024 目標値
推進項目1 地域における支え合い体制	地域福祉計画策定市町数	18 市町	29 市町
	多機関協働による包括的支援体制整備市町数	8 市町	29 市町
	民生委員・児童委員定数充足率	94.5% (R1.12.1)	96.1%
	相談支援包括化推進員養成数	—	200 人
	ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1%	85.0%
推進項目2 暮らしを支える取組の推進	自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736 件	10,801 件
	再犯者数	1,010 人	808 人以下
	災害派遣福祉チーム数 (三重県DWA T)	—	40 チーム
推進項目3 地域福祉を支える基盤整備	県内の介護職員数	27,818 人 (H29 年度)	33,849 人 (R4 年度)
	みえ福祉第三者評価の受審事業所数	285 施設	415 施設

「三重県地域福祉支援計画」中間案に対する意見への対応（案）について

1 意見募集期間

令和元年12月20日（金）～令和2年1月20日（月）

2 意見数

39件

3 寄せられたご意見と対応状況等

① 最終案に反映するもの
② 意見の趣旨が既に含まれているもの、または対応しているものの
③ 今後の取組の参考とするものの
④ 意見の趣旨を反映する事が難しいもの
⑤ その他 (調整中)

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
1	全般	グラフの配色はユニバーサルデザインに配慮したものか。白黒でしか配布しないものであっても、見づらいグラフがある。	①	ご指摘いただいたおり、見やすくなるよう改めます。
2	全般	「一人」「1人」、「こども食堂」「子ども食堂」など標記ズレが散見される。	①	ご指摘いただいたおり、標記を統一します。
3	第1章-1 <経緯>	く経緯>の中で、法改正と上位計画たる本計画の義務化を含めるべき。 「努力義務とされたことから、総合的な運用として進めましたが、このたび法改正に伴い復活させます。」というのが実情であり、経緯ではないのか。 13頁末まで県の姿勢を不確かにしたまま読み進めさせる必要性を感じない。	⑤	ご指摘いただいたおり、法改正により計画策定に関する規定が充実されたことも改めて計画を策定する理由の一つです。 ただ、それだけが理由ではなく、とりわけ社会福祉法の改正の趣旨や地域福祉推進の理念をふまえ、包括的な支援体制の整備に向けた取組を計画的に推進していくことが重要と理解しております。 このため、経緯だけでなく、社会情勢の変化等もふまえ、「計画策定の趣旨」を述べたうえで、新たに計画を策定し、地域福祉の推進に努めていくため、「計画策定の基本的な考え方」としてまとめました。
4	第2章-1 人口・世帯の状況	三重県の人口のピークは、「みえ県民力ビジョン第三次行動計画最終案」および「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成19(2007)年(の約187万3千人)どなつているが、整合性がどれでない。	①	「三重県月別人口調査結果」による推計人口から記載していました。 総務省「人口推計」によるものとし、整合を図るよう修正します。
5	第1章-1 <地域福祉を取り巻く状況> (雇用情勢)	我が国の経済は緩やかに回復してなどではない。完全失業率や有効求人倍率の回復は全て少子高齢による大量退職によるもので、着実に改善が続いているからではない。着実に少子高齢が進んだからに他ならない。	⑤	令和元年9月に公表された「労働経済白書」(令和元年版 労働経済の分析)においては、一般経済の動向として、「日本経済は緩やかに回復している」と分析しており、そのように理解しています。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
6	第1章-1 ＜地域福祉を取り巻く状況＞ (雇用情勢)	日本の雇用システムの一一番の課題は、「新卒の一括採用」である。就職氷河期世代は、非正規率が高いのみならず、正規の賃金も低い。未婚率、出生率、貧困率、全て悪い。何かもがない。	③	就職氷河期世代の実情もふまえながら、今後の取組の参考としていきます。
7	第1章-1 ＜地域福祉を取り巻く状況＞ (雇用情勢)	これまでに55歳以上の非正規をここで述べる必要はない。55歳以上の非正規の割合の高まりについて、ここに入れてはしまうと、早期退職後の退職金を抱えた元正規の非正規を含むためではなくて、正しい理解を妨害してしまう。退職非正規と生生活苦にある生涯非正規とは分けて考えるべき。	④	地域福祉を取り巻く状況として、雇用情勢にかかる状況について非正規雇用労働者の年齢別の推移から状況を記載したものです。
8	第1章-1 ＜地域福祉を取り巻く状況＞ (雇用情勢)	「働き方改革推進法」は、正規・非正規労働者間の格差問題を解決することを柱の一つにはしていない。特に三重県は、既婚正規の配偶者である女性の非正規にばかり焦点を当て、未婚非正規については取り残してきた。	④	「働き方改革推進法」は、日本の雇用システムの2つの大きな問題である「長時間労働問題」と「正規・非正規労働者間の格差問題」を根本的に解決することを、2つの柱とします。
9	第1章-1 ＜課題の複雑化・複合化＞	課題が複雑化しているのは、相談窓口において必要な支援をせず公的支援を行つてこなかつたことによるもので、まずは公的支援が圧倒的に足りていない。そこで地域住民の「支え合い」という文言が出てくるのがおかしい。地域住民にあるのは、「支えさせ」などは三重県にはない。三重県にあるのは、「支えさせ」のみであり、一方的な支えさえががあるだけで、双方向の支え合いなど、三重県にはない。「制度の狭間」をつくっているのは、他ならぬ三重県である。	②	この計画では、包括的な支援体制が整備されることを目的の1つとしています。そのためには、公的支援をはじめとする各種サービスの充実を図ることも重要な位置付けおり、地域住民による支え合いと公的支援とも運動した、包括的な支援体制が整備されることで、「たらい回し」といった事態を生じさせないように、「狭間」や「切れ目」のない、「誰一人取り残さない」支援体制の構築に取り組んでいきます。
10	第1章-1 ＜新たな地域福祉計画の策定＞ 第3章-1 計画の基本理念	高尚な理念が述べられているが、三重県はいつも口先だけの理想論で終わらせててしまう。今までにはただの画餅であり続いたからこそ、7040問題が850問題になつた。そのことを心の底から今度こそきちんと理解するべき。	③	ご指摘をふまえ、この計画の策定を契機に、基本理念に掲げためざすべき姿の実現に向けて、三重県の地域福祉をより一層推進していくよう努めていきます。
11	第2章-2 支援を必要とする人等の状況 <子ども>	子供の貧困の状況に関して、「子どもの貧困」の定義の説明を加える必要はないか。	①	本文中に説明を加え、「所得の中央値の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもとの割合を示す子どもの貧困率(全国)」とします。
12	第2章-2 支援を必要とする人等の状況 <子ども>	子供の貧困率について、本文及び折れ線グラフの数値と表中の数値が異なっているが、理由があるのか。	①	子どもの貧困の状況において、「貧困率の状況」の表では、「子どものいる現役世帯」の世帯員についてみたものですが、表題の標記が適当なかったため、改めます。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
13	第2章-2 支援を必要とする 人等の状況 <子ども>	児童虐待の状況の2つめのパラグラフ1行目 「児童相談所(に)おける…⇒「に」が欠落している。 相談種類別⇒P28下のグラフとの関連上「虐待種類別」とした方が適当ではないか	①	ご指摘をふまえ、修正します。 なお、「相談種類別」の標記に関しては、グラフタイトルを修正します。
14	第2章-2 支援を必要とする 人等の状況	項目名にく水河期>がない。就職水河期世代は、低賃金の 非正規が多く、正規でさえも所得が低い現状がある。三重県 は、水河期の惨状について県の統計を出してみる必要があ る。三重県は水河期の現状から目を背け、「制度の狭間」を つくりだしておいて、現状認識が甘すぎる。	①	ご指摘のとおり、就職水河期世代のうち、支援を必要とする人の状況と して、推計数(約1万1,000人)を記載します。
15	第3章-1 計画の基本理念	「自殺に追い込まれている人」だと、既に死亡しているから対 象とはならない。「自殺寸前に追い込まれている人」もしくは 「自殺に追い込まれてしまいそうな人」という表記に変えたほ うがよい。	①	ご指摘のとおり、「自殺に追い込まれてしまいそうな人」に改めます。
16	第3章-2(2) 暮らしを支える取組 の推進	三重県は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくように するためには取り組んでいない。社会保障費のためならば、 カネのためならば、住み慣れた地域から追い出して、親族の どころに住ませようとする。親族に抱え込ませずする。カネ のためなら排除・排斥を伴う県なのだ。何も出来ずには6030問 題を7040問題にし、8050の最悪の結果を生んだだけではな いか。三重県が専門的な助言さえ出来ていれば防げていた ではないか。日常の暮らしを守れるよう、今度こそは動き、動 かない理由を探す暇があつたら動くこと。	②	地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催のほか、先進 的な取組事例等市町間での情報共有を図るために、市町及び社会福祉 協議会との意見交換を行っていくなど、市町との連携を強化し、取組を 進めています。
17	第4章 推進項目1 (現状と課題)	1段落目と2「かつては……生じさせています。」の一文は 文章が成立していない。 「3「解決できない」「ことを」の「ことを」が不要。 「4「機能しなくなり」とあるが何が機能しなくなつたのか。 3段落目の文章は、主語が複数あり成立していない。 全般を通して、丁寧に読まないと「困りごと」→「課題」→「問 題深刻化・複雑化」という流れや、地域住民の「個」→「地 域」という展開が分かりづらい。	①	ご指摘をふまえ、文章を改めるとともに、趣旨が伝わるよう、文章を見直 します。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
18	第4章 推進項目1 (現状と課題)	三重県に「支え合う」などは全くなく「支えさせる」だけであり、「支え手側」のボランティアとして作業をしておけば、高齢になつたどきに「受け手側」になれる「かもしだれない」という理屈で、人間の善意を直切り、無償労働を美化してきました。何らかの作業をやらせるための立案部分は解決の一手段に過ぎず、解決するための立案部分に今まで関与できなければ意味がない。三重県は今まで肩書きにどらわれて作業員にしてきただけで、立案能力を抑え、排除し、都合の良い労働力扱いを続けただけではないのか。	②	この計画でめざすものは、地域に暮らす誰もが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現です。そのためにも、地域における支え合い体制づくりを進めています。
19	第4章 推進項目1 1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	推進項目1の施策方向及び取組項目として「サロン活動」を取り上げるべきか。例えば、「有償の支え合いサービス」など、を推進する必要はないか。「サロン活動」に関して、直接県が支援できることは少ないのではないか。	③	推進項目で掲げた「地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり」において、各地域で行なわれているサロン活動は大切であると考えています。こうした取組は地域住民などが中心となって取り組まれていますが、県としても推進していきたいと考えており、市町などとの意見交換や現場の意見も聞きながら、ともに進めていきたいと考えています。
20	第4章 推進項目1 1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり <主な取組>	商店街力フェやボードゲームカフェも入れるべきではないか。	③	居場所づくりのあり方の1形態として、今後の取組の参考としていきます。
21	第4章 推進項目1 1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり <主な取組>	環境生活部のNPO班との連携が甘い。	②	ボランティア活動に関する県民の理解と参画を促進することで地域課題の解決を図ながら、活動の場の提供や情報発信等に取り組みます。
22	第4章 推進項目1 2. 地域住民による支援活動の推進 <施策の方向性>	情報発信が極めて甘い。特に三重県は、小規模地方都市について知る機会さえ僅少である現状を、今すぐ改善すべきである。現状では、新聞を見て、そういう取組があつたのか、あとから知るだけである。事前告知の不徹底によるものであり、もつと県内の総力を挙げられるように、三重県が積極的に情報の発信について改善を図るべきである。事後よりも事前が最重要である。	③	先進的な取組事例等市町間での情報共有や地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催のほか、先進的な取組事例等市町間での情報共有を図るため、市町及び社会福祉協議会との意見交換を行い、情報収集にも努め、積極的に情報発信もしていきます。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
23	第4章 推進項目1 市町における包括的支 援体制への支援	三重県内の市町においては、たらい回しが日常茶飯事では ないのか。女性と子どもが最も優先で、制度の狭間に陥り易い 現状が改善されていない。三重県がアピールするには、いつ も児童相談所である。女性と子どもだけには福祉が手厚いこ とだけはわざりきっていることであり、制度の狭間にについて述 べるべき。	②	この計画では、包括的な支援体制が整備されることを目的の1つとして います。そのため[に]、包括的な支援体制が整備されることで、「たらい回 し」といった事態を生じさせないように、「狭間」や「切れ目」のない、「誰一 人取り残さない」支援体制の構築に取り組んでいきます。
24	第4章 推進項目2 3.暮らしを支える 取組の推進 (施策方向)	推進項目2について ・施策方向の3(生活困窮者等への支援)、4(生きづらさを抱 える者への支援)および8(多様な生活課題への対応)の区 別が難しいのではないか。	④	御意見のとおり、抱えている課題の共通性や、さまざまな課題を包括的 に捉え、施策を連携させながら取り組む必要もありますが、一方でその 個々の特性をどうえ、その解決に向けた取組を進めていくことも必要で あることから、課題に応じた取組として整理していきます。
25	第4章 推進項目2 3.生活困窮者等へ の支援	三重県は生活保護の適正実施を行わない。本人がどれだけ 困り果てても国の方向性に合わせ門前払いです。 うとする。誰一人取り残さないと言ひながら取り残す。	②	生活困窮者の自立の支援を行います。また、生活保護に至らない方などさまざ まな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援制 度に基づく相談支援等を行います。
26	第4章 推進項目2 3.生活困窮者等へ の支援	三重県はアウトリーチを行いますと掲げはするが、行うことは ない。生活保護と生活困窮の違いがわかつっていない。アウト リーチをする必要を感じていない。	②	生活困窮者自立支援制度の相談窓口では、生活中に困窮する人が「制度 の狭間」に陥らないように対象者を幅広く受け止めるとともに、相談窓口 に繋がらない人や対象者の状況に応じて、アウトリーチを行います。
27	第4章 推進項目2 4.生きづらさを抱 える者への支援	取組項目の記載が、「ひきこもり・ニート」や「がん・難病患者」 など単語のみとなっているものがある。「への推進」などの記 載にすべきではないか。 項目名で「自殺」とするのは「自殺をした者」へ支援をするか のように見える。	④	ここでは、「制度の狭間」に陥るおそれのある個々の状況を掲げてあり、 広く対象と捉えるために、単語のみとしました。
28	第4章 推進項目2 4.生きづらさを抱 える者への支援	生きづらさを抱える者への支援において、<施策の方向性> に「自殺」に関する記載がないが、それでよいか。	①	ご指摘のとおりであり、<施策の方向性>を記載します。
29	第4章 推進項目2 5.災害時要配慮者 への支援	本文中に「広域受援計画」の記載を加える必要はないか。	④	災害時ににおける要配慮者への支援にあたって、南海トラフ地震や大規 模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するどもに、国、他 県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につな げるため、「三重県広域受援計画」に基づく受援活動は重要と考えてい ます。 一方で、災害の規模にかかわらず地域で要配慮者への支援に取り組む ことも重要であることから、広域受援計画だけにどられない形としてい ます。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
30	第4章 推進項目2 「災害時要配慮者 への支援 <主な取組>」	「県社会福祉協議会による…助言・指導等の…」の記載は、 「助言・支援等の…」とすべき。	①	ご指摘のとおり修正します。
31	第4章 推進項目2 6. 生活基盤の充実 (就労機会の充実)	三重県は就労機会の充実を行わない。県内大学や県外の協定締結大学のアピールが最優先で、三重県民力ビジョンの目標数値も、高等教育コンソーシアム三重の利益だけ最優先されている。そんな三重県には、就労機会の充実などない。大学生についてのおまけの附録として、生活困窮者「もし」ついでに相談にのるというのが現在の三重県のスタンスである。そんな三重県ごとに就労機会の充実などあるものか。	②	地域住民の誰もが、住み慣れた地域の中で、その人らしく、いつまでも自律的な生活を送り続けられるためには、暮らしや仕事など、生活上の課題の全般に着目した支援ができるよう取り組んでいくことが重要です。そのため、就労機会を充実を図ることは必要であり、就労支援や雇用の確保、多様な働き方の推進の取組を進めています。
32	第4章 推進項目2 8. 多様な生活課題 への対応	第3章の施策体系での記載項目と内容の整合性がどれいい ないのでないか。 記載内容について、再度検討すべきではないか。	④	第3章の施策体系では、多様な生活課題の例示として記載し、第4章の施策展開では、こうした課題に対する対応方策としてまとめたものです。
33	第4章 推進項目2 8. 多様な生活課題 への対応	CSWは推進項目1のほうが適切ではないか。	①	CSW(コミュニティーソーシャルワーカー)は、地域における支え合い体制づくりにおいても、重要な役割を担っているところであり、推進項目1における取組項目の中でも展開していきます。
34	第4章 推進項目3 1. 福祉人材の確保 (福祉人材の確保)	施策の方向性への1項目の4行目は、「県が」主語となつて いるが、委託予定となつている場合、記載は適切か。	①	ご指摘をふまえ、修正します。
35	第4章 推進項目3 1. 福祉人材の確保 (福祉教育の推進)	「福祉人材の確保」に福祉教育が含まれているが、福祉教育の範囲を換く捉えているようにみえる。 福祉に対する理解を深めることは、地域福祉推進全般に影響する重要な内容である。	①	ご指摘のとおり、福祉に対する理解を深めることは、地域福祉推進全般に影響する重要な内容であり、福祉教育を見童・生徒を対象としたものだけではなく、全世代を対象として考へるべきであることから、推進項目1において、福祉教育の推進を取組項目に位置付けます。

番号	該当箇所	御意見	対応区分	御意見に対する考え方
36	第4章 推進項目3 1.福祉人材の確保 (福祉教育の推進)	三重県が、社会科学や総合的な学習の時間等における学習事例等に情報共有を行うことで、学習の充実をはかることはない。		(調整中)
37	第4章 推進項目3 2.福祉サービスの質の向上 (第三者評価の受審促進)	第三者評価等に関する記載について、事業所、施設および法人が混在している。	①	ご指摘のとおり、修正します。
38	第5章-1 地域福祉推進会議の設置	地域福祉推進会議では、制度の狭間が最重要であり、それをふまえた構成とすべき。	③	ご指摘いただいたどおり、「制度の狭間」の問題は地域福祉推進において取り組むべき重要な課題であり、関係機関等とも連携しながら個々の問題を解決していくよう努めています。
39	第6章 進捗管理	不本意非正規の正規化率を目標値にすべき。	③	御意見いただいたた数値の把握に努め、施策の推進に生かしていきます。



# 三重県再犯防止推進計画

～ 犯罪や非行をした者を孤立させない ～

(○) 【最終案】(案)

令和2年2月



# 三重県再犯防止推進計画

～ 犯罪や非行をした者を孤立させない ～

## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の重点課題と特徴	
(1) 計画の重点課題	2
(2) 計画の特徴	3
5 計画の期間	3
6 推進体制	4
● 刑事司法手続等の流れ【略図】	5
●更生保護関係団体・ボランティア	6

### 第2章 今後取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保等のための取組	
(1) 就労の確保等	9
◆三重刑務所における就労支援への取組	10
◆N P O 法人三重県就労支援事業者機構及び協力雇用主会の取組	11
◆保護観察対象者に対する地方公共団体による就労支援への取組	13
① 就職に向けた相談・支援等の充実	14
② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	15
③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用	15
④ 関係機関・団体との連携強化	15
(2) 住居の確保等	16
◆更生保護法人三重県保護会の取組	17
◆津保護観察所における住居の確保及び満期釈放者等対策への取組	18
① 公営住宅への優先入居による支援	19
② 住宅セーフティネット制度の活用促進	19
③ 更生保護施設に対する援助・協力	19
④ その他の取組	19
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
(1) 高齢者又は障がい者等への支援等	20
◆三重県地域生活定着支援センターの取組	21
◆津地方検察庁における起訴猶予者等に対する入口支援への取組	23
① 保健医療・福祉サービスの提供	24
② 関係機関・団体との連携の強化	24
③ 地域福祉支援計画等の策定への対応	24

(2) 薬物依存を有する者への支援等	25
◆津保護観察所における薬物依存対象者の引受人会に係る取組	26
◆三重県こころの健康センター及びN P O 法人三重ダルクの取組	27
① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組	29
② 関係機関との連携	29
③ 薬物事犯者の家族に対する支援	29
④ 民間団体への支援	29
⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発	30
 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	31
① 児童生徒の非行の未然防止等	32
② 学校等と連携した立ち直り支援	33
③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援	33
 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組	34
◆三重刑務所における性犯罪者の指導に係る取組	36
◆宮川医療少年院の取組	37
◆津少年鑑別所における法務少年支援センターの取組	38
◆津保護観察所における加害者に犯罪被害者等の心情の理解を促す ための取組	39
◆県の犯罪被害者等支援のための取組	41
① 少年・若年者に対する支援等	42
② 女性の抱える問題に応じた支援等	42
③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等	42
④ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等	42
⑤ 暴力団関係者等に対する指導等	43
⑥ 外国人に対する支援等	43
⑦ 犯罪をした者等の家族等に対する支援等	44
⑧ 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組	46
 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	
(1) 民間協力者の活動の促進等	47
◆三重県における更生保護女性会の取組	48
◆保護司及び保護司会とその任務～犯罪予防活動を中心に～	49
◆津保護観察所における保護司の安定的確保に向けた取組 ～近年の保護司及び保護司活動に関して～	51
① 民間ボランティアの確保	53
② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実	53
③ 更生保護施設等による再犯防止活動の促進等	53
(2) 広報・啓発活動の推進等	54
① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	55
② 民間協力者に対する表彰	55
 【資料】	
●用語集	56
●国の再犯防止推進法／再犯防止推進計画 概要版	65

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、平成28年には、約半数の48.7%を占めるに至る中、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が、平成28年12月に施行されました。

また、再犯防止推進法では、政府に対して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「国の再犯防止推進計画」という。）を定める義務が課せられており、法施行から1年後の平成29年12月には、国の再犯防止推進計画が策定されました。

本県においても、全国と同様に、刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にありますが、再犯者率は上昇傾向にあり、約半数を占めるに至っています。

再犯防止推進法では、地方公共団体に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」を定めるよう、努力義務が課せられており、本県の地方再犯防止推進計画として、本計画を策定し、国の再犯防止推進計画で整理された重点課題をもとに、県の状況に応じた施策を講ずるものとします。

〔平成26年～30年の三重県と全国における検挙人数・再犯者数・再犯率〕

単位：人、%

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
検挙人数	三重県	2,447	2,278	2,159	2,193	2,210
	全国	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094
再犯者数	三重県	1,121	1,049	1,063	1,061	1,010
	全国	118,381	114,944	110,306	104,844	100,601
検挙人数に対する 再犯率	三重県	45.8%	46.0%	49.2%	48.4%	45.7%
	全国	47.1%	48.0%	48.7%	48.8%	48.8%

【出典】令和元年版犯罪白書(法務省)／平成30年犯罪統計書(三重県警察本部)

## 2 計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する「息の長い」社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していきます。

〔参考指標〕 平成30年の県内における検挙者中の再犯者数 1,010人<sup>(※1)</sup>

〔目標値〕 令和6年の県内における検挙者中の再犯者数  
→ 平成30年比で20%減とする。

(※1) 【出典】平成30年犯罪統計書（三重県警察本部）

対象とする犯罪は、刑法犯（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）

とし、全体の検挙人員（2,210人（うち少年240人））中、45.7%の1,010人が再犯者です。

### 3 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画です。

対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等とし、刑務所等の矯正施設出所者のほか、微罪処分者、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、執行猶予者、非行少年又は非行少年であった者等を含むものとします。

なお、刑事司法手続等の流れについては、p5の図2をご参照ください。

### 4 計画の重点課題と特徴

#### （1）計画の重点課題

本計画では、国の再犯防止推進計画を勘案し、次の5つを重点課題に位置付けるものとします。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- ⑤ 協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

「第2章 今後取り組んでいく施策」では、各々の重点課題について、現状や県内の関係機関等で既に行われている取組と考えられる課題を整理のうえで、県としての具体的な施策と取組を示していきます。

また、県内の国の関係機関をはじめとする各機関や団体において、再犯の防止等の観点で從来から行われている特徴的な取組等については、第2章で「トピックス」として取りあげ、具体的な成果と課題を整理していきます。

一方、犯罪や非行をした者が、再び罪を犯す背景には、様々な要因が複雑に絡み合っており、特定の要因と結びつけることは困難ですが、再犯者が出所後に「仕事」や「住居」がなく、経済的に困窮したり、社会的に孤立したりすることから、再び及んでしまうという悪循環に陥っていることが考えられます。

本計画では、すべての施策や取組を「犯罪や非行をした者を孤立させない」という基本理念から捉えていくものとします。

## (2) 計画の特徴

### ① 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

本計画の重点課題においては、県独自に「犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」を加えています。

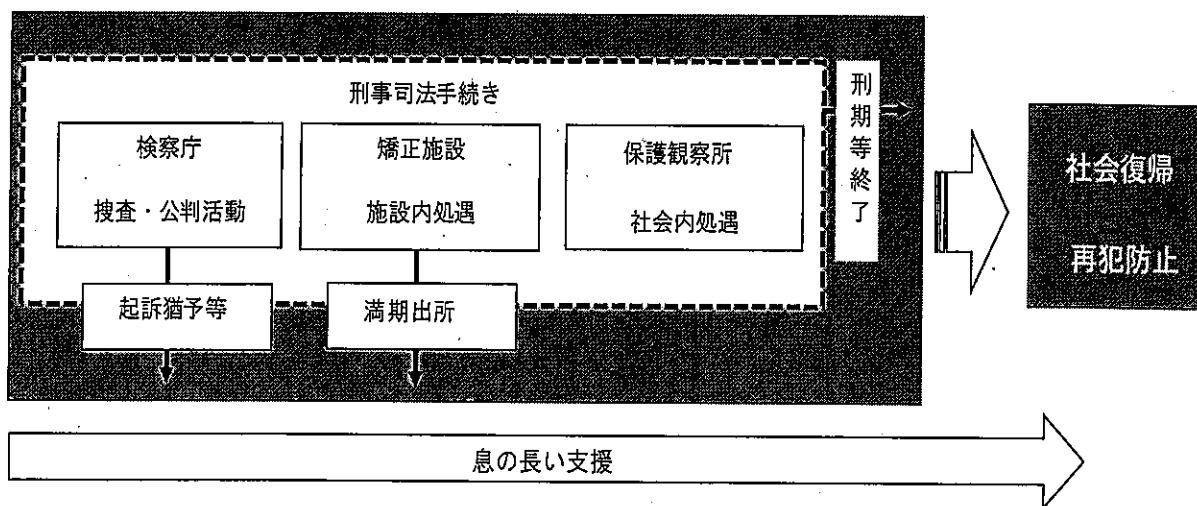
犯罪や非行をした者が、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等を理解し、その責任等を自覚することが、再び罪を犯さないために重要であることは当然であり、このことは、再犯防止推進法の基本理念及び国の再犯防止推進計画の基本方針にも明記されています。

三重県犯罪被害者等支援条例（平成31年4月施行）及び三重県犯罪被害者等支援推進計画（令和元年12月策定）に基づき、犯罪被害者等支援に取り組む県関係部局及び関係機関・団体等と連携し、犯罪や非行をした者が、犯罪被害者等の心情等を理解するための効果的な取組等を進めていきます。

### ② 刑事司法手続き終了した者に対する支援

これまでの再犯防止対策の取組では行き届いていない「満期出所者」「起訴猶予者（犯罪事実を行ったが、公訴を提起しない処分となった者）」「刑の執行猶予者（刑の執行猶予の言い渡しを受け、保護観察に付されなかった者）」等の刑事司法手続きを終了した者に対しても、地域社会において「息の長い」支援を行っていくことにより、再犯の防止につなげていきます。

〔刑事司法手続き終了後の社会復帰・再犯防止と「息の長い支援」のイメージ図〕



## 5 計画の期間

令和2年度から令和6年度の5年間とします。

ただし、再犯防止推進法の改正や国の再犯防止推進計画の改定、各施策・取組の進捗状況やその他社会情勢の変化等から、計画の期間中であっても、必要に応じた見直しを行うものとします。

## 6 推進体制

刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、犯罪・非行の防止や更生保護に取り組む関係団体、市町や市町社会福祉協議会等との連携を図るとともに、県の関係部局間の連携体制を整えていきます。

また、施策を効果的に推進し、連携を深めていくため、推進会議を開催し、取組の進捗管理を行うとともに、成果や課題についての具体的な情報共有や意見交換を行いながら、必要に応じて取組の内容を見直すなど、計画に柔軟性を持たせていきます。

### 〔国の関係機関〕

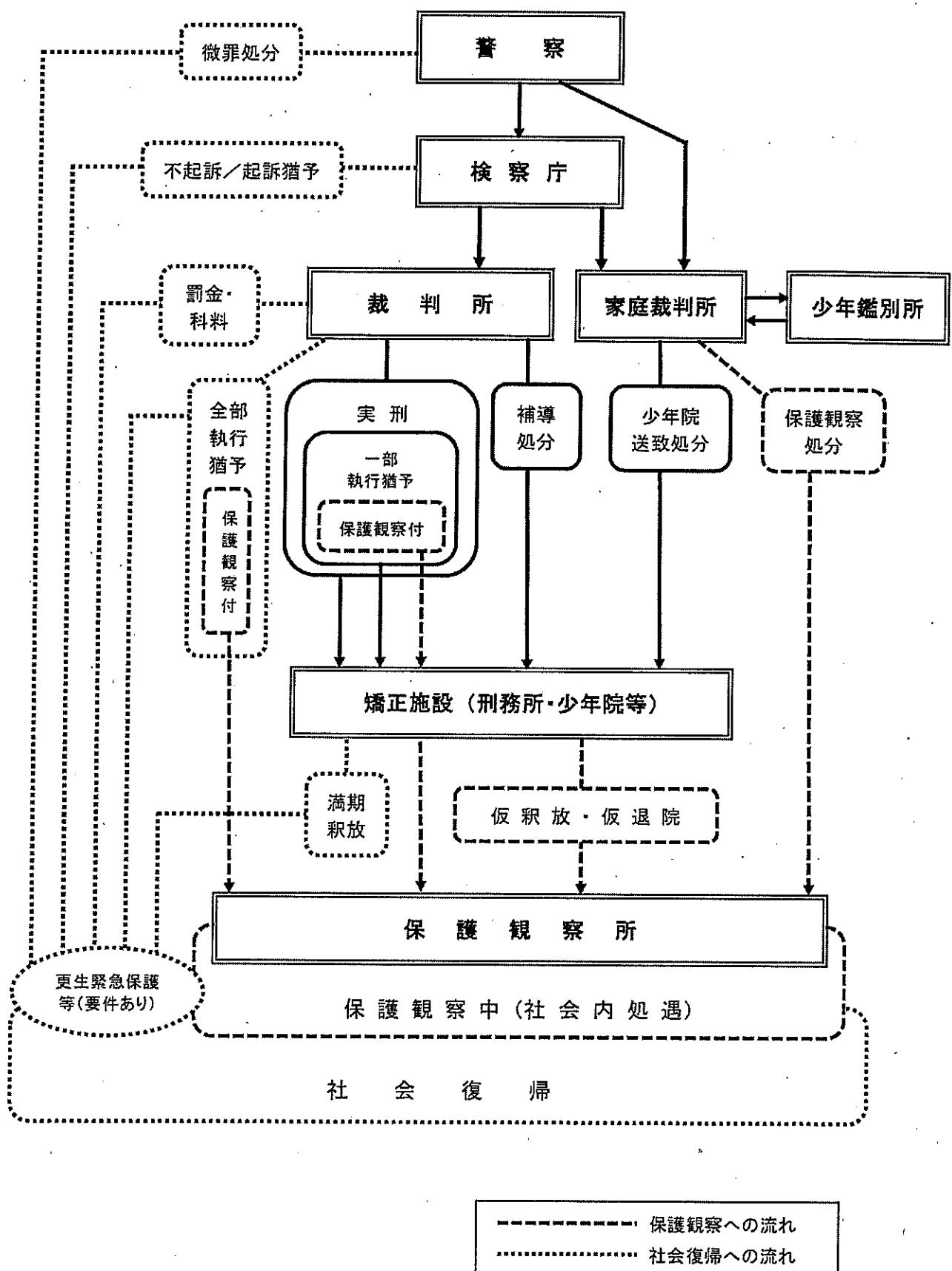
- ・ 津地方検察庁
- ・ 三重刑務所
- ・ 宮川医療少年院
- ・ 津少年鑑別所
- ・ 津保護観察所

### 〔関係団体等〕

- ・ 更生保護法人三重県更生保護事業協会
- ・ 更生保護法人三重県保護会
- ・ 三重県保護司会連合会（及び 16 保護司会）
- ・ 三重県更生保護女性連盟（及び 14 地区会）
- ・ 三重県BBS連盟（及び 6 地区会）
- ・ NPO法人三重県就労支援事業者機構（及び 16 協力雇用主会）
- ・ NPO法人三重ダルク
- ・ 一般社団法人三重県社会福祉士会（三重県地域生活定着支援センター）
- ・ 三重弁護士会

一方、三重県地域福祉支援計画においても、地域での暮らしに生きづらさを抱える者として、犯罪をした者等に対する再犯防止の取組の推進について取りあげ、一人では解決できない課題について、地域で支え合い、支援することの重要性を明記しており、両計画を連動した推進体制の充実を図っていきます。

〔刑事司法手続等の流れ（少年保護手続等を含む）【略図】〕



## 【更生保護関係団体・ボランティア】

### ●保護司／保護司組織（保護司会・保護司会連合会）●

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

また保護司は、各々に配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

全国組織としては、全国保護司連盟があり、各地方更生保護委員会及び保護観察所単位で、地方保護司連盟及び保護司会連合会があります。

【法務省ホームページより】

- ・地方更生保護委員会は、各高等裁判所に対応して置かれ、三重県は中部地方更生保護委員会の所管となります。  
(所管地域：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県)
- ・保護観察所は、各地方裁判所の所在地に置かれ、三重県には、津市に津保護観察所本庁、四日市市に四日市駐在官事務所が所在しています。
- ・県内には、三重県保護司会連合会のほか、次の16保護区（県内全保護区）に保護司会があります。  
(桑名、員弁、四日市、三重、鈴鹿、亀山、津、松阪、多気、伊勢、度会、伊賀、名張、鳥羽志摩、尾鷲、熊野)

### ●更生保護女性会●

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

保護司組織と概ね同様に、全国組織としては、日本更生保護女性連盟があり、各地方更生保護委員会及び都道府県単位で、更生保護女性連盟があるとともに、各都道府県内には、地区更生保護女性会があります。

【法務省／更生保護ネットワークホームページより】

- ・県内には、三重県更生保護女性連盟のほか、次の14地区会があります。  
(員弁地区、四日市、三重郡、鈴鹿市、亀山、津市、松阪、多気町、明和町、伊勢市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲紀北)

## ●BBS会●

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

保護司組織や更生保護女性会と概ね同様に、全国組織としては、日本BBS連盟があり、各地方更生保護委員会及び各都道府県単位で、BBS連盟があるとともに、各都道府県内には、地区BBS会があります。

【法務省／更生保護ネットワークホームページより】

- ・県内には、三重県BBS連盟のほか、次の6地区会があります。  
(四日市、鈴鹿市、津、松阪市、伊賀市、名張市)

## ●更生保護施設等（更生保護施設／自立準備ホーム）●

更生保護施設や自立準備ホームは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間、生活指導、職業補導などを行い、自立を援助することで、その再犯、再非行の防止に貢献しています。

更生保護施設は、全て民間の非営利団体（大多数が法務大臣の認可を受けた更生保護法人）によって運営されています。施設では、その実情等に応じて、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」、飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行い、処遇の充実に取り組んでおり、また地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢・障害等により、特に自立が困難な者を受け入れ、円滑な福祉支援等につなげる取組や、規制薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。

自立準備ホームでは、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等が、それぞれの特長を生かして自立を促しています。施設の形態は様々で、集団生活をするところもあれば、一般的のアパートを利用する場合もありますが、いずれの場合も自立準備ホームの職員が、毎日生活指導等を行っています。

【法務省ホームページより】

- ・県内には、更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設が1施設あります。  
他に自立準備ホームが7事業所あり、事業所が所有等する部屋に空室があれば、宿泊場所の提供を行っています。

## ●協力雇用主／就労支援事業者機構●

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

協力雇用主になるためには、保護観察所への登録が必要となります。

【法務省ホームページより】

また、経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考え方から、経済諸団体や大手企業関係者等により、認定NPO法人全国就労支援事業者機構が設立されるとともに、都道府県単位のNPO法人就労支援事業者機構が設立されています。

都道府県の就労支援事業者機構では、協力雇用主に対する助成及び顕彰、犯罪者等に対する協力雇用主情報の提供、犯罪者等の雇用における円滑な受入れ・定着のための支援事業、協力雇用主の増加を図る取組、犯罪予防を図るために啓発・広報等が行われています。

【法務省／三重県更生保護事業協会ホームページより】

- ・県内には、NPO法人三重県就労支援事業者機構のほか、全16保護区及び更生保護法人三重県保護会に、協力雇用主会が設置されています。

## ●更生保護事業協会●

更生保護事業協会は更生保護法人として、保護司や更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、協力雇用主が行う更生保護活動に対して、物心両面にわたる協力・助成を行っており、保護司が処遇技法を習得するための研修や犯罪・非行の予防のための啓発活動に対する助成も行っています。

また、更生保護施設で更生緊急保護等を受けている方に対する食事や医療費等の援助も行っています。

【三重県更生保護事業協会ホームページ「三重の更生保護」より】

- ・県内には、更生保護法人三重県更生保護事業協会があります。

## ●更生保護サポートセンター●

更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。

その多くは、保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

また、保護司を中心とする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。

【法務省ホームページより】

- ・県内では、全16保護区に更生保護サポートセンターが設置されています。

## 第2章 今後取り組んでいく施策

本章では、県の関係部局が平素から行っている事業等において、本計画の重点課題に資すると考えられる取組を記載しています。

なお、計画の推進体制において、必要に応じた取組内容の見直し等を行っていくものとします。

### 1 就労・住居の確保等のための取組

#### (1) 就労の確保等

全国の状況として、平成29年において、刑務所に再び入所した者のうち72.4%が、再犯時に無職であり<sup>(※1)</sup>、また、平成26~30年の保護観察対象者の累計において、無職者の中の再犯率は24.6%と、有職者の7.7%に比べて約3倍にのぼっています。<sup>(※2)</sup>

また、平成30年に津保護観察所で保護観察を終了した者（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）のうち33.1%は、終了時に無職となっているのが現状です。<sup>(※2)</sup>

三重刑務所では、法務省が全国に2か所（東京矯正管区（さいたま市）と大阪矯正管区（大阪市））に設置する矯正就労支援情報センター室（コレワーク）<sup>(注1)</sup>も活用し、保護観察所やハローワークと連携して求人・求職のマッチングを図るとともに、ハローワーク職員とキャリアカウンセラーが駐在し、就労の支援を行っています。特にハローワーク職員の駐在は、三重刑務所の特徴でもあります。

（注1）令和2年度から、全国8か所ある矯正管区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）のすべてに矯正就労支援情報センター室（コレワーク）が設置されます。

宮川医療少年院においても、保護観察所やハローワークと連携して、知的障害や発達障害のある少年という特性に配慮しながら、求人・求職のマッチングを図っています。

また、津保護観察所に登録されている協力雇用主は、令和元年12月1日時点で374事業所があります。<sup>(※3)</sup> NPO法人三重県就労支援事業者機構からの働きかけもあり、県内全ての16保護区（保護司会）に協力雇用主会が設置され、刑務所出所者等の雇用に取り組んでいます。

しかしながら、刑務所出所者等には、前科・前歴に加えて、就労に必要な知識や資格等を有していないなどにより、求職活動が円滑に進まない、社会人として必要な対人関係の形成や維持に必要な能力を身につけていない、職場での人間関係を充分に構築できない等により、適切な職業選択ができない者や、一旦就職しても離職してしまう者も多く、求職活動に対する支援に加えて、職場への定着を支援していくことも課題となっています。

なお、県内の協力雇用主においても、上述の374事業所中、現在（令和元年12月1日時点）雇用しているのは20事業所（被雇用者は33人）に止まり、過去に雇用の実績がある事業所を加えても30事業所と<sup>(※3)</sup>、実際の雇用に結び付いていない現状があります。

また、犯罪をした障がい者の就労においては、障がいが軽度で福祉的支援は受けられないが、一般就労も難しいという者が、少なからず存在するなどの課題もあります。

【出典】 (※1) 平成30年版犯罪白書（法務省） (※2) 法務省より (※3) 津保護観察所より

## ◆三重刑務所における就労支援への取組◆

### 1 就労支援体制

三重刑務所では、平成18年度からキャリアコンサルティング等の専門性を有する就労支援スタッフ（非常勤職員）を配置し、受刑者等の就労意欲や職業適性等を把握するための個別面接等を行って、キャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整等に当たっています。

さらに、令和元年度から新たに就労支援専門官（常勤職員）を配置し、体制を強化して就労支援を推進しています。

### 2 刑務作業（職業訓練）

刑法に定める懲役刑の内容として、刑務作業があります。刑務作業は、受刑者の矯正及び社会復帰を図るための重要な方策の一つであるとともに、出所後の就労に資する勤労意欲の養成や職業的知識・技能の習得にもつながるものです。

令和元年度は、職業訓練として溶接科、ビル設備管理科、ビルバウスクリーニング科、建設機械科及びビジネススキル科を開設し、受刑者に危険物取扱者免状（乙種4類）等を習得させ、併せて職業に必要な知識や技能を習得させています。

### 3 改善指導（特別改善指導・一般改善指導）

受刑者に対する特別改善指導として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導をしています。

指導は、刑事施設の職員に加えて民間協力者（SST<sup>(※1)</sup>指導者）が担当し、SST、講義及び視聴覚教材等による指導を行っています。

また、一般改善指導として職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的とした企業担当者講話（民間企業の人事担当者による講話）及び職業紹介講話（専門家による職業への理解を深めさせるための講話）を実施しています。

（※1）SST：ソーシャルスキルズトレーニングの略称

精神病患者に対する対人的な対処技能の向上を主眼に創始されたもので、学校教育や矯正分野に適用範囲が広がっています。

### 4 就労支援強化矯正施設

平成27年度から全国に先駆けて、就労支援強化矯正施設の指定を受け、施設の中にハローワーク職員が相談員として駐在しています。ハローワーク駐在職員は、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から支援を行っています。

また、平成28年度からハローワークと連携して、刑務所出所者の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングに努めています。このような取組を行うことで、平成30年度は、約40件の採用内定を得ています。

## ◆NPO法人三重県就労支援事業者機構及び協力雇用主会の取組◆

### 1 NPO法人三重県就労支援事業者機構の取組

特定非営利活動（NPO）法人として、平成21年10月21日に三重県知事の認証を受け、NPO法人三重県就労支援事業者機構としての事業を開始し、10年が経過したところです。

平成18年に法務省と厚生労働省との連携による「刑務所出所者等総合支援対策」が実施されたことに伴い、平成21年3月末に101事業所であった協力雇用主について、津保護観察所と連携のうえで三重県保護司会連合会に協力を依頼し、三重県内16保護区保護司会に就労支援委員として数名を指名依頼し、継続して協力雇用主として登録意思を確認しました。

そのうえで協力雇用主の新規開拓を依頼した結果、平成22年8月末までに三重県内16保護区全地区及び三重県保護会に更生保護協力雇用主会が発足し、令和元年12月1日現在で374事業所が、協力雇用主として登録するに至りました。

一方、当機構の役員となっている経済団体等の方々にも更生保護事業に対する認識を深めていただくとともに、津保護観察所、三重県内各ハローワーク及び三重刑務所との連携により、協力雇用主の雇用実績の向上に努めた結果、令和元年12月1日現在で20事業所が、刑務所出所者等の雇用に至っています。

また、平成27年7月から全国就労支援事業者機構の助成を受け、津保護観察所に常駐する就労支援スタッフを配置し、協力雇用主とともに被雇用者に対するアフターケアの強化を図っており、平成28年4月からは、三重刑務所を中心とした矯正施設やハローワークから、満期出所者の中で就労支援を希望する対象者の情報を得て、協力雇用主のもとでの就労に繋げています。

さらに、令和元年度には、全国就労支援事業者機構の助成を受け、津保護観察所、三重労働局、津公共職業安定所及び三重刑務所と連携し、協力雇用主の皆さんに対する研修も実施しています。

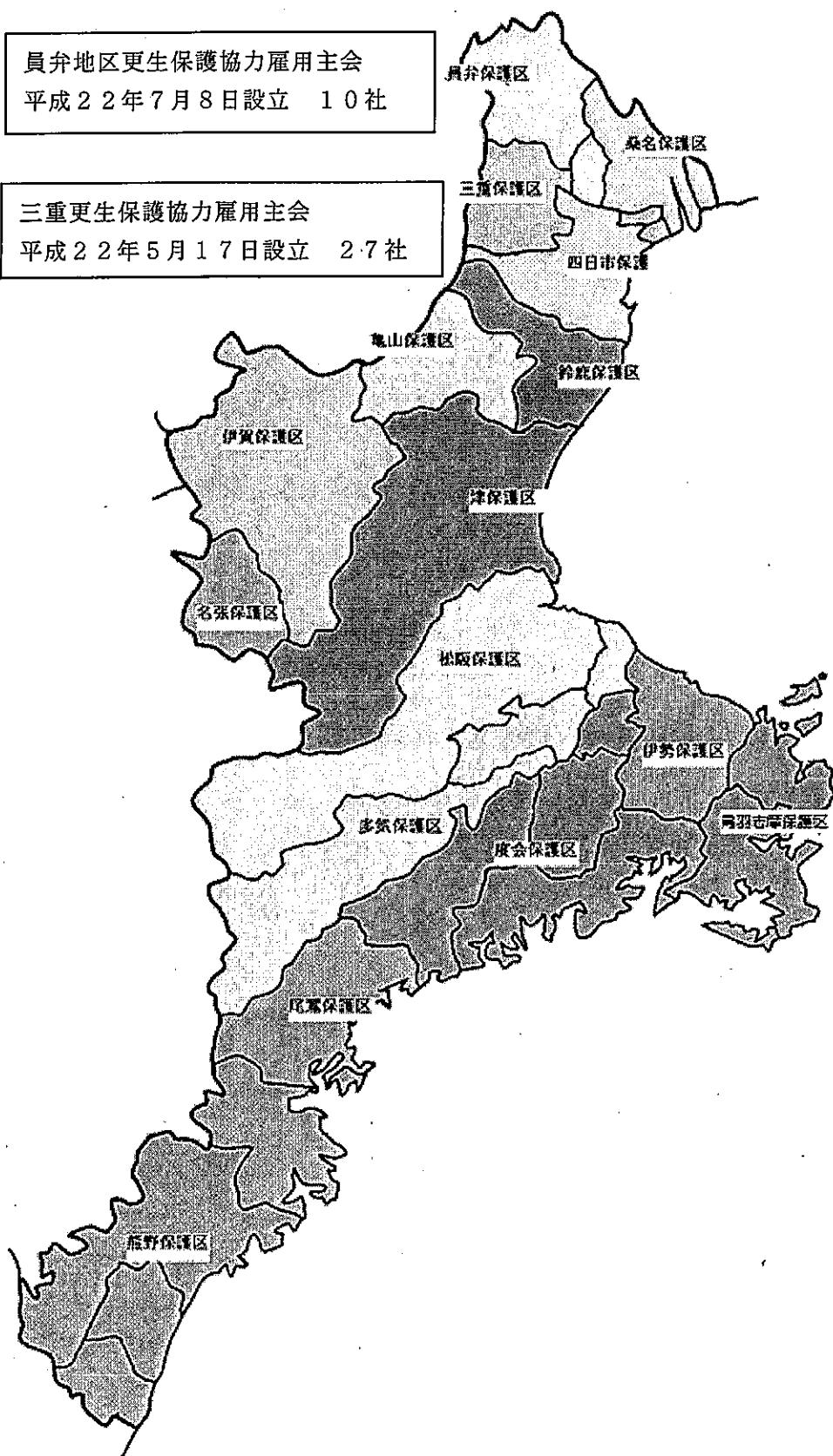
### 2 協力雇用主会の取組

三重県内各保護区保護司会の協力を得て、平成22年8月末までに三重県内全16保護区において、更生保護協力雇用主会の発足に至りました。

各保護区保護司会と連携して総会や研修等を実施するとともに、協力雇用主の多業種にわたる新規開拓や雇用実績の向上を図っています。

員弁地区更生保護協力雇用主会  
平成22年7月8日設立 10社

三重更生保護協力雇用主会  
平成22年5月17日設立 27社



## ◆保護観察対象者に対する地方公共団体による就労支援への取組◆

### 1 地方公共団体が保護観察対象者を雇用する制度導入への取組

平成25年10月に名張保護司会及び津保護観察所の働き掛けにより、名張保護司会が推薦する保護観察対象者を1名、最長1年間、名張市に臨時の任用職員として雇用していただける制度が整いました。

平成26年7月には松阪保護司会及び津保護観察所の働き掛けにより、保護観察処分少年や少年院仮退院者を1名、最長1年間、松阪市に臨時の任用職員として雇用していただける制度が整いました。

### 2 公共工事等の競争入札参加資格審査における優遇措置への取組

平成26年6月に名張保護司会及び津保護観察所の働き掛けにより、名張市が実施する公共工事等の条件付き一般競争入札の格付けについて、建設業を営む事業主が保護観察対象者を3か月以上雇用した場合、地域・社会貢献項目として総合点に3点加点する優遇措置を図っていただけました。

また、同年7月には、松阪保護司会及び津保護観察所の働き掛けにより、松阪市が実施する公共工事等の競争入札参加資格審査において、協力雇用主に登録している場合は2点、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を通算3か月又は90日以上雇用している場合はさらに3点、上限5点を加点する優遇措置を図っていただけました。

なお、他にも県内の地方公共団体に対して、刑務所出所者等への就労支援の重要性について認識していただくべく働きかけているところです。

## ① 就職に向けた相談・支援等の充実

○自立相談支援機関において、生活上の困りごとや不安を抱えている方について、相談支援を行っていきます。

個々の状況に応じて、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行います。早期に就労が見込める方については、ハローワーク等と連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、チームにより就労支援に取り組んでいきます。

また、直ちに就労することが困難な方に対しては、就労準備支援事業により、就労に向けた生活習慣の形成や就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援していきます。

なお、被保護者の場合は、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員が同様の支援を行っていきます。

【子ども・福祉部】

○身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、県と国（三重労働局）の委託により設置する県内8か所の「障害者就業・生活支援センター」において、相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○農福連携の取組において、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象に、地域若者サポートステーション等と連携しながら、農業就業に向けたプログラムの作成、受け入れ農家における就業体験などに取り組んでいきます。

【農林水産部】

○少年院や保護観察所等のほか、ハローワークや地域若者サポートステーション等と連携し、非行少年等の就労支援に取り組んでいきます。

【教育委員会】

○少年サポートセンターを中心に、非行少年を生まない社会づくりの一環として、就職・就労を希望する非行少年等の支援に取り組んでいきます。

【警察本部】

○若者を対象に、相談から就職までの一貫した支援を行う「おしごと広場みえ」や、多様な職業訓練を行う県立津高等技術学校においても、要支援者の就職に向けた支援に取り組んでいきます。

【雇用経済部】

## ② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

○生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく就労支援において、支援対象者の希望や特性に合った、個別の求人開拓に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○協力雇用主に登録された事業者のうち、実際に犯罪をした者等を雇用する事業者が少ないことについて、津保護観察所等とも連携し、協力雇用主の意識の醸成を図っていきます。

【子ども・福祉部】

○企業等に対して、犯罪をした者等の雇用についての意識を醸成するため、研修会等で働き掛けを行い、津保護観察所等とも連携し、協力雇用主への登録を促していきます。

【子ども・福祉部】

○元警察職員を社会復帰アドバイザーとして配置し、暴力団離脱者の受入賛同企業の募集と就労支援に取り組んでいきます。

【警察本部】

## ③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用

○保護観察対象者等の就労支援のため、県の会計年度任用職員等としての雇用への取組について、津保護観察所等とも連携しながら、効果的な方策を検討していきます。

【子ども・福祉部】

## ④ 関係機関・団体との連携強化

○津保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」及び「刑務所出所者等就労支援事業協議会」に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】【雇用経済部】

## (2) 住居の確保等

全国の状況として、平成 30 年の刑務所出所者全体のうち 17.2%が、出所時に帰住先がない者<sup>(注2)</sup>であり<sup>(※4)</sup>、また満期出所者のうち約4割が、適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しています。<sup>(※5)</sup>

出所後に、地域社会で安定した生活を送るため、適当な住居を確保することは、就労と並んで最も重要なところであり、適当な住居が確保されないまま出所した者が再犯に至るまでの期間は、確保されている者に比べて短いことも明らかになっています。<sup>(※5)</sup>

(注2) 出所時に帰住先がない者とは、健全な社会生活を営むうえで、適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含みます。

ただし、更生保護施設又は自立準備ホームで一時的に居場所を確保した者は含みません。

三重刑務所においては、平成 30 年の出所者全体（249 人）のうち、仮釈放者が 172 人（69%）、満期釈放者が 77 人（31%）であるところ<sup>(※6)</sup>、満期釈放者についても、釈放前に帰住先を確認するなどして、適当な住居の確保に努めています。

また、津保護観察所において、平成 30 年度に新規受理した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者 521 人のうち、更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）で一時的に居場所を確保した者が 84 人（更生保護施設：1 施設 61 人／自立準備ホーム：3 事業所 23 人）にのぼっています。<sup>(※7)</sup>

刑務所等の出所後に、親族等のもとへ帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設等の確保も重要な課題ですが、更生保護施設等はあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。

また、犯罪をした者等の中には、保証人を得ることが困難であったり、民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

高齢や障がいのある者のうち、刑務所や少年院への入所・入院中に特別調整の対象となった者については、地域生活定着支援センターが関わり、受入先となる福祉施設等の調整も行われますが、起訴猶予者等で特別調整の対象とならない者や保護観察の対象にならない者のうち、福祉サービス等につながらない者に対する支援は、とりわけ課題となっています。

【出典】 (※4) 法務省より (※5) 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年 8 月 法務省）  
(※6) 三重刑務所より (※7) 津保護観察所より

## ◆更生保護法人三重県保護会の取組◆

### 1 更生保護施設の概要と三重県保護会の沿革

更生保護施設は、刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰る場所、住む場所がない者に一時的な宿泊場所や食事の提供を行う施設です。その間、就職指導や社会適応のための必要な生活指導を行い、被保護者の円滑な社会復帰を支援しています。

三重県保護会は、明治27年5月三重県監獄署の主唱により三重県免囚保護会として創立されました。その後、大正2年に三重県保護会に改称され、昭和25年に更生緊急保護法の施行に伴い、財団法人としての認可を受けるに至りました。さらに、平成8年には更生保護事業法の施行に伴い、更生保護法人として組織変更し、現在に至っています。

また、施設の老朽化に伴い、平成25年3月に全面改築し、入所定員は男性20名（成人男子12名、少年8名）となっています。

### 2 施設における処遇活動

被保護者の日々の生活指導や就職支援はもちろんのこと、毎月1回の頻度で「依存症グループミーティング」や「SST（社会生活技能訓練）」などの種々の処遇が行われています。さらに、近年、高齢・障害等により自立が困難な者の受け入れを積極化し、福祉サービスを円滑に利用できるよう支援し、地域への定着支援を行っています。

### 3 地域社会との交流

被保護者を健全に社会復帰させるには、地域社会の理解と協力が不可欠であり、保護司会や更生保護女性会・協力雇用主の方々の協力のもと、「たなばた夕食会」、「お月見会」、「クリスマス会」、「もちつき」などの行事は、地域住民の皆様との貴重な交流の場となっています。これらはもちろん被保護者の円滑な社会復帰の一助となっていることは言うまでもありません。

### 4 昨年度の実績

平成30年度は、実人員81名（うち80名は保護観察所からの委託、残り1名は家庭裁判所からの委託。延べ人員は6,116名、収容率にして83.8%）を受け入れ、帰る場所や住む場所のない刑務所出所者等の保護を行いました。

昨今、一般刑法犯の検挙数が減少する中、薬物依存を抱える者や高齢受刑者で再犯を繰り返す者など処遇が困難である者が社会から取り残されつつあるところ、こうした者を積極的に保護できる処遇体制づくりが喫緊の課題となっています。

## ◆津保護観察所における住居の確保及び満期釈放者等対策への取組◆

### 1 更生保護施設及び自立準備ホームにおける実施の体制

津保護観察所管内には、更生保護施設が1施設（三重県保護会：定員男性20名（成人男子12名、少年8名）、自立準備ホームが7事業者（受入定員計59名）あり、適当な住居のない刑務所からの満期釈放者などを積極的に受け入れています。

### 2 保護観察対象者への支援

保護観察対象者は、主として処遇施設としての機能を持つ更生保護施設に受け入れていますが、対象者の性別や個性その他の特性などを考慮して、自立準備ホームでの受け入れを調整するなど柔軟かつ積極的に取り組んでいます。

### 3 刑務所満期釈放者等への支援

刑務所を刑期満了により釈放された者などは保護観察に付されないため、指導監督を行うことはできませんが、更生緊急保護対象者として、特に三重刑務所などを満期釈放となった者について、本人の申出のもと、住居の確保や就労支援など可能な限りの支援を行っています。また、これ以外に検察官によって起訴猶予処分となった者などが更生緊急保護の対象に挙げられますが、津保護観察所としては、津地方検察庁と緊密な連携体制を構築し、万全な体制で入口支援に当たっています。

### 4 「明るい三重県」を守り続けるために

その他、矯正施設在所中に帰住予定地を三重県内各市町の特定の場所に希望したものの、生活環境調整が難航している者について、どうにか救いの手を差し伸べられないかと地方更生保護委員会及び矯正施設と連携しながら、受入体制を整えるよう調整を試みています。特に、釈放後、三重県内に帰ってくる可能性が高い者で、住居や就労が不安定な者については、それが原因で再犯に至ることがないよう、アウトリーチ的な手法をもって更生保護施設や自立準備ホームを帰住予定地とするよう働き掛けるなど支援の可能性を広げています。

津保護観察所は、これからも刑務所出所者等の住居確保の諸問題に対し、あらゆる角度から対策を講じ、体制を強化していくよう努めています。

## ① 公営住宅への優先入居による支援

○保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様、引き続き、優先入居の取組により支援していきます。

【県土整備部】

## ② 住宅セーフティネット制度の活用促進

○三重県居住支援連絡会での居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組んでいきます。

【県土整備部】

○住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するため、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含めた様々な要配慮者支援を担う主体と連携し、家主等に対する普及啓発に取り組んでいきます。

【県土整備部】

## ③ 更生保護施設に対する援助・協力

○更生保護法人三重県保護会が設置する更生保護施設（上弁財荘（津市））について、平成24年度の全面改築時には、県が施設整備費への補助を行いましたが、今後も状況に応じた援助・協力を検討していきます。

【子ども・福祉部】

## ④ その他の取組

○自立相談支援機関において、生活上の困りごとや不安を抱えている方について、相談支援を行っていきます。

○また、離職等により住居を失った方、またはそのおそれが高い生活に困窮された方については、福祉事務所が審査のうえ、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を有期で支給していきます。

○また、身体や精神に障がいがあり、経済的な問題を含め、日常生活を営むことが困難な方等は、生活保護制度を活用し、救護施設へ入所するなど、適切な住居の確保について支援していきます。

【子ども・福祉部】

○協力雇用主の中で、住み込みで働くことができる事業者の確保に向けて、津保護観察所等と連携して検討していきます。

【子ども・福祉部】

○津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により供与する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力していきます。

【子ども・福祉部】

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### (1) 高齢者又は障がい者等への支援等

全国の状況として、刑務所を出所後2年以内に再び入所した者の割合は、高齢者（65歳以上の者）が、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。（※8）また、知的障がいのある受刑者についても、再犯に至るまでの期間が短い傾向にあることが明らかとなっている（※8）ため、支援に取り組んでいく必要があります。

刑務所出所者等に対する支援（いわゆる出口支援）としては、適切な帰住先が確保されていない高齢や障がいのある者等が、出所後に必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、従来から刑務所等や保護観察所による調整に加えて、厚生労働省で平成21年度から、地域生活定着支援事業による特別調整の制度が設けられています。

地域生活定着支援事業では、各都道府県が地域生活定着支援センターを設置することとされ、県では、三重県地域生活定着支援センターが、津保護観察所や三重刑務所等と連携して、刑務所出所者等の福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、受入先施設の斡旋等を行うコーディネート業務、受入先施設等に対して必要な助言を行うフォローアップ業務及び出所者やその関係者からの相談に応じて助言等を行う相談支援業務を行っています。

また、高齢や障がいのある者等の再犯防止のためには、刑務所等からの出所後の、いわゆる出口支援だけでなく、刑務所等に入所することのない者（起訴猶予者等）に対する、いわゆる入口支援として、必要な福祉的支援に結び付けることが適当な者に対する支援も重要です。

津地方検察庁においては、起訴猶予者、刑の執行猶予者等に対し、諸般の事情を考慮して、再犯防止措置を講じる必要があると認めた場合、更生保護法に基づく更生緊急保護など関係法律上の措置を積極的に活用するのみならず、三重県障害者相談支援センター、三重県地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、三重弁護士会等の関係組織・関係団体と連携体制を構築しながら支援に取り組んでいます。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにも関わらず、本人が入口支援や出口支援を拒否する場合も少なくなく、また、軽度な障がいのある者等で、制度の狭間にあって保健医療・福祉サービスにつながらない者の支援については、とりわけ課題となっています。

【出典】 （※8）地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月 法務省）

## ◆三重県地域生活定着支援センターの取組◆

### 1 地域生活定着支援事業と地域生活定着支援センター

厚生労働省では平成21年度から、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設入所者について、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）が開始されました。

地域生活定着支援事業では、各都道府県の「地域生活定着支援センター」において、福祉的な支援の必要な退所者が、退所後直ちに福祉サービスを受けられるよう調整業務が行われているとともに、平成23年度中には全国47都道府県にセンターの設置が完了し、全国的な広域調整も行われています。

なお、三重県地域生活定着支援センターは、平成22年4月に設置されています。

地域生活定着支援事業の検討がなされていた当時、刑務所内での高齢者の増加や障がい者の多いことが、全国的に問題となっており、その多くの方が、退所後の生活に目途が立たず、再犯に至っていたとともに、犯罪（再犯を含む）をして矯正施設に入る背景にも、高齢や障がいによる生活の困難さがあると指摘されていました。このような方々に必要な福祉サービスを提供することが、生活の破綻を防ぎ、ひいては再犯を防ぐことにもつながると考えられ、事業化されたものです。

### 2 福祉サービスにつなげる制度的・環境的側面からの困難さ

地域生活定着支援センターの業務は、矯正施設に入所する高齢や障がいのある方の退所に際して、福祉サービスにつなげることですが、そこには様々な困難がありました。矯正施設入所者には、例えば住居がない、住民票や身分を証明するものがない、身元保証人がいない、などといった事情のある方も多く、そのような方を退所後の福祉サービスに結びつけることは、手続等の制度的側面から難しく、また、矯正施設入所者という点のみをもって、環境的側面から福祉施設の利用等を断られる場合もありました。

このような現実について、現在でもすべて解消しているとは言えませんが、地域生活定着支援事業の開始から10年を経て、関係機関や関係事業者等による連携・協働と不断の努力により、徐々に改善されてきたところです。

### 3 人による人への息の長い支援の必要性

一方、制度的・環境的側面の改善のみで、矯正施設退所者の地域生活への定着が進むものではありません。このような方々の多くは、人とのつながりを失い、社会の中での居場所を見出せずにいるため、地域や施設での生活にも馴染みにくさを感じています。関係者の努力で、取り急ぎ福祉サービスにつなげ、サービスの提供を開始しても、それだけでは安定した生活につながらない場合が多く、そこには人（地域生活定着支援センターを含む関係者）による人（矯正施設出所者）への親身になった、息の長い支援が必要となります。

## 4 地域生活定着支援センターの業務内容

### (コーディネート業務)

地域生活定着支援センターでは、保護観察所から協力依頼を受けた方について、矯正施設や保護観察所と協力して、入所中から面接などを通じて理解とニーズ把握を進め、そのうえで、地域の関係機関や福祉施設との調整や手続を行いながら、退所後の住居や利用する福祉サービスを決めていきます。これがコーディネート業務です。

### (フォローアップ業務)

地域生活定着支援センターでは、矯正施設からの退所後、福祉サービスをはじめとする地域での様々な支援を利用するに際して、その支援が退所者に上手く機能し、地域や施設での生活が安定するよう支援していきます。福祉サービスを提供する事業者への助言の他、高齢や障がいのある方への訪問や通院時の同行等による直接的な支援も行っており、これがフォローアップ業務です。

また、高齢又は障がいのある矯正施設入所者で、退所後の適当な帰住予定地が確保されていない方への一連の支援を特別調整と言いますが、特別調整で帰住先（福祉施設の他、更生保護施設・自立準備ホームや病院、アパート・自宅を含む）につなげる件数は、三重県地域生活定着支援センターの関わる案件では、年間に15～20件程度です。その中には、比較的短期間で地域や施設に馴染み、安定した生活を営んでいる方もいる一方、落ち着くまで長期間を要する方も少なくなく、三重県地域生活定着支援センターでは、フォローアップについて期間（期限）を設けず、対象者個々に必要と考えられる期間の支援を行っています。

### (相談支援業務)

地域生活定着支援センターの業務は、上述のように、矯正施設入所者で、保護観察所から依頼のあった方に対する支援（コーディネート／フォローアップ業務）が基本となります。その他にも、罪を犯した高齢や障がいのある方について、幅広い相談支援を行っています。例えば、退所後の帰住予定地が確保されていることや、障がいの程度が比較的軽いことなどにより、特別調整には該当しないものの、退所にあたって不安を抱いている親族からの相談や、退所後の生活が成り立たずに困っている方に係る関係者からの相談等もあります。（特別調整に該当しない方であっても、一般調整として、保護観察所からコーディネート業務の協力依頼を受ける場合もあります。）

また、三重県地域生活定着支援センターでは、不起訴や起訴猶予、執行猶予になった方等に対する相談も受けており、関係者とも連携しながら可能な範囲で、必要な福祉サービスの提供や住居の確保、その他生活の再建に向けた支援を行っています。幅広い相談支援により、高齢や障がいが背景にあるような再犯を更に防ぐことにつながるものと考えています。

## ◆津地方検察庁における起訴猶予者等に対する入口支援への取組◆

### 1 津地方検察庁における入口支援

津地方検察庁における入口支援は、「罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する」ものとして行うものであり、「入口支援」の対象者は、主として、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者（保護観察に付されていない者）のうち、高齢、身体障害、知的障害又は精神障害などにより、福祉的支援（医療的支援を含む）が必要であって、検察が支援を行うことが適当と認められる者です。

換言すると、一般的には犯罪をしたと認められる者であって「入口支援」を実施することで再犯防止を期待できる者が対象者と考えられます。

嫌疑が十分に認められなかった者や参考人等については、「入口支援」の対象とするものではありません。

津地方検察庁においては、平成27年度から「入口支援」等を担当する統括捜査官（正式には「社会復帰支援担当統括捜査官」と言います。）が配置され、検察官による捜査の段階から津保護観察所や三重県障害者相談支援センター等の協力の下、事件終結後において、対象者が安定した生活を送るために必要な福祉サービスの受給や住居の確保等のために福祉関係機関との調整を図り、三重県弁護士会等と連携するなどして「入口支援」に取り組んでいます。

## ① 保健医療・福祉サービスの提供

○三重県地域生活定着支援センターでは、引き続き地域生活定着支援事業に取り組み、コーディネート業務等により、高齢や障がいのある刑務所出所者等の福祉サービス等の利用に係る支援を行っていきます。

また、地域生活定着支援事業の実施体制を充実しながら、津地方検察庁が取り組む入口支援とも連携し、高齢や障がいのある起訴猶予者等に対する支援についても検討していきます。

【子ども・福祉部】

○地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

【医療保健部】

## ② 関係機関・団体との連携の強化

○津保護観察所及び三重県地域生活定着支援センターが中心となって開催する地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制を充実し、刑務所等を出所した高齢や障がいのある者に対する支援について、具体的な困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深め、更なる連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】

○三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業では、認知症高齢者や知的障がい者等で、判断能力が不十分な者に対する福祉サービスの利用の援助等に取り組んでおり、県では引き続き、県社会福祉協議会に補助を行い、その取組を支援していきます。

【子ども・福祉部】

○社会福祉協議会等と連携し、高齢者や障がい者等の再犯防止に対する民生委員・児童委員等の意識の醸成が図られるよう、効果的な情報の周知等を行っていきます。

【子ども・福祉部】

## ③ 地域福祉支援計画等の策定への対応

○「三重県地域福祉支援計画」においても、地域での暮らしに生きづらさを抱える者の一人として、犯罪をした者等に対する再犯防止の推進について盛り込み、地域で孤立せず、社会の一員として地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、国や市町、民間団体と連携して取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

## (2) 薬物依存を有する者への支援等

全国の状況として、覚せい剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人を超えるとともに、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が、覚せい剤取締法違反となっています。<sup>(※9)</sup>

また、平成29年に刑務所を出所した者全体の2年以内の再入率は、全国で16.9%となっていますが、覚せい剤取締法違反による受刑者の2年以内の再入率は、全国で17.2%と高くなっています。<sup>(※10)</sup>、再犯の可能性が高い犯罪といえます。

三重刑務所の入所者における犯罪種類別の人数では、平成30年12月31日現在、薬物犯は、財産犯、性犯に次ぐ人数で、約17%を占めているとともに<sup>(※11)</sup>、津保護観察所における保護観察対象者322人（令和元年10月1日現在）のうち、薬物事犯者は40人で、約12%を占めています。<sup>(※12)</sup>

特に最近では、若年層に大麻の乱用が拡大し、これが入口となって覚せい剤の乱用へつながる恐れが懸念されるところで、警察においては積極的な検挙、報道発表を行っています。

また、違法薬物の密売等には、背後に暴力団が関わる事案も多く、暴力団対策と連携した取組も重要となります。

一方、薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症という病気であるという視点も重要であり、薬物の再使用を防ぎ、適切な治療・支援を行うことにより回復することができる病気であるという認識を持ち、地域における息の長い支援を継続的に行っていくことも必要です。

法務省と厚生労働省は、平成27年に「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、保護観察所と地域の保健医療・福祉機関及び民間支援団体（更生保護施設やダルク、薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等）が、相互に有効かつ緊密に連携することにより、効果的な支援が行えるよう、関係者が共有すべき基本的な事項が定められるとともに、薬物依存者（刑事施設入所中・保護観察中・保護観察終了後）とその家族に対する支援について整理されています。

保護観察所においては、認知行動療法を基盤とした薬物再乱用防止プログラムの対象となる保護観察対象者に対して、尿検査等薬物検出検査を併用して実施しているところであり、プログラムの実施期間中に、地域の支援機関や医療機関と連携し、対象となる者の保護観察終了後を見据えて、息の長い支援を行えるよう支援しているところです。

しかしながら、刑事司法関係機関や地域の保健医療・福祉機関、民間支援団体等における支援の体制が不十分であったり、専門医療機関や自助グループ等のない地域があつたりすることなどが課題となっています。

【出典】  
（※9） 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月 法務省）  
（※10） 法務省より  
（※11） 三重刑務所より  
（※12） 津保護観察所より

## ◆津保護観察所における薬物依存対象者の引受人会に係る取組◆

### 1 引受人会開催の目的

薬物依存対象者の再犯防止のためには、家族や引受人等周囲の理解と支援が必要不可欠です。

そのため津保護観察所では、年5回、三重ダルク、ピア岐阜（家族会）と連携し、薬物事犯で矯正施設に入所している者や保護観察を受けている者の引受人や家族等を対象に、薬物依存に対する正しい知識、適切な対応方法等を学んでもらうとともに、支援に伴う精神的疲弊を和らげてもらうことなどを目的として、引受人会を実施しています。

### 2 引受人会の内容

引受人会は、県内のより多くの方に参加していただくため、津市の本庁だけでなく、四日市市にある四日市駐在官事務所でも実施しており、また、薬物依存からの回復支援について理解を深めてもらうために三重ダルクのダルクミーティングの見学も取り入れています。

平成30年度は引受人・家族等38名、保護司37名（いずれも延べ人員）が参加され、終了後のアンケートでは「薬物依存に対する理解が深まった」という感想とともに、「同じような悩みを持つ人と話すことができて安心した」「相談できる窓口を知り心強く思った」との感想もいただいており、実施目的は概ね果たせているとの感触を得ています。

### 3 息の長い支援に向けて

今後も薬物依存対象者の再犯防止に向け、薬物依存対象者、引受人・家族等を「孤立」させず、「息の長い」支援ができるよう関係機関・団体等との連携強化に努めていきます。

## ◆三重県こころの健康センター及びNPO法人三重ダルクの取組◆

### 1 三重県こころの健康センターの取組

三重県こころの健康センターは、平成11年度から薬物相談ネットワーク整備事業を実施している。事業では、依存症に悩む当事者への支援だけでなく、その家族や関係者が、依存症について正しい知識を持ち、回復につなげる対応を学ぶことを目的としている。依存症は薬物だけでなく、アルコールやギャンブルと多岐にわたっており、近年、それらに関する法律が整備され、計画の策定も進められている。当事者や家族を早期に適切な治療や支援につなげていくためには、依存症に対する社会の理解が深まつたり、関係機関が連携していくことが重要である。

当センターでは、多岐にわたる依存症に関する専門相談に加え、家族教室や講演会、啓発フォーラム等を実施し、これらの問題に取り組んでいる。

また、地域における相談支援に携わるスタッフが、依存症に関する理解と有効な社会資源情報を共有することを目的として、平成18年度からNPO法人三重ダルクとの協働委託事業を実施するようになった。

さらに、この協働委託事業において、平成23年度からは、関係機関が各地域でネットワークを構築することを目的に、三重県内9地域（障害保健福祉圏域）において、依存症ネットワーク会議を実施するようになった。

当事者や家族を地域で支えるためには、関係者の人材育成や関係機関との連携体制の充実が必要である。

#### 【三重県こころの健康センターにおける具体的な取組】

##### (1) 依存症専門相談

- ① 依存症専門電話相談（毎週水曜日）
- ② 依存症専門来所相談

##### (2) 依存症問題家族教室

- (3) 依存症フォーラム（NPO法人三重ダルクとの共催）
- (4) 依存症ネットワーク会議（NPO法人三重ダルクとの協働委託事業）
- (5) 依存症に関する講演会（NPO法人三重ダルクとの協働委託事業）

2 三重ダルクの取組

## ① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

○三重県こころの健康センターを中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援及びその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実させていきます。

【医療保健部】

○薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図っていきます。

【医療保健部】

○「三重県医療計画」の見直しに際しては、法務省と厚生労働省による「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等を踏まえ、薬物事犯者への支援について盛り込んでいきます。

【医療保健部】

## ② 関係機関との連携

○関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、市町及び保健所等）において、精神保健福祉業務に従事する職員等を対象とした専門的な教育研修や依存症ネットワーク会議に取り組んでいきます。

【医療保健部】

○矯正施設への社会復帰アドバイザー等の派遣、薬物事犯の検挙を通じ、薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養に取り組んでいきます。

【警察本部】

## ③ 薬物事犯者の家族に対する支援

○精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組んでいきます。

【医療保健部】

## ④ 民間団体への支援

○NPO法人三重ダルクと連携して行う、依存症に関する講演会や依存症フォーラムにおいて、他の自助グループとの連携も図っていきます。

【医療保健部】

## ⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

○各地域で薬物乱用防止に熱意と理解を持つ薬物乱用防止指導員及び薬物乱用防止指導啓発団体を委嘱し、薬物乱用防止に関する研修を行うことなどにより、薬物乱用防止に向けた人材育成に取り組むとともに、地域に根ざした啓発活動を行っていきます。

【医療保健部】

○各地域の薬物乱用防止指導員、薬物乱用防止指導啓発団体によって構成された各地区薬物乱用防止指導者協議会や関係団体と連携し、『ダメ。ゼッタイ。』普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動や不正大麻・けし撲滅運動などの啓発活動を展開することで、青少年を中心とした県民に対し、薬物乱用防止対策を推進していきます。

【医療保健部】

○国の薬物乱用対策推進会議の地方本部である「三重県薬物乱用対策推進本部」では、参加機関が相互に連携を図り、広報啓発活動に取り組んでいきます。

【医療保健部】【警察本部】

○学校薬剤師及びライオンズクラブ国際協会 334-B 地区の薬物乱用防止教育認定講師等による小・中・高等学校における薬物乱用防止教室の推進に努め、すべての中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催するよう、引き続き働きかけていきます。

【医療保健部】【教育委員会】

○教職員等を対象とした薬物乱用防止教室推進のための指導者講習会を開催し、指導者の専門性を高め、児童生徒の健全育成に努めていきます。

【教育委員会】

○違法薬物等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関や団体に配布するほか、学校や教育委員会と連携し、小中学生・高校生を対象とした薬物乱用防止教室を開催するなど、広報啓発活動を推進し、薬物使用を拒絶する機運の醸成に努めていきます。

【警察本部】

### 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

現在では、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にある中、全国の状況として、平成28年度の少年院入院者の28.9%及び入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。<sup>(※13)</sup>

また、非行等に至る過程や非行等を原因に、高等学校を中退する者も多く、平成28年度の少年院入院者の36.8%及び入所受刑者の24.6%が、高等学校を中退している状況にあります。<sup>(※13)</sup>

三重刑務所の平成30年12月31日現在の入所者においては、中学校卒業後に高等学校に進学していない者が26%、高等学校を中退した者が18.7%にのぼっています。<sup>(※14)</sup>

この状況を改善するためには、児童生徒の非行の未然防止に取り組むとともに、非行や犯罪をしてしまった場合、高等学校等在学中であれば、中退の防止のための支援が、はからずも中退する者や、中学校卒業後に高等学校等へ進学していない者に対しては、再び学ぶための支援が必要となります。

○ 津少年鑑別所内に設置された三重法務少年支援センター（あのつ青少年相談室）は、青少年の非行や犯罪の防止に取り組む専門機関であり、本人や家族の他、学校等からの要請を受けて相談に応じるとともに、学校等が抱えるケースの検討会への専門職員の派遣等も行っています。

宮川医療少年院では、入院者個々の状況や希望に応じて、学校等と協議・調整しながら、進学・復学を見据えた支援を行うとともに、高等学校卒業程度認定試験の受験に向けた学習指導等も行っています。

また、非行少年の立ち直りの支援や非行防止活動を行うBBS会において、例えば、津地区BBS会では、三重大学の学生を中心に、非行少年の兄や姉のような存在として「ともだち活動」を行い、保護観察中の少年に対して学習支援などの取組を行っています。

○ しかしながら、非行や犯罪の未然防止と進学・復学により継続して学ぶための支援等について、より充実していく必要があります。

【出典】 (※13) 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月 法務省） (※14) 三重刑務所より

## ① 児童生徒の非行の未然防止等

○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）及び「青少年非行防止活動強化期間」（7～8月）、「子供・若者育成支援強調月間」（11月）には、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行っていきます。

【子ども・福祉部】

○いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場において、スクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの派遣や、福祉等の関係機関と連携した支援を行っていきます。

【教育委員会】

○学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図っていきます。

【教育委員会】

○不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組んでいくとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、NPO等との連携を図っていきます。

【教育委員会】

○高等学校の中退を防止するため、生徒が学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習を継続できるよう、ガイダンスやオリエンテーション、個別面談等で、スクールカウンセラーも活用した教育相談体制の充実を図っていきます。

【教育委員会】

○多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していくよう、組織的に取り組んでいくとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めていきます。

【教育委員会】

○特別な支援を必要とする児童生徒の実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、安心して学習できるよう、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、校内の指導体制の充実を図っていきます。

【教育委員会】

○少年サポートセンターを中心とした街頭補導活動により、非行が発生しやすい繁華街や公園等で少年に声を掛け、適切な注意・助言を行うとともに、必要な場合には、保護者の同意を得て、少年及び保護者に対して継続的に指導・助言などの支援を行います。

また、少年相談として、非行問題や交友問題等の少年の悩みを解決するため、専門的な知識を有する職員等が、電話や面接により、適切な指導・助言を行っていきます。

これらとあわせて、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と協力し、街頭での啓発活動や非行防止教室など、少年の非行防止のための活動を行っていきます。

【警察本部】

## ② 学校等と連携した立ち直り支援

○学校と保護司の日常的な連携体制の構築に努めていくとともに、保護観察対象者で学校に在籍している者に対しては、学校と保護司や保護観察所等が連携し、その立ち直りを支援していきます。

【教育委員会】

○学校と少年鑑別所（法務少年支援センター）の連携体制の構築に努め、学校が抱える複雑なケース等に協力して取り組んでいきます。

【教育委員会】

○非行少年を生まない社会づくりの一環として、学校、教育委員会、少年警察ボランティア等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対して学習支援を始めとした支援を行っていきます。

【警察本部】

## ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

○高等学校等を中退した者が再入学する場合、高等学校等就学支援金相当の支援を行う「学び直し支援制度」により、復学を支援していきます。

【環境生活部】【教育委員会】

○少年院等と連携し、学ぶ意欲のある者や、やむを得ず高等学校中退に至った者に対しては、入学や、転入学・編入学制度についての情報提供を行っていきます。

【教育委員会】

○高等学校卒業程度認定試験は、様々な理由で、高等学校等を卒業できなかつたために、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを文部科学省が認定する試験であり、年に2回受験することができますが、そのうち1回は国から委託を受けて県が実施しています。

【教育委員会】

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

再犯の防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容とともに、犯罪をした者等が各々有する様々な特性を十分に把握したうえで、適切な指導等を継続的に行っていくことが必要です。

国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者・ストーカー加害者や暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を有し、特別な配慮を要する者に対して、特性に応じた指導等の充実が掲げられています。

三重刑務所は、性犯罪者の特別改善指導における重点施設に指定されており、他の刑務所から性犯罪者が入所し、大学教員等も参加したグループワーク等が行われています。

また、宮川医療少年院では、在院者の大半に知的障がいや発達障がいがあり、在院中における障害者手帳の取得や、福祉サービスにつなげる取組を行っています。

津少年鑑別所の三重法務少年支援センターでは、刑務所や少年院にない、矯正施設では唯一の相談窓口として、犯罪や非行の防止のため、心理学等の専門職員が、少年やその家族等に限らず、幅広い視点で相談を受け、学校や関係機関等とも連携して支援を行っています。

保護観察所では、保護観察対象者に応じた個別処遇を実施しているところであり、対象者の抱える問題に応じて、適切な医療機関や相談機関等の支援機関と連携するとともに、家族等の引受人に対する助言や支援を行っているところですが、これに加えて、性犯罪者処遇プログラム、前述の薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラム及び暴力防止プログラムを、その罪種等に応じて対象となる保護観察対象者に実施するなど、その対象者の特性に応じた処遇を実施しているところです。

また、犯罪をした者等に対して効果的な指導・支援を行うためには、その家族等への支援も求められます。家族等の状況についても、犯罪をした者等が有する特性の一つであり、再び罪を犯さないためには、本人にとって最も身近な存在である家族等に対しても、状況に応じた適切な支援を行っていく必要があります。

実際のところ、犯罪がきっかけで、加害者の家族が失職して生活困窮に陥ったり、精神的苦痛を強いられたりすることも少なくなく、家族等への支援は、犯罪をした者等への支援と一体のものといえます。

保護観察所においては、刑務所等に入所している者の帰住先の環境を調査・調整する生活環境の調整を行っており、その過程で家族等への支援を必要に応じて行っているところです。

一方、犯罪をした者等が、再び罪を犯さないためには、犯罪被害者等の心情等を理解することも必要です。

犯罪被害者等は、平穏な日常を送る中、思いがけず犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、心身に不調をきたす、経済的負担が増加する、周囲の偏見等による二次被害に苦しむなど、生活が一変します。

また、多くの犯罪被害者等は、自分のような被害者が新たに生まれないことを望んでいます。

こうした犯罪被害者等の心情等について、犯罪をした者等が理解し、自らの責任等を自覚するための取組についても、充実を図っていく必要があります。それは、自分がような被害者が新たに生まれないことを望んでいる多くの犯罪被害者等の心情に沿うことにもなります。

## ◆三重刑務所における性犯罪者の指導に係る取組◆

### 1 刑事施設における教育

平成18年に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成19年に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律」に改称）」が施行され、全ての受刑者に改善指導が義務付けられました。

改善指導は、受刑者の個別の問題性を改善するための有効な手段として、刑事施設における再犯防止施策の重要な取組であり、特別改善指導と一般改善指導の2種類に分けられます。

特別改善指導は、特定の事情があることにより、改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められた受刑者に対して行われる指導で、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6つあり、標準的なプログラムが通達で規定され、規定に基づいて各刑事施設が独自のプログラム（ただし、性犯罪再犯防止指導、薬物依存離脱指導を除く。）を作成して指導しています。

一般改善指導は、全ての受刑者に義務付けられたもので、特別改善指導以外の改善指導を指しています。

### 2 性犯罪再犯防止指導

#### 【指導の目標】

強制わいせつ、強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

#### 【対象者】

性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者

#### 【指導者】

刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法<sup>(※1)</sup>等の技法に通じた臨床心理士等）

（※1）認知行動療法：問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）の歪みに気付かせ、これを変化させること等によって、問題行動を改善させようとする方法

#### 【指導方法】

グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別指導を行う。

#### 【実施頻度等】

1単元100分、週1回又は2回、標準実施期間：4～9か月<sup>(※2)</sup>

（※2）再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適応性等に応じて、高密度（9か月）・中密度（7か月）・低密度（4か月）のいずれかのプログラムを実施。

現在、三重刑務所では、再犯リスク等が比較的限定的な者（中密度）と比較的小さい者（低密度）を各刑事施設から集めて、年4回（中密度2回、低密度2回）実施しています。

## ◆宮川医療少年院の取組◆

### 1 施設の概況

当院は、主に名古屋高等裁判所及び大阪高等裁判所管内の家庭裁判所において、第1種及び第2種少年院送致決定を受けた、おおむね12歳以上の男子を収容しています。

全国には、当院のほかにも「医療少年院」という名称の施設がありますが、医療少年院には「身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者」を対象とする施設（第3種少年院）を「知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者、情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者で処遇上の配慮を要する者」を収容する施設（第1種・第2種少年院）があり、当院は後者に該当します。

処遇方針として、在院者個々の特性や問題性に対して丁寧に対応するため、個別的な働き掛けを大切にし、治療的教育を実施しているのが特徴です。

### 2 再犯防止に向けた主な取組

#### (1) 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは矯正教育であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって、体系的かつ組織的な指導を行います。

当院では、身体症状や精神症状には、医師による服薬治療や精神療法等を行い、症状の緩和を図りつつ、行動上の問題や生活上の問題に対しては、各種指導をしています。

特色ある教育種目としては、生活指導に含まれる治療的教育として、「認知機能向上訓練(コグトレ)」及び「認知作業訓練(COGOT)」などを実施しています。

##### コグトレの目的は

- ①すべての行動の基盤である認知機能（覚える、数える、写す、見つける、想像する）を向上させることにより、矯正教育を受けるための土台を作ること
- ②認知機能がうまく働かず、外部情報を上手に処理できないことで、間違った計画・行動をしてしまい、結果として非行に及ぶなど、認知機能の弱さからくる生きづらさや挫折等による非行の一因を解消すること

にあります。対象者は全在院生ですが、特にIQ85以下の中学・高校に該当する少年については、重点的なグループコグトレ（80分×週2回×4か月）又は個別コグトレ（週3～4日×1時間×4か月）を実施し、訓練前に比べて、認知機能の上昇がみられています。

#### (2) 社会復帰支援

当院の在院者の中には、円滑な社会復帰のために福祉的支援を必要とする者も少なくないことから、施設に配置されている社会福祉士等の助言を必要とするものも少くないことから、施設に設置されている社会福祉士等の助言を受けながら、引受人がいない在院者の帰住地の調整や、療育手帳等の取得、出院後に福祉サービスを受けるための各種支援を行っています。

具体的には、在院中に出院後の復学・進学先の学校や、グループホーム等の帰住予定地を職員が同行して見学するなどしています。彼らの円滑な社会復帰のためには関係機関との連携が欠かせません。

## ◆津少年鑑別所における法務少年支援センターの取組◆

### 1 施設の概要

三重法務少年支援センターは、津少年鑑別所に併設された、法務省の専門機関です。三重県内における非行・犯罪の防止に関する活動や、青少年の健全育成に関する活動の支援などに取り組んでおり、こうした取組を「地域援助」業務と呼んでいます。具体的には、少年や保護者の求めに応じて心理相談を実施しているほか、関係機関・団体・学校等の求めに応じて、各種研修会、事例検討会、講演会などへの参画・協力等をさせていただいている。

### 2 現在の主な被支援者

施設の名称に「少年」という言葉が含まれていますが、大人の方の相談も受け付けています。平成30年は、窃盗、暴力、性非行等の問題を抱えた小学生から20代の方に対して心理相談を実施しました（実施件数29件）。また、必要に応じて各種心理検査のほか、ワークブックを用いた働きかけを実施しています。

### 3 今後の重点課題

#### （1）関係機関との連携の強化と地域援助の推進

全国の法務少年支援センターでは、関係機関等との連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的に「地域援助推進協議会」を開催しています。

当センターは、本年7月に県下の教育機関、児童福祉機関、少年サポートセンター、NPO団体等に御参加いただき、協議会を開催しました。今後とも協議会を通じて、関係機関等との連携の維持・強化し、新たな交流や協働を目指します。

#### （2）激増する児童虐待問題への対応

「児童虐待防止のための総合対策」には、法務少年支援センターの役割として、①児童虐待事案等の発見や、②子どもの非行や問題行動に悩む保護者に対して、虐待の未然防止を図るための体制の強化することが掲げられているところ、当センターでは、大学教授を講師にお招きした児童虐待や児童福祉に関する研修会を開催し、児童虐待事案への対応能力の強化を図っています。

また、研修会に児童福祉機関に御参加いただくなどして、児童福祉機関等との連携強化を図っています。

### 4 三重法務少年支援センターの連絡先

相談受付は電話にて行っていますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

三重法務少年支援センター：059-222-7080

全国共通ダイヤル：0570-085-085

（祝祭日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。）

## ◆津保護観察所における加害者に犯罪被害者等の心情の理解を促すための取組◆

### 1 更生保護における犯罪被害者等施策の概要

平成19年12月から更生保護の分野における犯罪被害者等施策が導入されました。法務省における被害者等通知制度は、検察庁、刑事施設、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所等が連携して、通知を希望する被害者等に、加害者の処遇等の状況を通知するものですが、更生保護における本施策は、被害者等通知制度、意見等聴取制度、心情等伝達制度及び相談・支援の4つからなります。

保護観察所において被害者等に対応する職員は、原則として被害者担当官及び被害者担当保護司とし、被害者対応の専用電話を設置して対応しているところです。

なお、意見等聴取制度は、主として地方更生保護委員会において実施されているもので、仮釈放等の際に、被害者等の御意見をうかがうものです。

### 2 加害者に犯罪被害者等の心情の理解を促すための取組等

保護観察所では、被害者等通知制度においては、加害者の保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を被害者等に通知しており、そのほか、心情等伝達及び相談・支援を担っています。

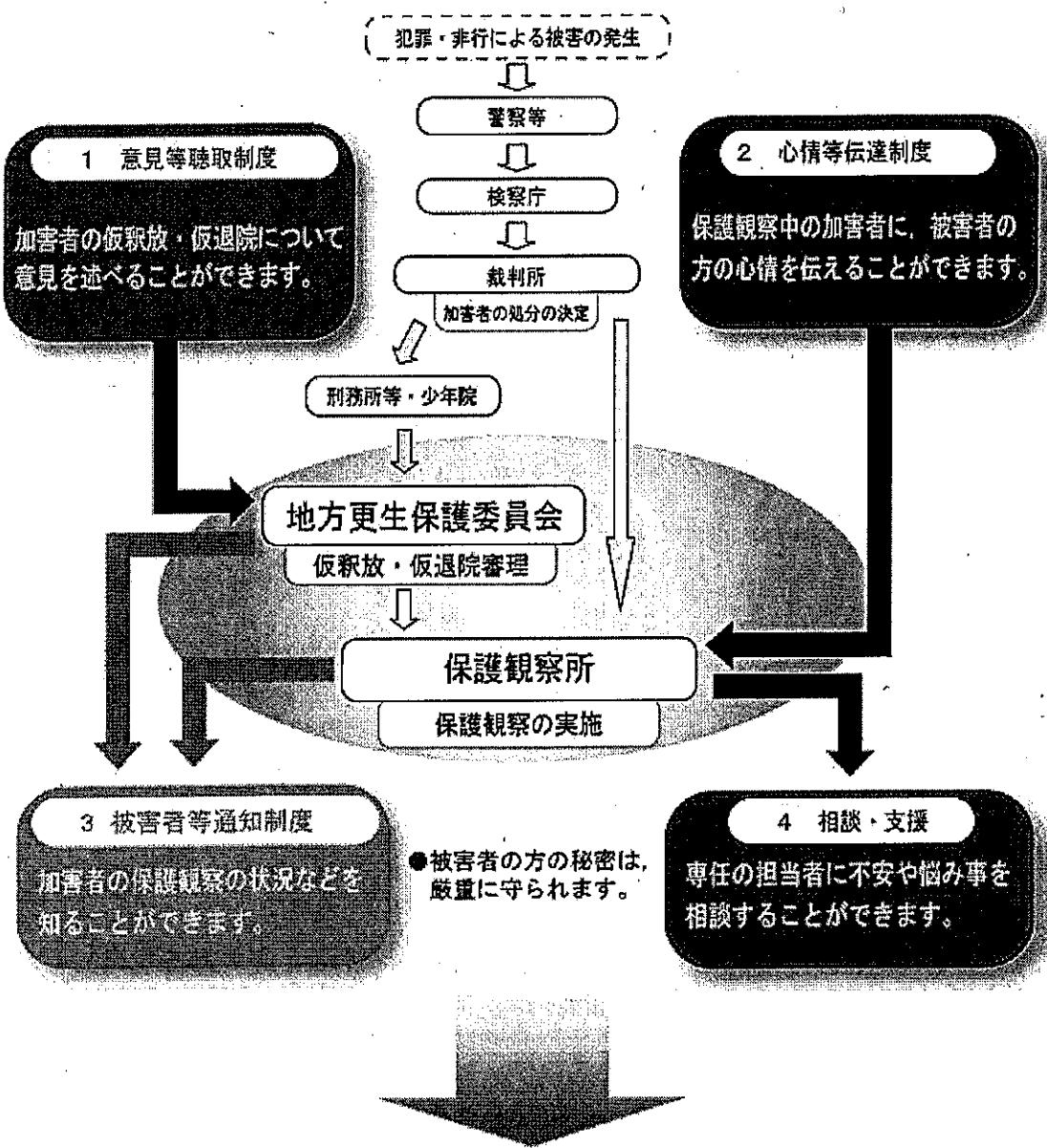
心情等伝達制度は、被害者等が、保護観察所を介して、保護観察中の加害者に対して被害に関する心情等を伝達できる制度です。本制度は、その心情等を加害者に伝えたいという被害者等の希望に配慮するとともに被害者等の心情等を加害者に具体的に認識させるという観点から実施されており、まさに保護観察を受けている者に対して、犯罪被害者等の心情を理解させる取組であると言えます。

### 3 そのほか犯罪被害者等に対する取組

相談・支援は、犯罪被害者等からの相談に応じて、その悩み、不安等を聴取し、その軽減又は解消を図ったり、犯罪被害者等の支援に関する制度の説明等を行うものです。

そのため、津保護観察所としては、みえ犯罪被害者総合支援センター等関係機関との連携を強化するとともに、保護観察所職員や保護司に対して、被害者等の心情を理解するための研修を行っています。

## 【更生保護における被害者等施策の概要】



## ◆県の犯罪被害者等支援のための取組◆

犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けることに加え、ケガの治療や捜査への協力のほか、さまざまな行政手続きや裁判への参加等により、時間的・経済的に負担がかかり、これまでどおりの生活を送ることが困難になります。また、このような状況の中、周囲の人等から心無い言葉をかけられて苦しまれる方も少なくありません。

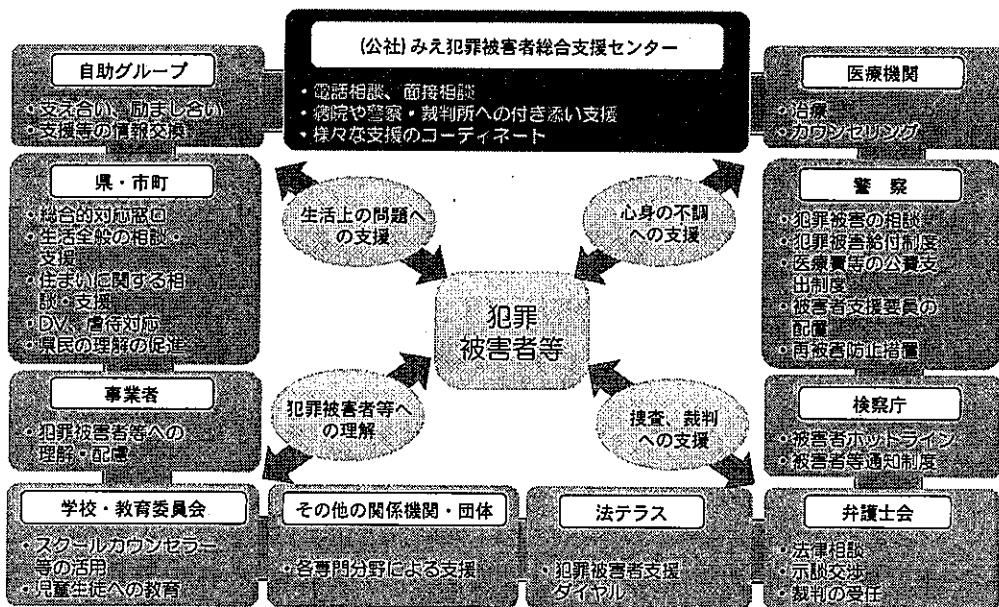
犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復又は軽減し、生活を再建するには、犯罪被害者等支援に関する機関や団体が相互に連携し、犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れのない支援を提供するとともに、県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深め、支援の輪を広げていくことが必要です。

県では、平成31年3月に犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定（平成31年4月施行）し、同年12月には、本条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

加えて、本条例の施行に伴い、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、都道府県では初となる「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。

今後は、本推進計画に基づき、犯罪被害者等支援に従事する者への研修や各種会議の開催等により、関係機関・団体間の相互連携を強化し、犯罪被害者等がいずれの機関に支援を求めた場合でも必要な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、本条例で定める「犯罪被害を考える週間」を中心に、広く県民の皆さんの理解を深めるためのイベントの開催等広報啓発活動を実施することにより、社会全体で犯罪被害者等を支える三重の実現をめざします。

関係機関・団体との連携イメージ図



## ① 少年・若年者に対する支援等

○「三重県子ども・若者支援地域協議会」において、非行をした少年等への支援について情報共有を行い、関係機関の連携・協力体制の構築に努めていきます。

【子ども・福祉部】

○非行をした少年等が入所する児童自立支援施設である「国児学園」では、自立支援を目的とした生活指導及び学習指導を行っていきます。

【子ども・福祉部】

○犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることのないよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○非行少年を生まない社会づくりの一環として、非行等の問題を抱える少年が、再び非行に走ることのないよう、少年警察ボランティア、関係機関・団体、地域のボランティア等と連携し、社会参加奉仕活動や各種体験活動等を通じて立ち直り支援を行っていきます。

【警察本部】

## ② 女性の抱える問題に応じた支援等

○犯罪や非行をした女性が、虐待や性的被害、摂食障害や育児等による主に精神的な悩みや問題を抱えている場合、再び犯罪や非行に走ることのないよう、相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

## ③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

○犯罪や非行をした者に、発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら、相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者（児）に対する適切な相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

## ④ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等

○警察から注意を受けたにもかかわらず、被害者への強い執着心や支配意識からストーカー行為を繰り返す者に対し、三重県精神科病院会との協定に基づき、精神科への受診を働きかけるなど、精神科医等と連携した加害者対策を講じていきます。

【警察本部】

○13歳未満の子どもを被害者とした暴力的性犯罪により服役し、出所した者について、法務省から警察庁を介して情報提供を受け、その後の所在確認を実施するほか、必要に応じて、当該出所者の同意を得て面談を行い、再犯を防止するための助言・指導などを行なっていきます。

【警察本部】

⑤ 暴力団関係者等に対する指導等

○暴力団員の検挙、暴力団員からの相談等の機会を通じ、離脱に向けた指導や社会復帰に向けた指導等、働きかけを行なっていきます。

【警察本部】

○「公益財団法人暴力追放三重県民センター」と連携し、暴力団からの離脱支援や離脱者に対する社会復帰支援を行なっていくとともに、同センターが主宰する「三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」（事務局は同法人内）及び県外での就労希望者へ対応できる広域連携協定（同センターが他府県と締結）を活用し、暴力団からの離脱者に対する社会復帰対策を講じていきます。

【警察本部】

⑥ 外国人に対する支援等

○津保護観察所や保護司等と連携のうえ、協力雇用主に対して、犯罪等をした外国人の受け入れを働きかけていきます。

【子ども・福祉部】

○「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活上の様々な相談に対し、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次いでいきます。

【環境生活部】

○外国人住民が、安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳者の人材育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組んでいきます。

また、保健医療・福祉サービスを含めた行政・生活情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供していきます。

【環境生活部】

○外国人からの様々な人権相談に対して、助言や相談内容に応じた適切な相談機関の紹介を行なっていきます。

【環境生活部】

## ⑦ 犯罪をした者等の家族等に対する支援等

ここでは主に、本章で記載する取組の中から、犯罪をした者等の家族等への支援にもつながると考えられる取組について、再掲で取りあげています。

### ア 「就労の確保」関係

○自立相談支援機関においては、就労の確保に係る支援のほか、生活上の困りごとや不安を抱えている方を対象とした相談支援に取り組んでおり、その家族等からの相談についても個々の状況に応じた支援を行っていきます。

【子ども・福祉部】

### イ 「住居の確保」関係

○保護観察対象者や刑務所出所者等のうち、再犯の割合が高いとされる高齢者について、県営住宅では障がい者や母子世帯、父子世帯等と同様、引き続き、優先入居の取組により支援していきます。《再掲》

【県土整備部】

○三重県居住支援連絡会での居住支援活動として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を含む住宅確保要配慮者への住宅相談等にも引き続き取り組んでいきます。《再掲》

【県土整備部】

### ウ 「高齢者又は障がい者等への支援」関係

○三重県地域生活定着支援センターが行う地域生活定着支援事業では、刑務所出所者等について、適切な帰住先が確保されていない高齢や障がいのある者等を出所後直ちに福祉サービス等につなげるための特別調整のほか、相談支援業務として、出所者等本人及びその家族を含む関係者を対象に、福祉サービス等の利用に関する相談支援に取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

○地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。《再掲》

【医療保健部】

### エ 「薬物依存者への支援」関係

○三重県こころの健康センターを中心に、薬物事犯者も含めた薬物依存者について、治療や社会復帰への支援及びその家族への支援体制を充実させていくとともに、保健所を含めたネットワークにより、薬物相談に総合的に対応できる体制を充実させていきます。

《再掲》

【医療保健部】

○薬物依存者への適切な支援に向けて、薬物相談ネットワーク整備事業で取り組む、人材育成のための講演会や啓発活動等において、意識の醸成を図っていきます。《再掲》  
【医療保健部】

○精神保健福祉専門相談として行う、精神科医による面接を含めた相談や依存症問題家族教室において、支援に取り組んでいきます。《再掲》  
【医療保健部】

才 「学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止等」関係

○いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場において、スクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの派遣や、福祉等の関係機関と連携した支援を行っていきます。《再掲》

【教育委員会】

○学校だけでは対応が困難な事案に対しては、学校と関係機関が連携し、スクールソーシャルワーカー等を活用して、円滑な問題解決を図っていきます。《再掲》

【教育委員会】

○不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに取り組んでいくとともに、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、NPO等との連携を図っていきます。《再掲》

【教育委員会】

○多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していくよう、組織的に取り組んでいくとともに、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めていきます。《再掲》

【教育委員会】

力 「少年・若年者、発達上の課題を有する者等への支援」関係

○犯罪や非行をした子どもが、再び犯罪や非行に走ることのないよう、保護者等からの相談に応じていくとともに、関係機関とも連携しながら、適切な支援に取り組んでいきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

○犯罪や非行をした者が、発達障がい等がある場合、専門的な相談に応じていくとともに、関係機関と連携しながら、相談支援に取り組んでいきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

○県が委託により設置する「三重県自閉症・発達障害支援センター」では、関係機関とも連携しながら、発達障がい者（児）に対する適切な相談支援に取り組んでいきます。

《再掲》

【子ども・福祉部】

キ 「外国人への支援」関係

○「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活上の様々な相談に対し、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次いでいきます。

《再掲》

【環境生活部】

○外国人からの様々な人権相談に対して、助言や相談内容に応じた適切な相談機関の紹介を行っていきます。《再掲》

【環境生活部】

⑧ 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

○犯罪被害者等の心情等を理解するための取組として、犯罪被害者等の支援に取り組む環境生活部等と連携して、矯正施設等での研修会の開催等を行っていきます。

【子ども・福祉部】

## 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

### (1) 民間協力者の活動の促進等

従来から犯罪をした者等を支援し、その更生や社会復帰を図る取組は、主として更生保護事業として全国的に、法務省(保護観察所)の主導のもとに取り組まれてきました。

地域社会においては、保護司(及びその団体である保護司会)をはじめ、更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティアの他、少年警察ボランティア等の民間ボランティアや、更生保護法人等の民間団体による長年の熱心かつ地道な活動によって育まれてきたものであり、更生保護そして再犯防止には、これらの民間協力者の活動が不可欠です。

県内では、更生保護ボランティアとして、令和2年1月1日現在で、計681人の保護司が法務大臣から委嘱されており<sup>(※15)</sup>、県内16の保護司会が、各地域において保護観察対象者等の担当をはじめ、犯罪予防活動等に従事しているほか、更生保護女性会が県内14地区、BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会が県内6地区で、それぞれ更生保護や再犯防止に係る活動を行っています。

このほか、県内16地区(保護司会と同じ)に、前歴を承知のうえで刑務所出所者等を雇用する事業主で構成される協力雇用主会があり、NPO法人三重県就労支援事業者機構の支援を受けながら、就労支援を行っています。

また、平成30年度には県内全ての保護司会(16地区)に、更生保護サポートセンターが設置され、保護司が駐在するなどにより、地域における関係機関・団体との連携を深めるなど、更生保護活動の拠点となっています。

民間団体としては、更生保護ボランティアに係る連絡助成等を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会や、津保護観察所の委託を受け、保護観察対象者や更生緊急保護対象者を収容保護する更生保護法人三重県保護会(更生保護施設三重県保護会)の他、同じく更生緊急保護対象者等の宿泊保護等を行う自立準備ホーム(7事業所/津保護観察所に登録されたNPO法人等が確保する宿泊場所)があるとともに、薬物依存者の更生に取り組むNPO法人三重ダルク等が活動しています。

また、民間ボランティアとしては、警察署長等の委嘱を受けた少年警察ボランティア(少年警察協助員、少年指導委員及び少年警察学生ボランティア)が活動しています。

しかしながら、近年では保護司等の高齢化が進んでいるとともに、地域社会の人間関係の希薄化等による社会環境の変化もあり、保護司等の新たな担い手の確保やボランティア活動が難しくなりつつあります。

津保護観察所においては、各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、再犯防止の推進のためには、民間協力者における人材や活動体制等の確保に課題があるとともに、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町等が、更なる協力体制を構築していくことも必要です。

【出典】<sup>(※15)</sup> 津保護観察所より

## ◆三重県における更生保護女性会の取組◆

### 1 更生保護女性会の概要

更生保護女性会は、犯罪や非行をなくし、罪を犯した人々の立ち直りを支援する女性のボランティア団体であり、犯罪予防活動、更生支援活動のほか、子育て支援活動、青少年健全育成活動などその地域に根差した幅広い活動を展開することにより、あたたかな人間愛をもってだれもが人間らしく尊厳をもって生き生きと暮らせる明るい社会の実現に寄与することを目指して活動をしています。

### 2 三重県の更生保護女性会

三重県内には、三重県更生保護女性連盟に加入している14の地区会があり、平成31年4月1日現在2,425名の会員が、それぞれの地区において、地域のニーズと更生保護女性会会員の自主性により様々な活動が行われています。

### 3 更生保護女性会の活動の広がり

犯罪を犯した者の更生保護に対する理解と協力を得るための運動を展開しつつ、地域における更生保護の土壤を創り上げるための活動をしているところであり、例えば、三重県内では、小学校や中学校の児童や生徒の登校時に門前でのあいさつ運動を行ったり、「ほっとけない」という精神、「子育ては地域育て」との視点に立って、子育て問題を地域全体の問題として捉え、子育て中の親を対象とした子育て相談、親子ふれあい行事をはじめ、講演会やミニ集会などを行うほか、更生保護施設三重県保護会の入所者に対して「おふくろの味」をふるまつたり、衣類の提供など同施設に対する協力活動のほか、三重刑務所に対して、花を定期的に届けたりするなど、活動の幅が広がっています。



【朝のあいさつ運動】

【親子ふれあい行事の様子】



【更生保護施設における食事作り】

【ケース研究会の様子】

## ◆保護司及び保護司会とその任務～犯罪予防活動を中心に～◆

### 1 保護司とは

保護司は、法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、任期は2年、再任は妨げないものとされ、給与は支給されないものの、職務に要した費用の全部又は一部が実費弁償金として支給されます。

保護司は、保護観察官と協働して、保護観察対象者等の指導・支援を担当するほか、保護司会に所属し、保護司会が主体となって行う犯罪予防活動等に従事しています。

### 2 保護司会の任務

保護司は、それぞれの地域（保護区）ごとに保護司会を組織しており、全国で886、三重県においては16の保護司会があります。これらの保護司会を連合して、津保護観察所の管轄区域内の三重県には三重県保護司会連合会が結成されています。

保護司会は、地域における犯罪予防活動等を活性化させ、その充実化を図っているところです。保護司会の任務としては、前記の犯罪予防や社会資源開拓推進活動等の地域活動、保護司に職務に関する連絡及び調整、保護司の職務に関する研修、保護司会の活動に関する広報宣伝、保護司の人材確保の促進に関する活動などが挙げられます。

### 3 保護司会活動における犯罪予防活動

特に犯罪予防活動は、地域社会の人たちに対して、保護司が持つ犯罪者の改善更生等に関する知識を基盤として、各関係機関・団体と協力して、犯罪予防と更生保護についての問題意識を向上させることを目的として実施しており、併せて、犯罪の発生の原因となる環境条件を除去するなどして犯罪予防の効果を上げようとする活動です。

また、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です“社会を明るくする運動”（毎年7月が強調月間）を開催し、保護司会は、地区推進委員会の要として活動しています。

### 4 犯罪予防活動としての“社会を明るくする運動”

三重県においては、知事に“社会を明るくする運動”三重県推進委員会委員長に御就任いただき、この運動を盛り上げているところであり、三重県内各地においても、多くの地方公共団体の首長や職員の皆様に加えて、各関係機関・団体からの多大な御協力を得て、各地区保護司会を中心に、県内の主要駅やショッピングモールなどの啓発活動を実施しています。

また、小学校や中学校において薬物乱用防止教室を開催しているほか、小中学生を対象とした作文コンテスト、各種講演会、更生保護女性会やBBS会とともに保護観察対象者の仮想事例を題材としたケース研究会を開催しています。

なお、“社会を明るくする運動”は令和2年に70回目を迎えます。



【第69回“社会を明るくする運動”ポスター】



【津駅頭における啓発活動】



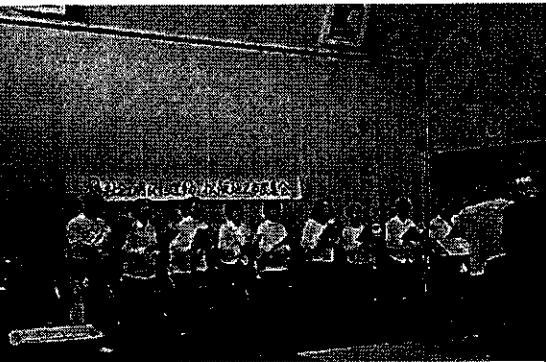
【津市と津保護司会が連携して活動】



【ケシ撲滅運動への協力】



【鈴鹿市保護司会の中学生一日保護司委嘱】



【松阪保護司会の市民集会】

## ◆津保護観察所における保護司の安定的確保に向けた取組 ～近年の保護司及び保護司会活動に関して～◆

### 1 課題としての保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化

三重県の更生保護としては、更生保護制度の根幹を支える保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化は、焦眉の課題です。

三重県の保護司の充足率は、平成23年1月1日付けで95.2%（定員764人のところ727人）であったにもかかわらず、平成31年1月1日付けで90.6%（692人）と激減しており（全国では定員52,500人のところ47,245人、充足率は90.0%）、令和2年1月1日現在では、充足率は89.1%（681人）となっています。

更生保護には、再犯を防止することにより、新たな被害者を生まないといった役割があり、保護司の減少は、地域の安全・安心にも関わる大きな課題です。

三重県では、対象者等の減少もあって、平均して保護司一人当たりおおむね1件程度を担当している現状ですが、保護観察や生活環境調整などの事件の担当だけでなく、地域における犯罪予防活動などの保護司会活動の活性化や今後、高齢の保護司が定年により辞任していくことを踏まえると、地域における保護司の安定的確保が課題となっています。

### 2 保護司の安定的確保と保護司会活動の活性化に向けて

そのため、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司候補者の確保等を目的として、令和元年度には三重県内で「保護司候補者検討協議会」を4回開催しました。

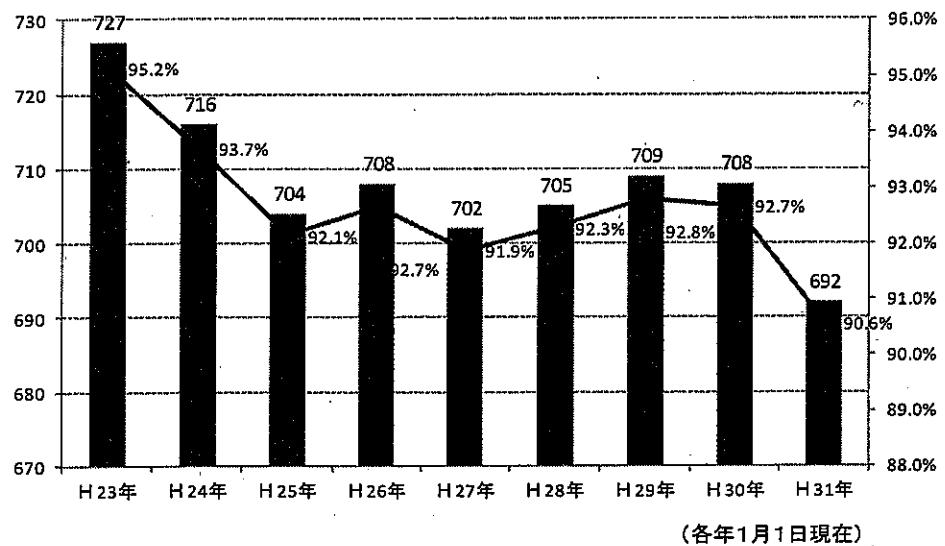
地域の自治会長、地域住民、民生・児童委員の代表者、行政機関や社会福祉協議会職員、小中学校長、保護司OBなどに参集していただき、更生保護について理解を深めていただくとともに、適任者の発掘に努めています。また、保護司会や津保護観察所でも、関係機関・団体に働き掛け、広報活動を行っています。

### 3 再犯防止の拠点としての「更生保護サポートセンター」と保護司活動の支援

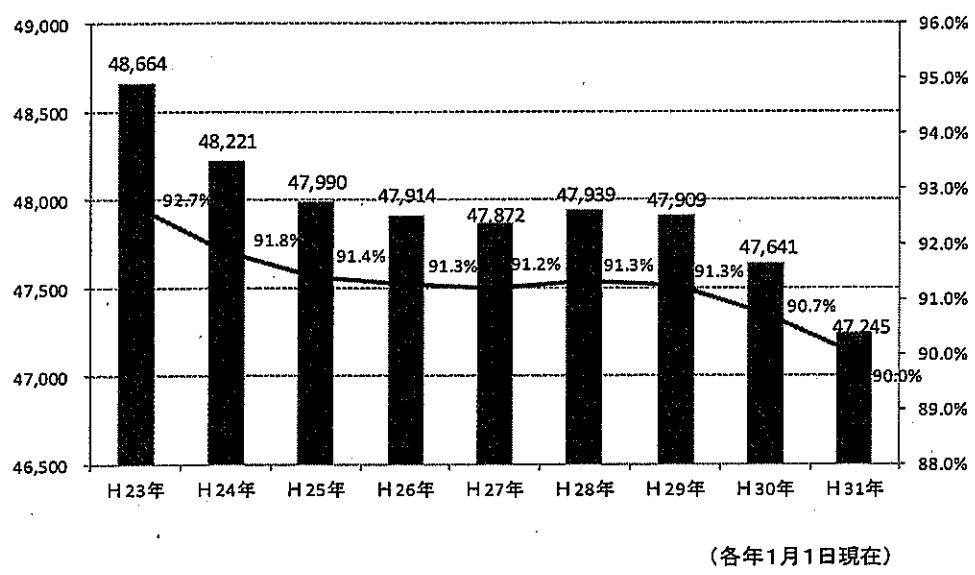
一方、三重県内では平成23年に松阪、平成24年には津、平成25年には四日市及び鈴鹿の各保護司会に設置が始まった「更生保護サポートセンター」が平成30年度には、三重県の16地区の全ての保護司会（保護区）の当該地区内の公共施設等に設置され、保護司同士が相集い、犯罪予防活動の拠点、各種ケース協議の場として、また、各関係機関・団体との連携や会議の場として活用されています。また、同センターにおいて、経験の浅い保護司が経験豊かな先輩保護司の助言を受けやすくなっています。

津保護観察所においては、特に新任の保護司には、経験豊かな保護司とともに一つの事件を担当する、複数担当指名の積極化により保護司の事件担当に係る経験の共有化とこの経験を次世代に繋いでいくことを重視しています。もちろん、事件担当においては、津保護観察所の担当の保護観察官が全力でサポートし、協働して対象者の本人の支援や指導をしているところです。

### 三重県における保護司数の推移



### (参考)全国の保護司数の推移



【更生保護サポートセンターの様子（鈴鹿）】

## ① 民間ボランティアの確保

○県のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の活動について周知し、県民の理解の促進に努めていくとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、津保護観察所等への相談を呼びかけ、人材の確保に協力していきます。

【子ども・福祉部】

○BBS会や少年警察学生ボランティア等、学生や若年層に人材を求めるものについては、津保護観察所とも連携のうえで、学校等への呼びかけを行い、学生や若年層への参加に向けた意識の醸成に努めています。

【子ども・福祉部】【教育委員会】【警察本部】

○退職予定職員向けの研修会等において、保護司等の更生保護ボランティアの活動について取りあげ、退職後の就任について、意識の醸成に努めています。

【子ども・福祉部】【総務部】【教育委員会】

○警察本部のホームページ等において、少年警察ボランティアの活動について周知を図るとともに、新たな人材の確保に取り組んでいきます。

【警察本部】

## ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

○更生保護法人三重県更生保護事業協会が行う関係事業への補助を引き続き行っています。

【子ども・福祉部】

○関係団体が行う研修会等において、県有施設の会議室の提供等で協力をを行うほか、要請に応じて関係職員の派遣等を行い、支援に併せて県と関係団体等の連携を図っていきます。

【子ども・福祉部】

## ③ 更生保護施設等による再犯防止活動の促進等

○津保護観察所と連携し、保護観察における補導援護や更生緊急保護により供与する宿泊場所である自立準備ホームの安定的な確保に協力していきます。《再掲》

【子ども・福祉部】

## (2) 広報・啓発活動の推進等

犯罪をした者等が、再び社会を構成する一員となるためには、社会において孤立することのないよう、国民一人ひとりの理解と協力を得ることが不可欠であり、そのためには、刑事司法関係機関や地方公共団体、保健医療・福祉施設や更生保護に関わる民間協力者等のみならず、社会全体における支援が必要となります。

国では、終戦直後であった約70年前から、“社会を明るくする運動”として、「すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こう」とする全国的な運動を推進しています。本県もその趣旨に賛同し、毎年7月の「強調月間」等に際しては、津保護観察所等と連携して啓発活動を行うとともに、市町も各地区保護司会等と連携し、様々な活動を行っているところです。

なお、再犯防止推進法の施行を受け、平成30年から毎年7月は「再犯防止啓発月間」ともなっています。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念は、国民にとって必ずしも身近なものでなく、国民の関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても、十分に認知されていないという現状があります。

今般の国の再犯防止推進法の施行及び再犯防止推進計画の策定、そして県の地方再犯防止推進計画の策定を契機に、幅広い啓発を図り、より身近なものとして社会に浸透させていく必要があります。

## ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

○津保護観察所等と連携し、「社会を明るくする運動」の啓発活動として、毎年7月初頭には、駅頭での広報活動を引き続き行っています。

また、毎年7月が「再犯防止啓発月間」になったこともふまえ、「社会を明るくする運動」に併せて、新たな再犯防止の啓発活動についても検討していきます。

【子ども・福祉部】

○「刑を終えた人・保護観察中の人」の人権課題について、学校教育や社会啓発、県職員研修等の機会で取りあげ、偏見や差別意識の解消を図っていきます。

【子ども・福祉部】【教育委員会】

## ② 民間協力者に対する表彰

○更生保護事業に長年貢献された功労保護司に対して、知事が感謝の意を表するため、毎年11月に、津保護観察所及び関係団体（更生保護ボランティア団体等）が主催する「三重県更生保護事業顕彰式典」又は「三重県更生保護大会」において、引き続き感謝状の贈呈を行っていきます。

【子ども・福祉部】

## 【資料】

### 用語集

(五十音順)

#### ○おしごと広場みえ

大学・短大・専門学校などに在学中の方、34歳以下の若年者の方、現在フリーターで安定した就職を目指している44歳以下の方及びU・Iターン就職を希望している方などに対して、キャリアカウンセリングやセミナーの開催、企業の見学会、企業とのマッチングなどを行っています。

【おしごと広場みえホームページより】

#### ○救護施設

身体や精神の障がいや、何らかの課題（生きづらさ）を抱えていて、日常生活を営むことが困難な方たちが利用している福祉施設です。

利用者一人ひとりのその人らしい豊かな生活の実現に向けて、日常生活支援や生産活動等を通して生活の基盤を整え、就労や地域生活移行など、利用者の目標や意向に沿ってそれぞれの自立を目指した取り組みを行っています。

県内には3施設あります。

【全国救護施設協議会ホームページより】

#### ○教育支援センター（適応指導教室）

不登校児童生徒等に対する指導を行うため、教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置するものです。（教育相談室のように、相談を行うだけの施設は含みません。）

県内では桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、大台町、伊勢市、度会町、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、尾鷲市、熊野市に設置されています。

【文部科学省ホームページより】

## ○居住支援連絡会

住まいの確保が難しい方(住宅確保要配慮者)に対し、トラブル仲裁や緊急対応の案内といった必要な支援を行うことを目的に、不動産関係団体、民間の居住支援団体、行政が協力して設立した団体です。

高齢者などの入居を断らない民間賃貸住宅や不動産店に関する情報を提供するとともに、様々な支援を行うことにより、住まい探しにお困りの方が安心して住まうことができ、かつ家主が安心して住まいを提供できるよう支援しています。

なお、居住支援団体では、入居者にルール・マナーの指導、緊急時の通報対応、通訳の派遣、入居者と家主との間のトラブル仲裁等を行い、行政では、高齢者などの支援を行う団体、高齢者などの入居を断らない賃貸住宅、高齢者などに積極的に物件を紹介する不動産店をホームページで公開するとともに、居住支援団体等の紹介を行っています。

【三重県国土整備部住宅政策課ホームページより】

## ○子供・若者育成支援強調月間

内閣府では、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体及び関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

県においても当該期間中に、子ども・若者育成支援のための諸事業を集中的に実施することにより、県民の子ども・若者育成支援に対する理解を深め、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着化を図っています。

【内閣府ホームページ／三重県子ども・福祉部少子化対策課ホームページより】

## ○子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者に対して、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められており、支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして、地方公共団体に設置されるものです。

都道府県では現在、全国で42都道府県（三重県を含む）に設置されています。

【内閣府ホームページより】

## ○コレワーク（矯正就労支援情報センター）

前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置されています。

ハローワークに、受刑者等専用求人を出すにあたって必要となる受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした、採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

なお、東京矯正管区及び大阪矯正管区の矯正就労支援情報センター室（さいたま市／大阪市）は、各々「コレワーク東日本」及び「コレワーク西日本」との通称名を使用しています。

【法務省ホームページより】

## ○児童自立支援施設

不良行為を行った児童や、そのおそれがある児童、家庭環境等の環境上の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。

子どもの日常の生活を支えるとともに、学校に代わっての学科指導、職業指導などを行うとともに、退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行っています。

【独立行政法人福祉医療機構ホームページより】

## ○自閉症・発達障害支援センター

自閉症・発達障害支援センターは、発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことの目的とした専門的機関であり、都道府県・指定都市自ら又は都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営しています。

発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

県内には2つのセンターがあります。

【国立障がい者リハビリテーションセンターホームページ「発達障害情報・支援センター」より】

## ○住居確保給付金の支給

生活困窮者自立支援法による支援の一つであり、離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に對して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するものです。

【厚生労働省ホームページより】

## ○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、賃貸住宅の賃貸人が都道府県等に登録し、都道府県等では、その登録された住宅の情報を、住宅確保要配慮者等に広く提供しています。

対象となる方（入居者）は、低額所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯、被災者（発災後3年以内）世帯等であって、家賃等を支払うことができ、自立した日常生活ができる方（支援を受けることによって自立ができると見込まれる方を含む）です。

【三重県国土整備部住宅政策課ホームページより】

## ○就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する事業です。

【厚生労働省の生活困窮者自立支援事業等実施要綱より】

## ○障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着にあたって、就業面における支援にあわせて、生活面における支援を必要とする障がい者に対し、身近な地域において、雇用、保健福祉、教育、医療等の関係機関との連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、N P O 法人等が運営しています。

【厚生労働省三重労働局ホームページより】

## ○少年警察学生ボランティア（名称：若槻サポートー）

非行少年等の立ち直り支援及び少年の非行防止・健全育成活動を効果的に実施するため、警察職員、学校、他の少年警察ボランティア等と協働して、社会奉仕やスポーツ、農業体験活動等の各種体験活動及び非行防止教室の支援活動、少年の健全育成にかかるキャンペーン等の広報啓発活動を行うほか、街頭における少年補導活動や少年への呼び掛け・あいさつ活動、学習支援活動等を行っています。

資格対象は、三重県内に所在する大学、専修学校に在学している学生又は三重県内に居住する大学、専修学校に在学している学生とし、三重県警察本部生活安全部少年課長から委嘱を受けています。

【三重県警察本部ホームページより】

## ○少年警察協助員

少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、非行少年等に対する継続的な指導・助言により立ち直りの支援、街頭パトロールによる少年の補導や少年を取り巻く有害環境の発見、危険箇所の点検等のほか、非行防止のための広報啓発や少年の健全育成に関する相談も行っています。

身分は警察署長から委嘱を受けています。

【三重県警察本部ホームページより】

## ○少年警察ボランティア

少年の非行防止と健全育成を進めるためには、警察や関係機関の活動だけではなく、地域住民自らが「地域の少年は地域で育てる」という意識を持って自発的な取組を行っていただくことが大切であり、警察では、少年の非行防止及び健全育成のための活動にあたっていただくため、地域の方々を「少年警察協助員」「少年指導委員」「少年警察学生ボランティア」として委嘱しており、これらの方々を総称して「少年警察ボランティア」と呼んでいます。

警察では、少年警察ボランティアを少年の健全育成のための重要なパートナーと位置づけており、協力して街頭補導活動や相談活動等の諸活動を推進しています。

【三重県警察本部ホームページより】

## ○少年サポートセンター

少年非行を防止し、少年の健全育成を図るとともに、少年が犯罪等により被害を受けた場合の支援等の活動について、専門的知識を有する者が継続的に行うため、少年補導職員（少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行う職員）や少年相談専門職員（複雑な少年相談事案の処理や少年相談担当職員への指導、助言等を行う職員）を中心とする少年問題に関する専門組織として、全都道府県警察に設置されています。

少年警察ボランティア等との共同での補導活動（盛り場や公園等での日常的な補導活動等）や関係機関・団体等とのネットワークの構築（関係機関や団体等との日常的な情報・意見交換等）、情報発信活動の充実強化（学校等での薬物乱用防止や非行防止教室の開催等）などを行っています。

県内では北勢（四日市南警察署）、中勢（津警察署）、南勢（伊勢警察署）、伊賀（名張警察署）の4センターが設置されています。

【警察庁ホームページ、三重県警察本部ホームページより】

## ○少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき委嘱され、飲酒や喫煙をしている少年や風俗営業所等の客として出入りし、又は付近を徘徊している18歳未満の少年、その他少年の健全な育成に障害があると認められる行為を行っている少年の補導を行うほか、風俗営業等を営む者等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行っています。

また、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導、その他の援助を行うほか、少年の健全な育成に役立つ施策、活動への協力をしています。

身分は、三重県公安委員会から委嘱を受けています。

【三重県警察本部ホームページより】

## ○スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、学校に配置されている臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門職員のことです。

【三重県教育委員会生徒指導課より】

## ○スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術により学校において問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職員のことです。

【三重県教育委員会生徒指導課より】

## ○自立相談支援機関

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的及び計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る期間です。

なお、各福祉事務所設置自治体が、直営又は委託により運営しています。

【厚生労働省の生活困窮者自立支援事業等実施要綱より】

## ○生活保護受給者等就労自立促進事業

福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなど、ワンストップ型の支援体制を整備し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する事業です。

【厚生労働省ホームページより】

## ○青少年の非行・被害防止全国強調月間

内閣府では、学校が夏休みに入る毎年7月に、関係省庁、地方公共団体及び関係団体等と連携しながら、総合的な非行・被害防止活動を展開しています。

県においても当該期間中に、関係機関、関係団体、地域住民等が、青少年の非行・被害防止に対する共通の理解と認識を深め、青少年の規範意識の醸成、有害環境への適切な対応等、諸施策及び諸活動を有機的な連携のもとに集中的に実施しています。

【内閣府ホームページ／三重県子ども・福祉部少子化対策課ホームページより】

## ○青少年非行防止活動強化期間

地域の実態に応じて青少年の非行問題に対応し、「地域の子どもは地域で育てる」という気運の熟成をめざして、小学校、中学校、高等学校の夏季休業日に応じて、強化期間を設定しています。

【三重県子ども・福祉部少子化対策課ホームページより】

## ○地域包括ケアシステム

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、また今後は認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

【厚生労働省ホームページより】

## ○地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）

働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関です。

厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などが実施し、「身近に相談できる機関」として全都道府県に設置されています。

県内では四日市市、津市、伊勢市、伊賀市に設置されています。

【厚生労働省ホームページより】

## ○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方（日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行なうことが困難な方で、本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方）が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

事業の実施主体は都道府県（又は指定都市）社会福祉協議会とし、窓口業務は市町村の社会福祉協議会等で実施しています。

【厚生労働省ホームページより】

## ○農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であり、農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

【農林水産省ホームページより】

## ○法務少年支援センター

「子供が学校で友達とトラブルを起こしてしまい、困っている。」

「家庭内のしつけについて悩んでいる。」

法務少年支援センター（少年鑑別所）では、そのようなお悩みを、心理学等の専門的知識を有する職員が丁寧にお聞きし、例えば保護者の方に対して、今後のお子さんとの接し方を助言したり、お子さん御本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。

お一人でお悩みになる前に、まずは、お近くの法務少年支援センター（少年鑑別所）までお気軽にお問い合わせください。

【法務省ホームページより】

## ○学び直し支援制度

高等学校等を中退して再入学する場合、卒業するまでに高等学校等就学支援金（県立高等学校の授業料分の金額を支給する国の制度で、私立高等学校には加算もあり。）の支給期間 36 月（定時制・通信制の場合 48 月）を超えてしまう場合がありますが、その場合も最長 2 年（24 月）まで、就学支援金相当の支援を行う「学び直し支援制度」を実施しています。

【三重県教育委員会教育財務課ホームページより】

## ○みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「MieCo」）

県内に在住する外国人等を対象に、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る相談を対面又は電話にてワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口を設置しています。

なお、この相談業務は、県が公益財団法人三重県国際交流財団に業務委託しています。

【三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課ホームページより】

## ○三重県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会

連絡会の会員相互が連携を密にして、暴力団からの離脱者に対する社会復帰対策を講じるとともに、健全で明るい社会づくりに寄与することを目的として開催しているものです。

【公益財団法人暴力追放三重県民センターホームページより】

## ○三重県薬物乱用対策推進本部

国の薬物乱用対策推進会議（議長：厚生労働大臣）の地方本部として、各都道府県に設置されたもの（本部長：知事）であり、県の関係部局職員（教育委員会、警察本部を含む）のほか、国の関係出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所等）が本部員となっています。

【厚生労働省ホームページより】

## ○民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に理解や熱意があり地域の実情に詳しい方が地域の推薦を受け、各市町の民生委員推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱されています。

一定の区域を担当し、住民の生活上の課題や高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉など様々な社会福祉の分野に関して、常に住民の立場に立って相談・援助に応じています。

また、担当区域の住民の方が必要な福祉サービスが得られるよう、関係する行政機関等とのパイプ役となるなど、地域の福祉向上に努める奉仕者であり、児童福祉法による児童委員も兼ねています。

民生委員・児童委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

【三重県子ども・福祉部地域福祉課ホームページより】

## ○薬物乱用防止教育認定講師

ライオンズクラブ国際協会334-B地区と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの共同認定によるボランティアの薬物乱用防止に係る認定講師です。

なお、「ライオンズクラブ」は世界規模の奉仕団体であり、うち日本の岐阜県と三重県の地域が「334-B地区」となっており、ライオンズクラブの各地区単位で、薬物乱用防止教育認定講師養成講座が行われています。

【三重県医療保健部薬務感染症対策課より】

## ○薬物乱用防止指導員／薬物乱用防止指導啓発団体

薬物乱用防止を推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解を持つ指導員及び指導啓発団体を知事が委嘱しており、啓発活動のほか、県民の立場から覚せい剤等薬物乱用防止に関する問題点、改善すべき点などについての意見をいただき、薬物乱用防止活動に反映しています。

指導員は主に保護司と学校薬剤師、指導啓発団体はライオンズクラブとロータリークラブが委嘱を受けているとともに、保健所長推薦の指導員・指導啓発団体もあります。

なお、指導員については、厚生労働省により、各都道府県に置くこととされ、精神保健福祉センター（三重県ではこころの健康センター）等の関係行政機関との連携を密にし、また各種団体やボランティアの協力を得て、日常活動を通じた地域啓発活動を展開することのほか、薬物乱用に関する専門分野、経験、資格等に応じて、講演等での指導、さらには相談を行うものとされています。

【三重県医療保健部薬務感染症対策課より】

## 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

# 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%

### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者的心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の关心と理解を醸成

## 7つの重点分野と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内の学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等



### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、  
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ



第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン  
【最終案】（案）

令和2（2020）年2月

三 重 県

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画期間	2
第2章	第一期スマイルプランの総括と今後の課題	3
第1節	第一期スマイルプランを振り返って	3
第2節	少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等	13
第3章	計画のめざすべき社会像と基本的な考え方	27
第1節	めざすべき社会像	27
第2節	計画推進の原則	28
第3節	計画目標	32
第4章	ライフステージごとの取組および環境の整備等	36
第1節	子ども・思春期	38
第2節	若者／結婚	44
第3節	妊娠・出産	47
第4節	子育て	48
第5節	働き方	54
第6節	環境の整備等	55
第5章	重点的な取組	59
第6章	計画を推進するために	92
用語解説		94

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化が進展するなか、「みえ県民意識調査」等により結婚や出産について理想と現実にギャップがあること、社会環境の変化により家族のあり方が多様化し、地域の人間関係が変容するなかで、児童虐待の対応件数が増えていることなどをふまえ、県では、結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、平成27（2015）年3月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下、「第一期スマイルプラン」という。）を策定しました。

第一期スマイルプランでは、おおむね10年後のめざすべき社会像を設定するとともに、計画期間を5年間とし、取組の進捗状況や目標の達成度合いを評価し、改善を図ることとしました。

その後、平成27（2015）年度に、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」や「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「三重県子どもの貧困対策計画」を策定したこととに伴い、これらの計画の内容をふまえて、平成28（2016）年3月に、第一期スマイルプランの改訂を行いました。

次期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下、「第二期スマイルプラン」という。）は、第一期スマイルプランの取組の成果と今後の課題を検証するとともに、子どもを取り巻く環境や社会経済情勢を見極めつつ、さまざまな主体との協創のもと、結婚や妊娠、子育てなどに関する県民の希望の実現をめざすための取組を示した中期計画です。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」や「三重県社会的養育推進計画」、「健やか親子いきいきプランみえ」等と取組項目の一部が重複するとともに、相互に関連する以下の計画を一体化した計画です。

### （1）少子化対策計画

生まれてくる子どもの数が年々減少し、三重県内の総人口は平成19（2007）年をピークに減少するなか、国において少子化社会対策基本法に基づいて令和元年度に策定された（予定）「少子化社会対策大綱」などをふまえ、少子化対策全般に関する中期的な計画として策定。

### （2）三重県次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画として、第一期スマイルプランに一体化している「三重県次世代育成支援行動計画」（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）を改定。

### (3) 第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」(平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度) を改定。

### (4) 第二期三重県子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定される都道府県子どもの貧困対策計画として、「三重県子どもの貧困対策計画」(平成 28 (2016) 年度～令和元 (2019) 年度) を改定。

### (5) 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画として、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度) を改定。

## 第 3 節 計画期間

令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間です。

## 第2章 第一期スマイルプランの総括と今後の課題

### 第1節 第一期スマイルプランを振り返って

県では、第一期スマイルプランのもと、めざすべき社会像の実現に向け、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージに「働き方」も含めて、それぞれのステージごとに取組を整理するとともに、解決を図る必要性と優先度が高く、集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけて取り組んできました。

14の「重点的な取組」の達成状況を平成30（2018）年度の実績で見ると、29の重点目標のうち目標達成は18項目と約6割にとどまりましたが、進展度は「進んだ」「ある程度進んだ」と評価するものが11取組となっており、進捗はおおむね順調であると考えられます。

子どもスマイルプランの2つの総合目標のうち、合計特殊出生率については、目標とする希望出生率1.8台とは依然として乖離がありますが、平成30（2018）年は1.54で、3年ぶりに増加し、全国1位の増加幅となりました。また、出生数の減少幅を前年より大幅に抑えることができました。

一方で、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育つていると感じる県民の割合」は、計画策定時から減少傾向にあります。平成30（2018）年度に実施した調査では、子どもたちについて「元気がある」と感じる県民の割合は増加傾向であるものの、「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合が減少傾向で、ふだん子どもとふれあう機会の少ない人も含め、「地域で子どもを育てる」という気運醸成を図ることが重要です。

少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、今後も、さまざまな主体と協創して、効果的な取組を着実に推進していく必要があります。

なお、この5年間のライフステージごとの主な成果と課題は次のとおりです。

#### （1）子ども・思春期

結婚・妊娠の希望をかなえるためには、子ども・思春期から家庭生活の大切さなどを考え、妊娠などに関する医学的に正しい情報を理解することが重要であり、ライフプラン教育を推進しました。また、生まれ育った家庭環境等に関わらず、全ての子どもが豊かに育つことができるよう、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、社会的養護の推進などに取り組みました。

#### 【ライフプラン教育の推進】

小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業のほか、高校生、大学生、企業の若手従業員などに対して、医学的に正しい知識の情報提供に取り組みました。その結果、ライフプラン教育を実施する市町は平成26（2014）年度の10市町から平成30（2018）年度には25市町に、県立高等学校におけるライフプラン教育の実施率は平成27（2015）年度の58.6%から平成30（2018）年度には78.9%に増加しました。しかし、県が平成29（2017）年度に実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」によると、「不妊の原因の半数は男性にある」ことがまだ広く知られていないなど、医学的に正

しい知識の普及を図る必要があります。

#### 【子どもの貧困対策】

平成 28 (2016) 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの将来が貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、取組を進めました。平成 28 (2016) 年度には「三重県子どもの貧困対策推進会議」を立ち上げ、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体の顔の見える関係づくりに取り組むなどした結果、計画の 5 つの支援の柱の一つである教育の支援について、学習支援を利用できる市町が平成 26 (2014) 年度の 6 市町から平成 30 (2018) 年度には 28 市町に増加しました。また、平成 29 (2017) 年度に実施した子ども食堂実態調査の結果をふまえ、ハンドブックの作成や開設講座を開催し、運営等のノウハウを提供することで、多くの団体が活動に参画できるよう取り組むとともに、関係団体でつくる「三重こども食堂ネットワーク」の設立を支援しました。今後は、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」の改定をふまえた計画の改定を行い、生まれ育った家庭状況に関わりなく、子どもが夢や希望を持って成長できるよう取り組んでいく必要があります。

#### 【児童虐待の防止】

児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの運用による対応を行うとともに、平成 30 (2018) 年 8 月に市長会、町村会、警察本部、県の 4 者で「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結するなど、関係機関との連携・協力体制の強化に努めました。また、児童相談所の職員を増員したほか、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるよう、平成 31 (2019) 年 4 月に県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置しました。さらに、児童虐待対応への A-I 技術導入の実証実験やアドボカシーに関する研修などに取り組みました。児童虐待防止関連法の改正をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」を改正する（予定）ほか、引き続き、アセスメントツールの検証、精度の向上を図り、人材育成や適切な一時保護の実施につなげるとともに、子どもの権利に主眼を置いた取組を推進することにより、児童虐待対応のより一層の充実・強化を図る必要があります。

#### 【社会的養護の推進】

平成 27 (2015) 年 3 月に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、令和 11 (2029) 年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていく目標を定め、家庭的養護の推進に取り組んできました。その結果、里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合は平成 26 (2014) 年末の 16.1% から平成 30 (2018) 年度には 28.8% に、グループホームでケアを受けている要保護児童の割合は平成 26 (2014) 年末の 7.8% から平成 30 (2018) 年度には 16.1% に増加とともに、里親の登録者数も平成 26 (2014) 年末の 202 世帯から平成 30 年 (2018) 年度には 265 世帯に増加しました。今後は、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもの最善の利益を実現するため、子どもの権利擁護、里親委託の推進、施設

の小規模化かつ地域分散化、児童養護施設退所者の自立支援の推進等に取り組む必要があります。

## (2) 若者／結婚

結婚の希望をかなえるために、若者の安定した経済基盤の確保や出逢いの支援などに取り組みました。

### 【若者の雇用対策】

若者の安定した経済基盤の確立に向け、就労をワンストップで支援する「おしごと広場みえ」において、県内企業の情報発信や就職説明会等を行いました。また、U・Iターン就職の促進に向け、就職支援協定を締結した県外大学と連携して学生向けに情報発信等を進めました。一方で、「おしごと広場みえ」の新規登録者数や、県内の中小企業を対象とした就職説明会への参加者数は減少しています。企業からは人材確保が困難、人材確保のためのノウハウを学ぶ機会がないといった意見があり、それらへの対応が必要です。

### 【出逢いの支援】

平成26年12月にオープンした「みえ出逢いサポートセンター」において出会いの場の情報提供等を行うとともに、社会全体で結婚を応援する気運を醸成するため、夫婦・恋人の絆を深める取組として「思いやりアクション」に取り組みました。また、結婚支援担当者会議を開催し、結婚に関するデータや他市町の取組について情報共有を行うなど、市町と連携した取組を進めました。一方で、県が平成29(2017)年度に実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」では、結婚していない理由として「出会いがない」と回答した方は依然として多く、結婚を希望する方等に対して、ニーズに応じた支援が県内各地域で展開されるよう取り組んでいく必要があります。

## (3) 妊娠・出産

不妊に悩む家族への支援や周産期の医療体制の充実、妊娠婦や育児中の親の孤立へのケアなど、妊娠・出産期の方への支援を進めました。

### 【不妊に悩む家族への支援】

特定不妊治療費助成に加えて県独自の不妊治療費助成などの取組により、県単事業を実施する市町数が増加しました。また、不妊専門相談センターにおいて電話相談等を実施しました。県独自の助成については、全ての市町で受けられるわけではないため、引き続き実施市町の拡大に向けて働きかけていく必要があります。また、専門相談においては、体外受精等、治療に関する相談だけでなく、不妊治療を行うことへの迷いや、夫や周囲との人間関係に関する相談など多岐にわたっています。不妊や不育

症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを進めることができます。

また、働きながら不妊治療を受ける方が増えていることから、不妊治療と仕事の両立に向けた取組が必要です。あわせて、小児、思春期・若者がん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来、子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、妊娠性温存治療費用について助成を行う必要があります。

#### 【切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実】

母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援等の取組により、全ての市町で総合的な相談窓口が設置されました。また、産後うつや新生児への虐待防止等を図る観点から平成29（2017）年度より産婦健康診査が始まりました。県内全域で産後早期の支援が強化されるよう「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）の取組を加速させ、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進める必要があります。また、母子保健法の改正により法定化された「子育て世代包括支援センター」の設置を進め、妊娠期から子育て期まで切れ目なく「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、相談支援の充実に取り組む必要があります。

#### 【周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援】

必要な産科・産婦人科、小児科医等を確保するため、より多くの医師修学資金貸与者等に三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師確保に取り組みました。しかし、依然としてこれらの医師は不足している状況にあり、周産期医療体制の充実を図る必要があります。助産師についても、助産師修学資金貸与制度や助産師出向システムの運用等、助産師の確保対策に取り組みましたが、就業助産師数は全国平均を下回っています。

限られた医療資源を有効に生かしながら、安全で安心して妊娠、出産ができる環境整備を進めるため、平成30（2018）年度から県内5つの周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業を実施し、周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、医療技術の進歩により医療的ケアが必要な小児が増加するなか、保健・医療・福祉・教育等の多職種が連携した小児在宅医療提供体制の構築を進めてきました。平成29（2017）年度には多職種が連携した在宅医療支援ネットワークが新たに設立され、県内全域をカバーする体制が構築されました。今後も医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できるよう、人材育成やレスパイト体制の構築などに取り組んでいく必要があります。

#### （4）子育て

子育て家庭を支える取組として、保育・放課後児童対策などによる家庭の支援や男性の育児参画の推進、発達支援が必要な子どもへの対応などを行いました。

### 【保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援】

平成 27 (2015) 年度から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、認定こども園や保育所の施設整備、運営費の補助、加配保育士に対する補助などを実施した結果、3年間で保育所等の定員を約 1,100 人分増やすことができました。一方で、保育士の確保が難しい状況の中、保育士の配置基準が他年齢児よりも高い0歳～2歳児の利用申し込みの増加に対応できず、施設の定員と実際に受け入れできる児童数に乖離がある保育所等があるほか、利便性の高い地区の保育所等に利用希望が集中するなどにより待機児童の解消に至っていません。平成 30 (2018) 年度に実施した潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を分析したところ、多くの方が 7 年未満で保育士を辞めており、その理由の大半を賃金や休暇、残業などの労働条件の不満が占めていました。また、再就職に求める条件としては、「就業時間が自分の条件に合う」という回答が最も多く、働きやすい職場環境の整備を進めることが保育士の就労促進、離職防止につながることがわかりました。今後は、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、さらに保育ニーズが増加することが想定されるため、保育所等の施設整備はもとより、保育士の負担軽減や労働環境の整備に注力することで、保育士の確保、待機児童の解消を図る必要があります。

また、令和元 (2019) 年度において、県内で放課後児童クラブを設置している小学校区の割合は 93.1% となっていますが、利用を希望する児童の増加などにより、待機児童の解消には至っていません。引き続き、施設整備や従事者の確保を推進することで、児童が安心して過ごすことのできる居場所を整備し、子育て家庭を支援していく必要があります。

### 【男性の育児参画の推進、企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援】

地域の子育て応援について、乳幼児から小学生の子を持つ親同士の交流の機会の提供などの親の学びを応援する取組や野外体験保育を推進する上で核となる人材の養成、「みえの育児男子プロジェクト」として男性の育児参画を進めるとともに、「イクボス伝道師」を養成するなど、企業等におけるイクボス推進の取組を実施しました。国の調査によると、三重県の 6 歳未満の子どもがいる世帯の夫の育児時間は、平成 23 (2011) 年の 1 日あたり 35 分が、平成 28 (2016) 年には 53 分と全国平均を上回る増加となりました。また、全国でイクボスの普及啓発に取り組んでいる NPO 法人ファザーリング・ジャパンによる平成 29 (2017) 年イクボス充実度アンケート調査では、三重県が都道府県部門で第 1 位となりました。

そのほか、企業と連携し、三重の未来を担う子どもや子育て家庭を応援する事業に役立てるための財源の確保に努めたほか、民間事業者が開発した移動式の授乳室を都道府県で初めて設置するなど、子育てしやすい環境整備に努めました。

また、平成 28 (2016) 年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、多くの市町・団体が家庭教育を支援する取組を進めており、今後も「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、家庭の自主性を尊重しながら、市町やさまざまな主体等と連携し、家庭や地域の実態に応じた取組を進める必要があります。

### 【発達支援が必要な子どもへの対応】

三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校において、隣接する国立病院機構三重病院とも連携し、専門性の高い医療、福祉サービスの充実に取り組んだほか、発達障がい児等に対する早期支援ツールである「C L M (Check List in Mie) と個別指導計画」の保育所、幼稚園等への導入を促進しています。引き続き、同センターにおける市町職員の受入れによる専門的な人材の育成や、県民の発達障がい等に関する知識の向上に係る取組を行っていく必要があります。

### (5) 働き方

結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるためには、仕事と家庭の両立への不安や、両立のための制度を利用しづらい雰囲気を解消する取組が必要であり、子育て期女性の就労に関する支援やワーク・ライフ・バランスの推進、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりなどの取組を進めました。

### 【子育て期女性の就労に関する支援】

働きたいと考えている女性等を対象とした就労相談やキャリアアップセミナーを実施するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりを支援するため、企業を対象としたセミナーの開催や、再就職したい女性と女性採用に熱心な企業とのマッチング等に取り組みました。また、高等教育機関の学生を対象にしたセミナーを実施し、子育て等のライフイベントにおいても、希望に応じて働き続けられるよう、就労継続に関する意識啓発に取り組みました。今後も、女性の就労に向けた課題等を把握し、再就職支援などを希望する女性のニーズに合わせた取組が必要です。

女性活躍の推進について、平成 27 (2015) 年度より「みえの輝く女子プロジェクト」として「トップおよび男性の意識改革」「働く女性のモチベーション向上」「女性が活躍できる職場環境づくり」の 3 本柱に沿ったさまざまな支援を展開してきた結果、多くの団体が趣旨に賛同し、また女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の県内の策定届出数（従業員 300 人以下の企業・団体）は 308 件（平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在）となり全国 3 位を誇るなど、女性活躍推進の気運醸成については一定の成果を得ることができました。しかし、県内の中小企業における女性管理職比率はここ数年 10% 前後と横ばいで、働く場において真に女性が活躍しているとはまだまだいえない状況であり、引き続き女性が活躍できる環境整備の支援が必要です。

### 【企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援】

働き方改革を進める企業の登録・表彰の実施による優れた取組事例の共有のほか、働き方改革に意欲的な中小企業にアドバイザーを派遣して生産性の向上や労働環境の課題解決を図るなど、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めました。加えて、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりのため、平成 28 (2016) 年度に人事労務担当者向けの事例マニュアルおよび労働者向けのリーフレットを作成し、企業等へ継続して配布・説明を行い、働く女性が安心して妊娠・出産し、男女がともに子育てをしながら仕事を継続できる職場づくりを支援しました。今後は、法

改正により企業等におけるハラスメントの防止対策が強化されたことをふまえ、引き続き企業等に対する実効性の高い働きかけを進めるとともに、従業員等の結婚・子育て・介護等のライフイベントに対して、ワーク・ライフ・バランスがとれた働きやすい職場環境が、職場の規模に関わらず実現するよう働きかけるなど、安心して子育て等ができる企業の取組を促進していく必要があります。

<第一期スマイルプランに係る重点的な取組の進展度等一覧>

■進展度：重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4段階で判断しています。

(○) (進んだ) (○) (ある程度進んだ) (○) (あまり進まなかった) (○) (進まなかった)

重点的な取組	重点目標	H30 実績値	R1 計画期間	進展度			
		(H30 目標 値)	終了時点 目標値	H27	H28	H29	H30
1 ライフプラン 教育の推進	ライフプラン教育を実施し ている市町数	25 市町 (26 市町)	29 市町	(○)	(○)	(○)	(○)
	県立高等学校においてライ フプラン教育に関する取組 を実施した割合	78.9% (90.0%)	100.0%				
2 若者の雇用対 策	「おしごと広場みえ」利用 者の就職率	60.0% (58.3%)	59.0%	(○)	(○)	(○)	(○)
	県内新規学卒者等が県内に 就職した割合	72.0% (75.4%)	76.1%				
3 出逢いの支援	出逢いの場の情報提供数	263 件 (220 件)	240 件	(○)	(○)	(○)	(○)
	結婚支援に取り組む市町数	21 市町 (21 市町)	22 市町				
4 不妊に悩む家 族への支援	男性の不妊治療等、県独自 の不妊治療助成に取り組む 市町数	29 市町 (29 市町)	29 市町	(○)	(○)	(○)	(○)
	県独自の全ての不妊治療助 成事業に取り組む市町数 (※新たに 27 年度に設定)	16 市町 (18 市町)	20 市町				
5 切れ目のない 妊娠婦・乳幼児 ケアの充実	日常の育児について相談相 手のいる親の割合	99.3% (99.9%)	100.0%	(○)	(○)	(○)	(○)
	妊娠期から子育て期にわた る総合的な相談窓口が整備 されている市町数	29 市町 (29 市町)	29 市町				
	訪問・通所・宿泊等による産 後ケアを実施できる体制が ある市町数	22 市町 (20 市町)	22 市町				
6 周産期医療体 制の充実と在 宅での療育・療 養支援	出産 1 万あたりの産科・産 婦人科医師数	121 人(28 年) (110 人以上)	110 人以上 (30 年)	(○)	(○)	(○)	(○)
	小児人口 1 万人あたりの病 院勤務小児科医師数	5.3 人(28 年) (5.5 人以上)	5.5 人以上 (30 年)				
	就業助産師数	420 人(28 年) (447 人)	491 人(30 年)				
	周産期医療施設から退院し たハイリスク児への市町に おける訪問等の実施率	100.0% (100.0%)	100.0%				

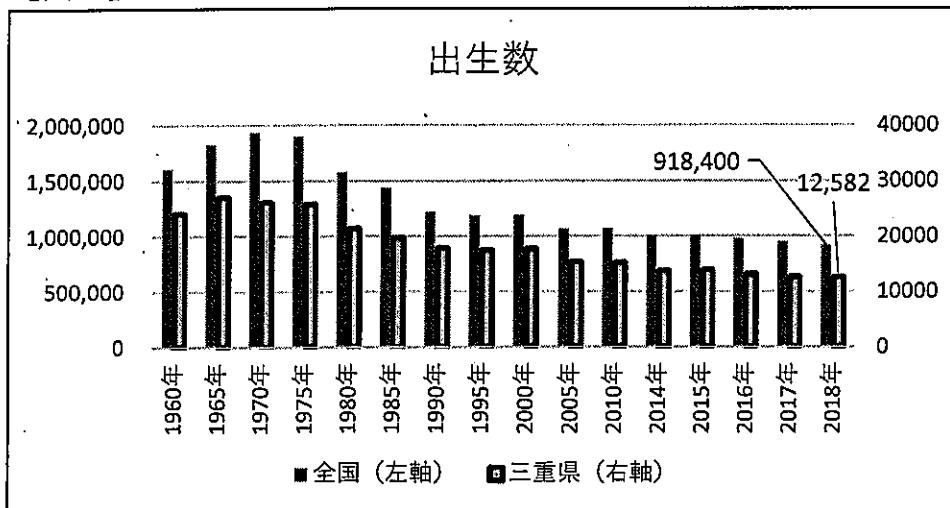
重点的な取組	重点目標	(H30 目標 値)	終了時点 目標値	R1 計画期間				進展度			
				H27	H28	H29	H30				
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	保育所の待機児童数（県）	80人 (24人)	0人	😊	😊	😊	😊				
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合（県）	94.9% (93.0%)	93.0%								
	放課後児童クラブの待機児童数（※新たに27年度に設定）	74人 (21人)	0人								
	家庭教育を支援する市町・団体数（累計）（※新たに27年度に設定）	88市町・団体 (59市町・団体)	110市町・団体								
	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合（※新たに27年度に設定）	58.3% (92.0%)	100.0%								
8 男性の育児参画の推進	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数（累計）	253企業・団体 (240企業・団体)	300企業・団体	😊	😊	😊	😊				
	育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）	4.4% (29年度) (12.0%)	14.0% (30年度)								
9 子育て期女性の就労に関する支援	学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数	8校 (8校)	10校	😊	😊	😊	😊				
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	68.3% (59.0%)	65.0%	😊	😊	😊	😊				
11 子どもの貧困対策	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用する市町数（※新たに27年度に設定）	28市町 (27市町)	29市町	—	😊	😊	😊				
12 児童虐待の防止	児童虐待により死亡した児童数	0人 (0人)	0人	😊	😊	😊	😊				
13 社会的養護の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合	16.1% (16.1%)	18.1%	😊	😊	😊	😊				
	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	28.8% (24.5%)	24.5%								
14 発達支援が必要な子どもへの対応	「C.L.Mと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	53.8% (65.0%)	75.0%	😊	😊	😊	😊				

## 第2節 少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等

### (1) 少子化をめぐる現状等

生まれてくる子どもの数は年々減少しています。全国の出生数は図1のとおり、1970年代は190万人を超えていましたが、減少傾向が続き、平成28（2016）年には100万人を下回っている状況です。三重県の出生数も全国と同様に減少傾向が続いており、平成30（2018）年は1970年代の半数以下の12,582人となっています。20～30歳代の女性人口がこれからも減少する見込みであることから、出生数は今後も減少傾向が続くと考えられます。

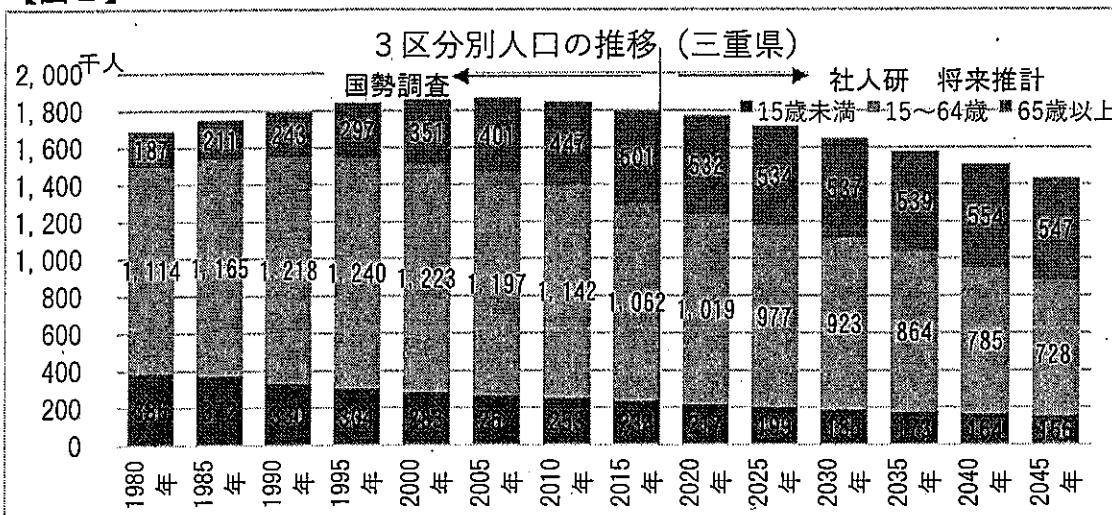
【図1】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

三重県の人口や年代構成は図2のとおりです。三重県の総人口は平成19（2007）年をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では今後も減少が見込まれています。年齢3区分でみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口はすでに減少しており、増加している65歳以上の老人人口も令和22（2040）年以降減少に転じる見込みとなっています。

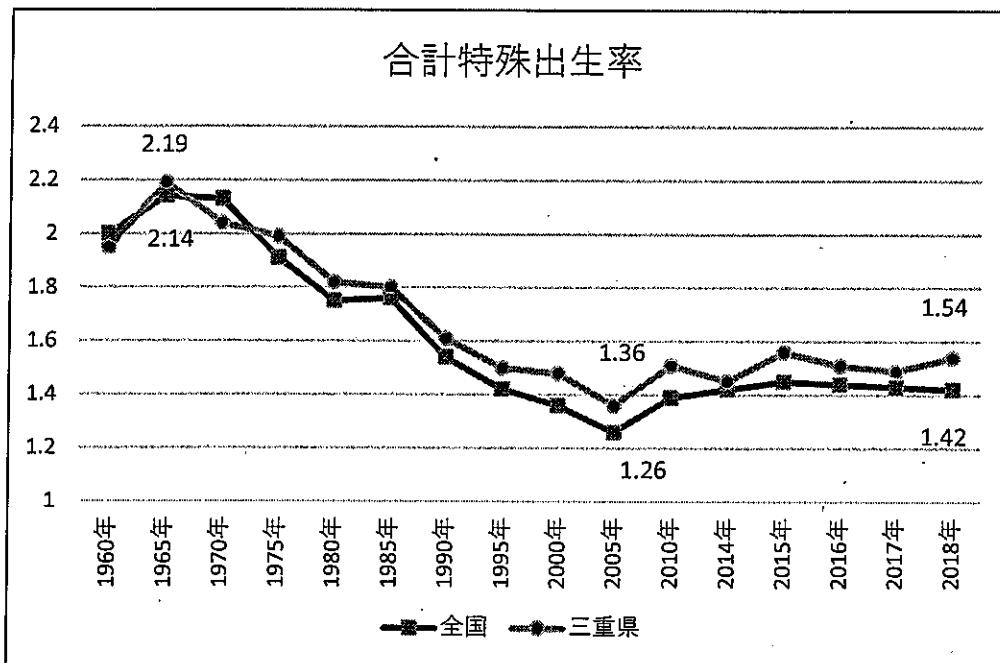
【図2】



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（都道府県）」

一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する合計特殊出生率は図3のとおり、平成17（2005）年以降、ゆるやかな増加傾向にありました。近年は横ばい傾向にあります。平成30（2018）年の三重県の合計特殊出生率は3年ぶりに増加し、1.54となっています。

【図3】

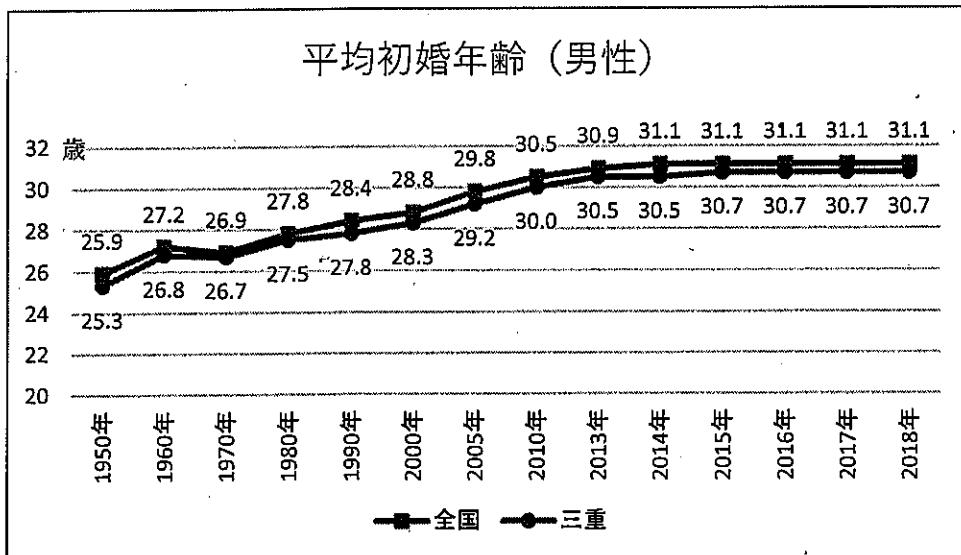


資料：厚生労働省「人口動態統計」

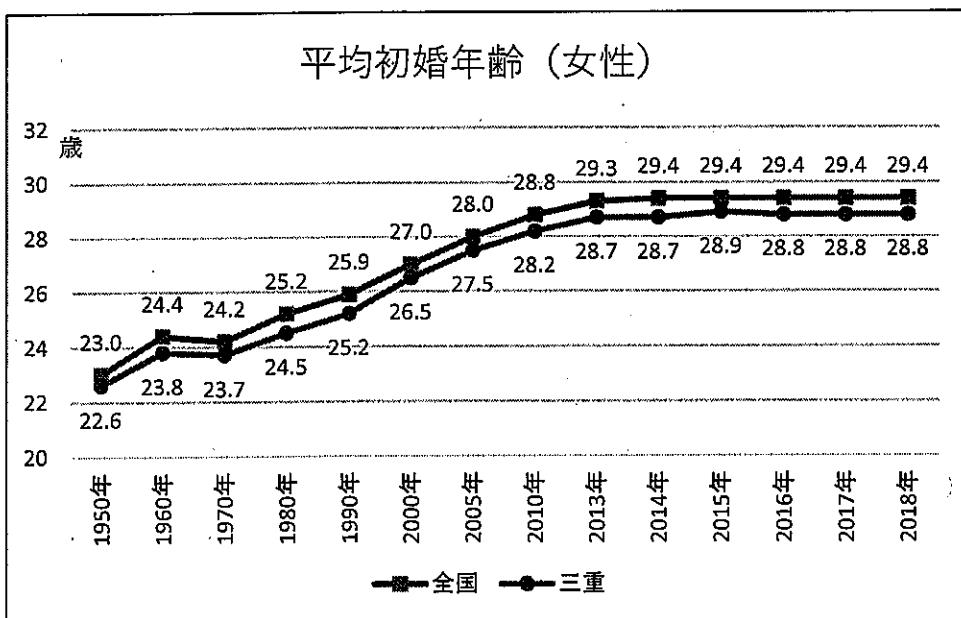
出生率の変化は、結婚行動の変化と結婚後の出産行動の変化という2つの要因にほぼ分解できると言われています。

平均初婚年齢は図4・図5のとおり、男女とも増加傾向が続いていましたが、近年は横ばい状態が続いています。平成29（2017）年度に三重県が実施した意識調査では、理想の結婚年齢は平均で男性が29.3歳、女性が27.4歳であり、男女とも1.4歳の差があり、理想との間でギャップが生じています。

【図4】



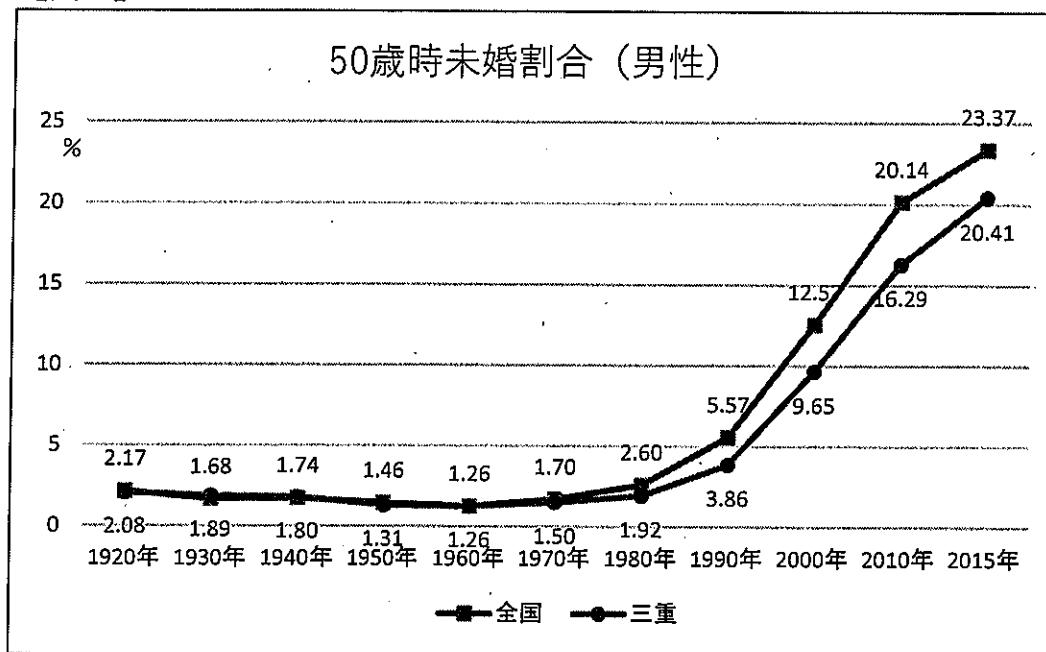
【図5】



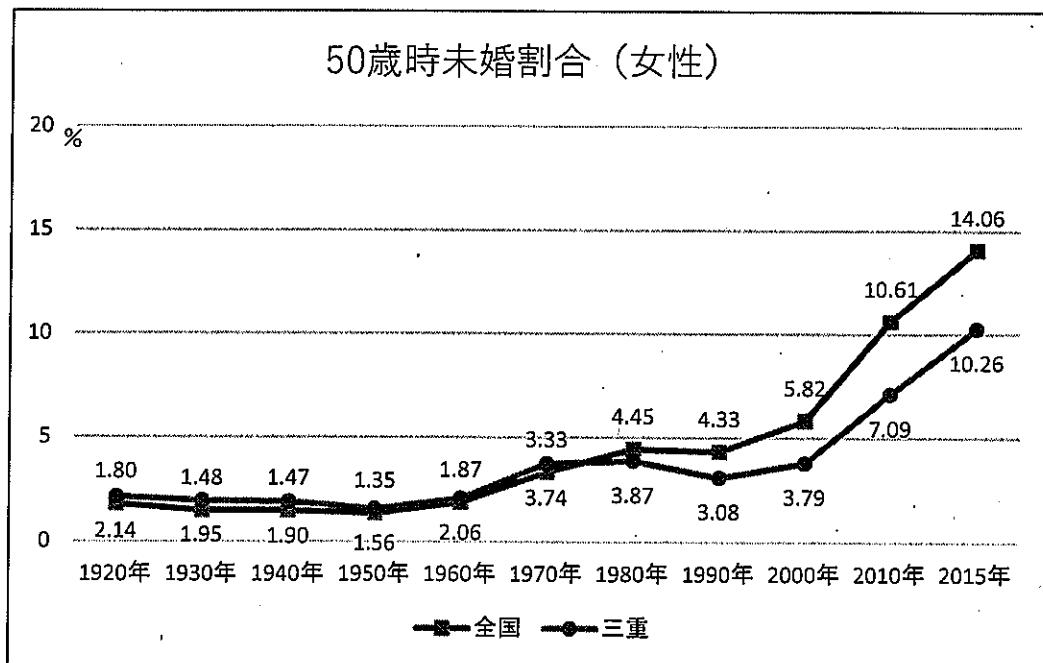
資料：厚生労働省「人口動態統計」

50歳の時点で未婚である割合は図6・図7のとおり、特に平成2（1990）年以降大幅に上昇しており、平成27（2015）年において、三重県の男性で約5人に1人、女性で約10人に1人が未婚となっています。

【図6】



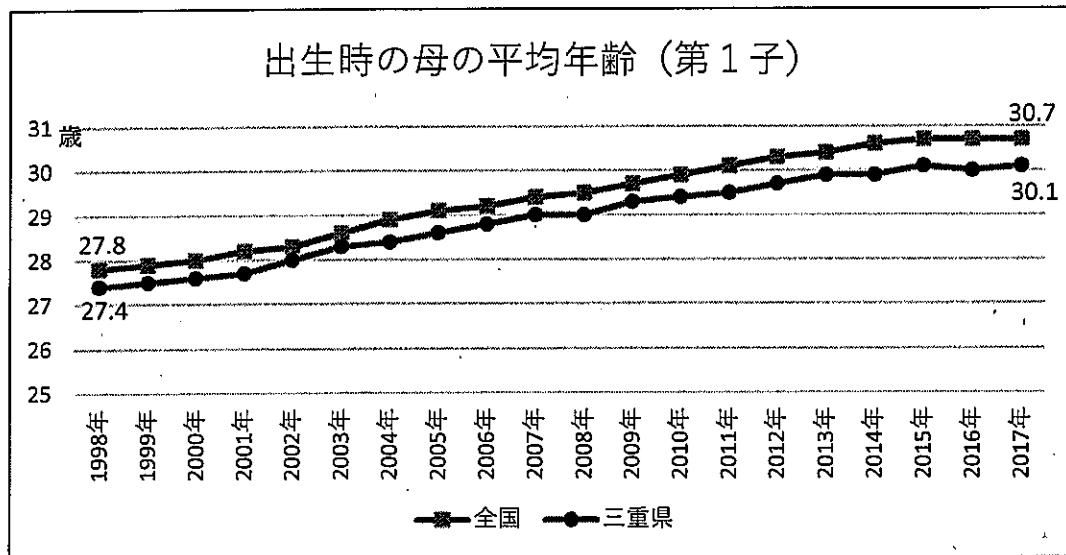
【図7】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第1子出生時の母の平均年齢は図8のとおり、女性の平均初婚年齢と同様、上昇傾向から近年は横ばい状態となっています。

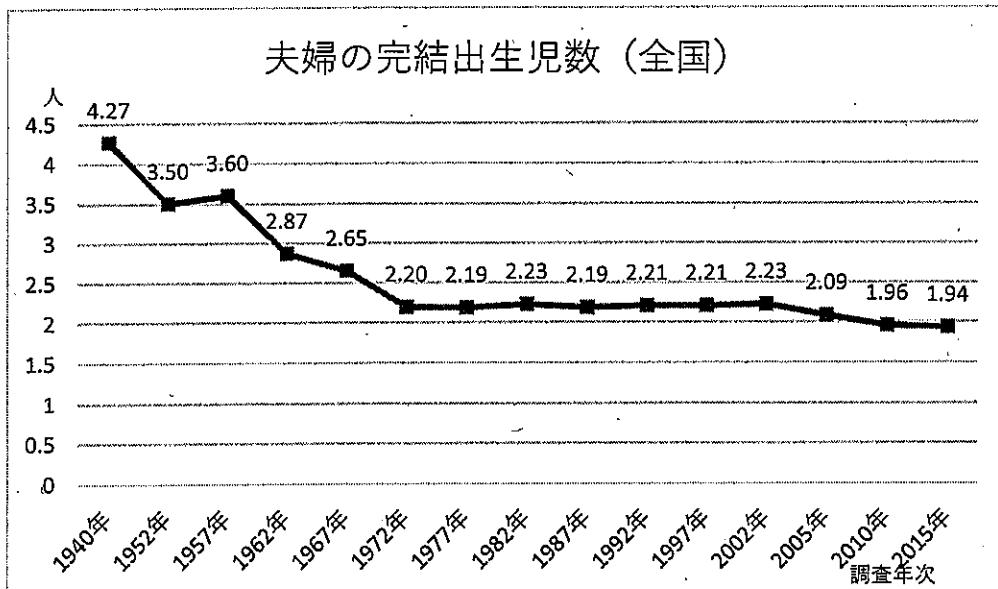
【図8】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

夫婦の完結出生児数（全国）は図9のとおり、1970年代から2000年代前半にかけては2.2人前後で推移していましたが、平成22（2010）年には2人を切り、平成27（2015）年には過去最低である1.94人になっています。

【図9】

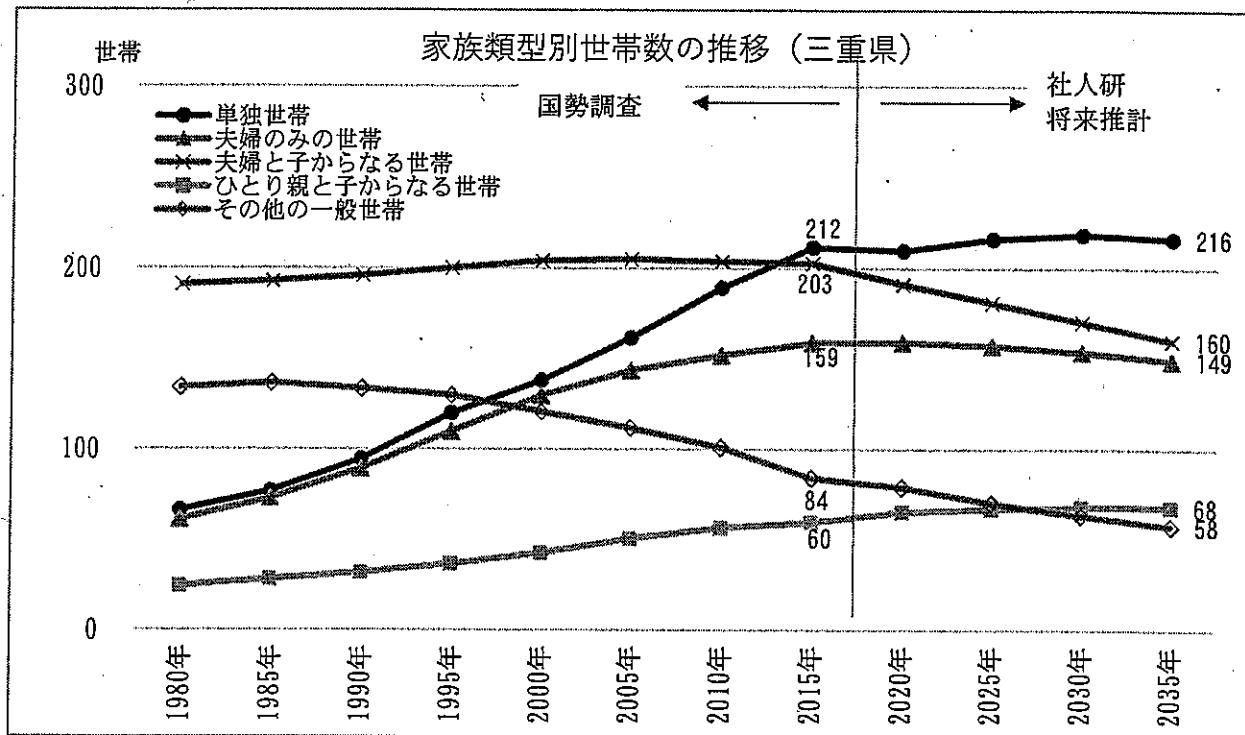


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

（注）対象は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年である。

三重県の家族類型別世帯数は図10のとおり、単独世帯が増加を続け、平成27（2015）年には夫婦と子からなる世帯を上回り、最も多くなっています。将来推計では、夫婦と子からなる世帯は減少が見込まれる一方、ひとり親と子からなる世帯は増加が見込まれています。

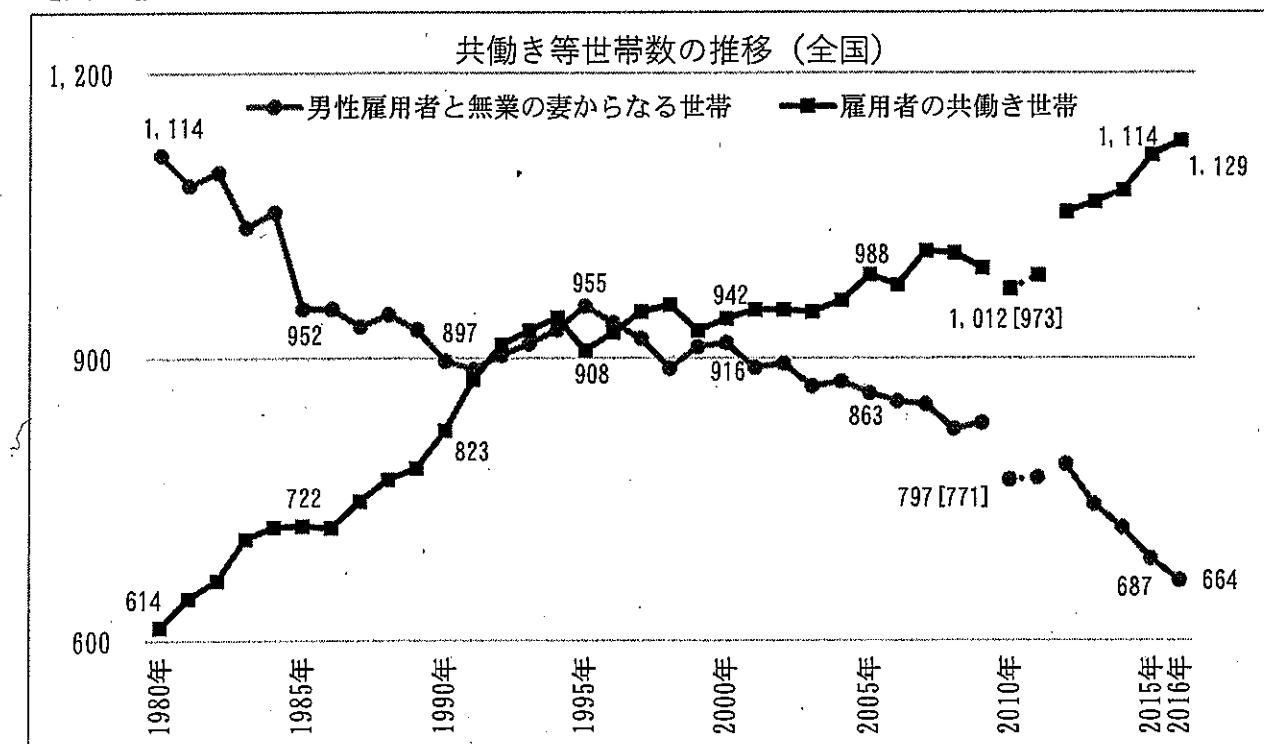
【図10】



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計（都道府県）」

図11は共働き等世帯数の推移（全国）です。1990年代に「雇用者の共働き世帯」が「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を上回ってから、その差は年々大きくなっています。

【図11】

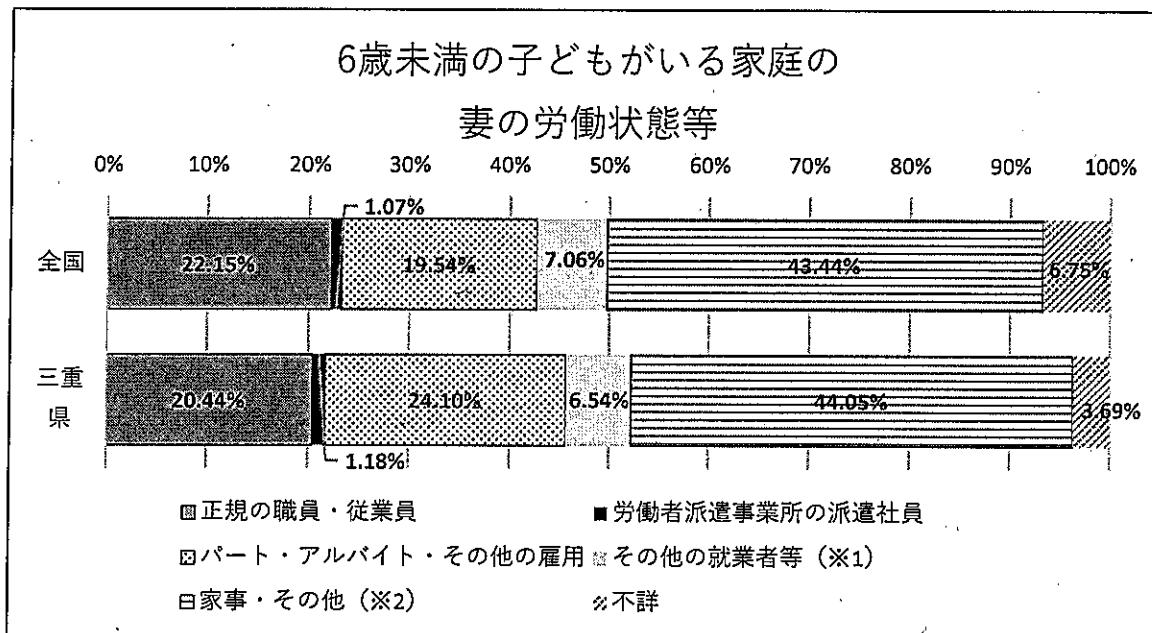


資料：内閣府「平成29年版男女共同参画白書」

- 注：
- (1) 1980年から2001年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、1980年から1982年は各年3月)、2002年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違するところから、時系列比較には注意を要する。
  - (2) 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
  - (3) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
  - (4) 2010年及び2011年の値[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

6歳未満の子どもがいる家庭の妻の労働状態等は図12のとおりです。全国、三重県とも「家事・その他」の割合が40%以上となっています。また、雇用者の状況について、「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他の雇用」を合わせた割合と「正規の職員・従業員」の割合を見ると、全国は「正規の職員・従業員」の割合が2%ほど高い一方、三重県は「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他の雇用」を合わせた割合の方が5%ほど高くなっています。

【図12】



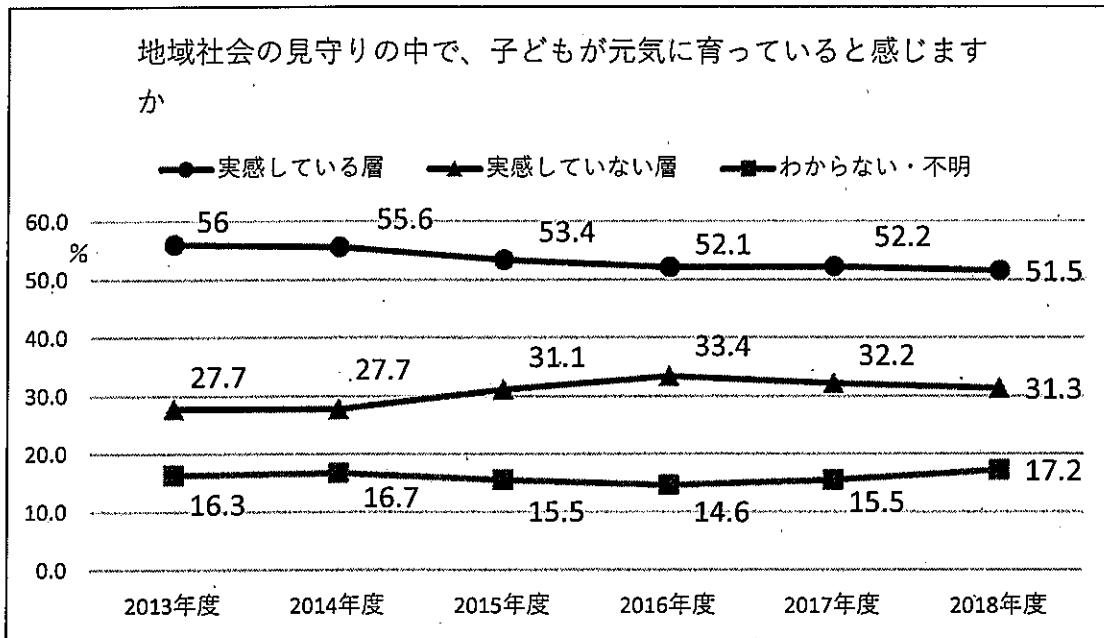
資料：平成27年国勢調査（就業状態等基本集計）

※1 役員、雇人のある業主、雇人のない業主、家族従業者、家庭内職者、従業上の地位「不詳」、完全失業者

※2 家事、通学、その他（「通学、その他」の割合は、全国0.46%、三重県0.53%）

次に、子どもや子育て等に係る県民の意識やその変化を見ます。「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、図13のとおり減少傾向にあります。

【図13】

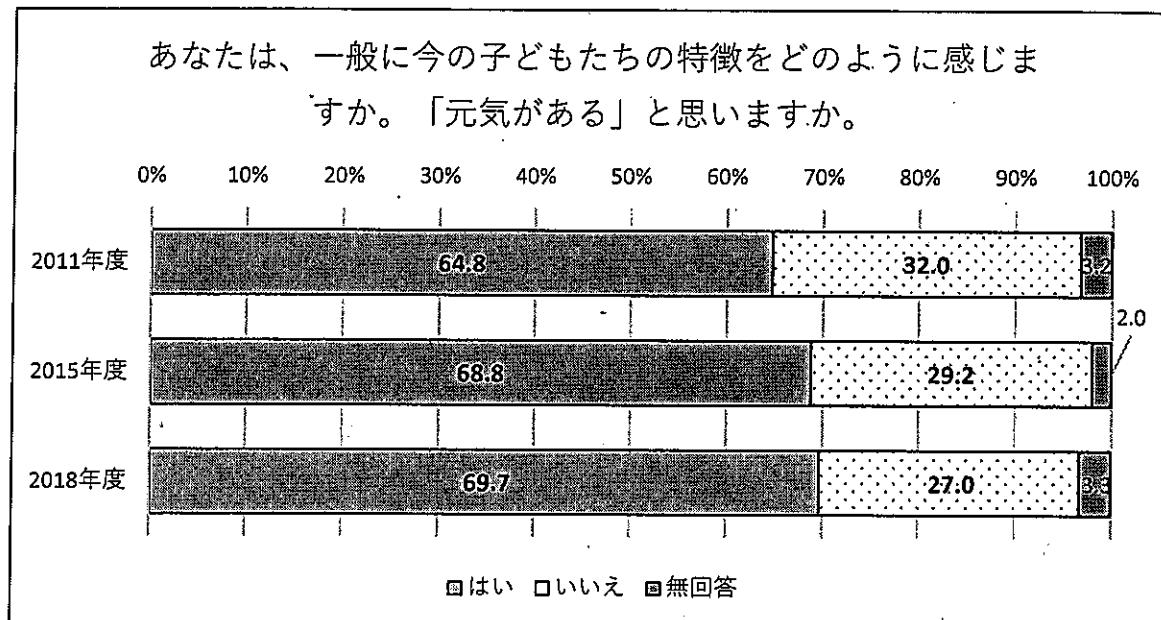


資料：三重県「みえ県民意識調査」

実感している層は「感じる」または「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合の合計、実感していない層は「どちらかといえば感じない」または「感じない」と回答した人の割合の合計を表す。

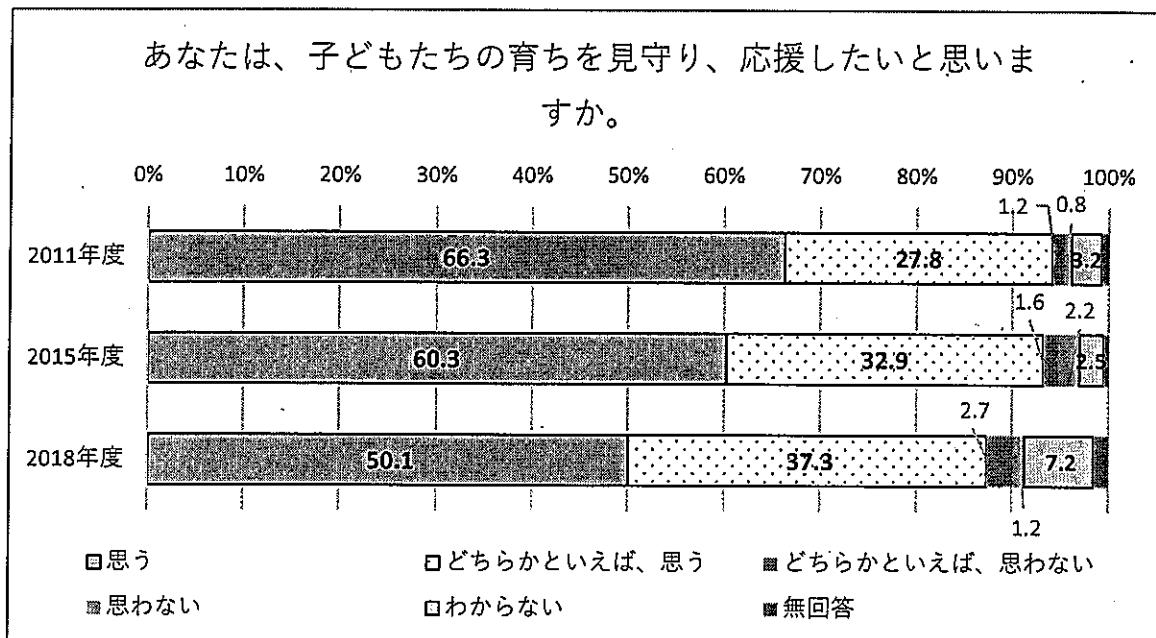
子どもたちについて「元気がある」と思う県民の割合は図14のとおり増加している一方、図15のとおり「子どもたちの育ちを見守り、応援したい」と思う割合は減少しています。

【図14】



資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」

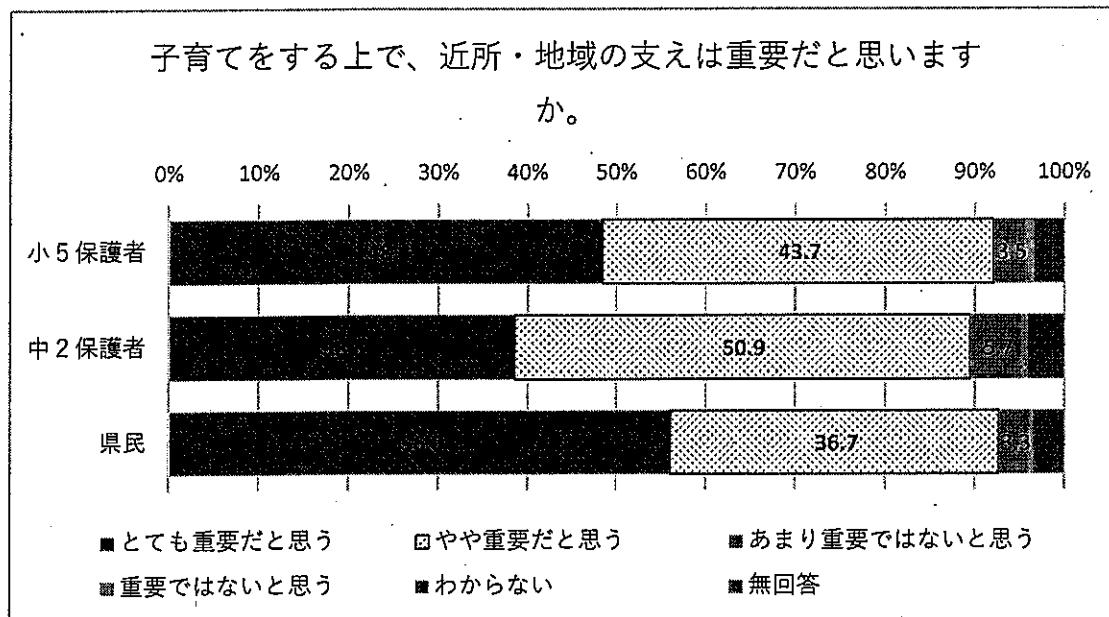
【図15】



資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」

「子育てにおいて、近所や地域の支えは重要だと思うか」を小中学生の保護者や県民に聞いたところ、図16のとおり約9割の人が「とても重要だと思う」または「やや重要だと思う」と回答しています。

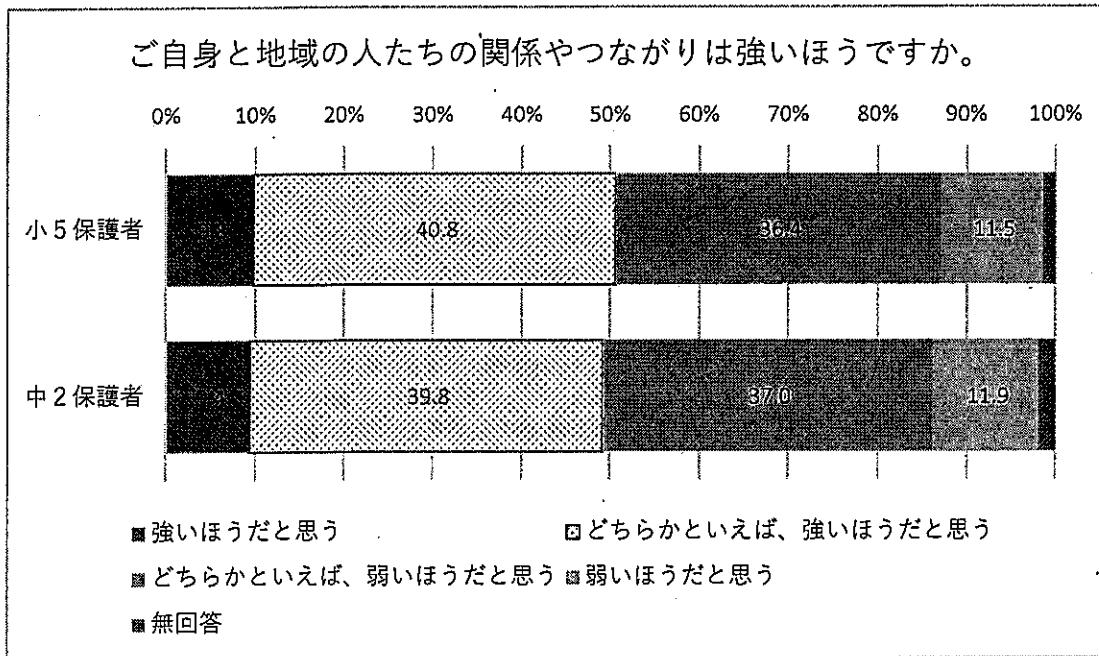
【図16】



資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・保護者調査、県民調査」(2018年度)

一方で、小中学生の保護者に地域の人たちとのつながりの強さを聞いたところ、図17のとおり「強いほうだと思う」または「どちらかといえば、強いほうだと思う」と回答した人の割合は5割程度にとどまっています。

【図17】



資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・保護者調査」(2018年度)

県民が参加する子育てに係る活動については、図18のとおり防犯のための声かけや登下校の見守り活動が一番多くなっていますが、8割の人が活動に参加していない状況です。活動に参加していない理由は図19のとおり、「仕事や家事などで忙しくて時間が無い」に次いで、「活動に関する情報がないため、関わる機会がない」となっています。

【図18】

地域社会における子育てに関する活動の支え手として、あなたが現在参加している活動はありますか。（複数回答）（単位：%）

子育てに関する悩みについて相談にのる活動	2.9
子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動	③3.6
子育てに関する情報を提供する活動	3.0
子育て家庭の家事・育児を支援する活動	2.0
急な外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる活動	3.5
子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする活動	②7.4
子育てに関する知識や技術の学びを提供する活動	2.2
子育てをする親の状況について、周囲の理解を深めるための活動	1.6
その他	3.2
参加している活動はない	①80.0
無回答	2.6

資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」（2018年度）

【図19】

図18で「参加している活動はない」を選択した人にお聞きします。参加していない（参加できない）理由は何ですか。  
(複数回答) (単位: %)

仕事や家事などで忙しくて時間が無い	①42.5
子どもを他人と関わらせることに対する保護者の抵抗感などの風潮がある	5.4
活動に関する情報がないため、関わる機会がない	②29.8
活動自体に興味がない	5.4
子どもが好きではない	2.3
その他	12.5
特に理由はない	③16.0
無回答	8.7

資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」(2018年度)

県民に今後参加したい子育てに関する活動について聞いたところ、図20のとおり「参加したいと思わない」は20.1%にとどまるところから、県民の参加意向は低くないことが伺えます。

【図20】

地域社会における子育てに関する活動の支え手として、あなたが今後参加したい活動（現在参加している活動を継続する場合も含む）はありますか。（複数回答）

(単位：%)

子育てに関する悩みについて相談にのる活動	9.6
子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動	10.2
子育てに関する情報を提供する活動	8.8
子育て家庭の家事・育児を支援する活動	7.5
急な外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる活動	13.3
子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする活動	②26.9
子育てに関する知識や技術の学びを提供する活動	6.7
子育てをする親の状況について、周囲の理解を深めるための活動	5.4
その他	2.4
参加したいが、どのような活動がよいかわからない	①32.2
参加したいと思わない	③20.1
無回答	4.0

資料：三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」(2018年度)

## (2) 少子化や子ども・子育てをめぐる主な国の動き

平成 27 (2015) 年 3 月に、個々人が結婚や子どもについての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標とする「第 3 次少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。同大綱では、少子化危機は克服できる課題であり、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべきとし、5 年間の集中取組期間に政策を集中投入するとされました。主な取組としては、同年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」を円滑に施行し、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図ること、自治体や商工団体などによる結婚に対する取組を支援すること、多子世帯へ一層の配慮を行い、3 人以上子どもが持てる環境を整備することなどが挙げられています。

また、「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』」によりめざすべき将来の方向として、人口減少に歯止めをかけることで、令和 42 (2060) 年に 1 億人程度の人口を確保する中長期展望が示されました。そして、同ビジョンをふまえた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成 27 (2015) 年度からの 5 年間で、地方における安定した雇用創出や地方への新しい人の流れを創出することで、「しごと」と「ひと」の好循環をつくり出し、その好循環を支える「まち」の活力を取り戻すことなどが掲げられました。

平成 28 (2016) 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、主な取組として働き方改革や子育て・介護の環境整備、若者・子育て世帯の支援などが示されています。

平成 29 (2017) 年 6 月には、女性就業率の上昇により保育の利用が伸びることが見込まれることから、「子育て安心プラン」が公表され、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度末までに 32 万人分の保育の受け皿を整備することとされました。また、平成 29 (2017) 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうとし、幼児教育の無償化、待機児童の解消に向け、同プランを前倒して、令和 2 年 (2020) 年度末までに 32 万人分の受け皿整備を行うこととされました。そして、人生 100 年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うための「人生 100 年時代推進構想会議」において、平成 30 (2018) 年 6 月に「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられ、その内容が「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれました。具体的には、幼児教育の無償化について、令和元 (2019) 年 10 月からの全面的な実施をめざすことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示されました。

令和元 (2019) 年度には、少子化や子ども・子育て等に係るこれまでの取組や少子化の現状等をふまえ、少子化社会対策基本法において規定されている少子化に対処するための総合的な施策の指針として、第 4 次少子化社会対策大綱策定のための検討会の提言をもとに、「第 4 次少子化社会対策大綱」が閣議決定されました（予定）。

## 第3章 計画のめざすべき社会像と基本的な考え方

### 第1節 めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、  
全ての子どもが豊かに育つことのできる三重

本計画では、第一期スマイルプランに引き続き、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像として、取組を進めていきます。

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」とは、結婚を希望する人が結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな要因がなくなっている状況をあらわしています。

社会的な制約やさまざまな要因は、例えば、経済的な要因により結婚できないこと、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りしたりすること、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を知らず、結果として妊娠・出産の希望がかなわないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気があることなどが考えられます。

「全ての子どもが豊かに育つことのできる」とは、全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況をあらわしています。

## 第2節 計画推進の原則

第一期スマイルプランではめざすべき社会像の実現に取り組む上で、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、「家族」のあり方が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げました。第一期スマイルプランの計画期間中、虐待や引きこもりの問題などを通じて、「孤立」や「つながりの希薄化」がクローズアップされたこと、法改正によって働き方やワーク・ライフ・バランスへの関心がより高まっていること等をふまえ、第二期スマイルプランでも引き続きこの原則を掲げます。

### (1) 子どもの最善の利益を尊重する

子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもの力を信頼します。

### (2) 「家族」形成は当事者の判断が最優先される

この計画はめざすべき社会像の実現に向けて、さまざまな主体と協創すべく、県が取り組む内容をまとめたものであり、県民一人ひとりの価値観に踏み込むものではありません。

結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意します。

### (3) 人や企業、地域社会の意識を変える

妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることのないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方にに関する問題であるとの認識を持ちます。

取組の効果を高めるためには、子育てに対する男性や地域の意識を変えていくことや、希望する人が結婚でき、仕事と子育てとの両立が可能となるような環境整備が必要との認識を企業等に広めていくことが重要です。

### (4) 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する

「家族」のあり方は多様で、社会的養育を必要とする子どもや家庭への支援を含め、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていくよう、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行っていきます。

### (5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

三重県子ども条例においては、保護者、学校関係者等、事業者、県民および子どもに関わる団体ならびに市町は、相互に連携し、協働するよう努めるものとされ、県は、その連携・協働して行われる取組を支援するものとされています。

子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支えていきます。

## <第二期スマイルプランの取組を進めるにあたっての基本的な考え方>

子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。例えば、子育てをしながら、一方で親の介護にも直面する「ダブルケア」の問題を抱えているなど、以前にも増して課題は複雑化、複合化しており、一つの側面からだけでは対応できないケースが見られます。

このような中で、誰もが子どもを産み、子育てしやすいと感じられる社会を実現するためには、複雑化・複合化した課題を全体的にとらえた上で、行政だけではなく、住民による支え合いとも連動しつつ、さまざまな主体が「協創」の取組を広げていくことが必要です。子育て世代だけではなく、あらゆる世代の人びとが子育てに関心を持ち、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運の醸成が求められます。

そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係にとらわれず、全ての人びとが立場や世代を超えてつながっていくこと、人と人との結びつき、つながりである「縁」を育んでいくことが大切です。そして、育まれた「縁」を土台として各地域で「協創」の取組が生まれ、一人ひとりが共に支え合う「地域共生社会」を形成することになると考えます。

のことから、第二期スマイルプランでは子どもや子育てに係る取組を進めるにあたって、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、「縁を育む、縁で支える」（「孤立」「孤独」にさせない）という視点を各取組の方向性として取り入れます。

### ～「縁」を育み、さらなる「協創」へ～

地域コミュニティの衰退や県民の価値観の多様化などさまざまな要因によって、他者との「つながり」が希薄化しているほか、共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家族のあり方が多様化しています。また、少子化が進むなか、日常において子どもとふれあう機会も減ってきてています。

一方で、SNSの普及等により新たな出会いの機会が生まれ、人のつながり方も多様化しています。従来の血縁、地縁、社縁のみでなく、ボランティアやNPO、さらには趣味の活動やネットを通じたゆるやかな関係など多様なつながりが生まれてきており、本計画ではそのようなつながりや結びつきを広く「縁」と呼ぶこととします。

このような「縁」を育んでいくことで、縁の広がりが大きな輪・和を形成し、その力が子どもや子育て家庭を温かく包み込んでいく、誰一人取り残さない社会をつくるための支えになっていくと考えられます。

「縁」は人と人、人と地域、地域と地域など異なるもの同士をつなげていく力を持っています。一人ひとりの力は小さくても、結びつくことによって大きな力を持つのではないでしょうか。

「縁」により支え合うことは、子どもや子育て世代を支援するだけでなく、支援する側も「人生100年時代」において、仕事のリタイア後を含めて生活を豊かにすることに通じると考えられます。また、「縁を育む、縁で支える」「協創」の視点をもって取り組むことは、「多様性」と「包摂性」というSDGs（持続可能な開発目標）の考え方にもつながるものです。

三重県内でもさまざまな主体が連携して、協創の取組が広がっています。子どもや子育て家庭を支援、応援するために、関係者がネットワークを形成するとともに、取組を通じて支えられる側と支える側の縁を育み、ときには支えられる側が支える側となるなど、地域で子どもの健やかな育ちにつながる活動がなされています。

## コラム① 県内に広がるさまざまな「協創」の形

### ○次代を担う子どもの豊かな育ちを応援

子どもがいきいきと育ち、子育てに喜びを感じられるような社会をめざして、地域の企業や子育て支援団体が参画して、平成18(2006)年に「みえ次世代育成応援ネットワーク」が設立されました。現在、約1600の企業や団体が、それぞれの特性を生かしながら、子どもや子育て家庭を応援しています。

ネットワークではこれまで、県と協働で、おしごと体験やものづくり体験、ステージイベントなど子どもが主体的に活動する「子ども応援！わくわくフェスタ」の開催や、県が実施する「子ども虐待防止啓発キャンペーン」の参加等を通じて、「子どもや子育て家庭を応援したい」というメッセージを届けてきました。地域コミュニティが衰退しているなかで、組織力があり専門分野を持つ企業や団体への期待は高まっています。また、ネットワーク活動により、それぞれの企業の従業員等も、自身の子どもを含め、地域の子どもが見守り応援されていると感じることができます。



みえ次世代育成応援ネットワーク  
マスコットキャラクター  
“みつぶる”

### ○地域に広がる子ども食堂

子ども食堂は、子どもが集まって一緒に食事をすることを通じて、子どもの居場所を提供しているだけでなく、子どもの豊かな体験の場や親の子育てにかかる不安や悩みを共有する場、地域の高齢者等も参加することで多世代間の交流や地域のコミュニティづくりなどの場となっています。県内でも複数の子ども食堂が運営されており、子ども食堂の運営者や利用者、支援者の連携を図るため、「三重こども食堂ネットワーク」が形成されています。

子ども食堂では、運営者と利用者のほか、広報や食材の提供等をとおして支援する人も含めて「縁」を育む場となっており、この縁をきっかけにより深い支援への橋渡しのような役割も担っています。また、食材を提供する支援者によっては、食品ロスの課題解決につながっているケースもあります。

### ○医療的ケアが必要な子どもを支える地域のネットワーク

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの支援が日常的に必要な医療的ケアが必要な子どもやその家族が安心して生活するためには、医療機関、福祉施設、学校、行政などさまざまな主体が連携した支援が必要です。県内には、これら複数の機関で構成する「e-ケアネットそいん」「e-ケアネットよっかいち」「にじいろネット」「みえる輪ネット」という4つの地域連携ネットワークが構築されています。これらのネットワークでは、支援の課題や好事例の共有などを行い、連携して医療的ケアが必要な子どもやその家族の支援にあたっています。また、医療的ケアが必要な子どもの生活を支える関係者への助言等を行うスーパーバイズ機能についても、チームを組んで対応する取組を進めています。

### 第3節 計画目標

取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、P D C A（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、以下のような目標等を設定します。

#### （1）総合目標

めざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する数値目標として2つの「総合目標」を設定します。

##### 総合目標①

県の合計特殊出生率（平成30（2018）年 1.54）を、2020年代半ばに、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（「希望出生率」<sup>\*1</sup>）である1.8台に引き上げる。

○計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」に着目。

※1 ここでは、県民の結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準を指す。

#### （参考）「合計特殊出生率」および「希望出生率」

##### ■■合計特殊出生率■■

合計特殊出生率は、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

子どもの出生数や出生率は、出産可能な年齢の女性の数が多ければ、女性1人当たりで生む子どもの数が減っている場合でも増加することがあるように、人口構成の影響を受けます。しかし、合計特殊出生率では、このような影響を排除して比較することができます。

##### ■■希望出生率■■

ここでの「希望出生率」は、県民の結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準をいいます。

平成26年5月8日に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が公表した「ストップ少子化・地方元気戦略」の試算方法を参考に、みえ県民意識調査のデータ等により試算すると、1.82となります。

##### （本計画における「希望出生率」の試算）

$$\begin{aligned} \text{「希望出生率」} &= [\text{既婚者割合}53.6\% \times \text{予定子ど�数}2.17 + \text{未婚者割合}46.4\% \times \\ &\quad \text{未婚結婚希望割合}81.8\% \times \text{理想子ど�数}2.05] \times \text{離別等効果}93.8\% \\ &= 1.82 \end{aligned}$$

- ・試算方法は日本創成会議の報告書に基づく。
- ・「予定子ど�数」は結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査（平成29年度、三重県）のデータ、離別等効果は日本創成会議報告書のデータ、それ以外は第8回みえ県民意識調査（平成30年度、三重県）のデータを採用。

総合目標②

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合※<sup>2</sup>」（平成 30（2018）年度 51.5%）を、令和 6（2024）年度に 63.5%まで引き上げる。

○計画のめざすべき社会像「全ての子どもが豊かに育つ」に着目。

※2 みえ県民力ビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第 8 回みえ県民意識調査（平成 31（2019）年 1 月実施）の結果に基づくもので、目標値は 1 年あたり 2 ポイントを上昇させた場合に到達する水準。

（2）重点目標

○ さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、今後 5 年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための数値目標として「重点目標」を設定します。

（3）モニタリング指標

○ 目標値としては設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

	モニタリング指標項目	現状値 (令和元年度)	関連する主な重点的な取組
1	幸福感（10点満点） (三重県「みえ県民意識調査」、18歳以上)	6.60点 (平成30年度)	
2	幸福感（10点満点） (三重県「キッズモニター調査」、小学生・中学生・高校生)	7.34点	
3	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合 (三重県「みえ県民意識調査」)	65.5% (平成30年度)	
4	ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じる子どもの割合（三重県「キッズモニター調査」）	51.3%	
5	出生数（県） (厚生労働省「人口動態統計」)	12,582人 (平成30年)	
6	平均初婚年齢（県） (厚生労働省「人口動態統計」)	男性 30.7歳 女性 28.8歳 (平成30年)	
7	出生児の母の平均年齢（第1子、県） (厚生労働省「人口動態統計」)	30.3歳 (平成30年)	
8	婚姻件数（県） (厚生労働省「人口動態統計」)	7,446件 (平成30年)	
9	50歳時未婚割合（県） (国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)	男性 20.41% 女性 10.26% (平成27年)	
10	「いずれ結婚するつもり」と考える県民の割合 (三重県「みえ県民意識調査」)	45.9% (平成30年度)	
11	外国人住民数（県） (総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」)	50,643人 (平成31年1月 1日現在)	
12	日本語指導が必要な児童生徒の数（県） (文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」)	外国籍 2,300人 日本国籍 353人 (平成30年5月 1日現在)	
13	子どもの貧困率（国） (厚生労働省「国民生活基礎調査」)	13.9% (平成27年)	1 子どもの貧困対策
14	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国） (厚生労働省「国民生活基礎調査」)	50.8% (平成27年)	1 子どもの貧困対策

	モニタリング指標項目	現状値 (令和元年度)	関連する主な重点的な取組
15	児童虐待相談対応件数 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	2,074 件 (平成 30 年度)	2 児童虐待の防止
16	要保護児童数（県） (厚生労働省「福祉行政報告例」)	526 人 (令和元年 8 月)	3 社会的養育の推進
17	25 歳～34 歳の不本意非正規社員の割合(国) (総務省「労働力調査」)	19.0% (平成 30 年)	4 若者等の雇用対策
18	大学卒の 3 年以内の離職率（県） (三重労働局「新規学卒就職者の離職状況」)	31.1% (平成 27 年 3 月 卒)	4 若者等の雇用対策
19	「不妊専門相談センター」への相談件数	114 件 (平成 30 年度)	5 不妊に悩む家族への支援
20	5 歳児健診を実施する市町数	7 市町	6 切れ目のない妊娠婦・乳 幼児ケアの充実
21	日常の育児について相談相手がいる親の割 合	99.3% (平成 30 年度)	6 切れ目のない妊娠婦・乳 幼児ケアの充実
22	人口 10 万人あたり産婦人科医師数（県） (厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調 査」)	10.1 人 (平成 30 年)	7 周産期医療体制の充実
23	就業助産師数（県） (厚生労働省「衛生行政報告例」)	445 人 (平成 30 年)	7 周産期医療体制の充実
24	保育士の勤続年数（県） (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)	5.2 年 (平成 30 年)	8 幼児教育・保育、放課後 児童対策などの子育て家 庭の支援
25	男性の家事・育児時間（県） (総務省「社会生活基本調査」)	66 分 (平成 28 年)	9 男性の育児参画の推進
26	「C L M と個別の指導計画」を管内の保育 所・幼稚園等のうち 50%以上導入している 市町数（県）	22 市町 (平成 30 年度)	10 発達支援および医療的 ケアが必要な子どもへの 支援
27	在宅での医療的ケア児の数(20 歳未満)(県)	241 人 (平成 30 年度)	10 発達支援および医療的 ケアが必要な子どもへの 支援
28	女性が結婚・出産した場合の働き方につい て、「産前産後休暇や育児休業等を利用しな がら、出産後も働き続ける（キャリアを継続 する）方がよい」と考える人の割合 (三重県「e-モニター調査」)	59.3% (平成 30 年度)	11 仕事と子育ての両立支 援などの働き方改革の推 進

## 第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等

めざすべき社会像の実現に向けては、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含めた切れ目のない取組が必要です。また、子どもや妊産婦、子育て中の方への安全配慮や、外国人住民への適切な情報提供など、誰もが安心して子育てできるための「環境の整備等」が重要です。

※取組毎に【5年後のめざす姿】、【現状と課題】、【主な取組内容】に整理し、記載しています。

なお、取組の内容の全てを「重点的な取組」に位置づける取組は、第5章において【5年後のめざす姿】、【現状と課題】、【主な取組内容】を記載し、本章では【5年後のめざす姿】を記載しています。

第1節 子ども・思春期	(1) ライフデザインの促進 (2) 子どもの貧困対策 (3) 児童虐待の防止 (4) 社会的養育の推進 (5) 子どもの育ちを支える取組の推進 (「幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援」の一部として) (6) 不登校やいじめ等への対応 (7) 健全育成の推進
第2節 若者／結婚	(1) 若者等の雇用対策 (2) 出逢いの支援 (3) 困難を有する子ども・若者への支援 (4) 自殺対策
第3節 妊娠・出産	(1) 不妊に悩む家族への支援 ⇒重点的な取組5 (2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 ⇒重点的な取組6 (3) 周産期医療体制の充実 ⇒重点的な取組7
第4節 子育て	(1) 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援 ⇒重点的な取組8 (2) 男性の育児参画の推進 ⇒重点的な取組9 (3) 小児医療の充実 (4) 医療的ケアが必要な子どもへの支援 ⇒重点的な取組10 (5) ひとり親家庭等の自立促進 ⇒重点的な取組1 (「子どもの貧困対策」の一部として) (6) 障がい児施策の充実 ⇒(発達支援が必要な子どもへの対応について)重点的な取組10

第5節 働き方	(1) 子育て期女性の就労に関する支援 ⇒重点的な取組11 (2) 長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの推進 ⇒重点的な取組11 (3) ハラスメントのない職場づくり ⇒重点的な取組11
第6節 環境の整備等	(1) 安全・安心のまちづくり等環境整備 (2) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

## 第1節 子ども・思春期

県民の皆さんの結婚・妊娠の希望をかなえるためには、子ども・思春期から、家庭生活や家族の大切さなどについて考え、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を理解することが必要です。

また、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けては、三重県子ども条例の理念に基づき、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的のみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができるよう取組を進める必要があります。

### (1) ライフデザインの促進

#### 【5年後のめざす姿】

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識、子育てと仕事の両立などに関する情報提供等をとおして、子どもを含めた若い世代に、自らのライフデザインを考える基盤ができています。

#### 【現状と課題】

思春期における心身の健康は、生涯にわたり健康な生活を送るための基盤となるとともにこれから親となる世代を育てることにもつながるため、子どもが早い時期からその大切さを認識し、自ら主体的に健康管理を行うことが重要です。

一方で、思春期は心と身体がアンバランスになる時期であり、子どもの心身の健康に関わるような問題行動が起きやすい時期でもあります。最近は、インターネットやSNSなどの普及により膨大な情報が簡単に手に入り、面識のない人と簡単にコミュニケーションをとることができるとなど子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、誤った性情報の氾濫などによりゆがんだ性知識を持つことで性暴力や性犯罪に巻き込まれるおそれが高くなるなど、これらのツールを使った新たな問題行動も発生しています。

思春期におけるさまざまな問題行動を防止し、子どもの心身の健全な成長を支えるためには身近な大人の理解や支援が不可欠であることから、家族、学校、地域等が連携して思春期における保健対策を強化する必要があります。

また、子どもを含めた若い世代が、将来において自身が希望する生活を送るために、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する知識、子育てと仕事の両立などに関する情報等を得ることによって、自らのライフデザインを考えていくことが重要です。

#### 【主な取組内容】

①公立小中学校の各教科等で、家庭生活や家族の大切さ、家族の役割を考える機会がより一層充実するよう、各市町教育委員会と連携して教育内容・方法の事例等の共有を進めます。【教育委員会】

- ②思春期の子どもにライフデザインを考えてもうにあたって活用できるよう、中学校にパンフレットやウェブコンテンツの提供等を行い、男女の心と身体に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。【子ども・福祉部】
- ③高校生が、妊娠・出産等に関する正しい知識を身につけて行動し、家庭を築くことや家族・家庭生活の大切さ、子育ての意義について考えるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。【教育委員会】
- ④高校生、大学生、企業の若手従業員等に対して、結婚、妊娠・出産に関する医学的知識、性の多様性、子育てと仕事の両立などに係る総合的な情報を提供することで、自らのライフデザインを考えるきっかけとなる講座を開催します。【子ども・福祉部】
- ⑤思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦健診未受診などの妊娠等に悩みを抱える若年層が相談しやすい体制整備を進めます。【子ども・福祉部】
- ⑥子どもに正しい医学的知識等の情報提供ができるよう、養護教諭や保健師等を対象とした研修会や講演会を開催します。【子ども・福祉部】

## (2) 子どもの貧困対策

### 【5年後のめざす姿】

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。



「重点的な取組1 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

### (3) 児童虐待の防止

#### 【5年後のめざす姿】

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。

➡ 「重点的な取組2 児童虐待の防止」および「重点的な取組6 切れ目ない妊産婦・乳幼児ケアの充実」として重点的に取り組みます。

### (4) 社会的養育の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～

#### 【5年後のめざす姿】

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

➡ 「重点的な取組3 社会的養育の推進」として重点的に取り組みます。

### (5) 子どもの育ちを支える取組の推進

#### 【5年後のめざす姿】

子どもの権利に関して、子ども自身や県民が学び、理解が進むとともに、子どもに関わる施策について、子どもの意見表明や参加の機会が提供されて、子どもの意見が尊重され、子どもの主体的な活動が支援されています。

また、地域において家庭教育を応援する人材の育成が進み、各家庭の実情に応じた家庭教育応援の取組が、社会全体のつながりの中で進められています。

#### 【現状と課題】

県は平成23(2011)年4月に「三重県子ども条例」を施行し、子どもが豊かに育つことができる地域社会をめざして取組を進めていますが、同条例の認知が広がっていないのが現状です。

また、地域におけるつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家庭のあり方は多様化し、子育て

や家庭での教育に悩みや不安を感じる保護者が増加していることから、平成28(2016)年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、社会全体のつながりの中で家庭教育応援の取組を進める必要があります。

また、県が平成27(2015)年度に実施した調査では、野外体験保育の実施頻度が高い保育施設ほど、多くの園児に「自分からすすんで何でもやる」、「人のために何かしてあげるのが好き」などの様子が見られたことから、県内の豊かな自然を活用した野外体験保育の普及・啓発に取り組んでいます。

### 【主な取組内容】

- ①県民に対して三重県子ども条例の趣旨や子どもの権利等を学ぶ機会を提供するとともに、子どもが意見を表明する機会等を提供するほか、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうように支える相談電話窓口を運営します。【子ども・福祉部】
- ②子どもの育ちや子育て家庭の支援に賛同する企業や団体等が加盟する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、地域社会全体で子どもの豊かな育ちや子育て家庭を支える取組を進めます。また、赤ちゃんの泣き声を周囲の人たちが温かく受け入れる気運の醸成を図ります。【子ども・福祉部】
- ③キッズモニターの活用などにより子どもの意見を収集し、県の施策に反映させるほか、その反映結果をウェブサイトなどを通じて広くPRします。【子ども・福祉部】
- ④地域における家庭教育応援に関わる方の活動を支援するとともに、保護者同士のつながり作りを目的としたワークショップ「みえの親スマイルワーク」を、市町や三重県PTA安全互助会等と連携して開催します。【子ども・福祉部】
- ⑤自然体験を通じて子どもが自ら考え、主体的に行動し、他者とのかかわりの中で共に支え合う力を育むため、野外体験保育の普及を進めます。【子ども・福祉部】  
⇒「重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援」の一部として重点的に取り組みます。

### (6) 不登校やいじめ等への対応

#### 【5年後のめざす姿】

子どもが互いを認め合い、自ら問題解決に向けて主体的に考え方行動する力を身につけるとともに、不登校やいじめ等の未然防止や早期対応に取り組む体制づくりを進めます。また、家庭的な要因が背景にあるケースについて、スクールソーシャルワーカーを中心に、福祉に係る関係機関と学校との連携が図られています。

#### 【現状と課題】

県内の不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校の要因・背景は多様化・複雑化して

います。子どもが安心して学ぶことができる魅力ある学校づくりを進めることが大切です。

また、全国でいじめによる深刻な事案が後を絶たない状況の中で、学校だけではなく、社会総がかりで学校内外のいじめの問題に取り組むことをめざして、平成30（2018）年4月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、取組を進めています。

悩みや不安を抱える児童生徒の支援について、スクールカウンセラーの配置は公立中学校区では100%になったものの、1校当たりの年間相談件数は年々増加しており、市町等教育委員会や学校現場からは、スクールカウンセラーの増員を求める要望が多くあります。不登校やいじめ等のさまざまな課題に対応するため、学校での教育相談体制のさらなる充実が必要です。また、家庭的な要因が背景にあるなど学校だけでは解決が難しいケースもあり、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携が必要です。

スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が増加していることから、インターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。

### 【主な取組内容】

- ①スクールカウンセラーの配置の拡充を進めるとともに、スクールカウンセラーがより効果的に活用されるよう、同じ校区内の小中学校には同じスクールカウンセラーを配置するなど、小中学校の連携を図り、教育相談体制をさらに充実します。【教育委員会】
- ②スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の拡充を進め、福祉に係る関係機関と学校との連携強化を図ります。【教育委員会】
- ③子どもがインターネットを適切に活用する力や、インターネットの利用に関わるマナー等の情報モラルを身につけられるよう、学校での子どもによるルールづくりや児童会・生徒会による啓発活動など、子どもの主体的な活動を促進するとともに、インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等について保護者への啓発を行います。【教育委員会】

### （7）健全育成の推進

#### 【5年後のめざす姿】

問題を抱える少年が立ち直り、地域社会における少年を見守る気運が向上し、非行少年を生まない社会づくりが進んでいます。

また、インターネット上の違法・有害情報が排除され、安全・安心が確保されています。

子どもが、犯罪やトラブルに巻き込まれることなく、インターネットを適正に使いこなすことができています。

## 【現状と課題】

いわゆる「非行少年」は減少傾向にあるものの、少年による凶悪事件や薬物事犯のほか、少年が犯罪被害に遭う事案が後を絶たないことから、学校等関係機関・団体と連携し、少年の健全育成に向けた対策を推進する必要があります。

また、インターネット上には、わいせつ関連情報、薬物関連情報等の違法情報や、違法情報には該当しないものの、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することができない有害情報が多数存在しています。

子どもの携帯電話やスマートフォンの所有率が高まり、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたり、利用依存となる事案が発生していることから、子どもが適正にインターネットを利用できるよう、学校等関係機関と連携して啓発を進める必要があります。

## 【主な取組内容】

- ①学校等関係機関や少年警察ボランティア等と連携し、「少年の居場所づくり」活動等を通じて立ち直りを図るほか、非行防止（薬物乱用防止）教室を開催し、規範意識の向上に努めます。【警察本部】
- ②スクールソーターは警察と学校の橋渡し役として、巡回活動、相談活動、問題行動等への対応、児童の安全確保に関する助言を行い、少年の非行等の防止に努めます。【警察本部】
- ③薬物乱用防止教室等あらゆる機会を活用し、薬物の悪質性や危険性についての正しい理解の周知徹底に向けた広報啓発を推進します。【医療保健部】【警察本部】
- ④違法情報・有害情報を把握して、事件化や削除依頼等の的確な措置を講じ、インターネット上における公共の秩序の維持を図ります。【警察本部】
- ⑤SNSなどインターネット上の児童生徒に係る問題のある書き込みの検索および削除要請代行を専門業者に委託し、児童生徒に関わる誹謗中傷・個人情報の掲載など、ネット上のいじめ等諸問題への早期対応を進めます。【教育委員会】
- ⑥学校等関係機関と連携し、出前講座の実施や啓発チラシの配布などを通じて、子どもの適正なインターネット利用が進むよう啓発活動を行います。【子ども・福祉部】
- ⑦青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査を実施し、有害な興行、図書、玩具や薬物などに子どもがふれることのないよう取り組みます。【子ども・福祉部】

## 第2節 若者／結婚

少子化の要因の一つに未婚化や晩婚化があげられます。結婚の希望をかなえるには、出会いの支援や若者の安定した経済基盤の確保が求められています。また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族への支援のほか、自殺対策に関する取組が必要です。

### (1) 若者等の雇用対策

#### 【5年後のめざす姿】

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

→ 「重点的な取組4　若者等の雇用対策」として重点的に取り組みます。

### (2) 出逢いの支援

#### 【5年後のめざす姿】

県および企業・団体・市町などさまざまな主体が連携し、県内各地域で結婚を支援する体制が整い、結婚を希望する方のニーズに応じた出会いの場が提供されています。

#### 【現状と課題】

18歳から39歳までの県民を対象に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」(平成29(2017)年度)において、未婚者のうち82.8%の方が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する希望は高い状況にある一方で、50歳時未婚割合は上昇し、平均初婚年齢も高くなっています。

前述の調査において、未婚の方の結婚していない理由として「出会いがない」(44.2%)、「理想の相手に出会えていない」(39.8%)が上位を占めており、引き続き、出会いの機会の情報提供が必要です。また、参加したい出会いイベントについては、「カフェで軽食やお茶」(25.8%)、「アウトドアや日帰りキャンプ」(16.5%)、「スポーツ大会やスポーツ観戦」(16.4%)など多様な内容が求められています。加えて、結婚後には現在と同じ、または、近隣の市町に住みたいと考えている方が多く、各地域において出会いや結婚を応援する取組が広がることが必要です。

これらのことから、県では、「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、県内各地で実施される出会いの機会の情報提供を実施するとともに、地域において企業、団体、市町の実施する出会いイベントなどの円滑な実施を支援しています。

## 【主な取組内容】

- ①結婚を希望する方に、多くの出会いの機会（イベントやセミナーなど）が提供されるよう、県内各地で開催される出会いに関するイベントやセミナーなどの情報を提供します。【子ども・福祉部】
- ②多様な出会いの機会の提供や地域において出会いや結婚を応援する取組を広げるため、複数市町での取組や団体・企業が連携した取組など、さまざまな主体が連携した取組が進むよう、企業、団体、市町における事業実施を支援します。【子ども・福祉部】

### （3）困難を有する子ども・若者への支援

#### 【5年後のめざす姿】

ひきこもりや若年無業者など、困難を有する子ども・若者やその家族が、社会から孤立することなく、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、一人ひとりの個性や能力を発揮しながら、希望を持って生活しています。

#### 【現状と課題】

内閣府が平成28（2016）年に公表した「若者の生活に関する調査報告書」によると、全国で54万1千人の子ども・若者（15歳から39歳）のひきこもりの人がいると推計されています。また、総務省の労働力調査によると、15～39歳の全国の若年無業者の数は、平成30（2018）年で71万人となっています。その事情や原因はさまざまですが、当事者やその家族が必要とする支援を身近な地域で受けられることが重要です。

ひきこもりや若年無業者など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族が、必要な相談をしたり居場所などの社会資源につながることが難しいとの指摘があります。

また、学校段階でさまざまな支援を行っても、卒業後に支援が途切れ社会生活で困難を抱えた状態となってしまう課題や、青年期から成人期への移行が長期化していることなどから、青年期の支援についても初期段階で重点的に行われることが重要であるとの指摘もあります。子ども・若者の乳幼児期から学童期、思春期、青年期といった人生初期のライフサイクルにおいて、教育・福祉を中心にさまざまな領域の多くの機関・団体が重層的に子ども・若者を見守り、育てる機能を果たす必要があります。

### 【主な取組内容】

- ①ひきこもり支援として、当事者やその家族への専門相談、家族教室を実施するとともに、支援者の人材育成のための研修会などを開催します。【医療保健部】
- ②困難を有する子ども・若者やその家族に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、福祉・労働・教育等の公的機関や民間支援団体など多分野の支援機関で構成する協議会にて情報交換等を行い、連携を促進します。【子ども・福祉部】
- ③若年無業者の職業的自立に向け、国の状況をふまえながら、地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を進め、若年無業者の早期の就業につながるよう取り組みます。【雇用経済部】

### (4) 自殺対策

#### 【5年後のめざす姿】

子ども・若者が支援を必要とする問題に直面した際に一人で悩みを抱え込まず、学校、家庭、地域などにおいて必要な相談窓口・支援先に相談しやすい環境が整備されています。

#### 【現状と課題】

平成 29(2017) 年の人口動態統計によると、15 歳～39 歳までの各年齢階級において、自殺が死因の第 1 位となっています。全国の自殺者数は減少傾向にありますが、子ども・若者(40 歳未満) の自殺者割合は横ばい状態が続いています。本県においても同様の傾向がみられており、自殺者全体のうち子ども・若者が占める割合は約 30% です。

#### 【主な取組内容】

- ①第 3 次三重県自殺対策行動計画に基づく取組を推進します。【医療保健部等】
- ②教育委員会や学校等と連携し、児童生徒や教職員、保護者に対して、こころの健康に関する正しい知識の普及、SOS の出し方に関する教育の推進に取り組みます。【医療保健部】
- ③自殺企図した若者やその家族を地域で支援するため、関係機関の職員を対象とした研修会を行う等、支援体制の整備を図ります。【医療保健部】
- ④若者のメンタルヘルスに関する相談窓口や、専門相談機関や就労支援機関等に係る情報の提供を行います。【医療保健部】

### 第3節 妊娠・出産

晩婚化の進展に伴い、不妊に悩む夫婦が増えているほか、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊娠婦や低出生体重児に対する医療需要が増大しています。また、妊娠婦や育児中の親等の孤立が問題となっており、特に出産直後の悩みや孤立感は第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘もあり、妊娠・出産期の方に対する支援を進めます。

#### (1) 不妊に悩む家族への支援

##### 【5年後のめざす姿】

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進み、安心して不妊治療に取り組むことができています。

➡ 「重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援」として重点的に取り組みます。

#### (2) 切れ目のない妊娠婦・乳幼児ケアの充実

##### 【5年後のめざす姿】

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊娠婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

➡ 「重点的な取組6 切れ目のない妊娠婦・乳幼児ケアの充実」として重点的に取り組みます。

#### (3) 周産期医療体制の充実

##### 【5年後のめざす姿】

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

➡ 「重点的な取組7 周産期医療体制の充実」として重点的に取り組みます。

## 第4節 子育て

妊娠・子育ての希望をかなえるためには、社会の見守りの中で、地域で安心して子育てができることが大切です。共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家族のあり方が多様化するなか、子育ての負担感や不安感が増大しており、全ての子育て家庭を支える取組が必要となっています。さらに、さらなる男性の育児参画が重要であり、当人はもとより企業、地域社会の意識が変わらるよう取組を進めていく必要があります。

### (1) 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

#### 【5年後のめざす姿】

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

➡ 「重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として重点的に取り組みます。

### (2) 男性の育児参画の推進

#### 【5年後のめざす姿】

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

➡ 「重点的な取組9 男性の育児参画の推進」として重点的に取り組みます。

### (3) 小児医療の充実

#### 【5年後のめざす姿】

医療機関の連携により、限りある医療資源を有効に活用し、適切な小児医療が提供されています。

普段からかかりつけ医を持ち、家庭でできる応急手当や病気に関する正しい知識を得られる環境が整っています。

#### 【現状と課題】

小児科、小児外科、児童精神科等、子どもの診療等を専門的に担う医師が不足しています。専門医療と救急医療の両面から、小児医療体制の強化に必要となる医師の人材育成・確保に努める必要があります。

小児人口や小児入院患者数の減少、疾病構造の変化に応じた機能分担・連携を進める必要があります。

小児救急においては、診療時間外や軽症患者による二次救急医療機関の受診が増加しているため、救急医療機関のかかり方やかかりつけ医への早期受診等、適切な受診行動についての啓発、小児救急に関する情報提供、相談体制の充実が必要です。

#### 【主な取組内容】

①小児医療に関わるさまざまな診療科について、専門医療を実践できる質の高い小児科医の確保・育成を進めます。【医療保健部】

②限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、小児医療に関わるさまざまな診療科による専門医療等を含め、病院の小児に関わる診療機能強化を進めます。【医療保健部】

③夜間や休日の不要不急の受診を抑制するため、子どもを持つ保護者等に対して電話相談事業や救急対応マニュアルなどの情報提供を行います。

小児救急医療拠点病院や二次救急医療機関の輪番制による小児救急患者の受け入れを支援し、小児救急医療体制の確保に努めます。【医療保健部】

## (4) 医療的ケアが必要な子どもへの支援

### 【5年後のめざす姿】

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保健、保育、教育などの関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

➡ 「重点的な取組 10 発達支援及び医療的ケアが必要な子どもへの支援」として重点的に取り組みます。

## (5) ひとり親家庭等の自立促進

### 【5年後のめざす姿】

全てのひとり親家庭等において、親が自らの力を發揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、子どもが夢と希望を持って成長できる環境が整備されています。

### 【現状と課題】

県内のひとり親家庭世帯は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年には 18,004 世帯、20 歳未満の世帯員を含む世帯数の約 10% を占めています。

ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、母子世帯の母の約 8 割が就労しているものの、平均就労収入は約 200 万円という状況です（平成 28 (2016) 年度全国ひとり親世帯等調査）。安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。

また、令和元 (2019) 年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子どもの貧困対策の視点をふまえるとともに、親への就労支援、子育てと生活のための支援、経済的な安定のための支援、相談機能の充実等の総合的な支援、子どもへの学習支援や父子家庭への支援の充実などに積極的に取り組む必要があります。

### 【主な取組内容】

- ①ひとり親への就業を支援するため、三重県母子・父子福祉センターにおいて就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行います。【子ども・福祉部】
- ②子育てと生活のための支援として、幼児教育・保育サービスの充実、市町に対する保育所や放課後児童クラブの優先入所の働きかけや病児保育への取組の支援、親が

病気の時などにおける家事や育児の支援や生活の場の提供に関する支援を行います。【子ども・福祉部】

③市町や母子寡婦福祉連合会など関係機関と連携し、ひとり親家庭の子どもの学習環境を整えます。【子ども・福祉部】

④経済的な安定のための支援として、児童扶養手当の支給や生活資金等の貸付などを行います。【子ども・福祉部】

⑤三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能や各種支援施策に係る情報提供の充実を図ります。【子ども・福祉部】

⑥父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子の特性をふまえた各種支援を行います。【子ども・福祉部】

⇒「重点的な取組1 子どもの貧困対策」の一部として重点的に取り組みます。

## (6) 障がい児施策の充実

### 【5年後のめざす姿】

障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、途切れのない、効果的な支援を行い、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

### 【現状と課題】

#### 【体制の整備等】

自閉症・発達障害支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。

福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していくが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

### 【発達支援の充実】

発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。

子ども心身発達医療センターにおいて、併設するかがやき特別支援学校、隣接する三重病院と連携し、専門性の高い医療・福祉・教育の一体的な支援を提供するとともに、

地域支援機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざしています。

肢体不自由児については、入院治療を要する児童の機能訓練や日常生活指導を実施するとともに、その専門性を活用して、地域の療育センターや特別支援学校等への巡回指導等の地域支援を行っていますが、肢体不自由児が成人期を迎えた際の地域移行が課題となっています。

発達障がい児については、専門的な診療機能を充実させ、主に入院治療を要する重篤なケースに対応していくとともに、その専門的機能を活用して、市町における専門人材の育成支援と総合支援窓口の設置の推進、発達障がい児への早期支援ツールである「C L M (Check List in Mie) と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への普及・指導等、さまざまな取組を行っていますが、発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。

また、聴覚障がい児の親子を対象とした相談をはじめ、療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の指導訓練などを行っています。

#### 【特別支援教育の充実】

特別な支援を必要とする子どもが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切です。

特別な支援を必要とする子どもはどの学校等にも在籍していることから、各学校の教員等が特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

また、特別支援学校においては、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していくよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。

#### 【主な取組内容】

「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018～2020年度）」等に基づき、取組を進めます。

①障がいの早期発見および適切な早期対応を行うため、子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援が適切に提供できるよう、地域における保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。【子ども・福祉部】

②障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町の相談支援との連携を図りながら専門的な療育指導等の支援を行います。【子ども・福祉部】

③児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所など障がい児のためのサービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。【子ども・福祉部】

- ④障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。【子ども・福祉部】
- ⑤一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、パーソナルファイルを確実に引継ぎ、児童生徒の円滑な支援につなげます。【教育委員会】
- ⑥特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校等の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携をとおして、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。【教育委員会】
- ⑦子どもが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていくよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。【教育委員会】
- ⑧障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。【教育委員会】

<発達支援が必要な子どもへの対応について>

⇒「重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援」として、重点的に取り組みます。

## 第5節 働き方

結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるためには、女性が仕事と育児の両立が困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りしたり、男性を含め両立に関する制度を利用しづらい雰囲気などがある状況を解消する必要があります。また、少子化の危機を突破するには、企業による取組が重要との指摘もあります。

(1) 子育て期女性の就労に関する支援

(2) 長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの推進

(3) ハラスメントのない職場づくり

### 【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

➡ 「重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進」として重点的に取り組みます。

## 第6節 環境の整備等

妊娠・子育ての希望をかなえるためには、安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整える必要があります。

外国人住民や日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある人たちも同様に、妊娠や子育ての希望がかなえられるよう、生活する上で必要な情報や支援を得ることができ、地域で安心して子育てができる環境を整える必要があります。

### (1) 安全・安心のまちづくり等環境整備

#### 【5年後のめざす姿】

地域住民や事業者による防犯ボランティア活動、スクールガードおよびスクールガード・リーダー等による見守り活動などを支援し、その活動を活性化・定着化させることにより、犯罪が減少し、県民が安心して子育てができる環境が整っています。

また、子どもや妊産婦、子育て中の方にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが一層進んでいます。

#### 【現状と課題】

近年、園児らが集団で移動中に交通事故の犠牲となったり、児童が登下校中に殺傷されたりするなど、子どもが被害に遭う重大事案が全国的に相次いで発生しており、子どもの安全と安心の確保に向けた取組への関心が高まっています。良好な治安が保たれ、県民が安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整備するためには、地域住民や事業者等による防犯ボランティア活動が極めて重要であり、市町や地域住民、防犯ボランティア団体、事業者、スクールガードおよびスクールガード・リーダーなど、さまざまな主体が連携を強化し、犯罪被害から子どもを守る活動を強化することが必要です。

また、交通事故対策や交通弱者への対策を進める中で、通学児童や未就学児の安全確保に向けた道路施設の機能向上を図る必要があります。

さらに、子どもを含む自転車利用者や歩行者等、道路利用者の交通マナーを向上させるため、交通安全教育等を通じた遵法意識の醸成を図る必要があります。

加えて、ユニバーサルデザインの観点から、子どもや妊産婦、子育て中の方に対する安全への配慮や支援を引き続き図る必要があります。

#### 【主な取組内容】

- ①防犯ボランティア団体を始めとする地域社会を支えるさまざまな主体が連携・協働し、子どもの見守り活動や防犯設備の整備・拡充を促進することにより、犯罪の起きにくい環境づくりを推進します。【環境生活部】【警察本部】

- ②学校や通学路等での見守り活動の強化のために、スクールガード養成講習会を県内各地域で開催するとともに、スクールガード・リーダー等による定期的な巡回指導を継続して行えるよう安全体制の整備を図ります。【教育委員会】【警察本部】
- ③通学児童や未就学児の安全確保を図るため、緊急安全点検で把握した危険箇所等の対策を実施し、道路施設の機能向上を図ります。【県土整備部】
- ④「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」の重点テーマの一つに「子どもを犯罪から守る」を位置づけ、市町と連携のもと、さまざまな主体と協創しながら地域の自主的な防犯・交通安全活動の促進を図ります。【環境生活部】
- ⑤街頭での幼児・児童に対する保護・誘導活動を推進するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することにより、乗車用ヘルメットやシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。【環境生活部】【警察本部】
- ⑥「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）」に基づき、市町や地域の団体、事業者などさまざまな主体と連携しながら、「三重おもいや駐車場利用証」の交付など、子どもや妊産婦、子育て中の方への配慮がなされたユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。【子ども・福祉部ほか関係部局】

## （2）外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

### 【5年後のめざす姿】

外国人住民に日本人と同様に、出産や子育てに関する支援制度等の情報が伝わり、子どもを安心して産み育てることができる環境が整っています。

### 【現状と課題】

総務省の調査では、県内の外国人住民数は50,643人（平成31（2019）年1月1日現在）で、県内総人口に占める外国人住民の割合は2.78%と全国第4位となっています。年齢別では、10～30歳代が約6割を占め、子育て中の外国人住民とその子どもが多くなっており、子育て世代に対する環境づくりが大切です。平成31（2019）年4月には、新しい在留資格「特定技能」が創設されたことから、今後県内に在留する外国人住民がますます増加することが見込まれます。

日本で妊娠・出産をする外国人が母子健康手帳の交付や妊婦健診など市町における母子保健サービスを利用するに際し、言語等コミュニケーションの問題などにより、市町や医療機関等の相談窓口がわからないことも多く、必要なサービスを受けられない状況があります。母子保健サービスが適切に受けられない外国人妊産婦の中には、健診未受診や自宅分娩などで母子ともに心身の健康に危険が生じることにつながる人もいます。そのため、市町が早期に外国人妊産婦を把握し、支援をしていくことができるよう、外国人妊産婦とその家族に対して柔軟に対応できる母子保健体制の整備を図ることが必

要です。

本県の特徴として、外国人住民の年少人口（0～14歳）の割合が全国第2位と大きい状況にあります。幼稚園や保育所において、外国につながる子どもの利用希望が増える中、通訳が配置された一部の園に利用希望が集中するなどの課題も見えてきています。子どもの成長過程において、多文化にふれる機会や理解し合うことを学ぶ機会は非常に重要なものですので、より多くの園で受け入れが可能となるよう、支援していく必要があります。また、小中学校において日本語指導が必要な子どもが年々増加しており、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者への正確な情報伝達を含め、子どもが安心して学ぶための支援が必要です。

### 【主な取組内容】

- ①「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの出産や子育てを含め生活上のさまざまな相談に対し、情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。【環境生活部】
- ②外国人住民が本県で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報、生活情報を提供する県多言語ホームページにおいて、出産、子育てに関する情報を提供します。【環境生活部】
- ③外国人住民が安心して医療機関を受診することができるよう、医療通訳者を育成する研修を実施するなど、医療通訳制度の定着に向け取り組みます。【環境生活部】
- ④母子保健コーディネーターの育成などの機会を通じて、外国語版母子健康手帳を発行するなどの取組をしている市町の状況等のほか、外国人妊娠産婦やその家族がおかれている現状や必要とする支援、コミュニケーションや支援を行う上での留意点等について、情報提供していきます。【子ども・福祉部】
- ⑤就学前の外国につながる子どもが早期に学校生活に適応できるために、学校生活に必要な日本語やルールを身につけてもらうプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組みます。【環境生活部】
- ⑥家庭環境に配慮を要する子どもやその保護者に対し、保育所と家庭が連携して、子どもの個々の発達段階に応じたきめ細かな保育環境を整えられるよう、保育士の加配や保育支援者としての通訳配置を支援します。【子ども・福祉部】
- ⑦日本語指導が必要な外国人児童生徒\*が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等、学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。また、外国人生徒の文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安、悩みについて、母国語でのSNS相談を実施します。【教育委員会】

⑧外国につながる子どもに関する養育等の相談が増えていることから、通訳が必要な子どもや家庭からの相談にスムーズに応じることができるよう、児童相談所や女性相談所において24時間多言語通訳電話を利用した相談対応を行います。【子ども・福祉部】

※外国人児童生徒：外国人児童生徒には、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもを含みます。このことも視野に入れ、外国人児童生徒の教育を進めます。

## 第5章 重点的な取組

めざすべき社会像の実現に向けて、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

重点的な取組	
1	子どもの貧困対策
2	児童虐待の防止
3	社会的養育の推進 ～里親委託と施設の小規模化等の推進～
4	若者等の雇用対策
5	不妊に悩む家族への支援
6	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
7	周産期医療体制の充実
8	幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援
9	男性の育児参画の推進
10	発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援
11	仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

## 「重点的な取組」の各ページの見方

重点的な取組○ ○○○○

↑ 取組の名称を記載しています。

### 【5年後のめざす姿】

さまざまな主体との協創のもと、5年後（令和6（2024）年度末）にめざしている状況を記載しています。

### 【現状と課題】

これまでの取組をふまえた現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

### 「縁を育む・縁で支える」・「協創」の視点

これまで関わりがなかったり、少なかつたりした人や団体との「縁を育む」視点、人や団体とのつながりを通じた「縁で支える」視点、およびさまざまな主体との「協創」の視点から、取組の方向性を記載しています。

### 【主な取組内容】

「5年後のめざす姿」に向けて取り組んでいく主な内容と担当する部局名を記載しています。

①○○○○○○○○ 【○○○○○部】

②○○○○○○○○ 【○○○○○部】 【○○○○○部】

③○○○○○○○○ 【○○○○○部】

④○○○○○○○○ 【○○○○○部】 【○○○○○部】

### 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
取組の成果(進展度)を測るための指標を示します。	現在(最新の実績)の数値を示しています。*	令和6年度における目標値を示しています。	この目標項目の内容を記載しています。

### 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
取組を進める上で参考とする指標を示します。	現在(最新の実績)の数値を示しています。*	この項目の内容を記載しています。

※現時点で、令和元年度の現状値の把握が困難な項目について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(〇〇年度)」と記載しています。

## 重点的な取組 1 子どもの貧困対策

### 【5年後のめざす姿】

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。

### 【現状と課題】

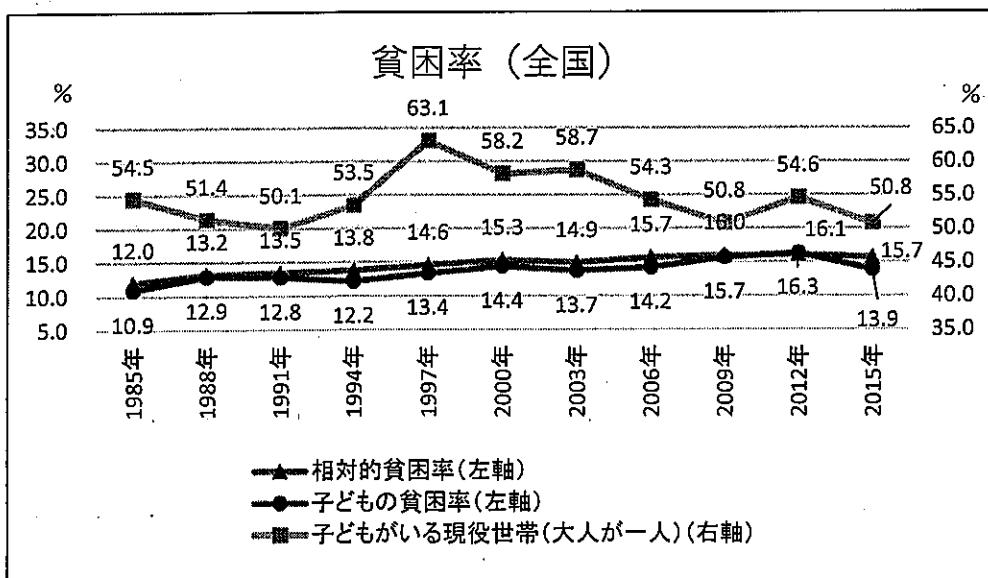
所得の中央値の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(全国)は平成27(2015)年時点で13.9%、大人が1人のひとり親家庭では50.8%となっています。(平成28(2016)年国民生活基礎調査)

令和元(2019)年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、生活により身近な市町に貧困対策計画策定の努力義務が課されました。

さらに、令和元年度に改定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決することが重要とし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援や、支援が届かない、または届きにくい子ども・家庭への支援が必要とされました。

県が令和元(2019)年度に支援が必要な家庭の子どもと保護者に対して行った生活実態に係る調査結果からは、子どもの教育費に係る負担が大きいことや、必要な支援が届いていないという実態がみえたことから、教育費の負担の軽減や支援制度の周知について、関係機関と連携して取り組むことが必要です。

「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、子どもの貧困の実態をふまえ、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づく取組を着実かつ継続的に実行する必要があります。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

## 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

貧困状況にある子どもとその保護者の支援を行う地域の関係者と連携し、これまで支援が届きにくかった子どもや家庭にまで支援の輪が広がるよう取り組んでいきます。

### 【主な取組内容】

#### ①教育の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

#### ②生活の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】【県土整備部】【教育委員会】

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

#### ③保護者に対する就労の支援【子ども・福祉部】【雇用経済部】

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

#### ④経済的支援【子ども・福祉部】

各種の手当等の支給、貸付金の貸与など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

#### ⑤身近な地域での支援体制の整備【子ども・福祉部】【環境生活部】【教育委員会】

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

**【重点目標】**

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (平成30年度)	29市町	子どもの貧困対策について、計画を策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置づけている市町

**【モニタリング指標】**

項目	現状値	項目の説明
子どもの貧困率（国） (厚生労働省「国民生活基礎調査）	13.9% (平成27年)	等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国） (厚生労働省「国民生活基礎調査）	50.8% (平成27年)	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯で貧困線を下回る世帯員の割合



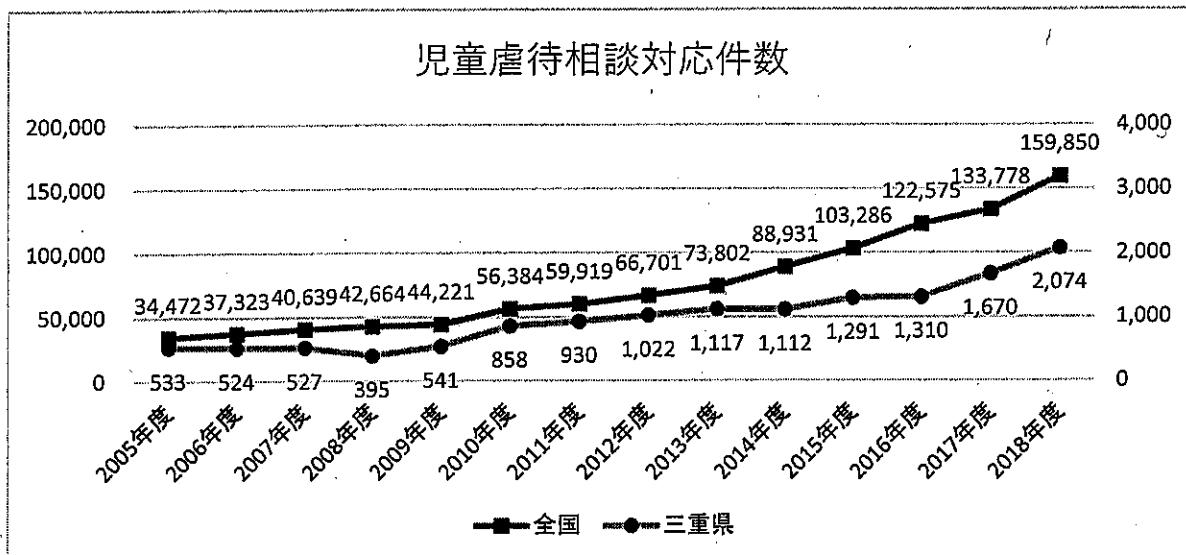
## 重点的な取組 2 児童虐待の防止

### 【5年後のめざす姿】

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。

### 【現状と課題】

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツールの導入、相談業務へのAI活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボカシー研修の実施など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意をあらためて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」の改正を進めています。引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」 ※「全国」の2018年度は速報値

### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

市町の子ども家庭支援体制の強化を支援し、要保護前の要支援の段階でできるだけ支援の手が差しのべられるよう取り組みます。また、市町、医療機関、警察、里親、施設等と一層連携を図り、要保護児童が安心して健やかに暮らせるよう、地域社会がセーフティネットを機能させて支援を行います。

## 【主な取組内容】

### ①児童相談所の対応力強化【子ども・福祉部】

児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメントツールのさらなる精度向上を図るとともに、法的対応や介入・支援の機能分化を推進し、専門性向上のための研修の充実を図ります。

### ②児童相談所の体制強化【子ども・福祉部】

増加し続ける児童虐待事案に対応するとともに、令和4(2022)年度までの実現をめざし国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。

### ③市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】

市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう人材育成を支援することで、県全体での対応力強化を図ります。

### ④子どもの権利擁護【子ども・福祉部】

多機関連携、協同面接、アドボカシーの推進、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。

## 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	15 市町 (平成30年度)	29 市町	県が派遣するスーパーバイザーーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数

## 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
児童虐待相談対応件数	2,074 件 (平成30年度)	県内の児童相談所における児童虐待の相談対応件数

### 重点的な取組3 社会的養育の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～

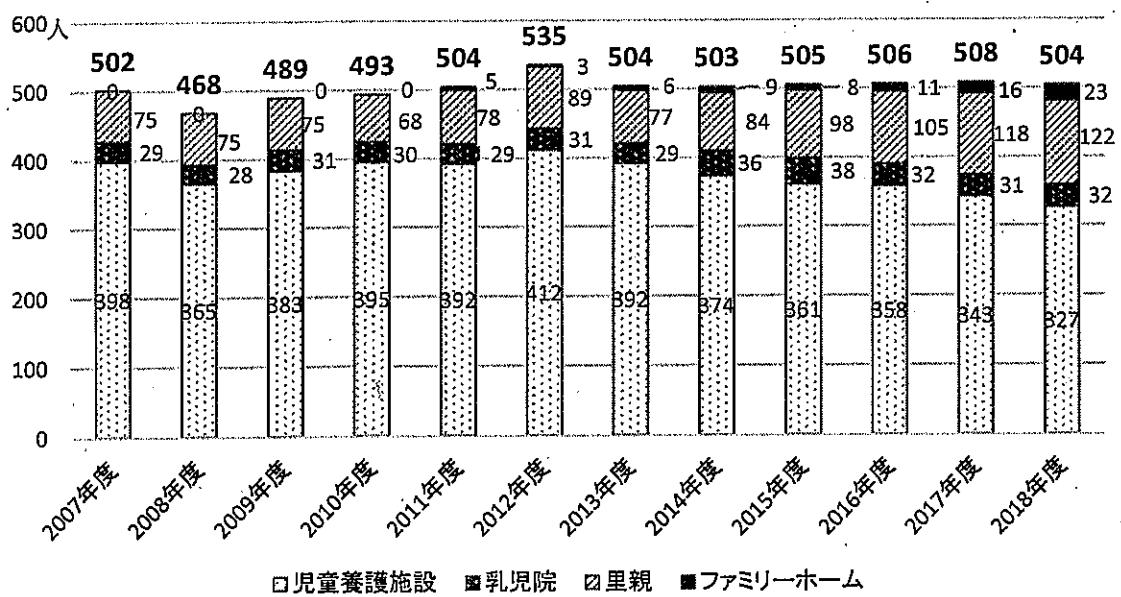
#### 【5年後のめざす姿】

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

#### 【現状と課題】

平成23(2011)年3月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成27(2015)年3月には、家庭から離れてより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成28(2016)年には、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であるとともに、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。

社会的養護を受けている要保護児童数（三重県）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

## 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

家庭養育優先原則に基づき、市町の子ども家庭支援体制を強化するとともに、さまざまな理由により家族と暮らすことができない子どもに対して、市町や関係団体との協力・連携を図り、フォースタリング体制の構築を進め、家庭的な養育体制の充実や自立支援に向けた取組を進めます。

### 【主な取組内容】

#### ①里親等委託の推進【子ども・福祉部】

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォースタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。

#### ②施設環境の充実【子ども・福祉部】

施設においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを生かした多機能化に向けた取組を支援します。

#### ③要保護児童等の自立支援の推進【子ども・福祉部】

児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けて、施設や企業、NPO等が連携・協力し、退所後の就労や生活の支援も含めた切れ目のない支援体制を整備します。

### 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8事業 (平成30年度)	18事業	児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォースタリング機関等の事業数

### 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
要保護児童数（県）	526人 (令和元年8月)	乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに入所・委託されている子どもの数

## 重点的な取組4 若者等の雇用対策

### 【5年後のめざす姿】

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

### 【現状と課題】

若者が結婚や子どもを持つ希望をかなえ、地域で安心して生活するためには、安定した経済基盤を確保することが重要です。県が平成29(2017)年に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」の結果からは、正規雇用の男性に比べて非正規雇用の男性の未婚率が大幅に高くなっています。特に男性において雇用形態が婚姻状況に影響することが見られ、若者の雇用対策が急務です。

加えて、人口減少・高齢化の進行や、若者・子育て世代の転出超過などにより、県内中小企業では、労働力不足が深刻化しています。特に若者の県外流出が大きな課題となっており、県内の大学等の高等教育機関卒業生の県内企業への就労を促進するとともに、県外の大学等へ進学した学生を就職時に三重県へ呼び戻す取組が必要です。

県外の大学等へ進学した学生や1ターン希望の学生が県内企業でのインターンシップや就職を希望しても、どのような企業があるのか、県内企業にはどのような魅力があるのかなどを知ることが難しい状況です。

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったいわゆる「就職氷河期世代」は、現在も本意ではない非正規雇用や無業の状態である人が存在します。こうした状況にある人を対象に、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。

県内でも特に南部地域は、若者の流出により高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。若者の定着には、若者に魅力的な働く場が必要であり、民間企業の進出等による雇用創出を図るために、市町と民間事業者等が連携して、働く場の確保に取り組む必要があります。進学等のタイミングで多くの若者が南部地域を離れていることから、一旦は南部地域を離れたとしても将来的に戻ってくるために、若者に地域の仕事を知ってもらうための取組が必要です。

また、若い世代の農林水産業への新規就業者は一定程度あるものの、定着率が他業種より低く高齢化も進んでいることから、若者にとって魅力ある「働く場」となるよう環境を整備する必要があります。

### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

働く意欲のある若者や就職氷河期世代の就労を地域のさまざまな主体が一体となって支援するため、三重労働局や市町、経済団体、労働団体のほか、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関が緊密に連携して取組を進めます。

## 【主な取組内容】

### ①不本意非正規雇用者への就労支援【雇用経済部】

正規雇用への転換を希望する非正規雇用者など、不安定な就労状態にある人に対して、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップができるよう、能力開発の機会を提供します。

### ②県内企業への就職の促進【雇用経済部】

三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供するほか、学生と県内企業との交流機会の創出や、県内企業の情報発信等に取り組みます。

また、県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、協定締結大学や県内経済団体等と連携し、インターンシップ情報サイトを活用したインターンシップの取組を促進することで、県内企業のさらなる認知度向上に努めます。

### ③就職氷河期世代の就労支援【雇用経済部】

不本意に非正規雇用で働く人や長期間無業の状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。

### ④南部地域の市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】

若者の南部地域での就職を促進するため、市町における若者に魅力的な働く場の確保に向けた取組や、地域の企業に関する情報を発信するなど地域の仕事を知ってもらう取組を支援します。

### ⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】

次代の農林水産業を担う人材を確保・育成し、その定着を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、県内農林水産業への新規就業を推進するとともに、多様な経営感覚を持った雇用力のある経営者等の育成、生産技術の見える化や作業の自動化・効率化につながるスマート農林水産業等に取り組みます。

**【重点目標】**

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	44.8% (平成30年度)	51.0%	県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者（三重県出身者に限る）のうち、県内企業等へ就職した人の割合

**【モニタリング指標】**

項目	現状値	項目の説明
25歳～34歳の不本意非正規社員の割合（国） (総務省「労働力調査」)	19.0% (平成30年)	現職の雇用形態（非正規雇用）についた人のうち、主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人の割合
大学卒の3年以内の離職率（県） (三重労働局「新規学卒就職者の離職状況」)	31.1% (平成27年3月卒)	県内企業に就職した新規学卒者のうち、3年以内に離職した人の割合



## 重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援

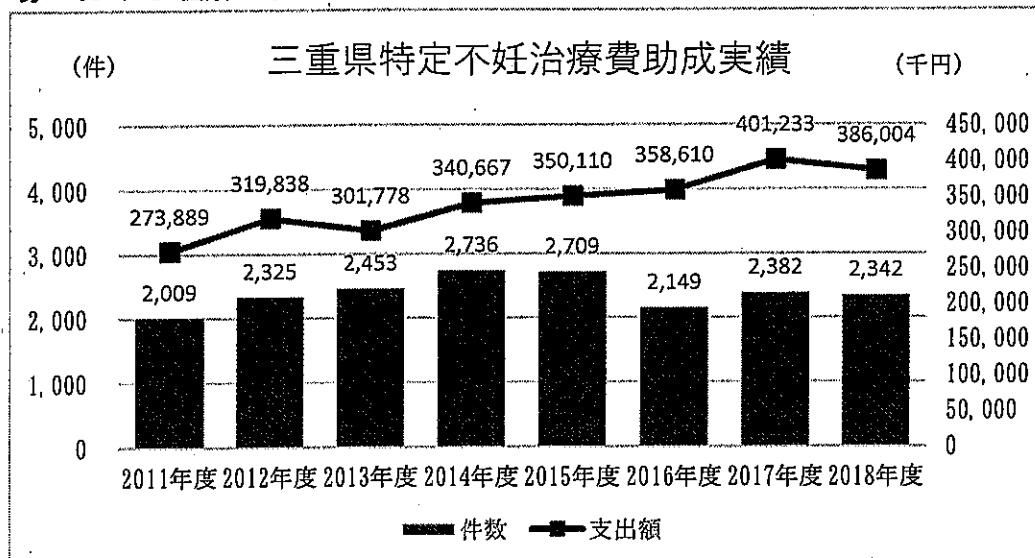
### 【5年後のめざす姿】

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進み、安心して不妊治療に取り組むことができています。

### 【現状と課題】

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、不妊の検査や治療経験のある夫婦の割合が上昇傾向にあり、その理由の一つとして、晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇が指摘されています。不妊治療には一般不妊治療（人工授精等）、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）がありますが、不妊治療には高額な治療費がかかることがあるから、費用の一部を助成することにより経済的な支援を行っています。また、不妊の原因の半分は男性にありますが、広く知られていないことから啓発するとともに、男性の不妊治療に係る助成を行っています。

不妊治療では、治療が長期化していつまで続けたらいいのか悩んだり、周囲に相談相手がいなかつたりして精神的な負担を感じる人がいます。その負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。また、仕事をしながら不妊治療を受ける人の中には、治療のため突然的に仕事を休む必要があるなど、仕事と治療の両立に悩む人が多く、職場における理解の促進など、両立支援に向けた取組が必要です。



### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

不妊に悩む人の中には周囲に相談する人がおらず、悩みを自分で抱え込んでしまう人もいることから、相談機関等の支援団体の情報提供に努めます。

また、不妊治療と仕事との両立に悩む人が多いことから、職場における理解が進むよう、国や労使、医療関係者等と連携して気運の醸成を図ります。

## 【主な取組内容】

### ①相談や情報提供【子ども・福祉部】

不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。

### ②経済的支援【子ども・福祉部】

特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の上乗せ助成事業を行います。また、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加、不育症治療等に対する助成事業及び一般不妊治療に対する助成事業を行います。

### ③不妊治療と仕事の両立支援【子ども・福祉部】

国や労使、医療関係者等と連携して、不妊治療と仕事の両立を応援する気運の醸成を図ります。

職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業や働きながら治療を受ける方への相談体制の充実を図るとともに、企業向けセミナー・相談会の開催などを通じて情報提供します。また、不妊症サポーターを養成し、自助グループによるピアサポートへ発展させられるよう支援します。

### ④妊娠性温存治療費助成

小児や、思春期・若者のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性を諦めることなく将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊娠性温存治療に対して助成を行います。

## 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数	17市町	29市町	県が行う特定不妊治療、一般不妊治療、不育症治療に係る助成事業の全てに取り組む市町数
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	48.6%	60%	仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療に関して職場の理解があると感じている人の割合

## 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
「不妊専門相談センター」への相談件数	114件 (平成30年度)	県が設置している相談センターが受ける電話および来所による相談件数

## 重点的な取組 6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

### 【5年後のめざす姿】

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

### 【現状と課題】

少子化の進行や共働き家庭の増加、地域社会におけるつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭の規模や形態、家族同士の関わり方など、家庭・家族のありようが多様化する中で、妊産婦やその家族の妊娠・出産・育児への負担感・不安感の増大、子育て家庭の孤立などが課題となっています。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。

これらのことから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスを提供するために相談支援等をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の設置が進められています。また、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産婦健康診査事業や産後ケア事業など産後の初期段階における母子への支援の充実が進んでいます。

今後さらに、より身近な場で、妊娠期から子育て期にわたって妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを県内どの地域でも受けられるよう、総合的な支援体制の構築を図る必要があります。

### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

子どもの心身の健やかな成育のためには、妊娠の経過や子どもの成長に応じて、市町や医療関係者、地域の子育て支援団体などさまざまな関係者が連携して、妊産婦や子どもを支援していくことが重要です。特に産後うつの予防や新生児の虐待予防等を図る観点から、産後の初期段階における母子に対する支援の強化が求められているため、子育て世代包括支援センターなど関係機関と連携して支援体制の整備を促進します。さらに母子保健コーディネーター養成等を通じて、どの地域でも切れ目ない支援が提供できるよう関係機関による体制強化、連携強化に向けた支援に取り組んでいきます。

## 【主な取組内容】

県内どの地域においても妊娠婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、三重県独自の新たな出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）により取組の推進を図ります。

### ①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】

各市町において妊娠・出産から育児に至るまで、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう母子保健コーディネーターの養成を行うとともに、「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図ります。さらに、母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、専門的視点から助言指導を行うことで各市町の実情に応じた母子保健体制構築に向けた支援を行います。

### ②市町の産婦健診および産後ケアの取組支援【子ども・福祉部】

妊娠届出時のアンケートを活用し、特定妊娠の早期把握や支援につなげるとともに産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、医師会等関係機関と連携し、アンケート情報や妊娠健診情報の評価検討およびマニュアルの作成などをとおして産前産後の支援体制の強化を図ります。

さらに支援が必要な妊娠に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援します。

## 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
母子保健コーディネーター養成数（累計）	132人 (平成30年度)	295人	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数
産婦健診・産後ケアを実施している市町数	19市町	29市町	産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町数

## 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
5歳児健診を実施する市町数	7市町	5歳児健診を実施している市町数
日常の育児について相談相手がいる親の割合	99.3% (平成30年度)	1歳半健診を受診した保護者へのアンケート調査で「日常の育児で相談相手はいますか」の質問に「一人もいない」と回答した保護者以外の割合

## 重点的な取組 7 周産期医療体制の充実

### 【5年後のめざす姿】

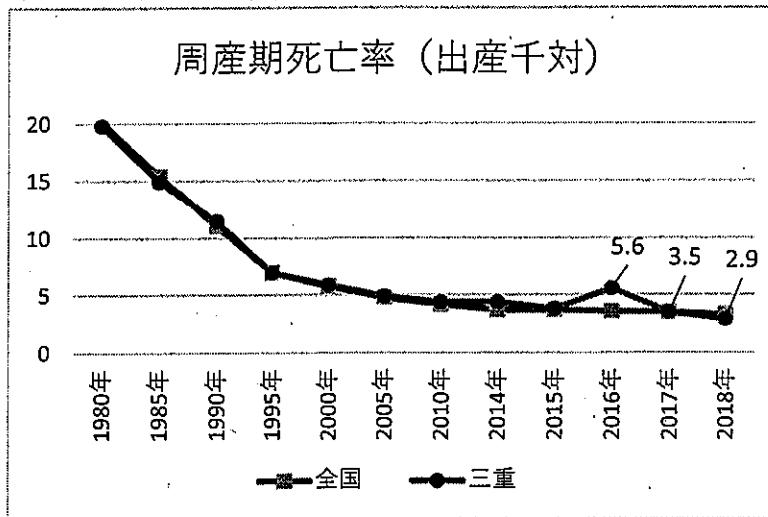
必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

### 【現状と課題】

周産期医療に従事する産婦人科医師数は改善傾向にあるものの、まだ全国平均を下回っており、また、小児科医、助産師、看護師等も不足していることから、その確保が必要です。

平成 28 (2016) 年に周産期死亡率が全国ワースト 1 位となりました。周産期死亡率はその後、改善傾向にあるものの、周産期医療従事者が不足するなか、安全・安心に出産ができる体制を維持するため、ローリスクの出産は診療所、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等が担当する機能分担をより一層推進することが必要です。あわせて、一度は周産期母子医療センター等が担当した場合であっても、症状が安定するなどリスクが一定以上軽減した場合は、地域の診療所や助産所へ再度転院するなど、リスクに応じて柔軟に対応できる連携体制が必要です。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

### 「縁を育む、縁で支える」「協創」の視点

産婦人科医や小児科医の養成・確保を図るために、医学学生や研修医等の教育研修体制を充実させるとともに、助産師の医療機関への定着を促進するための卒後研修体制の構築に取り組みます。

チームによる周産期医療を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組みます。

## 【主な取組内容】

### ①人材の育成・確保【医療保健部】

医師修学資金貸与制度の活用等により、産婦人科や小児科医等、専門医の養成・確保を進めるとともに、助産師や看護師等の周産期医療を担う専門性の高い人材の確保と育成を進めます。

また、産婦人科や小児科におけるキャリア形成プログラムの策定・運用等により、医師の能力開発・向上を図りながら、医師不足や地域偏在の解消に取り組みます。

### ②病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築【医療保健部】

「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組みます。

診療所医師と高度専門医療機関医師とが共同診療できる産科オープンシステムを活用し、一般診療所と周産期母子医療センターの連携を深めます。あわせて、中等度以上のリスクのある出産等に対応するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援します。

県内の周産期医療情報の収集と分析、周産期医療関係者への研修等を実施するとともに、周産期の救急搬送体制の構築に向け、関係機関の連携を密にする機会を設けます。

## 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
周産期死亡率（県） (厚生労働省「人口動態統計」)	2.9 (平成30年)	※ 令和5年度の目標値：3.0	年間の出産数1000あたりの周産期死亡数（妊娠満22週以後の死産数に早期新生児死亡数を加えたもの）の比率
妊産婦死亡率（県） (厚生労働省「人口動態統計」)	7.8 (平成30年)	0.0	年間の出産数10万あたりの妊産婦死亡数の比率

※第7次三重県医療計画（平成30年度～令和5年度）による目標値としています。なお、周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

## 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
人口10万人あたり産婦人科医師数（県） (厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)	10.1人 (平成30年)	人口10万人あたりの産婦人科の医師数
就業助産師数（県） (厚生労働省「衛生行政報告例」)	445人 (平成30年)	県内に就業する助産師数（実人数）

## 重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

### 【5年後のめざす姿】

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

### 【現状と課題】

県内の子どもの数は減少していますが、共働き家庭が増加し、出産して育児休業取得後に働き続ける人が多くなってきていることなどから、保育所等への入所希望者は年々増えています。そのため、施設整備などにより保育所等の定員は増加しているものの、待機児童数は高止まり状態となっています。特に、保育士の配置基準が高く、保護者の育休からの復帰などによる年度途中の入所希望が多い低年齢児（0歳～2歳）は、保育士数が不足するなど受入体制が整わず、待機児童の大半（約98%）を占めています。

平成30（2018）年度には新しい「幼稚園教育要領」、「認定こども園教育・保育要領」と「保育所保育指針」が同時に適用され、保育所も「幼児教育を行う施設」であることが初めて明記されるとともに、3つの施設共通のものとして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など幼児教育の在り方が示されました。

また、令和元（2019）年10月には、これまで段階的に推進されてきた「幼児教育・保育の無償化」の取組が一気に加速され、3歳～5歳の全ての子どもおよび0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料が無償化されました。これにより、生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもに対して質の高い幼児教育・保育を受ける機会が保障されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上など子育て支援の充実を図っていく必要があります。

就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えています。施設整備などにより、利用できる小学校区の割合は増加していますが、一部の地域において十分な受け皿が確保されておらず、待機児童は解消されません。引き続き、放課後児童クラブの設置や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、子どもが病気にかかったり病気の回復期にあったりするときに利用できる病児・病後児保育施設について、ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児の預かりを含めて県内25市町で病児・病後児保育が利用できるようになりましたが、施設数や定員が少ないなど、一部の地域ではニーズに対応できていない状況です。放課後児童対策と合わせて、引き続き施設整備等を支援し、地域の実情に応じた子育て支援の推進を図ることが必要です。

子どもの豊かな育ちを実現するためには、保護者、学校関係者、企業、市町、そして県民一人ひとりが連携・協働して、それぞれの役割を果たすことが必要です。県内では「みえ次世代育成応援ネットワーク」加盟企業・団体をはじめとして、子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動を行っている企業・団体等が多くあります。これらの企業・団体等が互いに結び付き、連携して取組を進めることができるよう、そのための支援を行う必要があります。

また、家庭のあり方が多様化している中、家庭の自主性を尊重するという前提のもと、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組を進める必要があります。

### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

保育所等を利用していない子育て家庭に対しても保育所等が地域の拠点となり、保護者の相談事業を行うなど、地域で子育て家庭を支える取組を進めます。また、保育士等が本来の保育業務に専念できるよう、保育支援者の活用を推進することで、これまで子どもと関わりが少なかった人が子どもとふれあう機会となるとともに、子どもにとっても地域のさまざまな年代等の大人と関わる機会となります。

放課後の子どもの居場所づくりに、特技や専門を持つ地域の多様な人材が活用され、子どもが安心して過ごせる場が提供されるよう取り組んでいきます。

企業や団体などさまざまな主体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、子どもや子育てに係る活動に参加する企業・団体を増やすことで、活動がより活性化するよう取り組んでいきます。

### 【主な取組内容】

#### ①保育人材確保と質の向上【子ども・福祉部】

保育士等の負担軽減、働きやすい職場環境づくりにつながる取組を推進するとともに、令和元（2019）年度中に構築予定の保育士・保育所支援センターのウェブサイトを活用して、保育士等の募集情報とともに、各保育所等の取組などきめ細かな情報発信を行い、新たな雇用につなげていきます。

あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施し、質の向上を図っていきます。

#### ②低年齢児保育の充実【子ども・福祉部】

待機児童の解消に向けて、認定こども園等の整備や、低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。

#### ③放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】

放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、施設整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員の研修を実施し、人材確保と資質向上に努めます。

あわせて、放課後子ども教室の環境整備や運営を支援し、放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりを推進します。

#### ④病児・病後児保育の充実【子ども・福祉部】

病児・病後児保育のニーズがある地域において、その充実に向けて、医療機関や保育所等が行う施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。

#### ⑤幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】

「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の普及等を通じて、幼稚園等と小学校の円滑な接続に向けて支援を行うとともに、就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。また、幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者が指導内容・方法等について幼稚園等からの相談を受けたり、幼稚園等を訪問して助言したりすることにより、幼児教育・保育の質の向上や優良取組の情報共有等を図ります。

#### ⑥企業・団体と連携した子育て等支援【子ども・福祉部】

子どもの育ちや子育て家庭の支援に賛同する企業や団体等が加盟する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、地域社会全体で子どもの豊かな育ちや子育て家庭を支える取組を進めます。

#### ⑦家庭教育の充実【子ども・福祉部】

地域における家庭教育応援に関わる方の活動を支援するとともに、保護者同士のつながり作りを目的としたワークショップ「みえの親スマイルワーク」を、市町や三重県PTA安全互助会等と連携して開催します。

#### 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
保育所等の待機児童数 (県) (厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」)	109人 (平成30年度)	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数
放課後児童クラブの待機児童数(県) (厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査」)	55人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町	29市町	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数

【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
保育士の勤続年数（県） (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)	5.2年 (平成30年)	「保育士（保母・保父）（男女計）」の平均勤続年数

## 重点的な取組9 男性の育児参画の推進

### 【5年後のめざす姿】

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

### 【現状と課題】

平成28（2016）年社会生活基本調査結果（総務省統計局）によると、三重県の6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事・育児時間は、1日あたり66分（家事13分、育児53分）であり、平成23（2011）年調査結果45分（家事10分、育児35分）よりも増加しています。一方で、同調査において、三重県の6歳未満の子どもがいる世帯の妻の家事・育児時間は、1日あたり398分（家事：192分、育児206分）であり、男性との差はまだ大きい状況にあります。

また、三重県の男性育児休業取得率は4.4%（平成29（2017）年度）に留まっており、また依然として母親が一人で育児を担う「ワンオペ育児」により、子育てに行き詰まり、孤立している状況も多く見られます。平成29（2017）年度に県が実施した「みえの労使協働による仕事と結婚・子育て等の両立促進に関する調査」（事業所調査）において、多くの事業所では何らかの出産・育児のための利用できる制度等はあるものの、半数近くの事業所が育児や介護等の休暇について利用しやすい風土であると「感じない」と答えており（「全く感じない」11.3%、「あまり感じない」37.6%）、制度はあるもののそれを活用する風土がない状況がみられます。

夫が家事・育児を長時間している夫婦の方が、第2子以降の誕生する割合が高いという調査結果もあり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方をより広めていく必要があります。

### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

男性の育児参画の推進には、本人の意識を変えるための啓発のほか、仕事と子育て等の両立支援など、職場や地域での風土づくりが大切です。そのため、企業や団体の参加や協力を得ながら、社会全体で男性の育児参画が当たり前になるよう取り組んでいきます。

## 【主な取組内容】

### ①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】

男性の育児参画に係る気運醸成のため、「みえの育児男子プロジェクト」として、さまざまな方法や関わり方で積極的に子育て等をしている男性や、職場で共に働く部下・スタッフの仕事と子育て等の両立を応援する上司（イクボス）の取組等の情報発信を行うとともに、子育て中の男性等が情報交換やアドバイス等をしあえるネットワークづくりを進めます。

### ②企業等への働きかけ【子ども・福祉部】

ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場づくりに取り組む意欲がある企業・団体の代表者等で構成する「みえのイクボス同盟」への加盟を企業・団体へ促すことで、イクボスの普及を促進します。

また、みえのイクボス同盟の加盟企業・団体を中心に、男性の育児参画や働きやすい職場づくりに係る情報の提供等を行うとともに、企業・団体間で先進的な取組等の情報共有などが進むよう働きかけていきます。

## 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
男性の育児休業取得率 (育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性)) (三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)	4.4% (平成30年度)	13%	育児休業を取得した男性従業員の割合
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	100企業・団体 (平成30年度)	200企業・団体	男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる企業・団体数

## 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
男性の家事・育児時間(県) (総務省「社会生活基本調査」)	66分 (平成28年)	6歳未満の子どもがいる世帯の夫の1日あたりの家事・育児時間

## 重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

### 【5年後のめざす姿】

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育・教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていくよう、市町や福祉、医療、保健、保育、教育などの関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

### 【現状と課題】

#### ＜発達支援が必要な子どもへの支援＞

平成 29（2017）年 6 月に開院した「県立子ども心身発達医療センター」において、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「CLM（Check List in Mie）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況もあり、同センターにおける初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

また、特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参画を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、特別支援教育を推進しています。特別な支援を必要とする子どもの実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切に、取組を進めています。県立子ども心身発達医療センターに隣接・併設するかがやき特別支援学校は、発達障がいに係るセンター的機能を果たす拠点校として、効果的な支援方法などについて他の特別支援学校に対して指導・助言を行う必要があります。

#### ＜医療的ケアが必要な子どもへの支援＞

医療技術の進歩等を背景として、N I C U 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が増加しています。三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと県庁内ワーキンググループによる平成 30（2018）年度の実数把握調査（20 歳未満）によると、県内に 241 人（うち 60 人が人工呼吸器使用）の医療的ケアが必要な子どもが在宅生活を送っています。保育所等や学校などに在籍する医療的ケアが必要な子どもが安全に安心して保育や授業等を受けられるよう、看護師の配置など体制整備が求められています。

また、医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域において安心して暮らしていく上で、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーションなどの医療資源、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所の不足が課題となっています。このため、医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、障害保健福

祉圏域で構築された4つの地域ネットワーク※を中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など関連分野の関係者が連携し、切れ目のない医療・福祉サービスを提供することが重要です。そのためには、医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成、支援者からの相談に応じ地域づくりも担うスーパーバイズ機能の構築・推進、地域の福祉施設や医療機関等において医療的ケアを実施できる人材の育成等に取り組む必要があります。

※4つの地域ネットワーク：e-ケアネットそういん、e-ケアネットよっかいち、にじいろネット、みえる輪ネット

### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

市町や地域の関係機関との連携強化や、地域の医師への実践的な研修などにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。

県における医療的ケアの地域連携の取組は、4つの地域ネットワークにおける多職種の連携により支えられています。多くの関係機関がネットワークに参加するなかで、障害福祉サービス事業所の新規立ち上げといった地域づくり（地域資源創出）にまでつながった事例もあることから、今後も地域ネットワーク等と連携した取組を進めていきます。

### 【主な取組内容】

#### <発達支援が必要な子どもへの支援>

##### ①市町の取組支援【子ども・福祉部】

市町の総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するため、市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。

##### ②発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】

発達障がい児等に対する支援ツール「C L Mと個別の指導計画」の保育所・認定子ども園・幼稚園への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。

##### ③発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備【子ども・福祉部】

初診申込みの際の子どもの状態の聞き取りと分析の強化や、地域の医師を対象とした発達障がい児を診察する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。

#### ④特別支援学校のセンター的機能による地域支援【教育委員会】

特別な支援を必要とする子どもの状態に応じてより適切な支援ができるよう、市町教育委員会等と連携を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能として、小中学校等への助言や研修会等を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組みます。かがやき特別支援学校では、発達障がいに関する拠点校として、県立子ども心身発達医療センターと連携し、専門性の高い支援を行います。

#### <医療的ケアが必要な子どもへの支援>

##### ①医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援【医療保健部】【子ども・福祉部】 【教育委員会】

医療や福祉、学校等の関係団体とも連携しながら、医師、看護師、薬剤師、保健師、介護職員等を対象とした研修等を実施するなど、医療従事者や介護職員等のスキルアップを図ります。

##### ②コーディネーター（相談支援専門員等）の養成【子ども・福祉部】

医療的ケア児の医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）を養成します。

##### ③地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築・推進【子ども・福祉部】

障害保健福祉圏域で構築された4つの地域ネットワークを側面的に支援するとともに、各地域ネットワークにおける支援者に対する支援と、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等の拡充といった地域づくりをめざしたスーパーバイズ機能を構築・推進します。

##### ④福祉施設での受入れに係る支援【子ども・福祉部】

医療的ケアが必要な子どもの受入れに必要となる医療機器等の費用の一部を助成することなどにより、障害福祉サービス事業所における受入れを促進します。

##### ⑤地域での受入体制づくりの促進【子ども・福祉部】

県障害者自立支援協議会（医療的ケア課題検討部会）において、医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域生活を送る上での課題等の検討を行うとともに、地域での受入体制づくりの促進を図ります。

##### ⑥相談体制の整備【子ども・福祉部】

医療的ケアが必要な子どもを含む在宅の重症心身障がい児とその家族を対象に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談を行い、地域生活を支援します。

**【重点目標】**

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（県）	53.8% (平成30年度)	67.5%	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに對し、「C L Mと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合
医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）	71人	171人	県が実施する研修の修了者

**【モニタリング指標】**

項目	現状値	項目の説明
「C L Mと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等のうち50%以上導入している市町数（県）	22市町 (平成30年度)	各市町の保育所・幼稚園・認定こども園のうち、「C L Mと個別の指導計画」を導入している保育所等の割合が50%以上の市町数
在宅での医療的ケア児の数（20歳未満）（県）	241人 (平成30年度)	三重大学および県による実数把握調査による数

## 重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

### 【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

### 【現状と課題】

働く意欲のある全ての人が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革や健康経営※を推進し、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。

女性が職業を持つことへの意識について、県のe-モニター調査では、平成29(2017)年度までは「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」という「中断型」の割合が最も高かったところ、平成30(2018)年度は「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける」という「継続型」が59.3%と最も高くなり、女性の職業への関わり方についての意識が多様化していることがうかがえます。働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育てなどのさまざまなライフイベントを迎えて、希望する形で就労できるよう、支援する必要があります。

また、令和元(2019)年に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が課されるなど、全てのハラスメントを許さない職場環境に向けた気運の醸成が必要です。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

誰もが夢や希望をもって自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。

## 【主な取組内容】

### ①働き方改革や健康経営の推進【医療保健部】【雇用経済部】

働く意欲のある全ての人が働き続けられるよう、短時間勤務やテレワークの導入など多様な働き方や従業員の健康づくりに配慮した職場環境づくりに取り組みます。働き方改革に関するアドバイザー派遣のほか、三重とこわか県民健康会議や三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）と連携しての好事例の横展開、セミナーの開催等に取り組むことにより、企業における働き方改革や健康経営の推進を図り、生産性の向上や人材の確保・定着を促進します。

### ②女性の就労支援【雇用経済部】

働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎ても、希望する形で就労することができるよう、引き続き、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な再就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に就労継続の意識啓発を進めています。

### ③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

働く場における女性の活躍を推進するため、企業等のトップおよび男性の意識改革、働く女性のモチベーション向上、女性が活躍できる職場環境づくりの3本柱に沿った取組を行います。

### ④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】

労働相談室において従業員や事業主等からの相談に対応するほか、関係機関と連携した啓発等を行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいきます。

## 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 (三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)	72.6% (平成30年度)	83.6%	調査対象事業所(従業員数10人以上300人未満の県内事業所から抽出)のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合

## 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける(キャリアを継続する)方がよい」と考える人の割合 (三重県「e-モニター調査」)	59.3% (平成30年度)	「女性が結婚・出産した場合の働き方についてどのようにお考えですか。」との設問に対し、左記項目を選択した人の割合

## 第6章 計画を推進するために

### (1) 庁外の連携

子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、さまざまな主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」に取組の進捗状況等について報告し、取組の改善方策等について検討いただきます。

また、市町少子化対策等主管課長会議を開催し、県や市町の取組等の情報共有を行います。

### (2) 庁内の連携

本計画に基づく取組の分野は多岐にわたることをふまえ、関係部局等で構成する「みえ子どもスマイルプラン推進本部会議」により庁内の連携を確保し、各施策を推進していきます。

### (3) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、P D C A（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、めざすべき社会像の実現に向けた的確な進行管理に努めます。

また、取組の進捗状況等を県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表し、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

#### 【毎年度の進行管理】

##### ①計画 (P l a n)

5年間の計画である本計画をもとに、環境の変化や取組の進捗状況をふまえ、次年度の取組を定めます。

##### ②実行 (D o )

みえ子どもスマイルプラン推進本部会議により庁内関係部局の連携を確保するとともに、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら具体的な取組を展開します。

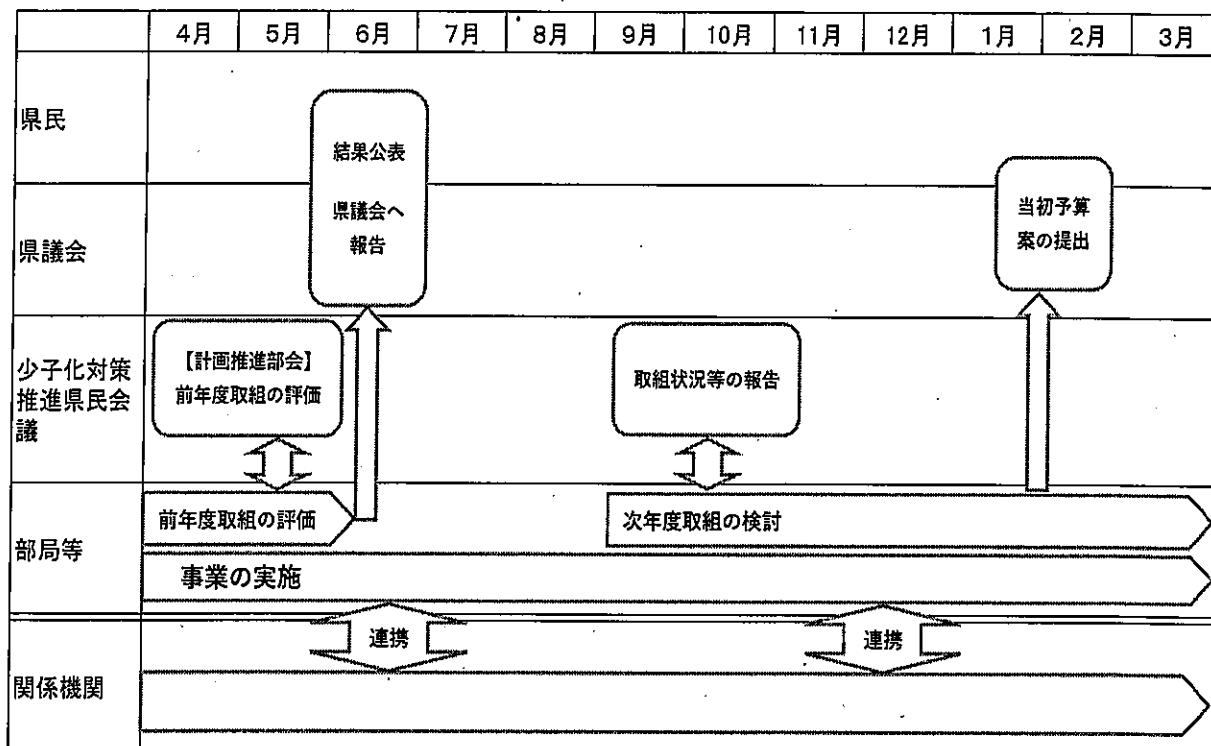
##### ③評価 (C h e c k )

総合目標や重点目標の達成度合いやモニタリング指標の推移をふまえながら、取組の進捗状況について、みえ子どもスマイルプラン推進本部会議で総合的に評価を行った上で、三重県少子化対策推進県民会議や県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげます。

##### ④改善 (A c t )

評価によって明らかになった取組の成果や課題、改善方策をまとめ、以後の取組に反映させるとともに、その内容を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

## 毎年度の進行管理のスケジュールイメージ



### 【計画期間（5年間）をとおした進行管理】

本計画の期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間であり、めざすべき社会の実現に向けて、環境変化や取組の進捗状況をふまえ、令和6（2024）年度には計画の見直しについて検討を行います。

## 用語解説

用語	説明
野外体験保育	野外を中心とした、地域の自然を体験活動に取り入れた保育や幼児教育のこと。子どもが主人公となれるよう、保育士等や周りの大人が関わりながら取り組む。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識・技術を生かし、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する福祉の専門家
スクールカウンセラー	カウンセリングや臨床心理学の専門的な知識・技術を生かし、児童生徒の悩みや不安を受けとめ相談にあたるなど、必要な支援をする心理の専門家
スクールサポートター	少年の非行防止および被害防止対策に必要な知識や経験を有する警察OB等で、学校等に対する巡回活動、相談活動、問題行動等への対応、通学路等における児童の安全確保に関する助言等を行う者
かかりつけ医	日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な医師
スクールガード	学校と連携し、子どもを事件等から守るために、各学校区を中心に犯罪等の未然防止を図るために組織された「学校安全ボランティア」のこと
スクールガード・リーダー	学校等を巡回し、学校安全体制およびスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者のこと
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能である施設、製品、制度等をデザインすること。また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われている。
三重おもいやり駐車場利用証制度	障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場利用証を交付する制度。特に、妊産婦の方については、母子手帳取得時から産後1年6か月までを有効期間とともに生後1才6か月未満の乳幼児を同乗させる場合は母親以外の方も使用できるなど、子育て中の方の外出支援を図っている。

用語	説明
リスクアセスメントツール	児童相談所に児童虐待の通告があった際の初期対応および一時保護の判断を適切に行うためのツールで、判断項目（児童のけがの状況や児童が保護を求めているかどうか等）シートおよびガイドラインで構成されている。
ニーズアセスメントツール	児童虐待ケースのうち、一時保護し家庭復帰となるケースについて、子どもや家庭の状況を把握し、市町等関係団体との情報共有を図り、的確な在宅での支援を行っていくためのツール
AI	「人工知能」を意味する「artificial intelligence」の略。データベースをもとに、人間の知見をコンピューターでも可能とする技術
アドボカシー	子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護すること
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊娠婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行う機関
社会的養育	家庭への養育支援のほか、家庭養育が困難な子どもに対する里親や施設における代替養育、養子縁組など、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援すること
フォオスタリング (体制)	里親のリクルートおよびアセスメント、登録前、登録後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中および委託解除後のフォローを含む。）等の一連の過程における支援
CLM (Check List in Mie)	保育所、幼稚園に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなろ学園（現：県立子ども心身発達医療センター）が開発したアセスメントツール
特定不妊治療	排卵して体外で精子と受精させ胚を子宮に戻す「体外受精」および排卵した卵子の中に精子を注入して受精させ胚を子宮に戻す「顕微授精」のこと
妊娠性温存治療	小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のため、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療

用語	説明
ネウボラ	フィンランドの家庭支援の仕組みであり、妊娠期から就学前までの健診、保健指導、予防接種、子育て相談等の親子（家族）支援を、必要に応じて支援機関と連携し、ワンストップで切れ目のなく行う地域拠点施設
周産期（医療）	周産期とは、妊娠 22 週から生後 7 日未満までの期間をいい、出産時を含む出産前後の時期を意味する用語。広義には胎児期と新生児期をあわせた時期のことをいう。周産期医療とは、周産期の妊娠婦および胎児・乳児に対する医療。周産期の期間は母子とも異常が生じやすいために、突発的な緊急事態に備えて産科、小児科双方からの総合的な医療体制が必要であり、周産期医療と表現されている。
周産期母子医療センター	新生児集中治療室（NICU）を有する相当規模の産科病棟や新生児病棟を備え、常時の母体および新生児搬送受入体制を有して、合併妊娠、重症妊娠高血圧症候群、切迫早産、胎児異常等母体、または子どもにおけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行える医療施設
NICU	Neonatal Intensive Care Unit（新生児集中治療室）の略で、早産などによる低体重児や先天性の重い病気を持つ新生児を受け入れ、専門医療を 24 時間体制で行う治療室
認定こども園	幼稚園と保育所両方の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助組織
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館などで遊びや生活の場を提供するもの
放課後子ども教室	放課後の子どもの居場所（活動拠点）を設け、多様な学習・体験プログラムを提供するもの
病児・病後児保育	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースにおいて、看護師等が一時的に保育する。

用語	説明
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）
障害保健福祉圏域	広域的な相談支援体制等の整備や関係者間のネットワークの構築等により、市町だけでは対応が困難な課題に広域的に対応するため、福祉事務所、保健所の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町を含む広域圏域として設定している。（県内9障害保健福祉圏域）
ハラスメント	人を困らせること。いやがらせ。 地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワーハラスメントや性的な嫌がらせを行うセクシャルハラスメントなどさまざまな種類のハラスメントがある。 ハラスメントは行う側の意識の有無に関係がないため、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当する。
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをさせられることや、妊娠・出産・育児に関して職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせ。
パタニティ・ハラスメント	働く男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、いやがらせをしたりすること。



第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画

【最終案】(案)

令和2（2020）年2月

三重県

○

ω

○

## 目 次

1 趣旨	1
2 区域の設定	2
(1) 区域設定にあたって	
(2) 県設定区域	
3 教育・保育の量の見込み、確保方策	4
(1) 第一期計画における進捗について	
(2) 量の見込みの設定にあたって	
(3) 確保方策の設定にあたって	
(4) 教育・保育の量の見込み、確保方策	
(5) 認可、認定に係る需給調整の考え方	
(6) 幼児教育・保育の無償化について	
4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保	9
(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方	
(2) 県が行う必要な支援	
(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策	
(4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策	
(5) 幼稚園等と小学校等との連携方策	
5 地域子ども・子育て支援事業の推進	12
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	
(2) 県による重点的な取組	
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	17
7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等	
(1) 人材確保	18
(2) 資質の向上、専門性の確保	
8 教育・保育情報の公表	22
(1) 公表の方法	
(2) 公表の内容	
(3) 情報の公表時期および更新頻度	
9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携	
(1) 児童虐待防止対策の充実	23
(2) 社会的養育の充実	
(3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進	
(4) 障がい児施策の充実等	
(5) 外国につながる子どもへの支援	
10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	

- 11 計画を推進するために・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (1) 進行管理
  - (2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き
  - (3) 待機児童解消のための協議会の設置

別紙1 各年度の県設定区域別および市町別の量の見込み、確保方策

別紙2 認定こども園の目標設置数

別紙3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（市町単位）

## 1 趣旨

国は、平成 24 (2012) 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法（※1）」に基づき、平成 27 (2015) 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくとしました。

子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとしており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町計画」という。）を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供しています。

こうしたことをふまえて、県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施しているところです。

今回、子ども・子育て支援法の施行から 5 年が経過したことから、子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項、改正された基本指針（※2）に基づき、令和 2 (2020) 年度を始期とする第二期子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

### ※1：子ども・子育て関連 3 法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### ※2：基本指針

教育保育子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域・子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針。（令和元（2019）年 9 月改正）

## 2 区域の設定

### (1) 区域設定にあたって

区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園及び保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。

県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。

### (2) 県設定区域

#### ア 1号認定（子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合）

私立幼稚園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圏域等を考慮して、次の8区域とします。

区 域 名	構 成 市 町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

#### イ 2号認定（子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合）、

#### 3号認定（子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合）

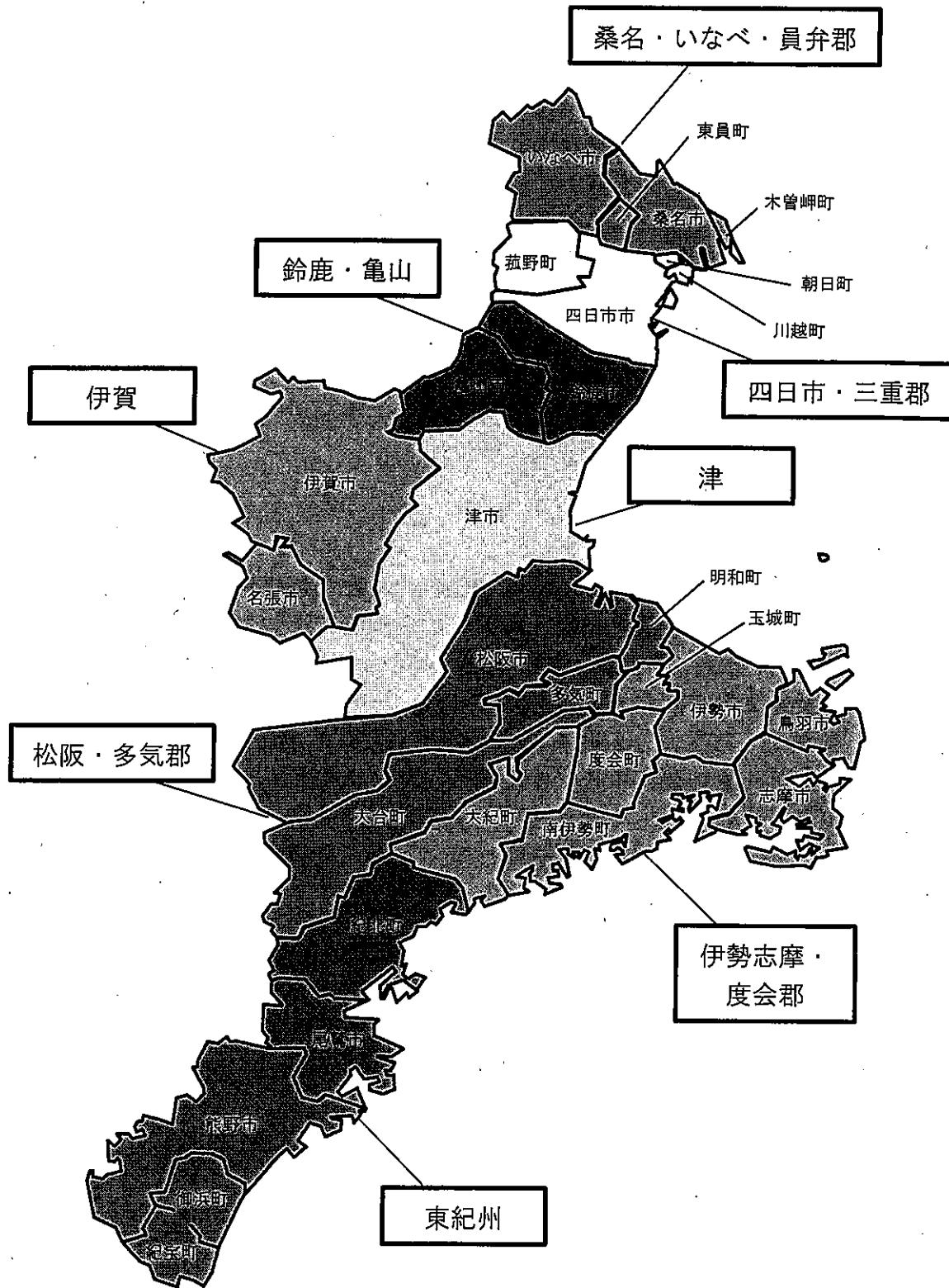
保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29区域（市町ごと）とします。

#### ウ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



### 3 教育・保育の量の見込み、確保方策

#### (1) 第一期計画における進捗について

平成 27 (2015) 年 4 月からの 4 年間で、県内の保育の利用定員は約 2,200 名増加するなど（※）、保育所や認定こども園、地域型保育事業所の整備を進めたことにより、第一期計画を上回る保育の受け皿を確保することができましたが、待機児童数は解消することなく、100 名前後の待機児童が継続して発生しています。

※各市町の「子育て安心プラン実施計画」より

待機児童発生の主な要因としては、利用希望の集中する地域における保育の受け皿の不足もありますが、近年では、施設の利用定員を満たす保育士の確保ができないことが大きな要因となって、保育士の配置基準の高い 0-2 歳の低年齢児の待機児童数が増加しています。

第二期計画では、子どもの数の減少と保育ニーズの上昇を踏まえた量の見込みに対応する保育の受け皿確保を引き続き進めるとともに、その担い手となる保育士について、保育士資格を有する方で働いていない方に対する就職等の支援だけでなく、処遇改善等による保育士の早期離職防止や就労継続等のための施策により、市町及び保育施設を支援していく必要があります。

#### (2) 量の見込みの設定にあたって

市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたり、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。

その調査結果から必要に応じて地域の実情（住民ニーズ、社会的な流出入など）を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。

県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別（3 号認定は 0 歳、1・2 歳に区分）に定めます。

#### (3) 確保方策の設定にあたって

市町計画では、国が「子育て安心プラン」において目標年次と設定している令和 2 (2020) 年度末までに待機児童数ゼロをめざすとした「子育て安心プラン実施計画」を踏まえながら、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

県計画における確保方策は、市町計画の確保方策（数値）を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。

こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供をめざしていきます。

#### (4) 教育・保育の量の見込み、確保方策

県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

※各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策は別紙 1 のとおりです。

<参考>

○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」
特定地域型保育事業	<p>市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業（※1）、家庭的保育事業（※2）、居宅訪問型事業（※3）、事業所内保育事業（※4）</p> <p>※1：利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業      ※2：利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業      ※3：保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業      ※4：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業</p>
特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園	預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも対応できる幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。
企業主導型保育施設	子ども・子育て拠出金を負担している企業等が設置する従業員のための保育施設。確保の内容として記載する企業主導型保育施設は、市町が設置者と調整を行い、市町村の利用者支援の対象とする施設の地域枠のみ。

●教育・保育の量の見込み、確保方策

単位：人

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
			計画	計画	計画	計画	計画	
①量の見込み	1号認定		15,030	14,637	14,205	13,918	13,744	
			25,923	25,210	24,437	23,965	23,665	
	3号認定	0歳	3,060	3,047	3,021	2,986	2,938	
		1・2歳	13,231	13,201	13,201	13,098	12,909	
		小計	16,291	16,248	16,222	16,084	15,847	
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	12,844	14,794	14,570	14,490	14,529	
		2号認定	27,233	27,334	27,427	27,367	27,282	
		3号認定	0歳	2,548	3,090	3,212	3,227	
			1・2歳	12,550	13,297	13,483	13,553	
			小計	15,098	16,387	16,695	16,780	
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	34	35	34	34	33	
		2号認定	52	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	
		3号認定	0歳	1	▲ 2	▲ 2	▲ 2	
			1・2歳	37	▲ 4	▲ 4	▲ 4	
			小計	38	▲ 6	▲ 6	▲ 6	
	確認を受けない幼稚園	1号認定	6,352	7,665	7,688	7,714	7,727	
		2号認定	-	-	-	-	-	
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-	
		2号認定	686	2,875	2,852	2,824	2,811	
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-	
		3号認定	0歳	89	142	153	158	
			1・2歳	365	466	489	499	
			小計	454	608	642	657	
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-	
		3号認定	0歳	12	15	15	15	
			1・2歳	10	15	15	15	
			小計	22	30	30	30	
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	5	16	16	16	16	
		3号認定	0歳	3	8	8	8	
			1・2歳	7	22	22	22	
			小計	10	30	30	30	
	認定区分別	1号認定・合計	19,230	22,494	22,292	22,238	22,290	
		2号認定・合計	27,976	30,215	30,285	30,197	30,099	
		3号認定 合計	0歳	2,653	3,253	3,386	3,406	
			1・2歳	12,969	13,796	14,005	14,085	
			小計	15,622	17,049	17,391	17,491	
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		7,464	7,655	8,033	8,372	8,154	
	2号		4,292	5,075	5,760	6,134	6,436	
	3号	0歳	193	339	385	445	496	
		1・2歳	565	804	884	1,006	1,244	
		小計	758	1,143	1,269	1,451	1,740	
※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。								
※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。								
※2号認定のうち、幼稚期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。								

<参考>

対象者	利用の対象となる教育・保育施設、事業
1号認定の子ども	特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園
2号認定の子ども (教育ニーズ)	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定教育・保育施設としての確認を受けない幼稚園、預かり保育により保育ニーズに対応する幼稚園 ※主に幼稚園を利用
2号認定の子ども (保育ニーズ)	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、認可外保育施設、企業主導型保育施設
3号認定の子ども	特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設

（5）認可、認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

県は、適格性、認可、認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、幼稚園、認定こども園および保育所の認可、認定を行います。

ただし、認定区分別に県設定区域における特定教育・保育施設等（※）および確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県計画で定める当該年度の量の見込み（需要）に既に達しているか、その認可、認定により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

※特定教育・保育施設等

- ・ 1号認定の子ども、2号認定の子ども：特定教育・保育施設
- ・ 3号認定の子ども：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

イ 市町計画に予定していない幼稚園、認定こども園および保育所の認可、認定申請があった場合の調整

県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等（整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。）及び確認を受けない幼稚園の確保の内容（供給）が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み（需要）にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

なお、認定こども園については、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することができるとともに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合に

は必要に応じて施設の統廃合を契機とした整備も行われることから、地域の実情に応じて、認可・認定を行います。

- ・需要（量の見込み）>供給（確保の内容）→原則、認可・認定
- ・需要（量の見込み）<供給（確保の内容）→原則、認可・認定を行わない

※確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。

※需要（量の見込み）、供給（確保の内容）は認定区分別に確認します。

#### (6) 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月から開始となりましたが、各市町によって、市町計画を策定するにあたり実施したニーズ調査の時期が異なり、無償化の影響を十分に反映することができなかった市町もあると考えられるため、県計画および市町計画の中間年の見直し時期等において、今後の利用ニーズの動向を踏まえながら、県計画への反映について検討することとします。

## 4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

### (1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援および普及に係る考え方

#### ア 認定こども園の目標設置数および設置時期

市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行希望（令和元年（2019）年10月1日現在）をとりまとめた結果、県全域では、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの間で新たに15園の設置が見込まれており、これに既存の施設数（55施設）を合わせた数を認定こども園の目標設置数とします。

#### ●認定こども園目標設置数（詳細は別紙2のとおり）

	既設 (新制度に 移行予定)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	時期 未定	計
公私立設置 及び移行数	55	10	2	1	0	2	70

#### イ 認定こども園への移行に必要な支援

##### （ア）情報提供、相談対応等

県では平成26（2014）年4月から認定こども園に関する情報提供、相談対応などを実施しています。

今後も、認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。

##### （イ）財政支援

国の補助制度等を最大限に活用し、施設整備に必要な財政支援を行うことにより、施設の設置を促進していきます。

また、市町を通じた施設型給付（利用児童の認定区分に応じた給付）により、移行後の認定こども園の運営を支援していきます。

#### ウ 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわりなく継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。

県では、市町と連携して、認定こども園の周知、広報を図り、地域の実情や住民の利用希望に沿えるよう普及に取り組んでいきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、学校と児童福祉施設を兼ねる単一の認可施設として設置手続きが簡素化され、財政措置も施設型給付に一本化

されたことから、教育・保育施設の確保が必要な市町に対して設置、移行を働きかけていきます。

また、幼稚園や保育所の利用者の中には、認定こども園の利用を希望する方（幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等）が少なからずいることから、市町に対して、こうしたニーズを的確に把握し、必要に応じて設置、移行するよう働きかけていきます。

さらに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には、必要に応じて施設の統廃合等を契機とした認定こども園への移行を促していきます。

#### （2）県が行う必要な支援

認定こども園の設置数の増加に対応し、教育・保育を一体的に提供していくためには、幼稚園教諭と保育士がお互いの仕事、役割について理解しあうことが重要です。

そのために、幼稚園教諭と保育士がともに「教育の学び」「養護の学び」を深めていくことができるようにしていく必要があります。

幼稚園教諭と保育士の連携を支援するため、これまで幼稚園教諭、保育士のそれぞれを対象に実施してきた研修について、両者が参加し、相互理解が深まるよう、県が実施する研修の参加対象を拡大するとともに、県教育委員会、幼稚園・保育所関係団体などの他の研修実施機関に対しても、参加対象の拡大を働きかけ、合同研修の実施の機会を確保していきます。

#### （3）質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進方策

乳幼児期の発達は、連續性を有するものであり、一人ひとりの個人差が大きいことから、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域での子ども・子育て支援を提供していくことが必要です。

県は、国の補助制度等を最大限に活用して認定こども園の設置促進を図るとともに、市町が幼稚園・保育所関係団体、幼稚園教諭養成機関、指定保育士養成施設などの関係機関と連携し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう支援していきます。

#### （4）教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園および保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

教育・保育施設は、地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められており、特に地域型保育事業の連携施設となつた場合には、地域型保育事業を行う者に対して、保育内容への支援（※）、代替保育の提供を行うとともに、子どもが地域型保育事業を終えた後の受け皿になる必要があります。

県としては、関係者会議の開催等により市町担当者間の情報共有および情報交換の機会を設け、市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事

業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう支援していきます。

#### ※保育内容への支援

地域型保育事業を利用する子どもが集団保育を体験できるような機会（合同保育、園庭開放等）の設定、地域型保育事業を行う者が実施する保護者支援に対する助言等

#### (5) 幼稚園等と小学校等との連携方策

幼稚園、認定こども園および保育所から小学校や特別支援学校に入学する際、生活環境や学習環境の著しい変化により、子どもが学校に十分に適応できず、学習に集中できない、教員の話を聞けずに授業が成立しないといった問題（小1プロブレム）が生じる場合があります。

子どもの発達段階に応じて一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、幼稚園等と小学校等がそれぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図る必要があります。

また、地方公共団体の長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」において、幼稚園等と小学校等との連携のあり方などについて、協議・調整を行うこととなっています。

現在、各幼稚園等で保育・授業の公開、合同行事・合同学習・合同研修などによる交流、教育課程の編成についての小学校等との情報交換などが行われています。

また、幼稚園等や小学校等の教職員が、円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うことを目的に、幼稚園等と小学校等の特徴・違いや円滑な接続のためのポイント、保育・教育活動、指導の工夫例などを盛り込んだ「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、県内全幼稚園等および小学校等に配付し、その活用を進めているところです。

このような状況をふまえ、県は、幼児教育・保育と小学校教育が円滑に接続するための連携方策について、各市町間での情報共有等が進むよう支援するとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進する体制整備に取り組んでいきます。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町計画では、令和6（2024）年度の量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業の実施をめざして、確保方策を定めています。

県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町に対して事業の実施に必要な経費等を補助することにより支援するとともに、市町と連携して、人材確保・育成に向けた取組を進めていきます。

### （1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

なお、市町単位の詳細は、別紙3のとおりです。

#### ＜参考＞ ○各事業の概要

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間（短期入所：ショートステイ、夜間養護：トワイライトステイ）、養育・保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かる事業
病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで、看護師等が一時的に保育を実施する事業
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方の相互援助組織。病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する事業
利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

			2018年度 [~](実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	12,615	12,780	12,837	12,829	12,663	人
		高学年	/	4,295	4,348	4,388	4,494	4,509	
		合計	/	16,911	17,128	17,225	17,323	17,172	
	確保の内容	登録児童数	15,246	18,005	18,428	18,742	18,973	19,337	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	6,303	6,220	6,113	6,040	5,962	人
	確保の内容	実人数	5,932	6,580	6,533	6,480	6,428	6,360	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	12,004	11,834	11,630	11,459	11,317	人日
		病児保育	7,037	17,576	17,495	17,475	17,439	18,158	
		ファミサポ	94	116	121	126	131	136	
		合計	7,131	17,692	17,616	17,601	17,570	18,294	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	209,165	205,145	200,374	197,072	195,386	人日
		2号認定による利用	/	301,239	292,345	283,018	277,242	273,178	
		合計(延べ人数)	/	510,404	497,490	483,392	474,314	468,564	
	確保の内容	延べ人数	429,114	660,372	654,760	654,879	659,143	658,181	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	61,110	59,436	58,089	56,962	56,054	人日
	確保の内容	延べ人数	42,689	63,210	63,569	64,174	64,267	64,657	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	61,307	61,529	61,850	61,927	62,132	人回/月
	確保の内容	施設数	131	133	136	137	137	138	箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	69	69	69	69	70	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	35	35	35	37	37	38	
		母子保健型	29	35	35	35	35	35	
		合計	64	70	70	72	72	73	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	1,650	1,634	1,590	1,603	1,586	人日
		トワイライトステイ	/	5	5	5	5	5	
		合計	/	1,655	1,639	1,595	1,608	1,591	
	確保の内容	延べ人数	1,734	2,101	2,091	2,088	2,120	2,118	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	21,012	20,614	20,272	19,961	19,681	人日
	確保の内容	延べ人数	21,134	22,471	22,301	22,222	22,102	21,986	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	12,722	12,550	12,340	12,131	11,923	11,716	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	3,812	4,225	4,204	4,171	4,145	4,128	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	156,348	163,495	160,708	158,247	155,307	152,446	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

## (2) 県による重点的な取組

県では、それぞれの事業が抱える課題等をふまえ、特に次の事業について市町の取組を重点的に支援していきます。

### ア 病児保育事業の充実

子どもが病気になったとき、仕事などの理由で保護者が家庭で保育できない場合には、子どもを預けることができる病児・病後児保育が必要となります。

県内で病児・病後児保育事業に取り組む地域は、令和元（2019）年度上半期で21市町となっています。

病児保育を実施するには医療機関との連携が不可欠であり、運営上の問題等から県内全域での実施は難しい状況にありますが、保育ニーズの増加にあわせて、今後もニーズの高まりが想定されるため、地域の実情を踏まえて、病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費を補助することにより支援していきます。

### イ 放課後児童対策の促進

#### （ア）放課後児童クラブへの支援の拡充と放課後子ども教室との連携

国の「新・放課後子ども総合プラン」（※1）においては、令和6（2024）年度に全ての小学校区で生活の場である「放課後児童クラブ」および学習・体験活動の場である「放課後子ども教室（※2）」を一体的に又は連携して実施することを目標としています。

県内の放課後児童クラブの設置数は400クラブ、実施校区数は324校区（令和元（2019）年5月1日現在）と年々増加しており、全小学校区数（348校区）に占める放課後児童クラブを設置している校区数の割合は93.1%（広域利用を含む。）となっています。

児童数が多い小学校区では、利用児童の増加に伴う新たな施設整備が、また、児童数の少ない小学校区においても利用ニーズの高まりによる新たな施設整備が必要なところが多く、放課後児童クラブの施設整備、運営に要する経費を補助することにより支援していく必要があります。

また、ひとり親家庭の児童、生活保護世帯の児童、障がいのある児童などについては、優先的な受入れを行う必要があります。

こうしたことから、県では、放課後児童クラブの創設に加え改築等への支援を行うとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を行っていきます。

県内の放課後子ども教室の設置数は77ヶ所、実施校区数は158校区（平成31年3月31日現在）となっています。そのうち放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方を利用できる校区は151校区で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施しているのは86校区（57.0%）であり、連携が進んでいない状況にあります。

県では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な又は連携した実施を促進するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備する場

合の施設整備への補助、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・学校関係者等の連携をより一層促進するための協議会の設置・運営に係る経費について補助を行っていきます。

※1：新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するものです。

※2：放課後子ども教室

市町が放課後の子どもの居場所（活動拠点）を設け、多様な学習・体験プログラムの提供することを目的に設置しています。

(イ) 「新・放課後子ども総合プラン」の推進

市町は、次世代育成支援対策推進法に基づき、国が策定する「行動計画策定指針」に沿って策定した「市町行動計画」により、「新・放課後子ども総合プラン」の取組を進めていく必要があります。

県では、実施主体である市町が、円滑に「新・放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう次のとおり支援するとともに、三重県子ども・子育て会議を「推進委員会」として位置付け、三重県子ども・子育て会議において、県内の放課後対策の総合的なあり方について検討していきます。

a 福祉部局と教育委員会との連携

総合教育会議（平成27（2015）年度から設置）を活用し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用、放課後児童クラブに従事する者と放課後子ども教室に参加する者の間の情報交換等ができる場の提供など、教育委員会と福祉部局との連携による総合的な放課後対策を検討し、両施設の連携を進めています。

b 研修計画

放課後児童クラブに従事する者や放課後子ども教室に参画する者の資質の向上を図るために、放課後児童支援員資格認定研修（※1）や放課後児童支援員等資質向上研修（※2）を実施します。

※1：放課後児童支援員資格認定研修

放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に係る知識・技能を習得するために県が実施する認定資格研修

※2：放課後児童支援員等資質向上研修

放課後児童支援員や補助員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修。

#### ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

妊娠中は公費による妊婦健診が 14 回受診できます。各市町が妊婦健診を円滑に実施できるように必要に応じ市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っていきます。

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されており、平成 29 年度から国において、産後 2 週間・1 ヶ月の 2 回分の費用を助成する産婦健康診査事業が創設され、令和元（2019）年 10 月現在、三重県においても 19 市町で実施されています。

県では、県医師会に委託し、統一した健診票・健診マニュアルの作成、産婦健康診査事業についての研修を実施しました。

赤ちゃんが生まれた後、生後 4 か月を迎えるまでにすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業は三重県では全市町で実施されています。

また、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、保健医療の連携体制に基づく情報提供や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言・指導や、子育て〇B やヘルパーなどによる育児・家事支援を行う養育支援訪問事業の実施についても令和元（2019）年 10 月末現在、全市町で実施されています。

さらに国において妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的としたワンストップ相談機関として子育て世代包括支援センターを法定化し、令和 2（2020）年度末までに全国展開を目指しており、三重県においても令和元（2019）年 10 月現在、24 市町で設置されています。

県では、各市町の子育て世代包括支援センターにおいて相談支援の中心的役割を担う母子保健コーディネーターを養成するとともに母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援がどの市町に住んでいても受けられるよう、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）により取組を推進し、市町が地域の強みを生かした母子保健体制を整備できるよう支援していきます。

## 6 子育てのための施設等利用給付（※1）の円滑な実施の確保

市町において、特定子ども・子育て支援施設（※2）の確認や公示、指導等の法に基づく市町の事務の執行など子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、一時預かり事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導等についても市町と情報を共有するとともに、市町に認可外保育施設への合同での立入調査への協力を求めていきます。

また、指導監督基準を満たさない認可外保育施設については、利用者への影響が生じないようにするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に定める5年間の経過措置期間中に、指導監督基準を満たす施設となるよう、市町と連携して施設の指導等に取り組んでいきます。

### ※1：子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化制度により創設された、未移行の幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、病児保育事業等の利用料に係る給付

### ※2：特定子ども・子育て支援施設

無償化の対象施設として市町の確認を受けた認可外保育施設や預かり事業を行っている施設等

## 7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

### (1) 人材確保

県内の保育所等では、平成31（2019）年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心とし、109人の待機児童が発生しています。

また、放課後児童クラブの利用児童数も年々増加傾向にあり、令和元（2019）年5月1日現在、55名の待機児童が発生しています。

待機児童の解消を図るとともに、質の向上を推進するためには、保育士や放課後児童支援員を確保していく必要があります。

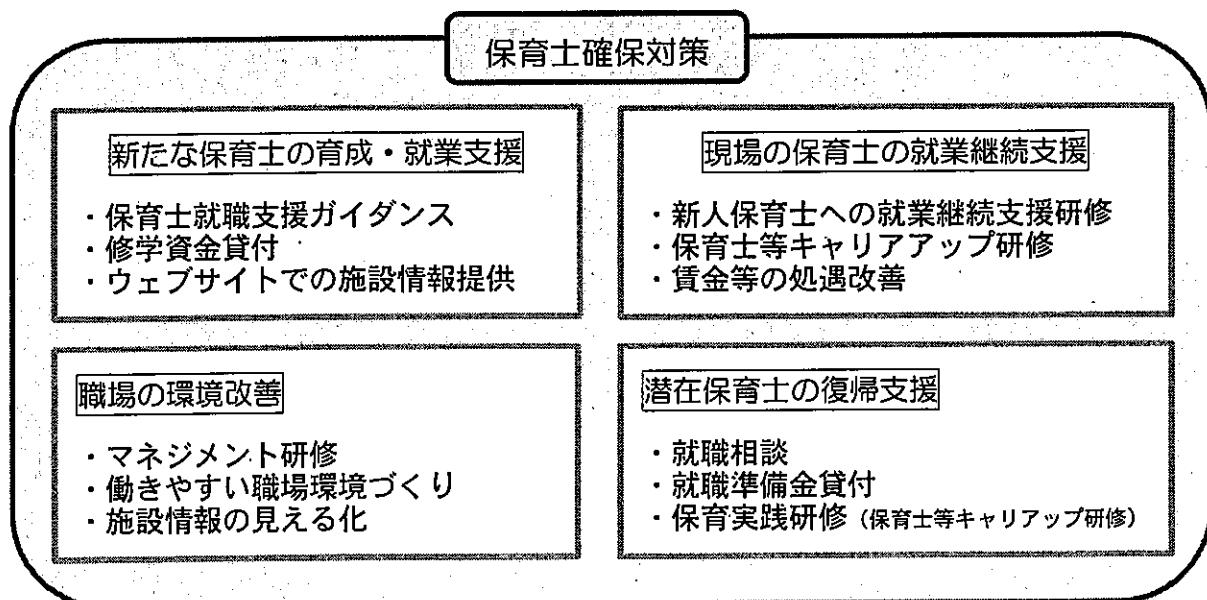
さらに、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加により、地域での子育て支援ニーズも高まっており、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保も必要です。

#### ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育所での待機児童解消に向けて、保育士の人材確保が重要となります。

三重県保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士の就業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者（潜在保育士）の復帰のため、相談業務を行うとともに、三重県内の各保育所の情報を一元的に発信し、就労におけるミスマッチをなくしていきます。

また、平成30（2018）年度に実施した潜在保育士就労等意識調査において、約半数の方が7年未満で離職していること、離職理由が労働条件の不満が多く占めていることが明らかになったことから、保育士の待遇改善など労働環境の改善を進めるため、新任保育士を対象とする就業継続に関する研修や、経営者・管理者を対象とするマネジメント研修に取り組むほか、保育所における働きやすい職場環境づくりの支援に取り組んでいきます。



その他、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援するための保育士修学資金貸付制度や、潜在保育士が就職（復職）の準備に必要な費用を支援するための就職支援準備金貸付制度により、保育士確保につなげていきます。

併せて、今後の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保の状況を注視し、必要に応じて保育所・幼稚園関係団体、指定保育士養成施設、幼稚園教諭養成機関等と連携し、中学校や高校に対する進学フェア等の開催について働きかけていきます。

また、幼保連携型認定こども園の設置を促進していくためには、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せて持っている者の確保が必要となります。

国は、幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれか一方のみを持っている者が、もう一方の資格を無理なく取得できるよう、免許状・資格の取得に係る特例措置を令和6年度末まで延長しており、幼保連携型認定こども園の普及に対応できる人材の確保のため、市町等と連携して特例措置について対象者への周知等を行っていきます。

#### イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

##### （ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童クラブに従事する者については、国が定める基準（放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準）により、放課後児童クラブごとに2人以上の放課後児童支援員（うち1人は補助員でも可）を置く必要があります。

放課後児童支援員には、「所定の資格等を持っている者等で、県が行う研修を修了していること」が求められるため、平成27（2015）年度から県が実施している放課後児童支援員認定研修では、平成30（2018）年度までの4年間で1,287名の修了認定を行いましたが、放課後児童支援員の入れ替わり等も多く、1施設に複数名の支援員の配置ができていない状況にあります。

今後は、児童に対する支援の質の向上のため、処遇改善の要件となる放課後児童支援員等資質向上研修と併せて、引き続き、放課後児童支援員認定研修を実施し、職員の確保を進めています。

##### （イ）切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に向けた取組として、地域子ども・子育て支援事業のうち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を充実させていく必要があります。母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組みます。

##### （2）資質の向上、専門性の確保

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等は、被虐待児童、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への支援など、以前にも増して資質の向上、専門性の確保が求められており、研修の充実が重要となっています。

研修の実施にあたっては、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等が、乳幼児期、学童期の特性や重要性を正しく理解し、子どもの自己肯定感を高め、社会性等を育むことができるよう、三重県子ども条例の基本理念（※）等をふまえたものとしていきます。

#### ※三重県子ども条例の基本理念

- ・子どもを権利の主体として尊重すること
- ・子どもの最善の利益を尊重すること
- ・子どもの力を信頼すること

#### ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が資質の向上、それに必要な専門性の確保に取り組むことができるよう、県教育委員会とも連携しながら、子どもを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、これまで実施が少なかった幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実させていきます。

また、市町の職員の資質の向上、専門性の確保に向けた取組（研修の実施や研修への派遣など）を支援していきます。

#### イ 地域子ども子育て支援事業に従事する者

##### （ア）放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童支援員、補助員等の資質の向上、専門性を確保するために必要な研修を実施していきます。

##### （イ）切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

○<保育士・保育教諭等の必要見込み数>

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の県内の保育利用児童数 39,226 人 (2019 年子育て安心プラン実施計画) に対して、その保育に従事した保育士・保育教諭の数は 8,013 名でした。 (平成 29 年社会福祉施設等調査)

平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在の保育利用児童数に対して、児童の年齢別の配置基準に基づき算出された必要となる保育士・保育教諭（常勤換算値）は、3,494 名であることから、基準上必要となる保育士 1 名に対し、常勤・非常勤を合わせて、約 2.3 倍の保育士が必要となることがわかります。

第二期計画では、保育を必要とする児童（2 号認定及び 3 号認定）の数に対し、児童の年齢別配置基準に基づき算出された必要となる保育士数に、上記で算出した必要となる保育士の割合（2.3 倍）を乗じて、必要見込み数を算出します。

その結果、今後必要となる保育士数は以下のとおりとなり、平成 29(2017) 年時点と比較して、約 1,200 名～1,600 名の保育士を確保する必要があります。

○総括表

単位：人（百人未満切上）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
必要となる保育士の数	9,700	9,600	9,500	9,400	9,300

## 8 教育・保育情報の公表

県では、教育・保育施設、地域型保育事業を利用又は利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、国と連携して、市町・事業者等が提供する教育・保育に関する情報を次のとおり公表します。

### (1) 公表の方法

国の子ども・子育て支援情報公表システムにより公表します。

### (2) 公表の内容

#### ア 子ども・子育て支援法施行規則別表第一に掲げる主な項目

1 施設等を運営する法人に関する事項
・ 法人の名称、所在地及び連絡先
・ 法人の代表者の氏名及び職名
・ 法人の設立年月日
2 施設等に関する事項
・ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、開始年月日等
・ 施設等の名称、所在地及び連絡先
・ 施設等の管理者の氏名及び職名
3 施設等の従業者に関する事項
・ 職種別の従業者の数、業務に従事した経験年数
・ 従業者の勤務形態及び労働時間等
・ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
4 教育・保育の内容に関する事項
・ 施設等の開所時間、利用定員及び学級数、教育・保育の内容等
・ 教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等
・ 施設等の利用手続き及び選考基準
・ 利用者からの苦情に対応する窓口等の状況
・ 賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
5 教育・保育を利用するにあたっての利用料等に関する事項

#### イ 子ども・子育て支援法施行規則別表第二に掲げる主な項目

1 教育・保育の内容に関する事項
・ 利用者に対する説明及び同意の取得の状況
・ 利用者に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
・ 相談、苦情等の対応のための取組の状況
2 施設等の運営状況に関する事項
・ 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
・ 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
・ 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

### (3) 情報の公表時期および更新頻度

情報の公表時期および更新頻度については、「教育・保育情報の公表に関する要綱」に定めます。

## 9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

### (1) 児童虐待防止対策の充実

平成 22 (2010) 年度に鈴鹿市で発生した重篤事例、平成 24 (2012) 年度に桑名市および四日市市で発生した死亡事例の検証等をふまえ、児童相談所等の体制整備、児童相談所職員の資質向上等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上に向けては、第一義的な相談窓口となる市町における職員の資質向上を支援し、体制強化を働きかけるとともに、関係機関との一層の連携強化に取り組んでいます。

#### ①児童相談所の体制強化

##### 現状と課題

###### ア 児童虐待相談対応件数

児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は 4 年連続で過去最多を更新しております、平成 30 (2018) 年度には 2,074 件となっています。

###### イ 児童相談体制の強化

- 平成 25 (2013) 年度に児童虐待対応にかかる児童相談センター（児童相談所を含む）の組織体制を見直し、その後も人員体制の充実を図っています。
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により、職員の確保と資質の向上が求められています。
- 虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツールを開発し、児童相談所で運用しています。今後は、的確な初期対応をより確実に行うため、ツールの運用精度を高めていく必要があります。

##### 計画期間における取組内容

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、人材の確保と研修等による資質の向上に取り組みます。
- AI 等先端技術の活用に取り組み、アセスメントツールの運用精度の向上を図ります。

#### ②市町や関係機関との役割分担および連携の推進

##### 現状と課題

- 市町の児童相談体制の充実を目的に、市町と児童相談センター（所管児童相談所を含む）で定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、アドバイザーの派遣や児童相談センターによるフォローアップなどの支援を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。
- 市町の児童福祉、母子保健担当者を対象に適時性のあるテーマ設定や事例検討などによる研修を実施し、人材育成を支援しています。引き続き、市町

のニーズをふまえたテーマ、実施方法を検討していく必要があります。

- ・市町（児童福祉担当・教育委員会）、警察、県教育委員会、児童相談所による連絡会議において、児童虐待対応に関する意見交換のほか、虐待通告から立入調査に至る実務訓練などを実施し、相互理解と連携を推進しています。
- ・平成 28（2016）年の児童福祉法改正により、市町における支援体制充実のために子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務となり、平成 30（2018）年の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和 4（2022）年度までに全市町村に設置することが求められています。

#### 計画期間における取組内容

- ・市町との連携強化に向けて、定期協議の充実を図るなどしながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・市町の人材育成を支援する研修については、引き続き、研修テーマ、実施方法など市町のニーズをふまえて充実を図ります。
- ・市町の子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、アドバイザー派遣や研修等の支援を行います。

### ③妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

#### 現状と課題

- ・核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後の産婦には、体調が回復していない段階での育児や環境変化への適応等の課題がありますが、産婦の悩みや不安を早期に解消するための支援が不十分であるといわれています。
- ・児童虐待による死亡事例は、乳幼児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘があります。
- ・妊娠・出産・育児期における健診や相談が産婦人科・小児科・市町等の様々な窓口に分かれており、個々の健康情報が一元化されにくい状況にあります。
- ・課題のある家族等に対するハイリスクアプローチに重点がおかれていますが、課題の発生を予防するという視点から、すべての妊産婦や家族を対象としたポピュレーションアプローチが必要です。
- ・子育て支援は、より身近な地域での対応が望まれることから、地域に密着した細やかな子育て相談を行うことのできる体制の拡充が求められます。

#### 計画期間における取組内容

- ア 三重県独自の出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なときに必要なサービスを受けることができるよう、市町の体制整備に向けた取組を支援します。
- ・母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーなどの子育て支援に携わる人材を育成します。
  - ・児童虐待につながりやすい精神疾患のある妊婦や若年妊婦等の特定妊婦を早

- 期に発見し、その後の支援につなげるため、妊娠届出時アンケートの県内統一による医療機関と市町との連携を推進します。
- ・市町が行う産婦健康診査事業の体制整備のため統一した健診票・健診マニュアルの作成、産婦健康診査事業についての研修を実施します。
  - ・市町が行う医療機関や助産所等を活用した産後ケア事業を支援します。
  - ・母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、専門的視点から助言指導を行うことで各市町の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう支援します。
- イ 市町や児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う施設である児童家庭支援センターの児童相談所単位での設置をめざします。

## (2) 社会的養育の充実

社会的養育については、令和元年度に策定し令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「三重県社会的養育推進計画」に基づき支援の充実を図っていきます。

### ①里親等委託と特別養子縁組の推進

#### 現状と課題

- ・里親等委託率は、平成31(2019)年3月末現在で、28.8%となっています。
- ・県内では99世帯の里親に122人の子どもおよび7カ所のファミリーホームに23人の子どもが委託され、家庭的な環境の中で養育が行われています。
- ・平成30(2018)年度には、12人の里親支援専門相談員が乳児院(3施設)、児童養護施設(9施設)に配置されています。
- ・家庭養育優先の原則や、「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、里親等委託を増やしていくためには、里親への包括的支援体制(フォースターリング機関)の整備による新たな里親登録者の増加や里親支援のより一層の充実が求められています。
- ・特別養子縁組制度が改正され、年齢要件の引き上げ、児童相談所長への申し立て権の付与、実親の同意撤回の制限等が規定されました。

#### 計画期間における取組内容

- ・家庭的な生活環境の中で、より多くの子どもが養育されるよう、フォースターリング機関の育成および支援を行い、里親委託を推進します。
- ・特別養子縁組の増加に向け制度改正の内容を周知、啓発を行います。

### ②施設の小規模化かつ地域分散化、および多機能化等の推進

#### 現状と課題

- ・平成27(2015)年度に策定した施設整備計画に基づき、本体施設の小規模グループケア化および地域小規模児童養護施設の設置を計画的に推進していま

す。

- 平成 31 (2019) 年 3 月末現在、乳児院に 32 人、児童養護施設本体施設に 246 人、本体施設から離れた分園や地域小規模児童養護施設に 81 人の子どもが入所しています。また、乳児院および児童養護施設の本体施設において、228 人の子どもが小規模グループケアを受けています。

#### 計画期間における取組内容

- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、乳児院や児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設等の設置を一層推進していきます。
- 施設の専門性をより高めるとともに、これまでのノウハウを活かして、一時保護専用ユニット、児童家庭支援センター、フォースターリング機関等の設置など施設の多機能化を進めます。

### ③自立支援の充実

#### 現状と課題

- 児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもは、原則高校を卒業すると自立を求められますが、親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっています。
- 施設退所後の実態把握のための調査を実施するとともに、自立支援資金貸付事業、社会的養護自立支援事業、就学者自立支援事業、施設退所児身元保証補助事業、未成年後見人支援事業、アドバイザー派遣事業等の事業を実施しています。
- 施設、企業、NPO が連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備することが必要です。

#### 計画期間における取組内容

- これまでの取組に加え、施設に自立支援の専任職員の配置を検討し、入所中から生活の自立に向けた訓練や、退所後の相談支援を行います。
- 児童養護施設と社会的養護が必要な児童の自立支援に理解のある企業、NPO が連携協力し、施設出身者を積極的に雇用する企業のネットワークづくりや退所後の就労相談を行います。

### ④子どもの権利擁護の推進

#### 現状と課題

- 子どもの権利擁護の強化を図るため、「子どもの権利ノート」、「子どもの権利擁護手紙」を児童養護施設で導入していますが、その他の施設、里親等では取組が不十分です。
- 一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策の整備が必要

です。

- ・児童福祉に関わる全ての関係者に、子どもの権利擁護（アドボカシー）について理解を深める必要があります。
- ・被措置児童等虐待の禁止について、施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その発生予防に取り組んでいます。

#### 計画期間における取組内容

- ・里親・ファミリーホーム委託児童用の「子どもの権利ノート」を作成・配布するほか、児童が生活する施設（重症心身障がい児施設除く）、里親・ファミリーホームにおいて「子どもの権利擁護手紙」を導入します。
- ・アドボカシー研修について、児童養護施設職員等に受講対象を広げ、子どもと接している県内関係者にアドボケイト、アドボカシーの考え方を浸透させていきます。
- ・社会福祉審議会の活用等、意見表明を受け付ける窓口を整備します。
- ・被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組みます。

#### (3) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

※第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画に記載しています。

#### (4) 障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、県立子ども心身発達医療センターにおいて、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じた途切れない支援や、地域における保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携による支援により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

#### 現状と課題

##### ①体制の整備

- ・自閉症・発達障害支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。
- ・福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域の関係機関へ途切れなく支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が

求められています。

- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児とその家族が地域において安心して暮らしていく上で、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所等の不足が課題となっています。そのためには、医療分野と連携ができるスキルをもった医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成、支援者に対する支援と医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等の拡充といった地域づくりも担うスーパーバイズ機能の構築・推進、地域の障害福祉サービス等事業所において医療的ケアを実施できる人材（看護師、介護職員）の育成等に取り組む必要があります。

## ②発達支援の充実

- ・ 発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。
- ・ 子ども心身発達医療センターにおいて、併設するかがやき特別支援学校、隣接する三重病院と連携し、専門性の高い医療・福祉・教育の一体的な支援を提供するとともに、地域支援機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざしています。
- ・ 肢体不自由児については、入院治療をする児童の機能訓練や日常生活指導を実施するとともに、その専門的機能を活用して、地域の療育センターや特別支援学校等への巡回指導等の地域支援を行っていますが、肢体不自由児が成人期を迎えた際の地域移行が課題となっています。
- ・ 発達障がい児については、専門的な診療機能を充実させ、主に入院治療をする重篤なケースに対応していくとともに、その専門的機能を活用して、市町における専門人材の育成支援と総合支援窓口の設置への提言、「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への普及・指導等、さまざまな取組を行っていますが、発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。
- ・ また、聴覚障がい児の親子を対象とした相談をはじめ、療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の指導訓練などを行っています。
- ・ 障がい児を対象とした、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービス事業所が増えています。しかし、地域によって事業所数の偏在があり、ニーズに応じたサービスの充実が課題となっています。

## ③特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切です。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもはどの学校等にも在籍していることから、特

別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

- ・特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。特別な支援を必要とする子どもが、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していくよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。
- ・障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。

#### ○ 計画期間における取組内容

##### ① 支援のための体制整備等

- ・市町が進める児童発達支援体制づくりを推進するため、地域の障がい児等支援体制機能強化事業を実施し、子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携と支援拠点の整備を促進します。
- ・障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。
- ・自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障害支援センターにおいて、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。
- ・医療的ケアを必要とする障がい児とその家族の支援のための総合的な支援・連携体制として障害保健福祉圏域で構築された地域ネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育などの関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等が拡充することにより、医療的ケアを必要とする障がい児とその家族への支援が適切に提供されている状況をめざします。

##### ② 発達支援の充実

- ・市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。
- ・「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。
- ・子ども心身発達医療センターにおける入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。

- ・障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、障がい児のためのサービス充実を図ります。

### ③特別支援教育の充実

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、パーソナルファイルを活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。
- ・特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校等の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携を通して、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。
- ・子どもが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。
- ・障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。

## (5) 外国につながる子どもへの支援

### 現状と課題

国際化の進展に伴い、外国につながる子どもが増加しており、今後ますます増えることが見込まれます。県内の保育所等においても、外国につながる子どもの割合が4割を超える園も出てきており、すべての子どもが安心して過ごすことのできる環境を整えることが必要です。通訳者が配置された一部の園に利用希望が集中するなどの課題も見えてきていますが、地域における子育て支援拠点として、保育所等が果たす役割は大きく、子どもが多文化に接し、お互いの文化や伝統を尊重しあうことを学ぶ機会は非常に重要なものであり、より多くの園で受け入れが可能となるよう、支援していく必要があります。

あわせて、言葉の壁の問題や、文化や習慣など生活スタイルの違いから孤立しがちになるなど、様々な悩みを抱える保護者に対しても、保育士や他の保護者との円滑なコミュニケーション、相互理解が図れるよう、支援をしていく必要があります。

### 計画期間に関する取組

県では、市町と連携して外国につながる子どもが安心して過ごせる保育環境の整備を進めるとともに、保育所における保育士の加配や通訳者の配置等に対する支援を行うことで、保護者支援についても取り組み、さらに、多文化に対する相互理解を深めるため、保育士等に対する研修事業を推進していきます。

## 10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進 【「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」より再掲】

### 重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

#### 【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

#### 【現状と課題】

働く意欲のある全ての人が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革や健康経営※を推進し、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。

女性が職業を持つことへの意識について、県のe-モニター調査では、平成29(2017)年度までは「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」という「中斷型」の割合が最も高かったところ、平成30(2018)年度は「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける」という「継続型」が59.3%と最も高くなり、女性の職業への関わり方についての意識が多様化していることがうかがえます。働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育てなどのさまざまなライフイベントを迎えるても、希望する形で就労できるよう、支援する必要があります。

また、令和元(2019)年に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が課されるなど、全てのハラスメントを許さない職場環境に向けた気運の醸成が必要です。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

#### 「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

誰もが夢や希望をもって自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。

## 【主な取組内容】

### ①働き方改革や健康経営の推進【医療保健部】【雇用経済部】

働く意欲のある全ての人が働き続けられるよう、短時間勤務やテレワークの導入など多様な働き方や従業員の健康づくりに配慮した職場環境づくりに取り組みます。働き方改革に関するアドバイザー派遣のほか、三重とこわか県民健康会議や三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）と連携しての好事例の横展開、セミナーの開催等に取り組むことにより、企業における働き方改革や健康経営の推進を図り、生産性の向上や人材の確保・定着を促進します。

### ②女性の就労支援【雇用経済部】

働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えるも、希望する形で就労することができるよう、引き続き、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な再就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に就労継続の意識啓発を進めています。

### ③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

働く場における女性の活躍を推進するため、企業等のトップおよび男性の意識改革、働く女性のモチベーション向上、女性が活躍できる職場環境づくりの3本柱に沿った取組を行います。

### ④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】

労働相談室において従業員や事業主等からの相談に対応するほか、関係機関と連携した啓発等を行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいきます。

## 【重点目標】

目標項目	現状値 (令和元年度)	令和6年度 の目標値	目標項目の説明
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 (三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)	72.6% (平成30年度)	83.6%	調査対象事業所（従業員数10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合

## 【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける（キャリアを継続する）方がよい」と考える人の割合 (三重県「e-モニター調査」)	59.3% (平成30年度)	「女性が結婚・出産した場合の働き方についてどのようにお考えですか。」との設問に対し、左記項目を選択した人の割合

## 1.1 計画を推進するために

### (1) 進行管理

県は、毎年度、子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況（公立・私立ともに教育・保育施設の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとします。

また、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況をふまえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町計画の見直し状況等をふまえ、必要な場合には、県計画の見直しを行うこととします。

県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることとします。

### (2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

市町計画の策定にあたり、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ市町間で調整を行います。

その広域利用について、市町間の調整が整わない場合においては、市町からの要請に応じて、県は市町間の区域を越えた広域的な見地から調整を行います。

また、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更しようとする場合は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

### (3) 待機児童解消のための協議会の設置

待機児童解消を促進するための方策として、協議会の設置を市町が希望する場合、県が隣接する市町等と調整し、協議会を設置することとします。



## 各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策（※1号認定の区域別に集計）

団域名 桑名・いなべ・員弁郡

園域内市町名：桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町

		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
		実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	3号認定	1号認定			1,969		1,907		1,867		1,834		1,795
		2号認定			3,152		3,062		2,999		2,928		2,885
	3号認定	0歳			318		315		312		308		306
		1・2歳			1,472		1,440		1,429		1,414		1,398
		小計			1,790		1,755		1,741		1,722		1,704
	特定教育保育施設	1号認定			1,492		1,365		1,367		1,374		1,365
		2号認定			3,135		3,299		3,270		3,250		3,195
		0歳			237		304		303		301		298
		3号認定			1,342		1,464		1,452		1,449		1,433
		小計			1,579		1,768		1,755		1,750		1,731
		1号認定			7		7		7		7		7
②確保の内容	特定教育保育施設(広域調整分)	2号認定			0		▲4		▲4		▲4		▲4
		0歳			0		0		0		0		0
		3号認定			1・2歳		0		0		0		0
		小計			0		0		0		0		0
		1号認定			920		920		920		920		920
		2号認定			-		-		-		-		-
	幼稚園+預かり保育	1号認定			-		-		-		-		-
		2号認定			0		0		0		0		0
	地域型保育事業	2号認定			-		-		-		-		-
		0歳			14		14		14		14		14
		3号認定			1・2歳		24		24		24		24
		小計			38		38		38		38		38
		2号認定			-		-		-		-		-
		0歳			0		0		0		0		0
認可外保育施設	3号認定	1・2歳			0		0		0		0		0
		小計			0		0		0		0		0
		2号認定			0		0		0		0		0
		0歳			0		0		0		0		0
	企業主導型保育施設の地域枠	1・2歳			0		0		0		0		0
		小計			0		0		0		0		0
		2号認定			0		0		0		0		0
		0歳			0		0		0		0		0
認定区分別	3号認定	1・2歳			0		0		0		0		0
		小計			0		0		0		0		0
		1号認定・合計			2,419		2,292		2,294		2,301		2,305
		2号認定・合計			3,135		3,295		3,266		3,246		3,209
	合計	0歳			251		318		317		315		313
		1・2歳			1,366		1,488		1,476		1,473		1,466
確保の内容 量の見込み(②-①)	3号	小計			1,617		1,806		1,793		1,788		1,779
		1号					323		387		434		471
		2号					143		204		247		281
		0歳					0		2		3		5
	3号	1・2歳					16		36		44		52
		小計					16		38		47		57
													65

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策（※1号認定の区域別に集計）

図域名	四日市・三重郡
-----	---------

図域内市町名：四日市市、菰野町、朝日町、川越町

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		4,887	4,823	4,671	4,601	4,579
	2号認定		4,213	4,146	4,030	3,968	3,940
	3号認定	0歳	654	648	639	631	620
		1・2歳	2,563	2,563	2,575	2,544	2,512
		小計	3,217	3,211	3,214	3,175	3,132
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	2,273	4,188	4,194	4,195	4,193
		2号認定	4,350	4,633	4,687	4,706	4,693
		3号認定	0歳	241	513	552	563
			1・2歳	2,081	2,114	2,184	2,222
			小計	2,322	2,627	2,736	2,796
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	20	15	14	14	13
		2号認定	102	35	35	35	35
		3号認定	0歳	3	7	7	7
			1・2歳	51	23	23	23
			小計	54	30	30	30
	確認を受けない幼稚園	1号認定	2,339	2,991	2,991	2,990	2,990
		2号認定	-	-	-	-	-
③	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	12	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	10	60	66	66
			1・2歳	152	248	261	261
			小計	162	308	327	327
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	4,632	7,194	7,199	7,199	7,193
		2号認定・合計	4,464	4,668	4,722	4,741	4,728
		3号認定	0歳	254	580	625	636
			1・2歳	2,284	2,385	2,468	2,506
			小計	2,538	2,965	3,093	3,142
確保の内容	量の見込み(②-①)	1号		2,307	2,376	2,528	2,596
		2号		455	576	711	760
		3号	0歳	▲74	▲23	▲3	17
			1・2歳	▲178	▲95	▲69	▲39
			小計	▲252	▲118	▲72	▲22

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策（※1号認定の区域別に集計）

圏域名	鈴鹿・亀山
-----	-------

圏域内市町名：鈴鹿市、亀山市

		2019年度 実績	2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2023年度 計画	2024年度 計画
			2019年度 実績	2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2023年度 計画
①量の見込み	1号認定		2,384	2,259	2,159	2,102	2,082
			3,795	3,604	3,428	3,333	3,289
	3号認定	0歳	526	525	525	525	525
		1・2歳	1,845	1,812	1,819	1,831	1,811
		小計	2,371	2,337	2,344	2,356	2,336
	特定教育保育施設	1号認定	992	1,340	1,340	1,350	1,390
		2号認定	4,052	3,656	3,656	3,656	3,688
		3号認定	0歳	415	521	521	532
		1・2歳	1,459	1,948	1,948	1,968	2,008
			小計	1,874	2,469	2,469	2,500
		1号認定	0	0	0	0	0
②確保の内容	特定教育保育施設(広域調整分)	2号認定	▲ 46	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35
		3号認定	0歳	▲ 2	▲ 7	▲ 7	▲ 7
		1・2歳	▲ 19	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 23
			小計	▲ 21	▲ 30	▲ 30	▲ 30
	確認を受ける幼稚園	1号認定	1,443	2,104	2,127	2,154	2,167
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	138	596	573	546	533
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	9	9	14	19
		1・2歳	18	18	28	38	38
			小計	27	27	42	57
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	12	15	15	15
		1・2歳	10	15	15	15	15
			小計	22	30	30	30
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	2,435	3,444	3,467	3,504	3,557
		2号認定・合計	4,144	4,217	4,194	4,167	4,136
		3号認定	0歳	434	538	543	559
		1・2歳	1,468	1,958	1,968	1,978	2,038
			合計	1,902	2,496	2,511	2,557
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		1,060	1,208	1,345	1,455	1,334
			422	590	739	803	888
	3号	0歳	12	18	23	34	49
		1・2歳	113	156	159	167	227
			小計	125	174	182	201
							276

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

圏域名	津
-----	---

圏域内市町名：津市

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		2,162	2,134	2,089	2,060	2,032
	2号認定		4,116	4,062	3,992	3,952	3,899
	3号認定	0歳	614	631	635	638	623
		1・2歳	2,161	2,226	2,261	2,273	2,230
		小計	2,775	2,857	2,896	2,911	2,853
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	3,508	3,213	2,983	2,888	2,658
		2号認定	3,784	3,795	3,867	3,869	3,872
		3号認定	0歳	564	577	625	631
			1・2歳	2,095	2,111	2,194	2,229
			小計	2,659	2,688	2,819	2,860
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受ける幼稚園	1号認定	920	920	920	920	920
		2号認定	-	-	-	-	-
②確保の内容	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	1,743	1,743	1,743	1,743
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳				
			1・2歳	32	32	32	32
			小計	32	32	32	32
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
認定区分別	1号認定・合計	4,428	4,133	3,903	3,808	3,808	3,578
	2号認定・合計	3,784	5,538	5,610	5,612	5,615	5,615
	3号認定	0歳	564	577	625	631	634
		1・2歳	2,127	2,143	2,226	2,261	2,273
		合計	2,691	2,720	2,851	2,892	2,907
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		1,971	1,769	1,719	1,748	1,546
	2号		1,422	1,548	1,620	1,663	1,716
	3号	0歳	▲ 37	▲ 6	▲ 4	▲ 4	11
		1・2歳	▲ 18	0	0	0	43
		小計	▲ 55	▲ 6	▲ 4	▲ 4	54

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策（※1号認定の区域別に集計）

団域名	松阪・多気郡
-----	--------

団域内市町名：松阪市・多気町、明和町、大台町

①量の見込み		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
②確保の内容	1号認定		1,482	1,447	1,424	1,382	1,339
	2号認定		3,340	3,300	3,267	3,229	3,199
	3号認定	0歳	288	279	274	264	257
	1・2歳		1,674	1,648	1,628	1,602	1,576
	小計		1,962	1,927	1,902	1,866	1,833
特定教育保育施設	1号認定	2,012	2,152	2,152	2,152	2,152	2,152
	2号認定	4,032	3,967	3,990	3,990	3,990	3,990
	3号認定	0歳	436	429	463	463	463
	1・2歳		2,001	1,994	2,027	2,027	2,027
	小計		2,437	2,423	2,490	2,490	2,490
	1号認定	0	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1
	2号認定	0	0	0	0	0	0
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
	1・2歳		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	210	210	210	210	210	210
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定	-	-	-	-	-
	+預かり保育	2号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
	1・2歳		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
認可外保育施設	1・2歳		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
	1・2歳		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
	1・2歳		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
認定区分別	1号認定・合計	2,222	2,361	2,361	2,361	2,361	2,361
	2号認定・合計	4,032	3,967	3,990	3,990	3,990	3,990
	3号認定	0歳	436	429	463	463	463
	1・2歳		2,001	1,994	2,027	2,027	2,027
	合計		2,437	2,423	2,490	2,490	2,490
	1号		879	914	937	979	1,022
	2号		627	690	723	761	791
	3号	0歳	141	184	189	199	206
	1・2歳		320	379	399	425	451
	小計		461	563	588	624	657
確保の内容							
量の見込み(②-①)							

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

圏域内市町名：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		1,018	979	950	935	926
	2号認定		3,639	3,480	3,311	3,243	3,204
	3号認定	0歳	196	194	191	187	185
		1・2歳	1,617	1,639	1,634	1,619	1,606
		小計	1,813	1,833	1,825	1,806	1,791
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	939	938	936	933	931
		2号認定	3,930	4,010	3,997	3,970	3,954
		3号認定	0歳	254	326	328	329
			1・2歳	1,756	1,817	1,830	1,827
			小計	2,010	2,143	2,158	2,153
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	3	10	10	10	10
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	100	100	100	100	100
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	515	515	515	514	514
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	3	6	6	6
			1・2歳	9	14	14	14
			小計	12	20	20	20
		2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
		2号認定	0	11	11	11	11
		3号認定	0歳	2	7	7	7
			1・2歳	4	19	19	19
			小計	6	26	26	26
	認定区分別	1号認定・合計	1,042	1,048	1,046	1,043	1,041
		2号認定・合計	4,445	4,536	4,523	4,495	4,479
		3号認定	0歳	259	339	341	342
			1・2歳	1,769	1,850	1,863	1,857
			小計	2,028	2,189	2,204	2,199
		合計					
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		30	67	93	106	111
	2号		897	1,043	1,184	1,236	1,270
	3号	0歳	143	147	150	155	158
		1・2歳	233	224	226	238	247
		小計	376	371	376	393	405

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策（※1号認定の区域別に集計）

圏域名	伊賀
-----	----

圏域内市町名：名張市、伊賀市

		2019年度 実績	2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2023年度 計画	2024年度 計画
			2019年度 実績	2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2024年度 計画
①量の見込み	1号認定		976	941	906	871	857
			2,653	2,547	2,459	2,375	2,331
	3号認定	0歳	400	395	386	376	367
		1・2歳	1,429	1,413	1,401	1,373	1,347
		小計	1,829	1,808	1,787	1,749	1,714
	特定教育保育施設	1号認定	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363
		2号認定	2,894	2,894	2,877	2,877	2,877
		0歳	346	346	347	347	347
		3号認定	1,343	1,343	1,344	1,344	1,344
		小計	1,689	1,689	1,691	1,691	1,691
		1号認定	0	0	0	0	0
②確保の内容	特定教育保育施設(広域調整分)	2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	420	420	420	420	420
	幼稚園+預かり保育	2号認定	-	-	-	-	-
		1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
③認定区分別	地域型保育事業	0歳	43	43	43	43	43
		1・2歳	124	124	124	124	124
		小計	167	167	167	167	167
		2号認定	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	企業主導型保育施設の地域枠	0歳	1	1	1	1	1
		1・2歳	3	3	3	3	3
		小計	4	4	4	4	4
		1号認定・合計	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783
	認定区分別	2号認定・合計	2,899	2,899	2,882	2,882	2,882
		3号認定	0歳	390	390	391	391
		1・2歳	1,470	1,470	1,471	1,471	1,471
		合計	1,860	1,860	1,862	1,862	1,862
		小計	807	842	877	912	926
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号	2号	246	335	423	507	551
		0歳	▲ 10	▲ 4	5	15	24
		1・2歳	41	58	70	98	124
		小計	31	54	75	113	148

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

圏域内市町名：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		152	147	139	133	134
	2号認定		1,015	1,009	951	937	918
	3号認定	0歳	64	60	59	57	55
		1・2歳	470	460	454	442	429
		小計	534	520	513	499	484
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	265	235	235	234	234
		2号認定	1,056	1,080	1,083	1,049	1,045
		3号認定	0歳	55	74	73	73
			1・2歳	473	506	504	507
			小計	528	580	577	578
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	4	4	4	4	4
		2号認定	▲4	▲6	▲6	▲6	▲6
		3号認定	0歳	0	▲2	▲2	▲2
			1・2歳	5	▲4	▲4	▲4
			小計	5	▲6	▲6	▲6
	確認を受けるない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	21	21	21	21	21
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	4	4	4	4
			1・2歳	6	6	6	6
			小計	10	10	10	10
		2号認定	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	269	239	239	239	238
		2号認定・合計	1,073	1,095	1,098	1,064	1,060
		3号認定	0歳	59	76	75	75
			1・2歳	484	508	506	509
			小計	543	584	581	584
		1号		87	92	100	105
		2号		80	89	113	123
	確保の内容 量の見込み (②-①)	3号	0歳	12	15	16	18
			1・2歳	38	46	55	65
			小計	50	61	71	83
							95

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	桑名市
-----	-----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		1,697	1,633	1,586	1,549	1,523
	2号認定		1,577	1,516	1,473	1,439	1,414
	3号認定	0歳	227	225	224	222	221
		1・2歳	916	896	888	880	873
		小計	1,143	1,121	1,112	1,102	1,094
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	1,115	1,100	1,100	1,100	1,100
		2号認定	1,690	1,720	1,720	1,720	1,720
		3号認定	0歳	175	213	213	213
			1・2歳	855	908	908	908
			小計	1,030	1,121	1,121	1,121
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	920	920	920	920	920
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	14	14	14	14
			1・2歳	24	24	24	24
			小計	38	38	38	38
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	2,035	2,020	2,020	2,020	2,020
		2号認定・合計	1,690	1,720	1,720	1,720	1,720
		3号認定	0歳	189	227	227	227
			1・2歳	879	932	932	932
			合計	1,068	1,159	1,159	1,159
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		323	387	434	471	497
	2号		143	204	247	281	306
	3号	0歳	0	2	3	5	6
		1・2歳	16	36	44	52	59
		小計	16	38	47	57	65

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名	いなべ市
-----	------

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			実績	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		4	4	4	4	4
	2号認定		1,068	1,027	1,000	961	970
	0歳		52	51	50	49	48
	3号認定	1・2歳	307	314	314	310	303
		小計	359	365	364	359	351
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	1,056	1,072	1,031	1,004	965
		0歳	51	52	51	50	49
		3号認定	1・2歳	301	307	314	310
			小計	352	359	364	359
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	4	4	4	4	4
		2号認定	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	4	4	4	4	4
		2号認定・合計	1,052	1,068	1,027	1,000	961
		3号認定	0歳	51	52	51	49
		合計	1・2歳	301	307	314	310
			小計	352	359	364	359
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		0	0	0	0	0
	2号		0	0	0	0	0
	3号	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0

\*市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

\*特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

\*2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	木曽岬町
-----	------

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		12	13	13	12	11
	2号認定		73	83	78	73	66
	0歳		8	8	8	7	7
	3号認定		41	33	34	33	32
	小計		49	41	42	40	39
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	36	9	10	9	8
		2号認定	51	73	83	78	73
		0歳	2	8	8	7	7
		3号認定	24	41	33	34	33
		小計	26	49	41	42	39
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	3	3	3	3	3
		2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	39	12	13	13	12
		2号認定・合計	51	73	83	78	73
		0歳	2	8	8	7	7
		3号認定	24	41	33	34	33
		合計	26	49	41	42	39
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		0	0	0	0	0
	2号		0	0	0	0	0
	3号	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	東員町
-----	-----

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		256	257	264	269	257
			434	436	448	455	435
	3号認定	0歳	31	31	30	30	30
		1・2歳	208	197	193	191	190
		小計	239	228	223	221	220
	1号認定	341	256	257	264	269	257
特定教育保育施設	2号認定	338	434	436	448	455	435
	3号認定	0歳	9	31	31	30	30
		1・2歳	162	208	197	193	191
		小計	171	239	228	223	220
	1号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	4	0	0	0	0	0
特定教育保育施設(広域調整分)	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	1号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
②確保の内容	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
認定区分別	1号認定・合計	341	256	257	264	269	257
	2号認定・合計	342	434	436	448	455	435
	3号認定・合計	0歳	9	31	31	30	30
		1・2歳	162	208	197	193	191
		小計	171	239	228	223	220
	1号		0	0	0	0	0
確保の内容 量の見込み (②-①)	2号		0	0	0	0	0
	3号	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	四日市市
-----	------

		2019年度 実績	2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2023年度 計画	2024年度 計画
			2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2023年度 計画	2024年度 計画
①量の見込み	3号認定	1号認定	4,114	4,060	3,922	3,854	3,839
		2号認定	3,122	3,075	2,977	2,930	2,922
		0歳	516	510	501	492	481
		1・2歳	2,026	2,030	2,038	2,005	1,969
	3号認定	小計	2,542	2,540	2,539	2,497	2,450
		1号認定	1,444	3,346	3,354	3,363	3,363
②の 内容	特定教育 保育施設	2号認定	3,370	3,551	3,611	3,647	3,647
		0歳	199	415	434	446	424
		3号認定	1,636	1,619	1,650	1,681	1,703
		小計	1,835	2,034	2,084	2,127	2,127
		1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	90	35	35	35	35
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	0歳	2	7	7	7	7
		3号認定	45	23	23	23	23
		小計	47	30	30	30	30
		1号認定	2,283	2,980	2,980	2,980	2,980
	幼稚園 + 預かり保育	2号認定	-	-	-	-	-
		1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	10	60	66	66	66
		3号認定	151	248	261	261	261
		小計	161	308	327	327	327
	認可外 保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設 の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	3,727	6,326	6,334	6,343	6,343
		2号認定・合計	3,460	3,586	3,646	3,682	3,682
		0歳	211	482	507	519	497
		3号認定	1,832	1,890	1,934	1,965	1,987
		合計	2,043	2,372	2,441	2,484	2,484
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		2,212	2,274	2,421	2,489	2,504
	2号		464	571	705	752	760
	3号	0歳	▲ 34	▲ 3	18	27	16
		1・2歳	▲ 136	▲ 96	▲ 73	▲ 40	18
		小計	▲ 170	▲ 99	▲ 55	▲ 13	34

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		464	461	458	455	452
	2号認定		705	696	686	675	662
	3号認定	0歳	94	95	96	97	99
	1・2歳		323	325	322	325	330
	小計		417	420	418	422	429
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	515	464	461	458	455
		2号認定	589	705	696	686	675
		3号認定	0歳	11	54	75	87
		1・2歳	248	281	326	326	330
		小計	259	335	401	401	413
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	3	0	0	0	0
		2号認定	11	0	0	0	0
		3号認定	0歳	1	0	0	0
		1・2歳	4	0	0	0	0
		小計	5	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	3号認定	0歳	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	3号認定	0歳	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		1号認定・合計	518	464	461	458	455
	認定区分別	2号認定・合計	600	705	696	686	675
		3号認定	0歳	12	54	75	87
		1・2歳	252	281	326	326	330
		合計	264	335	401	401	413
		小計	429				
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		0	0	0	0	0
	2号		0	0	0	0	0
	3号	0歳	▲40	▲20	▲21	▲10	0
		1・2歳	▲42	1	4	1	0
		小計	▲82	▲19	▲17	▲9	0

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	朝日町
-----	-----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	3号認定	1号認定		108	109	104	105
		2号認定		159	157	155	152
	3号認定	0歳		11	11	10	10
		1・2歳		85	83	85	85
		小計		96	94	95	94
	特定教育保育施設	1号認定	129	108	109	104	105
		2号認定	166	159	157	155	152
		0歳	22	11	11	10	10
		3号認定	82	85	83	85	85
		小計	104	96	94	95	94
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	4	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	46	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
②確保の内容	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	12	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	3号認定	1・2歳	1	0	0	0
		小計	1	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	3号認定	0歳	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	179	108	109	104	105
		2号認定・合計	178	159	157	155	152
		3号認定	0歳	22	11	10	10
		1・2歳	83	85	83	85	85
		小計	105	96	94	95	94
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
	2号		0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
	3号	0歳		0	0	0	0
		1・2歳		0	0	0	0
		小計		0	0	0	0

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		201	193	187	187	183
	2号認定		227	218	212	211	206
	3号認定	0歳	33	32	32	32	31
		1・2歳	129	125	130	129	128
		小計	0	162	157	162	161
	1号認定	185	270	270	270	270	270
②確保の内容	2号認定	225	218	223	218	219	221
	3号認定	0歳	9	33	32	32	31
		1・2歳	115	129	125	130	129
		小計	124	162	157	162	161
	1号認定	13	15	14	14	14	13
	2号認定	1	0	0	0	0	0
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	2	0	0	0	0
		小計	2	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	10	11	11	10	10
		2号認定	-	-	-	-	-
幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-	-
	2号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
地域型保育事業	1・2歳	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
認可外保育施設	1・2歳	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	1・2歳	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0	0
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
認定区分別	1・2歳	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	1号認定・合計	208	296	295	294	294	293
	2号認定・合計	226	218	223	218	219	221
確保の内容 量の見込み (②-①)	3号認定	0歳	9	33	32	32	31
	合計	1・2歳	117	129	125	130	129
	小計	126	162	157	162	161	159
	1号	208	95	102	107	107	110
	2号	226	▲9	5	6	8	15
	3号	0歳	9	0	0	0	0
		1・2歳	117	0	0	0	0
		小計	126	0	0	0	0

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	鈴鹿市
-----	-----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
			実績	計画	計画	計画	計画		
①量の見込み		1号認定		1,724	1,643	1,550	1,505	1,474	
		2号認定		3,105	2,959	2,791	2,710	2,654	
		3号認定	0歳	396	389	383	378	373	
			1・2歳	1,476	1,443	1,440	1,415	1,394	
			小計	1,872	1,832	1,823	1,793	1,767	
		1号認定		670	870	870	880	880	
②確保の内容	特定教育保育施設	2号認定		3,295	2,900	2,900	2,900	2,900	
		3号認定	0歳	344	428	428	428	428	
			1・2歳	1,105	1,612	1,612	1,612	1,612	
			小計	1,449	2,040	2,040	2,040	2,040	
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定		0	0	0	0	0	
		2号認定		▲ 46	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35	
		3号認定	0歳	▲ 2	▲ 7	▲ 7	▲ 7	▲ 7	
			1・2歳	▲ 19	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 23	
			小計	▲ 21	▲ 30	▲ 30	▲ 30	▲ 30	
	確認を受けない幼稚園	1号認定		1,270	1,744	1,767	1,794	1,807	1,816
		2号認定		-	-	-	-	-	
	幼稚園+預かり保育	1号認定		-	-	-	-	-	
		2号認定		0	446	423	396	383	374
	地域型保育事業	2号認定		-	-	-	-	-	
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
			1・2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
		2号認定		-	-	-	-	-	
		認可外保育施設	0歳	0	0	0	0	0	
			1・2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定		0	0	0	0	0	
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
			1・2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
		1号認定・合計		1,940	2,614	2,637	2,674	2,687	2,696
		2号認定・合計		3,249	3,311	3,288	3,261	3,248	3,239
	認定区分別	3号認定	0歳	342	421	421	421	421	421
			1・2歳	1,086	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589
			小計	1,428	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010
		合計							
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号			890	994	1,124	1,182	1,222	
	2号			206	329	470	538	585	
	3号	0歳		25	32	38	43	48	
		1・2歳		113	146	149	174	195	
		小計		138	178	187	217	243	

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		660	616	609	597	608
	2号認定		690	645	637	623	635
	3号認定	0歳	130	136	142	147	152
		1・2歳	369	369	379	416	417
		小計	499	505	521	563	569
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	322	470	470	510	360
		2号認定	757	756	756	738	788
		3号認定	0歳	71	93	93	104
			1・2歳	354	336	336	356
			小計	425	429	429	515
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	173	360	360	360	360
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	138	150	150	150	150
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	9	9	14	19
			1・2歳	18	18	28	38
			小計	27	27	42	57
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	12	15	15	15
			1・2歳	10	15	15	15
			小計	22	30	30	30
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	495	830	830	830	720
		2号認定・合計	895	906	906	888	938
		3号認定合計	0歳	92	117	122	138
			1・2歳	382	369	379	449
			小計	474	486	501	602
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		170	214	221	273	112
	2号		216	261	269	265	303
	3号	0歳	▲13	▲14	▲15	▲9	1
		1・2歳	0	10	10	▲7	32
		小計	▲13	▲4	▲5	▲16	33

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	津市
-----	----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		2,162	2,134	2,089	2,060	2,032
	2号認定		4,116	4,062	3,992	3,952	3,899
	3号認定	0歳	614	631	635	638	623
		1・2歳	2,161	2,226	2,261	2,273	2,230
		小計	2,775	2,857	2,896	2,911	2,853
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	3,508	3,213	2,983	2,888	2,658
		2号認定	3,784	3,795	3,867	3,869	3,872
		3号認定	0歳	564	577	625	631
			1・2歳	2,095	2,111	2,194	2,229
			小計	2,659	2,688	2,819	2,860
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	幼稚園を受けない幼稚園	1号認定	920	920	920	920	920
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定		1,743	1,743	1,743	1,743
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	6	6	6	6
			1・2歳	32	32	32	32
			小計	38	38	38	38
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	4,428	4,133	3,903	3,808	3,808
		2号認定・合計	3,784	5,538	5,610	5,612	5,615
		3号認定	0歳	570	583	631	637
			1・2歳	2,127	2,143	2,226	2,261
			小計	2,697	2,726	2,857	2,898
		合計					
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		1,971	1,769	1,719	1,748	1,546
	2号		1,422	1,548	1,620	1,663	1,716
	3号	0歳	▲ 31	0	2	2	17
		1・2歳	▲ 18	0	0	0	43
		小計	▲ 49	0	2	2	60

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		1,185	1,150	1,120	1,087	1,051
			2,494	2,454	2,426	2,401	2,382
	3号認定	0歳	189	180	176	169	163
		1・2歳	1,309	1,288	1,267	1,245	1,224
		小計	1,498	1,468	1,443	1,414	1,387
	特定教育保育施設	1号認定	1,795	1,853	1,853	1,853	1,853
		2号認定	3,157	3,078	3,110	3,110	3,110
		0歳	339	322	358	358	358
		3号認定	1,539	1,544	1,581	1,581	1,581
		小計	1,878	1,866	1,939	1,939	1,939
		1号認定	0	0	0	0	0
②確保の内容	特定教育保育施設(広域調整分)	2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	210	210	210	210	210
		2号認定	-	-	-	-	-
③	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
④	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	2,005	2,063	2,063	2,063	2,063
		2号認定・合計	3,157	3,078	3,110	3,110	3,110
		0歳	339	322	358	358	358
		3号認定	1,539	1,544	1,581	1,581	1,581
		合計	1,878	1,866	1,939	1,939	1,939
確保の内容	量の見込み(②-①)	1号		878	913	943	976
		2号		584	656	684	709
		3号	0歳	133	178	182	189
		1・2歳	235	293	314	336	357
		小計	368	471	496	525	552

\*市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

\*特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

\*2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	多気町
-----	-----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		40	39	38	38	38
	2号認定		324	314	310	310	312
	3号認定	0歳	18	18	18	17	17
		1・2歳	129	132	130	128	127
		小計	147	150	148	145	144
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	31	40	40	40	40
		2号認定	340	330	330	330	330
		3号認定	0歳	23	24	24	24
			1・2歳	127	146	146	146
			小計	150	170	170	170
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	幼稚園受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	31	40	40	40	40
		2号認定・合計	340	330	330	330	330
		3号認定	0歳	23	24	24	24
			1・2歳	127	146	146	146
			小計	150	170	170	170
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		0	1	2	2	2
	2号		6	16	20	20	18
	3号	0歳	6	6	6	7	7
		1・2歳	17	14	16	18	19
		小計	23	20	22	25	26

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	、計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		245	245	254	246	240
	2号認定		382	388	401	389	381
	3号認定	0歳	71	71	70	68	67
		1・2歳	181	177	178	177	174
	小計		252	248	248	245	241
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	171	243	243	243	243
		2号認定	384	410	410	410	410
		3号認定	0歳	64	71	71	71
			1・2歳	259	235	235	235
		小計	323	306	306	306	306
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		1号認定・合計	171	243	243	243	243
	認定区分別	2号認定・合計	384	410	410	410	410
		3号認定	0歳	64	71	71	71
			1・2歳	259	235	235	235
		合計	323	306	306	306	306
		1号		▲2	▲2	▲11	▲3
確保の内容 量の見込み(②-①)	2号			28	22	9	21
	3号	0歳		0	0	1	3
		1・2歳		54	58	57	58
	小計			54	58	58	61
							65

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	大台町
-----	-----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
			実績	計画	計画	計画	計画	
①量の見込み	3号認定	1号認定		12	13	12	11	10
		2号認定		140	144	130	129	124
		0歳		10	10	10	10	10
		1・2歳		55	51	53	52	51
		小計		65	61	63	62	61
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	15	16	16	16	16	16
		2号認定	151	149	140	140	140	140
		0歳	10	12	10	10	10	10
		3号認定	76	69	65	65	65	65
		小計	86	81	75	75	75	75
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1
		2号認定	0	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定・合計		15	15	15	15	15
	認定区分別	2号認定・合計		149	140	140	140	140
		0歳	12	10	10	10	10	10
		1・2歳	69	65	65	65	65	65
		合計	81	75	75	75	75	75
		1号	0	3	2	3	4	5
確保の内容 量の見込み(②-①)	3号	2号	0	9	▲4	10	11	16
		0歳	0	2	0	0	0	0
		1・2歳	0	14	14	12	13	14
		小計	0	16	14	12	13	14

\*市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

\*特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

\*2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		609	572	549	537	534
	2号認定		2,145	2,014	1,934	1,890	1,881
	3号認定	0歳	105	105	104	104	103
		1・2歳	898	939	946	953	958
		小計	1,003	1,044	1,050	1,057	1,061
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	485	485	485	485	485
		2号認定	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
		3号認定	0歳	179	179	182	183
			1・2歳	979	995	999	1,003
			小計	1,158	1,158	1,181	1,186
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受ける幼稚園	1号認定	100	100	100	100	100
		2号認定	-	-	-	-	-
		1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	495	495	495	495	495
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	3	6	6	6
			1・2歳	9	13	13	13
			小計	12	19	19	19
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	10	10	10	10
		3号認定	0歳	2	6	6	6
			1・2歳	4	18	18	18
			小計	6	24	24	24
	認定区分別	1号認定・合計	585	585	585	585	585
		2号認定・合計	2,795	2,805	2,805	2,805	2,805
		3号認定	0歳	184	191	193	195
			1・2歳	992	1,010	1,026	1,034
			合計	1,176	1,201	1,219	1,229
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		▲ 24	13	36	48	51
	2号		660	791	871	915	924
	3号	0歳	86	88	90	91	93
		1・2歳	112	87	84	81	80
		小計	198	175	174	172	173

\*市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

\*特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

\*2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	鳥羽市
-----	-----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		45	45	44	44	42
	2号認定		254	257	245	243	234
	3号認定	0歳	12	12	11	11	11
		1・2歳	130	124	118	115	111
		小計	142	136	129	126	122
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	44	45	45	44	44
		2号認定	234	254	257	245	243
		3号認定	0歳	12	12	11	11
			1・2歳	121	130	124	118
			小計	133	142	136	126
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	20	20	20	19	19
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	1	1	1
			小計	0	1	1	1
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	44	45	45	44	44
		2号認定・合計	254	274	277	264	262
		3号認定	0歳	12	12	11	11
			1・2歳	121	131	125	119
		合計	133	143	137	130	127
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		0	0	0	0	0
	2号		20	20	19	19	18
	3号	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	1	1	1	1	1
		小計	1	1	1	1	1

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		319	317	315	313	311
	2号認定		472	470	467	465	462
	3号認定	0歳	17	16	16	15	15
		1・2歳	307	299	290	282	275
		小計	324	315	306	297	290
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	400	398	394	392	390
		2号認定	484	476	471	469	466
		3号認定	0歳	17	54	54	54
			1・2歳	314	339	335	333
			小計	331	393	391	387
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
		1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	1	1	1	1
		3号認定	0歳	0	1	1	1
			1・2歳	0	1	1	1
			小計	0	2	2	2
	認定区分別	1号認定・合計	400	398	396	394	392
		2号認定・合計	484	477	475	472	470
		3号認定	0歳	17	55	55	55
			1・2歳	314	340	338	334
			小計	331	395	393	389
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		79	79	79	79	79
	2号		5	5	5	5	5
	3号	0歳	38	39	39	40	40
		1・2歳	33	39	46	52	57
		小計	71	78	85	92	97

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	玉城町
-----	-----

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
			計画	計画	計画	計画	計画	
①量の見込み		1号認定		35	35	32	31	29
		2号認定		398	397	364	354	332
		3号認定	0歳	39	38	37	37	36
			1・2歳	140	126	137	134	132
			小計	179	164	174	171	168
		1号認定	10	10	10	10	10	10
②確保の内容	特定教育保育施設	2号認定	440	440	440	440	440	440
		3号認定	0歳	18	45	45	45	45
			1・2歳	152	145	145	145	145
			小計	170	190	190	190	190
		1号認定	0	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育保育施設(広域調整分)	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0
		1号認定	0	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-	-
		幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0
		1号認定・合計	10	10	10	10	10	10
		2号認定・合計	440	440	440	440	440	440
	認定区分別	3号認定	0歳	18	45	45	45	45
			1・2歳	152	145	145	145	145
			小計	170	190	190	190	190
		合計						
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		▲ 25	▲ 25	▲ 22	▲ 21	▲ 19	
	2号		42	43	76	86	108	
	3号	0歳	6	7	8	8	9	
		1・2歳	5	19	8	11	13	
		小計	11	26	16	19	22	

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名	度会町
-----	-----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		実績	計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		3	3	3	3	3
	2号認定		178	164	152	140	148
	3号認定	0歳	6	6	6	6	6
		1・2歳	56	61	62	60	58
		小計	62	67	68	66	64
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	167	178	164	152	140
		3号認定	0歳	6	6	6	6
			1・2歳	65	56	61	62
			小計	71	62	67	66
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	3	3	3	3	3
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	確認を受ける幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
			1・2歳	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	3	3	3	3	3
		2号認定・合計	167	178	164	152	140
		3号認定	0歳	6	6	6	6
			1・2歳	65	56	61	62
			小計	71	62	67	66
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		0	0	0	0	0
	2号		0	0	0	0	0
	3号	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	大紀町
-----	-----

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		1	1	1	1	1
	2号認定		96	82	67	70	74
	3号認定	0歳	4	4	4	4	4
	3号認定	1・2歳	45	50	45	43	40
	3号認定	小計	49	54	49	47	44
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	123	180	180	180	180
		3号認定	0歳	7	15	15	15
		3号認定	1・2歳	32	75	75	75
		3号認定	小計	39	90	90	90
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	1	1	1	1
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0
		3号認定	小計	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
③量の見込み(②-①)	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0
		3号認定	小計	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0
		3号認定	小計	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
④認定区分別	認可外保育施設	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0
		3号認定	小計	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	1号認定・合計	0	1	1	1	1
		2号認定・合計	123	180	180	180	180
		3号認定	0歳	7	15	15	15
		3号認定	1・2歳	32	75	75	75
		3号認定	小計	39	90	90	90
⑤確保の内容	量の見込み(②-①)	1号		0	0	0	0
		2号		84	98	113	110
		3号	0歳	11	11	11	11
		3号	1・2歳	30	25	30	32
		3号	小計	41	36	41	43

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		6	6	6	6	6
			96	96	82	81	73
	3号認定	0歳	13	13	13	10	10
		1・2歳	41	40	36	32	32
		小計	54	53	49	42	42
	1号認定	0	0	0	0	0	0
特定教育保育施設	2号認定	182	182	182	182	182	182
	3号認定	0歳	15	15	15	15	15
		1・2歳	93	93	93	93	93
		小計	108	108	108	108	108
	1号認定	0	6	6	6	6	6
	2号認定	0	0	0	0	0	0
特定教育保育施設(広域調整分)	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	1号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	2号認定	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
	3号認定	小計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	0	6	6	6	6
		2号認定・合計	182	182	182	182	182
		3号認定・合計	0歳	15	15	15	15
			1・2歳	93	93	93	93
		小計	108	108	108	108	108
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		0	0	0	0	0
			86	86	100	101	109
	3号	0歳	2	2	2	5	5
		1・2歳	52	53	57	61	61
		小計	54	55	59	66	66

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	名張市
-----	-----

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	特定教育保育施設	1号認定	772	746	716	688	678
		2号認定	991	955	917	883	870
		0歳	172	173	170	165	161
		3号認定 1・2歳	612	610	617	610	601
		小計	784	783	787	775	762
②確保の内容	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	968	968	968	968	968
		2号認定	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049
		0歳	127	127	127	127	127
		3号認定 1・2歳	511	511	511	511	511
		小計	638	638	638	638	638
	幼稚園+預かり保育	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定 1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	1号認定	420	420	420	420	420
		2号認定	-	-	-	-	-
		1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0歳	43	43	43	43	43
		3号認定 1・2歳	124	124	124	124	124
		小計	167	167	167	167	167
		2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	3号認定 1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	5	5	5	5	5
		0歳	1	1	1	1	1
		3号認定 1・2歳	3	3	3	3	3
		小計	4	4	4	4	4
認定区分別	1号認定・合計	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388
	2号認定・合計	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
	3号認定 0歳	171	171	171	171	171	171
	1・2歳	638	638	638	638	638	638
	合計	809	809	809	809	809	809
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号	616	642	672	700	710	
	2号	63	99	137	171	184	
	3号 0歳	▲1	▲2	1	6	10	
	1・2歳	26	28	21	28	37	
	小計	25	26	22	34	47	

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼稚期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		204	195	190	183	179
			1,662	1,592	1,542	1,492	1,461
	3号認定	0歳	228	222	216	211	206
		1・2歳	817	803	784	763	746
		小計	1,045	1,025	1,000	974	952
	1号認定	395	395	395	395	395	395
特定教育保育施設	2号認定	1,845	1,845	1,828	1,828	1,828	1,828
	3号認定	0歳	219	219	220	220	220
		1・2歳	832	832	833	833	833
		小計	1,051	1,051	1,053	1,053	1,053
	1号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0	0
特定教育保育施設(広域調整分)	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	1号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	1号認定	-	-	-	-	-
②確保の内容	幼稚園+預かり保育	2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠		小計	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0	0	
3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
	1・2歳	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	
1号認定・合計	395	395	395	395	395	395	
認定区分別	2号認定・合計	1,845	1,845	1,828	1,828	1,828	1,828
	3号認定	0歳	219	219	220	220	220
		1・2歳	832	832	833	833	833
		小計	1,051	1,051	1,053	1,053	1,053
	1号		191	200	205	212	216
	2号		183	236	286	336	367
確保の内容 量の見込み(②-①)	3号	0歳	▲9	▲2	4	9	14
		1・2歳	15	30	49	70	87
		小計	6	28	53	79	101

\*市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

\*特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

\*2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	尾鷲市
-----	-----

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
			実績	計画	計画	計画	計画	
①量の見込み		1号認定		22	22	20	19	18
		2号認定		230	231	228	226	217
		0歳		32	30	29	28	26
		3号認定	1・2歳	110	103	99	95	91
			小計	142	133	128	123	117
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	135	65	65	65	65	65
		2号認定	254	249	249	249	249	249
		0歳	34	34	34	34	34	34
		3号認定	1・2歳	112	117	117	117	117
			小計	146	151	151	151	151
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	0	0	0	0	0	0
		2号認定	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4
		0歳	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2
		3号認定	1・2歳	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2
			小計	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	1・2歳	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定・合計	135	65	65	65	65	65
		2号認定・合計	250	245	245	245	245	245
		3号認定	0歳	32	32	32	32	32
		合計	1・2歳	110	115	115	115	115
			小計	142	147	147	147	147
確保の内容 量の見込み(②-①)		1号		43	43	45	46	47
		2号		15	14	17	19	28
		3号	0歳	0	2	3	4	6
			1・2歳	5	12	16	20	24
			小計	5	14	19	24	30

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名	熊野市
-----	-----

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		49	43	41	41	41
			279	280	280	280	280
	3号認定	0歳	9	9	9	9	9
		1・2歳	117	117	117	117	117
		小計	126	126	126	126	126
	1号認定	49	69	69	69	69	69
②確保の内容	2号認定	278	309	309	309	309	309
	3号認定	0歳	9	12	12	12	12
		1・2歳	124	132	132	132	132
		小計	133	144	144	144	144
	1号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2
		小計	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2
	1号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	-	-	-	-	-	-
幼稚園 + 預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-	-
	2号認定	21	21	21	21	21	21
	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	4	4	4	4	4
		1・2歳	6	6	6	6	6
		小計	10	10	10	10	10
認可外 保育施設	2号認定	-	-	-	-	-	-
	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0	0
企業主導型 保育施設 の地域枠	3号認定	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	1号認定・合計	49	69	69	69	69	69
認定区分別	2号認定・合計	295	326	326	326	326	326
	3号認定 ・ 合計	0歳	13	16	16	16	16
		1・2歳	128	136	136	136	136
		小計	141	152	152	152	152
	1号	49	20	26	28	28	28
確保の内容 量の見込み (②-①)	2号	295	47	46	46	46	46
	3号	0歳	13	7	7	7	7
		1・2歳	128	19	19	19	19
		小計	141	26	26	26	26

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	紀北町
-----	-----

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	特定教育保育施設	1号認定	22	22	21	17	19
		2号認定	195	180	171	161	162
		3号認定 0歳	6	5	5	5	5
		1・2歳	94	99	94	89	85
		小計	100	104	99	94	90
②確保の内容	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	25	25	25	25	25
		2号認定	198	202	202	202	202
		3号認定 0歳	3	10	10	10	10
		1・2歳	99	108	108	108	108
		小計	102	118	118	118	118
	幼稚園 預かり保育	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
		3号認定 0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定 0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定 0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	3号認定 0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		1号認定・合計	25	25	25	25	25
		2号認定・合計	198	202	202	202	202
	認定区分別	3号認定 0歳	3	10	10	10	10
		1・2歳	99	108	108	108	108
		小計	102	118	118	118	118
		1号	3	3	4	8	6
確保の内容 量の見込み(②-①)	3号	2号	7	22	31	41	40
		0歳	4	5	5	5	5
		1・2歳	14	9	14	19	23
		小計	18	14	19	24	28

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、児童期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

		2019年度 実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			計画	計画	計画	計画	計画
①量の見込み	1号認定		24	25	22	22	22
	2号認定		111	115	103	105	97
	3号認定	0歳	8	8	8	7	7
		1・2歳	60	54	54	53	51
		小計	68	62	62	60	58
②確保の内容	特定教育保育施設	1号認定	25	41	41	41	41
		2号認定	114	120	120	120	120
		0歳	3	9	9	9	9
		3号認定	50	60	60	60	60
		小計	53	69	69	69	69
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	4	4	4	4	4
		2号認定	1	2	2	2	2
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	2	0	0	0	0
		小計	2	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	-	-	-	-	-
	幼稚園+預かり保育	1号認定	-	-	-	-	-
		2号認定	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	2号認定	-	-	-	-	-
		0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0歳	0	0	0	0	0
		3号認定	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		1号認定・合計	29	45	45	45	45
	認定区分別	2号認定・合計	115	122	122	122	122
		3号認定・合計	3	9	9	9	9
		1・2歳	52	60	60	60	60
		小計	55	69	69	69	69
確保の内容 量の見込み (②-①)	1号		21	20	23	23	23
	2号		11	7	19	17	25
	3号	0歳	1	1	1	2	2
		1・2歳	0	6	6	7	9
		小計	1	7	7	9	11

\*市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

\*特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

\*2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## 各年度の市町の量の見込み、確保方策

市町名	紀宝町
-----	-----

		2019年度 実績	2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2023年度 計画	2024年度 計画
			2019年度 実績	2020年度 計画	2021年度 計画	2022年度 計画	2024年度 計画
①量の見込み	特定教育保育施設	1号認定		35	35	35	34
		2号認定		200	203	169	165
		3号認定 0歳		9	8	8	8
		3号認定 1・2歳		89	87	90	88
		小計		98	95	98	96
	特定教育保育施設(広域調整分)	1号認定	31	35	35	34	34
		2号認定	212	200	203	169	165
		3号認定 0歳	6	9	8	8	8
		3号認定 1・2歳	88	89	87	90	88
		小計	94	98	95	98	96
	確認を受けない幼稚園	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	3	0	0	0	0
		3号認定 0歳	2	0	0	0	0
		3号認定 1・2歳	7	0	0	0	0
		小計	9	0	0	0	0
②確保の内容	幼稚園+預かり保育	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定 2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定 0歳	0	0	0	0	0
		3号認定 1・2歳	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	3号認定 小計	0	0	0	0	0
		2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定 0歳	0	0	0	0	0
		3号認定 1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定	-	-	-	-	-
		3号認定 0歳	0	0	0	0	0
		3号認定 1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		2号認定	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	3号認定 0歳	0	0	0	0	0
		3号認定 1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
		1号認定・合計	31	35	35	34	34
		2号認定・合計	215	200	203	169	165
	認定区分別	3号認定 0歳	8	9	8	8	8
		3号認定 1・2歳	95	89	87	90	88
		合計	103	98	95	98	96
		小計	-	-	-	-	-
確保の内容 量の見込み(②-①)	1号		0	0	0	0	0
	2号		0	0	0	0	0
	3号	0歳	0	0	0	0	0
		1・2歳	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※2号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

## ●認定こども園の目標設置数

※認定こども園の類型 幼保=幼保連携型、幼=幼稚園型、保=保育所型、地=地方裁量型

No.	区域名	市町名	認定 こども園 設置数 (平成31 年4月1 日現在)	認定こども園年度別設置見込数										区域別 設置 見込数	市町別 設置 見込数		
				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		時期未定					
				新設	既存施 設から の移行	新設	既存施 設から の移行	新設	既存施 設から の移行	新設	既存施 設から の移行	新設	既存施 設から の移行				
1	桑名 いなべ 員弁郡	桑名市	幼保 4	幼保 1	幼保 1										2		
2		いなべ市												1			
3		木曾岬町	幼保 1											0			
4		東員町												0			
5	四日市 三重郡	四日市市	幼保 2		幼保 1		幼保 1		幼保 1						3		
6		菰野町	保 1			保 1								1			
7		朝日町												0			
8		川越町												0			
9	鈴鹿 龜山	鈴鹿市	幼保 3		幼保 2										2		
10		龜山市	幼保 2											0			
11	津	津市	幼保 19		幼保 1										1	1	
12	松阪 多気郡	松阪市			保 3								幼保 1		4		
13		多気町	保 1												0		
14		明和町	幼保 3												0		
15		大台町	保 1												0		
16	伊勢志摩 度会郡	伊勢市	幼保 8												0		
17		鳥羽市	幼 1												0		
18		志摩市												0			
19		玉城町	保 1											0			
20		度会町												0			
21		大紀町												0			
22		南伊勢町												0			
23	伊賀	名張市	幼保 5												0		
24		伊賀市	幼保 1												0		
25	東紀州	尾鷲市													0		
26		熊野市	保 1												0		
27		紀北町												1	0		
28		御浜町	保 1		保 1										1		
29		紀宝町													0		
設置 見込数計	総合計	55	1	9	1	1	0	1	0	0	0	0	2	70	うち設置 見込数 15		
	幼保連携型	48	1	5	0	1	0	1	0	0	0	0	2	58	10		
	幼稚園型	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
	保育所型	6	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5		
	地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

## 各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	桑名市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	838	869	885	904	910	人
		高学年	/	279	290	295	301	303	
		合計	/	1,117	1,159	1,180	1,205	1,213	
	確保の内容	登録児童数	998	1,117	1,159	1,180	1,205	1,213	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	550	550	550	550	550	人
	確保の内容	実人数	489	550	550	550	550	550	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	1,092	1,125	1,159	1,194	1,230	人日
		病児保育	985	5,976	5,976	5,976	5,976	5,976	
		ファミサボ	40	25	25	25	25	25	
		合計	1,025	6,001	6,001	6,001	6,001	6,001	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	15,654	15,053	14,621	14,292	14,038	人日
		2号認定による利用	/	68,479	65,848	63,958	62,519	61,409	
		合計(延べ人数)	/	84,133	80,901	78,579	76,811	75,447	
	確保の内容	延べ人数	60,690	96,600	96,600	96,600	96,600	96,600	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	11,663	11,123	10,769	10,490	10,262	人日
	確保の内容	延べ人数	3,951	13,047	13,047	13,047	13,047	13,047	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	7,986	8,386	8,805	9,246	9,709	人回/月
	確保の内容	施設数	7	7	8	8	8	8	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	4	4	4	4	4	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	3	3	3	3	3	3	
		母子保健型	0	1	1	1	1	1	
		合計	3	4	4	4	4	4	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	70	70	70	70	70	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	70	70	70	70	70	
	確保の内容	延べ人数	365	365	365	365	365	365	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	2,277	2,277	2,277	2,277	2,277	人日
	確保の内容	延べ人数	2,799	2,277	2,277	2,277	2,277	2,277	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	1,052	989	981	974	967	961	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	104	150	150	150	150	150	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	12,564	13,351	13,243	13,419	13,054	12,673	人回

\*市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	いなべ市
-----	------

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	218	217	216	220	210	人
		高学年	/	87	84	81	80	79	
		合計	/	305	301	297	300	289	
	確保の内容	登録児童数	278	347	357	357	357	357	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	195	192	189	184	183	人
	確保の内容	実人数	192	195	192	189	184	183	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	78	76	75	73	72	人日
		病児保育	26	78	76	75	73	72	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	26	78	76	75	73	72	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	50	50	49	49	48	人日
	確保の内容	延べ人数	73	50	50	49	49	48	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	2,997	3,023	3,016	2,960	2,896	人回/月
	確保の内容	施設数	5	5	5	5	5	5	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	4	4	4	4	4	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	4	4	4	4	4	
	確保の内容	延べ人数	9	9	9	9	9	9	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	615	604	597	594	577	人日
	確保の内容	延べ人数	875	615	604	597	594	577	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	305	313	307	303	295	289	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	66	66	66	66	66	66	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	3,507	4,382	4,298	4,242	4,130	4,046	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	木曾岬町
-----	------

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童・健全育成事業	量の見込み	低学年	/	35	30	31	30	35	人
		高学年	/	33	31	27	25	22	
		合計	/	68	61	58	55	57	
	確保の内容	登録児童数	34	68	61	58	55	57	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	0	0	0	0	0	人
	確保の内容	実人数	0	0	0	0	0	0	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	20	20	20	20	20	人日
		病児保育	0	15	15	15	15	15	
		ファミサポ	0	5	5	5	5	5	
		合計	0	20	20	20	20	20	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	468	446	496	526	538	人日
	確保の内容	延べ人数	71	468	446	496	526	538	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	287	267	280	271	261	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	5	5	5	5	5	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	5	5	5	5	5	
	確保の内容	延べ人数	5	5	5	5	5	5	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	20	18	17	16	16	人日
	確保の内容	延べ人数	1	20	18	17	16	16	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	26	29	28	27	26	25	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	0	24	24	24	24	24	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	317	387	373	360	347	333	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	東員町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	190	195	197	201	203	人
		高学年	/	102	101	101	99	102	
		合計	/	292	296	298	300	305	
	確保の内容	登録児童数	228	292	296	298	300	305	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	59	58	58	58	57	人
	確保の内容	実人数	57	59	58	58	58	57	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	37	36	36	36	35	人日
		病児保育	37	37	36	36	36	35	
		ファミサボ	0	0	0	0	0	0	
		合計	37	37	36	36	36	35	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	153	150	151	152	147	人日
	確保の内容	延べ人数	141	153	150	151	152	147	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	377	362	356	351	348	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	
		母子保健型	0	1	1	1	1	1	
		合計	1	2	2	2	2	2	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	12	12	12	12	12	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	12	12	12	12	12	
	確保の内容	延べ人数	0	12	12	12	12	12	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	292	295	296	296	301	人日
	確保の内容	延べ人数	133	292	295	296	296	301	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	188	177	175	174	172	169	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	0	49	49	49	49	49	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	1,931	1,818	1,797	1,787	1,767	1,736	人回

\*市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	四日市市
-----	------

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	1,908	1,934	1,972	1,942	1,899	人
		高学年	/	604	609	613	667	663	
		合計	/	2,512	2,543	2,585	2,609	2,562	
	確保の内容	登録児童数	2,176	2,780	2,835	2,890	2,970	3,200	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	386	382	375	369	364	人
	確保の内容	実人数	258	363	391	409	423	423	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	1,828	1,811	1,779	1,749	1,730	人日
		病児保育	1,476	2,832	2,832	2,832	2,832	3,540	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	1,476	2,832	2,832	2,832	2,832	3,540	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	80,476	79,390	76,713	75,362	74,983	人日
		2号認定による利用	/	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	
		合計(延べ人数)	/	80,476	79,390	76,713	75,362	74,983	
	確保の内容	延べ人数	74,682	94,856	94,856	94,856	94,856	94,856	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	9,463	9,374	9,203	9,042	8,944	人日
	確保の内容	延べ人数	8,953	9,617	9,617	10,161	10,161	10,161	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	9,051	9,018	8,977	8,827	8,662	人回/月
	確保の内容	施設数	20	21	22	23	23	23	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	5	5	5	5	6	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	4	4	4	4	4	5	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	5	5	5	5	5	6	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	628	623	611	601	595	人日
		トワイライトステイ	/	-	-	-	-	-	
		合計	/	628	623	611	601	595	
	確保の内容	延べ人数	719	600	600	600	600	600	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	2,238	2,206	2,134	2,099	2,092	人日
	確保の内容	延べ人数	2,227	2,307	2,307	2,307	2,307	2,307	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	2,471	2,378	2,333	2,289	2,246	2,203	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	738	756	756	756	756	756	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	27,084	32,368	31,752	31,150	30,562	29,988	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	菰野町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	307	304	304	308	305	人
		高学年	/	105	107	110	109	108	
		合計	/	412	411	414	417	413	
	確保の内容	登録児童数	303	348	378	388	398	398	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	7	7	7	7	7	人
	確保の内容	実人数	9	7	7	7	7	7	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	12	12	12	12	12	人日
		病児保育	15	12	12	12	12	12	
		ファミサボ	0	0	0	0	0	0	
	合計	15	12	12	12	12	12	12	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	3,654	3,609	3,554	3,496	3,429	人日
		2号認定による利用	/	10,026	9,900	9,750	9,591	9,408	
		合計(延べ人数)	/	13,680	13,509	13,304	13,087	12,837	
	確保の内容	延べ人数	11,417	13,680	13,509	13,304	13,087	12,837	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	1,159	1,140	1,113	1,097	1,082	人日
	確保の内容	延べ人数	391	545	660	660	660	660	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	3,374	3,509	3,649	3,795	3,947	人回/月
	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	0	1	1	1	1	1	
		合計	0	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	50	50	50	50	50	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	50	50	50	50	50	
	確保の内容	延べ人数	47	50	50	50	50	50	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	1,408	1,450	1,450	1,450	1,450	人日
	確保の内容	延べ人数	1,408	1,408	1,450	1,450	1,450	1,450	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	324	315	310	306	302	300	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	294	285	280	276	272	270	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	3,746	3,712	3,679	3,646	3,613	3,580	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	朝日町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年		121	130	139	149	159	人
		高学年		64	70	77	84	92	
		合計		185	200	216	233	251	
	確保の内容	登録児童数	157	185	200	216	233	251	
延長保育事業	量の見込み	実人数		80	85	91	97	103	人
	確保の内容	実人数		80	85	91	97	103	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数		90	90	90	90	90	人日
		病児保育	57	80	80	80	80	80	
		ファミサボ	7	10	10	10	10	10	
		合計	64	90	90	90	90	90	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用		6,828	6,869	6,559	6,621	6,600	
		合計(延べ人数)		6,828	6,869	6,559	6,621	6,600	
	確保の内容	延べ人数		6,828	6,869	6,559	6,621	6,600	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	4,564	4,565	4,488	4,516	4,509	人日	
	確保の内容	延べ人数	4,564	4,565	4,488	4,516	4,509		
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数		559	640	734	841	964	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数		2	2	2	2	2	箇所
		基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	2	2	2	2	2	2	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ		29	29	29	29	29	人日
		トワイライトステイ		0	0	0	0	0	
		合計		29	29	29	29	29	
	確保の内容	延べ人数	10	29	29	29	29	29	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数		190	204	219	236	253	人日
	確保の内容	延べ人数	177	190	204	219	236	253	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	105	106	108	108	108	108	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	34	38	42	47	53	59	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	1,255	1,484	1,512	1,512	1,512	1,512	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	川越町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	154	180	185	183	178	人
		高学年	/	45	46	45	49	57	
		合計	/	199	226	230	232	235	
	確保の内容	登録児童数	144	200	240	240	240	240	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	26	25	25	25	24	人
	確保の内容	実人数	21	26	25	25	25	24	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	94	91	91	90	90	人日
		病児保育	18	94	91	91	90	89	
		ファミサボ	0	0	0	0	0	0	
		合計	18	94	91	91	90	89	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	2,714	2,632	2,649	2,636	2,592	人日
	確保の内容	延べ人数	2,328	2,714	2,632	2,649	2,636	2,592	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	860	840	862	857	847	人回/月
	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	0	1	1	1	1	1	
		合計	0	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	3	3	3	3	3	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	3	3	3	3	3	
	確保の内容	延べ人数	60	48	48	48	48	48	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	862	849	830	809	797	人日
	確保の内容	延べ人数	761	862	849	830	809	797	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	176	169	168	167	166	163	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	76	80	80	80	80	80	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	1,933	2,086	2,072	2,058	2,044	2,016	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	鈴鹿市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	1,554	1,571	1,589	1,607	1,625	人
		高学年	/	488	493	499	505	510	
		合計	/	2,042	2,064	2,088	2,112	2,135	
	確保の内容	登録児童数	1,995	2,042	2,064	2,088	2,112	2,135	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	1,519	1,466	1,418	1,386	1,362	人
	確保の内容	実人数	1,486	1,519	1,466	1,418	1,386	1,362	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	1,403	1,356	1,320	1,287	1,251	人日
		病児保育	917	1,403	1,356	1,320	1,287	1,251	
		ファミサボ	0	0	0	0	0	0	
		合計	917	1,403	1,356	1,320	1,287	1,251	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	24,132	22,992	21,689	21,063	20,627	
		合計(延べ人数)	/	24,132	22,992	21,689	21,063	20,627	
	確保の内容	延べ人数	23,011	24,132	22,992	21,689	21,063	20,627	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	10,162	9,862	9,640	9,447	9,296	人日
	確保の内容	延べ人数	10,100	10,162	9,862	9,640	9,447	9,296	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	8,750	8,917	9,167	9,417	9,667	人回/月
	確保の内容	施設数	10	12	12	12	12	12	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	2	2	2	2	2	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	0	0	0	1	1	1	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	2	2	2	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	106	102	99	97	95	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	106	102	99	97	95	
	確保の内容	延べ人数	109	106	102	99	97	95	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	3,539	3,426	3,341	3,264	3,184	人日
	確保の内容	延べ人数	3,556	3,539	3,426	3,341	3,264	3,184	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	1,547	1,473	1,447	1,423	1,404	1,388	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	663	664	671	673	670	668	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	18,628	18,313	17,988	17,713	17,488	17,313	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	亀山市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	523	547	510	504	444	人
		高学年	/	228	239	222	220	194	
		合計	/	751	786	732	724	638	
	確保の内容	登録児童数	609	740	820	820	820	820	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	80	80	80	80	80	人
	確保の内容	実人数	76	80	80	80	80	80	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	1,502	1,491	1,469	1,449	1,444	人日
		病児保育	0	0	0	50	60	120	
		ファミサポ	1	10	15	20	25	30	
	合計	1	10	15	70	85	150		
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	8,820	8,220	8,120	7,950	8,100	人日
		2号認定による利用	/	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	
		合計(延べ人数)	/	8,820	8,220	8,120	7,950	8,100	
	確保の内容	延べ人数	8,073	8,820	8,220	8,120	7,950	8,100	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	2,240	2,090	2,070	2,020	2,060	人日
	確保の内容	延べ人数	2,408	2,240	2,090	2,070	2,020	2,060	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	2,713	2,764	2,719	2,690	2,659	人回/月
	確保の内容	施設数	5	5	5	5	6	7	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	0	0	0	1	1	1	
		母子保健型	0	0	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	76	72	72	70	71	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	76	72	72	70	71	
	確保の内容	延べ人数	25	76	72	72	70	71	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	880	890	900	910	920	人日
	確保の内容	延べ人数	810	880	890	900	910	920	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	401	400	396	392	387	382	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	25	75	75	75	75	75	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	5,279	6,150	6,094	6,038	5,968	5,898	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	津市
-----	----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	2,112	2,162	2,225	2,288	2,360	人
		高学年	/	975	1,005	1,053	1,089	1,127	
		合計	/	3,087	3,167	3,278	3,377	3,487	
	確保の内容	登録児童数	2,868	3,087	3,167	3,281	3,380	3,490	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	1,367	1,375	1,370	1,366	1,344	人
	確保の内容	実人数	1,338	1,367	1,375	1,370	1,366	1,344	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907	人日
		病児保育	893	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	893	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	5,962	5,872	5,712	5,619	5,536	人日
		2号認定による利用	/	123,999	122,133	118,802	116,861	115,147	
		合計(延べ人数)	/	129,961	128,005	124,514	122,480	120,683	
	確保の内容	延べ人数	71,923	189,990	189,990	192,990	198,990	198,990	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	5,713	5,635	5,560	5,464	5,363	人日
	確保の内容	延べ人数	3,502	3,874	4,246	4,619	4,991	5,363	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	5,448	5,176	5,004	4,801	4,704	人回/月
	確保の内容	施設数	19	19	19	19	19	19	箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	15	15	15	15	15	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	5	5	5	5	5	5	
		母子保健型	10	10	10	10	10	10	
		合計	15	15	15	15	15	15	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	220	220	220	220	220	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	220	220	220	220	220	
	確保の内容	延べ人数	217	220	220	220	220	220	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	人日
	確保の内容	延べ人数	1,776	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	1,890	1,975	1,940	1,906	1,868	1,826	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	44	55	55	55	55	55	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	24,651	23,280	22,872	22,416	21,912	21,480	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	松阪市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	808	788	769	750	732	人
		高学年	/	265	221	216	242	234	
		合計	/	1,073	1,009	985	992	966	
	確保の内容	登録児童数	1,102	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	460	450	441	433	424	人
	確保の内容	実人数	469	460	450	441	433	424	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	477	468	458	449	440	人日
		病児保育	487	487	487	487	487	487	
		ファミサボ	0	12	12	12	12	12	
	合計	487	499	499	499	499	499	499	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	23,033	22,803	22,575	22,349	22,126	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	23,033	22,803	22,575	22,349	22,126	
	確保の内容	延べ人数	23,266	50,919	50,919	50,919	50,919	50,919	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	1,332	1,220	1,124	1,042	971	人日
	確保の内容	延べ人数	1,461	2,696	2,696	2,696	2,696	2,696	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	2,154	2,122	2,090	2,059	2,028	人回/月
	確保の内容	施設数	13	13	13	13	13	13	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	2	2	2	2	2	箇所
		基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	2	2	2	2	2	2	
	合計	2	2	2	2	2	2	2	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	8	7	7	7	6	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	8	7	7	7	6	
	確保の内容	延べ人数	8	8	7	7	7	6	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	1,724	1,552	1,397	1,257	1,131	人日
	確保の内容	延べ人数	1,916	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	1,192	1,180	1,168	1,157	1,145	1,134	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	716	695	674	653	634	615	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	16,618	16,450	16,282	16,128	15,960	15,806	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	多気町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	129	132	138	131	120	人
		高学年	/	67	69	82	88	91	
		合計	/	196	201	220	219	211	
	確保の内容	登録児童数	165	200	230	230	230	230	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	30	30	30	30	30	人
	確保の内容	実人数	17	30	30	30	30	30	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	44	44	43	42	42	人日
		病児保育	4	44	44	43	42	42	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	4	44	44	43	42	42	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	315	299	294	293	296	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	315	299	294	293	296	
	確保の内容	延べ人数	0	360	360	360	360	360	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	130	128	126	125	125	人日
	確保の内容	延べ人数	16	168	168	168	168	168	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	972	986	972	959	949	人回/月
	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	20	20	20	20	20	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	20	20	20	20	20	
	確保の内容	延べ人数	49	20	20	20	20	20	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	154	154	154	154	154	人日
	確保の内容	延べ人数	150	154	154	154	154	154	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	89	90	89	88	87	86	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	3	10	10	10	10	10	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	966	1,260	1,246	1,232	1,218	1,204	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	明和町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	175	185	180	198	200	人
		高学年	/	73	72	72	70	74	
		合計	/	248	257	252	268	274	
	確保の内容	登録児童数	258	310	310	310	310	310	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	64	64	66	64	63	人
	確保の内容	実人数	133	133	133	133	133	133	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	248	248	253	248	243	人日
		病児保育	70	360	360	360	360	360	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	70	360	360	360	360	360	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	3,505	3,565	3,686	3,576	3,499	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	3,505	3,565	3,686	3,576	3,499	
	確保の内容	延べ人数	4,710	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	300	300	300	300	300	人日
	確保の内容	延べ人数	217	300	300	300	300	300	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	1,163	1,145	1,149	1,133	1,116	人回/月
	確保の内容	施設数	5	4	4	4	4	4	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	2	2	2	2	2	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	2	2	2	2	2	
	確保の内容	延べ人数	/	2	2	2	2	2	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	112	128	121	147	158	人日
	確保の内容	延べ人数	106	112	128	121	147	158	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	163	180	180	178	173	172	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	0	1	1	1	1	1	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	2,178	2,128	2,128	2,128	2,128	2,128	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	大台町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	53	51	52	52	54	人
		高学年	/	13	12	12	10	10	
		合計	/	66	63	64	62	64	
	確保の内容	登録児童数	40	74	74	74	74	74	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	21	21	20	20	20	人
	確保の内容	実人数	22	30	30	30	30	30	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	9	9	8	8	8	人日
		病児保育	1	10	10	10	10	10	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
	合計	1	10	10	10	10	10	10	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	185	191	172	170	163	人日
	確保の内容	延べ人数	4	14	14	14	14	14	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	510	482	485	482	471	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	10	10	9	9	9	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	10	10	9	9	9	
	確保の内容	延べ人数	0	14	14	14	14	14	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	42	46	46	44	44	42	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	8	10	10	10	10	10	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	525	644	644	616	616	588	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	伊勢市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	1,216	1,281	1,256	1,219	1,141	人
		高学年	/	289	323	313	298	294	
		合計	/	1,505	1,604	1,569	1,517	1,435	
	確保の内容	登録児童数	1,310	1,460	1,505	1,585	1,585	1,585	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	224	230	236	243	252	人
	確保の内容	実人数	219	280	280	300	300	300	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	927	904	881	867	862	人日
		病児保育	1,009	960	960	960	960	960	
		ファミサポ	-	-	-	-	-	-	
	合計	1,009	960	960	960	960	960	960	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	8,061	7,569	7,267	7,103	7,071	人日
		2号認定による利用	/	37,237	34,965	33,572	32,815	32,667	
		合計(延べ人数)	/	45,298	42,534	40,839	39,918	39,738	
	確保の内容	延べ人数	41,780	46,000	43,000	43,000	43,000	43,000	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	2,325	2,230	2,139	2,073	2,028	人日
	確保の内容	延べ人数	2,417	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	6,226	6,198	6,015	5,851	5,691	人回/月
	確保の内容	施設数	6	6	7	7	6	6	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
	合計	2	2	2	2	2	2	2	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	39	43	46	49	53	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	39	43	46	49	53	
	確保の内容	延べ人数	34	66	66	66	66	66	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	1,654	1,629	1,593	1,565	1,533	人日
	確保の内容	延べ人数	1,449	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	862	794	773	749	730	711	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	160	246	240	228	222	222	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	12,608	11,718	11,410	11,060	10,780	10,500	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	鳥羽市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	75	75	74	73	72	人
		高学年	/	5	5	5	5	5	
		合計	/	80	80	79	78	77	
	確保の内容	登録児童数	80	80	80	79	78	77	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	34	34	32	32	31	人
	確保の内容	実人数	36	34	34	32	32	31	
病児保育、 ファミリー・ サポート、 センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	7	7	7	7	7	人日
		病児保育	5	7	7	7	7	7	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	5	7	7	7	7	7	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	360	360	340	340	310	人日
		2号認定による利用	/	1,057	1,055	1,056	1,058	1,025	
		合計(延べ人数)	/	1,417	1,415	1,396	1,398	1,335	
	確保の内容	延べ人数	1,412	1,417	1,415	1,396	1,398	1,335	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	198	189	183	177	172	人日
	確保の内容	延べ人数	213	198	189	183	177	172	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	344	330	316	306	296	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	0	0	0	0	0	箇所
		基本型・特定型	1	0	0	0	0	0	
		母子保健型	0	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	1	1	1	1	1	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	1	1	1	1	1	
	確保の内容	延べ人数	0	1	1	1	1	1	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	241	234	227	222	213	人日
	確保の内容	延べ人数	194	241	234	227	222	213	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	99	95	91	87	83	79	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	4	8	8	8	8	8	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	1,049	1,123	1,080	1,051	1,022	979	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	志摩市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	132	134	137	139	142	人
		高学年	/	148	151	154	157	160	
		合計	/	280	285	291	296	302	
	確保の内容	登録児童数	276	378	378	378	378	378	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	8	7	7	6	6	人
	確保の内容	実人数	8	60	55	50	46	42	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	309	294	280	267	255	人日
		病児保育	335	500	500	500	500	500	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	335	500	500	500	500	500	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	37,196	36,801	36,410	36,022	35,640	人日
		2号認定による利用	/	9,208	9,021	8,837	8,652	8,482	
		合計(延べ人数)	/	46,404	45,822	45,247	44,674	44,122	
	確保の内容	延べ人数	72,150	71,980	71,980	71,980	71,980	71,980	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	392	388	384	380	377	人日
	確保の内容	延べ人数	396	730	730	730	730	730	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	82	80	77	75	73	人回/月
	確保の内容	施設数	4	4	4	4	4	4	箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	-	-	-	-	-	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	-	-	-	-	-	-	
		母子保健型	-	-	-	-	-	-	
		合計	-	-	-	-	-	-	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	20	20	20	20	20	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	20	20	20	20	20	
	確保の内容	延べ人数	16	20	20	20	20	20	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	22	21	20	19	19	人日
	確保の内容	延べ人数	18	23	23	23	23	23	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	194	234	231	227	225	223	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	0	27	27	27	27	27	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	3,206	3,374	3,290	3,192	3,108	3,024	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	玉城町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	160	157	163	161	163	人
		高学年	/	56	58	54	53	52	
		合計	/	216	215	217	214	215	
	確保の内容	登録児童数	214	220	220	220	220	220	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	299	289	281	275	263	人
	確保の内容	実人数	311	311	311	311	311	311	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	339	328	319	313	299	人日
		病児保育	27	548	548	548	548	548	
		ファミサポ	0	2	2	2	2	2	
		合計	27	550	550	550	550	550	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	737	735	672	655	613	人日
	確保の内容	延べ人数	333	732	732	732	732	732	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	641	595	625	615	602	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	2	2	2	2	2	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	2	2	2	2	2	2	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	13	13	13	13	13	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	13	13	13	13	13	
	確保の内容	延べ人数	1	12	12	12	12	12	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	156	156	156	168	168	人日
	確保の内容	延べ人数	11	120	120	120	120	120	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	116	115	113	110	109	106	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	252	250	250	250	250	250	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	1,256	1,610	1,582	1,540	1,526	1,484	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	度会町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	69	62	67	72	66	人
		高学年	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	69	62	67	72	66	
	確保の内容	登録児童数	71	69	62	67	72	66	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	0	0	0	0	0	人
	確保の内容	実人数	0	0	0	0	0	0	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	4	4	4	4	4	人日
		病児保育	1	4	4	4	4	4	
		ファミサボ	0	0	0	0	0	0	
		合計	1	4	4	4	4	4	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	275	266	258	245	245	人日
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	245	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	132	139	139	135	130	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	
		母子保健型	0	0	0	0	0	0	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	10	9	9	9	9	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	10	9	9	9	9	
	確保の内容	延べ人数	0	10	9	9	9	9	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	4	4	4	4	4	人日
	確保の内容	延べ人数	0	4	4	4	4	4	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	42	47	46	44	43	41	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	9	10	10	10	10	10	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	64	70	68	65	64	61	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	大紀町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	75	72	72	69	68	人
		高学年	/	40	38	38	36	34	
		合計	/	115	110	110	105	102	
	確保の内容	登録児童数	118	150	150	150	150	150	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	0	0	0	0	0	人
	確保の内容	実人数	0	30	30	30	30	30	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	3	3	3	3	3	人日
		病児保育	21	21	21	21	21	21	
		ファミサボ	0	0	0	0	0	0	
	合計	21	21	21	21	21	21	21	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	25	24	22	21	20	人日
	確保の内容	延べ人数	27	355	355	355	355	355	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	178	173	168	163	158	人回/月
	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	0	0	0	0	0	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	14	14	14	14	14	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	延べ人数	0	5	5	5	5	5	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	25	23	22	21	19	18	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	3	3	3	3	3	3	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	294	375	360	345	330	330	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	南伊勢町
-----	------

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	50	52	55	55	52	人
		高学年	/	25	21	22	21	20	
		合計	/	75	73	77	76	72	
	確保の内容	登録児童数	67	80	80	80	80	80	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	24	23	20	20	19	人
	確保の内容	実人数	55	60	60	60	60	60	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	292	287	253	243	227	人日
		病児保育	0	480	480	480	480	480	
		ファミサボ	0	0	0	0	0	0	
	合計	0	480	480	480	480	480	480	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	419	410	370	343	338	人日
	確保の内容	延べ人数	11	720	720	720	720	720	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	313	313	276	260	260	人回/月
	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	
		母子保健型	0	0	0	0	0	0	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	275	270	239	227	214	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	275	270	239	227	214	
	確保の内容	延べ人数	0	360	360	360	360	360	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	6	6	6	6	6	人日
	確保の内容	延べ人数	6	25	25	25	25	25	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	37	40	40	40	40	40	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	13	20	20	20	20	20	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	59	60	60	60	60	60	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	名張市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	675	665	653	640	617	人
		高学年	/	71	70	69	69	67	
		合計	/	746	735	722	709	684	
	確保の内容	登録児童数	640	746	735	722	709	684	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	536	522	510	494	485	人
	確保の内容	実人数	453	536	522	510	494	485	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	724	706	689	668	655	人日
		病児保育	492	867	867	867	867	867	
		ファミサボ	25	30	30	30	30	30	
		合計	517	897	897	897	897	897	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	1,840	1,776	1,705	1,639	1,615	人日
		2号認定による利用	/	20,273	19,562	18,785	18,052	17,793	
		合計(延べ人数)	/	22,113	21,338	20,490	19,691	19,408	
	確保の内容	延べ人数	18,935	22,113	21,338	20,490	19,691	19,408	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	2,852	2,792	2,749	2,675	2,619	人日
	確保の内容	延べ人数	2,317	2,852	2,792	2,749	2,675	2,619	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	2,550	2,513	2,501	2,447	2,388	人回/月
	確保の内容	施設数	5	5	5	5	5	5	箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	16	16	16	16	16	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	15	15	15	15	15	15	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	16	16	16	16	16	16	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	43	43	43	43	43	人日
		トワイライトステイ	/	5	5	5	5	5	
		合計	/	48	48	48	48	48	
	確保の内容	延べ人数	43	48	48	48	48	48	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	985	962	946	921	900	人日
	確保の内容	延べ人数	851	985	962	946	921	900	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	494	505	495	485	472	460	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	312	420	420	420	420	420	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	6,062	6,060	5,940	5,820	5,670	5,520	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	伊賀市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	716	687	659	638	611	人
		高学年	/	112	114	110	106	103	
		合計	/	828	801	769	744	714	
	確保の内容	登録児童数	706	785	785	785	785	785	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	20	19	19	18	18	人
	確保の内容	実人数	16	51	51	51	51	51	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	365	353	343	334	326	人日
		病児保育	161	730	730	730	730	730	
		ファミサボ	1	2	2	2	2	2	
	合計	162	732	732	732	732	732	732	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	11,712	11,216	10,871	10,513	10,294	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	11,712	11,216	10,871	10,513	10,294	
	確保の内容	延べ人数	8,431	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	3,150	3,058	2,975	2,892	2,827	人日
	確保の内容	延べ人数	2,397	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	2,325	2,277	2,220	2,167	2,117	人回/月
	確保の内容	施設数	8	8	8	8	8	8	箇所
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	2	2	2	2	2	箇所
		基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	2	2	2	2	2	2	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	6	6	6	6	6	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	6	6	6	6	6	
	確保の内容	延べ人数	17	6	6	6	6	6	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	40	39	37	37	35	人日
	確保の内容	延べ人数	53	87	84	81	80	77	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	564	544	529	515	505	492	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	188	180	180	180	180	180	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	7,002	7,560	7,280	7,140	7,000	6,860	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	尾鷲市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	86	74	79	78	77	人
		高学年	/	10	10	9	9	9	
		合計	/	96	84	88	87	86	
	確保の内容	登録児童数	79	100	100	100	100	100	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	95	93	87	85	81	人
	確保の内容	実人数	68	95	95	95	95	95	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	0	0	0	0	0	人日
		病児保育	0	0	0	0	0	0	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	0	0	0	0	0	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	250	250	250	250	250	人日
	確保の内容	延べ人数	750	480	480	480	480	480	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	506	479	459	439	419	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	0	0	0	0	0	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	9	9	9	9	9	人日
	確保の内容	延べ人数	0	9	9	9	9	9	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	74	71	68	65	62	59	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	6	6	6	6	6	6	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	888	852	816	780	744	708	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	熊野市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年		80	80	80	80	80	人
		高学年		50	50	50	50	50	
		合計		130	130	130	130	130	
	確保の内容	登録児童数	129	130	130	130	130	130	
延長保育事業	量の見込み	実人数		45	45	45	45	45	人
	確保の内容	実人数	45	50	50	50	50	50	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数		20	20	20	20	20	人日
		病児保育	0	0	0	0	0	0	
		ファミサポ	20	20	20	20	20	20	
		合計	20	20	20	20	20	20	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用		7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	人日
		2号認定による利用		0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)		7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	
	確保の内容	延べ人数	7,526	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数		380	380	380	380	380	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
利用者支援事業	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ		0	0	0	0	0	人日
		トワイライトステイ		0	0	0	0	0	
		合計		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数		850	850	850	850	850	人日
	確保の内容	延べ人数	832	850	850	850	850	850	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	67	80	80	80	80	80	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	67	60	60	60	60	60	件
妊娠婦検診	量の見込み	検診回数	688	688	688	688	688	688	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	紀北町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年	/	40	40	40	35	35	人
		高学年	/	20	20	20	15	15	
		合計	/	60	60	60	50	50	
	確保の内容	登録児童数	31	60	60	60	50	50	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	24	24	20	20	20	人
	確保の内容	実人数	0	24	24	24	24	24	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	24	24	24	24	24	人日
		病児保育	0	0	0	0	0	24	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	0	0	24	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	120	120	110	110	100	人日
		2号認定による利用	/	0	0	10	10	20	
		合計(延べ人数)	/	120	120	120	120	120	
	確保の内容	延べ人数	183	120	120	120	120	120	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	167	167	160	160	160	人回/月
	確保の内容	施設数	3	3	3	3	3	3	
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
		合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	0	0	0	0	0	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	70	68	66	64	62	60	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	18	10	10	10	10	10	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	686	672	658	644	630	616	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	御浜町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	63	56	57	53	55	人
		高学年	/	27	27	26	25	22	
		合計	/	91	83	83	78	77	
	確保の内容	登録児童数	110	110	110	110	110	110	
延長保育事業	量の見込み	実人数	/	30	30	25	25	25	人
	確保の内容	実人数	32	30	30	25	25	25	
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み 確保の内容 (延べ人数)	延べ人数	/	25	24	23	23	21	人日
		病児保育	0	0	0	0	23	21	
		ファミサボ	0	0	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	0	23	21	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	/	837	872	779	791	732	人日
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)	/	837	872	779	791	732	
	確保の内容	延べ人数	912	837	872	779	791	732	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	191	188	177	175	165	人日
	確保の内容	延べ人数	212	191	188	177	175	165	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	179	166	166	159	152	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	
利用者支援事業	量の見込み 確保の内容 (施設数)	施設数	/	2	2	2	2	2	箇所
		基本型・特定型	0	1	1	1	1	1	
		母子保健型	0	1	1	1	1	1	
		合計	0	2	2	2	2	2	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	0	0	0	36	36	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	0	0	0	36	36	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	36	36	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	36	36	36	36	36	人日
	確保の内容	延べ人数	4	36	36	36	36	36	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	38	41	39	39	36	34	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	2	18	18	15	15	15	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	458	686	686	630	602	574	人回

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名	紀宝町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
放課後児童健全育成事業	量の見込み	低学年	/	53	50	53	50	50	人
		高学年	/	14	12	13	12	12	
		合計	/	67	62	66	62	62	
延長保育事業	確保の内容	登録児童数	60	67	62	66	62	62	
	量の見込み	実人数	/	120	119	111	108	106	人
病児保育、 ファミリー・ サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	確保の内容 (延べ人数)	実人数	122	120	119	111	108	106	
		延べ人数	/	0	0	0	0	0	人日
		病児保育	0	0	0	0	0	0	
		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	合計	0	0	0	0	0	0	人日
		1号認定による利用	/	20	20	17	17	17	
		2号認定による利用	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	合計(延べ人数)	/	20	20	17	17	17	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数	/	13	20	20	17	17	人日
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数	/	83	82	83	81	78	人回/月
	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	
利用者支援事業	量の見込み	施設数	/	1	1	1	1	1	箇所
		基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	
		母子保健型	1	1	1	1	1	1	
	確保の内容	合計	1	1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ	/	0	0	0	0	0	人日
		トワイライトステイ	/	0	0	0	0	0	
		合計	/	0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・ サポート・ センター事業	量の見込み	延べ人数	/	1,098	1,015	1,055	1,015	998	人日
	確保の内容	延べ人数	1,021	1,098	1,015	1,055	1,015	998	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	69	73	71	69	67	65	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	7	9	9	9	9	9	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	846	834	810	787	764	741	人回

※市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。



子どもを虐待から守る条例 改正案

【最終案】(案)

令和2年2月

三重県



子どもを虐待から守る条例を改正する条例（案）

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
	第一章 総則	第一章 総則	
1	<p>(目的)  <u>第一条</u> この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)  <u>第一条</u> この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>【修正・追記】        ・市町の責務及び関係機関等の役割を追記        ・「指針の策定」表記を削除</p>
2	<p>(定義)  <u>第二条</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。        一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。        二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。        三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。</p>	<p>(定義)  <u>第二条</u> (略)</p>	
3	<p>(基本的な考え方)  <u>第三条</u> 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行つてはならない        2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。        3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>(基本的な考え方)  <u>第三条</u> 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行つてはならず、また、これを許してはならない。        2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的、経済的その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こりうるという認識のもとに、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。        3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。        4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>【修正・追記】        ・虐待を許してはならず、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けた取組を追記        ・三重県子ども条例の制定、平成28年の児童福祉法改正等との整合を図り、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益」の記載に修正</p>
4	<p>(県の責務)  <u>第四条</u> 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。        2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。        3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。</p>	<p>(県の責務)  <u>第四条</u> (略)</p>	
5		<p>(市町の責務)  <u>第五条</u> 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び子育て家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。</p>	<p>【新規】        平成28年の児童福祉法改正により、県と市町の役割・責務が明確化されたことを踏まえ、「市町の責務」として、家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努める旨を規定</p>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
6	<p>(県民の責務)</p> <p>第五条 県民は、虐待を許してはならない。</p> <p>2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市町との協働)</p> <p><u>第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力をを行うものとする。</u></p> <p>2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p>	
7	<p>(保護者の責務)</p> <p>第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。</p>	<p>(県民の責務)</p> <p><u>第七条 県民は、基本的な考え方のとどり、子ども及び保護者を含む近隣社会との連帯が虐待の防止に資することについて理解を深め、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。</u></p>	<p><b>【修正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の第五条第一項の趣旨を第三条（基本的な考え方）へ移行し、基本的な考え方を踏まえた理解促進を追記</li> <li>・通告義務を規定</li> </ul>
8	<p>(市町との協働)</p> <p>第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力をを行うものとする。</p> <p>2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p><u>第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して行ってはならない。</u></p> <p>2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、<u>その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。</u></p>	<p><b>【追記】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三条（基本的な考え方）及び児童虐待の防止等に関する法律の改正（施行日：令和2年4月1日等）をふまえ、保護者は虐待に加えて、体罰を行ってはならない旨を追記</li> </ul>
9	<p>(関係機関等との協働)</p> <p>第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力をを行うものとする。</p> <p>2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。</p>	<p>(関係機関等の役割)</p> <p><u>第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通して、虐待の防止に努めるものとする。</u></p>	<p><b>【修正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等が虐待の防止に努める役割に修正</li> </ul>
10	<p>(地域社会の役割)</p> <p>第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。</p>	<p>(地域社会の役割)</p> <p><u>第十条 (略)</u></p>	
<b>第二章 未然防止</b>		<b>第二章 未然防止</b>	
11	<p>(子育てに関する情報の提供等)</p> <p>第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。</p> <p>2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。</p>	<p>(子育て支援による未然防止の取組)</p> <p><u>第十二条 市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>【修正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町及び関係機関等による虐待の未然防止に資する事業について、県が適切に援助する旨に修正</li> <li>・虐待を未然に防止するために、市町は子育て家庭等への切れ目ない支援に努める旨を規定</li> </ul>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
12	<p>(子育て支援指針)</p> <p>第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針(以下この条において「子育て支援指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。</p> <p>4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならぬ。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。</p> <p>5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。</p>	削除	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県等が行う未然防止の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除</li> </ul>
13	<p>第三章 早期発見及び早期対応</p> <p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p>	<p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行う又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</p>	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通告を受けた児童相談所長は、子どもの安全確保のため必要があると認めるときは、躊躇なく一時保護を行う旨を追記</li> </ul>
14	<p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p>	<p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。</p>	<p>【修正・追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の第二十一条に規定する「子どもを虐待から守る家」の役割を子どもからの相談に対応する窓口として位置づけを修正</li> </ul>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 者
15	<p>(早期発見対応指針)</p> <p>第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関する専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。</p>	削除	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県等が行う早期発見対応の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除</li> </ul>
16		<p>(配偶者に対する暴力がある家庭への支援)</p> <p>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p>	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者に対する暴力がある家庭における支援を規定</li> </ul>
17		<p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども自らの理解促進への支援に修正</li> <li>・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十四条から移行</li> </ul>
第四章 保護及び支援		第四章 保護及び支援	
18	<p>(保護支援指針)</p> <p>第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関する専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。</p>	削除	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県等が行う早期発見対応の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除</li> </ul>
19	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p> <p>2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保護支援指針」表記を削除</li> <li>・一時保護を行った子ども、在宅で養育される子どもへの適切な保護及び支援を行う旨に修正</li> </ul>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 者
20	(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。	(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。	【修正】 <ul style="list-style-type: none"><li>「保護支援指針」表記を削除</li></ul>
21		(権利擁護) <u>第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他必要な対応を行うよう努めなければならない。</u>	【新規】 <ul style="list-style-type: none"><li>県が子どもの権利擁護の推進に努める旨を規定</li></ul>
22		(社会的養育及び自立支援) <u>第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託推進、児童養護施設等の施設の体制整備その他必要な支援を行うものとする。</u>	【新規】 <ul style="list-style-type: none"><li>県が社会的養育及び自立支援に係る必要な支援を行う旨を規定</li></ul>
23		(転居時の情報共有) <u>第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう移転先の児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転し、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けた場合は、必要な支援が切れ目なく行われるよう市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>3 市町は、虐待を受け支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は虐待を受け当該市町以外の市町村が支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転する情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置に努めるものとする。</u>	【新規】 <ul style="list-style-type: none"><li>虐待を受けた子どもが転居した場合に、速やかな引継ぎ等を実施する旨を規定</li></ul>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 者
	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	
24	<p>(連携・協力体制の整備)</p> <p>第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。</p> <p>2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。</p>	<p>(連携・協力体制の整備)</p> <p>第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者（第二十六条において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等と綿密な連携及び適切な役割分担のもとに協働で支援する体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第18条及び第19条を統合し、県が様々な専門職等と連携して虐待の防止に当たる体制整備に努める旨に修正</li> <li>・県内の全市町に要保護児童対策地域協議会が設置されている現状をふまえ、市町が当協議会の活用等に努める規定に修正</li> </ul>
25	<p>(専門家による援助体制の整備)</p> <p>第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p>		
26	<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十二条 (略)</p>	
27	<p>(子どもを虐待から守る家)</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一 子どもからの相談に応ずること。</p> <p>二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。</p> <p>2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。</p> <p>3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。</p> <p>4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。</p> <p>5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。</p>	<p>(改正後の第十三条に移行)</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条を第13条（通告等に係る体制の整備等）に移行し、子どもからの相談に対応する窓口として役割を修正</li> </ul>
28	<p>(乳幼児を保護するための拠点施設)</p> <p>第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。</p>	<p>削除</p>	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保護について、乳児院、児童養護施設、一時保護専用施設等への一時保護の委託が進んでいる状況に鑑み、本条を削除</li> </ul>

採番	現 行 条 例	改 �正 条 例 案	備 考
29		<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p> <p>第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が、市町及び関係機関等による啓発事業等への協力に努める旨に修正</li> <li>・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十三条から移行</li> </ul>
30		<p>(人材の養成等)</p> <p>第二十四条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を必要とする職員の確保及び資質向上を図るものとする。</p> <p>2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、職員の確保及び資質の向上を図る旨に修正</li> <li>・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十五条から移行</li> </ul>
31		<p>(調査研究等)</p> <p>第二十五条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十六条から移行</li> </ul>
<b>第六章 その他の施策</b>		【章を削除】	
32	<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p> <p>第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。</p>	(改正後の第二十三条に移行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行</li> </ul>
33	<p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。</p>	(改正後の第十五条に移行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に鑑み、「第三章早期発見及び早期対応」へ移行</li> </ul>
34	<p>(人材の養成等)</p> <p>第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p> <p>2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。</p>	(改正後の第二十四条に移行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行</li> </ul>

番号	現 行 条 例	改 �正 条 例 案	備 考
35	(調査研究等) 第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。	(改正後の第二十五条に移行)	内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行
	<b>第七章 雜則</b>	<b>第六章 雜則</b>	
36	(秘密の保持) 第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。 2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。	(秘密の保持) <u>第二十六条</u> 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、 <u>取り扱う個人情報の保護</u> に關し必要な <u>施策を講じ</u> なければならぬ。 2 <u>職務関係者</u> は、 <u>正当な理由</u> がなく、 <u>その職務</u> に關して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。	【修正】 ・守秘義務に關し、児童虐待の防止等に關する法律の改正（施行日：令和2年4月1日）との整合を図るよう修正
37	(年次報告) 第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。	(年次報告) <u>第二十七条</u> (略)	
38	(委任) 第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。	(委任) <u>第二十八条</u> (略)	

**三重県社会的養育推進計画  
【最終案】(案)**

令和2（2020）年2月

三重県

## 目 次

### I 総 論

1 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像 ······	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 計画策定の基本理念と基本的方向	
(3) 計画期間と計画の進行管理	

### II 各 論 社会的養育の推進等にかかる具体的な取組方策

1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み ······	3
(1) 年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）代替養育を必要とする子ども数の見込み	
2 里親等への委託の推進に向けた取組 ······	7
(1) フォースタリング業務の包括的な実施体制の構築	
(2) ファミリーホームの設置促進・支援の充実	
(3) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み	
3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 ······	15
4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ······	17
(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み	
(2) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	
(3) 母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームの役割分担と連携強化	
5 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） ······	22
6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ······	24
7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 ······	26
(1) 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組	
(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	
8 一時保護改革に向けた取組 ······	29
9 児童相談所の強化等に向けた取組 ······	31
(1) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組	
III 資料編 ······	33

## I 総 論

### 1 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像

#### (1) 計画の趣旨

本県では、県民全体で子どもを虐待から守り、次代を担う子どもの心身の発達に寄与することを目的に、平成16年3月に全国初となる「子どもを虐待から守る条例」を制定し、平成17年度には児童相談所を総括し支援する児童相談センターの設置、介入支援機能、法的対応力の強化に向けた警察官や弁護士の配置、リスクアセスメントツールの導入など児童相談体制の強化に努めてきました。

また、平成23年3月には、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指して、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。

さらに、平成27年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の促進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきました。

しかしながら、本県では児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、幼い子どもの命が奪われる痛ましい死亡事案も発生しています。

県では、いま一度原点に立ち返り、虐待を決して許さないとの決意から、「子どもを虐待から守る条例」を一から見直しました。

国においても、平成28年に児童福祉法を改正し、昭和22年制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

また、令和元年は、子どもの権利条約が国連総会で採択されて30周年であり、計画期間中の令和6年には、日本が批准して30周年の節目の年を迎えます。

県では、このような社会情勢を受けて、すべての子どもの権利が実現される社会を目指して、児童虐待の未然防止から自立支援まで切れ目のない総合的な対策をまとめ、「三重県社会的養育推進計画」を策定します。

#### (2) 計画策定の基本理念と基本的方向

##### 【基本理念】

児童虐待の多くが育児負担や不安、育児の孤立が原因となっており、虐待するのも実母、実父がほとんどです。児童虐待は一部の限られた親だけの問題ではなく、誰もがその当事者となってもおかしくありません。また、虐待の加害者が元被害者であることが多い状況です。

さらに、社会的養育を必要とする家庭は、貧困やDV、精神疾患、家族・親族間の不和など、さまざまな問題が複合的に絡み合っているケースが少なくありません。

したがって、基本理念を次のとおりとします。

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

基本理念の実現に向けて、子どもが権利の主体であることを常に念頭に置き、県民す

## I 総論

べてが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員し、虐待の未然防止から社会的養育を必要とする子どもの自立支援まで、切れ目のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖を解消します。

### 【基本的方向】

- ①母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を整備することで、すべての子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待を未然に防止するとともに、身近な地域（市町）での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぎます。
- ②虐待が判明したときは、子どもの安全を最優先に一時保護を行うとともに、迅速、的確なアセスメントを実施し、虐待の再発防止を図ります。
- ③親子分離が必要になったときは、子どもの真意を聞き取り、権利擁護を図ったうえで、家庭的養護を基本とする多様な選択肢を用意するとともに、家族再統合の支援を行います。
- ④施設退所後、里親委託解除後を見据えたリービングケア、アフターケアを充実し、退所後、委託解除後の生活が軌道に乗るまで切れ目のない支援を行います。
- ⑤①から④を着実に推進するため、必要な人材確保や人材養成を行います。

### （3）計画期間と計画の進行管理

計画期間は10年間とし、前期（令和2年度～令和6年度）後期（令和7年度～令和11年度）毎に数値目標を設定し、前期末及び各期の中間年を目安として、計画の進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には見直しを行います。

計画の推進にあたっては、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議体制を強化し、P D C Aのサイクルに基づき進行管理を行うとともに、里親推進委員会や関係団体等と隨時意見交換し、見直し等に反映させていきます。

## Ⅱ 各論 1 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

### II 各論 社会的養育の推進等にかかる具体的な取組方策

#### 1 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

代替養育を必要とする子どもの数は、困難を抱える子どもや家庭の各種資料からも、相当数の潜在的需要があると推測されます。一方で、身近な地域での支援体制が整備され、虐待につながるリスクを早期に発見し、必要な支援を行うことで、親子分離することなく、在宅での生活を継続できるケースも増加すると考えられます。

代替養育を必要とする子どもの推移は増減両方の要因がありますが、行き場のない子どもをつくらないよう、子どもの最善の利益の確保を最優先に考え、当分の間は潜在的需要の顕在化が続くと想定し、子どもの数を算定します。

#### (1) 年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）代替養育を必要とする子どもの見込み

##### ①現に入所措置又は里親等委託されている子どもの数（入所措置等子どもの数）の子どもの人口に占める割合

代替養育が必要な子どもの数の子ども人口に占める割合（H30.12.1）は、3歳未満：0.158%、3歳以上就学前：0.151%、学童期以降：0.226%であり、全体では、0.202%となります。

年齢区分 年齢（歳）	児童人口（人） ※1 A	入所措置・里親委 託子どもの数（人） ※2 B	代替養育が必要な 子どもの割合 (%) B/A
3歳未満	39,939	63	0.158
3歳以上就学前	56,133	85	0.151
学童期以降	195,315	442	0.226
合計	291,387	590	0.202

※1 児童人口：H30.10.1現在 三重県年齢別人口（三重県統計資料）

※2 H30.12.1現在 措置児童数（児童相談センター調べ）

（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設（入所）、児童心理治療施設（入所）、  
自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム）

##### ②潜在的需要の推移

策定要領に基づき、代替養育が必要な子どもの割合を算出する際には、潜在的需要を含むこととし、次のデータを参考とします。

- ア 「新規入所措置等子どもの数」の過去5年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- イ 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去5年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- ウ 一時保護子どもの数（一時保護所・委託一時保護）の過去5年間の状況及び伸び率（児童相談センター調べ）
- エ 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去5年間の状況及び伸び率（児童相談センター調べ）※件数把握方法の変更あり

II 各論 1 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

- オ 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（子ども数）の過去5年間の状況及び伸び率
- カ 親子再統合や養子縁組推進に向けた取組の推進によって代替養育から解除されるケース数の過去5年間の状況及び伸び率
- キ 子ども・子育て支援法等に基づき、各市区町村が策定した「市町村子ども子育て支援事業計画」の社会的養育に関する事業の量等のデータ  
(子育て支援課調べ)
- ク その他参考とするデータ

項目	H26	H27	H28	H29	H30	伸び率
ア 新規入所措置人数（人）	160	148	137	139	139	86.9
イ 養護相談対応件数（件）	1,465	1,715	1,727	2,103	2,537	173.2
	うち、児童虐待相談対応件数（件）	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074
ウ 一時保護子どもの数（人）	593	799	801	845	974	164.2
エ 要対協ケース（件）※	1,776	1,338	1,123	1,177	1,287	72.5
オ 6か月以内再一時保護（人）	74	94	114	117	138	186.5
カ 代替養育解除ケース数（人）	47	38	43	43	42	104.9

キ	社会的養育関係事業等	実施市町数（H30）
	利用者支援事業	20市町
	うち 子育て世代包括支援センター設置	18市町
	子育て短期支援事業	17市町
	乳児家庭全戸訪問事業	29市町
	養育支援訪問事業	21市町
	地域子育て支援拠点事業	29市町

項目	H26	H27	H28	H29	H30	伸び率	
ク	①女性相談所及び県内の女性相談員が受理したDV相談（件）	1,012	1,083	969	843	882	87.2
	②児童扶養手当の受給者数（人）	14,427	13,889	13,287	12,690	12,396	85.9
	③妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」の相談件数（件）	72	76	75	91	85	118.1
	④10代の母による出生状況（件）	190	185	182	140	134	70.5
	⑤不登校児童・生徒数（人） 上段：小中学校 下段：高校	1,958 737	1,982 656	2,097 634	2,187 676	2,345 771	119.8 104.6
	⑥小中学校・高校・特別支援学校のいじめ認知件数（件）	947	1,575	2,693	2,457	3,267	345.0
	⑦就学援助を受けている児童・生徒数（人） H24～H28	17,175	17,463	17,503	17,681	17,851	103.9

## Ⅱ各論 1各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

### ③社会的養護を必要とする子どもの推移

県内の18歳以下人口は平成21年度から平成30年度の10年間で約12%減少していますが、要保護児童の数は約3%増加しています。したがって、要保護児童の18歳以下人口に占める割合は10年間で約17%増加しています。(各年度の伸び率の平均約1.8%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要保護児童数(各年度3.31現在)(人)	489	494	504	535	504	503	504	506	508	504
県内18歳以下人口(各年度10.1現在)(人)	330,904	326,211	324,812	321,279	317,012	312,858	305,290	301,900	296,328	291,387
人口に占める率(%)	0.148	0.151	0.155	0.167	0.159	0.161	0.165	0.168	0.171	0.173

(子育て支援課、三重県統計)

### ④代替養育を必要とする子どもの見込み

以上のことから、代替養育を必要とする子どもの見込みを次のとおりとします。

各年度の児童(18歳以下・区分別)の人口×代替養育が必要な子どもの割合

(代替養育が必要な子どもの割合は、平成30年度の実績値3歳未満0.158%、3歳以上就学前0.151%、学童期以降0.226%に、過去10年間の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とします。)

区分	H30	R2	R6	R11
3歳未満(人)	63	63	64	64
3歳以上就学前(人)	85	85	86	87
学童期以降(人)	442	442	445	449
計	590	590	595	600

県内18歳以下人口(人)	291,387	281,575	263,666	243,653
--------------	---------	---------	---------	---------

II 各論 1 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

【参考資料】

年度	H30	R2	R6	R7	R11	R12
県内 0 歳～19 歳人口推計 (人)	309,146	298,595	279,603	274,855	258,381	254,263
県内 18 歳以下人口推計 (人)	291,387	281,575	263,666	—	243,653	—
3 歳未満人口	39,939	38,576	36,122	—	33,380	—
人口×子どもの割合	63	63	64	—	64	—
3 歳以上就学前人口	56,133	54,344	50,888	—	47,025	—
人口×子どもの割合	85	85	86	—	87	—
学童期以降人口	195,315	188,655	176,656	—	163,248	—
人口×子どもの割合	442	442	445	—	449	—

H30 人口三重県統計数値、および実績数

R2 以降は社人研推計値（網掛け）を基に下記の割合により子育て支援課で作成

人口割合 (%)

0 歳～19 歳人口に占める 18 歳以下人口の割合	94.3
18 歳以下人口に占める 3 歳未満人口の割合	13.7
18 歳以下人口に占める 3 歳以上就学前人口の割合	19.3
18 歳以下人口に占める学童期以降人口の割合	67

代替養育が必要な子どもの割合 (%)

	H30	R2	R6	R11
3 歳未満	0.158	0.164	0.176	0.192
3 歳以上就学前	0.151	0.156	0.168	0.184
学童期以降	0.226	0.234	0.252	0.275

## 2 里親等への委託の推進に向けた取組

要保護児童を里親に委託することによって、特定の養育者との愛着関係の下で、基本的信頼関係の獲得やそれによる自己肯定感の育成、家庭生活モデルや生活技術の習得といった効果が期待できます。社会的養護においては、里親委託を優先することが原則とされていることから、児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討しているところです。

県では、平成27年3月に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親等委託の推進、里親支援の充実、ファミリーホームの設置促進・支援の充実をすすめてきました。その結果、平成30年度末時点では、265世帯が里親として登録されており、99世帯に122人の子どもが委託されています。また、ファミリーホームは7か所が運営されており、23人の子どもが委託されています。要保護児童に占める里親等委託率は28.8%となっており、三重県家庭的養護推進計画策定前の平成26年12月1日現在の里親等委託率16.1%から大幅に上昇しました。

平成28年に児童福祉法が改正され、家庭養育優先原則に基づく社会的養育の推進が定められました。まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援しますが、家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境=里親、ファミリーホーム」で養育されるよう、必要な措置をとることが求めされました。

そのような状況の中、平成29年8月に国が発表した「新しい社会的養育ビジョン」に示された理念を基に、県では、計画終了時（令和11年度）の里親等委託率について、一層上昇させることを目標とします。里親等委託のさらなる推進のため、次のとおり実施体制を整えることが必要です。

### （1）フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

#### ① 現状

フォスタリング業務とは次の一連の業務の包括的な実施体制のことをいい、その実施体制の構築に向けた計画を策定することが求められています。

- i) 里親のリクルート及びアセスメント
- ii) 里親登録前後及び委託後における里親に対する研修
- iii) 子どもと里親家庭のマッチング
- iv) 子どもの里親委託中における里親養育への支援
- v) 里親委託措置解除後における支援

現在、フォスタリング業務の実施体制については児童相談センター総務・家庭児童支援室家庭児童支援課（以下、「家庭児童支援課」）が中心になり、県内6児童相談所の里親担当、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や児童家庭支援センター、里親会、NPO法人等の関係機関と連携しながら業務を行っています。

家庭児童支援課には、里親担当2名、里親委託推進員1名、家庭的養護支援嘱託員1名の合計4名の担当を配置し、また、児童相談所には、北勢児童相談所と中勢児童相談所に専任の里親担当と兼務の里親担当2～3名を、他の児童相談所には、兼務の里親担当を1名～2名配置しています。

## Ⅱ 各論 2里親等への委託の推進に向けた取組

また、県内乳児院及び児童養護施設に配置された里親支援専門相談員（令和元年度末現在3乳児院に3名、9児童養護施設に9名）と協働し、各施設の活動区域を超えた連携をはかり、里親制度の普及啓発や里親研修、里親への訪問支援等を実施してきました。

家庭児童支援課は、各施設の里親支援専門相談員とは毎月定例の連絡会議を、児童相談所の里親担当とは、2か月に1回の連絡会議を開催し、里親委託等の推進に向けての情報共有や協議を行っています。

フォースターリング業務の具体的な役割分担は、i)～ii)については、一部をNPO法人や児童家庭支援センターに委託していますが、大部分は家庭児童支援課が担っています。iii)～v)については、児童相談所里親担当と里親支援専門相談員が担っています。なお、iv)のうち、里親養育相互援助事業（里親サロン事業）については、里親会に委託し、児童相談所と連携しながら取り組んでいます。

### 里親業務における人材配置及びフォースターリング業務展開等の経緯

年度	内容
平成18年度	家庭自立支援室に里親委託推進指導員を配置
平成25年度	家庭自立支援室に家庭的養護支援嘱託員を配置 県内3施設（1乳児院、2児童養護施設）に里親支援専門相談員を配置
平成26年度	県内12施設（3乳児院、9児童養護施設）に里親支援専門相談員を配置
平成27年度	家庭自立支援室の里親専任職員を1名増員 北勢児童相談所に里親専任職員を配置
平成29年度	中勢児童相談所に里親専任職員を配置
平成30年度	北勢児童相談所管内の児童家庭支援センターが日本財団の助成（3か年）により一部のフォースターリング業務を開始
令和元年度	フォースターリング機関育成支援事業（令和元年度）を南勢志摩児童相談所管内の児童家庭支援センターが受託し実施

### ②課題

現状は児童相談センターが中心となりフォースターリング業務を担っています。

児相の里親担当、各施設の里親支援専門相談員が連携し、里親普及啓発から里親訪問支援等に至るまで細やかな活動を展開し、一定の成果をあげています。

しかしながら、児童相談所職員の人事異動等により、里親支援専門相談員と連携した活動をしているものの、里親との連続した関係が築きにくい面があります。

また、三重県の地形は南北に長いこともあり、家庭児童支援課から北勢や伊賀地域、南勢志摩や紀州地域への移動距離が長く、家庭児童支援課だけでは、きめ細かい里親普及啓発等までは実施しにくい状況もあります。

さらに、国の「フォースターリング機関及びその業務に関するガイドライン」では民間フォースターリング機関への委託について、積極的な活用を検討し、地域の実情に応じたもっとも効果的なフォースターリング業務の実施体制を選択することとされています。

このことから、県がフォースターリング業務の最終的な責任を担う一方で、民間のフォースターリング機関を積極的に活用し、地域の実情に合ったフォースターリング業務の実施体制

の構築をすすめていくことが必要です。

### ③取組内容

具体的な取り組みとして、県内に4～6か所のフォスタリング機関を整備します。民間フォスタリング機関の実施主体は児童家庭支援センターをはじめとする児童福祉施設等が想定されます。

県から委託を受けた民間フォスタリング機関は、これまで一部のフォスタリング業務（里親制度の普及啓発、里親への研修、里親の相談相互援助事業等）を担ってきたNPOや里親会とも十分に連携を行います。

里親支援専門相談員は、民間フォスタリング機関の活動区域においては民間フォスタリング機関と連携します。民間フォスタリング機関がない地域では、児相がフォスタリング機関となるため、児相と連携します。

#### 【前期の取組】

- ・ 民間のフォスタリング機関の積極的な活用を進めていくとともに、民間フォスタリング機関未設置地域については、家庭児童支援課及び児童相談所がフォスタリング機関となりフォスタリング業務を担います。
- ・ 令和6年度末までの過渡期においては、家庭児童支援課及び各児童相談所の役割が重要と考えられ、地域の実情及び民間フォスタリング機関の体制に応じて段階的にフォスタリング業務を移行していきます。
- ・ 県全体のフォスタリング機関の連絡調整機能を家庭児童支援課が担います。
- ・ フォスタリング業務委託にかかる支援を行います（県内4～6か所）。
- ・ 過渡期における民間フォスタリング機関へのフォスタリング業務のスムーズな移行及び民間フォスタリング機関のバックアップのために、家庭児童支援課や児童相談所の職員の確保を図ります。
- ・ 各フォスタリング機関は各児相管内において里親会と連携を十分に行います。
- ・ フォスタリング機関と里親支援専門相談員との関係についてはフォスタリング機関の整備状況に応じ、整理します。
- ・ フォスタリング機関の人材育成等の観点から、フォスタリング業務に関わる職員を継続して雇用できるよう、支援を行います。

#### 【後期の取組】

- ・ 前期の取組に加え、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、フォスタリング業務の包括的な実施機関やその配置をさらに進めます。

## Ⅱ各論 2里親等への委託の推進に向けた取組

### (2) ファミリーホームの設置促進・支援の充実

#### ①現状

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、養育者の家庭に児童を迎えることによって、児童の生活環境を改善する一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（要保護児童）に対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において養育を行い、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とした養育形態です。

里親に委託できる児童数は4人が上限であるのに対し、ファミリーホームに委託できる児童数の上限は5～6人であり、里親を少し大きくした形態です。家庭養育の貴重な社会資源として、要保護児童の養育を担ってきました。

現在、県内のファミリーホームは北勢児童相談所管内に2か所、中勢児童相談所管内に2か所、伊賀児童相談所管内に3か所の7か所にあり、平成27年3月の三重県家庭的養護推進計画策定時の3か所から増加しました。それぞれのファミリーホームで複数名の子どもが養育されており、ファミリーホーム7か所のうち6か所を里親が、1か所を社会福祉法人が運営しています。

なお、「新しい社会的養育ビジョン」ではファミリーホームの運営は「その養育者が里親登録を受けている場合に限り家庭養育の一形態とみなすべきである」とされています。

#### ②課題

ファミリーホームでは、一定の養育経験等を有し、リスクを抱えた要保護児童に対する手厚いケアが期待できることから、養育経験が豊富な里親に対する開設の働きかけが必要です。

ファミリーホームについても、養育者研修の充実や相互交流の促進など、里親と同様の支援が必要となっています。

ファミリーホームは5人もしくは6人の子どもの委託ができることから、稼働率を高め、家庭養育が必要なより多くの子どもの養育の場となることが期待されます。

#### ③取組内容

##### 【前期の取組】

- ・ ファミリーホームの新規開設の希望者に適切な助言を行い、ファミリーホームの新規開設を促進します。
- ・ ファミリーホームの稼働率を高め、家庭養育の必要な子どもの受け皿として可能な限り活用をしていきます。

##### 【後期の取組】

- ・ 前期の取組を引き続き実施するとともに、地域での役割について、フォスターイング機関との連携を進めます。

## (3) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

年齢の低い児童、特に就学前の乳幼児の代替養育の場は、愛着形成の必要性など、子どもの発達ニーズを考慮し、家庭と同様の継続的な養育環境を提供できる里親委託を最優先すべきであると考えます。一方、学童期以降の児童については、自我の形成も進み、生活の継続性にも十分な配慮が必要であることから、子ども自身の意思表明権を保障したうえで、里親委託を推進します。

## ① 里親等委託が必要な子ども数

国の策定要領に、次のとおり見込み数を算出します。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）

× 里親等委託が必要な子どもの割合※1

= 里親等委託が必要な子ども数

## ※1 の算出方法

- 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合
- 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合
- 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合  
(a～c とも H30. 12. 1 現在)

## a. 里親等委託数／代替養育を必要とする子ども数 (%)

3歳未満	$22/63=34.9$
3歳以上就学前	$29/85=34.1$
学童期以降	$90/442=20.4$

## b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合 (%)

3歳未満	$2/5=40.0$
3歳以上就学前	$3/13=23.1$
学童期以降	$11/27=40.7$

## c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合 (%)

3歳未満	$38(①23+②15+③0)/41(⑤37+⑥4)=92.7$
3歳以上就学前	$55(①4+②26+③25)/56(⑤6+⑥50)=98.2$
学童期以降	$166(④166)/310(⑥310)=53.5$

① 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数

② 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数

③ 児童養護施設に 1 年以上措置されている乳幼児数

④ 児童養護施設に 3 年以上措置されている学童期以降の子ども数

⑤ 乳児院への措置数

⑥ 児童養護施設への措置数

## II 各論 2里親等への委託の推進に向けた取組

a～c を合算 (%)

3歳未満	62 (22+2+38) / 109 (63+5+41) = 56.9
3歳以上就学前	87 (29+3+55) / 154 (85+13+56) = 56.5
学童期以降	267 (90+11+166) / 779 (442+27+310) = 34.3

### ②里親等委託が必要な子ども数の見込み

①で算出した割合を参考に、フォスターイング体制の充実により、里親登録数の増加見込み等を考慮し、最終年度の里親委託率を3歳未満60%、就学前60%、学童期以降40%、全年齢45%とします。

(R6)

里親委託が必要な子どもの割合を、3歳未満48.4%、就学前48.8%、学童期以降32.3%として計算。  
学童期にその他の施設42を含む（委託率の計算からは除く）

区分	代替養育全体	里親・ファミリー・ホーム	施設
3歳未満	64	31	33
3歳以上就学前	86	42	44
学童期以降	445	130	315
計	595	203	392

(R11)

里親委託が必要な子どもの割合を、3歳未満、就学前60%、学童期以降40%として計算。  
学童期にその他の施設42を含む（委託率の計算からは除く）

区分	代替養育全体	里親・ファミリー・ホーム	施設
3歳未満	64	39	25
3歳以上就学前	87	53	34
学童期以降	449	163	286
計	600	255	345

### 【参考資料】

#### 里親・ファミリー・ホーム委託児童数の比較

	H30委託数	R11見込み数	増減	増減率
3歳未満	22	39	+17	177%
3歳以上就学前	29	53	+24	183%
学童期	90	163	+73	181%
計	141	255	+114	181%

### ③里親委託の考え方について

行き場のない子どもをつくりないため、十分な受け皿の確保が必要です。

里親リクルートから研修、委託後の支援などを行うフォースタリング機関の体制整備を行い、丁寧に子どもとのマッチングを行っていくようにしていきます。

#### 【参考資料1 里親等の委託の現状】

受け入れ状況(H31.3.31)

養育里親	登録数 (組) a	受入れ里親 (組) b	受入れ人数 (人) c	稼働率 (%) b/a	平均受け入れ 人数(人) c/b
	183	67	86	36.6	1.28

ファミリー ホーム	箇所数 a	定員 b	受入れ人数 (人) c	稼働率 (%) c/b	平均受け入れ 人数(人) c/a
	7	40	23	57.5	3.29

新規里親登録数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
里親全体(組)	25	20	23	28	30	27	39
うち養育里親(組)	9	5	15	16	24	22	21

H27に児童相談センターに里親専任担当を置き、啓発等に力を入れたことから、H28から里親の新規登録数が増加している。

新規ケースのうち里親、ファミリーホーム(FH)に委託した人数

		H26	割合 (%)	H27	割合 (%)	H28	割合 (%)	H29	割合 (%)	H30	割合 (%)
3歳未 満	里親・FH	3	6.4	5	11.6	15	34.9	11	26.8	10	23.3
	施設	44	93.6	38	88.4	28	65.1	30	73.2	33	76.7
	計	47	100.0	43	100.0	43	100.0	41	100.0	43	100.0
3歳以 上就学 前	里親・FH	2	6.1	1	3.2	0	0.0	3	15.0	5	20.0
	施設	31	93.9	30	96.8	31	100.0	17	85.0	20	80.0
	計	33	100.0	31	100.0	31	100.0	20	100.0	25	100.0
学童期 以降	里親・FH	14	17.5	17	23.0	8	12.7	13	16.7	9	12.7
	施設	66	82.5	57	77.0	55	87.3	65	83.3	62	87.3
	計	80	100.0	74	100.0	63	100.0	78	100.0	71	100.0
全年齢	里親・FH	19	11.9	23	15.5	23	16.8	27	19.4	24	17.3
	施設	141	88.1	125	84.5	114	83.2	112	80.6	115	82.7
	計	160	100.0	148	100.0	137	100.0	139	100.0	139	100.0

3歳未満、3歳以上就学前で里親・ファミリーホームに委託した割合は増加傾向にある。

II 各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組

【参考資料2 委託率の目標値を達成するために必要な里親数】

里親委託が必要な子ども数の見込み（令和11年度）については、委託率を三重県案とし、稼働率を40%に上昇、平均受け入れ数1.28人（現状）とした場合、次のとおりとなります。（（ ）内はその他の施設42人を除いた数で、里親委託率の算出に使用します。）

区分	代替養育必要数	里親・ファミリーホーム(FH)	うちFH※	うち里親
3歳未満(60%)	64	39	3	36
3歳以上就学前(60%)	87	53	3	50
学童期以降(40%)	449(407)	163	17	146
計	600(558)	255	23	232

※FHは、H31.3.31の人数を案分しています。

令和11年度に232人の児童を委託するのに必要な養育里親数（組）を算出すると、

$$\boxed{\text{里親数}} \times 40.0\% \text{ (里親稼働率)} \times 1.28 \text{ 人 (平均受け入れ人数)} = 232$$

$$232 \div 1.28 \div 0.400 = \boxed{454}$$

となり、平成30年度末の養育里親数183組から271組の増加が必要であり、11年後の令和11年度に達成するには年間25組の純増が必要です。

**指標**

最終案で記載

## Ⅱ 各論 3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

### 3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

#### ① 現状

令和元年6月の民法一部改正により特別養子縁組制度が改正され、養子となる者の年齢要件の引き上げ、特別養子縁組申立の手続きの二段階化と児童相談所長への申立権の付与、実親の同意撤回の制限等が規定されました。

平成29年8月に国がした「新しい社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障(※1)の観点から、概ね5年以内に現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も成立数の増加をはかっていく方向です。三重県の場合、平成23年度以降の特別養子縁組成立件数は年間4件から13件で推移しています。

特別養子縁組成立件数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
成立件数	4	4	12	6	8	13	12	10

出所：最高裁判所 司法統計及び法務省ホームページ

※平成29年度、平成30年度は司法統計により受付数を計上

また、平成30年4月から「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が施行され、養子縁組あっせん事業を行う場合、これまで届出により事業の実施が可能でしたが、法の施行に伴い、都道府県知事の許可が必要となりました。現在まで県内で活動している民間あっせん機関はありません。

児童相談所では、特別養子縁組を前提とした里親登録を行うとともに、児童を受託した里親に対し、市町と連携した里親委託後の養育支援や特別養子縁組申立の手続きの支援を行い、特別養子縁組成立まで細やかにサポートしています。

民間あっせん機関により家庭裁判所に特別養子縁組の申立が行われた場合は、家庭裁判所から児童相談所への調査嘱託により、児童相談所が特別養子縁組の適否に関する調査等を行っています。

(※1：パーマネンシー保障)

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと。

#### ② 課題

制度改正により特別養子縁組における養子の年齢要件が原則15歳未満に引き上げられたことを受け、特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発していく必要があります。

また、代替養育を提供する側もパーマネンシー保障の理念を念頭に、実親や親族による家族再統合が極めて困難な子どもに対して、里親や施設養護から養子縁組を前提とした処遇に移行する必要がないか、現在委託されている里親との将来的な養子縁組の可能性がないかなどの検討を積極的に行い、すべての子どものパーマネンシー保障がなされるよう取り組んでいくことが必要です。

## Ⅱ各論 3パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所が関与した場合、特別養子縁組成立後は里親家庭として受けてきた支援が一旦終了し、家庭への支援は地域における母子保健や子育て支援といった在宅支援に移行することが一般的です。しかしながら、真実告知や生い立ちの整理、ルーツ探しなど特別養子縁組に特有の相談支援のニーズがあることから、特別養子縁組成立後も相談者のニーズに応じた相談支援体制の充実が必要と考えられます。

今後は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォースタリング機関等が連携し、子どもの最善の利益を念頭に対象となる児童のパーマネンシー保障がなされるよう、特別養子縁組の相談支援が適切に行われる体制を構築することが求められます。

現在、県内には民間あっせん機関はありませんが、今後、希望する事業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行う必要があります。

### ③取組内容

#### 【前期の取組】

- ・ 特別養子縁組制度の周知・啓発について、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォースタリング機関等が連携し、県民への周知・啓発をはかります。
- ・ 児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制の整備を進めます。
- ・ 特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握の上、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して進めます。
- ・ 民間あっせん機関ができた場合、民間あっせん機関に対する支援や連携を進めます。

#### 【後期の取組】

- ・ 特別養子縁組成立前は児童相談所や民間あっせん機関が、特別養子縁組成立後は市町が主に相談を担うのが一般的ですが、フォースタリング機関の整備状況に合わせ、フォースタリング機関が特別養子縁組成立前後も一貫して相談を受けることができるよう、相談支援体制の整備を進めます。

### 指標

最終案で記載

Ⅱ各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

乳児院、児童養護施設は、これまで社会的養護が必要な子どもの養育の場として中心的な役割を果たすとともに、豊富な経験とノウハウを蓄積してきました。施設の安定的な運営に最大限配慮しつつ、培ってきた経験とノウハウを生かして、家庭的養護の一層の充実、ケアニーズの高い児童に対応する高機能化、施設の多機能化を推進します。

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

①現状

県内の18歳以下の人口は、平成21年から30年の10年間で、約12%減少していますが、要保護児童の数は約3%増加しています。したがって、要保護児童の18歳以下人口に占める割合は、10年間で17%増加しています。(各年度の伸び率の平均：約1.8%)

	H30	R 2	R 6	R 11
18歳以下人口推移	291,387	281,575	263,666	243,653
3歳未満	39,939	38,576	36,122	33,380
3歳以上就学前	56,133	54,344	50,888	47,025
学童期以降	195,315	188,655	176,656	163,248

②見込み

代替養育が必要な子どもの割合は、平成30年度の実績値

3歳未満：0.158%

3歳以上就学前：0.151%

学童期以降：0.226%

に、過去10年の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とします。

	H30	R 2	R 6	R 11
代替養育が必要な子ども数	590	590	595	600
3歳未満	63	63	64	64
3歳以上就学前	85	85	86	87
学童期以降	442	442	445	449

※学童期以降の人数には、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームでの代替養育が必要な子どもの数42人を含む

施設で養育が必要な子どもの割合は、「代替養育が必要な子どもの数」から各年齢区別に次の里親委託率を乗じた残数とします。

	R 6	R 11
3歳未満	48.4%	60.0%
3歳以上就学前	48.8%	60.0%
学童期以降	32.3%	40.0%

II 各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	R 6	R11
施設で養育が必要な子ども数	350	303
3歳未満	33	25
3歳以上就学前	44	34
学童期以降	273	244

※学童期以降の人数は、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームでの代替養育が必要な子どもの数を除いたものから算出

(2) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①現状

平成27年3月に策定した三重県家庭的養護推進計画（以下「前計画」）に基づき、各施設において平成41（令和11）年度末までに、全要保護児童のうち、小規模グループ、ケア化された本体施設で概ね36%、分園型小規模グループケアおよび地域小規模児童養護施設のいわゆるグループホームで概ね31%のケア割合（里親、ファミリーホームで概ね33%）となるよう、取組を進めてきました。

各施設においては、前計画の方針に基づいて、平成26年度から施設整備などを行い、平成31年3月末現在、以下のとおり計画が進みました。

	実績		目標（見込み）		
	平成26年度 (H26.12.1)	平成30年度 (H31.3.31)	令和元年度 (前期) (R2.3.31)	令和6年度 (中期) (R7.3.31)	令和11年度 (後期) (R12.3.31)
本体施設	411人 (76.1%)	278人 (55.1%)	310人 (57.4%)	242人 (44.8%)	194人 (35.9%)
グループ ホーム	42人 (7.8%)	81人 (16.1%)	98人 (18.1%)	142人 (26.3%)	166人 (30.7%)
里親・ファ ミリーホ ーム	87人 (16.1%)	145人 (28.8%)	132人 (24.5%)	156人 (28.9%)	180人 (33.3%)
合計	540人	504人	540人	540人	540人

【施設の小規模化、地域分散化の状況】

ア 本体施設

定員は、前期末目標が310名であったところ278名となり、目標より32名減少が進みました。（将来的には194名）

ケア割合は、前期末目標が概ね60%であったところ概ね55%となり、目標より5ポイント減少が進みました。（将来的には概ね36%）

小規模グループケア（ユニット）は、前期末目標が40ユニットであったところ、39ユニットとなり、目標まで1ユニットです。（将来的には47ユニット）

## Ⅱ各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 イ グループホーム

定員は、前期末目標が 98 名であったところ 92 名となり、目標まで 6 名です。(将来的には 166 名)

ケア割合は、前期末目標が概ね 18% であったところ概ね 16% となり、目標まで 2 ポイントです。(将来的には概ね 31%)

グループホーム数は、前期末目標が 16 か所であったところ 15 か所となり、目標まで 1 か所です。(将来的には 27 か所)

### 【多機能化の状況】

児童相談所管内で施設機能のない区域は、紀州児童相談所管内となっています。

なお、一時保護委託専用ユニットが、北勢児童相談所管内の乳児院にて 1 か所 6 名分、鈴鹿児相、中勢児相管内の児童養護施設にて 2 か所 10 名分整備されています。

また、施設において、直接処遇職員や専門的職員の加配を行っており、入所児童への手厚い処遇に取り組んでいます。

### 《三重県家庭的養護推進計画（全体）の進捗状況》

#### 乳児院

	本体		
	定員	ユニット数	備考
平成 30 年度末の状況	45	7	一部小舎制あり
令和 2 年度末（前期末）	45	4	一部小舎制あり
令和 6 年度末（中期末）	45	9	オールユニット化
令和 11 年度末（後期末）	45	9	オールユニット化

#### 児童養護施設

	本体			グループホーム（GH）		
	定員	ユニット数	備考	定員	GH数	備考
平成 30 年度末の状況	318	32	一部小舎制あり	92	15	
令和 2 年度末（前期末）	331	36	一部小舎制あり	98	16	
令和 6 年度末（中期末）	278	36	一部小舎制あり	142	23	
令和 11 年度末（後期末）	256	38	オールユニット化	166	27	

### ②課題

施設の高機能化および多機能化・機能転換を進める必要があります。また、小規模化かつ地域分散化を一層推進する必要があります。

高機能化、小規模化等を図るにあたり、必要な人材確保および資質向上、施設整備への支援が必要です。

### ③取組内容

#### 【前期の取組】

- ・ 本体施設の小舎制を解消し、オールユニット化を進めます。
- ・ 1 小規模グループケアにおける定員を 6 名までとします。

- Ⅱ各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ・ グループホームを増設し、本体施設の定員を分散するなどの、小規模化かつ地域分散化を行います。
  - ・ ケアニーズが高い児童をケアするためのユニット（専門的ケアユニット）への転換、一時保護委託専用ユニットへの転換などの、高機能化および多機能化・機能転換を行います。
  - ・ 施設が高機能化、小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組、施設整備への支援を行います。

【後期の取組】

- ・ 引き続きグループホームを増設し、本体施設の定員を分散するなどの、小規模化かつ地域分散化を行います。
- ・ 専門的ケアユニットへの転換、一時保護委託専用ユニットへの転換などの、高機能化および多機能化・機能転換を一層進めます。
- ・ 引き続き、施設が高機能化、小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組、施設整備への支援を行います。

《施設の高機能化、小規模化等推進計画案》

乳児院

	本体			一時保護委託専用ユニット		
	定員	ユニット数	備考	定員	ユニット数	備考
令和6年度末（前期末）	45	7	一部小舎制あり	6	1	
令和11年度末（後期末）	35	7	オールユニット化	11	2	

児童養護施設

J	本体			グループホーム（GH）			一時保護委託専用ユニット		
	定員	ユニット数	備考	定員	GH数	備考	定員	ユニット数	備考
令和6年度末（前期末）	279	37	一部小舎制あり	110	18		37	8	
令和11年度末（後期末）	206	35	オールユニット化	156	26		49	10	

(3) 母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームの役割分担と連携強化

代替養育を必要とする児童にはさまざまな課題があり、一人ひとりの特性に応じた最適な支援を提供できるよう関係施設との役割分担と連携強化を進めます。

①母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者が監護する児童が利用する施設です。県内に5施設あり、入所定員は87世帯（暫定定員78世帯）となっています。

近年は、DV被害者の保護を目的とした広域的な利用が増加していますが、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、在宅の母子家庭の安定した生活をサポートするため、短期入所での活用など、市町と連携し支援の充

## Ⅱ各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組実を図ります。

### ②児童心理治療施設

児童心理治療施設は、家庭環境や学校における交友関係その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難になった児童が短期間利用する施設です。県内には1施設あり、定員は入所30人、通所10人（暫定定員7人）となっています。

施設の機能や利用対象となる児童の特性について、福祉、学校関係者等への周知に努め利用促進を図るとともに、併設する小中学校分校と協力し、支援の充実を図ります。

また、三重県子ども心身発達医療センターをはじめとする医療機関や原籍校、地域との連携を強化します。

### ③児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする児童が利用する施設です。県内には1施設あり、定員は入所60人（暫定定員27人）となっています。

近年は、不良行為だけでなく、被虐待経験や障がいを有するなど、複合的な課題を抱えた児童の入所が増加しており、施設の特徴である夫婦小舎制の家庭的な環境のもとで、併設する小中学校分校と協力し、支援の充実を図ります。

### ④自立援助ホーム

自立援助ホームは、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則15歳から20歳までの青少年に暮らしの場を提供する施設です。県内には2施設あり、定員は15人となっています。

義務教育終了時点で施設や家庭から出て働くかなければならない児童は、自分一人で生活できる状況にあるとは言い難いのが現状であり、暮らしの場の提供とともに、大人との信頼関係を構築し社会で生き抜く力を身に付け、経済的にも精神的にも自立できるよう支援の充実を図ります。

#### 指標

最終案で記載

## II 各論 5 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

### 5 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

#### ① 現状

##### 【意見聴取・アドボカシー】

一時保護や措置決定に際し、子どもに十分な説明を行いながら進めているものの、意見表明を受けて行われてはいない状況です。

平成30年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト養成研修を行い、「子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保護する」といったアドボカシーの原則等を学びました。

また、平成30年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施しています。

##### 【措置されている子どもの権利擁護】

平成13年度から、「子どもの権利ノート（※1）」を児童養護施設に入所する子どもに配付し、内容を説明しています。

平成19年度から、権利擁護プログラム「CAPプログラム（※2）」等を児童養護施設および福祉型障害児入所施設で実施しています。

平成20年度から、生（性）教育（※3）を児童養護施設等で実施しています。

平成30年度から、児童相談センターに措置児童向けの権利擁護相談専用電話を新設し、当該電話を含めた電話相談先一覧ポスターを児童養護施設内に掲示しています。

また、「子どもの権利擁護手紙（※4）」を作成し、児童養護施設入所児童及びファミリーホーム委託児童に配布し、内容を説明しています。

さらに、里親登録前研修（基礎研修）の中で子どもの権利擁護について取り上げ、受講者に対して説明しています。

ケアの質の向上を図るため、施設の特徴を生かした施設ごとの運営指針や里親養育指針に沿った取組を促進するとともに、各施設では、3年に1度の実施が義務化された第三者評価を行っています。

被措置児童等虐待の禁止については、施設への周知徹底や、入所児童や関係機関等への周知等、発生の予防にも取り組んでいます。

##### （※1：子どもの権利ノート）

プライバシーの尊重や意見表明、困ったときの相談先など、施設で生活する上で保障されている権利についてまとめた冊子。子どもが自分の権利について知ることができるよう、施設入所時に子どもに手渡しています（平成20年度に改訂）。

##### （※2：CAPプログラム）

子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention）プログラム。子どもが生きていくために必要な権利について子どもも周囲の大人も学び、子どもの権利を奪おうとするさまざまな暴力から自分を守るための方策を考える人権教育プログラム。

##### （※3：生（性）教育）

狭義の「性教育」だけではなく、加害・被害防止のために、自分の権利をまもることと相手の権利をまもること等を教えています。

##### （※4：子どもの権利擁護手紙）

措置中の生活で権利侵害等があったときに相談するための手紙。宛先は児童相談センターで、料金受取人扱の封筒を使用。

②課題

一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策が整備されていない状況です。

児童福祉に関わる全ての関係者が、子どもの権利擁護（アドボカシー）について理解しているとともに、アドボケイトの人材養成を行う必要があります。

令和元年6月に公布された児童福祉法等の改正において、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年をめどに検討を加え、必要な措置を講ずるとなっていることから、このことを考慮した対応が必要です。

子どもの権利ノート、権利擁護手紙等の取組について、児童養護施設以外の施設や里親等では充分取り組めていない状況です。

③取組内容

【前期の取組】

- ・子どもの意見表明権についての権利の啓発を進めます。
- ・令和元年度以降も引き続き研修を実施し、児童養護施設職員等に受講対象を広げ、子どもたちと接している県内関係者にアドボケイト、アドボカシーの考えを浸透させていきます。
- ・児童福祉審議会の活用等、意見表明を受け付ける窓口を整備します。
- ・里親・ファミリーホーム委託児童用の「子どもの権利ノート」を作成・配布し、子どもへの説明を行います。
- ・全施設（重心施設除く）・里親・ファミリーホームにおいて「子どもの権利擁護手紙」を導入します。
- ・被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組みます。

【後期の取組】

前期の取組に加え、

- ・代替養育の措置・変更時及び継続の際、定期的に子どもの意見確認をする仕組みを構築します。
- ・第三者機関による子どもの意見表明を保障する仕組みづくりを進めます。

**指標**

最終案で記載

## 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### ①現状

#### 【施設退所後の生活実態等の把握】

児童養護施設退所後の生活状況などを把握し、退所後の自立支援につなげていくため、平成29年度に県内の児童養護施設退所者を対象にアンケート調査を実施しました。調査結果からは、退所後も多くの方が施設の職員と連絡を取り合うなど施設を頼りにしていることや、入所中に行政等の各種手続きやお金の管理などを習得してもらう必要があることがわかりました。また、大学等へ進学する意識が低かったことや、約4割の方が初めて勤めた職場を離職している実態がわかりました。

#### 【経済的な支援】

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者が安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額や生活費、各種資格の取得費に充てる自立支援資金貸付事業を実施しています。これらの貸付金は一定期間の就労を条件に返還が免除されます。

また、児童入所施設措置費により就職支度費、大学進学等自立生活支度費を支給しています。

施設においても、入所中に受給した児童手当を積み立て、退所時の支援に充当しています。

#### 【その他の支援】

児童養護施設等を20歳になったことにより退所しなければならなくなった者のうち、引き続き支援の必要性が高い者等に対して、22歳まで児童養護施設等で生活の場を確保し、必要な支援を行う社会的養護自立支援事業を実施しています。

自立援助ホーム（2箇所、定員15名）においては、環境上の理由等により生活指導をする児童を入所させ、必要な支援を行っています。また、大学等に在学中で、自立援助ホームを20歳になったことにより退所しなければならなくなった者のうち、支援が必要な者に対して、引き続き自立援助ホームでの22歳までの生活費を支援する就学者自立支援事業を実施しています。

施設退所児（者）が就職等に際してアパート等を賃借する場合等に、身元保証人となつた施設長等が支払う損害保険料を助成する、施設退所児身元保証補助事業を実施しています。

要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、家庭裁判所の後見人選任を受けた弁護士等に報酬を支払う未成年後見人支援事業を実施しています。

児童養護施設退所者は進学後の中退や就職後の早期離職が多いことから、施設入所中から退所後の生活や仕事について考える機会を提供するため、施設退所者を積極的に雇用する事業主や児童養護施設出身の大学生等をアドバイザーとして派遣しています。

退所者が施設等へ帰省した際の宿泊等に要した経費の一部を補助しています。

三重県児童養護施設協会により、高校生交流会や自立を励ます会が実施されています。

②課題

児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは、原則高校を卒業すると自立を求められますが、親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっています。

施設、企業、NPOなど多様な主体が連携協力し、施設入所中から退所後まで切れ目のない生活支援、就労支援体制を整備することが必要です。

③取組内容

【前期の取組】

- ・引き続き、自立支援資金貸付事業や措置費による進学、就職支援、社会的養護自立支援事業、就学者自立支援事業、施設退所児身元保証補助事業、未成年後見支援事業等を実施していきます。
- ・施設に自立支援にあたる専任職員を配置するなど、施設内における入所中から退所までの相談支援体制を整備します。
- ・社会的養護が必要な児童の自立支援に理解のある企業やNPO等による就労支援のネットワークづくりを進めるとともに、施設外における相談支援体制を整備します。

【後期の取組】

- ・前期の取組を継続します。
- ・退所後の支援体制を充実させるため、施設外における支援拠点の設置を検討します。

**指標**

最終案で記載

## Ⅱ各論 7児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

### 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

#### (1) 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

##### ①現状

市町における児童相談体制強化のため、下記の支援・取組を行っています。

定期協議：体制と連携の強化に向けて必要に応じて協議を実施。

アドバイザー派遣：要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）の運営に関する助言。

スーパーバイザー派遣：児童家庭相談援助業務に対する助言。

ブロック別研修：警察と教育委員会との連携強化のための事例検討会。

児童相談担当職員研修：児童福祉および母子保健担当、保育所職員を対象とした研修会。

情報交換会：要対協運営についての県内市町間の情報交換会開催。

その他、児童福祉法改正により義務化された要対協調整担当者研修や児童福祉司相当の資格要件取得が可能な指定講習会を開催しています。

また、市町職員を児童相談所に受け入れ、児童相談対応の中心となる人材を育成しています。

##### ②課題

市町においては要対協の基盤づくりや、児童福祉と母子保健との連携は図られつつありますが、市の体制は児童虐待対応の職員配置は非常勤職員によるところが多く、また町でも児童虐待以外の業務を兼務しているところが多いため、体制としては脆弱なところが見られます。

平成28年の児童福祉法改正により、市町における支援体制充実のために支援拠点の整備が努力義務となり、平成30年の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和4年度までに全市町村に設置することとなりましたが、現在県内に支援拠点が整備されているのは1市です。

##### ③取組内容

###### 【前期の取組】

- ・ 現状の取組を継続し、更なる児童相談体制強化を図ります。
- ・ 県内全市町に設置予定の子育て世代包括支援センターとの連携を進めます。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置検討・活用に向けた研修等の支援を行います。
- ・ 子育て世代包括支援センターの中心となる役割を果たす母子保健コーディネーターの人材育成を行います。

###### 【後期の取組】

- ・ 前期の取組に加え、設置された子ども家庭総合支援拠点職員への研修実施により専門性を確保します。

## (2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

### ①現状

児童家庭支援センター（以下、児家セン）は、児童福祉法第44条の2に定められた児童福祉施設であり、次の事業を実施しています。

- ア 児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- イ 市町の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- ウ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- エ 里親やファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。
- オ 児童家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

本県においては児家センの設置促進をはかっており、現在、県内には5か所の児家センが設置されています。

### ②課題

相談件数の多い児家センがある一方で、相談件数に伸び悩む児家センもあります。また、設置して間もない児家センでは、地域における周知や相談機能の体制の構築に努めているところです。

児家センの役割は地域における要支援家庭や要保護家庭の在宅支援において多岐にわたることから、研修等を通じた人材育成や児家センの運営事業費補助金の拡充に努め、相談機能の強化が必要です。

市町に子ども家庭総合支援拠点を整備していくことが求められていますが、児家センとの関係や連携方法についても整理が必要です。

里親支援の充実が求められ、児家センにも里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施主体としての役割も期待されています。

### ③取組内容

#### 【前期の取組】

- ・ 県内6か所の児相管内毎に児家センを設置します。
- ・ 県内児家センの周知と相談機能の充実を図ります。
- ・ 市町に子ども家庭総合支援拠点を整備していくなかで、児家センとの関係を整理し、連携体制の構築を進めます。
- ・ 地域のニーズに応じた新たな児家センの設置を進めます。
- ・ 里親支援体制の機能の充実（フォースタリング事業の事業委託をした場合の県等との連携など）を図ります。

#### 【後期の取組】

- ・ 前期末までに整備した県内各地での児家センの相談機能の充実を図ります。
- ・ 前期末までに整備した児家センに加え、1児相管内で、人口が多いところや面積が広いところについて、所管区域分けを行い、児相管内に複数の児家センを設置

Ⅱ各論 7児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

する必要があれば新たな児家センの整備を進めます。

- 市町に整備された子ども家庭総合支援拠点との連携体制を確立します。

**指標**

最終案で記載

## 8 一時保護改革に向けた取組

### ①現状

児童虐待相談対応件数の増加に伴い、年々一時保護対応ニーズも高まっています。県内においては、リスクアセスメントツール導入により、迅速かつ適切な保護の実施に努めており、一時保護数は増加傾向にあります。一時保護所での保護には定員による限界があり、委託による一時保護数が増加しています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
所内保護 件数	381	476	495	486	492
委託保護 件数	212	323	306	359 (87)	482 (110)
合計	593	799	801	845	974

( ) 一時保護専用施設での合計件数

児童相談所に併設の一時保護所は県内 2 か所（中勢児童相談所 15 名、北勢児童相談所 20 名）となっています。

一時保護専用施設の整備が、平成 29 年度より 2 か所（津市内児童養護施設で 6 名定員、四日市市内乳児院で 6 名定員）、令和元年度より 1 か所（鈴鹿市内児童養護施設で 6 名定員）で行われ、一時保護定員枠（合計 16 枠）を確保しています。

令和 2 年度も 1 か所（児童養護施設で 6 名定員）で整備予定であり、一時保護の場の地域分散化を進めている状況です。

職員の権利擁護に関する研修会への参加や、一時保護所における子どもアドボカシーの試行的取組（平成 30 年度から継続）など、権利擁護に関する取組を実施しています。

一時保護所に対する第三者評価は未実施です。

### ②課題

一時保護ガイドラインを踏まえ、現状において子どもの最善の利益を守るための保護、子どもの権利を守る仕組みなど実効ある見直しを進める必要があります。また、現在の対応について、子どもに安全感、安心感をもたらすような個別ケア・アセスメントの適切な実施など、一時保護ガイドラインを踏まえた対応になっているか検討が必要です。さらに、第三者による評価導入、児童福祉審議会（本県の場合、社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会）での意見表明の方法（相談窓口の設置等）についての検討と整備が必要です。

一時保護に関わる職員の育成方法、研修のあり方等について、勤務形態等から、研修に参加できる機会が少ない状況であり、検討が必要です。

増加傾向にある保護ニーズに対応していくような受け皿の適切な整備及び確保（一時保護の場の拡大）が必要です。個室対応等のプライバシーに配慮した十分な空間の確保が必要です。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 一時保護においては、子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るために仕組みが必要なことから、第三者評価の活用等を進める対策を講じます。
- ・ 子どもからの意見・評価を確認する方法（子どものアンケート等）を確立します。
- ・ 一時保護所への第三者評価導入に向けて、一時保護所職員が一時保護ガイドラインに基づく自己評価の実施を通して子どもの権利に配慮した一時保護のあり方検討及び改善に向けた取組を実施します。
- ・ 一時保護にかかる職員の育成支援（研修等による専門性の向上と意識共有）を行います。
- ・ 引き続き、一時保護の場の地域分散化（一時保護専用施設の整備、一時保護委託可能な里親等の確保）を促進します。

【後期の取組】

- ・ 評価に基づいて第三者評価の導入を実施します。
- ・ 委託一時保護との役割分担を進め、一時保護所の必要定員数を見直すとともに、一時保護所（特に北勢児相）のハード面の整備（大部屋の個室整備等）を進めます。
- ・ 児童福祉審議会での意見聴取の方法について、国による調査内容を踏まえながら本県での実施方法を確立します。

**指標**

最終案で記載

## 9 児童相談所の強化等に向けた取組

### (1) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

#### ①現状

児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移 (単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850
三重県	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074
前年度比	—	116.1%	101.5%	127.5%	124.2%

注) 平成30年度の全国の数値は速報値

こうした状況に対応するため、平成28年の改正児童福祉法では児童虐待対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化やすべての中核市・特別区への児童相談所設置等が対策として講じられました。

さらに、平成30年3月に東京都目黒区で発生した5歳女児の児童虐待死亡事案を受け、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定され、これに基づき「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。

また、平成31年1月に千葉県で発生した小学4年生女児の児童虐待死亡事案を受け、同年2月8日に再び児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、緊急総合対策の更なる徹底・強化について対策に取り組むことが示されました。

#### これまでの児童相談所の体制強化の経緯

年 度	内 容
平成13年度	虐待対応のため北勢児童相談所と中勢児童相談所には専任の保健師を配置し、その他の児童相談所には兼任の保健師を配置
平成17年度	平成16年度の児童福祉法改正を受け、県内の児童相談所を統合した児童相談センターを設置(中央児童相談所の中央機能、市町の体制強化、人材育成、里親推進、他都道府県との連絡調整等を担う。)
平成24年度	児童福祉法等の法改正に合わせて必須研修や市町への研修を強化
平成25年度	法的対応力及び介入型支援を強化するため児童相談センターに弁護士(非常勤)及び警察官を配置
平成26年度	平成24年度の2件の乳児の虐待死亡事例の発生を受け、アセスメントツールを開発し運用開始
平成30年度	三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部および県の四者で「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結し、連携を強化
令和元年度	北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の課を独立させ、県内では39年ぶりの新設となる鈴鹿児童相談所を設置。県内6児童相談所体制となる。

**②課題**

児童相談所の相談件数増加による児童相談所の業務負担は大きくなってきており、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により、職員の確保と、資質の向上が求められています。

現在の児童福祉司のうち6割以上が児童福祉専門職以外(行政職、看護職、教職員等)です。児童相談所に求められている児童家庭福祉に関する高い専門性を保証するためには児童福祉職の比重を高める必要があります。

平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は、全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることです。

県内では、2市が中核市の条件を満たしており、移行に際して児童相談所設置に向けた支援を行う必要があります。

平成31年4月 旧プランによる経過措置の配置基準と現員数

	児童福祉司	スーパーパイサー	児童心理司
配置基準数	54	9	29
現員数	57	4	23

(注) 児童福祉司は人口4万人に1人

2022年度 新プラン完成時の配置基準

	児童福祉司	スーパーパイサー	児童心理司
配置基準数	83	14	40

(注) 児童福祉司は人口3万人に1人

**③取組内容****【前期の取組】**

- 児童虐待等に対応する職員の適切な人材の確保、配置及び研修等による資質の向上に向けた取り組みを進めます。
- A.I.等先端技術の活用に取り組み、より高度な児童相談体制の構築を進めます。
- 県内市の中核市への移行に際して、児童相談所設置にむけた情報提供等の支援を行います。

**【後期の取組】**

- 前期に引き続き、人材確保、職員の資質向上、先端技術の活用等による児童相談所体制の強化に取り組みます。
- 中核市が児童相談所を設置した場合は県として人材育成等必要な支援を行います。

**指標**

最終案で記載

第二期三重県子どもの貧困対策計画  
【最終案】（案）

令和2年2月  
三 重 県

# 目 次

I 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 子どもの貧困のとらえ方	
II 子どもの貧困対策計画の取組状況	2
III 実態調査	7
1 調査の目的	
2 アンケート調査	
3 その他	
IV 子どもの貧困対策の検証	16
V 基本理念と基本方針	17
1 基本理念	
2 基本方針	
VI 具体的取組と計画目標	18
1 考え方	
2 具体的な取組	
(1) 教育の支援	
(2) 生活の支援	
(3) 保護者に対する就労の支援	
(4) 経済的支援	
(5) 身近な地域での支援体制の整備	
VII 計画の推進体制	32

## | 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

本県では、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)および同年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)の趣旨をふまえて、平成28年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

現計画の計画期間終了にあたり、今年度改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、子どもの現在および将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困の連鎖によって閉ざされることがないよう、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、法第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間に合わせて、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### 4 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

## II 子どもの貧困対策計画の取組状況

「三重県子どもの貧困対策計画（平成 28 年度～令和元年度）」では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「包括的かつ一元的な支援」の 5 つの支援を柱として取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次の通りです。

### ①教育の支援

- ・教育相談体制を充実させるために、令和元年度は、スクールカウンセラーを全中学校区と、県立高等学校 37 校に配置しました。各中学校区では、小学校から中学校への途切れのない支援を行えるよう、配当時間数を柔軟に運用できる工夫をしています。スクールソーシャルワーカーについては、1 名を増員して、12 名体制としました。学校に要請に応じた派遣とともに、拠点となる県立高等学校から近隣中学校区への巡回を行い、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、課題の早期発見・早期対応に努めました。（教育委員会）
- ・家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていなかつたりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援を実施しました。（令和元年度は 10 市町 51 校（小学校 36 校、中学校 15 校）で実施）（教育委員会）
- ・新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について、平成 31 年 3 月に小学校で 25 市町、中学校で 27 市町が実施しました。（教育委員会）
- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭等における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の 6 市町から平成 30 年度は 28 市町に増加しました。（子ども・福祉部）
- ・県が所管する 14 町（多気町を除く郡部）における、生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代に拡大しました。また、学習支援に加えて、教育相談や生活習慣の改善に関する助言等にも取り組みました。（子ども・福祉部）

### 【目標とモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6 市町 (H26)	28 市町 (H30)	29 市町
■	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26)	89.7% (H29)	98.8%
■	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4% (H26)	100% (H30)	98.8%
■	放課後を利用した補充的な学習サポートを週 2 回以上実施した学校の割合	小学校	22.7% (H27)	22.6% (H30)
		中学校	13.7% (H27)	17.8% (H30)
				27.0%
				18.0%

<input type="checkbox"/>	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,463人 11.61% (H25)	17,851人 12.38% (H28)	—
<input type="checkbox"/>	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	90% (H26)	96.7% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	83.3% (H26)	100% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーの配置人数	8人 (H27)	12人 (R1)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (H26)	3.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	24.2% (H26)	21.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの大学等進学率	18.2% (H26)	22.6% (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## ②生活の支援

- ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業について9市町への経費助成を行いました。(子ども・福祉部)
- 平成30年度に子ども食堂の運営ノウハウの提供を目的として、「子ども食堂開設ハンドブック」を作成するとともに、「子ども食堂開設準備講座」を開催しました。県が把握する子ども食堂は、平成29年度の26か所から令和元年5月には40か所に増加しました。(子ども・福祉部)
- 社会的養護の子どもへの自立支援として、平成30年度に「児童養護施設退所後の進学を考えるワークショップ&交流会」を開催し、児童養護施設出身の大学生および高校生を招き、発表やパネルディスカッション、県内の施設入所児童との交流会を行いました。また児童養護施設入所児童を対象に「児童養護施設退所後の仕事を考える勉強会」を開催し、施設出身者を積極的に雇用している経営者による仕事の内容や就職に向けた準備などについての説明と、意見交換を行いました。(子ども・福祉部)
- 令和元年9月から県内すべての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。(医療保健部)

### 【目標とモニタリング指標】

	項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町 (H26)	9市町 (H30)	29市町

<input type="checkbox"/>	三重県母子・父子福祉センター相談件数	233 件 (H26)	332 件 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの就職率	中学校卒業後 1. 4% (H26)	1. 0% (H29)	—
		高等学校等卒業後 57. 9% (H26)	64. 2% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの就職率	中学校卒業後 5. 7% (H26)	0% (H30)	—
		高等学校等卒業後 72. 7% (H26)	77. 4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が整備されている市町数	24 市町 (H26)	29 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携した市町数	10 市町 (H26)	29 市町 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

### ③保護者に対する就労支援

- ・津高等技術学校において、再就職を希望する離職者・転職者の方を対象に、介護福祉士、保育士、栄養士の資格取得、パソコン事務等の分野における知識習得に向けた職業訓練を実施しました。(雇用経済部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコンや簿記等の就業支援講習を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、ひとり親の就業を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・被保護世帯の方には、福祉事務所の就労支援員、生活困窮家庭の方においては、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行いました。(子ども・福祉部)

### 【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 就労支援を行う生活困窮者的人数	—	321 人 (H30)	540 人
■ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	3 件 (H26)	10 件 (H30)	40 件

■ 高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79% (H25)	92.3% (H30)	90%
---	--------------	----------------	-----

注) 目標は■で表記

#### ④経済的支援

- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために、「児童扶養手当」を支給しました。支給額の増額と支給回数を含めた支払方法の改善検討等を早期に実施するよう国に提言を行った結果、平成30年8月には、全部支給に係る所得制限限度額の引き上げが行われました。また令和元年11月からは支給回数が、年3回から6回に増加しました。また障がい児の福祉増進を図るため「特別児童扶養手当」を支給しました。（子ども・福祉部）
- 経済的支援が必要な母子家庭および父子家庭に対して、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付を実施しました。（子ども・福祉部）
- 三重県母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による養育費に関する相談などの各種相談支援や、就労支援事業等を実施しました。（子ども・福祉部）
- 生活困窮の程度に応じて必要な保護を実施しました。（子ども・福祉部）

#### 【目標とモニタリング指標】

項目名	計画策定期	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 母子家庭で養育費を受給している割合	45% (H26)	60.0% (R1)	60%
□ 母子世帯の年間世帯収入額（中央値の階層）	200～250 万円未満 (H26)	200～400 万円未満 (R1)	—
□ 児童扶養手当の受給者数	14,428人 (H26)	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

#### ⑤包括的かつ一元的な支援

- ひとり親施策の相談窓口と生活困窮者自立支援相談事業との連携や、福祉総合窓口の設置による相談者への制度照会や支援の実施等、地域の実情に応じた包括的かつ一元的な支援が行える体制を構築するため、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の場等における県内外の好事例の提供や、先進的取組の紹介、各種施策の共有等、市町をはじめとする関係機関との連携強化を行いました。平成30年度末時点では、17市町において包括的かつ一元的な支援が行える体制がとられました。（子ども・福祉部）
- 子どもの貧困問題を周知し、現に支援を行っている活動団体の課題や貧困家庭の子どもの生活実態など現場の声を聞きながら、参加者一人ひとりがそれぞれの立

場で何ができるか考え、支援活動に踏み出すきっかけをつくるため、「子どもの貧困を考えるシンポジウム」を平成30年1月に開催しました。また同年9月には「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン in三重」、12月には「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーinみえ」のイベントを実施し、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた県民意識の醸成に取り組みました。（子ども・福祉部）

### 【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	—	17市町 (H30)	29市町

注) 目標は■で表記

### 全体に係る指標

- 平成28年度の「国民生活基礎調査」において、子どもの貧困率（全国）は、13.9%（子どもの約7人に1人が貧困状態にある状態）となっています。

### 【モニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
□ 生活保護世帯における子どもの数（人）とその割合	2,137人 0.72% (H26)	1,501人 0.54% (H31.3時点)	—
□ 子どもの貧困率（全国）	16.3% (H24)	13.9% (H27)	—
□ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（全国）	54.6% (H24)	50.8% (H27)	—

注) モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

### III 実態調査

#### 1 調査の目的

子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握し、効果的な支援のあり方を検討するため、保護者および子ども本人への調査を実施しました。

#### 2 アンケート調査

##### (1) 調査対象

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

##### (2) 調査方法

令和元年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

##### (3) 調査事項

保護者用調査票	子ども用調査票
<ul style="list-style-type: none"><li>・ご本人とご家族のことについて</li><li>・お子さまのことについて</li><li>・生活の状況について</li><li>・就労状況について</li><li>・公的な支援について</li><li>・ひとり親家庭の状況について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・食事について</li><li>・放課後の過ごし方について</li><li>・あなたについて</li></ul>

##### (4) 回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
合計	4,162	1,048	25.2%

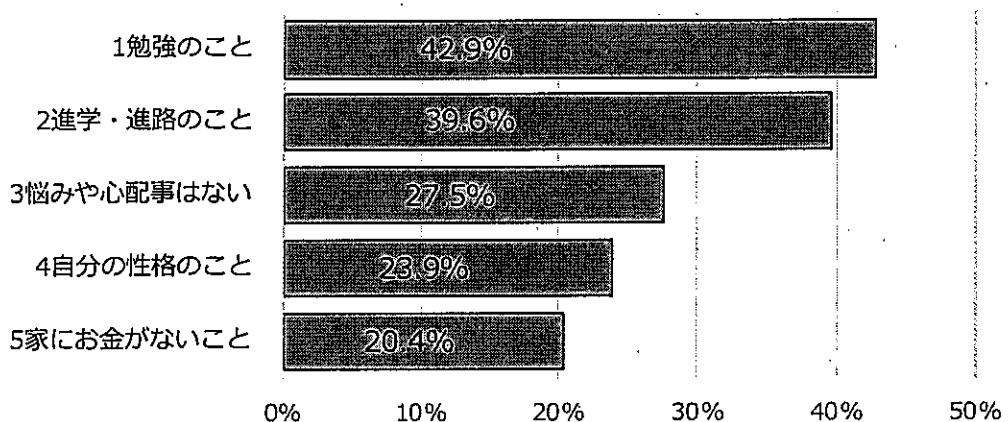
## (5)調査結果(抜粋)

### ①悩みや心配なことなどについて

- ・保護者が抱える子どもについての悩みや心配なことは、「子どもの成績や進学」、「教育費」「子どもの友だち関係」の順となりました。
- ・一方、子ども自身が抱える自分や家族についての悩みも「勉強のこと」、「進学・進路のこと」が多く、保護者・子ども共に勉強や進学に関する悩みが多いという結果になりました。

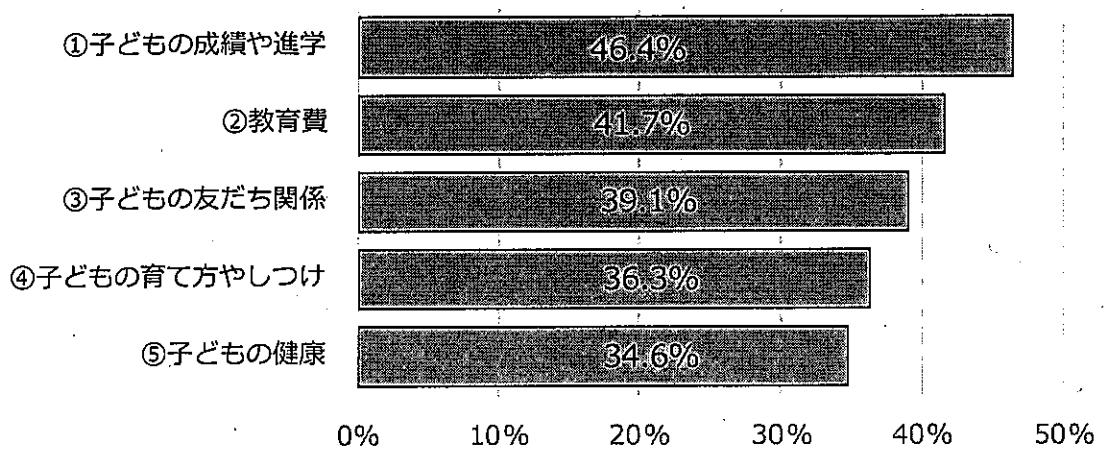
### ○自己や家族のことで悩みや心配なことがありますか(子ども)

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



### ○お子さまについてどのような不安や悩みがありますか(保護者)

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

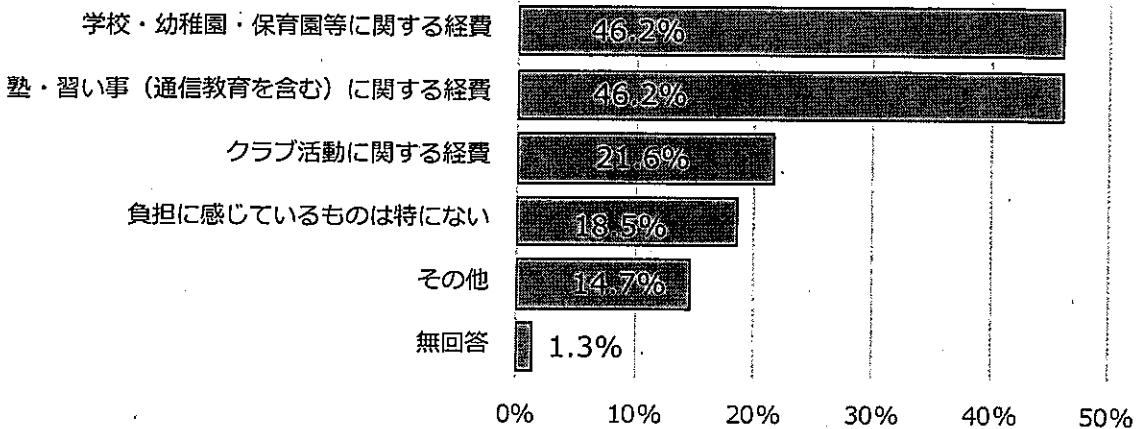


## ②教育費に関する負担について

- ・約半数の保護者が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に感じています。

### ○教育に係る経費について負担に感じているものはありますか（保護者）

※複数回答可

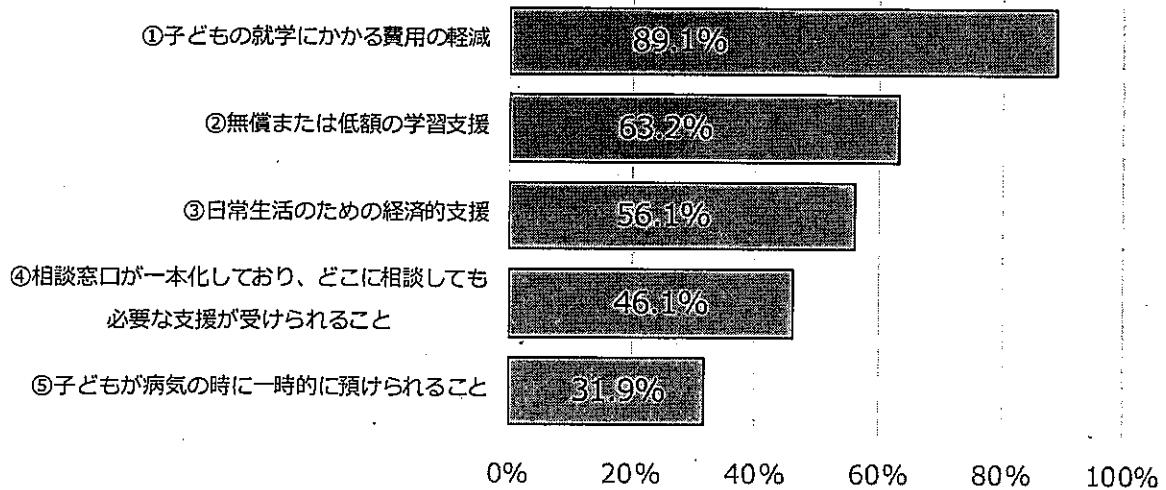


## ③充実を望む支援について

- ・子どもの就学費用の軽減が89.1%、無償または低額の学習支援が63.2%と、教育に係る費用に対する支援の充実が求められています。

### ○子育てをするうえでどのような支援が充実するとよいと思いますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

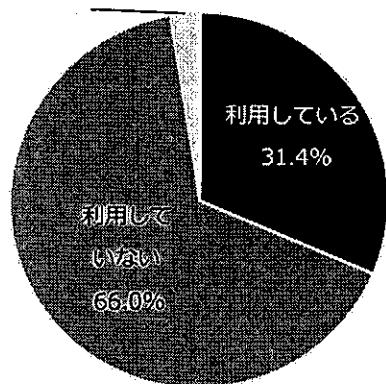


#### ④学習塾の利用について

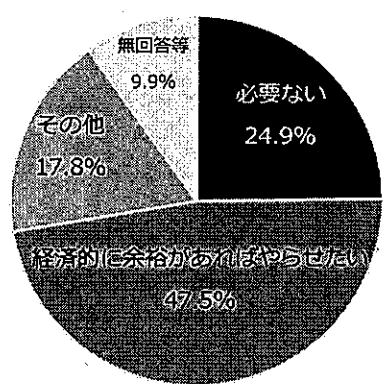
- 過去1年間に子どもが学習塾を利用していないと回答した保護者のうち、約半数は経済的に余裕があれば塾を利用したいと考えています。
- 約8割の保護者が、無料の学習支援教室を利用したい、または自宅近くにあれば利用したいと考えています。

#### ○過去1年間において、お子さまは学習塾を利用していますか（保護者）

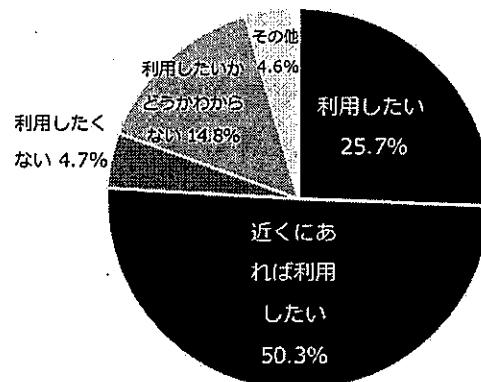
学習塾の利用状況  
無回答等 2.6%



(利用していない家庭)  
学習塾を利用していない理由



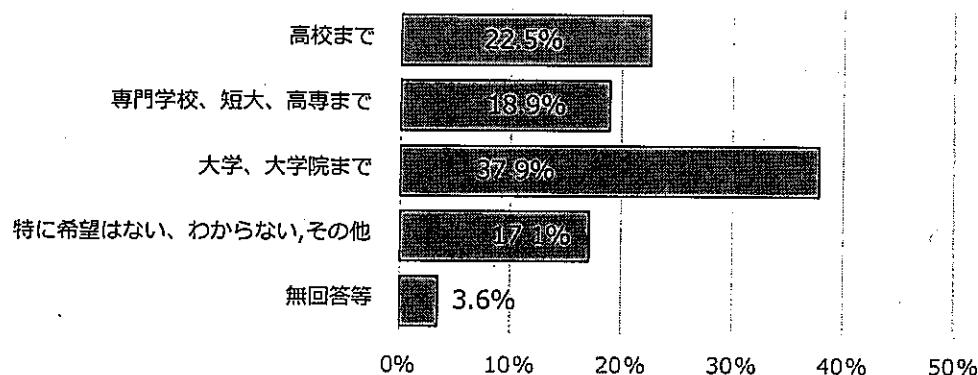
#### ○無料の学習支援教室を利用したいと思いますか（保護者）



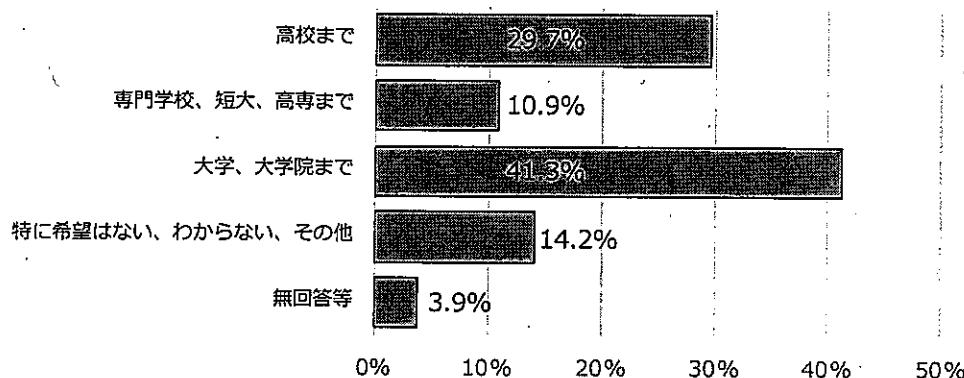
## ⑤進学について

- ・子ども、保護者とも半数以上が、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）への進学を希望しています。
- ・また、高等教育機関への進学を希望しないと回答した保護者のうち 55.8%の方は、令和2年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度や給付型奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しています。

### ○将来どの学校まで行きたいと思いますか（子ども）

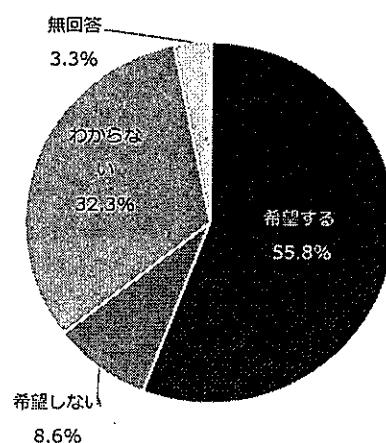


### ○お子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか（保護者）



（上記設問で、高等教育機関への進学を希望しないと回答された方）

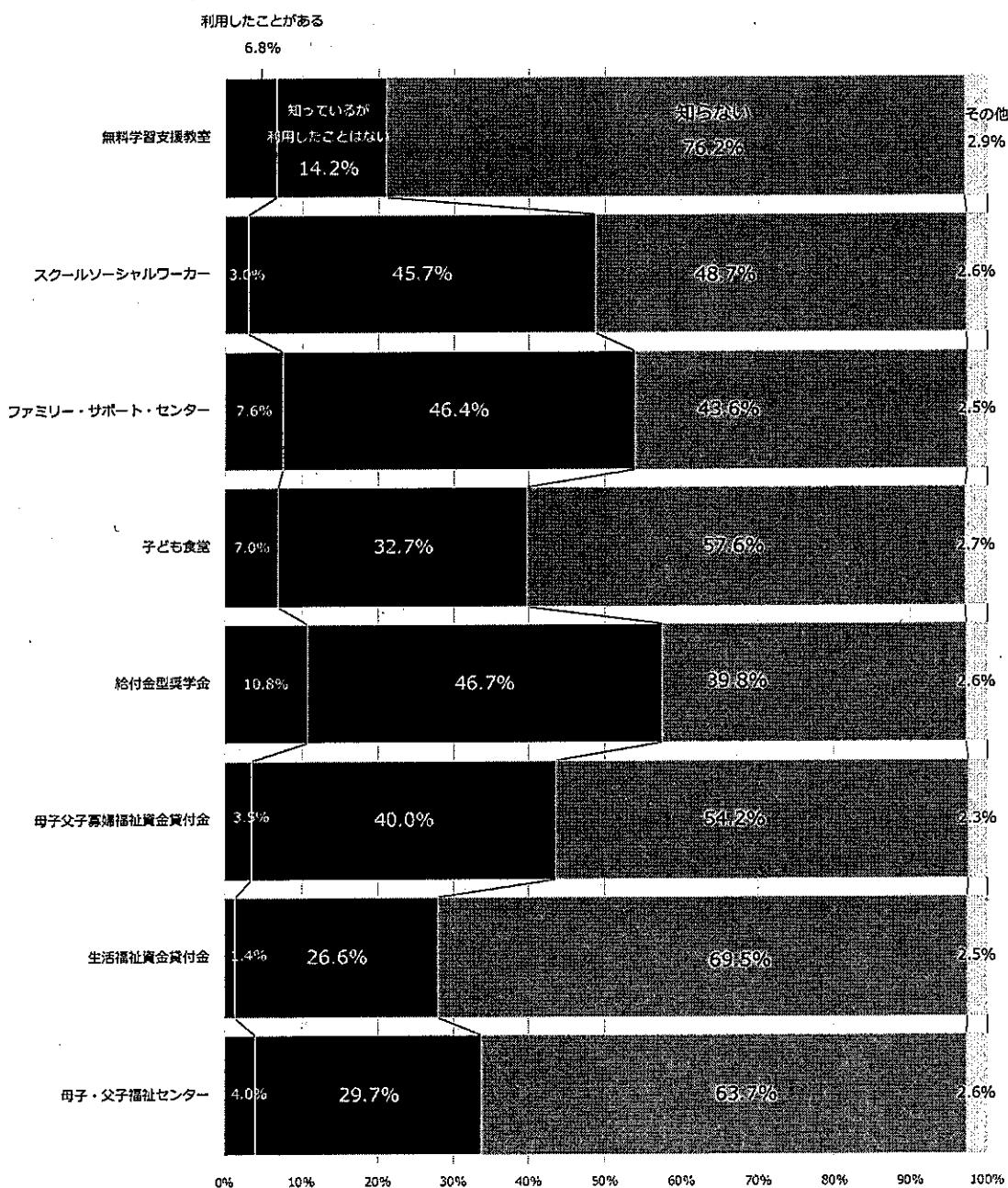
○令和2年度以降拡充が図られる授業料の減免や給付型奨学金の利用が可能であれば、高等教育機関への進学を希望されますか。



## ⑥各種支援制度の認知度について

- ・子育て世代が利用できる様々な支援について「知らない」という回答した方が多くありました。
- ・学習支援教室については、前述の通り、利用を希望される方が多いにも関わらず、76.2%の方が知らないという結果でした。

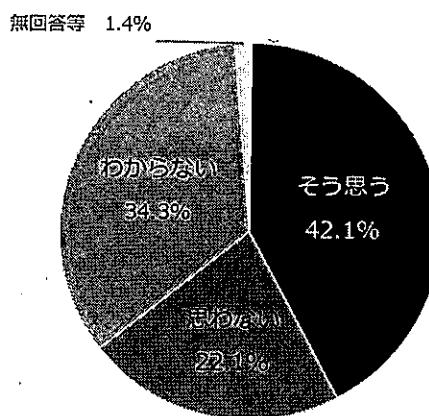
○下記の支援について、それぞれ「利用したことがある」、「知っているが利用したことない」、「知らない」のうちから当てはまるものを選んでください。



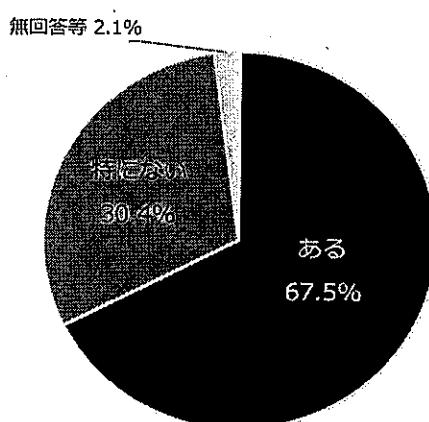
## ⑦子どもの自己肯定感及び将来の夢について

- ・自分のことを好きだと回答した子どもは、42.1%でした。
- ・将来の夢については、67.5%の子があると答えました。そのうち 93.7%は、自分が一生懸命努力すればその夢は叶うと考えています。

### ○自分が好きですか(子ども)

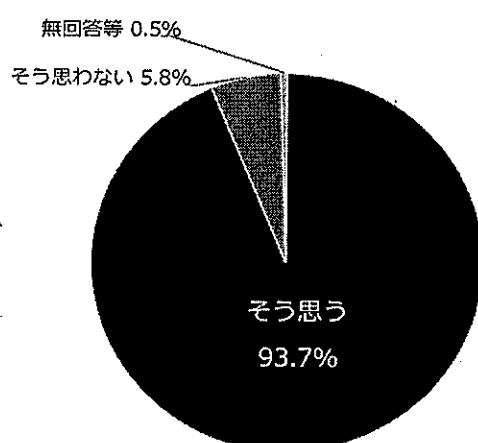


### ○将来の夢はありますか(子ども)



(上記設問で、将来の夢があると回答された方)

### ○その夢は、自分が一生懸命努力すれば叶うと思いますか(子ども)



## ⑧自由意見について

- 制度や支援策への要望や意見等に関する自由意見に、273名（全回答者数の35.5%）の方から回答をいただきました。
- 内容としては、「生活の支援」、「経済的な支援」、「教育の支援」などに関する意見が多く見られました。

○暮らしやお仕事、お子さまについてなど制度や支援策へのご要望や意見があればお書きください（保護者）。



(主な意見)

### 生活支援関係

- 保育所、学童保育について改善してほしい（利用できない、預かり時間、経済的負担等）
- 放課後や長期休暇中等に子どもが安心して過ごせる居場所を作つてほしい
- 病児保育を充実させてほしい
- 医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大してほしい
- 日常の家事等について支援してほしい
- ファミリー・サポート・センター利用に係る経済的負担を減らしてほしい
- 家賃の補助や公営住宅を増やすなど、住居について支援してほしい

### 経済的支援関係

- 児童扶養手当について改善してほしい（所得制限の見直し等）
- 児童手当の支給がなくなる高校入学以降に経済的な支援をしてほしい
- 養育費の支払いを徹底させてほしい
- 光熱水費等、生活上の必要経費を補助してほしい

### 教育支援関係

- 教育（学習塾、部活動等含む）に係る負担を減らしてほしい
- 進学費用に係る負担を減らしてほしい
- 無料の学習支援教室を充実させてほしい
- 障がいのある子どもへの教育・就業等の支援を充実させてほしい

### 就労関係

- 企業の子育て家庭に対する理解を高め、子育てしやすい職場環境づくりを進めてほしい（必要な休暇を取得できる、時間に制約があつても働く等）
- 保護者が資格を取得する際に支援してほしい

### 支援体制関係

- 窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供や相談しやすい体制づくりを進めてほしい

### 3 その他

上記調査のほか、ひとり親家庭や外国人家庭の支援、無料の学習教室や子ども食堂の運営、貧困家庭の多い小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行うとともに、生活保護家庭及びひとり親家庭の高校生、児童福祉施設・里親家庭出身者への聴取調査を行いました。

#### (懇話会の主な意見)

- ・ 支援を必要とする当事者と、様々な支援制度を繋げるコーディネーターが必要
- ・ スクールソーシャルワーカーについて（中学校区に1人以上の配置が望ましい、機能を発揮するために、その地域の状況をよく知って活動する必要がある等）
- ・ 子ども食堂のニーズが高まり、新たに立ち上げるとすぐに大勢の参加者が集まり、資金も人手も足りなくなってしまう
- ・ 市民団体をしっかりとサポートし、力を発揮できる状態にする事が重要
- ・ 良い形で行政が家庭へ定期的に入ることができるきっかけ作りが必要
- ・ 普段会えない人でも食料を持っていくと会えることがあるので、食料配布はアウトリーチのきっかけになる
- ・ 子どもが病気になったとき安心して頼れる病児保育の充実が必要
- ・ 母子父子寡婦福祉士資金貸付金や生活福祉資金貸付金の利用率が非常に低いので、先進自治体の事例などを参考にしてはどうか
- ・ 住んでいる地域によらず、県内どこにいても等しく必要とするサービスを受けることができるよう取り組んでほしい
- ・ 外国籍の人は情報が少なく、問題が深刻になってから相談に来ることが多いので、トータルでサポートする人が必要である

#### (聴取調査の主な意見)

- ・ 母親が病気になったあと、父親が仕事や家事を一人で担うのを見て、支えたいと思っている
- ・ 高校生になるとスマホなど授業以外の出費が増えるので大変である
- ・ 就職のために資格や運転免許を取得するための費用も負担が大きい
- ・ お金がかかるという理由で、遊びに行ったり、服を買ったりするのを我慢することがあった
- ・ 父親が毎日深夜まで働く状況を改善してほしい
- ・ 進学、就職などで一人暮らしの際の経済的な支援がほしい
- ・ 一人で暮らすなかでわからないことを相談できるところがほしい

## IV 子どもの貧困対策の検証

第二期三重県子どもの貧困対策計画の策定に向け、これまでの施策の取組状況や、実態調査の結果等からわかった課題は次の通りです。

### (教育の支援)

- ・経済的に不安定な家庭の支援には様々な部門との連携が必要であり、それらをコーディネートできるスクールソーシャルワーカーの重要性を指摘する意見が多くありました。
- ・学習支援のニーズは高いものの、無料の学習支援の認知度は高くないことがわかりました。生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数は28か所まで増えましたが、今後は箇所数の増加など内容を充実させていく必要があります。
- ・令和2年4月からの高等教育機関の就学支援新制度にあわせ、施設入所児童や里親、生活保護受給家庭の子どもの進学支援が必要です。あわせて高校生を対象とする学習支援を充実させる必要があります。

### (生活の支援)

- ・子育てや家事の支援など生活の援助を望む声があります。必要なサービスを受けられるよう、制度の充実や利用料の助成等を拡充していく必要があります。
- ・子どもの貧困対策を進めるにあたり、家庭の経済状況に左右されずに子どもが健やかに育てられるよう、親の妊娠出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握する必要があります。

### (保護者に対する就労の支援)

- ・生活困窮世帯の保護者に対し、関係機関と連携し、個々の状況に応じて、就労支援を行う必要があります。
- ・三重県母子・父子福祉センターの広報を強化するとともに、ハローワークとの連携を進め、就労支援の充実を図る必要があります。

### (経済的な支援)

- ・養育費を受給する割合が低い状況にあることから、経済的に安定するためにも養育費の取り決めをし、確実な受給につなげる必要があります。
- ・各種手当等の支給や貸付金の貸付など引き続き、子どもに対する経済的な支援を行う必要があります。

### (包括的かつ一元的な支援)

- ・市町における子どもの貧困対策計画が努力義務となりました。今後は子どもや家庭により身近な地域において、支援体制をより充実させる必要があります。
- ・子どもの貧困対策について、ワンストップ窓口や、府内外の関係機関が連携して取り組んでいる市町が増えました。更なる充実に加え、誰にでもわかりやすい情報提供や、支援が届きにくい家庭に向けたアウトリーチの取組も行っていく必要があります。
- ・各機関において子どもの貧困対策となる様々な取組が進んでいますが、それらの支援をコーディネートできる人材を養成していく必要があります。

## V 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

三重県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもが、安心して生きることができ、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られ、自らの力を發揮して成長でき、そして思いや意見が尊重されることにより、一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざしています。

子どもの貧困対策においては、「三重県子ども条例」の基本理念（※）にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

※「三重県子ども条例」の基本理念（第3条）

- ◆子どもを権利の主体として尊重すること。
- ◆子どもの最善の利益を尊重すること。
- ◆子どもの力を信頼すること。

### 2 基本方針

#### （1）親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築

子どもの心身の健全な成長を確保するため、既存の子ども関連施策を基本に、親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立が確立されるまで、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ることで、問題発見と支援を切れ目なくつなげるよう取り組みます。

#### （2）支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部に見られる、必要な支援制度を知らない、手続きが分からず、積極的に利用したがらない子どもたちや家庭を早期に発見し、対策を講じるため、窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めます。また困窮層は多様であることに留意し、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労および生活等の各種支援を講じるよう配慮します。

#### （3）市町における取組の支援

住民にとって最も身近で、個別の子どもに関する情報も多く保有する市町の取組充実を支援するため、関係機関の連携や効果的な取組の広域展開等を進めるよう取り組みます。

#### （4）教育の支援

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、関係機関等との様々な連携により、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。また令和2年度から実施される高等教育機関の就学支援新制度の活用等による進学に向けた支援に取り組みます。

## VI 具体的取組と計画目標

### 1 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に身近な地域での支援体制の整備を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの支援の柱全てに令和6年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用し、P D C A（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより、基本理念の実現に向けて対策を推進していきます。

なお、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（令和2年度～令和5年度）、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年度～令和5年度）、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」および「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を含む：令和2年度～令和6年度）、「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～令和11年度）、「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～令和6年度）等、子どもの貧困対策に係る取組が含まれている関連計画もふまえて取組を進めます。

### 2 具体的な取組

#### （1）教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

##### ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開

###### ア 学校教育による学力保障

- ・小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシート等を活用し、授業方法等の工夫改善や理解と定着を図る取組を学校全体で進めるとともに、家庭・地域と連携して子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。また、県指導主事等が小中学校を積極的に訪問し、学力向上の取組の支援を行います。（教育委員会）
- ・子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施します。（教育委員会）

###### イ 学校を窓口とした関係機関等との連携

- ・多様な課題を抱える子どもたちに対する教育相談を充実させるため、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣し、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携し、支援を行います。(教育委員会)  
・ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。(子ども・福祉部、教育委員会)

#### ウ 地域による学習支援

- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高めるために、学校・家庭・地域が連携して、学習支援や子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動などを行う「子ども支援ネットワーク」の取組を促進します。(教育委員会)
- ・地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域で子どもたちの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習支援を推進します。(教育委員会)
- ・貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

#### エ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、仕事に対する子どもたちの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。(教育委員会)
- ・県立高等学校および私立高等学校等中退者が、県立高等学校および私立高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(教育委員会、環境生活部)

#### オ その他の教育支援

- ・市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図るとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めます。(教育委員会)

## ② 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳～5歳のすべての子ども及び、0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて（※）、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図っていきます。（子ども・福祉部）

（※）無償化の対象とならない世帯についても、ひとり親家庭に対する減免措置は継続されます。

## ③ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・生活保護費の「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる世帯に、義務教育に必要な教科書その他学用品、給食費など、修学にかかる費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援について推進します。（子ども・福祉部）
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修及びスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。（教育委員会）
- ・福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校の要請に応じて派遣し、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携し、支援を行います。（教育委員会）
- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給が全市町で実施されるよう支援を行います。（教育委員会）

## ④ 高等学校等就学に対する教育機会の提供

- ・県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、地方税の課税所得により計算した額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収入基準の見直しにより支援の充実を図ります。（教育委員会）
- ・「生活保護法」に基づく保護を受けている者等の授業料の全部または一部を減免します。（教育委員会）
- ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、生活保護費の「生業扶助」により、入学料、入学考查料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、自立更生に充てられることから収入として認定しない取扱いとします。（子ども・福祉部）
- ・保護者の失職などによる家計急変世帯や高等学校等就学支援金の非該当者への支援を行う私立高等学校等に対して補助を行います。（環境生活部）
- ・保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、授業料や入学料の減免等を行う私立高等学校等に対して補助を行います。（環境生活部）

- ・資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用にかかる利子の一部を助成します。(環境生活部)
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に就学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得者世帯の子どもが、高等学校等に修学するために必要な授業料等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)

⑤ 特別支援教育に関する教育の支援

- ・特別支援学校に就学する子どもたちの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。(教育委員会)
- ・発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。(教育委員会)
- ・発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざし、市町における専門人材の育成、発達障がい児等に対する支援ツール「C L M (Check List In Mie: 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進や家族支援等を行います。(子ども・福祉部)
- ・特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)

⑥ 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県が設置運営する大学などの授業料免除等を行います。(医療保健部、農林水産部)
- ・養成施設卒業後、三重県内で看護職員や保育士等として就業する意思のある方で、貸与を希望される方に返還猶予や返還免除付きの修学資金の貸付を行います。(医療保健部、子ども・福祉部)
- ・国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする人に対して修学資金の貸与を行います。(医療保健部)
- ・機関要件の確認を受けた私立専門学校に在籍し、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学校法人等に助成します。(環境生活部)
- ・ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得者世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上

- げの費用として「進学準備給付金」を支給します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(子ども・福祉部)
  - ・大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(子ども・福祉部)
  - ・県内の高校生に対し、令和2年4月から実施される高等教育の修学支援新制度の実施に係る制度について周知を行います。(子ども・福祉部、教育委員会、環境生活部)

#### ⑦ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む。）の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。(子ども・福祉部)
- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等の学習を支援します。(子ども・福祉部)

#### 【目標とモニタリング指標】

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■ 生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町 (R1)	29 市町
■ 施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	18. 3% (H29)	38. 3%
■ 家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67. 3% (H30)	84. 4%
□ 就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17, 851 人 12. 38% (H28)	—
□ 就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100% (H29)	—
□ 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	25 市町 (H30)	—

<input type="checkbox"/>	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (中学校)	27 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある 学校の割合 (小学校)	22.7% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある 学校の割合 (中学校)	22.1% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの大学等進学率	22.6% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	89.7% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	21.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.0% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子供の高等学校中退率	1.4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子供の高等学校中退者数	710 名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## (2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

- ① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援
  - ア 妊娠・出産期の支援
    - ・家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを「出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）」により推進します。（子ども・福祉部）

- ・関係機関が主体的に連携し、若年層の予期せぬ妊娠に対する相談や育児不安を解消する取組を支援します。(子ども・福祉部)
- ・特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握し支援するため、平成26年度に県内で統一した妊娠届出時アンケートを活用した医療機関と市町との連携、市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの取組を支援します。(子ども・福祉部)
- ・産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、医師会等関係機関と連携し、アンケート情報や妊婦健診情報の評価検討及びマニュアルの作成などを通して産前産後の支援体制の強化を図ります。さらに支援が必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大を図ります。

(子ども・福祉部)

#### イ 子育ての支援

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。(子ども・福祉部)
- ・令和元年度に策定した「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等を着実に行えるよう支援します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の利用料減免を行う市町を支援します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の助成又は減免についても、市町と連携しながら拡充を図ります。(子ども・福祉部)
- ・保育士等を対象とした人権保育専門研修により、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。(子ども・福祉部)
- ・家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。(子ども・福祉部)
- ・子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができるよう、病児・病後児保育施設の整備や運営に対して支援していきます。(子ども・福祉部)

#### ウ 保護者の自立支援

- ・生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業により、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに

悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。(子ども・福祉部)

- ・母子生活支援施設において、配偶者のない女性またはこれに準ずる事情にある女性およびその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)
- ・女性相談所において、配偶者等からの暴力(DV)被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の自立のための相談、支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・婦人保護施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)

## エ 保護者の健康確保

- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)
- ・生活保護受給者が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、生活保護制度の「医療扶助」によって必要な支援を行います。(子ども・福祉部)

## ② 子どもの生活支援

### ア 児童虐待への対応

- ・児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。(子ども・福祉部)

### イ 社会的養育の充実

- ・保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設のもとで安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。(子ども・福祉部)
- ・社会的養育を必要とする子どもが、家庭や家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、令和元年度に策定した「三重県社会的養育推進計画」に基づき、市町の子ども家庭支援体制の構築や、施設の小規模化、里親委託率の向上等の推進を図ります。(子ども・福祉部)

### ウ 子どもの健康確保

- ・子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査を支援します。(子ども・福祉部)
- ・令和元年9月から県内すべての市町において、一定の条件の下で未就学児

における医療費の窓口無料化が行われました。子どもに必要な医療を安心して受けさせることができるように、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)

・子どもたちのむし歯予防のため、学校における給食後の歯みがき指導やフッ化物洗口の実施等の取組を推進します。また、歯科健康診断結果に基づき、子どもたちがもれなく治療するよう、適切な勧奨の方法について情報提供するなど、積極的な受診に努めます。(教育委員会)

## エ 子ども向け相談の運営

・子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「子どもLINE相談みえ」、「少年相談110番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。(子ども・福祉部、教育委員会、三重県警察本部)

### ③ 子どもの安心できる居場所づくり

・放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。(子ども・福祉部、教育委員会)

・国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(子ども・福祉部)

・子ども食堂の関係者で構成される「三重こども食堂ネットワーク」と連携し、子ども食堂の充実に向けた取組を支援します。また関係部局との協力による食材提供等の支援についても検討を行います。(子ども・福祉部、環境生活部)

### ④ 子どもの自立支援

#### ア 社会的養護の子どもへの自立支援

・年齢制限による児童養護施設等退所者のうち、必要に応じ、将来の自立に向けて児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、施設退所後の進学や仕事について考える機会を提供します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。さらに、施設に自立支援員を配置するとともに、施設や企業、NPOが連携・協力し施設退所前から退所後までの切れ目のない支援体制を整備します。(子ども・福祉部)

#### イ 若者への就労支援

・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

・若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。

(雇用経済部)

- ・地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。(雇用経済部)
- ・生活困窮世帯等に属する若者が、経済状況によって技能習得の機会を逸失することがないよう、三重県が設置運営する津高等技術学校の授業料の免除等を行います。(雇用経済部)

## ⑤ 住宅支援

- ・子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。(県土整備部)
- ・住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。(県土整備部)
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある方に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として支給します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得者世帯に対して生活福祉資金(住居の移転に必要な資金等)の貸付を行います。(子ども・福祉部)

### 【目標とモニタリング指標】

	項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施又はひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17 市町 (R1)	29 市町
■	産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19 市町 (H30)	29 市町
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	332 件 (H30)	—
□	保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	—	—

<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25 人 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	県内で活動する子ども食堂の数	40 箇所 (R1.5 時点)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

### (3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

#### ① 親の就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭の父母等の就業、就労等に関する相談支援、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座受講費用の支給（自立支援教育訓練給付金）や修学期間中の経済的支援（高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業）を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し実施します。（雇用経済部）
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。（雇用経済部）
- ・就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。（雇用経済部）
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。（雇用経済部）
- ・就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や

無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組みます。(雇用経済部)

- ・生活困窮者を対象に、自立相談支援事業による就労支援員等が、対象者の個々の状況に応じた就労支援を行います。ハローワーク等の関係機関と連携し、就業相談、職業紹介等の支援、求職活動の支援としてハローワークへの同行、履歴書作成についての助言、面接対策等を行います。また、本人の希望等をふまえた個別の求人開拓などの支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方については、福祉事務所において、「就労支援プログラム」に基づきケースワーカー及び就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行います。就労による自立となった場合、一定の要件を満たす方には、就労自立給付金を支給します。(子ども・福祉部)

## ② 親の学び直しの支援

- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

### 【目標とモニタリング指標】

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■ 就労支援を行う生活困窮者の人数	321人 (H30)	540人
■ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業率	76.9% (H30)	90%
□ ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名 (H30)	—
□ ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## (4) 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

### ① 手当の支給等による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(子ども・福祉部)

- ・ひとり親家庭に対して生活資金等の貸付を行います。（子ども・福祉部）
- ・低所得者世帯に対して生活資金等の貸付を行います。（子ども・福祉部）

② 養育費の確保に関する支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行います。（子ども・福祉部）

**【目標とモニタリング指標】**

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■ 養育費を受給している割合	36.9% (R1)	50%
□ 児童扶養手当の受給者数	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

**(5) 身近な地域での支援体制の整備**

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

① 行政内部及び地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築

- ・県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。（子ども・福祉部）

② 相談機能の強化

- ・県の相談窓口（県福祉事務所、三重県生活相談支援センター、児童相談所、女性相談所、三重県母子・父子福祉センター）において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を必要な支援に確実につなぐことができるよう体制整備を図ります。（子ども・福祉部）
- ・生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員など、

- ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。(子ども・福祉部)
  - ・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行うとともに、地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。(子ども・福祉部)
  - ・「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称M i e C o) を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。(環境生活部)
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、学校等における研修会において教員の資質の向上に努め、貧困をはじめとするさまざまな教育相談に対応する相談機能の充実を図ります。(教育委員会)
- ③ 県内の各地域における支援の充実と理解の促進
- ・市町の子どもの貧困対策計画の策定支援や人材育成等により、県内の各地域における支援の充実を図るとともに、社会全体の子どもの貧困に対する理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。(子ども・福祉部)

**【目標】**

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■ ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17 市町 (H30)	29 市町
■ 子どもの貧困対策計画を策定した市町数	2 市 (H30)	29 市町

注) 目標は■で表記

## VII 計画の推進体制

### 1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに、全庁的な推進体制により計画の進行管理を行います。また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。

#### (1) 県の役割

関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組みます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策が講じられるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

また、学校、関係機関・団体や企業、県民に対する広報、周知啓発などを通じて、子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。

#### (2) 市町の役割

子どもの貧困対策計画の策定に努めるとともに、住民に最も身近な行政機関として、児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策に取り組みます。

#### (3) 関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困対策に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

### 2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

- 「VI 具体的取組と計画目標」に記載した達成（数値）目標および各支援ごとの取組について、前年度の進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにしたうえで、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。
- 改善方策をまとめ、以降の取組に反映させるとともに、県ホームページ等を利用して県民へ情報提供します。
- 国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、子どもの貧困の実態把握や取組の改善に努めます。

第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画  
【最終案】（案）

令和2（2020）年2月  
三重県

## 目 次

I 計画策定の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
II 現状と課題	
1 三重県のひとり親家庭の状況	2
2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況	3
3 三重県子どもの生活実態調査の実施	6
4 課題	7
(1) 親への就業支援に関する課題	7
(2) 子育てと生活のための支援に関する課題	9
(3) 子どもへの学習支援に関する課題	10
(4) 経済的な安定のための支援に関する課題	11
(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題	12
(6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題	13
III 基本理念と具体的な取組	15
1 基本理念	15
2 具体的な取組	15
(1) 親への就業支援	15
(2) 子育てと生活のための支援	17
(3) 子どもへの学習支援	19
(4) 経済的な安定のための支援	19
(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知	20
(6) 父子家庭に対する支援の充実	21
IV 計画の評価及び見直し	22

## I 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立等のさまざまな課題を抱えており、総合的な支援が必要です。

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正によって設けられた制度です。

この改正を受け、国では「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

本県では、平成17(2005)年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、これまで3期15年にわたり、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

令和元年度に、現在の計画である「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度を迎えることから、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

策定にあたっては、大人ひとりで子どもを育てる世帯の貧困率が50.8%（平成28(2016)年度国民生活基礎調査）とひとり親家庭を取り巻く現状が依然として厳しいことや、「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正をふまえる必要があります。

※ 「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭と寡婦をいいます。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に規定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に即した同法第12条に定める計画です。

### 3 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間を計画期間とします。なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的な方針の見直し等、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

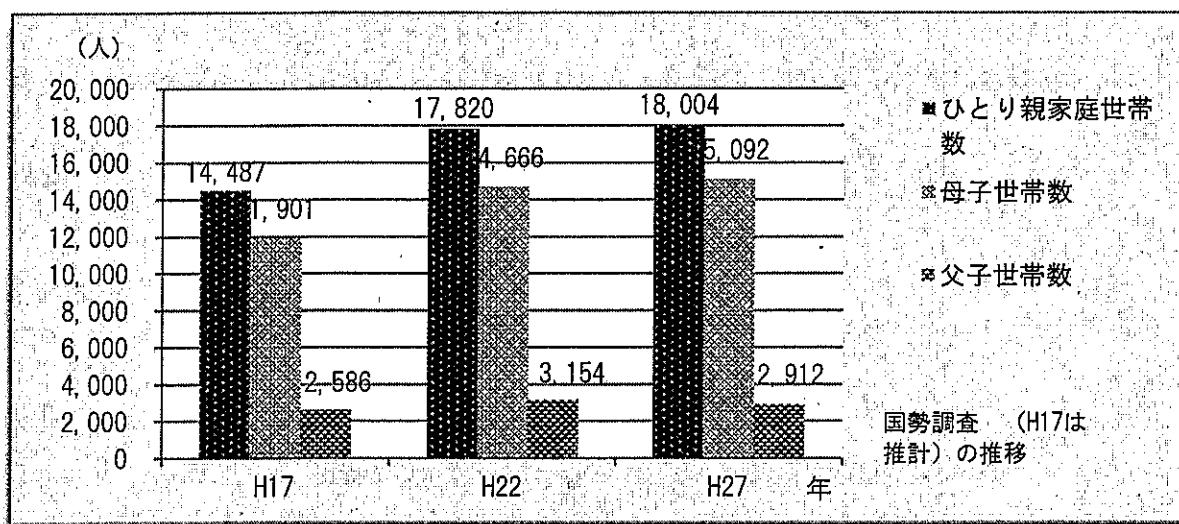
## II 現状と課題

### 1 三重県のひとり親家庭の状況

#### (1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数は、平成 27(2015)年には 18,004 世帯となっています。平成 17(2005)年から平成 27(2015)年の間で、母子世帯は 26.8%、父子世帯は 12.6% の増加となっています。

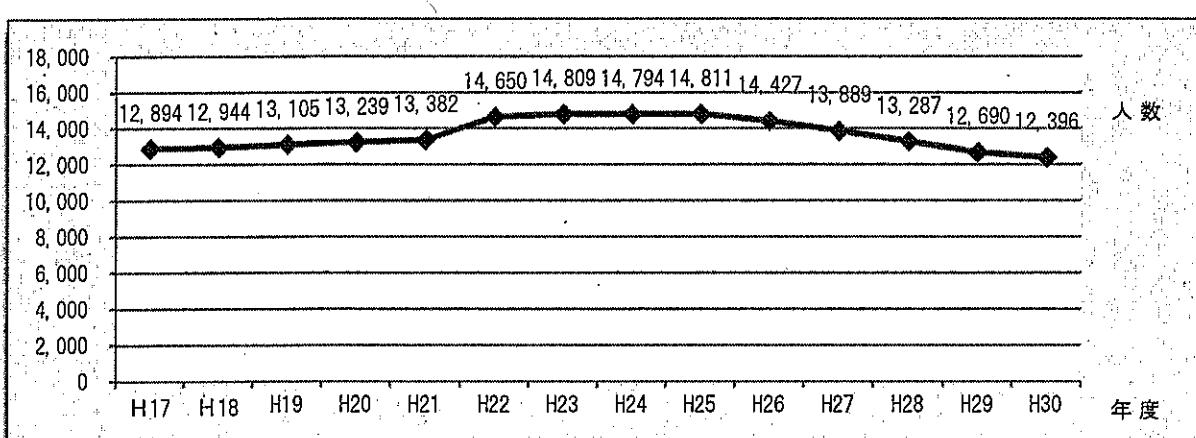
三重県ひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数



#### (2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成 22(2010)年 8 月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、一旦増加しましたが、その後減少傾向にあります。

三重県児童扶養手当受給者数



## 2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）」（以下「第三期計画」という。）では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、

「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの施策を掲げて施策を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況とその実績は、次のとおりです。

### （1）親への就業支援

#### ① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るため、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。高等職業訓練促進給付金については、給付金の支給期間の拡大や給付額の増額がなされたことを背景に増加傾向にあり、資格を取得した修了者のうち常勤雇用となった者の割合も増加しています。

高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合

区分 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
資格取得した修了者数	28	24	31	39
常勤雇用となった人数	24	20	28	36
割合（%）	85.7	83.3	90.3	92.3

#### ② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就労・自立支援センター）を設置・運営しています。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する専門相談に応じています。

また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する就業支援講習会を開催しています。就業支援講習会参加者数は、増加しています。

区分 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
就労相談件数	193	93	161	169
生活相談件数	71	187	194	154
専門相談（弁護士相談）件数	16	13	14	9
相談件数合計	280	293	369	332
就業支援講習会参加者数	20	12	90	90

また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求職件数、就業者数ともに低い数字となっています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
求職件数		31	12	19	13
就業者数		7	8	12	10

## (2) 子育てと生活のための支援

### ① ひとり親家庭等日常生活支援事業

市町では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービス等の援助を行う日常生活支援事業を実施しています。

実施市町数は、増加しています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数		5	6	8	9

### ② ひとり親家庭情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行い、交流を深めるひとり親家庭情報交換会の開催を支援しています。県内 5 地域で開催し、いずれも寡婦がサポートしました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
参加者数		129	210	166	170
実施箇所数		5	5	5	5

## (3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援しました。

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等と調整を行いながら、実施の拡大を図りました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数		5	5	6	7

## (4) 経済的な安定のための支援

### ① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県（福祉事務所を設置していない町分）の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

平成 30(2018) 年 8 月から全部支給に係る所得制限額が引き上げられました。

さらに、令和元(2019) 年 11 月から支給回数が年 3 回から年 6 回に拡大されました。

## ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数と総貸付額ともに、減少しています。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
貸付件数		427	384	390	322
総貸付額（万円）		27,668	24,523	24,538	20,640

## ③ 養育費の確保

養育費の履行確保等を図るため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での弁護士による相談や福祉事務所での相談を行いました。

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
母子家庭で養育費を受給している人の割合（%）		44.8	44.8	44.8	60.0

※ 母子家庭で養育費の取り決めを行った方のうち、現に養育費を受給している方の割合。平成 30 年度の数値は、令和元年三重県子どもの生活実態調査の結果による直近値。

## （5）相談機能の充実と各種支援制度の周知

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、年間 8 千件程度で横ばいとなっています。

### 福祉事務所における相談件数

区分	年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
生活一般 (資格取得・職業訓練等)		2,778	2,844	2,571	2,336
児童（養育、教育等）		895	785	878	640
経済的支援（貸付金、手当等）		4,555	4,494	4,289	5,076
その他		68	33	38	24
計		8,296	8,156	7,776	8,076

## (6) 父子家庭に対する支援の充実

三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所において父子家庭からの相談窓口を設置し、父子家庭に対する支援施策の情報提供に努めました。父子世帯は全体の2～3%と大変少ない状況です。

福祉事務所における相談件数（父子家庭）

区分	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
生活一般 (資格取得・職業訓練等)		96	34	61	44
児童（養育、教育等）		122	24	23	38
経済的支援(貸付金、手当等)		91	110	132	159
その他		0	0	0	0
計		309	168	216	241

### 3 三重県子どもの生活実態調査の実施

次期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のように実態調査を実施しました。

令和元(2019)年8月に以下の対象者の方々に市町や関係団体を通じて調査票を配布しました。

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ひとり親学習支援事業等を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

区分	配布数	回答数	回答率
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
計	4,162	1,048	25.2%

調査結果について、就労等状況、養育費等の取り決め状況等、子どもについての悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策について本県の状況を分析し、ひとり親家庭で過ごす子どもからも聞き取り調査を行いました。

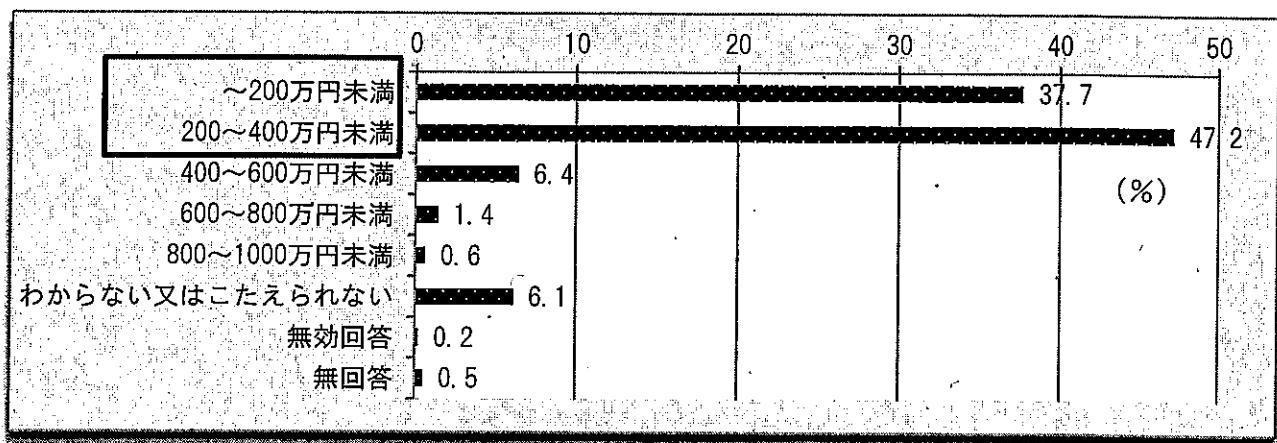
#### 4 課題

次期計画の策定に向け、第三期計画の支援施策の取組状況や令和元(2019)年8月に実施した「三重県子どもの生活実態調査」結果等からわかった課題は、次のとおりです。

##### (1) 親への就業支援に関する課題

ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、ひとり親となつたことを理由に転職をした割合が約4割と高い中で、就労収入は400万円未満が約8割と依然として少ない状況です。

##### ひとり親家庭の世帯収入の状況

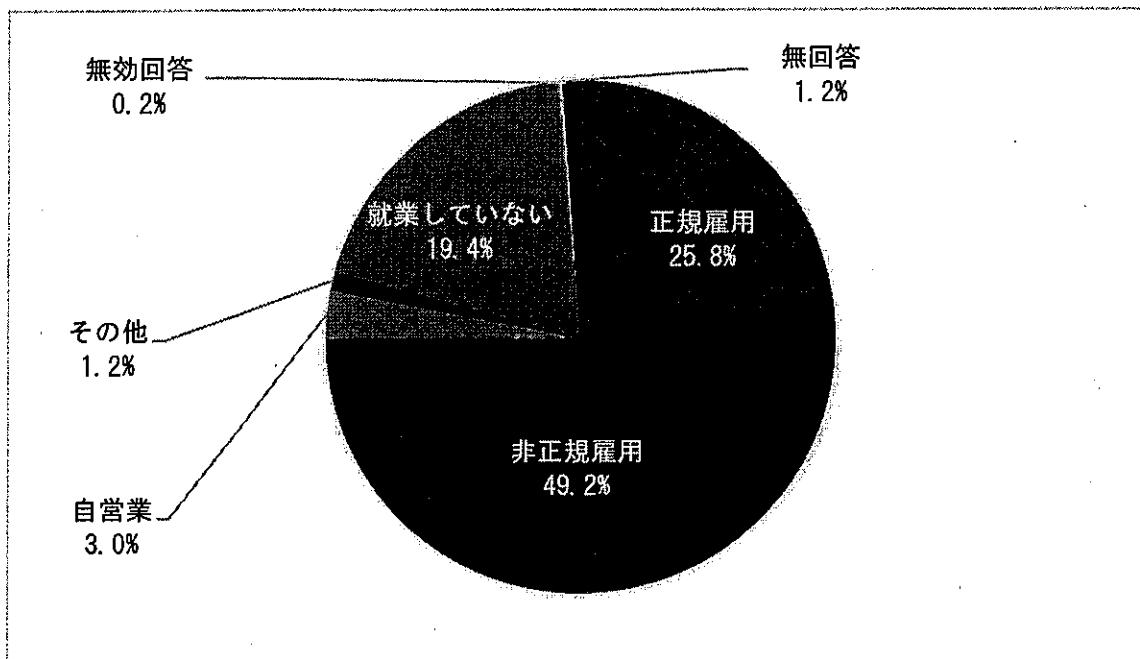


また、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）の相談件数は増加傾向にありますが、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

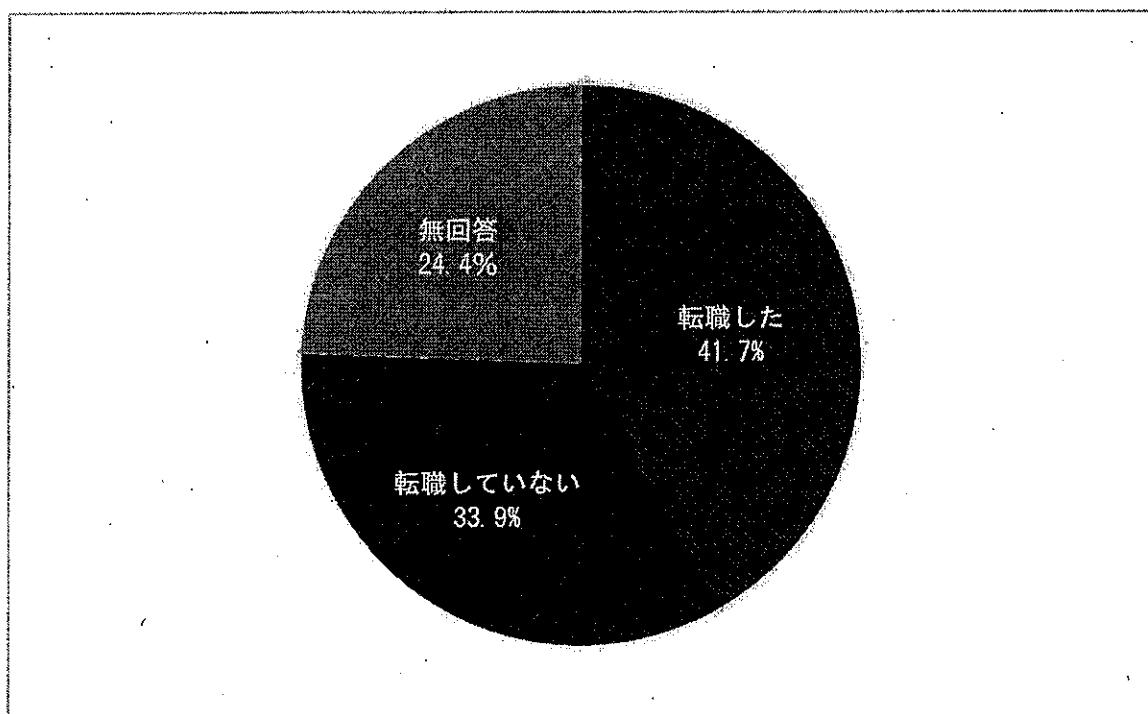
このため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、また、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

さらに、安定した就業のための能力開発の支援を行ってきましたが、高等職業訓練については、平成25(2013)年度の制度改正によって利用者が減少しました。その後、支給期間の拡大や最終修業年次における給付金の増額措置がなされましたが、より一層の制度拡充に向けた働きかけが必要です。

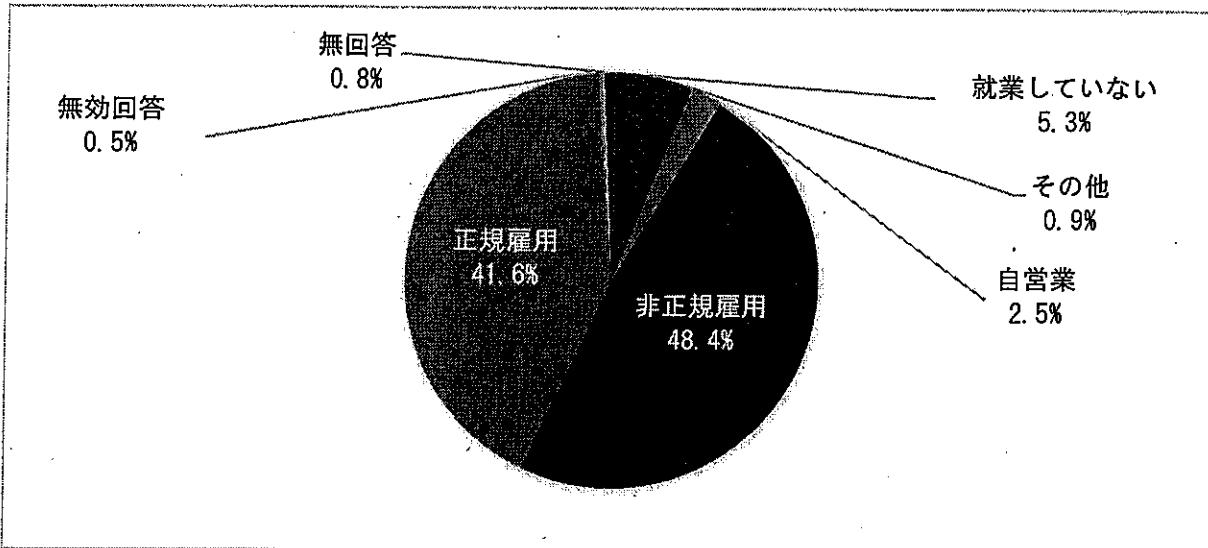
### ひとり親になる前の雇用形態



### ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合



## ひとり親家庭になった後の雇用形態



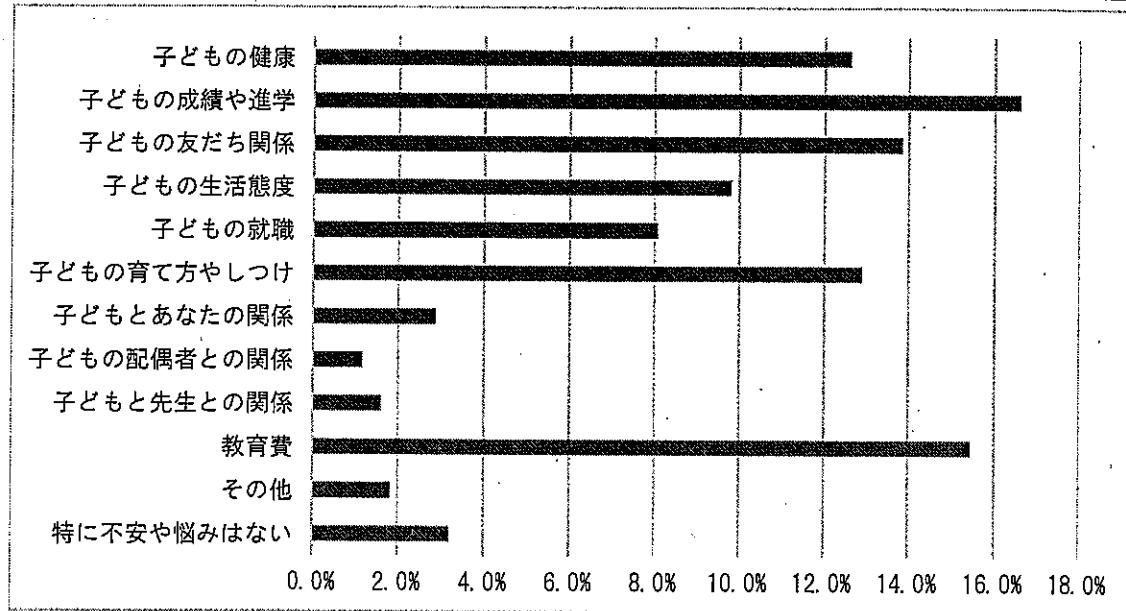
## (2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

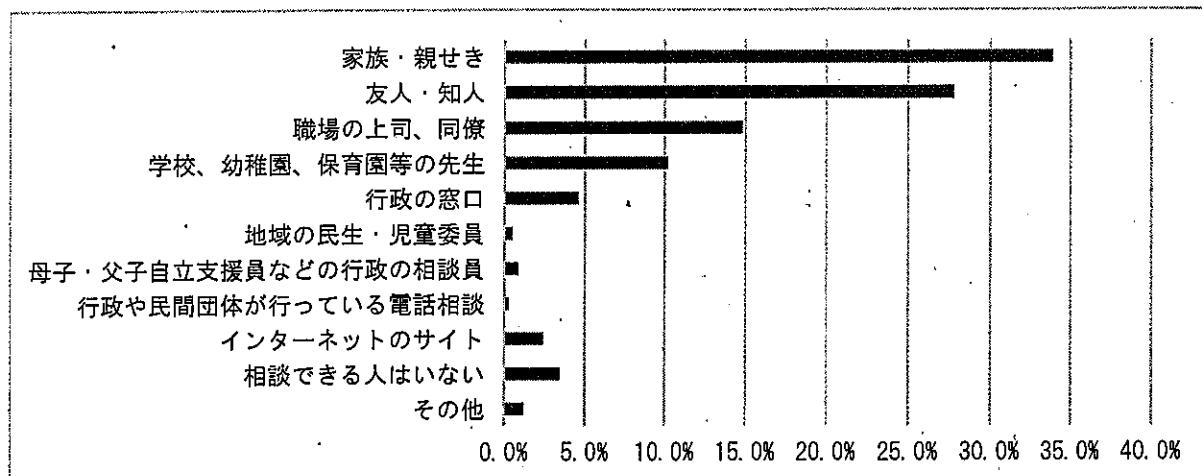
また、子どもの病気等で一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。

さらに、多くの悩みを抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

## ひとり親家庭の親の子どもについての不安や悩み（上位3項目まで複数回答可）



## ひとり親家庭の親の子育てや生活で困った時に相談できる人・機関（複数回答可）



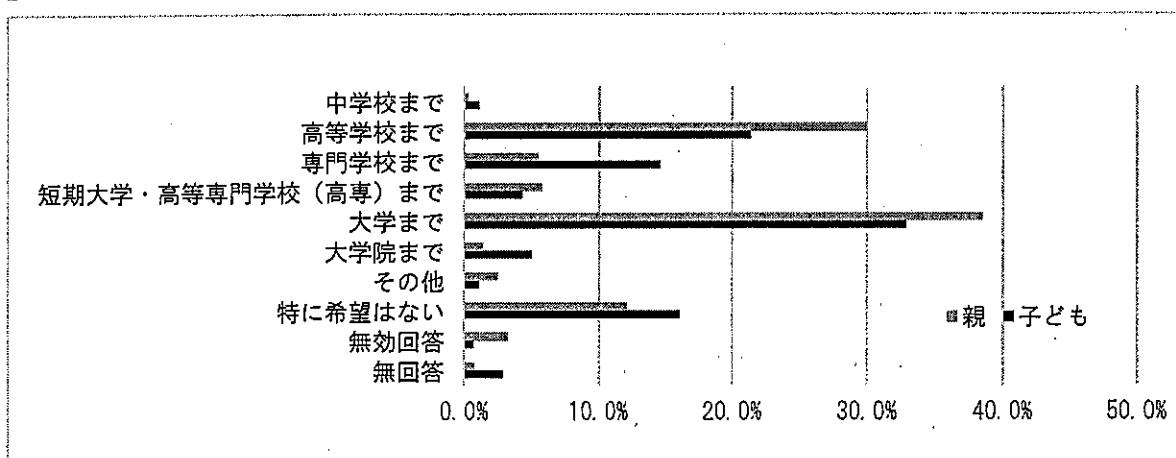
### (3) 子どもへの学習支援に関する課題

子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多い一方、経済的な理由等により、進学することがかなわない場合もあり、一層の支援が求められます。

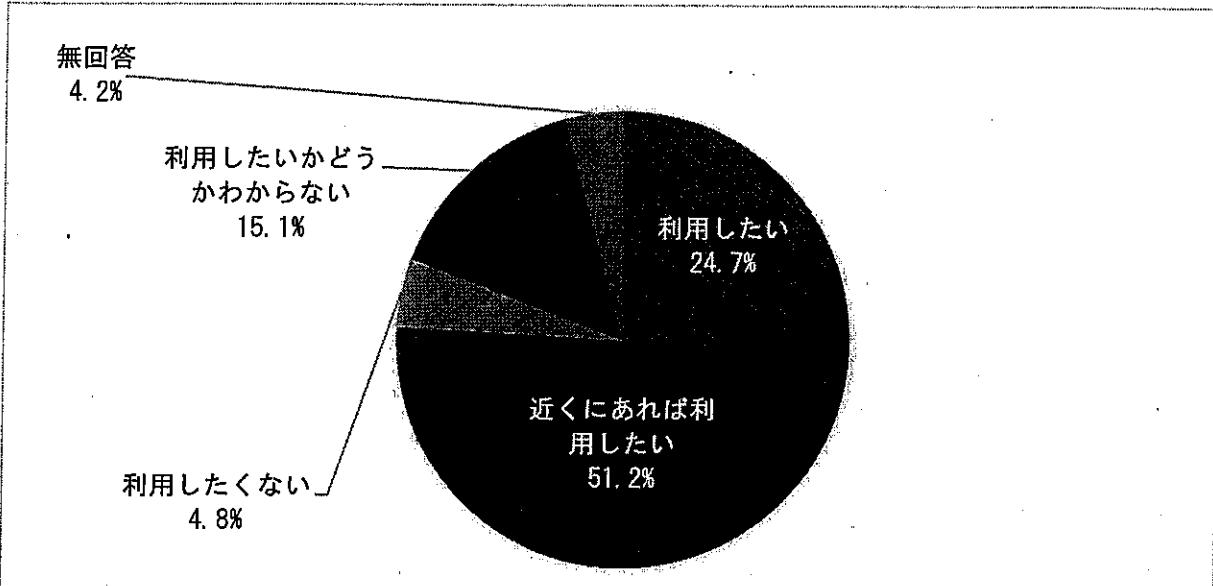
県ではひとり親家庭の学習支援を実施する市町を支援するとともに、ひとり親家庭及び生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を受けられる市町が 28 となり、実施の拡大が図られました。

また、国において高等教育の無償化が令和2(2020)年4月から実施されることやひとり親家庭の親や支援が必要な子どもが望む大学等高等教育機関の最終進学目標の割合が「全国学力・学習状況調査」の結果と比べて 20%程度低い傾向がみられることから、ひとり親家庭の子どもが将来の可能性を引き出せるよう、学習支援の仕組みづくりが必要です。

## ひとり親家庭の親及び支援が必要な子どもが望む最終進学目標



## ひとり親家庭の親の無料の学習教室の利用希望



## (4) 経済的な安定のための支援に関する課題

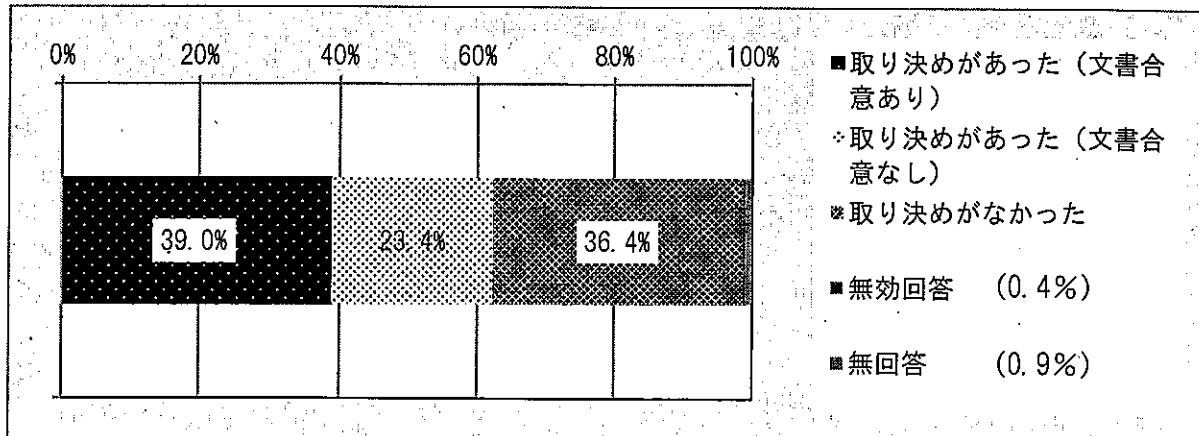
ひとり親家庭の世帯収入は、400万円未満が全体の8割を占め、ひとり親家庭の世帯収入は依然として少なく、経済的に厳しい状況です。

このため、引き続き児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費の助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

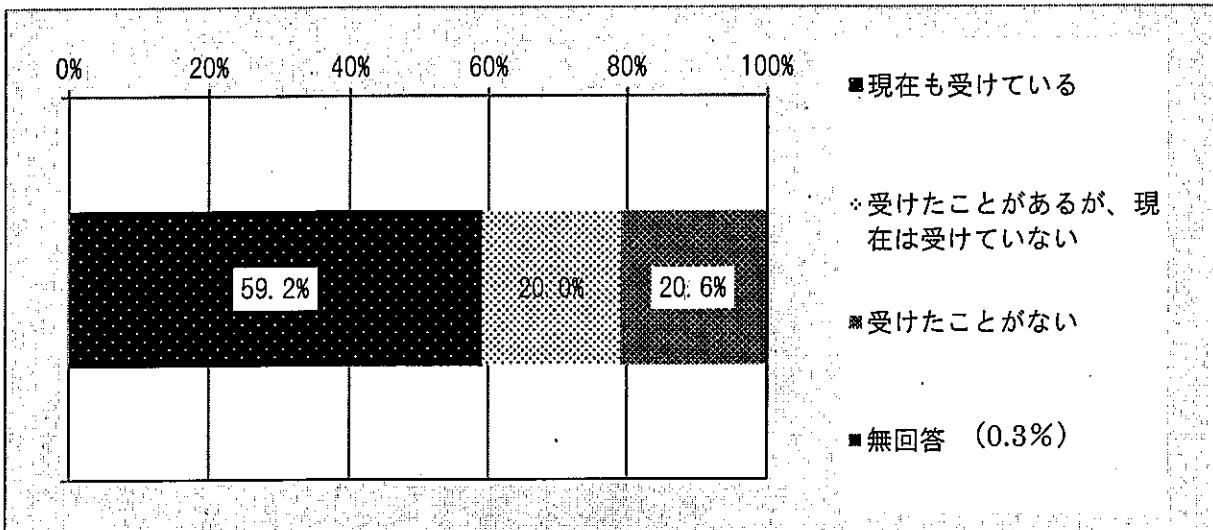
また、ひとりで仕事と子育てを両立させているひとり親家庭の父又は母にとって、保育所や放課後児童クラブの優先利用や病児保育等の支援が必要となっています。

一方、養育費は、全国調査結果に比べ、比較的多く取り決められていますが、実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

## 養育費の取り決め率



## 養育費の取り決めがあった方の養育費の受給状況

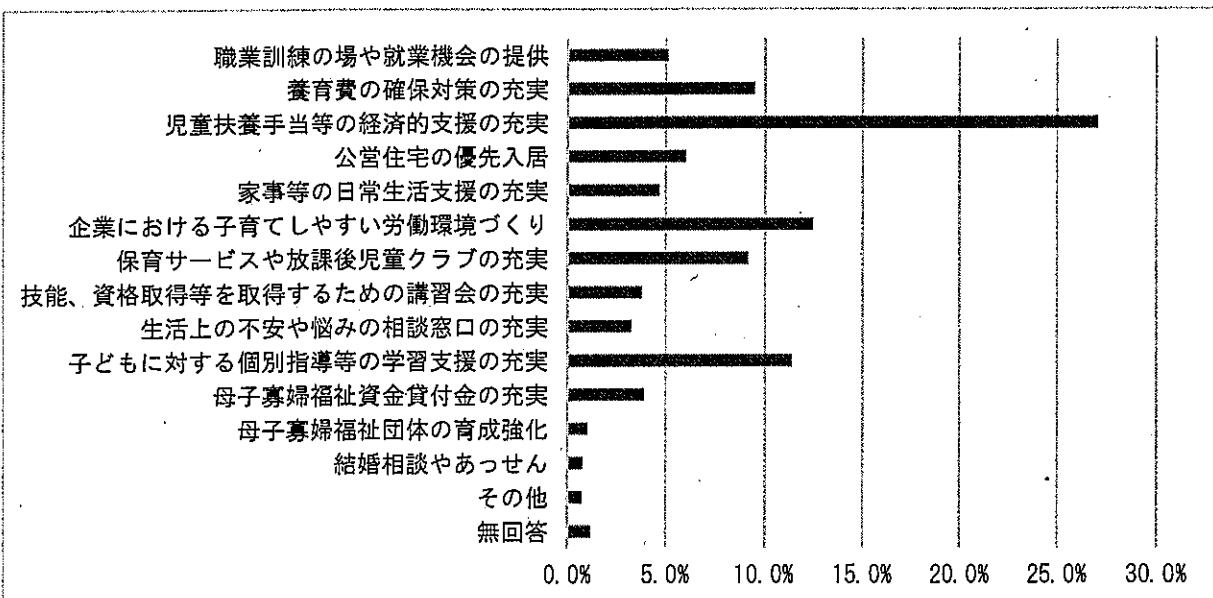


### (5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたります。このため、福祉事務所や三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）等での相談機能が充実するよう、相談員への研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、民生委員や児童委員、NPO団体等の関係団体との連携も必要です。

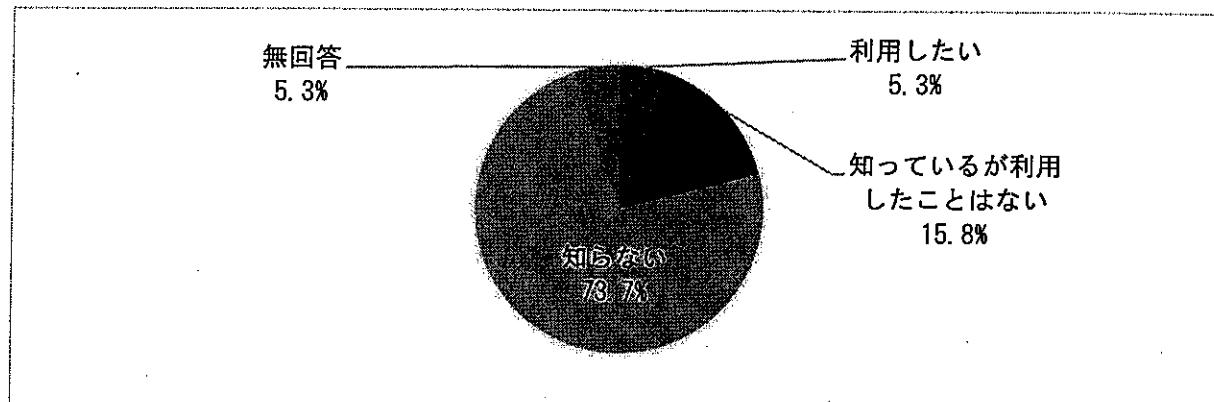
### ひとり親家庭における今後充実が望まれる施策（上位5項目まで複数回答可）



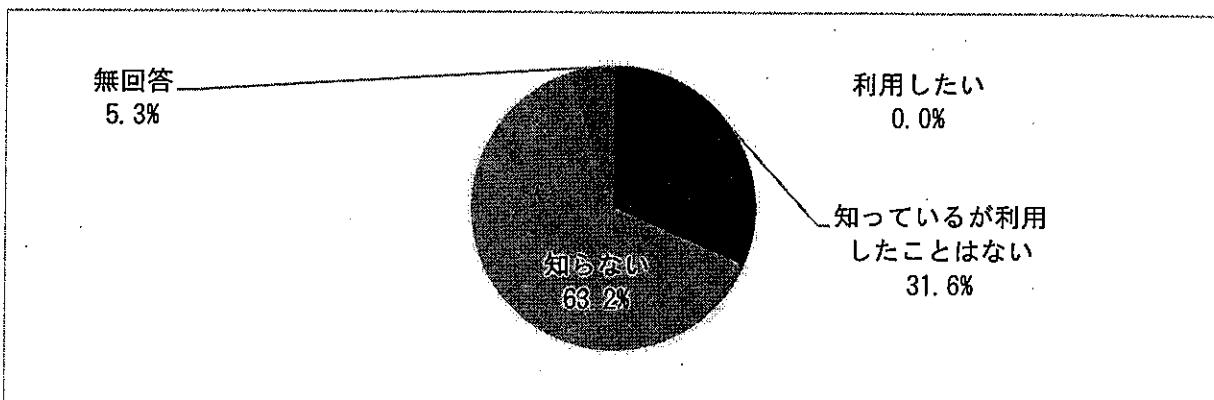
## (6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題

父子家庭に認知されていない実態があることから、父子家庭をはじめ、ひとり親家庭全般に対して、各種支援制度の周知及び充実を図っていくこと等が必要です。

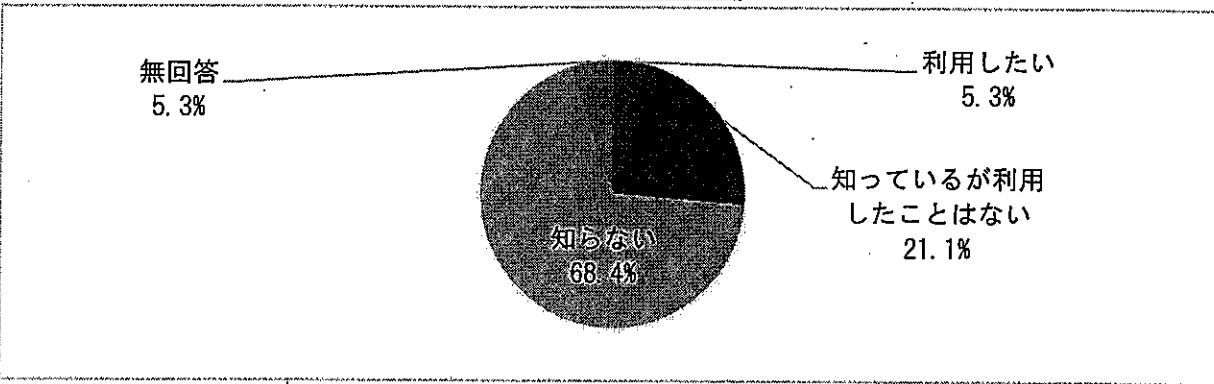
父子家庭における地域で行う無料の学習教室の認知度



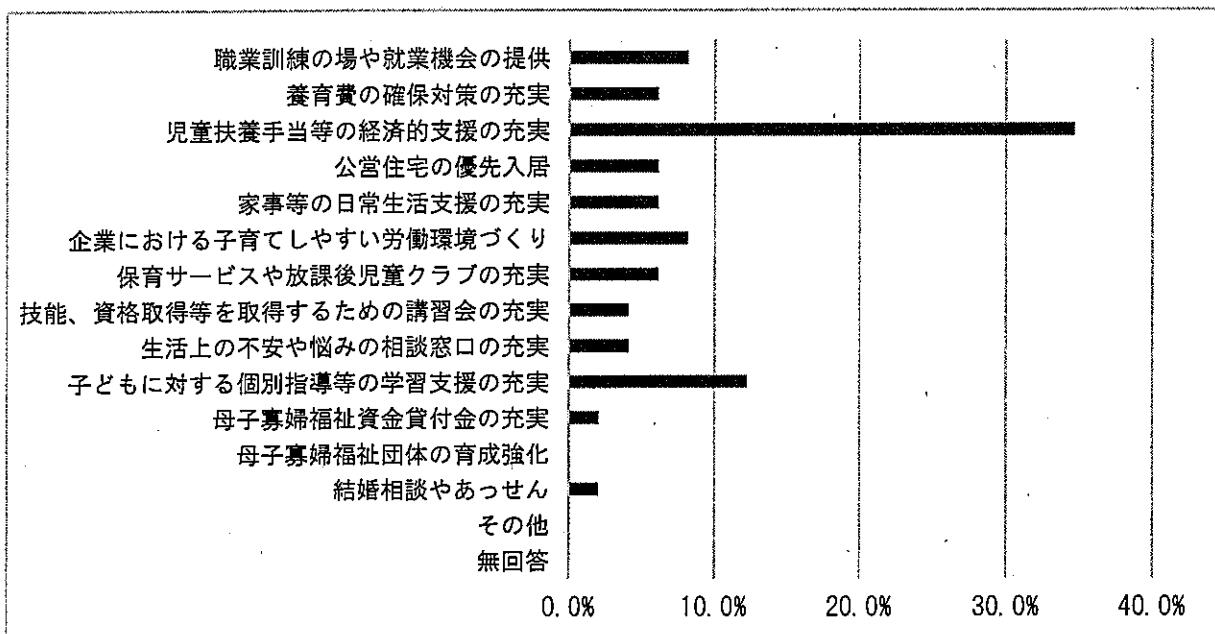
父子家庭における母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度



父子家庭における母子・父子福祉センターの認知度



父子家庭における今後充実が望まれる施策（上位3項目まで複数回答可）



## Ⅲ 基本理念と具体的な取組

### 1 基本理念

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題をふまえ、次とのおり基本理念を定めます。

『全てのひとり親家庭等が、自らの力を發揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢と希望を持って成長できる三重をめざします。』

### 2 具体的な取組

第三期計画においては、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、令和元(2019)年8月に実施した三重県子どもの生活実態調査の結果によると、世帯収入400万円未満の方が約8割となっているなど、依然として厳しい状況が続いているいます。

また、子育てに関する悩みは、「教育・進学」が一番多く、子どもの進学がかなわないこともあります。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正もふまえつつ、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡大が図られましたが、父子家庭からの相談件数が依然として少ない実態があることから、きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に引き続き、これら6つの取組の柱のさらなる充実に向け、その全てに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を行っていきます。

#### (1) 親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介等を実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

#### 【具体的な取組】

##### ア 就業相談・職業紹介

(母子・父子福祉センターによる雇用促進)

・ 県が設置する三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターでの休日の相談対応が可能となるように努めるとともに、

同センターで県の非常勤職員の求人情報の提供を行うなど、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。 (子ども・福祉部)

(企業への働きかけ)

- 企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「格差の改善」を図ります。 (子ども・福祉部)

ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用奨励金」及び「キャリアアップ助成金」の周知を三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において進めています。 (子ども・福祉部)

(母子福祉団体等受注機会拡大)

- 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。 (子ども・福祉部)

(母子・父子自立支援プログラム策定事業)

- 各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県福祉事務所で実施するとともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。

(子ども・福祉部)

#### イ 資格や技術取得の支援

(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給)

- 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。 (子ども・福祉部)

(就業支援講習会)

- 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）で就業に必要なパソコン等の研修を実施します。 (子ども・福祉部)

(職業訓練に係る支援)

- 就労経験がない又は就労経験の乏しいひとり親家庭の父母を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練を専修学校等に委託して実施します。 (雇用経済部)

- 子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間の変更を行うとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。

(雇用経済部)

- 離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースのうち、パソコンCAD科・オフィスビジネス科については、総訓練時間を短縮化し、訓練開始時間を通常より遅くした就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。

(雇用経済部)

(女性の就労支援)

- 就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。

(雇用経済部)

(若者の就労支援)

- 国等関係機関と連携する運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。

(雇用経済部)

(就職氷河期世代の就労支援)

- 就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。

(雇用経済部)

ウ 学び直しの支援

(高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)

- 学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心として就業につなげていくため高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業率（※）	76.9%	90%

※ 現状値は、平成30年度の三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）における求職があった件数を就業した実績で除した割合。現状値を1割程度増やして9割とすることを目標として設定しています。

(2) 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施等による子どもの居場所づくりの推進、病気の時等に家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援等により、安心して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

【具体的な取組】

(幼児教育・保育サービスの充実)

- 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。

(子ども・福祉部)

- 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳の全

ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図ります。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成の実施の拡充)

- ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時等に家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免、助成についても、市町と連携しながら拡充を図ります。

(子ども・福祉部)

(子ども食堂)

- 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO団体、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂の設置を推進します。(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭情報交換会)

- 孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭情報交換会」の実施について、関係団体と連携して取り組みます。(子ども・福祉部)

(保育所・放課後児童クラブ優先入所、病児保育への対応)

- 子育てと仕事との両立支援を図るため、市町に対して保育所や放課後児童クラブの優先入所を働き掛けるとともに、病児保育への取組を支援します。

(子ども・福祉部)

(乳幼児支援)

- 市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。

(子ども・福祉部)

(公営住宅の優先入居)

- ひとり親家庭のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることにより、居住の安定を支援します。

(県土整備部)

(住宅確保のための支援)

- 住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。

(県土整備部)

(母子生活支援施設)

- 経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17	29

※ 現状値は、令和元年度における実施市町数。全市町での事業実施を目指として設定しています。

### (3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況に置かれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多いと言われています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭の子どもへの学習環境を整えることにより、子どもの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望を持てる社会をめざします。

#### 【具体的な取組】

##### (学習支援)

- ひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)
- 放課後子ども教室において、子どもに対する学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7	15

※ 現状値は、令和元年度における実施市町数。福祉事務所単位で取り組む生活困窮者学習支援事業等と調整を図りながら、実施する市町数を全市町数の過半数とすることを目標として設定しています。

### (4) 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

#### 【具体的な取組】

##### (児童扶養手当の支給)

- 生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。  
(子ども・福祉部)

(母子父子寡婦福祉資金の貸付)

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父及び寡婦に対して行います。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等医療費助成)

- ・ 令和元年(2019)9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。引き続き、ひとり親家庭等の医療費の自己負担額を助成する市町を支援します。

(医療保健部)

(放課後児童クラブ利用料助成)

- ・ ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町を支援します。

(子ども・福祉部)

(養育費の確保)

- ・ 養育費の履行確保等に対応するため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での弁護士相談や福祉事務所での相談を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
養育費を受給している割合	36.9%	50%

※ 現状値は、令和元(2019)年三重県子どもの生活実態調査において、養育費の取り決めをし、現に受給している方の割合。現状値を1割程度増やして半数とすることを目標として設定しています。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

【具体的な取組】

(母子・父子福祉センターでの相談対応の強化)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口を設置します。

(子ども・福祉部)

(福祉事務所での相談対応の強化)

- ・ 福祉事務所の母子・父子自立支援員が就労、生活等の支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、設置されている相談窓口と連携を図ります。

(子ども・福祉部)

### (情報提供の充実)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）のホームページ、携帯電話サイト、市町等の広報誌、SNS等を活用して、情報が必要な方に届くようPRをします。 (子ども・福祉部)
- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。 (子ども・福祉部)

### (関係団体との連携)

- ・ 民生委員・児童委員やNPO団体等が連携して相談対応できるよう、市町とともに取り組みます。 (子ども・福祉部)
- ・ 「みえ外国人相談サポートセンター」（愛称MieCo）を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。

(環境生活部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立センター）相談件数	332件 ※1	400件
福祉事務所相談件数	8,076件 ※2	10,000件

※1 現状値は、平成30年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

※2 現状値は、平成30年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

### (6) 父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性を踏まえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

#### 【具体的な取組】

##### (父子家庭に対する相談対応の強化)

- ・ 父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。 (子ども・福祉部)
- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口を設置します。 (子ども・福祉部)

(父子家庭に対する情報提供の強化)

- 父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。 (子ども・福祉部)

(情報交換会への父子家庭の参加)

- 多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。 (子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
福祉事務所における 父子家庭相談件数	241件	500件

※ 現状値は、平成30年度の父子家庭からの就労、生活等に関する相談件数。  
現状値を2倍程度にすることを目標として設定しています。

#### IV 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画→実行→評価→改善（P D C A）」のプロセスにより、効果的に取組を推進します。

実績報告等によって数値目標等の進捗状況を把握するとともに、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮ります。

また、計画策定後は、5年を目途に計画全体についての評価と必要な見直しを行い、次期計画策定につなげます。